

令和元年

第7回宮古島市議会(定例会)会議録

= 定 例 会 =

自 令和元年12月4日(水) 開 会

至 令和元年12月18日(水) 閉 会

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第7回定例会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	7
○ 12月4日（議事日程第1号）	9
○ 会期及び日程	11
会議録署名議員の指名について	17
会期を定めることについて	17
議案審議	17
議会運営委員会委員の選任について	20
常任委員会委員の選任について	20
○ 12月5日（議事日程第2号）	21
議案審議	26
○ 12月11日（議事日程第3号）	49
一般質問	93
我如古 三 雄 君	93
狩 俣 政 作 君	105
下 地 信 広 君	114
前 里 光 健 君	122
砂 川 辰 夫 君	135
○ 12月12日（議事日程第4号）	141
一般質問	143
下 地 勇 徳 君	143
平 良 和 彦 君	152
上 地 廣 敏 君	162
高 吉 幸 光 君	172
○ 12月13日（議事日程第5号）	181
沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	184
一般質問	185
栗 国 恒 広 君	185
平 百合香 君	198
山 里 雅 彦 君	209
友 利 光 徳 君	220
○ 12月16日（議事日程第6号）	233

一般質問	235
仲里タカ子君	235
平良敏夫君	249
濱元雅浩君	264
新里匠君	277
○12月17日(議事日程第7号)	291
一般質問	293
上里樹君	293
眞榮城徳彦君	307
島尻誠君	318
國仲昌二君	330
○12月18日(議事日程第8号)	343
議案審議	359
議長の辞職について	388
議長の選挙	389
副議長の辞職について	392
副議長の選挙	393

宮古島市告示第143号

令和元年第7回宮古島市議会（定例会）を次のとおり招集する。

令和元年11月27日

宮古島市長 下地敏彦

- 1 期 日 令和元年12月4日（水）
- 2 場 所 宮古島市議会議事堂

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第106号	令和元年度宮古島市一般会計補正予算(第4号)	市 長	令和元年 12月4日	令和元年 12月18日	原案可決
議案 第107号	令和元年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	〃	〃
議案 第108号	令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	〃	〃
議案 第109号	令和元年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	〃	〃
議案 第110号	令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	〃	〃
議案 第111号	令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第3号)	〃	〃	〃	〃
議案 第112号	令和元年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	〃	〃
議案 第113号	令和元年度宮古島市水道事業会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	〃
議案 第114号	宮古島市行政組織条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第115号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第116号	宮古島市附属機関設置条例の制定について	〃	〃	〃	〃
議案 第117号	宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	〃	〃	〃	〃
議案 第118号	宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第119号	宮古島市パイナガマ海空すこやか公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第120号	宮古島市都市公園条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第121号	宮古島市立学校設置条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
議案 第122号	宮古島市立学校施設使用料徴収条例の一部改正について	市長	令和元年 12月4日	令和元年 12月18日	原案可決
議案 第123号	宮古島市文化ホール条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第124号	宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第125号	宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第126号	宮古島市水道事業給水条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第127号	字の区域の変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第128号	字の区域の変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第129号	鏡原放課後児童クラブ指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第130号	宮古島市火葬場指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第131号	宮古島市営住宅指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第132号	議決内容の一部変更について	〃	〃	〃	〃
報告 第11号	平成30年度宮古島市健全化判断比率の確報値の報告について	〃	〃		
報告 第12号	専決処分の報告について	〃	〃		
同意案 第1号	教育委員会委員の任命について	〃	〃	令和元年 12月18日	同意
請願書 第1号	請願書（入札執行に関する事務（規則）について）	沖縄県宮古島市下地字与那覇768池間 健栄	〃		審議未了

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
陳情書 第19号	令和2年度建物管理業務委託の入札に関する件 (要請)	沖縄県那覇市曙2丁目 27番14号 (一社) 沖縄県ビルメンテナンス協会 会長 大嶺健太郎	令和元年 12月4日	令和元年 12月18日	採 択
陳情書 第20号	「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情について (依頼)	沖縄県読谷村字比謝缸 55番地2F 沖縄県介護保険広域連合議会 議長 田中 康榮	〃	〃	〃
陳情書 第21号	幼児教育保育無償化に伴う給食費の取り扱いについての陳情書	沖縄県宮古島市平良字西里4番地 宮古島市法人保育園連盟 会長 金谷 福代	〃	〃	〃
陳情書 第22号	学校での「医療行為」に反対する陳情	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根 928番地7号 沖縄県教職員組合宮古支部 執行委員長 友利 徳寿	〃	〃	不採 択

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
陳情書 第23号	学校の安全・安心な環境づくりを求める陳情	沖縄県宮古 島市平良字 東 仲 宗 根 928番地7 号 沖縄県教職 員組合宮古 支部 執行 委員長 友利 徳寿	令和元年 12月4日	令和元年 12月18日	不採択
陳情書 第24号	管理強化につながらない「教職員人事評価制度」 の見直しを求める陳情	〃	〃	〃	継続審査
陳情書 第25号	子どもの貧困に伴い教育環境の充実を求める陳 情	〃	〃	〃	採 択
陳情書 第26号	「学力向上推進」から派生する過度な競争に関 する陳情	〃	〃	〃	不採択
陳情書 第27号	幼稚園・認定こども園の教職員の働き方に関す る陳情	〃	〃	〃	継続審査
陳情書 第28号	「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」 のための意見書採択を求める陳情	〃	〃	〃	採 択
陳情書 第29号	学校における働き方改革に関する取り組みを求 める陳情	〃	〃	〃	〃
陳情書 第30号	公立小中学校の統廃合問題に関する陳情	〃	〃	〃	不採択
陳情書 第31号	南西諸島への警備部隊配備方針を撤回し、宮古 島への新たな軍備の増強に反対する陳情	〃	〃		審議未了
意見書案 第12号	居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る 経過措置期間延長に関する意見書	文 教 社 会 委 員 会	令和元年 12月18日	〃	原案可決
意見書案 第13号	「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」 のための意見書	〃	〃	〃	〃
意見書案 第14号	過疎地域自立促進のための新たな立法措置に関 する意見書	議 会 運 営 委 員 会	〃	〃	〃
意見書案 第15号	首里城の早期再建を求める意見書	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
指名 第3号	議会運営委員会委員の選任について		令和元年 12月4日	令和元年 12月4日	指名
指名 第4号	常任委員会委員の選任について		〃	〃	〃
派遣 第3号	議員の派遣について		令和元年 12月18日	令和元年 12月18日	派遣
選挙 第1号	沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙		令和元年 12月13日	令和元年 12月13日	当選人 下地信広
	議長の辞職について		令和元年 12月18日	令和元年 12月18日	許可
選挙 第2号	議長の選挙		〃	〃	当選人 山里雅彦
	副議長の辞職について		〃	〃	許可
選挙 第3号	副議長の選挙		〃	〃	当選人 高吉幸光

開会日（令和元年12月4日）に応招した議員

佐久本	洋介	君	國仲	昌二	君
上地	廣敏	〃	友利	光德	〃
新里	匠	〃	上里	樹	〃
平	百合香	〃	下地	勇德	〃
仲里	夕カ子	〃	栗国	恒広	〃
島尻	誠	〃	平良	敏夫	〃
平良	和彦	〃	山里	雅彦	〃
下地	信広	〃	棚原	芳樹	〃
我如古	三雄	〃	砂川	辰夫	〃
前里	光健	〃	濱元	雅浩	〃
狩俣	政作	〃	眞榮城	徳彦	〃
高吉	幸光	〃			

令和元年

第7回宮古島市議会(定例会)会議録

12月4日(水) 初日

(議案上程、説明、聴取)

令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第1号

令和元年12月4日（水）午前10時開会

- | | | | |
|-------|---------|-----------------------------------------|--------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について | |
| 〃 第 2 | | 会期を定めることについて | |
| 〃 第 3 | 議案第106号 | 令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号） | （市長提出） |
| 〃 第 4 | 〃 第107号 | 令和元年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 5 | 〃 第108号 | 令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 6 | 〃 第109号 | 令和元年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 7 | 〃 第110号 | 令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 8 | 〃 第111号 | 令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第3号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 9 | 〃 第112号 | 令和元年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） | （ 〃 ） |
| 〃 第10 | 〃 第113号 | 令和元年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号） | （ 〃 ） |
| 〃 第11 | 〃 第114号 | 宮古島市行政組織条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第12 | 〃 第115号 | 宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第13 | 〃 第116号 | 宮古島市附属機関設置条例の制定について | （ 〃 ） |
| 〃 第14 | 〃 第117号 | 宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について | （ 〃 ） |
| 〃 第15 | 〃 第118号 | 宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第16 | 〃 第119号 | 宮古島市パイナガマ海空すこやか公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第17 | 〃 第120号 | 宮古島市都市公園条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第18 | 〃 第121号 | 宮古島市立学校設置条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第19 | 〃 第122号 | 宮古島市立学校施設使用料徴収条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第20 | 〃 第123号 | 宮古島市文化ホール条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第21 | 〃 第124号 | 宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第22 | 〃 第125号 | 宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第23 | 〃 第126号 | 宮古島市水道事業給水条例の一部改正について | （ 〃 ） |

日程第 2 4	議案第 1 2 7 号	字の区域の変更について	(市長提出)
〃 第 2 5	〃 第 1 2 8 号	字の区域の変更について	(〃)
〃 第 2 6	〃 第 1 2 9 号	鏡原放課後児童クラブ指定管理者の指定について	(〃)
〃 第 2 7	〃 第 1 3 0 号	宮古島市火葬場指定管理者の指定について	(〃)
〃 第 2 8	〃 第 1 3 1 号	宮古島市営住宅指定管理者の指定について	(〃)
〃 第 2 9	〃 第 1 3 2 号	議決内容の一部変更について	(〃)
〃 第 3 0	報告第 1 1 号	平成 3 0 年度宮古島市健全化判断比率の確報値の報告について	(〃)
〃 第 3 1	〃 第 1 2 号	専決処分の報告について	(〃)
〃 第 3 2	同意案第 1 号	教育委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 3 3	指名第 3 号	議会運営委員会委員の選任について	
〃 第 3 4	〃 第 4 号	常任委員会委員の選任について	
		～ 休 憩 (委員会構成) ～	

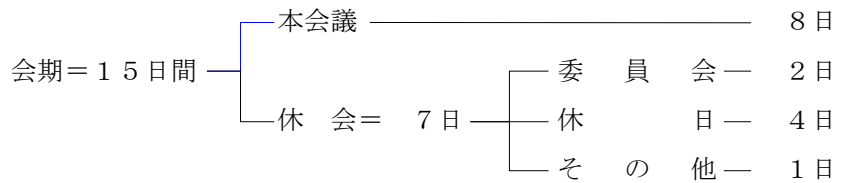
◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）会期日程計画表

令和元年12月4日（水）午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
12月 4日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取 議会運営委員会委員の選任 常任委員会委員の選任 ～休憩（委員会構成）～	開 会
12月 5日	木	〃	議案に対する質疑（付託）	
12月 6日	金	休 会	委員会	通告締切
12月 7日	土	〃		
12月 8日	日	〃		
12月 9日	月	〃	委員会	
12月10日	火	〃		報告書作成
12月11日	水	本会議	一般質問	
12月12日	木	〃	〃	
12月13日	金	〃	〃	
12月14日	土	休 会		
12月15日	日	〃		
12月16日	月	本会議	一般質問	
12月17日	火	〃	〃	
12月18日	水	〃	委員長報告、質疑、討論、表決	閉 会



令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）会議録

令和元年12月4日（水）

（開会＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（散会＝午前11時27分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 徳 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 夕カ子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 徳 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	欠 員	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	砂 川 辰 夫 〃
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 徳 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	下 地 敏 彦 君	上下水道部長	兼 島 方 昭 君
副 市 長	長 濱 政 治 〃	会計管理者	下 地 秀 樹 〃
企画政策部長	友 利 克 〃	消 防 長	来 間 克 〃
総務部長	宮 国 高 宣 〃	伊良部支所長	上 地 成 人 〃
福祉部長	下 地 律 子 〃	総務課長	与那覇 弘 樹 〃
生活環境部長	垣 花 和 彦 〃	企画調整課長	上 地 俊 暢 〃
観光商工部長	楚 南 幸 哉 〃	財 政 課 長	砂 川 朗 〃
振興開発 プロジェクト局長	大 嶺 弘 明 〃	教 育 長	宮 國 博 〃
建設部長	下 地 康 教 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
農林水産部長	松 原 清 光 〃	生涯学習部長	下 地 明 〃

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）諸般の報告書

令和元年12月4日（水）

	<p>9月定例会の閉会后、請願書1件及び陳情書15件の計16件を受理し、そのうち14件をお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり付託したので、所管委員会のご審査をお願いします。</p>
	<p>宮古島市監査委員の砂川正吉委員、棚原芳樹委員の両名から、令和元年9月分の例月出納検査結果報告があった。</p>
<p>11月 1日</p>	<p>宮古島市総合博物館で举行された「宮古島市総合博物館開館30周年記念式典」に出席し、くす玉の開花を行うとともに祝辞を述べた。</p>
<p>11月 3日</p>	<p>宮古島市城辺陸上競技場で開催された「第14回城辺老人クラブ大運動会」に出席し、挨拶を述べた。</p> <p>宮古島市平良多目的屋内運動場で開催された「第10回エコアイランド宮古島マラソンふれあいパーティー」に出席し、女子ハーフマラソンの部の賞状の授与を行った。</p>
<p>11月 7日</p>	<p>勇士会代表、栗国恒広君から会派代表を下地信広君に、政心会代表、山里雅彦君から会派代表を平百合香君に、自民代表、平良敏夫君から会派代表を我如古三雄君にそれぞれ変更した旨の届けがあった。</p> <p>また、勇士会代表、下地信広君から砂川辰夫君が入会した旨の届けがあった。</p> <p>そのほか、政心会代表、平百合香君から所属議員が棚原芳樹君から上地廣敏君に、清風会代表、新里匠君から所属議員が上地廣敏君から棚原芳樹君にそれぞれ異動した旨の届けがあった。</p>
<p>11月 8日～ 11日</p>	<p>9日、広島県広島市内ホテルで開催された「2019年広島宮古ふるさとまつり」に出席し、郷友の方々と親交を深めた。</p> <p>10日、福岡県福岡市内飲食店で開催された「2019年九州宮古ふるさとまつり」に出席し、郷友の方々と親交を深めた。</p>
<p>11月14日～ 17日</p>	<p>15日、都内メルパルクホールで開催された「全国過疎地域自立促進連盟第139回理事会、第50回定期総会及び新過疎法制定実現総決起大会」に出席した。</p> <p>同理事会では、第50回定期総会提出議案の審議が行われ、いずれも原案のとおり承認された。</p> <p>引き続き開催された、同定期総会では事業報告に引き続き役員を選任が行われ、三村申吾（みむらしんご）青森県知事が会長に選任されたほか、各都道府県ごとに関係団体の協議により選出された理事がそれぞれ選任された。</p> <p>また、「新たな過疎対策法の制定に関する決議について」、「令和2年度過疎対策関係政府予算・施策に関する決議・要望について」及び「要請活動方法について」の3つの議案が原案のとおり可決された。</p> <p>引き続き「新過疎法制定実現総決起大会」が開催された。</p> <p>16日、沖縄セルラーパーク那覇で開催された「離島フェア2019」に出席し、出店者を激励した。</p>

11月19日	会派代表者会議が開催され、議会運営委員会及び常任委員会の構成について調整を行った。
11月22日～ 23日	22日、うるま市内総合宴会場で開催された「令和元年度市議会議員・職員研修会」に多くの議員とともに参加した。 同研修会では、元全国都道府県議会議長会事務局次長、内田一夫（うちだかずお）氏が「地方議会をめぐる課題（質問・質疑、政策提案、政務活動費等）について」の演題で講演を行った。
11月23日	「第42回宮古の産業まつり参加5市町（藤枝市、西会津町、上越市、市貝町、山鹿市）との交流会」に出席し、挨拶を述べた。
11月25日～ 28日	「マンダリン航空『下地島～台湾（花蓮）路線』チャーター便に伴う路線搭乗ツアー」に参加した。
11月27日	下地敏彦市長から令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付があった。
11月29日	議会運営委員会が開催され、諮問した会期については本日12月4日から12月18日までの15日間とするのが適当であると決した。 また、同委員会では、①2年の任期満了となった「議会運営委員会委員の選任について」及び「常任委員会委員の選任について」は、本日12月4日の会議で議長において指名すること、②「同意案第1号、教育委員会委員の任命について」は、委員会付託を省略し、12月18日の最終本会議において処理すること、③令和2年2月19日に那覇市で開催される沖縄県離島振興市町村議会議員・事務局職員研修会への「議員の派遣について」は、12月18日の最終本会議において処理すること、と決した。 同じく同委員会では、最終本会議が午後も開かれた場合の午後の会議における説明員の出席についても協議を行い、議会運営に関する申し合わせ事項により出席することとなっている4名の者のうち、別の公務のため出席できない旨の届け出のあった下地敏彦市長にかわり、長濱政治副市長が出席することが了承された。 ----- 議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）提出議案事前説明がされた。 また、同協議会では、議会運営委員会において決した事項の報告をしたほか、「第21回ロマン海道・伊良部島マラソンにおける議長の大会顧問就任について」が了承された。 同じく同協議会では、國仲昌二君申し出の「一般質問の持ち時間を現行の答弁を含め60分以内から答弁を除く30分以内に変更することについて」は、各会派に持ち帰り議論を深めることを確認した。 ----- 元城辺町議会議員、奥濱貞夫氏への「高齢者叙勲伝達式」を宮古島市役所平良庁舎6階応接室で開催し、叙勲の伝達を行った。

11月30日	<p>宮古島市伝統工芸品センターで開催された「稲石祭」に出席し、祝辞を述べた。</p> <p>宮古島市伊良部漁協地区海業支援施設2階ホールで開催された「前伊良部漁協組合長漢那一浩氏漁業振興功績者賞受賞祝賀会」に出席し、祝辞を述べた。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◎議長（佐久本洋介君）

ただいまから令和元年第7回宮古島市議会定例会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告をさせます。

◎事務局長（上地昭人君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

9月定例会の閉会后、請願書1件及び陳情書15件の計16件を受理し、そのうち14件をお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり付託したので、所管委員会のご審査をお願いします。

11月7日、勇士会代表、栗国恒広君から会派代表を下地信広君に、政心会代表、山里雅彦君から会派代表を平百合香君に、自民代表、平良敏夫君から会派代表を我如古三雄君にそれぞれ変更した旨の届けがありました。また、勇士会代表、下地信広君から砂川辰夫君が入会した旨の届けがありました。そのほか、政心会代表、平百合香君から所属議員が棚原芳樹君から上地廣敏君に、清風会代表、新里匠君から所属議員が上地廣敏君から棚原芳樹君にそれぞれ異動した旨の届けがありました。

11月19日、会派代表者会議が開催され、議会運営委員会及び常任委員会の構成について調整を行いました。

11月27日、下地敏彦市長から令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付がありました。

11月29日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については本日12月4日から12月18日までの15日間とするのが適当であると決しました。

また、同委員会では、①2年の任期満了となった議会運営委員会委員の選任について及び常任委員会委員の選任については、本日12月4日の会議で議長において指名すること、②同意案第1号、教育委員会委員の任命については、委員会付託を省略し、12月18日の最終本会議において処理すること、③令和2年2月19日に那覇市で開催される沖縄県離島振興市町村議会議員・事務局職員研修会への議員の派遣については、12月18日の最終本会議において処理することと決しました。

同じく同委員会では、最終本会議が午後も開かれた場合の午後の会議における説明員の出席についても協議を行い、議会運営に関する申し合わせ事項により出席することとなっている4名の者のうち、別の公務のため出席できない旨の届け出のあった下地敏彦市長にかわり、長濱政治副市長が出席することが了承されました。

同日、議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）提出議案事前説明がなされました。

また、同協議会では、議会運営委員会において決した事項の報告をしたほか、第21回ロマン海道・伊良部島マラソンにおける議長の大会顧問就任についてが了承されました。

同じく同協議会では、國仲昌二君申し出の一般質問の持ち時間を現行の答弁を含め60分以内から答弁を除く30分以内に変更することについては、各会派に持ち帰り議論を深めることを確認しました。

そのほかの諸報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において下地信広君及び上里樹君を指名します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

今定例会の会期は、本日12月4日から12月18日までの15日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月4日から12月18日までの15日間と決しました。

なお、議事の都合により12月6日、9日及び10日の計3日間は休会としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第3、議案第106号から日程第32、同意案第1号までの計30件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（下地敏彦君）

令和元年第7回宮古島市議会定例会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案8件、条例議案13件、議決議案6件、報告2件、同意案1件の合計30件であります。

それでは、予算議案からご説明申し上げます。議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）。今回の補正は16億3,406万7,000円の増で、歳入歳出予算の補正のほか、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ437億8,859万6,000円と定めてあります。

議案第107号、令和元年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。今回の補正は、49万5,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億5,206万円と定めてあります。

議案第108号、令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）。今回の補正は、3億9,053万1,000円の増で、歳入歳出予算の補正のほか、地方債の補正を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞ

れ15億4,843万円と定めてあります。

議案第109号、令和元年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)。今回の補正は、51万円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億779万9,000円と定めてあります。

議案第110号、令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)。今回の補正は、319万2,000円の増で、歳入歳出予算の補正のほか、債務負担行為の補正を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,507万4,000円と定めてあります。

議案第111号、令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第3号)。今回の補正は、1,066万7,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億8,554万2,000円と定めてあります。

議案第112号、令和元年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)。今回の補正は、4,579万5,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,112万5,000円と定めてあります。

議案第113号、令和元年度宮古島市水道事業会計補正予算(第1号)。今回の補正は、資本的支出で5,684万9,000円の増のほか、継続費及び債務負担行為の補正を行っております。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第114号、宮古島市行政組織条例の一部改正について。伊良部支所を生活環境部の所管とするには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第115号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について。令和元年年人事院及び沖縄県人事委員会勧告の内容に基づき、給料表の改定を行う必要があるため、本案を提出します。

議案第116号、宮古島市附属機関設置条例の制定について。地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関を設置するには条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

議案第117号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新設される会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する規程を定めるには条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

議案第118号、宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について。山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する適用時限を改めるとともに、文言の整理を行うには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第119号、宮古島市パイナガマ海空すこやか公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について。消費税率10%への引き上げに伴い、宮古島市パイナガマ海空すこやか公園の利用料金の見直しを行うには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第120号、宮古島市都市公園条例の一部改正について。消費税率10%への引き上げに伴い、宮古島市都市公園の使用料の見直しを行うとともに、文言の整理を行うには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第121号、宮古島市立学校設置条例の一部改正について。宮古島市立来間小学校及び来間幼稚園を廃止するには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第122号、宮古島市立学校施設使用料徴収条例の一部改正について。消費税率10%への引き上げに伴い、使用料の見直しを行うには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第123号、宮古島市文化ホール条例の一部改正について。消費税率10%への引き上げに伴い、使用料

等の見直しを行うとともに、入場料区分の変更を行うには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第124号、宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。消費税率10%への引き上げに伴い、使用料の見直しを行うとともに、宮古島市佐良浜スポーツセンターの廃止を行い、宮古島市体育協会の名称変更を含めた文言の整理を行うには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第125号、宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について。消費税率10%への引き上げに伴い、公民館使用料等の変更を行うには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第126号、宮古島市水道事業給水条例の一部改正について。水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定給水装置工事事業者制度の更新制導入による更新手数料について規定するとともに、文言を整理するには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第127号及び議案第128号の字の区域の変更について。こちらの2議案については、農山漁村活性化対策整備事業オホナ東地区及び南上原地区の工事に伴い、字の区域を変更するもので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第129号、鏡原放課後児童クラブ指定管理者の指定について、議案第130号、宮古島市火葬場指定管理者の指定について、議案第131号、宮古島市営住宅指定管理者の指定について、こちらの3議案については、公の施設について指定管理者の指定をするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第132号、議決内容の一部変更について。消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、契約の金額を変更するには宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

続きまして、報告でございます。報告第11号、平成30年度宮古島市健全化判断比率の確報値の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、議会へ報告します。

報告第12号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告します。

最後に、同意案でございます。同意案第1号、教育委員会委員の任命について。教育委員会委員の任期が令和元年12月4日に満了となるため、その後任を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本案を提出します。

以上、ご説明を申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐久本洋介君）

これで日程第3、議案第106号から日程第32、同意案第1号までの計30件の提案理由の説明は終わりました。

これで当局に係る日程は終わりましたので、当局の皆さんは退席してください。

休憩します。

（休憩＝午前10時22分）

(当局退席)

◎議長（佐久本洋介君）

再開します。

(再開＝午前10時25分)

次に、日程第33、指名第3号、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、上地廣敏君、下地信広君、栗国恒広君、平良和彦君、島尻誠君、狩俣政作君、濱元雅浩君、平百合香君、新里匠君、前里光健君の10人を指名します。

次に、日程第34、指名第4号、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、総務財政委員会委員に上地廣敏君、國仲昌二君、栗国恒広君、平良和彦君、島尻誠君、高吉幸光君、新里匠君、前里光健君の8人を、文教社会委員会委員に佐久本洋介、平良敏夫君、下地勇徳君、仲里タカ子君、上里樹君、下地信広君、狩俣政作君の7人を、経済工務委員会委員に眞榮城徳彦君、友利光徳君、我如古三雄君、砂川辰夫君、山里雅彦君、棚原芳樹君、濱元雅浩君、平百合香君の8人を、予算決算委員会委員に在職する議員全員23人をそれぞれ指名します。

ただいま各委員会委員を指名しましたが、しばらく休憩し、各委員会正副委員長の互選をお願いします。

なお、総務財政委員会、文教社会委員会、経済工務委員会を最初に行い、次に議会運営委員会、最後に予算決算委員会の順でお願いします。

休憩します。

(休憩＝午前10時26分)

再開します。

(再開＝午前11時26分)

ただいま各委員会から正副委員長の互選の結果報告がありました。

議会運営委員会委員長に平良和彦君、同副委員長に平百合香君、総務財政委員会委員長に上地廣敏君、同副委員長に新里匠君、文教社会委員会委員長に下地信広君、同副委員長に狩俣政作君、経済工務委員会委員長に我如古三雄君、同副委員長に砂川辰夫君、予算決算委員会委員長に上地廣敏君、同副委員長に新里匠君がそれぞれ選任されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

(散会＝午前11時27分)

令和元年

第7回宮古島市議会(定例会)会議録

12月5日(木) 2日目

(議案に対する質疑(付託))

令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第2号

令和元年12月5日（木）午前10時開議

日程第 1	議案第106号	令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）	（市長提出）
〃 第 2	〃 第107号	令和元年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	（ 〃 ）
〃 第 3	〃 第108号	令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）	（ 〃 ）
〃 第 4	〃 第109号	令和元年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	（ 〃 ）
〃 第 5	〃 第110号	令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	（ 〃 ）
〃 第 6	〃 第111号	令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第3号）	（ 〃 ）
〃 第 7	〃 第112号	令和元年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	（ 〃 ）
〃 第 8	〃 第113号	令和元年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）	（ 〃 ）
〃 第 9	〃 第114号	宮古島市行政組織条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第10	〃 第115号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第11	〃 第116号	宮古島市附属機関設置条例の制定について	（ 〃 ）
〃 第12	〃 第117号	宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	（ 〃 ）
〃 第13	〃 第118号	宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第14	〃 第119号	宮古島市パイナガマ海空すこやか公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第15	〃 第120号	宮古島市都市公園条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第16	〃 第121号	宮古島市立学校設置条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第17	〃 第122号	宮古島市立学校施設使用料徴収条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第18	〃 第123号	宮古島市文化ホール条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第19	〃 第124号	宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第20	〃 第125号	宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第21	〃 第126号	宮古島市水道事業給水条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第22	〃 第127号	字の区域の変更について	（ 〃 ）
〃 第23	〃 第128号	字の区域の変更について	（ 〃 ）

日程第 2 4	議案第 1 2 9 号	鏡原放課後児童クラブ指定管理者の指定について	(市長提出)
〃 第 2 5	〃 第 1 3 0 号	宮古島市火葬場指定管理者の指定について	(〃)
〃 第 2 6	〃 第 1 3 1 号	宮古島市営住宅指定管理者の指定について	(〃)
〃 第 2 7	〃 第 1 3 2 号	議決内容の一部変更について	(〃)
〃 第 2 8	報告第 1 1 号	平成 3 0 年度宮古島市健全化判断比率の確報値の報告について	(〃)
〃 第 2 9	〃 第 1 2 号	専決処分の報告について	(〃)
〃 第 3 0	同意案第 1 号	教育委員会委員の任命について	(〃)

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

議 案 付 託 表

令和元年12月5日(木)第7回定例会

委員会名	議案番号	件名
総務財政委員会	議案第106号	令和元年度宮古島市一般会計補正予算(第4号)
	議案第114号	宮古島市行政組織条例の一部改正について
	議案第115号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について
	議案第116号	宮古島市附属機関設置条例の制定について
	議案第117号	宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
	議案第118号	宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について
文教社会委員会	議案第107号	令和元年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第111号	令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第3号)
	議案第121号	宮古島市立学校設置条例の一部改正について
	議案第122号	宮古島市立学校施設使用料徴収条例の一部改正について
	議案第123号	宮古島市文化ホール条例の一部改正について
	議案第124号	宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
	議案第125号	宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について
	議案第129号	鏡原放課後児童クラブ指定管理者の指定について
	議案第130号	宮古島市火葬場指定管理者の指定について
	議案第132号	議決内容の一部変更について
経済工務委員会	議案第108号	令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第109号	令和元年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第110号	令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第112号	令和元年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第113号	令和元年度宮古島市水道事業会計補正予算(第1号)
	議案第119号	宮古島市パイナガマ海空すこやか公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
	議案第120号	宮古島市都市公園条例の一部改正について
	議案第126号	宮古島市水道事業給水条例の一部改正について
	議案第127号	字の区域の変更について
	議案第128号	字の区域の変更について
	議案第131号	宮古島市営住宅指定管理者の指定について

議案第106号 令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）

歳出款項別審査委員会表

令和元年12月5日（木）第7回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	31
	3. 民生費	1. 社会福祉費	33～35
		2. 児童福祉費	36～37
		3. 生活保護費	38
	4. 衛生費	1. 保健衛生費	39
		2. 清掃費	40
	10. 教育費	1. 教育総務費	53
		2. 小学校費	54
		3. 中学校費	55
		4. 幼稚園費	56
		5. 社会教育費	57～58
	6. 保健体育費	59	
	11. 災害復旧費	1. 厚生労働施設災害復旧費	60
経済工務委員会	6. 農林水産業費	1. 農業費	42～43
		2. 林業費	44
		3. 水産業費	45
	8. 土木費	1. 土木管理費	47
		2. 道路橋りょう費	48
		3. 都市計画費	49
		4. 住宅費	50
		5. 港湾空港費	51
	11. 災害復旧費	2. 農林水産業施設災害復旧費	61
	13. 諸支出金	2. 基金費	63

令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）会議録

令和元年12月5日（木）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（散会＝午後零時08分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 徳 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 夕カ子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 徳 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	欠 員	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	砂 川 辰 夫 〃
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 徳 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	下 地 敏 彦 君	上下水道部長	兼 島 方 昭 君
副 市 長	長 濱 政 治 〃	会計管理者	下 地 秀 樹 〃
企画政策部長	友 利 克 〃	消 防 長	来 間 克 〃
総務部長	宮 国 高 宣 〃	伊良部支所長	上 地 成 人 〃
福祉部長	下 地 律 子 〃	総務課長	与那覇 弘 樹 〃
生活環境部長	垣 花 和 彦 〃	企画調整課長	上 地 俊 暢 〃
観光商工部長	楚 南 幸 哉 〃	財 政 課 長	砂 川 朗 〃
振興開発プロジェクト局長	大 嶺 弘 明 〃	教 育 長	宮 國 博 〃
建設部長	下 地 康 教 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
農林水産部長	松 原 清 光 〃	生涯学習部長	下 地 明 〃

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第2号のとおりであります。

まず、日程第1、議案第106号から日程第30、同意案第1号までの計30件を一括議題とし、質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎我如古三雄君

議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の歳入の18ページ、8款の国有提供施設所在市町村助成交付金、このほうの説明に国有地がありますが、これ上野千代田陸上自衛隊駐屯地に係る交付金なのか、それとも野原の航空自衛隊駐屯交付金なのか、航空自衛隊の追加分なのか、説明をお願いします。

あと2点ほどお願いします。それから、歳出の60ページ、11款の災害復旧費、1項厚生労働施設災害復旧費、1目の民生施設災害復旧費、説明で災害復旧工事費がありますが、この施設名の紹介等も含めて、これは台風被害によるものなのか。

それから、62ページ、11款の災害復旧費、5項その他公共施設・公用施設災害復旧費、これも同じく需用費で観光施設等の災害復旧費、修繕費が衛生施設もありますが、このほうの説明をお願いいたします。

◎総務部長（宮国高宣君）

議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の18ページ、歳入の国有提供施設所在市町村助成交付金の件でございます。野原、千代田の自衛隊がこれに含まれているかどうかということでございますけど、これにつきましてはですね、今回の補正は令和元年10月25日付で総務大臣のほうからの交付金の決定を受け、沖縄県知事より本年10月29日付で本市への交付金の決定が通知されております。この金額が429万6,000円となっております。これにつきましては、お尋ねの具体的な土地というのは明記されておられませんので、国有地に係る全体の交付金という形になっております。

◎福祉部長（下地律子君）

議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の予算書60ページでございます。こちらのほうはですね、台風13号の影響によりまして倒壊した佐良浜保育所の倉庫、プレハブの新設ですね、それと上野こども園のほうの倒壊した遊具がありますので、そちらのほうの破損した部品を購入して再度設置を行うというものですね、あとは社会福祉センターと福嶺地域密着型介護事業所のフェンスの設置ということになっております。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）のご質疑についてお答えいたします。

予算書の62ページでございます。衛生施設等の災害復旧費ということで修繕費を49万2,000円補正してございますが、これは川満の最終処分場の管理棟の機械室のドアが台風で破損いたしましたので、その取りかえの修繕費ということになっております。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）、62ページですね、観光施設等災害復旧費ということで修繕費969万7,000円、これはですね、去る8月に台風がありまして、うへのドイツ村内にありますリフレッシュパーク、プールの修繕となっております。

◎我如古三雄君

総務部長の先ほどの答弁で国有地全体というふうな説明があったんですが、3月定例会の説明で、恐らく千代田の陸上自衛隊駐屯地のほうは年度末あたりになるんじゃないかというふうな説明があったかと思いますが、これはまだ千代田の分は含まれていないというふうに捉えてよろしいですか。

◎総務部長（宮国高宣君）

先ほども答弁いたしました個別の分については、決定通知の中においては明記されておきませんので、これは具体的に総務省のほうに問い合わせないと、これまた教えてくれるかちょっとわからないんですけど、そういう確認をしないと具体的なものについては答弁が今のところできかねております。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎仲里タカ子君

議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）、48ページの8款土木費、2項道路橋りょう費の2目道路維持費と3目道路新設改良費の内容についてお聞かせください。

それと、次のページ、49ページ、8款土木費、3項都市計画費、5目土地区画整理費ですね、15節工事請負費と22節補償、補填及び賠償金両方なんですけど、これ竹原地区土地区画整理事業、説明で関連事業の工事請負費が約147万8,000円の減、それからその下、補償、補填及び賠償金が500万円の減となっております。この理由をお聞かせください。

次のページ、50ページ、8款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費、住宅管理料、委託料618万8,000円の補正予算ですが、これどこを管理するのかなというのもお聞かせください。

それとですね、議案第108号、令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）の2款港湾建設費、1項港湾建設費、1目港湾機能整備事業費の10ページ、工事請負費がこれ3億4,740万円の補正になっています。これの内容についてお聞かせください。

もう一つお願いします。議案第110号、令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、これ9ページですね、給与費明細書の中で、職員が1人ふえたんですかね、それによる補正があるのかなと思うんですが、この職員がふえたのかなというちょっと確認と理由もお聞かせください。

以上、お願いします。

◎建設部長（下地康教君）

まず、議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の48ページをお願いいたします。それでは、お答えいたします。まず、2目のほうで道路維持費、それが補正で728万円計上されております。その中で道路維持費の工事費が120万円、これはですね、道路の雨水対策ですね、浸透ますの設置工事ということでございます。

それと、地方改善施設整備事業の工事費が608万円計上されております。これはですね、来間地区の下水

排水整備工事を補助でやることになっておるんですが、補助分はですね、排水工事のみというふうに補助対象分がなっております、あわせて舗装工事もやりたいということで、そのアスファルト舗装工事の工事費を608万円計上させていただいております。

次に、3目の道路新設改良費のほうで沖縄振興公共投資交付金事業の工事費で1,000万4,000円計上されておりますが、これはですね、沖縄電力の西仲宗根のほうの第1発電所のそばを通るA-76号線、今整備中ですけれども、その工事を行うということで交付金が増額されておりますので、その分の工事を行いたいというふうに考えております。

次の49ページでございます。それで、目のほうでですね、2目の街路事業費と5目の土地区画整理事業費の減額分でございますけれども、これはあわせて両方ともですね、交付決定額の減額という形で減額を計上させていただいております。

次に、50ページでございます。1目住宅管理費でございますけれども、その委託料として618万8,000円がございますけれども、これは台風被害における修繕費ということで、公営住宅の台風被害による修繕費ということで計上させていただいております。

次に、議案第108号、令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）でございます。ページでいきますと10ページでございますね、1目港湾機能整備事業費というもので、工事費が3億4,740万円計上されておりますけれども、これはですね、C I Q施設、それと駐車場造成費、それと臨港道路を整備する際の交差点改良工事があわせて計上されております。これはですね、この事業は、来年度に14万トン級のクルーズ船を着岸するための岸壁整備が供用開始をされますので、それにあわせて受け入れ施設ということでC I Q施設、それと駐車場、それと新たにできる臨港道路の結節点の交差点の改良工事という形で3億4,740万円を計上させていただいております。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

議案第110号、令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の9ページにおいて、人数が1人補正分においてふえているけど、どういうことかということに対して、これは当初、4月1日、予定は4人だったんですが、公営企業導入に伴って4月1日より1人増員ということになっております。

（「何の導入ですか」の声あり）

◎上下水道部長（兼島方昭君）

公営企業会計の導入に伴うものです。

◎仲里タカ子君

議案第108号、令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）の今説明のありました港湾機能整備事業費、14万トンのクルーズ船の受け入れ施設が次年度から開始予定ということですね。そうすると、官民協働でつくられるものというふうに説明がこれまでであったと思うんですけれども、宮古島市が14万トン級のクルーズ船が来年供用される。それまでの間にこの施設をつくって、ここで受け入れを始める、来年から始める。来年何月ごろから供用開始の予定になっているのかということと、それとよくわからないけれど、一般会計から10万円の補正なんですよね。この10万円の補正って、ちょっと額少なそうな気がするけれども、もしわかったら教えてください。

あともう一つ、議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の先ほど説明のありまし

た50ページ、4項住宅費の台風被害という説明でしたけれども、これ台風の被害というのはどこの被害ですか。多岐にわたる被害ですか。住宅管理費以外の。この委託料はどこに使われるものですかということをお教えください。

◎建設部長（下地康教君）

まず、議案第108号、令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）の予算書の中で10ページですね、その中で港湾機能整備事業という事業の内容と、その施設の供用開始日はいつなのかというご質問だったと思います。お答えいたします。まず、宮古島市のほうでは、新たに直轄事業として整備される14万トン級クルーズ船の岸壁整備事業が今進行中でございますけれども、これが来年度の春ごろに供用開始をされるという予定でございます。それに合わせて、宮古島市のほうでは、その受け入れ施設として、C I Q施設、それとそれに伴う駐車場、それと臨港道路がですね、新たな14万トン級岸壁から現在の荷川取線のほうに連結することになっておりますので、その結節点の交差点改良費という形で組ませていただいております。したがって、国と合わせた時期にですね、供用開始をしたいというふうに考えております。

それとですね、一般財源のほうですね、この港湾機能整備事業費の3億4,740万円の内訳で一般財源が10万円組まれているということでございますけれども、機能債のほうではですね、一応基本的には100万円単位という形で予算を計上しますので、それに伴ってその不足分ですね、ちょっと足りない分を一般会計で補填をしているという考え方でございます。

それと、もう一つのご質問が議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の50ページのほうでございました。これは住宅管理費の委託料のご質問でございました。これ先ほどお答えしましたように、台風対策費と、修繕費という形でお答えしましたんですけども、これ市営住宅が多岐にわたっておりますので、雨戸が破損したりとか、ドアがちょっと破損したりとか、そういったものに関しまして総合的に修繕をするというかたちで618万8,000円計上させていただいております。

◎仲里タカ子君

先ほどお答えいただいた議案第108号、令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）についてなんですけれども、来春、来春というのは令和2年度の春って3月。4月。そこはよくわかっていないということなんですかね。それと、国と合わせた時期というのがちょっとよくわからなかったんですけども、これ、じゃ14万トン級のバースがもう供用できるようになる、そのバースをつくるのは国の事業なので、この国の事業が完成して、クルーズ船が来れるようになったら、それが大体春ごろということだと、4、5月ごろで、3、4月ごろなのか、次年度ですからね。4、5月ごろで。4、5月ごろのそれまでにこの施設をこれからつくって供用開始すると、そういう理解でよろしいでしょうか。そうすると、補正予算を今12月に組んでいるけれど、これ供用開始できる状況なんですかねというのをもう一回お答えくださいというのと、市営住宅の修繕費なんですけど、これはもう指定管理をしている事業所にこの金額を委託するという内容ということでいいですか。市営住宅、宮古島中にある市営住宅を管理している委託事業者がこの補正予算を組んで雨戸や軽微な台風の被害のあったところを雨漏りやそういうのを直していくというための予算ですか。

◎建設部長（下地康教君）

まず、議案第108号、令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）の関連する質疑にお答えしたいと思います。

これクルーズバースの供用開始の時期に関する質疑だったと思うんですけども、基本的にはですね、まず国のほうで岸壁を整備して、その整備と合わせて、その受け入れ施設というのがC I Q施設を含めてありますので、その国の事業に合わせた形で我々もしっかりと整備をしなければクルーズ船が受け入れられないという形になりますので、国の事業と我々の事業は常に一体的に進むという形で考えております。それで、供用開始の時期はいつかということでございますけれども、これは来年度、来年の春ごろというふうに私はお答えしておりますけれども、これは早いうちにですね、しっかりと整備をして、岸壁と受け入れ施設あわせて、なるべく同時に供用開始をさせたいというふうに考えておりますので、しっかりとその辺は急いでやりたいというふうに考えております。

それと、議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の住宅管理費の件でございますけれども、この修繕費というのはですね、基本的にこの金額を計上させていただいて、それでその金額は指定管理業者にですね、その金額を消費、執行していただくという形になりますので、我々が予算を確保して、指定管理業者に執行していただくという形になります。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎友利光徳君

私も3点ぐらい、余り聞きなれない言葉があるもんだから、勉強のためにお尋ねをします。

議案書の26ページの議案第117号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてですけども、余り聞きなれないもんだから、このフルタイムというのは、普通考えているとおりでありますけども、8時半から17時15分までかなと思うんですけども、これとですね、それからパートタイム会計年度というのと、この違い、どのように違うか、それと通勤手当のことと、その説明をまずお願いをします。余りわからないもんだから。

それと、75ページですね、議案第129号、鏡原放課後児童クラブ指定管理者の指定についてでありますけども、法人化したのが平成30年2月20日に許可が出て、経歴的にですね、短いかなという気がしますけども、5年間という指定が長くないのかなという一応気持ちを持っております。その中において、児童数が、預かる子供がですね、40人と明記をされているんですけども、その説明とですね、通勤手当は支出報告書を見ると4人というふうな感じになってはいますけども、職員は一応13人なんですね。パートタイム入れて。その残りの職員に対しての通勤手当は支給されないのか。そして、この指定管理を指定するに当たって応募はどれぐらいいたのかですね、何件ぐらい、その説明をお願いします。

それと、77ページの議案第131号、宮古島市営住宅指定管理者の指定についてでありますけども、この住宅を設置した目的というのは、住宅に困窮する、要するに困っている人ですね、低所得者の低廉というか、安く入れるような目的で設置されたというふうに理解をしているんですけども、退去後のですね、リフォームというか、修繕というか、それにスピード感がないんじゃないかなという気がしまして、この指定管理をするに当たってですね、どのような考えのもとに指定をしたのか、そして何件ぐらいの希望者がいたのかですね、その説明を求めます。

◎総務部長（宮国高宣君）

議案第117号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての中で、フルタイムとパートタイムの違いということでございます。まず、フルタイムというのは、常勤職員が1日7時間45分となっております。それ以外というのは、この条例で今やっているのは、パートタイムというのは7時間、要するに7時間45分未満をパートタイムという位置づけをしております。通勤手当のことなんですけど、通勤手当はですね、勤務地から自宅までの片道2キロ以上に該当する職員に通勤手当を支給しているということです。

◎福祉部長（下地律子君）

議案書の75ページ、議案第129号、鏡原放課後児童クラブ指定管理者の指定についてでございます。まず、指定期間が5年間ということで、長過ぎるのではないのかというご質疑だったかと思いますが、放課後児童クラブはですね、児童が利用するんですが、例えば継続して運営することによって、児童がですね、短い間で事業所が変わると子供たちの環境も大きく変わるということで、継続的な運営が必要だということで、5年という設定をしております。

それと、通勤手当が、職員が13名中4名しか計上がないというお話でしたが、13名職員がいてですね、勤務する時間数とか、勤務日数とか、いろいろ変わってくると思うんですね。今、少しこの法人の通勤手当の支給対象者の条件、今手元には持ってはいないんですが、ただ例えば月に何日以上勤務とか、例えば何キロ以上、市でいうと例えば何キロ以上のときに幾らというふうな設定がありますので、そういった条件をクリアして対象者となる方が4名だというふうに考えております。

それから、公募した結果の応募者数でございますが、公募いたしましたして、応募者は1者でございました。

◎建設部長（下地康教君）

市営住宅の指定管理に関するご質疑がございました。お答えいたします。

質疑の内容としましては、退去後のリフォームの件数と、それと退去後のリフォームをする時間がちょっと長過ぎるんじゃないか、要するになかなか入れない、新しい方がですね、入れないのではないかというご質疑だったかと思っております。お答えいたします。まず、平成29年度はですね、入れかえですね、その件数は79件、平成30年度が70件、平成31年度が33件ございました。それで、リフォームをして新しい入居者に入居していただいているということでございます。それで、それに関してもですね、その作業に関しましても指定管理のほうにですね、委託をさせておりますので、その公営住宅の担当する管理の方はですね、一応5人で対応しているという形になっております。それと、平成23年度から指定管理を始めておりますけれども、平成22年度はですね、直営、つまり市の職員がやっておりました。リフォームに関しましてもですね。それも現在よりさらに時間がかかっていたという状況がございまして、その当時よりは非常に指定管理を行うことによってですね、それ以前よりはスムーズにそのリフォームがされているのではないかというふうに考えるところでございますけれども、やはりそういったご意見があるということはですね、また鋭意そのリフォームの作業も早めていきたいというふうに考えております。

◎友利光徳君

通勤手当について、関連をしてですね、総務部長、これは知らないで聞くんですけども、長い距離で何キロぐらいのところから通勤をしているのかということと、福祉部長のほうに、たしかちょっと資料を見

ただけども、870円ぐらいの時給です、例えば城辺あたりから12キロぐらい、10キロぐらいか、ありますけども、鏡原まで、それ例えば2時間勤務です、交通費がないというのは非常に考えるべきものじゃないかなということを一応、これは思っているんだけど、それと住宅のリフォームの件なんですけども、宮古島でよく聞こえるのが、住宅が足りない、足りないという話があって、そういう市民の意見を聞く場合にですね、やはり力を発揮するのが市営住宅じゃないかなという気がするんだから、そういう質疑をさせていただいているんだけど、長い間、例えば五、六年とか10年とか入居がないでそのまま暗くしている部屋なんかもあるんですよ、田舎に行けば。そういうのをやはり解決して、住宅に困っている人を手助けするほうが住民の福祉の向上につながるものと理解をしているので、できるだけですね、スピード感を持って対応をさせていただくように、これは要望です。総務部長と福祉部長は答弁。

◎総務部長（宮国高宣君）

通勤手当の職員です、一番遠いところということです。具体的に何キロというのはちょっと手元に資料がございませんので、お答えできませんけど、私の記憶では、本年の3月31日まで勤務した職員です、例えば1人です、伊良部島の佐和田のほうから城辺庁舎まで、これが一番長かったんじゃないかな。もう一人はまた保良のほうからですね、平良庁舎までということで、最長はそういう形の記憶が。ただ、何キロかはちょっとわかりません。

◎福祉部長（下地律子君）

通勤手当についてでございますが、距離が遠く離れているところの方はやっぱり通勤手当の対象にはなっていないと思います。今ですね、手元のほうにちょっとその法人の給与規定とかを持っていないので、詳しいことは申し上げられないんですが、お話を聞いたところによると、ほとんどが地元といいますか、近くに住んでいる方ということは聞いてはおりますが、その中に遠くからいらっしゃる方がどのくらいいるかとかですね、その辺はちょっと確認はできておりません。

◎友利光徳君

福祉部長に、答弁よろしいですけども、鏡原児童クラブのですね、事業説明書にちょっと目を通したんですけども、13人中、職員がですね、4人だけ通勤手当の明記があったんですね。いわゆる3,000円というふうな。だから、私はそれ聞いているわけさ。何で別の職員は出ないのかと。だから、福祉部長が間違っているのなら間違っている、私が間違っているの、それいいんだけど、どっちが間違っているか、要するに皆さんに提出をした書類の中で13人中4人だけが通勤手当が該当して、これが月3,000円。これの12カ月の、そういう感じが出ていたんですよ。それちょっと目を通したもんだから、聞いているもんですから、もしよかったですね、目を通していただいて、間違っている、間違っていないは別問題として、その通勤手当をですね、みんなに支給できればなというふうな感じがしているもんだから、そういうことを聞いています。これ関係ないんだけど、城辺の放課後児童クラブにもそういうのが慣例があるもんだから、そういうのを聞いていますので、一応目を通してください。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

それでは、26ページの、議案書の、条例議案ですね、議案第117号ですけども、宮古島市会計年度任用職

員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。これ今国の法律変わって、賃金職員が、これまで臨時職員とか呼んできたんですけども、それがこの任用職員制度に置きかわるというふうに理解しているんですけども、この定例会で本人の質疑に賃金職員の処遇改善で質疑がありましたけども、この任用制度の導入によって処遇改善が進むという総務部長の答弁もありました。そのとおりになればいいんですけども、まずこれに出ているフルタイムとパートタイム、この任用職員について、これまでの給与水準を保障できるかどうか、それをまず確認したいと思います。

それからもう一つは、支給の対象として時給なのか月給なのか、どういうふうになるのかですね。

それから、フルタイムとパートタイムの働き方があるんですけども、これはもう7時間45分という、このフルタイムが7時間45分ですけど、それに1分でも足りなければパートタイムとみなされると理解していいですか。

それから、そのフルタイムとパートタイムの任用のあり方なんですけども、さまざまな市長部局、教育委員会部局ありますけども、これはどの範囲でフルタイム、パートタイムを振り分けていくのか、以上をお聞かせください。

◎総務部長（宮国高宣君）

上里樹議員の議案第117号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての中で3点ほど質疑ございました。

まず、第1点、現給保障ができるかどうかということであります。一般の事務職の臨時職員、あと嘱託職員、いろいろさまざまな業種によって賃金が違います。ですから、これについて一概に言えないんですけど、一般補助のですね、臨時職員については今以上に、若干でございますけど、アップにはなります。ただ、職種によってはですね、若干下がる部分もございますけど、現給保障をですね、現在にですね、近いぐらいの形を今規則をですね、定めているところでございますので、案の段階でございますけど、そういう形の保障はやっていきたいと考えております。

2点目の月給か時給かということでございます。時給であります。

フルタイムとパートタイムの7時間45分に1分でも足りなかつたらパートタイムになるかということでございますけど、そういったものはなかなかですね、一般常識的に7時間44分で人を雇うということは想定しておりませんので、それはきちっと対応していきたいと思っております。

（「もう一点。範囲」の声あり）

◎総務部長（宮国高宣君）

済みません。もう一点ですね、フルタイムとパートタイムの振り分けということでございますけど、基本的にパートタイムを全員考えております。

◎上里 樹君

私の勉強の範囲内では、1分でも足りなければパートタイムと。だから、結局その勤務時間の中で、みんなパートタイムになるという今答弁がありましたけども、これは本当の意味でそれが処遇改善になるかどうか。私は、むしろ大事な保育の現場とか、それから幼稚園とか、それから学校現場の職員、これは本当に多忙の中で仕事を今も、処遇改善を要求する声が一番多い場所ですよ。そういうところをなぜフルタイムにできないのか。そういう意見は出ませんでしたか。そのフルタイムとパートタイムの違いとして。

本人のそれはもちろん、任用制度ですから、契約にもよりますけども、それをこの条例制定に当たってどう考慮したかということ。

◎総務部長（宮国高宣君）

保育士に限定しての質疑と捉えてお答えします。

保育士についてはですね、7時間30分を、それをローテーションでですね、時間でそういう形で運用できるような形を児童家庭課とは相談をさせていただいておりまして、それについては特別異論はございませんでした。

◎上里 樹君

今でも残業がある中で、これでいいのか疑問があるんですけども、全くそういう、これでよしという意見でみんなまとまったと理解していいんですか。

それともう一つ、新たな質疑ですけども、パートタイムはもう、例えば継続雇用という場合に、フルタイムもそうですけども、国は3年から5年ですか、継続雇用、現在の賃金職員の、これを継続雇用を大体3年ないし5年の継続を可能とすると。その後は公募によるというふうになっていると理解しますけども、今後規則等で多分決めていくと思いますけど、その継続雇用についてどのようなお考えなのか。

◎総務部長（宮国高宣君）

議論の件でございますけど、やはり意見でございますので、それはそれなりに意見はあります。

もう一つ、継続雇用の件でございます。今現在雇用されている臨時職員については、基本的に継続していきたいと考えております。しかしながら、これにつきましてはやっぱり公募でございますので、現在雇用されている方を優先に考えております。国が3年から5年という形でございますけど、それは今のところ想定しておりません。ただ、有給休暇を一応年度初めにですね、12日付与する予定でございます。労働基準法によってですね、4年以降まで雇用された方は2日プラスしていくという形の労働基準法になっておりますので、それを想定でですね、4年後には2日ずつ、2年目にまた2日追加していくということで、最大20日という形になっていきます。それを想定しております。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎濱元雅浩君

議案書の78ページ、議案第132号、議決内容の一部変更について、ご質疑させていただきます。

これ次のページを見るとわかるんですけども、これは消費税のアップによって、消費税アップ分の55万1,656円の支出が出ます。なので、9月定例会で通した案件を修正したいですという議案になっております。9月定例会の議案を見ると、仮契約は7月31日に行われていて、それが9月26日とこれ書いてありますけど、9月定例会が終了したのは9月25日の11時31分に終了をしております。それがなぜ10月1日の消費税アップに関連をしてこれだけの支出が出たのかということの詳細を説明願います。

◎生涯学習部長（下地 明君）

消費税10%が10月からということで、9月定例会に提出するべきじゃなかったかという質疑でございます。納入期限が令和元年10月1日以降の場合、税率を10%にする必要があるということが前提でありましたけど、私どものほうでそのほうの認識のずれから、消費税8%のままで設計書を作成し、予定価格な

どを立ててそのまま入札を行ったということで、消費税8%のまま9月定例会には提案したということになります。

◎濱元雅浩君

であれば、納期が10月1日をまたいでしまえば10%かかるということが原則であるということですよ。それであれば、7月31日時点でその辺の調整はできなかったのか。7月31日に仮契約を結んでいる段階で、9月定例会で可決されたら納品できるような状態をつくっておくことができなかったのかについてお答えください。

◎生涯学習部長（下地 明君）

入札が7月の下旬でありましたけど、その時点と、あとは9月定例会に提案する時期のほうで総務課のほうとちょっとおかしいんじゃないかというやりとりはありました。その際に入札のやり直しとかという話も出たんですけど、時期的に9月定例会にはもう間に合わないということだったんで、9月定例会は2,000万円以上の物品の取得は議会の議決を得なければならないということを前提に、9月定例会には8%のまま提案をいたしております。

◎濱元雅浩君

質疑の趣旨とはちょっと違いますけれども、逆に今の答弁のほうがおかしくて、これ教育長、とりあえず9月定例会に出したんですか。そうなりますよ、教育長。それに関してどうお考えなのかだけお聞かせください。

◎生涯学習部長（下地 明君）

とりあえず9月定例会に提案したというわけではありません。この車両自体が改造車ということで、注文から納品まで時間がかかるということがありましたので、9月定例会にはその2,000万円以上の物品の購入に関しての提案をしたということでございます。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎國仲昌二君

私のほうからも何点か質疑したいと思います。

議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）のほうからお願いします。14ページです。債務負担行為の14ページの真ん中あたりに小学校と中学校の空調設備の集中管理業務というのがありますけども、この集中管理業務というのはどういうものなのかというのを教えていただきたいと思います。

それから、ずっと飛びまして43ページお願いします。6款農林水産業費のですね、1項農業費、3目農業振興費、これ説明の中で重要野菜価格安定負担金というのがありますけども、これはもともと補助事業じゃなかったかなと思うんですけど、全部一般財源ですね。この中身を教えていただきたいと思います。

次にですね、51ページお願いします。51ページの8款土木費、5項港湾空港費、2目の港湾改修事業費、1億5,000万円余の購入経費がありますけども、この補正の中身を教えていただきたいと思います。

それからですね、59ページお願いします。10款教育費、6項保健体育費、3目給食センター運営費の工事請負費というのが計上されていますけども、この中身を教えていただきたいと思います。

それから、60、61、62ページの11款災害復旧費ですけども、これは別に個別というよりは、これみんな

単費ですね、補助がついていませんけども、今回のこの災害復旧費にはそういった補助金といいますか、それは出なかったのかどうかというのを、まとめていいですので、その辺を教えてください。

それからですね、68ページですね、ウ、級別職員数というのの一番左側に7級から1級までありますけども、これは宮古島市職員の給与に関する条例の中の別表というんですかね、職務の級というのがあるんですけども、これと一緒になのかどうかという確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

69ページのオですね、期末手当・勤勉手当、その国の制度と市の制度があって、真ん中からちょっと右に支給率というのがあります。国は4.5、市が4.45ですね。この違いは何なのかというのを教えてください。

同じく70ページのク、その他の手当の通勤手当も国と市で若干違いますけれども、これも理由をお願いします。

ちょっと多岐にわたりますけども、議案書のほうに移ります。議案書ですね、20ページ、議案第116号、宮古島市附属機関設置条例の制定についてということで、これについては議案説明会の中で、これはどういふものなのかということについて、本来制定するべきだったものがされていなかったの、今回この条例を出しますということなんですけども、これ何で、通常であれば3月定例会とかというふうを考えるんですけども、12月定例会で出してきたという、この今のタイミングで出してきたという理由を教えてください。

以上、よろしくお願いします。

◎教育部長（下地信男君）

まず、議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の14ページです。債務負担行為、小学校空調設備集中管理業務、以下、中学校、幼稚園とありますけれども……

（「幼稚園もあるね」の声あり）

◎教育部長（下地信男君）

幼稚園はいいですか。名称が空調設備集中管理業務となっておりますけども、この中にはですね、2つの業務がありまして、今年度クーラーを小中学校に設置しました。その一つは、一般管理費である保守点検及び維持管理業務、それからもう一つが空調機の消費電力を計画的に抑えていくための遠隔操作による温度管理、それから使用時間の管理を行う遠隔管理業務、この2つの業務がありまして、クーラーの維持管理をしていこうということでございます。

次に、一般会計補正予算書の59ページ、10款教育費、6項保健体育費、3目給食センター運営費です。工事請負費の内容ということです。これも2つの工事がありまして、1つは伊良部調理場軟水器の設置工事が251万9,000円、それから上野調理場の温水ボイラーの取りかえ工事が220万円ということです。伊良部調理場軟水器の設置はですね、伊良部大橋開通前に、伊良部島上水道から提供されていた水は実は軟水だったということで、調理場には軟水器が設置されておりませんでしたけれども、伊良部大橋の開通に伴って宮古島市から送水される水道水質が硬水であるということで、今の調理機にたびたび石灰が詰まってですね、ふぐあいが生じておりますので、軟水器を設置してまいります。それから、上野調理場のボイラー取りかえですけども、通常だと七、八年が耐用年数ということですけども、20年以上も使用し、劣化が激しいということで、調理作業あるいは洗浄作業に支障があるということで、これを取りかえてまいります。

◎農林水産部長（松原清光君）

議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の43ページ、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の中で、負担金補助金で重要野菜価格安定負担金の質疑がありました。お答えいたします。

まず、この事業は県の事業として取り組んでおりまして、野菜の市場価格が一定の基準価格より低落した場合に、生産農家へ価格差補給金として交付して生産農家の経営安定と野菜の安定供給を図る制度であります。負担率については、県が3分の1、市が3分の1、生産農家3分の1でありまして、それに伴って今回、市の分の負担金として交付することです。今回の対象品目といたしましては、カボチャ、ゴーヤ、トウガン、サヤインゲンの4品目となっております。

◎建設部長（下地康教君）

議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の51ページでございます。8款土木費、5項港湾空港費、2目港湾改修事業費、これが1億5,033万4,000円で増額を計上しております。その内容でございますけれども、第4ふ頭のほうにマリントーナルがありますけれども、その前面が第4ふ頭になっておりまして、そこにこれからですね、多良間フェリーの大型化に向けた護岸の改修工事を今現在進めております。それで交付額がですね、増額したということで、交付額の増額分を計上しております。これ9割補助ということで、工事費が1億5,033万4,000円増額したということでございますね。それで、ちなみに歳入のほうの22ページのほうで、9目の沖縄振興公共投資交付金の中の説明の中で港湾の行がありますけれども、そこで1億3,530万円、国の補助がついたということでございますので、その工事の早期効果発現のため、増額をして工事を執行するという形でございます。

◎財政課長（砂川 朗君）

議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）でございます。この中で60ページから62ページまでのですね、11款災害復旧費の補助対象とならなかったのかということについてでございますが、各施設、各それぞれですね、11款災害復旧費、1項厚生労働施設災害復旧費、1目民生施設災害復旧費、11款災害復旧費、2項農林水産業施設災害復旧費、1目農地災害復旧費、4目林業用施設災害復旧費、11款災害復旧費、5項その他公共施設・公用施設災害復旧費、1目その他公共施設・公用施設災害復旧費、という部分がありますが、これらの施設がですね、1カ所の施設ではなくて、それぞれいろんな施設の修繕が集まったものとなっておりますので、補助対象ではないという判断をして補助対象から、単独で整備したものがございますので、それらで単独災害という取り扱いでやっております。農地災害復旧のほうで1カ所のリサイクルセンターの復旧事業がございまして、これにつきましても経年劣化が見られている部分が台風によってさらに被害が拡大したということで、補助対象という、申請とかそういったものでは行っておりません。ですので、全て単独災害という取り扱いでやっております。

◎総務部長（宮国高宣君）

議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の68ページからの質疑になります。68ページのウ、級別職員数の部分の中の左側の級の部分で、1級から7級まで、それが議案第115号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正についての表の行政職給料表の部分と一致しているかと。そのとおりでございます。

次に、69ページのオ、期末手当・勤務手当の部分でございます。国と市の支給率の違い、市が4.45、国の制度の部分が4.50という形でございます。これにつきましては、人事院勧告では4.5と勧告されております。これにつきましては、今、県の人事院のほうがですね、国は4.5でありますけど、4.45という形になっておるものですから、これについては、今労働組合と協議もしておりますけど、県内の市町村の動向を見ながら検討しているということでございます。

次に、70ページですね、ク、その他の手当の通勤手当の件でございます。市と国の違いでございますけど、市は県の条例に基づいて同じ金額を定めているということでございます。

次に、議案第116号、宮古島市附属機関設置条例の制定についてでございます。なぜ12月なのか、3月でいいんじゃないかということでございます。なぜ3月かということですが、気づいたときにですね、速やかに条例を制定すべきだという考えのもとでございます。

◎國仲昌二君

ありがとうございます。ちょっと何点か再質疑したいと思います。

補正予算のほうからですね、43ページ、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費のほうですけども、答弁では負担率は県が3分の1ということだったんですけども、特定財源のほうに国県支出金に入っていないものですから、どうしたんですかということを質疑したつもりですけども、もう一度答弁をお願いします。

それからですね、51ページ、8款土木費、5項港湾空港費、2目港湾改修事業費、第4ふ頭の工事請負費ですけども、これ当初で2億円の予算がついているんですよ。これは、ずっと戻りまして、4ページに戻ると、繰越明許費で8款土木費、5項港湾空港費の事業費が2億5,000万円余の繰り越しとなっている。ちょっと見てみたら、今回補正予算に組まれている1億5,000万円と、執行残の1億円余りを繰り越しているのかなというふうに見えるんですけど、そうすると事業がまだ執行できていないのにこの補正予算がつくというのは、先ほどは交付金の増ということでしたけれども、これは市が交付金の増額を要望したのか、それともどういう経緯でその補正がついたのかというのの説明をお願いします。

あとですね、68ページ、給与費明細書、級別の標準的な職務内容の7級から1級ですね、これ条例のですね、行政職給料表というのがあって、3級は係長ですよとか、4級は課長補佐ですよというのがありますが、これを見比べるとですね、この68ページのウ、級別職員数に職員数と、それから構成比があって、これからすると係長以上が80%になっているんですね。ということは、宮古島市の職員の8割は係長以上ということで考えていいのかということをお願いします。

それからですね、議案書ですね、20ページの議案第116号、宮古島市附属機関設置条例の制定についてですけど、これ条例を制定しないといけないというのは、例えばこの附属機関とかを、要綱とかですね、規則で定められているんですけど、例えば報酬とかの関連とかで速やかに条例を制定しなきゃいけなかったのかなというのはありますけども、この辺についてもちょっとお願いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

68ページの級別の標準的な職務内容の3級以上、3級の部分にはですね、行政職の欄に係長等、主査等、主任主事等とあります。3つを合わせたらそういう形の、ちょっと我々はまだしていないんですけど、そのようになります。

それと、議案第116号、宮古島市附属機関設置条例の制定についての報酬の件でございます。確かにこれにつきましてですね、議員が質疑しているとおりでございます。いろんな形でですね、全国のところでそういった、裁判とかですね、いろんな形の部分があります。ですから、条例制定しないままに報酬を支給するというのはいかかなものかという形で、裁判所からもいろんな形でなっております。ですから、3月定例会か12月定例会かという話でございますけど、気づいた時点で、速やかに今回条例制定しているということでございます。

◎農林水産部長（松原清光君）

議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）、43ページ、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の重要野菜価格安定負担金の件であります。国庫補助金等もあるのではないかとという質疑がありましたけども、これあくまでも県の事業としてその1,450万1,000円を県のほうに、負担金として支払うということになりますので、そういうことになっております。

◎建設部長（下地康教君）

議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）、51ページの8款土木費、5項港湾空港費、2目の港湾改修事業費の中で、第4ふ頭物揚場・泊地整備工事が1億5,000万円余り計上されているということで、それで予算書の4ページのほうでは、その同様の工事が2億5,293万4,000円も繰り越しをすることになっていきますよと、今回増額分と繰り越し分の差額が1億260万円あるんですけども、そもそも本年度で繰り越しする予定の工事にさらに補正をかけるのかというような質疑の内容だというふうに理解をします。これはですね、港湾工事の場合はしゅんせつをして、今回の工事の場合はですね、まず前面のしゅんせつをして、その上に捨て石のマウンドをつくって、その上にまた岸壁のブロックを据えるというような工事の段取りがございまして。そういう意味では、今年度ですね、1億円余り繰り越しすることになっていたんですけども、要するにスケジュール上、その次の工事に移るまでに大分、今持っている予算よりはかなり大きな金額を要するという形で今年度繰り越し予定の金額がございました。しかしながら、今回ですね、国のほうからそういった形で補正の増があるので消化できるのかという話がございましたので、それに合わせてですね、じゃさらにその工事の効率を上げるために今回その補正を組んでいただいて、繰り越しで一挙にやっ払いこうというふうなスケジュールになってございますので、今回はそのように補正を計上させていただいた次第でございます。

◎國仲昌二君

ありがとうございました。今の繰り越しの件ですけども、これまでもですね、繰越明許が非常に大きいんじゃないかという指摘をしてきたんですけども、こういった補正をして全額繰り越しというようなものかなり見えるんですね、確認したまでです。

以上で質疑終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎島尻 誠君

私も何点が質疑させていただきます。

まず、議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の22ページ、歳入ですね、17款県

支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金に待機児童解消支援交付金（施設整備）とありますが、1,854万1,000円、この説明。

24ページの18款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、財政調整基金運用益1億8,000万円余り、これこの間の全員協議会のときに総括表でいただいた中身です、売却益とあるんですね。ちょっと説明をお願いいたします。

続いて、次は34ページ、歳出で3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費、1節ですね、手話通訳嘱託員報酬216万円と発達障がい児（者）支援等報酬121万4,000円の減のこの理由を教えてください。

あと、同じく43ページの6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費の説明のほうで海外農業研修生受入支援事業、県の事業で補助金だと思うんですが、この23万5,000円、ちょっと具体的な、額も少ないんですが、補正で今組まれているという状況。どういった中身なのかちょっと教えてください。

それと、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費で農地耕作条件改善事業の工事請負費1,600万円、この説明をお願いいたします。

あと、63ページの13款諸支出金、2項基金費、1目基金費、これ9月定例会で条例が制定されて、国の施行に伴っての基金だと思うんですが、宮古島市森林環境譲与税基金設立金336万3,000円ですね、改めて説明をお願いいたします。

◎福祉部長（下地律子君）

まず、議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の22ページ、17款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金でございます。待機児童解消支援交付金（施設整備）の1,854万1,000円の補正増でございますが、こちらのほうは国の補助金を活用して保育所を整備する事業がございまして、これの市の負担分が対象事業費の8分の1となっておりまして、その8分の1の市が負担する分のさらに4分の3を県のほうが補助をするということで今回交付が決定したことで今回計上させていただきました。保育所の認可化移行に伴う施設の整備でございます。

それから、歳出の3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費、1節のこれ発達障がい児（者）支援等報酬のマイナスと4節共済費の社会保険料負担金のマイナス45万6,000円についてです。こちらのほうですが、発達障がい児（者）支援等報酬マイナス121万4,000円と、社会保険料負担金のマイナス45万6,000円でございますが、この支援員、嘱託職員2人を予定しておりまして、予算を当初予算で計上しておりますが、採用がですね、なかなか応募がなくて、1人が5月、1人が8月という採用になったため、その差額分を減額しております。

（議員の声あり）

◎福祉部長（下地律子君）

申しわけありません。手話通訳の報酬もございましたか。

（「はい」の声あり）

◎福祉部長（下地律子君）

済みません。手話通訳嘱託員報酬のマイナス216万円でございますが、昨年からです、ずっと手話通訳を募集しておりますが、応募がなくてですね、今年度、応募が見込めないという状況から、今回補正減をしております。

◎総務部長（宮国高宣君）

議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の24ページの18款財産収入の1項財産運用収入、2目の利子及び配当金、その1億8,907万1,000円の内容でございます。これにつきましては、ことしの8月まで保有していた地方債及び政府保証債の合計35億円の売却による収入でございます。ちなみに、中身につきましては、地方公共団体金融機構債が約2,257万5,000円、高速道路債が約6,379万3,000円、新潟県債が約5,733万5,000円、福岡県債が約601万7,000円、広島市債が約4,277万2,000円、大阪府債が約1,869万7,000円の内容となっております。

◎農林水産部長（松原清光君）

議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）、43ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費の中の海外農業研修生受入支援事業の説明をいたします。この事業は、県の100%の補助事業でありまして、沖縄県とアジア諸国とのかけ橋となる人材育成及び国際協力を図るとともに、国際交流による農業、農村地域の活性化を図るため、外国人技能実習生を受け入れて農業研修を行う事業についての受け入れ事業実施主体に補助金を交付する事業であります。補助の内容といたしましては、旅費、研修費、保険料などから成っており、今回はインドネシアから2名の研修生が農業に従事することになっております。

それから、5目の農地費の工事請負費の中の農地耕作条件改善事業工事請負費1,600万円の件であります。これは、城辺西東西地区の土地改良事業での取り組みであります。地域から早急な事業整備を図るよという形でありましたので、県と調整の結果、今回補正をしているところであります。

それから、63ページの13款諸支出金、2項基金費、1目基金費の中の説明で、宮古島市森林環境譲与税基金積立金336万3,000円についての質疑がありました。これについては、去る9月定例会で宮古島市森林環境譲与税基金条例を設定いたしました。それに伴い、一般会計予算で歳入として計上している森林環境譲与税を森林環境譲与税基金として積み立ててですね、森林整備事業に係る財源として適正に執行していきたいということで、基金のほうに回してあります。

◎島尻 誠君

ありがとうございます。再質疑をさせていただきます。

34ページの手話通訳嘱託員報酬の件、応募がなかったというふうなご答弁でしたけども、さきの9月定例会で仲里タカ子議員の一般質問の傍聴で皆さんが来られて、ちょっと傍聴もされていたという状況もありまして、やはり取り組みとして、そういった方々の支援としてはどういった、その応募システムですね、体制を整えているのかというのをお聞かせください。

あと、今、松原清光農林水産部長がおっしゃった海外農業研修生受入支援事業、インドネシアからお二人来られているということで、ことし視察に行きまして、茨城県の、海外から来られる研修生を受け入れている農家を視察したんですね。実際、委員会のメンバーとともども一緒に視察した内容をやはり沖縄県でもできないかというふうな9月定例会でも取り上げたことなんですけども、宮古島にとってもやっぱり農業の後継者という、各分野そうなんですけど、やっぱり注目されているのは第1次産業だと思うんですね。リンクしていろんな2次、3次と提携していけると思うんですけども、県の出している、全額というふうなお話でしたけれども、今後この受け入れる窓口というのは市に置く予定はありますか。その辺。

この予算がちょっと、2人ということは何か受け入れ態勢が、窓口があるともっと広く活用していけるんじゃないかなというふうなのがありまして、ちょっとこれについてお答えください。

ちょっと質疑で抜けていた部分があるので。6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費ですね、沖縄離島型畜産活性化事業、たしかこれも県の事業だったというふうに思うんですが、これ一般財源から出ていますよね。補正という形で。たしか県の事業で、去年か、されている事業だと認識しているんですが、この説明をお願いします。

◎福祉部長（下地律子君）

手話通訳嘱託員の募集についてでございますが、9月定例会でもいろいろご質疑をいただきました。手話通訳のできる方というのが宮古島市にやはり今少なくてですね、不足している状況もあります。市といたしましては、手話通訳士、手話通訳者でなくても、例えば手話奉仕員という形の方とか、要約筆記の方を採用して配置をしていたということもあるんですが、現在はその職種でもちょっと募集をできていないということになっていまして、今現在、宮古島市で手話通訳が可能の方が7名ということを確認しております。7名のうち6名の方が仕事を持ちながら手話通訳の派遣をいただいているという状況にありまして、宮古島市といたしましてもですね、養成講座も毎年開催はしている状況ではあるんですが、なかなか育成が思うように進んでいないということもございます。今後、どのような形で支援ができていくか、ほかの方法も含めてですね、検討していきたいと考えております。

◎農林水産部長（松原清光君）

43ページの海外農業研修生受入支援事業の中の事業主体という形で捉えてよろしいのでしょうか。これについてはですね、まず農家の方から、管理する団体に申し入れをいたしまして、そこで認定がおりた段階で市のほうから県のほうに申請をしていきますので、これは市のほうでの事業主体という形になってきます。

それから、4目の畜産業費の中の15節工事請負費の中での沖縄離島型畜産活性化事業の工事請負費432万7,000円の内訳であります。この事業は、宮古島市の畜産活性化という形で賃貸牛舎を整備することで今取り組んでいるところであります。今年度、牛舎、それから堆肥舎の建設を予定しているのですが、資材高騰している中で当初予算での建設費が不足していることから、今回補正をしていただきまして執行していきたいというように考えております。

◎島尻 誠君

ありがとうございます。

まず、手話通訳ですが、募集するその幅ですね、視野というんですか、職員などにも研修などを受けて、一番近い身内というんですか、職員の家族たちが資格を取得されて、応募するような形も1つあるかなと思うんですね。なかなか応募してこられないという状況が生まれると、やっぱり支援という形にはならないというふうに思うんですね。せつかくこういった事業があるわけですから、活用していただきたいなと思うんですよ。この辺の、少しコメントがいただけたらと思います。

また、農林水産部長、外国から来られる研修生ですね、さきに茨城県行ったときに提案したのが獣医師の臨時的な採用、議会でも取り上げたんですが、要するに日本での獣医師の産業医というのは資格はなくても、簡易的な対応ができる産業医、向こうの免許でですね、できるのも1つありかなとこの間は提案し

たんですが、その辺の道筋は何かできそうですか。この支援事業の中身として。どんなですかね。

◎福祉部長（下地律子君）

職員が研修を受けて手話通訳ができるようにというお話もありましたが、はっきりした数字じゃないんですが、これまでも、職員でこういった入門とか基礎の講座を受けている職員は何名かおります。ただ、やっぱり通訳者までいくには、例えば講座のまず入門を約半年受けて、基礎を半年受けて、その次、段階がいろいろあってですね、この手話通訳の講座を受けて次の段階に進んで通訳ができるまでというのはちょっとなかなか、時間的にも必要となってきた、今なかなか厳しい状況が続いております。特別に職員を対象にした講座ができるかどうかというのに関しましては、また総務課のほうとも調整して、可能かどうか検討してみたいと考えております。

◎農林水産部長（松原清光君）

海外研修生受け入れについて、獣医師等が確保できないかというような質疑だったかなと思っております。獣医師等を採用するとなりますと、やはりその管理団体等の中にそういった形での研修を行うような外国人がいるかどうかなども、それはあるかと思っておりますので、そこら辺も見ながらまた取り組んでいきたいと思っておりますし、何といたっても県との調整の中でそれが確保できるかどうかというのもありますので、もう少し県のほうとも調整させてもらいたいと思っております。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

おわびと修正をお願いしたいと思います。

我如古三雄議員の質疑、議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の62ページのほうでですね、11款災害復旧費、5項その他公共施設・公用施設災害復旧費、1目その他公共施設・公用施設災害復旧費の中でですね、観光施設等災害復旧費、修繕費という969万7,000円の中でですね、私、うえのドイツ村のリフレッシュパーク修繕費と答えました。申しわけございません。これ伊良部地区のサシバリリンクス伊良部、ていだの郷の台風被害であります。リフレッシュパークの件に関しては、今年度、台風被害を受けてですね、次年度で改修に向けて老朽化の調査など、改善、設計などを含めて、この事業費に関しては流用で対応するということでもあります。似たような数字でございましたので、私が早とちりで答えてしまいました。補正の件に関しては伊良部支所のほうで、内容と詳細のほうは伊良部支所長で説明をお願いしたいと思います。どうも済みませんでした。

◎伊良部支所長（上地成人君）

それでは、62ページ、11款災害復旧費、5項その他公共施設・公用施設災害復旧費、2目観光地施設の中でですね、災害復旧費についてご説明をいたします。

内容といたしまして、サシバリリンクス伊良部、それからていだの郷、この施設が台風13号によりまして被害を受けました。サシバリリンクス伊良部の被害状況ですけれども、防球ネットの破損でございます。その防球ネットの破損が約800万円、それからていだの郷の被害がですね、非常用照明器具の故障、これが台風における雨漏りによる被害でございます。それから、防火設備の故障、その2点の修繕で約170万円というふうになっております。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎眞榮城徳彦君

まず、議案書の議案第117号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての中です、27ページに、第3条、「この条例において「給与」とは」というくだりがあります。フルタイムはいいとして、下のほうの「パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう」と書いてありますけれども、いわゆる役所における臨時職員は、期末手当が次年度から支給されるんですね。

◎総務部長（宮国高宣君）

宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の中の3条の部分においてですね、会計年度任用職員の給与、その中の1項の部分で「パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう」と。そういう形で支給するということでございます。その辺の率についてはですね、職員と同じような形の率になりますけど、次年度は、4月から6月期末手当でございますけど、期間が短いので、ちょっと率が違います。そういう1年通したら職員と同じような率になっていくということとなります。

◎眞榮城徳彦君

職員とか議員の場合には年間何点何カ月というふうに定められておりますけれども、パートタイムの場合には意味合いがちょっと違いますからね、基準が、大体でいいんですけど、例えば同じ人が1年間パートタイムで働いたとして、支払いの何点何カ月分というふうなことは言えますか。それと、もし言えるのであれば、400人ぐらいと言われている臨時職員の期末手当に充てる報酬の額、総額ですね、これ教えてください。

◎総務部長（宮国高宣君）

期末手当につきましては、1年目が1.69月ですね。2年目が2.6月となります。それと、任用職員ですね、報酬になります。現在がですね、510名の部分で今、12月1日現在でございますけど、全体で9億73万1,176円となります。これを510名で割るとそういう、月の部分になりますけど……

（議員の声あり）

◎総務部長（宮国高宣君）

これ現在がそうっております。現在は、次年度ですね、これが10億3,398万4,949円となります。それに通勤手当、その他時間外、社会保険料、負担金全部でですね、今年度と次年度含めてですね、差額がですね、今のところ試算として2億2,582万2,181円の予算がふえるということになります。

◎眞榮城徳彦君

つまり報酬とかというのがふえるわけですけどもね、この条例改正に当たって、国の支援、特別な支援みたいのがなくてはおかしいんですけど、それありますか。交付税措置とか、そういった国の支援がありますかね。3回目ですから、ついでに質疑しますけど、議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の29ページですね、29ページを見てほしいんですけど、さっき聞きたかったんですけど、2款総務費、1項総務管理費、11目財政調整基金費の積立金のうち1億8,907万1,000円、これ総務部長の説明では債券の売却によるものだ。ほとんど。そうですね。何社ぐらいの債券を売却してこれが1億8,907万1,000円になったのかちょっとあれなんですけども、だけどもね、総務部長、24ページの利子及び配当金のところでは、利子及び配当金については同じ金額が載っていますね。財政調整基金運用益。これ利子及び配

当金じゃないでしょう。債券の売却益でしょう。整理して聞きますから。だから、この1億8,907万1,000円というのは、ここに書いてあるように利子及び配当金なのか、それとも債券の売却益なのか、それちょっと聞きたいんですよ。債券の売却益だったら、債券を売ってしまったわけですから、債券残っていないですよ。私が言いたいのは、利子及び配当金というのは、債券は持っていて、その利息並びに配当金がこれに入ってきているという意味なのか、それとも債券を売却した益なのかというのを聞きたい。だって、ここには利子及び配当金とありますけど、先ほど総務部長の島尻誠議員に対する説明では債券の売却益と言わなかったですか。債券の売却益だったら財源は残らないわけですよ。ところが、利子及び配当金の場合には財源残っているわけです。その辺の違いを聞きたい。企画政策部長が答えて。何か知っていそうだから。

◎総務部長（宮国高宣君）

最初の第1点目ですね、交付税がないかという点についてでございますけど、これにつきましてですね、沖縄県市長会のほうから去年か一昨年ですね、そういった、財政処置を講ずるよという形は九州市長会のほうでもですね、要望していると。九州市長会のほうから全国のほうにですね。現在全国の自治体が交付税についてはそういった形で国からの財政処置を要望しているというのが現時点でございます。

財政調整基金のですね、運用につきましては、財政課長から答弁させますので、よろしくお願いします。

◎財政課長（砂川 朗君）

議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）、24ページの18款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金ですが、これはですね、財政調整基金を運用して、その運用していた金額が35億円ございました。それを売却の差額ですね、その益と、あとそれまで持っていた分の利子収入を含めておりますので、利子及び配当金という形で掲載しております。もともとの元金ですが、これはもともと基金の現金ですので、基金のほうに戻っているという状態ですので、これは利ざやですね、いわゆる売却の利ざやがこの収入として計上されていることとなります。

（「休憩して」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午後零時02分）

再開します。

（再開＝午後零時02分）

◎上地廣敏君

議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の4ページ、繰越明許費でありますけれども、まず最初に4款衛生費の2項清掃費のほうで廃棄物運搬用車両購入費が780万5,000円繰越明許になっているんですけども、これ当初予算調べてみると727万3,000円ということで差額が53万2,000円出ておりますが、これは途中で補正をやったのかどうかですね。

それと、10款教育費、6項保健体育費の伊良部調理場軟水器設置工事と上野調理場ボイラー取替工事、両方で471万9,000円、これは全額一般財源で補正予算に上がっているんですけども、一般財源で補正をして全額繰り越しというのは特に意味があるのかどうかですね、その辺、全額繰り越すんだったら、そのま

んま補正をしないで次年度の当初予算に計上してもさして変わらないんじゃないかと思うんですが、その理由を教えてくださいと思います。

◎教育部長（下地信男君）

議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の4ページ、繰越明許費、10款教育費です。ね、今年度補正しております、予算書59ページに計上されておりますが、伊良部調理場と上野調理場の機器の取りかえです。これこの機器の取りかえ工事に1週間から10日ほどかかるということがありまして、学校など休業期間中でないとできないと、要する給食を提供する日以外じゃないとできないということで、春休みに執行予定をしておりますので、繰り越しの手続をしておくということでございます。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午後零時04分）

再開します。

（再開＝午後零時05分）

◎生活環境部長（垣花和彦君）

議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の4ページでございます。繰越明許費の4款衛生費、2項の清掃費の廃棄物運搬用車両購入費、これが当初予算よりふえて780万5,000円の繰越明許費になっているということで確認がございましたけれども、これは当初の予算で計上後、見積もり等を徴取したところ不足が生じたので、これは清掃費の予算で流用が対応可能でしたので、流用して今回は780万5,000円の繰越明許費という形になっております。

◎上地廣敏君

予算の執行については、これまでも何回か指摘をしておりますけれども、そういった当初予算で予算計上している。10月で消費税が2%上がるというふうな状況の中で、なぜ9月いっぱいです。ね、車両購入ができなかったのか、その辺のところをですね、ぜひ予算執行について次回からですね、もっと各部長もそうですけれども、特に予算執行状況の調書などをとってですね、総務部長のほうで点検をして、各部には執行率を上げるように、そういった指導をぜひやっていただきたいとお願いをしておきたいと思っております。

◎議長（佐久本洋介君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております30件のうち、日程第1、議案第106号から日程第27、議案第132号までの計27件については、お手元にお配りした議案付託表のとおり、所管委員会に付託します。なお、議案第106号の歳出については、歳出款項別審査委員会表により各所管委員会のご審査をお願いします。

お諮りします。日程第30、同意案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、最終本会議において処理したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は全部終了しました。
よって、本日の会議はこれにて散会します。

(散会=午後零時08分)

令和元年

第7回宮古島市議会(定例会)会議録

12月11日(水) 3日目

(一般質問)

令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第3号

令和元年12月11日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）会議録

令和元年12月11日（水）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（延会＝午後4時11分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 徳 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 夕カ子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 徳 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	欠 員	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	砂 川 辰 夫 〃
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 徳 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市長	下 地 敏 彦 君	上下水道部長	兼 島 方 昭 君
副市長	長 濱 政 治 〃	会計管理者	下 地 秀 樹 〃
企画政策部長	友 利 克 〃	消 防 長	来 間 克 〃
総務部長	宮 国 高 宣 〃	伊良部支所長	上 地 成 人 〃
福祉部長	下 地 律 子 〃	総務課長	与那覇 弘 樹 〃
生活環境部長	垣 花 和 彦 〃	企画調整課長	上 地 俊 暢 〃
観光商工部長	楚 南 幸 哉 〃	財 政 課 長	砂 川 朗 〃
振興開発プロジェクト局長	大 嶺 弘 明 〃	教 育 長	宮 國 博 〃
建設部長	下 地 康 教 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
農林水産部長	松 原 清 光 〃	生涯学習部長	下 地 明 〃

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）諸般の報告書

令和元年12月11日（水）

12月 5日	<p>本会議終了後、会派代表者会議が開催され、去る11月29日開催の全員協議会において各会派に持ち帰り、議論を深めることを確認した國仲昌二君申し出の「一般質問の持ち時間を現行の答弁を含め60分以内から答弁を除く30分以内に変更することについて」は、各会派の意見を聴取した結果、引き続き協議することとなり、今定例会の一般質問は現行どおり行うことと決した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

一 般 質 問 通 告 書

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
1	<p>8 番 我如古 三 雄 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 市長の政治姿勢について</p>	<p>1. 次期市長選挙出馬について</p> <p>①令和3年1月24日市長の任期満了となりますが、次期市長選挙出馬に向けて、市長はどのように考えているのか伺う。</p> <p>②4選出馬となった場合、いつの時点において出馬表明は行う考えなのか伺う。</p> <p>2. 宮古島市独自のサトウキビ種苗管理センターの早期建設について</p> <p>①種苗管理センター宮古島分室誘致要請の経緯について伺う。</p> <p>②宮古島のサトウキビ生産量は沖縄県全体の約42%を占めている中で、本市及び生産農家のサトウキビ増産を図る上からも市独自による種苗管理センターの建設が急務であると考えます。市長の見解を伺う。</p> <p>3. 新総合体育館の早期建設について</p> <p>①関係省庁等への要請の経緯と内容について伺う。</p> <p>②建設計画に向けた具体的な取り組みについて伺う。</p> <p>ア. 床面積、収容人員</p> <p>イ. 併設する施設等</p> <p>ウ. 建設着手及び供用開始の予定時期</p> <p>4. 過疎地域自立促進特別措置法の継続について</p> <p>①本制度の見直しが議論されておりますが、本市が対象外になるおそれがあります。現段階における状況と継続に向けた取り組みについて伺う。</p> <p>5. エコアクション・カンパニー認定制度</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 農業、畜産振興について</p> <p>3. 道路行政について</p> <p>4. 環境行政について</p> <p>5. 福祉行政について</p> <p>6. 教育行政について</p>	<p>の取り組みについて</p> <p>①本制度の目的と内容（認定基準）について伺う。</p> <p>②エコアイランド宮古島推進に向けた取り組みが広く社会に情報発信されるような活動が不足していないか伺う。</p> <p>1. サトウキビ害虫ツマジロクサヨトウの食害被害対策について</p> <p>①被害状況について伺う。</p> <p>②害虫の蔓延防止対策及び生産農家に対する注意喚起はどのようになっているのか伺う。</p> <p>2. 畜産振興について</p> <p>①沖縄離島型畜産活性化事業のこれまでの経緯と現在の進捗状況及び今後の見通しについて伺う。</p> <p>1. 市道及び農道の整備状況について</p> <p>①直近における市道及び農道の整備状況について伺う。</p> <p>1. 犬、猫の保護活動団体に対する行政指導について</p> <p>①地元住民と行政との意見交換会での内容をどのように捉えているか伺う。</p> <p>②保護活動団体に対する行政指導と解決策について伺う。</p> <p>1. 砂川保育所の再開について</p> <p>①再開に向けた現在の進捗状況について伺う。</p> <p>②来年4月再開のめどについて伺う。</p> <p>1. 児童生徒の問題行動、不登校について</p> <p>①県内の不登校の児童生徒が過去最多となり、小中高とも全国最多となっているが、本市の状況について伺う。</p> <p>②何が原因で増加していると考えられるか伺う。</p>

順位	発言者	発言事項	要 旨
			<p>③不登校の児童生徒が抱える背景について本腰を入れて調査支援する考えはないか伺う。</p> <p>2. 学校トイレの洋式化整備について</p> <p>①学校トイレの洋式化は急務と考えますが、整備率は今現在においてどのようなになっているのか伺う。</p> <p>②改善に向けた早目の対応が必要と考えます。今後完全整備に向けて取り組む考えはないか伺う。</p> <p>3. 学校図書館における新聞の配備について</p> <p>①本市における配備の状況について伺う。</p> <p>②完全配備に向けて取り組む考えはないか伺う。</p>
2	<p>10番 狩 俣 政 作 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 教育行政について</p> <p>2. 福祉行政について</p>	<p>1. クーラー設置工事について</p> <p>①現在の進捗状況と工事竣工日を伺います。</p> <p>2. 倒壊するおそれのあるブロック塀の補修工事について</p> <p>①現在の進捗状況と工事竣工日を伺います。</p> <p>1. 災害時における障害児の避難所について</p> <p>①本市において障害児が利用できる福祉避難所は何施設ありますか伺います。</p> <p>②本市が福祉避難所として認定する基準を伺います。</p> <p>③備蓄品等への補助はありますか伺います。</p> <p>2. 宮古島市の小児科医療の現状について</p> <p>①現在の本市にある小児科の数（開業医を含めて）について伺います。</p> <p>②小児科を利用する患者が100人ふえて</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		3. 環境行政について	<p>いると言われていました。インフルエンザのワクチン数も含め、本市の対策を伺います。</p> <p>1. 一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬委託業者の委託料及び体制について</p> <p>①本市における家庭ごみを収集する委託業者は何者あるか伺います。</p> <p>②本市の委託業者は現在2人体制で年間311日（週6日）勤務という労働条件ですが、中には週3日の業者が6者あり、かけ持ちで働いているため、生活しにくい現状を抱えている。契約を更新しない業者等がいる場合は、週3日の業者を週6日にできるような体制づくりなどを提案できるか伺います。</p> <p>③現在の労務単価の積算方法について伺います。</p> <p>④委託料を積算した後に補正をかけて減額する理由を伺います。</p> <p>⑤今後、委託業者と行政側と定期的に意見交換会を開催して、情報を共有していける場を設けることを考えているか伺います。</p>
3	6番 下地信広君 【質問方式】 一問一答方式 【質問場所】 質問席のみ	1. 福祉行政について	<p>1. 成年後見制度の利用を促進するための条例の制定について</p> <p>①宮古島市の成年後見支援センターみやこの利用者の推移を見てみると、平成27年度2人、平成28年度9人、平成29年度18人、平成30年度26人、令和元年11月末で33人と右肩上がりになっている。また、宮古島市の特徴として市長申し立てが48.5%と多く、これは、身寄りがいない人や、親族関係が希薄な方が多いことのあらわれでもある。開始原因別割合を見ても全国は認知症63%、知</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>的障害10%、精神障害27%、宮古島市は認知症42%、知的障害31%、精神障害27%と全国に比べ知的障害者の利用者が多いことから、支援する期間が全国よりも長いことが予想される。そこで、成年後見制度の利用を促進するための条例を制定し、障がい者に優しいまち、宮古島市を発信できないものかお伺いいたします。</p> <p>2. 認知症対策についてお伺いいたします。認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けられるよう、厚生労働省が2015年1月に策定したプランを認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)とっておりますが、2025年には認知症の人が約700万人になり、5人に1人が認知症になると予測されております。宮古島市においても認知症対策は重要な課題であり、そこでお伺いいたします。</p> <p>①宮古島市の認知症患者の数は。</p> <p>②認知症にかかわる相談窓口における年間の相談件数(平成30年度の実績)は。</p> <p>③宮古島市におけるキャラバン・メイトの登録数は。</p> <p>④宮古島市における認知症サポーターの数は。</p> <p>⑤認知症カフェは何カ所あるのか?</p> <p>⑥認知症カフェの利用実績(平成30年度の実績)は。</p> <p>⑦認知症患者の家族にどのようなサポートをされておられるのかお伺いいたします。</p> <p>3. 10月1日から消費税緩和策として販売しているプレミアム付商品券について現</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 教育行政について</p> <p>3. 社会教育行政について</p>	<p>時点での進捗状況をお伺いいたします。</p> <p>4. 幼保、幼児教育の質の向上について</p> <p>①義務教育に入る前の幼稚園、保育園、認定こども園といった幼児期の教育が学力向上には最も大切だと思いますが、教職員の質の向上のための研修会は開催されているのかお伺いいたします。</p> <p>②幼稚園の教職員の確保はできているのかお伺いいたします。</p> <p>1. 幼児期の学びを小学校の学びにつなげる、あるいは、小学校の学びを中学校の学びにつなげる学習が大切だと思いますが、カリキュラムがあればお伺いいたします。</p> <p>1. 豊見氏親墓碑について、昔（1450年ごろ）伊良部と平良の渡海に巨大ザメが出現し人命を害していた。そのとき、豊見氏親は一身を捨て先祖伝来の刀を抱き小舟に乗り込み、巨大ザメと戦ってサメは退治したものの、自分も比屋地の浜で息途絶えてしまった。巨大ザメを退治した刀は今も豊見氏親の末裔である下地家に保管されているとのことですが、そこでお伺いいたします。</p> <p>①この刀は宮古島市の文化財となっているのか？</p> <p>②何らかの形で観光に役立てることはできないかお伺いいたします。</p> <p>2. 宮古島市総合体育館の建てかえに伴い、周辺の学びの森、宮古島市陸上競技場、宮古島市多目的前福運動場等、宮古島市総合運動公園としての機能を持つ施設にできないか。構想があればお伺いいたします。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		4. 道路行政について	<p>3. 3年後に県民体育大会が宮古島で開催されますが、宮古島市陸上競技場に写真判定装置の購入はできないものかお伺いいたします。</p> <p>4. 陸上競技の強化合宿シーズンに突入しておりますが、クロスカントリー場の建設計画があればお伺いいたします。</p> <p>1. 山中5号線の舗装整備について、要請から時間が大分過ぎておりますが、なぜ進まないのかお伺いいたします。</p> <p>2. 高野部落の一周道路県道83号線と県道243号線の3差路にあったミラーが台風で飛ばされ、県道83号線から来る車が確認できないので、早急に対応できないかお伺いいたします。</p>
4	<p>9番 前 里 光 健 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 教育行政について</p>	<p>1. 小中学校給食費完全無償化（学校給食費完全助成）について</p> <p>9月定例会で市長は小中学校給食費完全無償化実施について「さらなる子育て支援、貧困対策の拡充を図るため検討している。新年度に向けて議会に上程し、承認が得られれば4月から実施したいと考えている」との前向きな答弁があった。以上を踏まえて伺う。</p> <p>①実施について市長の見解を改めて伺う。</p> <p>1. 小中学校給食費完全無償化（学校給食費完全助成）について</p> <p>次年度に向けて小中学校給食費完全無償化が検討されている。以上を踏まえて伺う。</p> <p>①小中学校給食費完全無償化について、教育委員会の見解を伺う。</p> <p>②次年度、給食費完全無償化を実施した場合は、全国的にも先駆けた施策とな</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>る。この施策の意義を児童生徒初め保護者にも伝えていく必要があると考えるが、その件についてどのような取り組みを検討しているかについて伺う。</p> <p>2. 小中一貫校について</p> <p>本市では初めての小中一貫校結の橋学園が開校し、約半年が経過した。以上を踏まえて伺う。</p> <p>①全国的に小中一貫校の設置が進んでいる。設置が進められているのにはメリットがあるためと考えられるが、小中一貫校のメリットについて伺う。</p> <p>②児童生徒数の減少による学校統合を進める中での小中一貫校設置というイメージもあると考えるが、児童生徒数がふえていく状況においても小中一貫校の新設置は可能かどうか伺う。</p> <p>③結の橋学園が開校して半年以上が経過し、さまざまな検証が進められていると考えるが、現状（確認されている成果や課題、現場からの声）について伺う。</p> <p>④小中一貫校新設置に向けては、行政主導での推進、もしくは地域から要望を挙げていく方法などがあると考えますが、どのように進めていくことがよりベストなのかを伺う。</p> <p>3. 小中学校の部活動指導方針について</p> <p>ことし、宮古島市教育委員会が「宮古島市スポーツ少年団等の在り方に関する方針」と「宮古島市中学校部活動の在り方に関する方針」を示した。以上を踏まえて伺う。</p> <p>①方針を示すに至った経緯（理由）につ</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>いて伺う。</p> <p>②従前の方針からの大きな変更点について伺う。</p> <p>③部活動、クラブ活動に係る保険加入について伺う。</p> <p>④近年、教育現場における働き方改革の一環として、民間からの部活動指導員の導入も始まってきている。本市における民間からの部活動指導員導入の今後の拡充について教育委員会の見解を伺う。</p> <p>4. ICT支援員について</p> <p>去る10月28日に文教社会委員会メンバーとともに南小学校を訪れ、電子黒板を利用した授業の視察を行った。以上を踏まえて伺う。</p> <p>①現在ICT支援員は2名配置されているが、ICT支援員増員に向けた取り組みについて伺う。</p> <p>②ICT活用の充実を図るためのICT支援員の目標値（例えば何校に1名配置するなどの数値、直近の目標値と将来的な目標値）を伺う。</p> <p>③ICT支援員がふえづらい要因として、給与面や契約が単年度であるなどの雇用条件面がネックとなっているとのことだったが、現状の改善に向けた取り組みについて伺う。</p> <p>④ICT支援員になるために必要な資格について伺う。</p> <p>⑤今後数年間かけてタブレットPCを各小中学校に整備していくことが決まっているが、今後の導入計画について見解を伺う。</p>
5	22番	1. 遺族の負担軽減に向けた専	1. 死後の行政手続窓口集約について、遺

順位	発言者	発言事項	要旨
	砂川辰夫君 【質問方式】 一問一答方式 【質問場所】 演壇及び質問席	用窓口の設置について 2. 東平安名崎漁港の水道水、油臭の除去処理について 3. 絶世の美女「mamya」の墓の適切な管理と保良地域の振興について 4. 畜産振興について 5. 新城海岸への水道工事について 6. 農業振興について	族の負担を減らすための「おくやみコーナー」の設置について伺う。 1. 東平安名崎の水道水については、新聞報道もあり、停止した状況にあるが復旧のめどはあるか伺う。 1. おさい銭箱を設置して保良住民の活動費として利用できないか伺う。 1. 宮古島市の優良繁殖雌牛奨励補助金について伺う。 2. 県外導入牛（貸付牛）について補助金のアップができないか伺う。 3. 牧草刈り機械の補助について伺う。 1. この工事はどのような目的で行ったか伺う。 1. サトウキビのハーベスター使用についてはオペレーターによって、刈り残し、または積み残し等で各農家から苦情があります。このことについて、行政はどのような対応、対策を講じているか伺う。
6	15番 下地勇徳君 【質問方式】 一問一答方式 【質問場所】 質問席のみ	1. 水道行政について 2. 農業行政について 3. 観光行政について 4. 道路行政について	1. ホテル（宿泊施設）等において給水量の決定はどのように行っているか。 2. ホテル等についての給水量はどのくらいか。 3. 現在、宮古島市のプールの数とプール用水について 1. 成川地区農業用排水路について 2. サトウキビ害虫「ツマジロクサヨトウ」について 3. 野菜の残渣処理（焼却）について 1. 砂山ビーチ入り口の拡幅と雑草について 1. 都市計画道路（B-15号線からB-13号線を通って臨港道路まで）について 2. 竹原1号線について

順位	発言者	発言事項	要旨
		5. 環境行政について 6. 教育行政について	3. A-9号線について 1. 宮古島市環境清掃事業協同組合との一括契約について 2. 宮古島市環境清掃事業協同組合との契約期間の見直しについて 3. 宮古島市環境清掃事業協同組合事務所設立に伴う融資について 4. ごみ収集所について 1. 宮島小学校の再利用について 2. 廃校、休校の学校数と再利用について
7	5番 平良和彦君 【質問方式】 一括・再質問から一問一答方式 【質問場所】 演壇及び質問席	1. 市長の政治姿勢について 2. 福祉行政について 3. 教育行政について	1. 総合庁舎建設工事の進捗状況と完成予定の日程と開庁はいつごろを計画しているのか。お伺いします。 2. 新総合体育館の建設について ①現時点の計画と財源についてお伺いします。 ②2019年度から2020年度まで整備工事予定している伊良部島平成の森野球場（財源を防衛施設用地民生安定施設整備事業の補助金（整備費約13億円））と新総合体育館建設を同時に実施すると本市の財政を圧迫すると考えられる。そこで、野球場建設をおくらせる考えはないか。お伺いします。 3. 東平安名崎公園整備の進捗状況についてお伺いします。 1. 砂川保育所の再開園に向けての取り組み状況について ①9月定例会では、耐震改修設計業務が終了次第工事に取りかかると答弁しておりましたが、現況についてお伺いします。 ②今後の保育所のあり方についてお伺いします。 1. 各小中学校のブロック塀の改修事業に

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>4. 農業行政について</p> <p>5. 上水道行政について</p>	<p>ついてお伺いします。</p> <p>①宮古島市全小中学校を対象に実施している小学校と中学校の改修事業終了校と未実施の学校は何校か。また、いつごろ完了する予定なのか。お伺いします。</p> <p>②ブロック塀を金網塀に切りかえているが、構造上の強度は大丈夫なのか。また、耐久性についてお伺いします。</p> <p>2. 城東中学校の整備事業の進捗状況と今後の計画についてお伺いします。</p> <p>1. イノシシの駆除状況についてお伺いします。</p> <p>①ことし11月7日に沖縄県猟友会石垣地区と竹富町地区等の猟師に依頼してイノシシ駆除を行いました。駆除方法と成果についてお伺いします。</p> <p>②今後の取り組みについてお伺いします。</p> <p>2. クジャクの駆除状況についてお伺いします。</p> <p>①最新の駆除対策について</p> <p>②今後の展望について</p> <p>3. 七又自治会の憩いの広場の整備についてお伺いします。</p> <p>①あずまやの再建設について</p> <p>②憩いの広場外周の塀の改修について</p> <p>1. 水道管の老朽化による破損の対策について</p> <p>①道路等に埋め込んである水道管の寿命は何年かお伺いします。</p> <p>②昭和56年（1981年）の38年前に工事を行った水道管が老朽化のため破損したが、今後このように破損する可能性箇所はどのくらいあるのか。お伺いしま</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
			す。 ③今後の老朽化した水道管の対策(計画)は どうなっているのかお伺いします。
8	17番 上地廣敏君 【質問方式】 一問一答方式 【質問場所】 演壇及び質問席	1. 市長の政治姿勢について 2. 教育行政について 3. 福祉行政について 4. 水道行政について	1. 県営宮古広域公園整備事業について ①市道ミナイ原線の廃止計画についての検討状況は 2. 新技術実証栽培事業について ①現状と今後の利活用方針はいかに 3. バイオエタノール製造施設の利活用計画について 4. 来間大橋東側の航路標識(立標)設置工事の進捗について 5. 農道来間西1号線の改修工事について計画はないか? 1. 学校PC整備状況について(現状と整備方針は) 2. 佐良浜スポーツセンター利活用について伺う。 1. 生活保護世帯の住宅扶助上乗せについて 2. 「高血圧ゼロのまちプロジェクト」への応募について 1. 来間島配水池増圧ポンプ設置工事について ①来間島配水池増圧ポンプ設置工事の経緯について ②現在の水圧と工事完了後の水圧は ③リゾート施設への増圧計画もあるのか。
9	11番 高吉幸光君 【質問方式】 一問一答方式 【質問場所】	1. 高等教育機関の誘致について	1. 11月25日から28日までの日程でチャーター便にて台湾を訪問させていただいた中で長榮大学を視察訪問した。 ①ここまでの経緯の説明を ②11月19日城辺庁舎に「長榮大学日本教育センター」が開所されたが、今後の

順位	発言者	発言事項	要旨
	演壇及び質問席	<p>2. フライアンドクルーズ（那覇⇄先島⇄台湾航路）について</p> <p>3. サシバ展望台（フナウサギバナタ）について</p> <p>4. 台風時の避難者について</p> <p>5. 新宮古島市総合博物館について</p>	<p>スケジュールは？</p> <p>③分校設立に向けての課題は？</p> <p>1. 6月定例会で先島航路の復活についての質問をさせていただき、県への要請項目への追加調整をしたい旨の答弁をいただきました。航路復活だけでは実現性が低いように思うので台湾空路の定期化によるフライアンドクルーズなどの可能性について伺います。</p> <p>①要請項目に追加はされたのか？</p> <p>②次年度の要請についてフライアンドクルーズを盛り込めないか？</p> <p>1. サシバ展望台が解体撤去され現在は土台だけとなっていて惜しむ声が多い。</p> <p>①展望施設などの再建は？</p> <p>②サシバのイメージが強く残っているので小さなモニュメントなどつukれないか？</p> <p>1. ことしは台風の当たり年で、宮古島だけでなく全国各地に被害が及んだ。</p> <p>①台風で庁舎に避難した方への食料や水などの提供、備蓄は？</p> <p>1. 2025年度の開設を目指すとのことだが、今後のスケジュールは？</p>
10	<p>16番</p> <p>栗国恒広君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 演壇及び質問席</p>	<p>1. 市長の政治姿勢について</p>	<p>1. 宮古空港ターミナル施設の営業時間について</p> <p>2. 防犯監視カメラ設置について</p> <p>3. 市役所移転後の平良、城辺、下地の各庁舎の利用計画について</p> <p>4. 台湾の長榮大学宮古島分校設置計画について</p> <p>5. 法定外目的税導入について</p> <p>6. 沖縄県土木建築部が実施する営繕工事における地域外からの労働者の確保に要する費用に対する積算の運用について</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		2. 教育行政について 3. 福祉行政について 4. 農林水産行政について 5. 観光行政について	①宮古島市が発注する公共工事の時期 7. プレミアム付商品券の販売状況について 1. 市民プール建設について 2. 北部地区の学校統廃合について 1. 特定健診、がん検診の受診率について 1. 沖縄製糖の寄附金の運用について 2. 製糖工場内のトラッシュの運搬費助成について 3. ハーベスターの利用料金について 4. 平良漁港の冷凍冷蔵施設について 1. 伊良部大橋橋詰広場の指定管理者について 2. 観光施設等災害復旧について 3. J T A ドーム宮古島のネーミングライツスポンサーの募集について
11	2番 平 百合香 君 【質問方式】 一問一答方式 【質問場所】 質問席のみ	1. ブックスタートの現状について 2. 宮古島市未来創造センターの現状について 3. 公共施設の公衆電話の設置状況について	1. ことしの4月から始まったブックスタートですが、開始時から今まで何回行われ、何冊が何家族へ配布されたのか教えてください。 1. 新しくオープンした宮古島市未来創造センターの利用状況、旧平良図書館と比較して入館者数、貸し出し冊数、図書館利用カードの取得数に変化は見られたのか教えてください。 2. 宮古島市未来創造センターの利用率向上のための取り組みを教えてください。 1. 宮古島市の主な公共施設にはさまざまな設置基準があるかと思いますが、公衆電話の設置基準はありますか？ 2. 本市の主な公共施設である市役所（各庁舎）、小中学校、公民館、J T A ドーム宮古島、宮古島市未来創造センター、陸上競技場等の公衆電話の設置状況を教えてください。

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>4. し尿処理施設整備の進捗について</p> <p>5. 環境に優しい日やけどめについて</p> <p>6. 道路区画線整備について</p> <p>7. 保育行政について</p>	<p>1. 推進協議会の構成メンバーとメンバーの選考基準を教えてください。</p> <p>2. 推進協議会で協議された内容、決定した事項等があれば教えてください。</p> <p>3. 審議会の今後のスケジュールを教えてください。</p> <p>①いつまでに何を決めるのか。</p> <p>4. 新しく建設される予定のし尿処理施設と、今現在使用しているし尿等投入施設の関連性について、どのように考えているのか教えてください。</p> <p>1. 有害成分を含む日やけどめの使用禁止が世界のリゾート地で推進されつつある中で、宮古島の考えや取り組みがあれば教えてください。</p> <p>1. センターラインや右折帯等区画線が消えている箇所が多く、市に苦情が入るようになったとの報道がありました。予算を含め今後の対応をどう考えているのかお聞かせください。</p> <p>1. ことしの10月に豊見城市が保育所の入所選考業務に保育A Iを導入するとの報道がありました。本市における保育A I導入のメリットとデメリットはどんなことが考えられますか？</p>
12	<p>20番 山里雅彦君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 港湾産業振興について</p> <p>2. 教育行政について</p>	<p>1. 平良港整備計画について</p> <p>①将来を見据えた事業として、平良港の沖合を埋め立て、用地を確保し利活用することについて</p> <p>②平良港耐震バース（残りの部分等）整備計画について</p> <p>③平良港浮棧橋（マリーナ整備）事業計画について</p> <p>1. 学校規模適正化の基本方針について 学校規模適正化の基本的な考え方か</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
			<p>ら、平成26年6月改定の一部見直しにおいて「北部地区小中学校については、統合に関する課題の整理がつき次第、統合の時期や方法について、速やかに決定する」とあります。そこで統合に関する課題について伺います。</p> <p>①統合しても小規模校、過小規模校としての課題が依然として残ることについて、教育委員会としての議論、対策をどう考え取り組むのか。</p> <p>②統合対象地域が広範であり、通学負担が他地域と比べ大きいことについて、教育委員会としての議論、対策をどう取り組むのか。</p> <p>③拙速な統合をするとさらなる統合の話が出てきかねないということ等について、教育委員会としての議論、対策をどう考え取り組むのか。</p> <p>2. 学校教育現場の状況、課題について</p> <p>①県教育委員会は、公立小中学校などの教員志願者、受験者数の減少傾向が続いており、現場の多忙化など、教職イメージの低下が背景にあると指摘しており、このままの状況が続くと志願者は、さらに減ると予想しております。そこでお伺いします。本市における小中学校教職員の勤務実態状況（残業時間等）について</p> <p>②教育現場に働き方改革が必要であると、県教育委員会の指摘もありますが、教育委員会としての議論、対策をどう考えているのか伺いたい。</p> <p>③これまで教育委員会が取り組み進めてきた小中学校の学力向上対策と、その結果（成果）について</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
			④小中学校の学力向上に向け、現在の本市の学校現場をどう考え、どう取り組んでいくのか、教育委員会としての議論、見解について
13	13番 友利光徳君 【質問方式】 一括質問方式 【質問場所】 質問席のみ	1. 市長の市政運営について 2. 2019年施政方針から 3. 農業振興について 4. 旧城辺町過疎地域自立促進計画書、後期計画について	1. 基地、弾薬庫建設の件で抑止力、有事の際に攻撃の標的になると市民が衝突する真意を知りたい。 2. 上記の説明を受け市長の見解を知りたい。 3. 弾薬庫建設に伴い避難計画、経路、施設の確保は担保済みか。 4. 弾薬庫建設に伴い土砂運搬経路の見直しから（施工計画書）射撃練習場における訓練対象者の詳細は。 5. 要請行動に対する市長の見解を。 6. 市長の行政報告の義務づけは。 ①県内11市で実施している市は。 ②旧市町村では。 7. 業者指名について ①土木建築、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの指名回数と受注回数を知りたい。 1. 宮古上布の日本遺産認定の進捗状況は。 2. 宮古上布の認知度を高めるには。 3. 砧（きぬた）打ちの認知度を高めるには。 1. 狩猟免許試験、渡航費、宿泊費、試験料に補助はできないか。 2. サガーニ、瓦原（ガーラバリ）両地区の土地改良事業採択時期はいつ。 3. 城辺（西割目）での農地の原状回復のその後の取り組み状況は。 1. 砂川保育所の予算計上から休所（園）までの事務の流れについて

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>5. 公共交通再編計画について</p> <p>6. 上屋の設置について</p> <p>7. 市営住宅の現状と課題、改善方法について</p> <p>8. 教育行政について</p>	<p>①砂川保育所の入所希望者(令和2年度)は何人。</p> <p>2. 令和2年度の開所(園)は確実か。</p> <p>3. 工事発注、工事の進捗状況はどうなっているか。</p> <p>1. 交通、買い物弱者、免許返納者に対する配慮は。</p> <p>2. 各庁舎間のバス運行で結ぶ交通手段に取り組めないか。</p> <p>3. 旧市町村の公共施設と主要道路を結ぶ路線新設はできないか。</p> <p>4. 公共交通再編事業の活用はできないか。</p> <p>1. 宮古病院駐車場寄り久松線、県道平良久松港線について</p> <p>1. 本市における空き部屋は幾つか。</p> <p>2. 一番長くあいているのは幾つか。</p> <p>①その理由は。</p> <p>3. 定期的に環境整備に関する整備は実施しているか。</p> <p>4. 宮古島市営住宅等の管理に関する基本協定書第20条、管理義務日誌報告書提出は守られているか。</p> <p>5. 管理義務日誌の点検はしているか。</p> <p>6. 宮古島市営住宅等の管理に関する基本協定書第2条、人的体制の確保に問題はないか。</p> <p>7. 敷地内に人身事故が発生した場合の責任の所在が明記されていないが。</p> <p>1. 城辺図書館存続について(児童たちのアンケート調査から見るもの)</p> <p>2. 不審者情報と解決方向について(学校の安全安心な環境づくり)</p> <p>3. 来間小学校廃校に伴い職員のその後の扱い方は(進退)。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		9. スポーツ振興について	<p>4. 北部地区学校統廃合住民説明会における主催側の対応について</p> <p>5. 働き方改革から</p> <p>①部活動指導員の配置状況は。</p> <p>②スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを全校設置できないか。</p> <p>③幼稚園教諭の正規採用の拡充はできないか。</p> <p>④預かり保育所の職員の確保は完璧か（定数）。</p> <p>6. 子供の貧困に伴い教育環境の充実をできないか。</p> <p>7. 新入生に新しい机は支給できないか。</p> <p>8. 中学校の各教室に防犯カメラは設置できないか。</p> <p>1. 本市における小中学校生の体力調査結果を知りたい。</p> <p>2. 第61回県中学校陸上競技大会、地元開催地として教育長の見解は。</p> <p>3. 2020年度選手宣誓者と生徒代表挨拶者の差しかえは（宮古地区大会）。</p> <p>4. 市陸上競技場公認に向けた予算計上はできないか。</p> <p>5. 11月23日、24日県民体育大会、第71回大会における本市の取り組みは。</p> <p>6. 第73回県民体育大会に向けての取り組み方向について</p> <p>①多良間村の扱い方について</p> <p>7. 上野陸上競技場について（整備強化）</p> <p>8. 下地陸上競技場について（整備強化）</p> <p>9. 下地球場について（整備強化）</p> <p>10. 未公認陸上競技場における新記録樹立の扱い方について</p> <p>11. 未公認陸上競技場は設備不足（風力計</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
14	<p>3番 仲里 タカ子 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 演壇及び質問席</p>	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 弾薬庫建設について</p> <p>3. 国民保護計画について</p>	<p>等) では。</p> <p>1. 「宮古島は安全保障の最前線」発言について</p> <p>①過日、自由民主党宮古支部政経パーティーで、稲田朋美元防衛大臣が「米と中国の経済摩擦が安全保障上の緊張関係に発展した場合、その最前線になるのは沖縄や宮古島だ。(略)宮古島の支部がしっかりしていることが日本を守ることにつながる」と語ったと報道されている。この発言について、「最前線」とはどのようなことを指すのか。市長の見解を伺う。</p> <p>1. 保良鉦山への弾薬庫建設について</p> <p>①保良鉦山で建設される弾薬庫は第1級火薬庫とされる。どのような弾薬庫か。また、その規模について伺う。</p> <p>②防衛省は保良、七又集落への保安距離を十分確保するとしているが、市はその根拠について把握しているか伺う。</p> <p>③保良鉦山内の里道について、業者がコーラルを採掘し尽くした経緯について伺う。</p> <p>④市は保良鉦山の里道を防衛省に譲渡したか。譲渡した場合その理由を伺う。</p> <p>⑤保良鉦山での弾薬庫建設について、沖縄防衛局は市と相談して工事を進めているとしている。どのような相談があるか。また、市からも相談しているか伺う。</p> <p>⑥野原、千代田などの基地以外の場所での演習を行う計画があるか。また、その際は市に相談や情報があるか伺う。</p> <p>⑦住民への説明会開催について伺う。</p> <p>1. 保護計画について</p>

順位	発言者	発言事項	要 旨
		<p>4. 福祉行政について</p> <p>5. 教育行政について</p>	<p>①有事の際の宮古島市民に対する保護計画について伺う。</p> <p>2. 大災害時の遺体収容について</p> <p>①大災害とはどのような災害を想定しているか。有事の想定をしているのか伺う。</p> <p>②遺体収容施設を指定しているとのことだが、具体的にはどこか伺う。</p> <p>1. 聴覚障がい者支援について</p> <p>①聴覚障がい者支援のためのタブレット型端末導入について</p> <p>ア. どのような利用を想定しているか伺う。</p> <p>②当事者や意思疎通支援者を含む「運営委員会」の設置について伺う。</p> <p>③議会の傍聴希望がある場合、意思疎通支援者を派遣できないか伺う。</p> <p>2. ひとり親支援事業について</p> <p>①母子、父子等、ひとり親で子育てをする家庭の自立支援事業について、取り組み内容を伺う。</p> <p>3. フードバンク事業について</p> <p>①取り組み内容（利用状況と今後の取り組み）について伺う。</p> <p>1. 教育環境の整備について</p> <p>①クーラーの設置状況について伺う。</p> <p>②施設管理について</p> <p>ア. 雨漏りをしている体育館、またピロティーや教室等での雨漏りなどの修繕を必要としている学校は何校あるか。また、今後の対応について伺う。</p> <p>③施設整備の巡回について伺う。</p> <p>④佐良浜小学校の跡地利用と佐良浜幼稚園の運営について伺う。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		6. 農業行政について	<p>2. 図書館司書について</p> <p>①学校における図書館と図書館司書の役割はどのようなものか伺う。</p> <p>②図書館司書の配置状況と処遇について伺う。</p> <p>1. ハーベスターの利用料金軽減について</p> <p>①高齢農家から、利用料金が高過ぎてキビ代が手元に残らないとの声がある。利用料金の軽減はできないか伺う。</p> <p>2. 紅芋栽培について</p> <p>①拠点産地の取り組み状況について伺う。</p>
15	<p>18番 平 良 敏 夫 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	1. 市政運営について	<p>1. 宮古島市施設の防火体制について</p> <p>①宮古島市クリーンセンターの防火体制</p> <p>②宮古島市未来創造センターの防火体制</p> <p>③J T A ドーム宮古島の防火体制</p> <p>④宮古島市総合博物館の防火体制</p> <p>⑤新庁舎の防火体制</p> <p>⑥市施設の防火対策ガイドラインはあるか。</p> <p>2. 景観計画改定について</p> <p>①なぜ改定するのか。現状の課題は何か。</p> <p>②景観計画改定の流れは。</p> <p>③将来の宮古島市の景観についての展望は。</p> <p>3. 伊良部大橋橋詰広場観光拠点施設について</p> <p>①来年4月供用開始に向けての進捗状況は。</p> <p>②市が提供する施設と進捗状況は。</p> <p>4. 自動車誤発進防止装置補助について</p> <p>①宮古島市における高齢者による誤発進事故の現状は。</p> <p>②高齢者ドライバーに誤発進防止装置の補助はできないか。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 下水道行政について</p> <p>3. 道路行政について</p> <p>4. 市営住宅行政について</p> <p>5. 教育行政について</p>	<p>1. 下水道について</p> <p>①下水道施設を利用できる世帯は何世帯で、そのうち何割が実際に利用しているか。(下水道の普及率)</p> <p>②下水道の普及が伸びていないが、なぜか。</p> <p>③市で高齢者及び低所得者に助成できないか。</p> <p>1. 西里通りの整備予定状況</p> <p>2. 市の植栽ます管理について</p> <p>3. 市道の清掃について</p> <p>4. A-76号線工事の進捗状況について</p> <p>5. 富建前県道の冠水について</p> <p>6. 平良土建から元先嶋シャッターまでの道路、東環状線の工事はいつ始まるか。</p> <p>7. 平良土建から元先嶋シャッターまでの道路、クリーニング工場前が雨水であふれている。対策はできないか。</p> <p>1. 上原市営住宅建設計画について</p> <p>①いつから始まるか。</p> <p>②どこに建設するか。</p> <p>2. 荷川取市営住宅長寿命化計画について</p> <p>①いつから始めるか。</p> <p>②どのような工事になるか。</p> <p>1. 北部地区学校統廃合について</p> <p>①北部地区のどことどこを統合するか。</p> <p>②なぜ統廃合するのか。</p> <p>③地域住民の賛同は得られているか。</p> <p>2. 総合体育館について</p> <p>①建てかえについて</p> <p>②屋根の補修について</p> <p>③宮古島市スポーツ協会から早期建設の要請がありますが、その中で8項目の整備要望があります。実現の可能性はどうかか。</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
			いて何う。
17	1番 新里 匠 君 【質問方式】 一問一答方式 【質問場所】 質問席のみ	1. 市長の政治姿勢について 2. 建設行政について 3. 農業行政について	1. 行政運営について ①3期11年間の市長自身が考える実績とは何か伺いたい。 ②宮古島市の財政状況も踏まえて、これから増大する福祉費などを初めとする行政運営費用の確保策について伺いたい。 ③今後の行政運営に対する考えを伺いたい。 1. 都市計画について ①宮古島市景観条例の見直しのスケジュールについて伺いたい。 ②宮古島市景観条例（海岸地域景観ゾーン）における高さ制限の見直しができるかについて伺いたい。 ③建蔽率と容積率の指定について、宮古島市景観条例に鑑みた考え方について伺いたい（見直しできないかという観点から）。 ④伊良部島における自然公園法の適用で、計画に基づく事業が実施されたと考えるが、現状について何う。 ⑤伊良部県立自然公園の現状を踏まえた今後の方針を伺いたい（今のままでいいのかという観点から）。 1. 農業振興地域について ①農業振興地域の適用や除外の基準について伺いたい。 ②現在の宮古島市の現状における農業振興地域の利点と弊害について伺いたい。 ③農業振興地域を区割り（ゾーニング）によって見直しする必要があると考えるが、見解を伺いたい。

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>4. 総務財政について</p> <p>5. 福祉行政について</p> <p>6. 教育行政について</p>	<p>2. 圃場整備について</p> <p>①伊良部島の圃場整備地区における勾配修正事業の検討結果について伺いたい（特に佐和田地区について）。</p> <p>②圃場整備地区内の未整備の畑地について、代がわりによる整備要望について検討結果を伺いたい。</p> <p>1. 公共施設の維持と利用について</p> <p>①類似の公共施設の整理計画の進捗について伺う。</p> <p>②公共施設、公共用地の売却や貸し出しなどの利活用による財源確保を迅速化する考えはないか伺いたい。</p> <p>1. 不妊治療について</p> <p>①宮古島市における不妊治療者数について伺いたい。</p> <p>②宮古島市として行っている不妊治療の取り組みと課題について伺いたい。</p> <p>③不妊治療に対するこれからの取り組み方針について伺いたい。</p> <p>1. 伊良部島小学校、伊良部島中学校（結の橋学園）について</p> <p>①特色ある教育と目標について伺いたい。</p> <p>②開校初年度で多忙を極めていると考えられるが、現場の課題はないか伺いたい。</p> <p>ア. 教師の働き方（休暇や休憩、待遇、部活や校外活動）について改善点はないか伺いたい。</p> <p>イ. 教師のスキルアップの取り組みや、外部教育団体における支援の必要性はないか伺いたい。</p> <p>③全国へ派遣される児童生徒に対して費用援助をすることができないか。見解</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		7. 観光行政について	を伺いたい。 1. 宮古島市における観光PRについて ①観光PRにご当地アイドルを起用する考えはないか伺いたい。 2. 下地島空港管理道路について ①航空機の安全が法的見解から問題ないのではないかとこの質問を6月定例会で行ったが、宮古島市として県に要望する予定があるか伺いたい。 ②当該管理道路は現在閉鎖されているが、その場合必要ない道路という認識を持たざるを得ないが、業務上不必要な道路を建設するか疑問である。通常管理道路は飛行場内に設置されている。やはり当該道路は、伊良部島と下地島を結ぶ生活道路との位置づけではなかったか。当時の文書等は宮古島市として把握していないか。 ③管理道路を開放することは観光上必要であると考えているが、開放するまでの間、取りつけ部分付近に駐車場整備ができないか伺いたい。
		8. 商工行政について	1. 全産業型の職業訓練施設の整備について ①職業訓練施設の誘致について、国や県に要望できないか伺いたい。
		9. 基金の創設について	1. 基金の創設について ①女性や子供、老人、障害者など社会的弱者を現行の制度で救済できない場合が多い。その救済のための基金創設は、技術上可能か伺いたい。
18	14番 上里樹君 【質問方式】	1. 陸上自衛隊配備について	1. 宮古島駐屯地について ①宮古島駐屯地の弾薬庫について ア. 住民は弾薬庫を認めていません。 そもそも「弾薬庫」はつくらないと

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
	<p>一問一答方式 【質問場所】 質問席のみ</p>		<p>というのが防衛省の説明でした。弾薬庫があつてはならないのです。「明示的に説明しなかった」という謝罪で終わりにすべきではありません。市として住民の安全、安心を守るためにも弾薬庫の撤去を要求すべきです。</p> <p>イ. 弾薬庫は火薬類取締法等の関係法令に基づき適切に行っており十分な保安距離をとっていると言いますが、保管予定の火薬は燃焼時に有毒の塩化水素ガスが発生するという事です。その件に関し有毒ガスの発生と拡散シミュレーションや周辺住民への安全対策等について市長に説明はありましたか。市長はその件に対しどのようにお考えでしょうか。有毒ガスの危険性について説明会開催を求めます。</p> <p>ウ. 火薬庫 2 基の側に表示されている八角形の「1」と「×2」は何を意味しているのですか。</p> <p>2. 保良鉦山地区について</p> <p>①弾薬庫建設について</p> <p>ア. 住民の合意もなく、用地取得も完了せず、説明も不十分なまま、説明会の翌日から準備作業に入り防衛省は7日、保良鉦山地区で建設工事に着手しました。市長はさきの議会で「岩屋毅前防衛大臣にこれまで丁寧に説明してこなかったことを踏まえ、今度は保良の弾薬庫のことも含めてきちんと説明していただきたいと伝えたところであります」と私に答弁しました。住民は丁寧な説明を</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 航空自衛隊宮古島分屯基地について</p> <p>3. 職員の雇用について</p>	<p>求めています。市長は防衛省に対し丁寧な説明会開催を要求し、市長も説明会に参加することを求めます。</p> <p>イ. 市長は「千代田には弾薬庫は置かないということで安心した」とおっしゃいました。その危険な弾薬庫が保良に建設されます。しかも十分な説明がされないのになぜ認めるのですか。</p> <p>3. ミサイル部隊の宿舎と基地建設について</p> <p>①ミサイル部隊の宿舎とミサイルを指揮誘導する基地はどこに建設するのかについて市に説明はありましたか。</p> <p>4. 自衛隊の迷彩服着用について</p> <p>①市民や観光客から空港や市街地で多くの自衛隊員が迷彩服姿で並んだり通勤したりしている姿が異様だとの指摘があります。自衛隊に公共施設や市民の生活の場での迷彩服着用をやめるように市として要請すべきだと考えます。</p> <p>1. 基地機能の強化について</p> <p>①復帰時に比べて、基地の機能強化が進められています。航空自衛隊宮古島分屯基地には新たに地下施設が建設されていますが、その地下施設の建設と機能について市に説明はありましたか。地下施設の構造と機能について明らかにしてください。</p> <p>②その地下施設建設と機能について市長の見解を伺います。</p> <p>1. 会計年度任用職員制度について</p> <p>①法改正の趣旨を生かす観点から、条例制定に当たり現場の声や労働組合の意見は聞きましたか。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>4. 子育て支援について</p> <p>5. 学校統廃合について</p> <p>6. 温泉水について</p> <p>7. 景観条例について</p>	<p>②任用のあり方について、宮古島市は全てパートタイム任用で時給制ということです。なぜフルタイム雇用の導入をしなかったのですか、理由をお伺いします。</p> <p>③本市の臨時、嘱託職員で更新により雇用されている職員は最長で何年ですか。</p> <p>④経験の蓄積で貢献している臨時、嘱託職員には、正職員並みの処遇の改善と正規として登用できる仕組みが必要だと考えます。見解をお伺いします。</p> <p>1. こども医療費助成制度について</p> <p>①現行の医療費助成制度について、中学校3年生まで現物給付の拡充を実施すべきと考えます。見解を伺います。</p> <p>1. 来間小学校の廃校について</p> <p>①住民の同意のない小学校の廃校はすべきではありません。なぜ廃校にするのか伺います。</p> <p>②住民は休校を求めています。なぜその要求を受け入れられないのか、理由を伺います。</p> <p>1. 保良地区の温泉について</p> <p>①市民から、保良の温泉水を活用できるようにしてほしいという声が寄せられました。可能であれば、温泉水を有料で販売してほしいというものです。地下ダムの揚水機販売に倣って利用するようにできませんか伺います。</p> <p>1. 海岸線の景観保全について</p> <p>①宮古島の海岸線沿いに建物が建設され、海岸の景観が損ねられています。美しい海岸線は宮古島観光の宝です。海岸の景観を守るための規制が必要と</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
			考えます。
19	<p>24番 眞榮城 徳彦 君</p> <p>【質問方式】 一括・再質問から一問一答方式</p> <p>【質問場所】 演壇及び質問席</p>	<p>1. 宮古島市の産業構造について</p> <p>2. 環境行政について</p> <p>3. 財政について</p>	<p>1. 2016年度県の発表によると宮古島市の経済成長率は、県内6地区（那覇、南部、中部、北部、宮古、八重山）の中で9.9%の大幅な伸び率を示し（'14年度、'15年度は最下位）、トップを記録した。これは建設業の42.2%の伸びや観光サービス業等の好調が要因と思われるが、市全体として見た場合、経済構造のいびつな形、偏りも気になるところ。そこで伺います。</p> <p>①建設業42.2%の大幅な伸びの要因と、それに伴う市民生活への影響（建築単価、マンション、アパートの家賃の高騰、その他全体的にインフレ傾向による若年層の生活難等）</p> <p>②第1次産業（農業、漁業）の現況</p> <p>③宮古島市の島内総生産（総額と第1次、第2次、第3次産業の総生産における内訳）</p> <p>④宮古島市民の平均所得</p> <p>1. 10月下旬に開催された日本島嶼学会の「宮古島から展望する島嶼の未来」のテーマについて、どのようなことが話し合われたか説明をお願いします。</p> <p>①エコアイランド構想</p> <p>②再生可能エネルギーの導入</p> <p>③自然環境の保護</p> <p>④官民連携による政策提言</p> <p>⑤観光客200万人を目標にしている行政の対応</p> <p>⑥地下ダムと上水道の併用</p> <p>1. 宮古島市の2020年度予算方針案の説明会から</p> <p>①地方交付税減額の規模</p> <p>②財政調整基金の取り崩しの予測</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		4. 宮古島市一般廃棄物処理基本計画について（後期計画）	<p>③経常収支比率の大幅な伸びの要因</p> <p>④非正規職員の期末手当支給</p> <p>⑤保育園給食費の無償化</p> <p>1. 汚泥再生処理センターの整備について</p> <p>①し尿処理に関する計画と説明</p> <p>②汚泥再生処理検討委員会の説明（メンバー構成、人数等）</p> <p>③市の浄化槽清掃事業許可業者等への事業計画説明会の必要性</p>
20	4番 島尻誠君 【質問方式】 一括・再質問から一問一答方式 【質問場所】 演壇及び質問席	<p>1. 水道事業について</p> <p>2. 農林水産業について</p>	<p>1. 給水計画について</p> <p>①近年の水需要から将来に向けて、アパート建設やリゾート開発など目まぐるしく建設ラッシュが進む中、本市に寄せられる給水計画について現時点でどれくらいの申請があるのか。また、今後中、長期計画において見通しとしてどういうふうに移しているのか伺います。</p> <p>②観光客の増加に伴い水需要の安定供給が不安視されるようですが、伊良部島での水源確保について新たな調査は検討されているか伺います。</p> <p>1. 赤土流出による海洋汚染について</p> <p>①さきの9月定例会でも取り上げました島尻地区圃場整備区域全体からの赤土流出問題ですが、県営事業管轄である沖縄県農林水産部農業環境班で改めての対策を求めたところです。団体営事業との連携した取り組みが必要と考えますが、具体的な本市の見解を伺います。</p> <p>2. 肥育牛の生産について</p> <p>①宮古牛肥育牛増頭に向けた取り組みについてはこれまでも幾度となく取り上げてきましたが、今や100万人を超える</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p data-bbox="512 931 778 965">3. 行政財産について</p> <p data-bbox="512 1424 778 1458">4. 福祉行政について</p> <p data-bbox="512 1760 778 1794">5. 観光行政について</p>	<p data-bbox="954 293 1417 573">観光客が押し寄せている中、需給バランスのとれた安定した食の提供は欠かせません。地元で生産できる宮古牛の生産率を大幅に上げる重要な局面に来ていると考えますが、取り組みについて伺います。</p> <p data-bbox="906 584 1305 618">3. ツマジロクサヨトウについて</p> <p data-bbox="927 629 1417 909">①ことし7月に沖縄本島で初めて確認されたサトウキビ害虫のツマジロクサヨトウですが、宮古島でも確認が相次いでいる中、防除について薬剤の散布が示されていましたが、補助金で対応することは可能か伺います。</p> <p data-bbox="906 920 1417 954">1. 保良鉦山内の里道の取り扱いについて</p> <p data-bbox="927 965 1417 1301">①保良鉦山における里道(法定外公共物)の存在が明らかになり、さきの議会でも取り上げたところですが、最近、鉦業者による施業案の変更届け出が防衛省に提出されています。この申請について変更された理由についてお聞きします。</p> <p data-bbox="927 1312 1417 1402">②鉦業者と交わされた公害防止や被害防止対策等について伺います。</p> <p data-bbox="906 1413 1417 1491">1. 本市におけるひとり親家庭生活支援について</p> <p data-bbox="927 1503 1417 1648">①宮古島市における「ひとり親家庭」の現状について11月末時点の現状と課題について伺います。</p> <p data-bbox="927 1659 1417 1738">②本市のこれまでの取り組みについて伺います。</p> <p data-bbox="906 1749 1334 1783">1. 路線バス停留所の設置について</p> <p data-bbox="927 1794 1417 1984">①現在、多くの市民から路線バスの屋根つき停留所の設置を求める要望がありますが、特に県立宮古病院前など体に不自由な方々が、バスを利用する場合</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>6. 教育行政について</p> <p>7. 農地転用について</p>	<p>において不便を来しているとの伺います。新総合庁舎も含め設置に向けた取り組みができないか伺います。</p> <p>2. 駐車場のあずまやの設置について</p> <p>①観光バスが停車する観光地の駐車場にあずまやの設置ができないか伺います。</p> <p>1. 学校における働き方改革について</p> <p>①沖縄県の教職員の精神疾患による病休率は全国ワーストワンを更新し続けています。先日の新聞報道によると2017年度に病気休職した県内公立学校の教員は424人。うち、県立学校(高校、特別支援学校)の教員数は125人との報告がありました。そこで、昨年度と今年度の宮古島市の高校を含めた休職教員数を伺います。</p> <p>2. 幼稚園、認定こども園の教職員の働き方改革について</p> <p>①現在、公立学校の働き方改革はある意味進んでいないとの意見などもあり、働く現場ではさまざまな課題が生じているとの伺っています。長時間労働や職員数の問題が取り上げられている中、現在、宮古島市の幼稚園と認定こども園での現状や課題をお聞かせください。</p> <p>3. 学校統廃合について</p> <p>①さきの北部地区3学区で行われたアンケート調査結果報告について伺います。</p> <p>1. 農地転用許可申請について</p> <p>①これまで農地転用の申請があつて審査、許可されていまだ着工していない案件はどれくらい存在するのか伺いま</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			す。
21	<p>12番 國 仲 昌 二 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 不法投棄ごみ問題に関する 議会答弁について</p> <p>2. 保良弾薬庫の危険性について</p>	<p>1. 「最初から全部のごみを取ることはできない」旨の答弁について</p> <p>①9月定例会で「この契約（期間）は約5カ月間。着手するまで20日くらい必要。それから土曜、日曜、正月、悪天候などで現場に入れない。合わせると2カ月くらい入れない。現場には1,650トンあると。それを全部取るべきだとの主張です。3カ月で1,650トン。月550トン、30日で割ると1日180トン。そのような最初からできないからできないと言った。そういうふう主張してきた」旨答弁しています。この契約は最初から「ごみを取るの無理」と考えて契約したのでしょうか。</p> <p>2. 「入札書等の様式は守らなくても有効」旨の答弁について</p> <p>①9月定例会で「例えば『市長 下地敏彦様』とか、この辺のところは割と通すと、そして、あの当時はそうです。ちょうど規則が変わるような時代。しかも各部局で各主管課で工事以外は入札しているんで、よくわからないという部分は多分あった。大きな間違いでなければ通していたのが当時です」旨答弁しています。当時は規則違反をしても認められていたということでしょうか。</p> <p>1. 地上覆土式について</p> <p>①専門家によりますと、「ミサイル弾体は地対艦ミサイルで700キロ、地対空ミサイルで570キロ、通常の兵器と違い一段と強力な破壊力があるので、その保管には厳重な取り扱いが求められる」</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>とのことで、「例えば北海道や奄美大島のミサイル弾薬庫は地中をくり抜きトンネルを掘り地下に設置されている」「ところが宮古島の保良地区や石垣島の地对艦、地对空ミサイルなどの弾薬庫は地上覆土式で全く非常識で危険な人命軽視も甚だしい」と指摘しています。市長の認識を伺います。</p> <p>2. 保安距離について</p> <p>①住宅地までの距離約250メートルについて</p> <p>ア. 専門家によると「保良弾薬庫には地对艦、地对空ミサイルなど13トンの弾薬が保管されるので必要となる保安距離は380メートル以上」と試算しています。保良の弾薬庫が一番近い住宅と250メートルしか離れておらず保安距離に足りません。これで住民の安全が確保されたとは思えません。市長の認識を伺います。</p> <p>②陸自教範の「2分で1キロメートル以上に避難」について</p> <p>ア. 陸上自衛隊の武器の取り扱いの教科書である「陸自教範」によると「異常発生時、誘導弾が直接火災に包まれた場合には2分間で1キロメートル以上の距離または遮蔽物の陰等に避難する」旨記載されているということです。この「クックオフタイム」と呼ばれる現象で、実際にウクライナの弾薬庫が爆発した事故があったということです。一体誰が2分で1キロメートル移動できるのでしょうか。市長の認識を伺います。</p> <p>③不発弾処理の「避難距離」について</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p data-bbox="512 1957 778 1991">3. 組織機構について</p>	<p data-bbox="954 293 1418 813">ア. 不発弾等対策協議会の資料では「5弾種（500キロ爆弾、250キロ爆弾、125キロ爆弾、50キロ爆弾、5インチ砲弾）について一定の条件によりシミュレーションを行った結果、500キロ爆弾で簡易な防護壁使用時の避難距離は800メートル、強固な防護壁使用時でも394メートル」ということです。この避難距離の考え方と弾薬庫で必要となる保安距離の考え方の違いは何でしょうか。</p> <p data-bbox="906 831 1418 909">3. 「塩化水素ガス」を発生させる火薬について</p> <p data-bbox="927 927 1418 1005">①万が一の燃焼、爆発の際の対策について</p> <p data-bbox="954 1023 1418 1303">ア. 保良弾薬庫には、燃焼の際に有毒の塩化水素ガス等を発生させる火薬を保管するとのことですが、万が一の際に備えて近隣住民の安全を確保するために、どんな対策を講じているのでしょうか。伺います。</p> <p data-bbox="927 1321 1331 1355">②山口県萩市等での対応について</p> <p data-bbox="954 1373 1418 1939">ア. 山口県萩市でのイーグス・アショア配備に係る適地調査の実施について「塩化水素ガス等の影響範囲は」「NASAがスペースシャトルの発射による環境への影響の評価を行う際に使用したモデルを用いて分析中」「周辺の皆様の安全性が確保できる距離をむつみ演習場におさめることは可能と考えています」と説明しています。保良弾薬庫では「周辺の皆様の安全性は確保できる」のでしょうか。</p> <p data-bbox="906 1957 1251 1991">1. 職務別の職員数について</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		4. 財政について	<p>①職務別の職員数の割合について</p> <p>ア. 行政職の級別職員数で3級以上の職員が約80%を占めています。いびつな組織体制ではないかと考えますが、市長の認識を伺います。</p> <p>②過去10年間の職務別昇給状況について</p> <p>ア. 宮古島市は係長職以上の職員が他市と比較して多いのではないかと考えます。過去10年間の昇給状況を伺います。</p> <p>2. 附属機関設置条例について</p> <p>①附属機関設置条例案が提案されていますが、今回提案されている附属機関はこれまで法的にどのような位置づけだったのでしょうか。</p> <p>1. 委託料について</p> <p>①委託料の推移について</p> <p>ア. 過去10年間で委託料が2.2倍、約15億円もふえています。増になった理由を教えてください。</p> <p>2. 平成30年度決算収支の状況について。</p> <p>県が発表した決算収支の状況について質問いたします。</p> <p>①単年度収支ですが、平成28年度は7億9,500万円、平成29年度は7,200万円、平成30年度は△5億800万円となり、この3年間で約13億円も減になっています。要因を教えてください。</p> <p>②財政力指数は宮古島市を除く県内10市の中で最下位の0.33%です。これで見ると宮古島市の財政状況はどうなっているのか説明を求めます。</p> <p>③決算総額の経常収支比率で人件費27.4%、公債費17.7%と県内11市の中で最も大きくなっています。要因を教</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>5. 専決処分について</p> <p>6. 総合体育館整備事業について</p>	<p>えてください。</p> <p>④決算総額の経常収支比率で扶助費は11.6%と県内11市の中で最も低く、ほかの10市平均19%からは7.4ポイントも低くなっています。要因を教えてください。</p> <p>1. 議会の議決を得た契約の変更契約について</p> <p>①工期の変更について</p> <p>ア. 議会の議決を得た契約の工期の変更に伴う変更契約については、議会の議決を得るべきだと考えますが、これまで行っていないとのことです。市長の認識を伺います。</p> <p>②議会への報告について</p> <p>ア. 議会の議決を得た契約の工期の変更に伴う変更契約については、議会の議決を得ることなく専決処分を行ってきたとのことです。議会への報告は行ってきたのでしょうか。</p> <p>1. 沖縄振興特定事業推進費について</p> <p>①去る9月定例会で「新たな総合体育館の建設については自民党沖縄振興調査会へ沖縄振興特定事業推進費の活用を要請したところですが」旨答弁していません。沖縄振興特定事業推進費の活用を要請した理由を教えてください。</p> <p>2. 事業費について</p> <p>①新聞報道によると新体育館建設については事業費40億円で国に通常の財政支援ではなく台風災害としての支援を要請したとのことです。台風災害として沖縄振興特定事業推進費を活用するメリットを教えてください。</p> <p>3. 修繕について</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
			<p>①修繕費用等について。新聞報道によると低予算で修繕できるめどが立ったとのこと。そこで伺います。</p> <p>ア. 修繕費の見込みを教えてください。</p> <p>イ. 修繕した後の利用見込みを教えてください。</p> <p>②事業の優先順位について</p> <p>ア. 総合体育館の雨漏りについては10年以上も前から確認されてきましたが、補修しても雨漏りは改善できず大規模改修か建てかえすべきだと指摘されてきました。しかし、総合体育館より優先されたのはJ T Aドーム宮古島や伊良部野球場であり、市民からは疑問の声が上がっています。総合体育館の建てかえこそ優先すべきであったと考えます。市長の認識を伺います。</p>

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第3号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地昭人君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

12月5日、本会議終了後、会派代表者会議が開催され、去る11月29日開催の全員協議会において、各会派に持ち帰り、議論を深めることを確認した國仲昌二君申し出の一般質問の持ち時間を現行の答弁を含め60分以内から答弁を除く30分以内に変更することについては、各会派の意見を聴取した結果、引き続き協議することとなり、今定例会の一般質問は現行どおり行うことと決しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

これより日程第1、一般質問に入りますが、通告外の質問にわたらないよう議事進行にご協力願います。

また、質問方式及び質問場所については、一般質問通告書により事前に通告した方式及び場所を遵守するようお願いします。

なお、議会運営に関する申し合わせ事項により、質問の1人持ち時間は、いずれの質問方式も、答弁を含め、質問者及び答弁者の移動時間は除いて60分以内、質問回数は、一括質問方式については3回以内、一括質問・再質問から一問一答方式及び一問一答方式については回数の制限は設けないこととなっております。

それでは、通告順に従いまして順次質問の発言を許します。

◎我如古三雄君

自由民主党、我如古三雄でございます。よろしくお願いたします。

一般質問に入る前に所見を申し上げます。ことしも早いもので師走の中旬を迎えておりますが、ことしは我が宮古島を初めとして、全国に至るまで台風の襲来と災害の多い年でありました。相次いで襲来した台風による被害はまさに甚大で、犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた多くの皆様方が今現在復旧に向けて全力で頑張っておられます。一日も早くもどおりの生活ができることを心から願うものであります。また、戦後最大と言われる首里城火災は、県民を初め、多くの国民に大きなショックを与えました。待たずして国、県を初め、多くの企業、団体及び個人の皆様による再建に向けた動きが始まっていることに対し心強く、これまた一日も早く沖縄の誇りと敬愛されてきた首里城が再建できることを心から祈念申し上げまして、私の一般質問に入ります。

一般質問に入る前に、これから質問する項目は次の13項目でありますので、冒頭述べておきたいと思っております。まず最初に、市長の政治姿勢ということで、次期市長選挙出馬について伺います。

次に、宮古島市独自のサトウキビ種苗センターの早期建設について伺います。

次に、新宮古島市総合体育館の早期建設について伺います。

次に、過疎地域自立促進特別措置法の継続について伺います。

次に、エコアクション・カンパニー認定制度の取り組みについて伺います。

次に、農業、畜産振興からサトウキビの害虫であるツマジロクサヨトウの被害対策について伺います。

次に、道路行政ということで、市道及び農道の整備状況について伺います。

次に、環境行政ということで、現在上野名嘉山のウナトウ地区において犬、猫の保護とその活動団体に対する行政指導について伺います。

次に、福祉行政ということで、砂川保育所の再開に向けて伺います。

次に、教育行政について、児童生徒の問題行動、不登校、それから学校トイレの洋式化整備について、同じく学校図書館における新聞の配備について伺います。

以上13項目について伺いますので、当局の皆様方の誠意あるご答弁を求めたいと思います。

まず最初に、次期市長選挙出馬について伺います。早いもので、ことしも残すところあと20日となりました。明けて令和2年を迎えますが、令和3年1月24日に市長の任期が満了となります。事実上、任期満了まであと1年となります。

そこで伺いますが、次期市長選挙出馬について下地敏彦市長はどのように考えているのか伺いたしたいと思います。

◎市長（下地敏彦君）

令和3年に実施予定の市長選へ私が出馬するのかのご質問でございますけれども、今は3期目の出馬に当たり、公約として掲げた一つ一つを実現するために日々懸命に取り組んでいるところです。まずは、市民の皆様と約束した公約を着実に実現すべく、3期目の任期をしっかりと務め上げたいと考えております。

◎我如古三雄君

3期目の公約実現に邁進するというところでありますが、再度伺いますが、宮古島は今発展途上の時期にあります。現在における活気に満ちた宮古バブルと言われる経済の活性化を持続、継承、発展させるのは行政の力なくしてはできません。下地敏彦市長は、今の宮古島市の現状をどのように捉えているのか。任期満了後も再び宮古島市のかじ取りをしっかりと担っていく考えはないのか伺います。

◎市長（下地敏彦君）

今宮古島の経済状況は、これまでの宮古島の歴史の中で一番活性化がある時期だと思います。これまで掲げてきた公約を着実に実現した結果があらわれつつあるものだと理解をいたしております。なお、あと1年ございます。市民の皆様とお約束をした各公約の実現のために今、日々邁進をしているところであります。次期の市長選に向けての判断については、後援会等の意見も聞いた上で私自身の態度を示すことになるかと考えております。

◎我如古三雄君

あと1年もある、まだそういう態度表明の時期ではないというふうなことかと思いますが、いずれ後援会等と相談をしてというふうなことではありますが、4選出馬となった場合、いつの時点で出馬表明を行う

考えなのか再度伺います。

◎市長（下地敏彦君）

先ほどもお答えいたしましたけれども、まだ時間はあると思います。今は、残された1年間、公約を着実に実行するという事を見据えた後、後援会等とも相談し、そのときに態度の表明はしたいと思います。

◎我如古三雄君

次に進みたいと思います。

宮古島市独自のサトウキビ種苗センターの早期建設について伺います。市は、これまで沖縄本島東村にあるサトウキビ種苗管理センターの分室を宮古島誘致に向けて要請してきたと思いますが、今現在どのような状況になっているのか。これまでの誘致要請の経緯及び結果はどのようなになっているのか伺います。

◎農林水産部長（松原清光君）

独立行政法人種苗管理センター分室の宮古島市への誘致については、これまで平成26年度から数回にわたり国や県への要請を行ってきましたが、国においては国立研究開発法人の事務事業について規模の適正化、効率化等を厳しく求められていることや、種苗管理センターにおける無病健全苗の確保に当たっては、産地から一定程度隔離された環境が必要であるとのことから、現在東村にある沖縄農場に加え、新たな分室を宮古島市に設置することは困難であるとの回答を受けております。

◎我如古三雄君

宮古島市への誘致はかなり厳しいとのことではありますが、そうであれば、ご承知のように宮古島のサトウキビ生産量は沖縄県全体の約42%を占めております。約5割近いサトウキビ生産量を占めている中で、宮古島市及び生産農家のサトウキビ増産を図る上からも、宮古島市において宮古島市独自による種苗管理センターの建設が得策であると、急務であると考えますが、市長はこの件についてどのように考えているのか見解を伺います。

◎市長（下地敏彦君）

宮古島市は、現在サトウキビ優良種苗安定確保事業を県から委託を受けて優良農家を選定し、種苗の供給を行っております。しかしながら、圃場条件等にばらつきがあることから、均一な種苗確保が厳しい状況でございます。このようなことから、市では市独自の優良種苗増殖施設を整備し、健全な種苗を生産することでサトウキビの増産体制を整え、生産農家の所得向上を図りたいと考えております。そのため、約20ヘクタールのまとまった農地の確保が必要になります。下地島農用地ゾーンでの下地島地区農地基盤整備事業の整備が完了した後、速やかに実施する方向で今検討をしているところであります。

◎我如古三雄君

ありがとうございます。これはぜひ、もう沖縄県全体の5割近いサトウキビがここ宮古島で生産されているわけですから、国のほうがかなり宮古島誘致厳しいというふうなこと、これこそ宮古島のサトウキビ生産振興を伸ばす上でもぜひとも宮古島市において市独自のセンターが必要かと考えております。答弁によりますと、下地島の農用地ゾーンを利用したいというふうなことでございますが、できるだけ早急に本施設ができることを希望申し上げたいと思います。

次に、新総合体育館の早期建設について伺います。新総合体育館の建設について、台風被害があった後、市長を初め、関係部局長、関係団体等から、関係省庁等への要請を踏まえて、その経緯と、その後の状況

の結果はどのようになっているのか伺いたいと思います。

◎振興開発プロジェクト局長（大嶺弘明君）

宮古島市総合体育館は、去る9月の台風13号の影響により、屋根が大きく破損するなど甚大な被害を受けました。当総合体育館は、全日本トライアスロン宮古島大会を初めとした各種スポーツイベントや体育大会での活用、市民の健康増進への寄与など、その機能と役割は中心的体育施設として本市の政策に重要な施設であります。このため市としましては、体育館機能の復旧並びに施設の機能強化について、国の支援協力をいただけるよう要請を行ったところでございます。要請内容としましては、顕著な観光需要に比例して、本市におけるスポーツアイランドの機運がますます高まっているものの、拠点施設である市総合体育館が甚大な被害を受け、今後の市のスポーツ振興に重大な影響が懸念されることから、施設規模、機能両面においてより強化し、観光振興や人的交流促進への展開が可能な新たな拠点スポーツ振興施設の整備について、早期の国庫補助事業での採択を要請したところでございます。

要請の感触ということでございますが、感触としましては宮古島市の実情について理解をいただけたものだと受けとめております。

◎我如古三雄君

次に、建設に向けて具体的な取り組みについて伺いますが、宮古島市スポーツ協会を初め、宮古島市スポーツ推進協議会や体育の総合的な計画を立てる委員会などを網羅した新総合体育館の建設に向けた現在の取り組み状況について伺います。

まず、床面積と収容人員について伺います。

◎振興開発プロジェクト局長（大嶺弘明君）

新たな施設の現段階における計画概要といたしましては、メインアリーナの床面積は約6,200平方メートルでございまして、現在の施設の床面積4,100平方メートルよりも2,100平方メートル大きくする計画であります。

また、収容人員でございますけれども、収容人員は現在が約1,000人でございますけれども、これよりも約2,000人増の3,000人の収容人員を計画しております。

◎我如古三雄君

次に、併設する施設等について伺います。

◎振興開発プロジェクト局長（大嶺弘明君）

併設するという現在の計画ではございませんので、その施設内にですね、サブアリーナとかトレーニングコース、それから武道場としても利用できるような施設の内容ということで、その施設の中でそういった機能を備えるということで今現在のところ計画しております。

◎我如古三雄君

次に、建設着手、あくまで予定ですが、及び供用開始の予定時期等について伺いたいと思います。

◎振興開発プロジェクト局長（大嶺弘明君）

建設着手や供用開始の時期についてでございますけれども、現在国庫補助事業の採択を目指している段階でありますので、今のところ建設着手とか共有開始の具体的な期日等については確定してはおりませんが、事業採択から供用開始までは4年から5年を見込んでおります。

◎我如古三雄君

供用開始まで約4年から5年かかるというふうなことでありますが、まだまだあるわけですが、この間にですね、しっかりと広く、多くの市民の意見を集約して、このすばらしい新総合体育館ができることを要望したいと思います。どうか早目の取り組み、対応を求めたいと思います。

次に、過疎地域自立促進特別措置法の継続について伺います。現在本制度の見直しが議論されておりますが、どのような現状にあるのか。現行の適用要件からすると、本市が指定から外れる、つまり対象外になるおそれがあるようですが、現段階における状況と継続に向けた取り組みはどのようになっているのか伺いたしたいと思います。

◎企画政策部長（友利 克君）

過疎地域自立促進特別措置法継続に向けての取り組みについてでございます。国におきましては、平成29年度から過疎問題懇話会を14回開催をしております。その中で、新たな過疎法についての検討がなされております。ことし4月には、新たな過疎対策に向けた中間整理状況が公表をされております。そして、今年度の末ごろには提言が取りまとめられることになっております。市の取り組みとしましては、ことし3月に当時の宮腰光寛沖縄担当大臣が来島の際に要請をしております。また、沖縄振興拡大会議、美ぎ島美しや市町村会でもって沖縄県知事、それから沖縄県議会議長宛て要請を行っております。また、県は過疎地域活性化研究会を立ち上げまして、担当課長などによる幹事会を2回、それから市町村長による研究会を開催しているところでございます。その後沖縄県知事、それから過疎地域振興協議会の外間守吉与那国町長が連名でもちまして総務省、それから農林水産省、内閣府に対し要請を行っているところでございます。

そして、去る先月、11月15日には、全国過疎地域自立促進連盟第50回定期総会、新過疎法制定実現総決起大会、これには佐久本洋介議長も出席をしております。その総決起大会の中で、本市の求める現行法第33条、みなし過疎の継続を含めた5点について要請することを決議しているところでございます。

◎我如古三雄君

現在要請を展開している段階のようではありますが、本制度の指定を受けている本市は、これまで過疎債を発行して、その7割が交付税措置されるなど、本制度によって実に大きな恩恵を受けてきました。この制度が廃止された場合、その影響は大きな損失となります。制度が廃止されないようしっかりと国に対して今後しっかりと県と関係市町村、連携をしながら要請活動に励んでもらいたいと要望したいと思います。

次に、エコアクション・カンパニー認定制度の取り組みについてでございますが、まず本制度の目的と内容、認定の基準等があるかと思いますが、伺いたしたいと思います。

◎企画政策部長（友利 克君）

エコアクション・カンパニー認定制度の目的、内容について説明をいたします。

持続可能な島づくりを進める上では、市民の皆様のご理解を得ていくことが重要でございます。そして、民間企業との連携が不可欠であると考えております。そのため、市はエコ活動を行う民間企業を認定することにより民間企業の主体的な取り組みを促すとともに、市民や観光客に直接接する機会が多い事業所が市民や観光客に対してエコアイランド宮古島に係る情報発信を行うことで、市民や観光客の理解につなげていくことを目的として、宮古島市エコアクション・カンパニー認定制度をスタートしているところでござ

ざいます。その認定の基準ですが、ブルースター、シルバースター、ゴールドスターに分類をしております。ブルースターの認定基準としましては、エコアイランド宮古島宣言2.0に賛同することを要件としております。シルバースターについては、先ほどのブルースターの要件に加え、一般的な事業所と比較し明らかに先進的、効果的、意欲的または特徴的な取り組みを行っていることなどが認定要件になっております。ゴールドスターについては、シルバースターの認定要件を満たしている企業の中でも明らかに突出した取り組みと、多数の項目への効果のある取り組みを実践していることなどが要件となっております。ゴールドスターについては、来年度、次年度以降に認定を行う計画となっております。

◎我如古三雄君

エコの取り組みについては、これまで宮古島市エコアイランド推進課が、事務局のほうが環境モデル都市として認定を受けて、しっかりと取り組んで頑張っております。全国自治体からも注目されておりますことは周知のとおりであります。敬意を表したいと思えます。

次に、エコアイランド宮古島の推進に向けた取り組みが広く社会に情報発信されるような活動が不足していないかどうか。つまり一般市民がエコに対する認識が低い状況にあるために、エコ推進の理解度をもっと高める対策が必要であると考えますが、エコ推進、エコとは何かを、基本的な部分をいま一度市民にわかりやすい活動が欠けていないかどうか、見解を伺いたいと思えます。

◎企画政策部長（友利 克君）

エコアイランド宮古島推進に向けての情報発信についてでございます。これまでエコアイランド宮古島の取り組みを推進してきた中で、市民からわかりづらいとの指摘を受けておりました。そこで、より明確なビジョンを示すことを目的としまして、5つのゴールを設定し、イメージを共有化することを目的として、「千年先の、未来へ。」という新たな標語を設けたところでございます。また、エコアイランド宮古島の公式サイトやエコの島コンテストを初めとしたイベントを通じて、エコ活動の取り組みを広く共有するとともに、地域おこし協力隊がさまざまな取り組みを通じて、市民の皆様との直接的なコミュニケーションを図っているところでございます。さらには、昨年度には、エコ活動をすることで入手することができる協力店で使用する理想通貨という地域クーポンを製作いたしました。クーポンに対する協力店のサービスは、各企業の負担で提供される仕組みとなっており、エコ活動に取り組む市民等を企業が支援する仕組みとして共感を得ておまして、協力店舗数は増加傾向にございます。これらの取り組みを通じて、徐々にではございますけれども、市民や企業の皆様の理解が得られつつあると認識をしており、新たな取り組みとしましては、先ほど申し上げましたエコアクション・カンパニーの認定制度による民間のエコ活動の活性化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

◎我如古三雄君

ありがとうございます。このエコの推進活動、広く市民に訴えてもらいたいということではありますが、宮古島市は全国で12の都市が環境モデル都市に認定をされましたその中の一つでありますから、今現在ふえているかと思えますが、宮古島市環境モデル都市というものをですね、もっと、エコもいいんですけれども、環境モデル都市は宮古島市も全国12の中に入っているというふうなこと等を強く訴えて、PRしていく必要があるかというふうにご考えております。

次に、農業、畜産振興についてでございますが、まずサトウキビ害虫ツマジロクサトウの食害被害対策

について伺います。現在の被害状況について伺いたいと思います。

◎農林水産部長（松原清光君）

ツマジロクサヨトウは、沖縄県内では7月に発見された後、本市では8月23日に飼料用トウモロコシで発見されております。その後、10月下旬にサトウキビ及びカボチャ畑の防風垣、ソルゴーで確認され、現在では市内全域のサトウキビ圃場で発生が確認されている状況であります。サトウキビでの被害は新植の夏植えのみで確認されており、被害状況は軽微であります。今のところ、収穫量に直ちに悪影響を及ぼすおそれはないものと考えております。

◎我如古三雄君

一部の圃場から宮古島市全体、被害の範囲が拡大しているというふうな状況ではありますが、それでは害虫の蔓延防止対策はどのようになっているのか、生産農家に対する注意喚起はどのように行っているのか伺いたいと思います。

◎農林水産部長（松原清光君）

ツマジロクサヨトウの対策については、通常使用している薬剤での防除が可能であることから、早目の農薬散布等、適切な管理を行うように広報誌やマスコミ等により農家への注意喚起を行っているところであります。

◎我如古三雄君

これ以上被害が拡大しないようにしっかりとした対応をお願いしたいと思っております。

次に、畜産振興についてであります。沖縄離島型畜産活性化事業のこれまでの経緯、現在の進捗状況、今後の見通しであります。これについては二、三日前のマスコミ報道でありましたが、現在の進捗状況をよろしくお願いしたいと思います。

◎農林水産部長（松原清光君）

平成29年度において、県農林水産部と宮古圏域との行政懇談会があり、その中で宮古島市の畜産における課題等を報告し、肉用牛振興策についての要望を行っております。沖縄県では、平成30年度に県の一括交付金を活用し、沖縄離島型畜産活性化事業による共同利用牛舎の事業化を提示しております。宮古島市では、事業化に向け畜産農家への事業説明を開催しており、若い農家の関心の高さがうかがえました。そのことから、城辺地区にある城辺種苗センター内の一部を建設場所に決定しております。設計、磁気探査、ボーリング調査も完了しており、現在工事が進められております。畜舎建設工事は、10月29日に契約をいたしまして、進捗率は現在のところ4%となっております。今後の見通しについてですが、この施設を利用する農家は国、県の補助事業の要件の一つとなる繁殖牛10頭規模までに増頭することを目標としております。この目標を達成し、農家を次のステップのクラスター事業や担い手育成総合整備事業が受けられるように本市といたしましては誘導してまいります。

◎我如古三雄君

この事業は、当初平成30年度ですね、事業でありましたが、場所の確保でいろいろ二転三転をいたしました。当初上野の野原地区、あるいは狩俣ですか、場所が二転三転して、現在の場所にもう着工しているわけですが、これ以上延ばすことができないと思います。もう12月も中旬、そんなに工期があるわけでもないし、年度末の完成に向けては大丈夫なのか、再度伺いたいと思います。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず、畜舎の構造が、柱が鉄筋コンクリート造であり、屋根がトタン張りの構造で工事を進めていくところでもあります。我如古三雄議員おっしゃったように、場所の選定がおくれた関係で、10月29日に契約しておりますので、その後、年度内ですね、事業完了に向けて取り組んでいきたいと思っております。

◎我如古三雄君

次に、道路行政に移りたいと思います。

市道及び農道の整備状況について伺います。直近における市道及び農道の整備状況どのようになっているのか、説明をお願いしたいと思います。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず、農道の整備率については、令和元年7月までの農道台帳で路線数が1,096路線、延長で382.4キロ整備されております。現在土地改良事業で整備中の農道と合わせますと、総延長が501.3キロとなり、整備率は76.3%となっております。

◎建設部長（下地康教君）

宮古島市における市道ですね、その整備率についてお答えいたします。

宮古島市における道路、市道の総延長は93万9,017メートル、およそ939キロでございます。そのうち、整備延長が69万3,108メートル、約693キロとなっております。整備率にしまして、73.8%となっております。

◎我如古三雄君

市道については73.8%、農道については76.3%の整備というふうなことであります。特に大雨の降った後、かなり農道等、圃場から流れてくる土砂流出、大変なものであります。しっかりとそういった市道、農道の管理についても対応をお願いしたいと思います。市道が73.8%、農道が76.3%というところでございますが、頑張ってもらって、100%に近い整備率ができますように、整備率に向けて頑張ってもらいたいと思います。

次に、環境行政について。犬、猫の保護活動団体に対する行政の指導についてであります。上野名嘉山のウナトウ地区において、犬、猫の保護と言われる、活動している団体があります。犬と猫の数からして、かなりの数であります。多くの数の犬と猫が時間によって鳴き声がひどく、騒音と悪臭もあり、ウナトウの地区の皆さんが大変困惑しております。去る9月28日に名嘉山公民館において、地元ウナトウ地区の皆さんと行政当局、宮古島市と宮古保健所の意見交換会を開催しましたが、当局は地元住民と行政との意見交換会での内容についてどのように捉えているのか伺いたいと思います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

今、我如古三雄議員からありましたとおり、9月28日に上野の名嘉山公民館において、ウナトウ地区における犬、猫の保護団体の活動に対する地域住民の意見交換会に参加をさせていただきました。意見交換会当日は、保護活動団体からの参加はなくて、地域住民の皆様から増大する保護犬の鳴き声やにおい等に関するさまざまな苦情、意見を伺いましたけれども、地元住民の要望は切実であるというふうにと受けとめました。

◎我如古三雄君

ウナトウ地区の皆さんが切実な問題として訴えている状況について、今後行政主導で3者による話し合いを開催する考えはあるのかどうか。保護活動団体に対する行政指導等、解決策についてどのように講じていきたいと考えているのか伺います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

先ほどの意見交換会后、10月4日に宮古保健所と宮古島市の担当で現地の確認を行っております。地域住民から苦情が多く寄せられた、ほえるなどの鳴き声が集中するのは、食事や触れ合い等のために犬を小屋の外の運動場に出すときで、1日約4回、それから訪問者があるときにもほえたりすることを確認しております。また、宮古保健所は、動物保護活動団体の代表者に対し、今後は譲渡活動による収容頭数の削減、保健所からの犬、猫の引き受けを停止するなど、より騒音等が発生しないよう動物管理に努めるよう指導、助言を行っております。動物保護活動団体からも、地域住民と争う意思のないこと、今後も意見交換会を重ね、必要な対策などについて説明していきたいとの意向も伺っております。今後は、宮古保健所と連携いたしまして、地域住民と動物保護活動団体とがお互いの意見や要望等を確認し、地域の中でお互いを尊重するような意見が築けるような話し合いの場を設けることができるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

この問題はですね、静かな集落にいきなりかなりの数の犬、猫を連れてきて、ふやしております。地域の皆さん方も動物、犬、猫に対する活動に対しては理解はしておりますが、隣に市道があります。通学路でもあります。この施設の周囲、塀ですか、低くて、ちょっと場合によってはいきなり飛び込んでくる可能性もなきにしもあらず。子供たちが学校に通う通学路でもあります。あるいは市民の方が圃場に行ったり、畑に行ったり、そういったあるいはまたたまに散歩がしたくてもちょっとおっくうがってできづらくなったというふうなかなりの苦情があるわけですね。もうかなりうるさいもんですから、若い方々が果たしてこの地域に戻ってくるのか。これまでどおりの日常の生活がやりづらくなったと。切実な問題を叫んでおります。これは、3者によるしっかりとした対応、必要と思いますから、新年早々に、早急にですね、行政主導でこの問題について話し合いの場を設けていただきたいと切にお願いしたいと思っております。

次に、福祉行政について。砂川保育所の再開について伺います。何回か現場の確認をしておりますが、昨日も確認してきました。全く現場が動いておりません。心配でなりません、再開に向けた現在の進捗状況について伺いたいと思っております。

◎福祉部長（下地律子君）

砂川保育所の再開に向けての進捗状況でございますが、現在耐震補強設計を進めているところでございます。耐震補強の設計については、沖縄県建築士事務所協会の予備審査を11月に受け、指摘事項の確認、修正を行い、建築物耐震診断計画判定委員会の審査を2回受けることとなっており、1回目の審査を12月6日に受けたところです。2回目を12月18日以降で調整をしております、その後積算に入る予定となっております。劣化調査につきましては、調査及び劣化図の作成も終了しております、準備が整い次第、今後入札、工事を行う予定となっております。

◎我如古三雄君

12月も中旬を迎えておりますが、きょう現在において全く現場が動かない状況に一部の保護者からも心

配する声も聞こえます。現在において入所の申し込み状況等はどうなっているのか、含めて来年4月再開のめどは大丈夫なのか伺いたいと思います。

◎福祉部長（下地律子君）

砂川保育所の入所申し込み状況でございますが、現在25名となっております。来年4月の再開に向けてということでございますが、先ほど申しあげました工事の工期についてでございますが、2カ月程度を予定しておりまして、耐震改修設計業務が終了次第、工事に取りかかってまいりまして、令和2年4月の開園に向けて取り組んでいるところでございます。

◎我如古三雄君

現在予備審査、耐震補強を行っているというふうなことであります。当初予定どおり、4月の再開に向けては大丈夫ということではあります、建物全体の塗装工事等もあろうかと思っております。そういったこれからのいろいろと雨季に入ってくるわけでございますが、3カ月もありません。定員40名に対して25名の入所の申し込み状況ということではあります、どうぞしっかりと対応していただいて、4月再開のめどにこぎつけるように頑張ってもらいたいと思います。

次に、教育行政について伺います。児童生徒の問題行動、不登校についてであります。マスコミ報道によると、県内の不登校の児童生徒が過去最多となり、小中高とも全国最多であると報じておりますが、事実であれば大変憂慮すべき問題であります。本市の状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

◎教育部長（下地信男君）

本市の児童生徒の不登校の状況について、その前に我如古三雄議員が沖縄県の不登校数が全国最多と話されておりましたけれども、沖縄県の現状はですね、県内の不登校数が4,449名で過去最多となったということですが、1,000人当たりの不登校数が全国平均を上回ったというのが沖縄県の現状でございます。不登校の定義として、文部科学省は病気や経済的理由を除き、30日以上欠席した者を不登校として取り扱っております。本市の状況は、平成30年度、小学生で33名、中学生で59名と、平成29年度より小学生が18名増、それから中学生が23名増と、これも過去最多となっている状況でございます。

◎我如古三雄君

わかりました。

何が原因で児童生徒の問題行動、不登校が増加していると考えられるのか、捉えているのか伺います。

◎教育部長（下地信男君）

不登校がふえた要因として挙げられますのが、子供たちがSNSやオンラインゲーム等、夜遅くまでゲームを楽しむという生活の中で、生活リズムを崩し、依存傾向が進んで登校できなくなる。あるいは、良好な対人関係がつかれないと、周りの友達や教師、先生方とうまくつき合えないと、それで内にこもってしまうというケース。それから、学業の不振、あるいは将来の進路が不安になって無気力になってしまう。このような状況が挙げられますけれども、中には複数の要因が重なって、要因が特定できないという、そういうケースもふえてきております。

あと、もう一つの理由として、これは学校側の対応ですけども、長期の欠席を病気欠席という理由で処理していたのがですね、学校ではもう積極的に不登校と判断をして、本人や家庭に対処しようという学校の対応の変化も増加の要因に挙げられます。つまり学校側が病気を理由として休みがちな子供を積極的

に不登校と判断することによって、その子をスクールソーシャルワーカーとか関係機関につないで早目に対処することによって子供たちの不登校を改善していこうという、そういう積極的な対応をする学校がふえたということが不登校が多くなった要因と考えております。

◎我如古三雄君

次に、この不登校の児童生徒が抱える背景について、本当本腰を入れて調査、支援をする必要があると考えますが、教育委員会としてこの問題行動にどのような方策で取り組んで歯どめをかける考えなのか伺いたいと思います。

◎教育部長（下地信男君）

この不登校の問題は、もう教育委員会だけで解決できる問題ではございませんので、現在学校、それから関係機関と連携してこの要因を調査して、適切な支援をできるようにしているということです。これまでも不登校の支援の取り組みは、これまでの取り組みは、この不登校の要因となっている事柄を究明して、その要因を取り除き、できるだけ早く登校に結びつけるということを目標に支援を行ってまいりましたけれども、平成29年3月に国の不登校に関する支援のあり方について指針が示されました。教育委員会においても国の指針にのっとった支援内容に変えております。この取り組みの変わった部分ですけども、国はですね、不登校は取り巻く環境によってはどの児童生徒も起こり得るものとして捉えて、不登校というだけで問題行動であると受け取らないように配慮し、支援に際しては学校に登校すると結果のみにこだわることなく、児童生徒がみずからの進路を主体的に捉え、社会で自立できるように関係機関と連携して支援をするよという通知が出ましたので、本市もそれにのっとって今行っているところです。児童生徒によっては学業のおくれなど、進路選択上の不利益を生じるリスクがあることから、応援指導教室やサポート教室、あるいは無料塾の学校以外の学びの場につなげ、学習が受けられるように関係機関と連携図っているところです。これまでも従来の不登校を解消するという取り組みも当然ですけども、不登校児童生徒が社会的に自立するような、そういった支援も加えてやっていきたいと考えております。

◎我如古三雄君

どうぞ名誉挽回に向けてしっかりと対応頑張ってくださいと思います。

次に、学校トイレの洋式化整備について伺います。学校トイレの洋式化の整備は、全国的な流れでもあります。生まれたときから洋式になれている関係で、学校で和式が使用できず、家に帰るまで我慢する子供たちもいるようであります。今まさに学校トイレの洋式化整備は急務であると考えますが、宮古島市の学校トイレの洋式化は現在どのような状況なのか、洋式化の整備率について伺います。小中学校の内訳についてあれば、説明もお願いします。

◎教育部長（下地信男君）

学校トイレの洋式化に向けた整備ということです。現在の状況ですが、幼稚園で66.7%、小学校で69.6%、中学校で68%、対前年比で平均して約6%程度改善して洋式トイレが進んでいるところです。ちょっと内訳は今手元にご覧できませんので。

◎我如古三雄君

どうぞしっかりとした洋式化が進んでいきますようお願いしたいと思います。

このように改善に向けた早目の対応が必要と考えます。今後年次計画を立てて、完全整備に向けて取り

組む必要があると考えます。この点について当局の考えを伺います。

◎教育部長（下地信男君）

トイレの洋式化については、先ほど我如古三雄議員がおっしゃったように、各家庭で洋式化がもう普及しております。家庭と学校で便器が異なって子供たちがちょっと違和感を感じて、いろんな支障があるということは聞いておりますので、どう整備を進めるかということになりますけれども、校舎の改築工事の際、洋式を採用していくという方法と、それから当面整備予定がない学校、既存のトイレにつきましても国の大型、大規模改造事業等でトイレの改修のメニューもあります。それから、これは単独でもやって、積極的に整備を図ってまいりたいと思います。

◎我如古三雄君

次に、学校図書館における新聞の配備について伺います。

調べによりますと、国は公立学校の図書整備や学校司書配置のための予算のほかに、学校図書館に新聞を置くために地方財政措置を講じております。しかし、地方交付税の使い道は地方自治体によって委ねられている関係上、多くの地域で新聞配備以外の用途に使われているのが現状のようであります。子供たちの学びを深めるためにも、今子供たちには社会の出来事に関心を持ち、みずから考え、解決する力が求められております。この力を引き出すのが視野を広げ、新聞を使った学びであると言われております。

そこで伺いますが、本市の各学校図書館における新聞の配備状況はどのようになっているのか伺いたいと思います。

◎教育長（宮國 博君）

まず、学校の活動をですね、確認していきたいと思っております。

池間小中学校、これは併置校になっておりますので、1校と数えます。それから、伊良部地区小中一貫校結の橋学園は1校として数えてですね、小中で28の図書館が整備をされております。その中で、配備していると回答した学校、我々の調査に対してですね、これが22校、配備していないと回答している学校が6校です。6校の中には、職員用に講読している新聞を児童生徒への閲覧用に活用するという学校が2校ございました。配備している学校は、PTA予算での購入が多くてですね、ほかに教育委員会から出されるころの学力向上対策補助金等を利用しておるといようなところでございます。ただ、予算が少ない、あるいは図書購入費にこれは充てていますよという学校等もございます。それからですね、これは学校長の判断で図書購入をするわけですのでね、その活用率の低さから配備を中止したといような回答もございます。そのような状況でございます。

◎我如古三雄君

新聞を見る、読むことによって学力向上を初め、生徒たちの自己肯定力も、やる気の向上にもつながると思います。学校における新聞配備は、文部科学省としても推奨していると思いますが、今後宮古島市の全ての学校に完全配備へ向けて取り組む考えはないかどうか伺います。

◎教育長（宮國 博君）

文部科学省は、第5次学校図書館図書整備等5か年計画というプランを立てましてですね、地方財政措置によって学校図書館の整備、学校図書館の新聞配備、学校司書の配置のための予算化を求めているわけでございます。宮古島市において、学校図書館の新聞配備においては、教育振興費の備品購入費の書籍代

や消耗品等で予算化してありますが、学校長の判断で全て都市購入費に充てていると、新聞以外の図書購入費に充てているという学校もございます。先ほど答弁したとおりでございます。本市における児童生徒の実態としては、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙から年々新聞を読む児童生徒の減少が見られます。また、新聞を多く読んでいる児童生徒の平均正答率が高いという、新聞を読んでいる子供と学力調査の成績のいい子供との相関関係が見られますので、学校においては図書館への、図書室への新聞配備を積極的に我々は奨励しておると、こういうことでございます。

◎我如古三雄君

先ほど申し上げましたとおり、子供たちの視野を広げ、学びを深める環境整備の第一歩として、宮古島の全ての学校図書館に新聞の配備が実現できるよう取り組んでもらいたいと強く要望いたします。

以上、いろいろと取り上げて質問してまいりましたが、課題等もたくさんあるかと思えます。全て本市の振興、発展のための施策であると考えておりますから、推進あるいは改善等に向けて、よりスピーディーな対応をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで我如古三雄君の質問は終了しました。

◎狩俣政作君

午前中の時間があと40分ちょっとなので、すぐ質問します。

まずですね、教育行政についてですけれども、クーラー設置工事についてですけれども、これは多くの保護者のほうから本当に今年度中に設置ができて、来年度運用開始できますかという声があります。現在の進捗状況と全てのクラス設置工事が終わる時期を教えてください。お願いします。

◎教育部長（下地信男君）

小中学校のクーラー設置工事についてですけれども、進捗状況。幼稚園については9月9日、小学校については10月28日でそれぞれ工事を完了しております。中学校につきましては、これ7月、2学期直前で契約ということで、進捗率が金額ベースで24.6%という状況にあります。中学校の工期が12月27日ということになっております。

◎狩俣政作君

中学校の終了時期が12月27日。大丈夫ですかね。じゃ、実はこのクーラーの室内機及び室外機とロス内の今後の修繕費というか、メンテナンス料金の財源というのはどこから出ますか、教えてください。

◎教育部長（下地信男君）

学校のクーラーの維持管理費用につきましては、これは市が市の財源で、一般財源で対処してまいります。

◎狩俣政作君

では、電気料金に関しても同じでよろしいですか、伺います。

◎教育部長（下地信男君）

電気料金についても維持管理費と同様、市の一般財源で対応してまいります。

◎狩俣政作君

運用を開始してからいろいろわかることがあるかと思っておりますので、その辺に関してはまた国、県といろいろ

ろと対応しながらやってください。お願いします。

次に行きます。倒壊するおそれなどブロック塀の補修工事についてですけども、これについては私宮古島市の小中学校をいろいろ見てきました。見るところによると、このブロック塀、喫緊のブロック塀を改修工事をしているところもあれば、塀の高さが膝下までしかなくて、工事をしなくていいような学校もありました。あと、もともと塀ではなくて、フェンスの学校もありました。実際のところ、工事を必要とする学校は何校で、工事をしなくていい学校は何校ありますか、伺います。

◎教育部長（下地信男君）

小中学校の今回のブロック塀の改修工事の対象校は、小学校が17校中13校、中学校が14校中11校が対象となっております。

◎狩俣政作君

では、まだ工事が始まっていない学校もありますか。全ての補修工事が終わるのはいつごろの予定か教えてください。

◎教育部長（下地信男君）

ブロック塀の工事が始まっていない学校も小学校で2校ございます。中学校は11校、全て現場に工事は進めているところで、小学校区、中学校区とも令和2年1月の20日を工期としておりますので、それを目指して進めているところです。

◎狩俣政作君

この工事は、学校内にある倒壊するおそれがあるブロックを解体して、フェンスに取りかえる工事だと思うんですけども、この工事の周辺の通行する生徒たちの安全面が一番大事だと思います。その中で、調査をする中で、ブロック塀を解体した後の場所に生徒が立ち寄らないようにトラロープで規制線を張っている学校もあれば、しっかりとゲートにネットを張って立入禁止の看板がある学校もある一方で、カラーコーン通行という学校もありました。そして、ある学校に関しては、1つの学校で4カ所の補修工事を行っていて、その学校は正門から入る場所と横門、横門というか、横から入る場所、裏から入る場所が3カ所あります。そこで、裏から入る場所に2カ所のブロック塀の工事があったんですが、1カ所はフェンスを全てもう設置してありました。もう一カ所は、高さ130センチから180センチの、約何メートルだったかな、35メートルの場所はブロック塀を壊さずに、そのまま3メートルの間隔に25センチのはりを施工してありました。多分調査段階で、危険はないと判断されたと思うんですけども、問題なのは3つ目の民家と隣接するブロック塀です。ここは、ブロック塀の民家側は生活道路です。学校側は、もう1年生の教室が丸見えな感じで、2クラス見える感じで立っているんですけども、学校側もなぜこのブロック塀を壊しているのかわからないと。授業中生徒がきょろきょろして、もう落ちつかない。そもそも130センチしかないあのブロック塀で、長さがここは28メートルだったんですね。そのまた基準が、壊す基準というか、撤去する基準があるのかなという部分と、ただその場所に関しては撤去した後なので、フェンスも張っていないんですね、まだ。フェンスではなくて、例えば型枠工事をしてコンクリート流すとか、その対処ができませんか、伺います。

◎教育部長（下地信男君）

ブロック塀の工事の進め方についてということです。狩俣政作議員のご指摘しているところは、担当職

員に確認したところ、多分北中学校であろうと思われますけれども、撤去後に教室と道路の境界ですね、学校の境界が近くて、生徒たちがなかなか落ちつかないという状況でございますけれども、これは施工業者といろいろ協議をして、通常のメッシュのフェンスじゃなくて目隠し型の、外から見えないような状況のフェンスに取りかえるということで今協議して、そういう方向で進めているところでございます。

それから、工事現場の安全管理につきましては、狩俣政作議員いろんなケース、場所を指摘しながらのご質問ですけども、全体的にですね、学校現場での工事になるので、児童生徒の安全管理についてはもう十分に配慮するようにと市から施工現場の代理人を通して施工業者には伝えているところです。そういう安全管理を怠っている工事現場があるのであれば、確認をして、今後徹底するように指導してまいりたいと思います。

◎狩俣政作君

その次の4つ目のフェンスの工事の場所が一番問題なんですね。これが一番保護者の方から問い合わせがあったんですけども、ここは学校の正門から入ってくると突き当たりになるブロック塀だったんです。そこは、職員とか保護者の方が車をとめる駐車場があるんですけど、その反対側が実は横道になって、横から学校に入れる道なんですけども、北中学校の手登根ブロック工場のほうから入ってくる場所です。そこは、長さがですね、40メートルあるんです。ブロックを撤去した場所が。塀自体は1メートル50センチなんですけど、反対側から見ると一番低いところで180センチ、一番高いところは6メートルあります。その塀を撤去してもうほぼ2カ月ぐらい工事が進んでいないという状況で、安全対策に40メートルの間隔にカラーコーンが8個しかありません。これで保護者の方からは危険じゃないのかと学校側に言われて、現場を見に行ってきました。こういった教育委員会で現場をちゃんと調査して、安全管理を指導しているのかなという。私が見たときに池間小学校には職員がいました。職員がいて、3時休憩のときに話してきましたんですけど、常に全校を回って指導しているかなと、伺います。

◎教育部長（下地信男君）

安全対策として、40メートルの区間にカラーコーンが8本ということですけども、それが安全対策にはなっていないというふうに今お聞きしております。ただ、現場がですね、ここは子供たちが通行するところではなくて、教職員が車をとめる部分の間知ブロックの上の高い部分の、子供たち安全対策というよりも、教職員の皆さん方が向こう側にちょっと車を走らせて、落ちないような対策だと聞いています。ただ、十分でないというのは明らかなので、ちょっと現場を確認して、指導する、改善を加えていきたいと思えます。

◎狩俣政作君

教育部長、今教職員の車の安全と言っていますけども、この手登根ブロック工場の道というのは実際入り口に先生が立っています。立っていて、横断する生徒が多いので、先生が横断を誘導するのをずっと何年間もやっているんですね。それほど生徒の通行はとても多いです。その辺をしっかりと確認してください。よろしくお願いします。

また次に行きます。これも市内の平良中学校です。参りますけども、ここの学校の裏門、学校と民間との境のブロックがあるんですが、これがもう大きく倒れかかっているんです、学校側に。ガジュマルにぶつかっていて、ガジュマルの木も長年傾いているんですけど、そのブロックが民家の所有ということで手

がつけられないという話をしていました。こういうものに関しても、何か今回の倒壊するブロックの事業に該当しないのかお聞きします。

◎教育部長（下地信男君）

平良中学校の裏門のブロック塀ですけども、これ調べたら市の、学校のブロック塀だということが確認されております。ここはどういう状況かといいますと、ブロック塀を立てた後に隣接する民家がちょっとかさ上げをして、住宅を造成し、家を建てたということがありまして、今回の事業でやろうとしたんですけども、このブロックを撤去するとですね、隣の敷地が崩壊するということがまず1つありました。それに、この地主といいますか、隣の方との協議、調整がちょっと時間を要するということがありました。それから、施行に関して、このブロック塀の隣に大きなガジュマルがあるんですけど、もうその根っこがブロックの下まで伸びていて、まずはこのブロックが倒壊した要因が、台風で大きなこのガジュマルが揺れたことによって根っこからブロック塀に伝わってこれが倒壊したと思われるということなんで、それを今回の事業でやるとなると、またかなりの事業費というか、期間がかかる、今後のまた調整も必要だろうと、学校との調整もあるということで、今回見送りました。これらの課題を今後調整していくわけですけども、これはもう単独事業でやるしかないと今考えているところです。現場は改善してまいります。

◎狩俣政作君

ブロックではなくてフェンスが破損している学校もたくさんあったんですけど、北小学校の裏門、正門なのかな、運動場側のフェンスがもうほぼ道路側に倒れかかっているんですけども、そのフェンスの下は歩道になっております。そこに3メートルぐらい高さがあるんですが、そのフェンスに取りかえる工事も、施設のフェンスを取りかえる工事も今回の事業でできませんか、伺います。

◎教育部長（下地信男君）

北小学校の運動場周辺のフェンスですね、これは今回の事業、いわゆる倒壊するおそれがあるブロックには該当しませんので、今回の補助事業では該当はしません。ただ、現場を確認しております。新たなフェンスに取りかえるということで、今いろいろ業者から見積もりをとったり、現場の調査をしているという状況でございます。

◎狩俣政作君

教育部長、ありがとうございます。本当に安全を最優先に工事を進めるようによろしくお願いします。

では、次の質問に行きます。福祉行政です。災害時における障害児の避難所についてですけども、本市における障害児が利用できる福祉避難所は何施設ありますか、伺います。

◎福祉部長（下地律子君）

福祉避難所は、高齢者、障害者、乳幼児、その他特別に配慮を要する方の円滑な利用を確保するための施設で、本市においては現在14の施設が福祉避難所として指定されております。福祉避難所を利用する要件といたしましては、基本的に日常生活に全介助が必要な方、例えば食事、排せつ、移動が1人でできない方などの要件があります。本市で指定されている福祉避難所では、障害の種別やその状況によりまして利用できる施設を判断していくこととなりますが、透析、酸素、吸引など医療的ケアが必要となった場合においては病院などへの避難になると考えております。

◎狩俣政作君

この話を質問したのはですね、11月の中ごろに障害児を抱えるお母さんの会という集まりがありまして、月1回お母さんたちが集まっているいろんな意見交換をしている場に呼ばれて行きました。そこには病院の小児科の先生やいろんな職員がいたんですけども、その中でその施設が4月にできて、とてもいい施設で、太陽光の発電機もあったり、自分たちで発電機を何個か所有していたりとか備蓄品もあったんですけど、そこが避難所として認定されていないということだったので、本市として福祉避難所として認定する基準はありますか、伺います。

◎福祉部長（下地律子君）

市が福祉避難所として認定する基準についてお答えいたします。

指定の要件には3つの要件がございます。1つ目に、施設全体の安全性が確保されていること、具体的には、耐震性が確保されていること、台風の際にも避難生活のための空間が確保できる、土砂災害特別警戒区域外であることなどです。2つ目に、施設内における要支援者の安全性が確保されていること。具体的には、バリアフリー化がされていること、多目的トイレやスロープなどがされていることなどです。3つ目に、要支援者の避難スペースが確保されていること。以上3点が指定の要件となっております。

◎狩俣政作君

何か聞くところによると、そういう障害児の方たちは場所が変わるとなかなか落ちつかないという話も聞きました。そういう施設があるのであれば、ぜひとも見ていただいて、基準に合っていれば認定をよろしくをお願いします。

次に、もし基準を満たして認定した場合、備蓄品とかの補助はありますか、伺います。

◎福祉部長（下地律子君）

各福祉避難所への備蓄品等への補助は現在行っておりませんが、障害児にかかわらず、災害時に市民が使用する備蓄品等に関しましては防災危機管理課が管理する備蓄品等で対応することになります。

◎狩俣政作君

じゃ、次の質問です。

宮古島市の小児科医療の現状についてですけども、現在の本市にある小児科の数、開業医を含めてについて伺います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

小児科医院の数についてお答えいたします。

現在宮古島市で小児科を設けている医療機関は、県立宮古病院のほか、民間医療機関を含めて7カ所となっております。

◎狩俣政作君

7カ所あるんですね。今私の聞いた中では開業医が2カ所とは聞いたんですけども、その2カ所が60代の方がお医者さんで、あと10年ぐらいしたらどうなのかなという部分と、宮古病院で小児科医6人体制に対して4人しかいないと。それを1人南部医療センターから派遣してもらっていますという話だったんですが、次の質問にもかかわるんですけども、今小児科を利用する患者が100人ふえていると言われております。いろんな背景があつて。それに対して、今後小児科医が足りるのかなという不安があるんですが、今国の方針で小児科医育成事業が県に対して30名だったのがことしから10名に減っています。それも含めて、

医療現場のほうからちょっと小児科が厳しくなってきましたという話もあったんですけども、今後それも含めてインフルエンザワクチンも含め、本市の対策を伺います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

狩俣政作議員ご指摘のとおり、主に小児科を利用するゼロ歳から15歳までの人口をことしの3月末と11月末で比較すると、154人ふえております。小児科の利用につきましては増加傾向にあると考えられますけれども、受診の実数については把握はできておりません。

それから、インフルエンザのワクチンについての問い合わせ、ご質問がございましたけれども、このインフルエンザなどのワクチンの供給につきましては、厚生労働省よりワクチンの卸売事業者と医療機関との間で連携を行うよう通達されており、またこれまでの接種率の状況などからも島内でのワクチン数の確保は問題ないというふうに考えております。また、今後の小児人口の増加に伴う小児科医不足も懸念されるところでございますけれども、これにつきましても沖縄県との協議の場となっております宮古地区医療提供体制協議会の中で、宮古圏域の課題として議論をして、県と一緒に対策を検討していきたいというふうに考えております。

◎狩俣政作君

安定した医療の提供をよろしく願いいたします。

次に行きます。環境行政についてですね。一般廃棄物、家庭ごみ収集運搬委託業者の委託料及び体制についてですけども、本市における家庭ごみを収集する委託業者は何者ありますか、伺います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

宮古島市における家庭ごみの収集委託業者でございますけれども、生ごみの分別収集の4事業者を除きますと29事業者となっております。

◎狩俣政作君

委託内容について質問します。

今回10月18日から19日の2日間、私と委託業者2名と下地勇徳議員とですね、本島内の2つの自治体と5つの組合を視察してきました。そのほとんどが単年度の契約で、随意契約を交わしていると。その理由に、「単価の引き上げについて見直しをその都度行っている」と話していました。本市も、全ての委託業者とは単年度契約を結んでいると思いますけども、これは同じ解釈でよろしいでしょうか。もし違うのであれば、その内容を教えてください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

狩俣政作議員が今ご指摘のとおり、一部からは長期契約を希望する意見もございますけれども、今狩俣政作議員がおっしゃったとおりですね、そうしますと昨今の労務単価の上昇が厳しい中で、長期契約になりますと逆に事業者の皆さんに不利になる可能性もございますので、単年度契約でその都度、その都度業務単価、労務単価などを反映させながら契約を行っていくという考えでおります。

◎狩俣政作君

業者の中には、単年度契約だとじんかい車、パッカー車を購入する際に銀行の融資が受けられないという方もいました。これは入札ではなくて随意契約なので、その旨を相手方にお話をして委託契約書などを提出すれば融資が受けられると思いますけども、単年度契約を誤解している業者もまだいると思いますの

で、その辺の説明をお願いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

ごみの収集に伴います契約につきましては、これは一般の建築工事、あるいはその他の委託事業の契約、そういう経済性を、効率性を重要視するような契約とは趣が違いまして、安定的に事業者の皆さんがその回収事業を行えるといえますか、提供できる、そういうことで市民の生活の安定を保障するというようなニュアンスがございまして、法律でこれにつきましてはそういう資格がきちっとしている方、経験が十分にある方、それからいろんな資材の提供ができる方、いろんな条件を加味しまして、安定的にそういう業務が提供できる方と契約をするということがうたわれております。したがって、今市といたしましては、現在契約を行っている事業者の皆さんが何らかの理由でみずから契約を継続しない、あるいは法律に違反するようなことがあった場合、そういうことを除きまして市のほうから契約を継続しないということを行うということは全く考えておりません。契約を継続するというのであれば、それなりにやはり市としても、これは市のほうから断るといことはありませんので、そういう状況を説明しながら、例えば銀行からの融資などについても協力できるということについては協力していきたいというふうに考えております。

◎狩俣政作君

生活環境部長、ありがとうございます。本市の委託業者は、現在2人体制で年間111日勤務、週6日勤務です。という労働条件ですが、中には週3日の業者も6者あり、かけ持ちで働いているため、生活がしにくいという現状を抱えている業者もいるそうです。この中には、畑を兼業しているので、週3日でもいいですという業者もいますが、契約を更新しない業者がいる場合は週3日の業者を週6日にできるような体制づくりはできるか、提案できるか伺います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

今狩俣政作議員からもございましたとおり、この業務の受託事業者29者のうち、週6日で稼働する事業者が15者、それから週5日が2事業者、週4日が4事業者、週3日が7事業者、週2日が1事業者というふうな業務体制になっております。先ほども説明しましたがけれども、安定的な廃棄物の回収事業の保持というのは、安心、安全な住民生活の確保のためには欠くことのできないものでありますので、一般廃棄物の回収事業者、受託者の皆さんの生活の安定はとても大切であると考えております。今後この事業、業務体制の整理統合、回収回数の見直し等については取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎狩俣政作君

次の現在の労務単価の積算方法について伺います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

家庭ごみの収集、運搬業務につきましては、平成28年度末に積算システムを作成いたしました。平成29年度の業務委託契約からこのシステムによる積算を行っております。人件費につきましては、前年度4月から9月までの月別の収集日数、それから搬入回数、前年度8月のごみの収集量、じんかい車運転手と助手の単価、業務に必要な時間を入力することで自動的に積算されるシステムとなっておりますので、このシステムを活用して積算をしております。

◎狩俣政作君

今の労務単価の積算方法では、現状本当に厳しいと思います。私も実はパッカー車に乗ってきました、一日体験して。朝の8時から昼4時まで、お昼御飯を食べる時間以外は休憩もなく、私が若いからということで1時間早く終わったらしいんですけど、私のかわりの方は65歳だったかな、その方がやると8時から5時までかかるという話をしていました。お昼休みにクリーンセンターが1時間閉まるので、その間にそこに並んで待つんですね、パッカー車がみんな。その中で食事をしました。本当にきつい仕事で、私47歳ですけども、もう本当に次の日朝起きれなくて大変でした。それを高齢者の方が本当に毎日やっているというのはすごく私もびっくりしたんですけど、その日当が5,000円から6,000円という。厳しいと思います。ぜひとも労務単価の改定に伴う委託料の引き上げをよろしくお願いします。

次に行きます。委託料を積算した後に補正をかけて減額する理由ですけども、これは委託業者の中にも周知の意味はあるので、丁寧な説明をお願いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

収集委託事業の委託料についてでございますけれども、委託料につきましては、事業者の皆さんにまず見積書を提出していただきます。その前に、市として年度ごとの予定価格を設定するわけでございますが、業者に見積もりを提出していただきまして、その見積金額が予定価格を下回っている場合、その見積もり価格にて契約を結ぶという状況がこの数年続いております。

◎狩俣政作君

この見積書を見たんですけども、例えばこれだけ出ますよと金額があって、その金額から補正をかけているという部分があるんですね。補正の説明をお願いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

狩俣政作議員は補正という言い方、説明をなさっておりますが、この積算システム平成28年度に作成しまして、平成29年度から採用しているということでございますが、この中には時間係数、1日当たりどれぐらい稼働しているのか、そういう係数などが入っておりますので、この係数で掛けますと、補正という形ではないんですけども、その積算結果が出てくるということになっておりますので、それを補正というふうに捉えているかというふうに考えております。

◎狩俣政作君

次ですね、今後委託業者との行政と定期的に意見交換会を開催して、情報を共有していける場を設けるなどを考えていますか、伺います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

狩俣政作議員からもご指摘のありましたとおり、稼働日数も事業者によって大分違ってきます。現在のこういう複雑な業務体制の見直しを行っていくことは市としても必要であるというふうに考えておりますので、担当課と受託者の定期的な話し合いの場は必要と考えております。開催に向けて準備をしていきたいというふうに考えております。

◎狩俣政作君

今回の視察を行った場所ですね、名護市、那覇市、浦添市、宜野湾市、糸満市ですけども、全ての委託業者が定期的に行政と意見を交換する場を設けていました。そこでさまざまな問題に対してお互いで情報を共有して、改善できると、信頼関係もでき、全ての委託業者が行政側に対して全く不満がないと、業務

をこなしていると話をしていましたが、とても印象的で、すばらしいと思いました。例えば委託料が上がっても、2人体制で週6日のままだったら何も、やっぱり身体的にも精神的にも厳しいものがあります。それなら3人体制にして、週2日休みにできるような体制づくりができる委託料の引き上げとか、もしくは2人体制でも収集するエリアを削減し、他の委託業者に振り分けるなどして、週5日の業務にして委託料の引き上げをする方法とか、今後のあり方についての意見交換する場が必要と思います。そもそも宮古島市は可燃ごみの収集日が週3回ですが、これは多いと思います。浦添市は宮古島市の2倍の人口ですが、収集業者は宮古島市の半分で、回収も週2日です。これは、宮古島市にごみが多いという話ではありません。要はごみの分別の仕方、あと個人で可燃ごみをクリーンセンターに搬入する市民が他の自治体に比べて圧倒的に多いことがわかりました。このことにより、委託業者の業務に支障を来しているということが調査でわかりました。また、那覇市は、ほとんどの業者を3つの法人化にして一括契約をしていると話をしていました。法人化に至るまでに約30年かかったそうです。宮古島市も委託業者とよりよい関係を保ち、今あるさまざまな問題を解決しながら、いつかはクリーンアイランド宮古島と呼ばれるまでになることを願いますが、最後に生活環境部長の見解を伺います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

宮古島市の一般廃棄物の収集業務につきましては、狩俣政作議員ご指摘のとおり、さまざまな課題があるというふうに考えております。29者のうち、今6者で組合を組織いたしまして、この6者の組合につきましては一括契約を行っているところでございます。ただ、組合も収集業務の体制、人員確保の体制、それからパッカー車の体制、そういうことでは大きなメリットがあると思いますので、適正な組合のあり方を検討しながら、加入の組織、組織加入率をですね、広げていっていただきたいというふうに考えております。

それから、委託事業、委託の契約金額につきましても、今見直し作業をさらに進めているところでございます。単価の見直しなども取り組んでおりますので、いい方向に改善をして、事業者と市との関係がスムーズにいろんな課題が話し合えるような体制をつくっていききたいというふうに考えております。

◎狩俣政作君

生活環境部長、ありがとうございます。市長、クリーンアイランド宮古島、いいんじゃないですか。格好いいんじゃないですか。クリーンアイランド宮古島。

質問は以上ですけども、最後に一言申し上げます。ことしは、2月に小中学校への楽器の導入に始まり、ブラス・ジャンボリー in 宮古島の開催、小中学校への防犯灯の設置、脳性麻痺の患者ストレッチャー渡航費の拡充、また交通事故多発交差点へのポストコーンの設置など、たくさんの要望に対して市長を初め、当局の皆様には多大なご尽力をもらいました。この場をかりてお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。ことしも残りわずかではありますが、穏やかに過ごしていただき、市民にとって希望にあふれる新年が迎えられるよう祈っております。以上で質問終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで狩俣政作君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時半から再開します。

休憩します。

(休憩＝午前11時52分)

再開します。

(再開＝午後1時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎下地信広君

質問に入る前に、去る10月30日に起きた首里城の火災は、言葉にもならないほど大変ショックでございました。また、きのうですか、市長は遊覧飛行を満喫しておりますので、すかっと爽やかな気持ちになっていると思っておりますので、答弁のほどもすかっと爽やかな気持ちで答弁していただきたいと思っております。この遊覧飛行が新たな宮古島市の観光の目玉となるよう、大いに期待しております。

それでは、早速であります。私見と要望を踏まえて令和元年最後の一般質問をさせていただきます。まず最初に、成年後見制度の利用を促進するための条例の制定であります。宮古島市の成年後見支援センターみやこの利用者の推移を見ると、平成27年度で2人だったのが平成28年度では9人、平成30年度では26人、令和元年11月末で33人と右肩上がりになっております。また、宮古島市の特徴として、市長申し立てが48.5%と多く、このことは身寄りがいない人や親族関係が希薄の人が多くいることのアラわれでもあります。開始原因割合を見ても、全国では認知症63%、知的障害者が27%、精神障害者27%に比べ、宮古島市では認知症が42%、知的障害者31%、精神障害者27%と全国に比べ知的障害者の利用が多いことから、支援する期間が非常に長い。全国よりもこの支援する期間が長いということが予想されます。

そこでお伺いしますが、成年後見制度の利用を促進するための条例を制定し、障害者に優しいまち宮古島市を発信できないものかお伺いいたします。よろしく申し上げます。

◎福祉部長（下地律子君）

成年後見制度、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方の法的手続や財産を管理し、不利益な契約等から、本人の権利を守るための制度です。宮古島市においては、成年後見業務を平成26年度より社会福祉協議会へ委託しております。成年後見制度の利用は年々増加しており、障害者や市民の高齢化が進展する中さらに増加するものと見込んでおり、市としても制度の充実が重要だと認識しております。今後障害者及び高齢者の権利を守るため、さらなる後見制度の拡充、強化が必要であることから、条例の制定については今後調査してまいります。

◎下地信広君

ありがとうございました。今この権利擁護の利用者も100名以上を超えておりますので、ぜひともこの障害福祉の強化に向けた対策をお願いしたいと思っております。

次に、認知症対策についてお伺いいたします。認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けられるよう、厚生労働省が2015年1月に策定しましたプランを認知症施策推進総合戦略、通称新オレンジプランと言っておりますが、それによりますと2025年には認知症の人が約700万人になり、5人に1人が認知症になると予測されております。宮古島市においても認知症対策は重要な課題であり、そこでお伺いいたします。

宮古島市の認知症の方は何人ほどいるのか、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のランクⅡ以上の

数でよろしいので、お伺いいたします。

◎福祉部長（下地律子君）

宮古島市における認知症の人数ということで、高齢者の日常生活自立度判定基準のランクⅡ以上の人数ということでよろしいということですので、その人数でお答えしたいと思います。

平成31年3月末の介護認定を受けている方が2,851名おりまして、そのうち認知症によって日常生活に支障を来す症状、行動が見られるとされる基準のランクⅡ以上の方は1,843名となっております。

◎下地信広君

ありがとうございました。

次に、認知症にかかわる相談窓口における年間の相談件数はどれくらいなのか。平成30年度の実績でお伺いします。これは、地域包括支援センターや市役所、そういった窓口でお聞きします。お願いします。

◎福祉部長（下地律子君）

認知症にかかわる相談窓口、年間の相談件数ということでございます。平成30年度の実績でございます。宮古島市では、認知症になってもできる限り住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の方やそのご家族に早期にかかわる認知症初期集中支援チームを平成27年度より社会福祉協議会へ委託し、早期診断、早期対応に向けた支援を行っております。体制といたしましては、認知症に対する知識や支援経験を持つ医師及び専門職を配置しております。平成30年度の相談件数は99件となっております。

◎下地信広君

ありがとうございました。

次に、宮古島市におけるキャラバン・メイトの登録件数をお伺いしたいと思います。

◎福祉部長（下地律子君）

宮古島市では、平成21年度から認知症に関する普及啓発活動である認知症サポーター養成講座を実施しております。キャラバン・メイトは、認知症サポーター養成講座の講師を務めるボランティアの方で、現在31名の方が登録されております。

◎下地信広君

31名ということですので、その31名がこの認知症サポーターの養成をするということになろうと思いますが、その認知症サポーターの件数もお伺いします。

◎福祉部長（下地律子君）

認知症サポーターの登録件数でございますが、認知症サポーター養成講座は、認知症について正しく理解し、地域での認知症に関する普及啓発に生かす取り組みとして、小学校や児童クラブ、中学校や高校の福祉授業、一般企業の職員研修、地域の自治会や高齢者サロンの集いの場など、希望があればどこでも出前講座を行っております。この養成講座を受講した認知症サポーターの人数は、現在3,101名となっております。

◎下地信広君

ありがとうございました。

次に、認知症カフェ、私の記憶では1カ所しか覚えていないんだけど、ふえているのか、なくしたのかお伺いしたいと思います。

◎福祉部長（下地律子君）

認知症カフェとは、認知症の方やご家族、地域住民、介護、医療の専門職など誰でも自由に参加でき、交流や相談の場として地域に開かれたカフェのことです。認知症カフェは、市が委託設置しているところが1カ所ありますが、そのほか地域で開業するクリニックの自主運営や地域住民が自主的に開催しているものなどがあります。

◎下地信広君

実は、認知症カフェに1回訪問したんですけど、休んでいたりしてなかなか聞き取りができなかったんですが、これは毎日というわけにはいかないんですか。どれぐらい。週とか月とかあるんですか。

◎福祉部長（下地律子君）

市が委託設置しているカフェのほうは、週1回で運営をしております。民間のといいますか、地域のクリニック等が開催している、運営しているところとかですね、地域住民が自主的に開催しているところがあるんですが、そちらのほうは例えば月に1回とかでの開催となっているようでございます。

◎下地信広君

ありがとうございました。

それでは、平成30年度の利用実績があればお伺いしたいと思います。

◎福祉部長（下地律子君）

市が委託設置している認知症カフェにつきましては、平成30年度の実績といたしまして、開催回数が38回、利用された方のうち認知症のご本人が延べ320名、そのご家族などが延べ40名、地域の方やボランティア、介護関係者の方が延べ23名となっております。

◎下地信広君

次に、認知症の家族の方にどのようなサポートをされておられるのか、対策があればお伺いしたいと思います。

◎福祉部長（下地律子君）

認知症の方のご家族への支援につきましては、相談対応と普及啓発という2点についてお答えしたいと思います。

まず、相談対応についてですが、先ほどのご質問でもお答えいたしました、相談窓口として認知症初期集中支援チームを設置し、認知症に関する相談を初め、訪問や医療への紹介など多様な支援を実施しております。

次に、普及啓発についてでございますが、先ほどお答えいたしました認知症サポーター養成講座の開催、認知症カフェの開催は、認知症に関する正しい知識、情報の提供だけでなく、本人やご家族と地域の方の交流の場として、また家族介護者の専門職への相談の場としても利用されております。また、毎年9月には市役所ロビー、平良地区敬老会にて認知症の普及啓発パネル展を開催しております。市だけではなく、家族会や関係機関からのご協力をいただき、さまざまな情報の展示を行うことで認知症に関する理解を深め、ひいては認知症のご本人やご家族が地域で暮らし続けるための理解者がふえる取り組みを継続して実施しております。

◎下地信広君

ありがとうございました。認知症は、大きく分けて脳の萎縮が見られるアルツハイマー型と、脳梗塞や脳出血などの原因で脳の一部が死んでいく脳血管性認知症に分けられると思いますけど、最近ですね、レビー小体型認知症とって、脳が萎縮しなくても妄想とか幻覚とか、パーキンソン症状などが起こる認知症もふえてきております。いずれにしてもですね、病院でしか判断できないわけなので、この認知症のデータを集めるにはやはり病院と家族との連携、これが大切だと思っておりますので、その連携を密にしていきたいと思っております。また、認知症については地域での見守りも必要不可欠だと思っておりますので、議員の皆さんも認知症に対する理解を深めるよう協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、10月1日からですね、消費税緩和策として販売しているプレミアム付商品券についてお伺ひいたします。9月時点では、低所得者想定対象者1万6,586人に対して申請者が1,606人で、該当者が1,425人と答弁しておりますが、現段階での進捗状況はどうなっているのかお伺ひいたします。

◎福祉部長（下地律子君）

消費税10%への引き上げに伴い、その緩和策として実施されているプレミアム付商品券事業の進捗状況でございます。令和元年11月29日現在で、対象者が若干変わっておりますが、低所得者想定対象者が1万6,459人に対し、申請者が3,754人で、申請率は22.8%となっております。子育て世帯向けにつきましては、申請の必要がないことから、対象者1,949人の方へ引きかえ券を送付しております。また、商品券の販売状況でございますが、11月29日現在9,925冊、金額は3,970万円となり、販売率は39.3%となっております。

◎下地信広君

この販売期間が来年の2月14日までとなっておりますけど、これは変わりませんか。

◎福祉部長（下地律子君）

販売期間のほうは、変更がなくて令和2年2月14日までとなっておりますが、申請期間のほうをこれまで12月末ということになっていたんですが、申請期間を一月延ばす準備を現在しております。

◎下地信広君

次に、小学校義務教育に入る前の幼稚園、保育園、認定こども園といった幼児期の教育が学力向上には最も大切だと思いますが、教える側の先生たちの質の向上のための研修はどのような研修をなされているのかお伺ひいたします。

◎教育長（宮國 博君）

本市の学力向上推進事業において、幼稚園12園、こども園3園について幼児教育の充実と教職員の資質向上に向けて取り組みを行っております。幼児教育の充実に向けた学力向上対策補助金の支援のほかに、教職員の資質の向上に向けて幼児教育の学力向上担当者研修会を年3回行っています。今年度は、琉球大学教育学部の先生を招聘し、保育参観を2回、講演を1回実施しました。また、宮古地区幼稚園教育課程研究において、東、北、西辺幼稚園の3園による1年間の研究の取り組みが行われ、今月幼児教育関係者への報告をいただくことになっております。この研究に際しては、専門的な支援のために新潟上越教育大学との遠隔による研究会も実施をしております。このように、琉球大学、新潟上越教育大学、そして県義務教育課等の支援を受けて幼稚園教育の資質向上に努めているところです。また、これは次年度に向けての取り組みですが、県の幼児教育連携体制推進事業というのがございまして、幼小接続アドバイザーを配置し、専門的な観点から支援体制を構築していくと、このような取り組みを検討しているところです。

◎下地信広君

ありがとうございました。引き続きよろしくお伺いしたいと思います。

次に、幼稚園の先生方が急に休んだ場合の対応について、教職員の確保は十分なのかお伺いします。つまり資格を持った職員、先生で対応しているのかどうか。

◎福祉部長（下地律子君）

令和元年度宮古島市立幼稚園の開園数は12園で、学級数は17となっております。配置職員の内訳でございますが、本務教職員が12人、臨時教職員が10人の計22人となっております。学級数より多い教職員の配置となっております。

◎下地信広君

この合計の22人で、じゃ対応は大丈夫ということですか。休んだ場合の対応も。

◎福祉部長（下地律子君）

職員が休暇の際の対応でございますが、教職員の休暇取得の際の代替補充教職員といたしまして、児童家庭課の幼稚園係のほうに1人現在配置をしております。3人募集をしているところではございますが、現在は1人の確保となっております。

◎下地信広君

ありがとうございます。

次に、教育行政についてお伺いいたします。幼児期の学びを小学校の学びにつなげる、あるいは小学校の学びを中学校につなげる、このつなぎの部分が大切だと思いますけど、カリキュラムがあればお伺いいたします。例えば小学校6年から中学に上がるときに、中学校の情報とか、言葉は悪いんですけど、落ちこぼれができないような対策とか、そういったのをしているのか。お互いまた中学校の先生が小学校6年来て何かやっているのか、そういったカリキュラムがあればお伺いしたいと思います。

◎教育長（宮國 博君）

これは、今まさに教育界が課題としているところの保幼小中のいわゆる接続の問題でございます。下地信広議員がただいまご質問いただきましたところの幼小接続ですね、それから小中連携、これは分けてそれぞれについて答弁したいと思います。2つですので、少し長くなるかもしれませんが、ひとつよろしくお伺いします。

まず、幼児教育において、近年の高度な情報社会により、社会の変化のスピードがますます速くなって、かつ予測不能になってきた状況において、20年後にも通用するようないわゆる力の基礎をどのように育むのが課題としております。そこでですね、文部科学省から幼稚園教育要領というのが出ました。それから、厚生労働省から保育所保育指針というのが出ました。内閣府から幼保連携型認定こども園教育・保育要領、この3つの法令が出まして、それが同時に改訂をされたところでございます。幼児教育によって育みたい資質、能力が知識、技能の基礎、思考力、判断力、表現力等の基礎、学びに向かう力、人間性等の3つに整理されたところであります。この3つの資質、能力は、小学校から高校までの子供たちに育む資質、能力の基礎となります。それぞれの接続をスムーズに行うために、幼児教育においては小学校接続へのアプローチカリキュラムが義務づけられました。また、小学校は、幼児教育で育んだ資質、能力を踏まえ、穏やかな小学校の教科学習への接続に向けてスタートカリキュラムの作成が必要になってきます。例

をとってお話ししましょう。少し長くなりますけど、勘弁してください。幼稚園卒園時の1月から3月、それから小学校入学時の4月から5月は幼小接続の大事な時期です。これまでの幼児教育の遊びを通した総合的な指導から小学校の教科の目標、内容に沿って選択された教材による指導には大きな学び方の違いがあります。適応できなかった児童が、小1プロブレムと我々と呼んでいるんですが、こういう問題に直面し、不登校にならないように、登校渋りにならないように、我々は保護者も含めた計画的な交流や連携がとても大切になってきます。円滑な接続。幼稚園、小学校が互いの子供の資質、能力を理解し、それに対応したカリキュラムを作成して、幼児期の学びを小学校に取り組みでいくという課題でございます。これは、幼小のつなぎでございます。

次に、小中連携です。小学校の学びがスムーズに中学校に接続できるように、小学校、中学校の学びを9年間で捉えたカリキュラムマネジメントと主体的、対話的で深い学びの授業の改善が必要です。例えば授業に向けての基本的なルール、これは小中で共通理解して作成した学習スタンダードの活用や小中で授業の研究会、お互いの学校をまたいだ乗り入れ授業などです。このように、新学習指導要領の目指す3つの資質、能力の育成に向けた小中連携の充実した取り組みによって、学力の向上はもちろん、中学校の入学時に適応できず、登校渋りなどにつながっている、いわゆる中1ギャップの改善にもつながるものとして、各中学校において小中連携の取り組みを今一生懸命推進しているところでございます。

◎下地信広君

大変力強い答弁をいただきまして、大変心強く思っております。後ほど会議録をゆっくり読みたいなと思います。ありがとうございました。

次に、皆さんのお手元にもこの資料を配付してありますけど、豊見氏親の墓碑についてお伺いしたいと思っております。昔、1450年ごろ、伊良部と平良の渡海に大フカ、サメですね、サメが出現し、人命を害していた。そのとき、豊見氏親は一身を捨てて先祖伝来の刀を抱き、小舟に乗り込み、サメと戦った。サメは退治したものの、自分も比屋地の浜で息途絶えてしまった。大フカを退治した刀は、今も豊見氏親の末裔である下地家に保管されているとのことですが、そこでお伺いいたします。この刀は、宮古島市の文化財となっているのか。余計なことかもしれませんが、この下地家は我々と全く関係ありませんので、よろしく願います。市長とも多分関係ないんじゃないかなと思っております。

◎生涯学習部長（下地 明君）

豊見氏親の墓碑についての宮古島市の文化財となっているのかという質問と、その刀のほうですね、お答えいたします。

下地信広議員ご指摘の豊見氏親にまつわる伝承関連文化財としては、刀剣及び古文書という旧伊良部町より宮古島市に引き継がれて、宮古島市指定有形文化財となっている文化財がございます。刀剣及び古文書につきましては、現在も豊見氏親の末裔である下地家に祭られており、門外不出ではありますが、古文書の写しなどを作成し、研究者へ広く公開をしております。なお、豊見氏親の墓碑につきましては、指定文化財には指定されておられません。

◎下地信広君

ありがとうございました。

この豊見氏親の墓碑とこの刀を何らかの形で観光に役立たせたいなと思っておりますけど、パンフレッ

トだったり、いろんなのがあると思うんだけど、そういった考えはないのかお伺いしたいと思います。

◎生涯学習部長（下地 明君）

観光に役立てることはできないかということの質問でございました。豊見氏親に関する件を観光に役立てることに關しては、刀劍及び古文書について宮古島市指定有形文化財となっておりますが、豊見氏親の末裔である下地家に祭られているということを先ほど申し上げました。一般のほうで公開されておられませんということですので、文化財としての周知を図る目的で、2012年3月、宮古島市教育委員会発行の「宮古島市が誇る宝「文化財」」の散策マップの中や、2017年3月に発刊した「綾道伊良部島コース」でも刀劍及び古文書について明記し、教育機関や観光関連機関へも配布し、周知を図っております。

◎下地信広君

ありがとうございました。今、牧山の上でこの墓碑があるんですけど、非常に見えにくいので、非常に草も生い茂ったりして、その看板とかをですね、設置やればもっと内地からも観光客もいっぱい見に来るんじゃないかなと思っていますので、ひとつ検討もお願いしたいと思っています。

次に、宮古島市総合体育館の建てかえに伴い、周辺の学びの森、宮古島市陸上競技場、宮古島市多目的前福運動場、野球場等、不足している器具を設置して宮古島市総合運動公園としての機能を持つ施設ができないか、構想があればお伺いいたします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

総合体育館と隣接する学びの森は、それぞれの機能を生かし市民に広く活用されており、今後もその機能を生かし利用を進めてまいりたいと考えております。隣接する位置に陸上競技場、多目的前福運動場、多目的屋内運動場、宮古島市民球場などがあることから、周辺一帯をスポーツ交流の拠点として互いの施設が有効に活用できるよう努めてまいります。

◎下地信広君

これからも市民が多く足を運ぶよう、よろしくお伺いしたいと思っています。

次に、3年後に県民体育大会が宮古島市で開催されますが、宮古島市陸上競技場に写真判定装置の購入はできないものかお伺いします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

3年後、令和4年に宮古島市で開催予定の県民体育大会に伴う写真判定機の導入については、機材価格が1,000万円以上と高額であることや、導入後の利用頻度や維持管理などを考えると、リース等での一時利用も念頭に入れながら、沖縄県や県体育協会及び市スポーツ協会などと調整していきたいと考えております。

◎下地信広君

私は、何百万円かなと考えていたら1,000万円。大変な高額な金額ですね。よろしくお伺いしたいと思います。

次に、クロスカントリー場についてお伺いいたします。このことは3月定例会でも取り上げましたが、「開設する方向で検討してまいります」と答弁しております。その後検討したのか、建設計画があればお伺いしたいと思います。

◎生涯学習部長（下地 明君）

本市には、実業団、大学など、毎年十数チームが合宿で来島しておりますが、新たなクロスカンントリー場の建設計画については現在ありません。教育委員会としては、四方を海に囲まれた海岸沿いや砂浜、そして用途は違いますが、既存の施設である植物園、カママ嶺公園、学びの森、憩いの森等を利用したトレーニング等ができないか、関係部署と調整していきたいと考えております。

◎下地信広君

このクロスカンントリー場はどうしてもこれは必要です。不可欠ですので、特に長距離の選手はですね、ぜひ実現可能な検討でお願いしたいなと思っております。これについては、ぜひとも市長、市長も考えていただきたいなと思っております。

次に、道路行政についてお伺いいたします。山中5号線の舗装整備について、大分前に要請したと聞いておりますが、時間が大分たっておりますけど、なぜ進まないのかお伺いしたいと思います。

◎建設部長（下地康教君）

平成25年3月に山中自治会より、市長の要望に沿って、再生アスファルト材を活用して市道の整備を行ってきております。しかし、緊急性であるとか、そういった箇所を優先的に整備をしてきておりまして、山中5号線の整備には現在至っていないということでありまして、当該路線の整備は令和2年度で整備をしていきたいというふうに考えております。

◎下地信広君

ありがとうございました。多分本人も聞いていると思うのでね、この山中部落の皆さんも、ぜひとも令和2年度にはちゃんとやってあげるように、そして何かあと2点ほども言ったみたいで、道路の水がたまっているという、そういった部分もありますので、あわせてお願いしたいと思っております。ありがとうございました。

次に、この高野部落の一周道路、県道83号線と県道243号線の3差路になったこのミラーが台風で飛ばされて、県道83号線から来る車が確認できない状態であります。これ早急に対応できないものかお伺いいたします。

◎建設部長（下地康教君）

高野集落東側の宮古島市一周道路と宮古空港から延びる県道が交差する丁字路でございます。これは、管理者である沖縄県宮古土木事務所維持管理班へ確認したところ、現在破損箇所のミラーは発注しており、年内には設置予定という回答を得ております。

◎下地信広君

年内ということで、大変ありがたいなと思っております。ありがとうございました。

一般質問は終わりますが、最後にですね、お願いと申しますか、要望を申し上げて終わりたいと思えます。実は、今の佐良浜の自治会の皆さん、ツカサンマを選びたいということで、いろいろと名簿を作成したいということで、住民代表の件でいろいろお願いされておりますが、個人情報ということでなかなか閲覧できない状態です。ただ、私は地域の伝統と文化を継承していくためにもぜひ自治会長が申請すれば名簿が一覧できるような、そういう特別な処置をお願いしたいなと思っておりますので、その部課長の皆さん、市長が最終的に判断すると思えますけど、ぜひともこれが閲覧できるようにご協力をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで下地信広君の質問は終了しました。

◎前里光健君

皆さん、こんにちは。9番、前里光健です。それでは、令和元年12月定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を一問一答にて行います。当局におかれましては、市民の皆様にはわかりやすい、丁寧なご説明、ご答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、市長の政治姿勢について伺います。小中学校給食費完全無償化、いわゆる学校給食費完全助成についてです。9月定例会で、市長は小中学校給食費無償化、学校給食費の完全助成実施について、「さらなる子育て支援、貧困対策の充実を図るため、検討している。新年度に向けて議会に上程し、承認が得られれば4月から実施したいと考えている」と前向きな答弁がございました。以上を踏まえて伺います。小中学校給食費完全無償化実施について、市長の見解を改めて伺います。

◎市長（下地敏彦君）

学校給食費については、平成29年度から実施しています半額助成、これをさらなる子育て支援、貧困対策の拡充を図るため、新年度から全額助成を実施する考えです。

◎前里光健君

市長、ありがとうございます。

沖縄県がことしの3月、沖縄県の第10回県民意識調査を実施し、報告書を発表しております。こちらは、報道でご承知の方も多くおられると思いますが、その結果ですね、沖縄県民が沖縄県に重点的に取り組んでいただきたい施策、1位は子供の貧困対策推進であります。42.1%でありました。次に、2位は米軍基地問題の解決促進、26.2%、3位は魅力ある観光誘致の形成、26.1%でありました。1位、子供の貧困問題に対する県民の危機感が浮き彫りになりました。宮古島市においても深刻な問題であります。下地敏彦市長は、この問題解決に向けてさらに真正面から取り組むということになります。意義深い政策となります。ほかにも大きなメリットがございます。子育て支援、そして教育現場の働き方改革、そして人口減少対策などあります。さらに、来年度は、市長は保育園の副食費の全額助成も実施に向けて検討されているということでもありますので、小中学校給食費完全無償化ですね、また実施も同時に進められますと全国的にも先進的な取り組みが進められます。そして、この事業が実施されれば、次年度から子育て世代はふえると、人口増加につながると私は考えてはおります。先ほど午前中にですね、我如古三雄議員の質問にも「公約実現に向けて邁進する」というふうに答弁されております。来年3月定例会承認を得た後に小中学校給食費完全無償化、さらには保育園副食費の全額助成、さらなる推進をよろしくお願いいたします。それらについては以上です。

次に、教育行政についてです。先ほどと関連しますが、小中学校給食費完全無償化について、次年度に向けて小中学校給食費完全無償化が検討されておりますが、先ほど市長にご見解を述べていただきました。次に、小中学校、この無償化について、教育委員会、教育長のご見解を伺いたいと存じます。よろしく申し上げます。

◎教育長（宮國 博君）

給食費の完全無償化の視点からの教育委員会の見解でございますが、本市には就学援助が必要な児童生

徒が多数おります。現在、率にして2割5分ほどの子供たちが、生徒が就学援助を受けております。しかしながら、周知をもっと徹底していけば、ほかにもまだまだいるものと思われま。無償化が実現すれば、そのような家庭の経済的負担がたくさん軽減されて、子育てしやすい環境の向上につながると考えております。また、学校で現在給食費の徴収業務を行っているわけなんです、これは無償化されますと事務負担が非常に軽減されて、児童生徒と向き合う時間がふえるなど、教職員本来の役割に力を注ぐことができると、このようなことも考えております。並んで、給食調理場においては、給食費が公費で賄われることから、災害時の品薄状態による青果物等ですね、ほかの食材もたくさんありますけれども、こういうふうな値段の高騰への対応などに食材費の健全化が図られると、こういうふうなことですね、そのようなことから年間を通して一層学校給食摂取基準を考慮した給食メニューの充実が図られると、このように大変期待をしているところでございます。

◎前里光健君

ご答弁いただきました。

次に、次年度給食費が無償化が実施された場合、全国的にも先駆けた実施となりますが、施策となりますが、この意義を児童または生徒初め、保護者に伝えていくというような必要があると考えております。今現在どのような取り組みを検討されているのか、その件についてお尋ねいたします。

◎教育長（宮國 博君）

給食費が無償化された場合、市の負担は約2億7,300万円になります。そのような大きな金額を投じるわけでありますから、教育的意義、趣旨は、児童生徒や保護者を初め、市民にしっかりと伝えていく必要があると考えております。個別具体的にはどういう形で市民あるいは保護者、あるいは児童生徒に伝えるかというふうなことになるわけですが、これにつきましては新年度からの取り組みとして私どものほうでしっかり考えて、この学校給食費というのは責任を持って行政のほうでやっているんだというふうなことをしっかりと周知していきたいと思っております。学校における給食をするという場面においては、食育という部分が非常に大事になってきますので、その辺からの取り組みもしっかりとやっていくと、こういうことになると思います。

◎前里光健君

ありがとうございます。新年度から取り組みを考えていくということですが、責任を持って行政で進めるということでもあります。また、最後に教育長、食育のお話をされました。ありがとうございます。実は、ことし、平成31年3月、宮古島市のほうでも、こちらはみゃーく食育プランというものがつくられております。私も食育に関して進めていただきたいという思いがありましたので、このことをご紹介させていただくんですけども、第2次宮古島市食育・地産地消推進計画ということでもあります。食育に関しては、ことし3月にこのように農林水産部のほうで作成されて、また横断的に進められているというふうなこちらのほうには書かれております。現在も食育に関してしっかり取り組まれてはいるんですけど、この教育委員会が食育に対するさらなる取り組みの強化が、これは横断的にですね、この計画の中には水産課、畜産課、農政課、児童家庭課、国民健康保険課、組織横断し、またほかの関係、JAとかですね、企業との連携も行ってはおりますが、市が一体となって食育に対しての意識向上をさらに図っていただきますようお願いを申し上げます。こちらについては以上です。

次に、小中一貫校についてであります。本市では初めての小中一貫校、愛称で結の橋学園が開校し、約半年が経過しました。以上を踏まえて伺いますが、全国的に小中一貫校の設置が進んでいます。設置が進められているのにはメリットがあるためと考えられますが、小中一貫校のメリットについてどのようなものがあるのか伺います。

◎教育長（宮國 博君）

文部科学省では、中学生の不登校出現率の減少、学力の向上、児童生徒の規範意識の向上、異年齢集団での活動による自尊感情の高まり、教職員の児童生徒理解や指導方法改善意欲の高まりなどの意識面の変化といった結果が得られているという成果を公表しております。本市において、小中連携の推進については、平成29年に策定された第2次宮古島市教育ビジョンの重点施策として掲げており、義務教育9年間を通じた子供たちに必要な資質、能力を育むこと、確かな学力を向上することが期待できると、私どもはこの一貫校のメリットを考えているところでございます。

◎前里光健君

ありがとうございます。

その上でなんですが、次の質問に移りますけれども、児童生徒数の減少がある中で学校の統廃合を進める中で小中一貫校の設置というイメージがあったかと思います。それは、結の橋学園も4校を1つにまとめる流れの際に反対する方も多かったと思います。その状況下の中で出された案が小中一貫校と。また、プラスですけれども、今現在は池間、狩俣、西辺、北部地域の小中学校の統合へ向けて回った説明会とか、そういった中でこの小中一貫校というキーワードが出されていると、出ているということでもあります。イメージの中でですが、捉え方として、児童生徒の減少による学校統廃合、小中一貫校というイメージがあります。その中で、今先ほどメリットのほうをお伝えいただいたんですけども、先ほどのメリットがあるから進められてきたという理解だと私は考えております。小中一貫校イコール統廃合という形で、その中で進められたわけではないと。

そこでですが、逆に言えば、児童生徒数がふえている地域においてそういった小中一貫校の設置が可能なのかどうか、その件に関してお尋ねいたします。

◎教育長（宮國 博君）

これまで我々が学校規模適正化を進めてきました。その中においては、伊良部島の結の橋学園のように非常に大きくクローズアップをされて、あるいはそのシンボリックになっているんですが、実は学校制度の中で、現在の日本の学校制度の中では6・3・3・4・2の制度になっていますよね、教育制度というのは。その中において、義務教育はいわゆる6・3になっているわけなんです。これの制度疲労が今日的に出てきているというような考えがあるわけなんです。そこで、国としては、この6・3の9年間を見通した教育課程を組むようにというような指導等も入っているわけなんです。一番顕著な例としては、9年間を1つの学校として見ましょねと。いわゆる小学校、中学校という分け方ではなくしてですね。これを義務教育学校という、こういうふうな呼び方をしておりますが、新しい学校制度も入れてきているわけなんです。ですから、今我々がこの9年間を見通したカリキュラムの設定だというふうなのを声高に言っているのは、先ほど下地信広議員も質問にされていたように9年間を見通したところのいわゆるつなぎの教育課程表、これを構築していこうじゃないかと、こういうふうな大きな流れがございまして、我々今一貫

校にはしない、してはいいないけれども、小中連携というのを強く打ち出して今取り組んでいるところでございます。ですから、決して人数が少ないから一貫校にしましたよとかいう話ではないんです、これは。ですから、小中連携の形をよく前里光健議員も議会のほうもご理解をいただいて、大きくてもちゃんと一貫校、いわゆる9年間の教科という訓練、子供たちを教育できると、しなきゃならないと、こういう認識を共有していただきたいと、このように思っています。

◎教育部長（下地信男君）

先ほど教育長が話したとおり、もう学校規模適正化の中でしか、一貫校という話はなくて、前里光健議員は新たな展開の中で話をされていますけれども、今後こういう学校規模適正化を進める以外の学校でも一貫校の設置は可能かという話ですよ。これは、地域からの要望があれば、もう十分に検討する必要がありますと考えております。ただ、小中一貫校の形態というのがですね、結の橋学園のように小中学校一緒に施設にするという施設一体型、それから隣接する小中学校がそれぞれその校舎を活用しながら運営を、同じ方向に向けて教育活動を行うという施設隣接型、それからもう一つは離れた場所にある学校だけでも、一貫した教育を行う施設分離型というのがありますので、そういうどういった形にするかということを検討するとともにですね、例えば一貫校の形態によっては、特に一体型の施設はもうかなり施設の建設に多額の費用を要するということもありますので、そういうふうに設置するに当たってはいろんな面から検討していく必要があるというふうに思います。

◎前里光健君

答弁いただきましたけれども、今地元の要望があれば進められるということも、これは学校規模適正化、そこではなくて、要望があればできるということと、あとまた義務教育学校ですね、義務教育学校というものがあるということとありますが、こちらも例えば地元のほうからこのように声が上がって、勉強が進んで、合意形成が図られた中において、もし提案が勉強会など、説明会などがありますけれども、そういった中で合意がとれば、今先ほど申し上げた生徒数がふえるような環境下においても可能だということだと思いますけど、もう一度その点に関して確認をお願いします。

◎教育長（宮國 博君）

前里光健議員ね、今結の橋学園というのが統合した学校として一貫校ですよとでき上がっているものだから、統合しないと一貫校できないのかねと皆さん思っているわけなんです。だから、いわゆる前里光健議員がおっしゃるところのマイナスイメージで捉えている部分があるよねというお話でございますけど、そういうことではなくて、例えば現存する学校、例えば前里光健議員のご出身地の鏡原ですね、非常に隣接していますね。そこを一貫校として我々これから取り組んでいきたいと思いますとなつたらばですね、その方針が決まれば、例えば小学校の体育館、中学校の体育館を1つの学校として使いましょうねと、そうすれば中学校と小学校の体育館もプラスして、プラスしてというのか、形として一緒に使いましょうとか、あるいは運動場もそうしましょうとか、あるいは施設も新しく作り変えれば、連結型の学校にしていきたいと思いますねと、要するに教育課程が1つに9年間を見通した形をつくらうと、こういうことなんでございますので、決して数が多いとか少ないとかいう話ではなくて、学校の形態をどのようにして形を整えていくかというふうなのがこの私どもが言っている一貫校であり、学校の施設の整備なんです。ちょっとその辺をご理解いただいて、これからも一貫校でやっていくという地域等々がございましたら、私ども教育委

員会とご相談をいただきたいと。私としては大賛成でありますから、よろしく申し上げます。

◎前里光健君

ありがとうございます。やはり今の段階ではマイナスのイメージもそういう部分でクローズアップされてきて、学校規模適正化の中で出てきたキーワード、そこで進められている中での一貫校ではありましたが、今現在結の橋学園も設置されました。ただ、必ずしも児童生徒が減少する中でつくられるものではなく、今現存する既存の学校でもこういう希望があれば一貫校を目指せるというご答弁だったということでもありますので、今ご紹介もいただきました地元のほうでの小中学校ございますけれども、やはりいろいろ以前もご質問させていただきました。体育館の問題。一番古い、35年経過したコンクリート型の体育館、こちらの改修とかですね、こちらの建てかえも喫緊の課題だというふうに思っております。こちらは地元のほうであります。また宮古島市全体的に考えますと、そこ以外の学校においてもそれが可能だということに理解をしております。ありがとうございます。

そして、次の質問になりますが、結の橋学園が開校して半年以上が経過し、さまざまな検証が進められてきていると考えております。現状確認されている成果や課題、現場からの声、こちらは補足ではありませんが、小中一貫校の検証というのは長期間かけて行われていくものなので、それは重々承知の上であります。しかしながら、短期的な調査というものも必要かと思っておりますので、その視点から、今現在の状況、経過をお尋ねいたします。お聞かせください。

◎教育部長（下地信男君）

結の橋学園の成果といいますか、課題です。前里光健議員ご指摘のとおり、開校してまだ8カ月という短い期間で全てを検証するというわけにはいきませんが、学校長からは少しずつ成果や課題が見えてきたという報告がありました。せんだって11月に行われました定例委員会で、結の橋学園の学校長が教育委員会委員の皆さん方に報告したことを踏まえてお答えします。

これまでの成果として、真新しい校舎、それから教室、体育館での学習環境は、児童生徒が無条件に喜んでおります。学習や多方面での意欲、向上心、あるいはチャレンジ精神の喚起に大きな効果がある。それから、開校前に取り組んでいた学校間、あるいは学年間の交流事業や児童生徒間の関係性はとてもよくて、お互いにいいライバル関係を保ちつつ相乗効果を出し合っていると。小中学生が1つの施設で学ぶことで、中1ギャップの解消、異学年交流、児童生徒会の活発化が図られていることなどがありました。また、スクールバスの効果的な運用によって、児童生徒の体験的な活動が充実してきているということが挙げられます。一方で、これまで課題としましては、小中一貫として行事や年間の計画は常に整合性を図らなければならないということで、その整合性を保つための十分な検討時間や対策ができていないと。それから、地域に開かれた教育課程を推進していく時間的余裕がないと。また、地域柄、地域との行事は全て学校との絡みの中で行われているということなどがあって、その調整がかなり難しい部分があるということも話されておりました。それから、先生方がですね、小中一貫してやりますので、先生方の免許ができたから小中学校両方の免許を持っている先生方がいたらいいなということも話されておりました。

◎前里光健君

ありがとうございます。

チャレンジ精神の喚起であったり、また相乗効果、これは児童生徒数がふえて、その中での交流だとい

うふうに考えております。また、課題も出てきているというふうな答弁でありますけれども、今課題の中で1つ気になる点が小中学校の免許が必要であるという課題、これはなぜかという点についてお聞かせいただけますでしょうか。

◎教育長（宮國 博君）

教員の免許は、小学校、中学校それぞれ違いまして、それから高校あるんですが、両方持っている人もいます。小学校、中学校、それから高校とか免許を持っている人とかですね。これ教員の免許を取得する制度がそうだったんです。昔は。それで、最近ですね、義務教育学校という制度を文部科学省が作りました。そして、またそこに小学校から中学校の生徒がいるわけです。ですから、義務教育学校の先生の免許というのが新たに議論になりまして、そこで免許の与え方を新しい制度として取り上げたということでございます。今、それで義務教育学校は免許がない先生方はどうするかという話になるわけです、一貫校になったときには。中学校は中学校、小学校は小学校という形の免許で入るわけです。それを学校長としては、小学校も中学校も両方免許を持っておれば、中学校へ行ったり、小学校へ行ったりするのが非常に教科間の連携、学年間の連携というのが密になるというふうなことで、そういう期待をしていると、このようなことでございます。

◎前里光健君

ありがとうございます。学年間の連携もしっかりとれるということでもあります。これは、学力向上にもつながっていくものなんだというふうに理解しておりますけれども、ありがとうございます。

これはですね、この次の質問というのはもう先ほどご答弁いただいております。先ほど今の質問というのは、次の質問というのはですね、小中一貫校とかですね、こういった今おっしゃっていた義務教育学校についてどのように進めていくのかという話を質問しようと思ったんですが、地元の要望ということでありました。

また、結の橋学園が開校してまだ8カ月であります、1年経過しますとまたいろいろと報告も上がってくるかと思しますので、また来年の6月以降改めて質問させていただきたいというふうに考えております。それについては以上であります。

次に、小中学校の部活動指導方針について伺います。ことし宮古島市教育委員会が宮古島市スポーツ少年団等のあり方に関する方針と、宮古島市中学校部活動のあり方に関する方針を示しました。以上を踏まえて伺いますが、この方針を示すに至った経緯をご説明願います。

◎教育長（宮國 博君）

中学校におけるところの部活動、小学校におけるところのスポーツ活動、それから文化的活動、これは学校教育または社会教育の一環として、児童生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、児童生徒の学びの場として教育的意義の高い活動です。しかしながら、行き過ぎた活動は児童生徒にさまざまな弊害を生む可能性があります。全国的に勝利至上主義のもと、過度な練習や指導者の体罰、暴言等や顧問となる教師の長時間労働などが社会問題となり、改善が求められています。宮古島市においても、中学校の部活動や小学校におけるスポーツチーム、文化活動団体の活動において、練習の長時間化、適切な休養日を伴わない行き過ぎた活動などが児童生徒、指導者の大きな負担になっているなどの課題があります。この

ような実情を踏まえ、本市教育委員会においても平成30年3月にスポーツ庁より提言された運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン、それから沖縄県教育委員会運動部活動の在り方に関する方針のっとり、児童生徒の健康、安全の確保、バランスのとれた心身の成長のために最適な環境づくりへの取り組み、持続可能な部活動等のあり方について検討し、速やかに回復に取り組む必要があると考え、このような方針を策定したと、こういうことでございます。

◎前里光健君

こちらは、今まで社会的な問題になってきた長時間労働であったり、体罰であったり、いろいろな課題が見えてくる中で、スポーツ庁のほうで平成30年3月ガイドラインを出しましたということで、実は私もガイドラインをしっかり読ませていただいております。また、これは沖縄県の資料も、方針も読ませていただきました。また、宮古島市のことし出された方針も読ませていただいております。

これはですね、次の質問ちょっとわかりにくいんですけども、以前の方針から大きな変更点はありませんかということではありますが、これ以前方針がほかにもあったのかなと思っているんですが、こういった方針以前はなかったということでもあります。以前はなかったということで、もうこちら読み込みますとかなりいろいろ厳格に制限されているところ、方針も含めて細かくあります。そして、この中で、今回お尋ねしたい点がありますけれども、時間の制限も設けておられます。その中で、保護者のほうからなぜ時間の制限を設けたのか。あるいは、教育現場からはですね、例えば特色ある部活動、文化活動が強いというような学校があると思います。そこには恐らく保護者からの声が寄せられて、それからまた教育委員会に学校現場からも上がってきているのではないかと思います。この時間制限、これはこの制限がされたのはなぜかと質問が上がったのであれば、教育委員会はどのように答えているのか、その点に関してお答え願います。

◎教育部長（下地信男君）

小学校のスポーツ少年団、あるいは中学校の部活動においても、やっぱり具体的にこの活動内容について、あるいは活動休養日も含めてですね、具体的に周知するためにしっかり明記をしております。活動時間の基準をですね。やっぱり先ほどこの指針をつくるきっかけになったといいますか、勝利至上主義というのが本当に部活を展開する中であった、それがいろんな面で子供たちに大きな影響としてのしかかっていたという部分がありますので、やっぱり活動時間をですね、きっちり勝利至上主義から子供たちの健やかな、健康というところに目標を変えていくためにやっぱり活動時間を見直すべきだということで、余りにも練習、あるいは試合に没頭し過ぎる環境を改善しようということでやったつもりです。指導者がそういう指導をしていく背景には、やっぱり保護者の皆さん方のそういう思いがあるということで、やっぱり家庭にもある程度の練習時間はとどめ置いて、家庭での生活時間、あるいは勉強、家庭学習ですね、そういうことにもしっかり取り組んでもらうことが子供の健やかな成長につながるという部分を指針でこのような形で盛り込んでいるところです。

◎前里光健君

部活動の時間を制限されたのは、勝利至上主義というような部分に走っていくような部分があるということで時間を制限すると。実は、私はこの時間の制限というものに関しては同意をします。それはですね、時間制限をすることによってですね、ネガティブに捉えられる部分もあるかもしれませんが、これ

は練習時間がなくて結果が残せないとか、今おっしゃった勝利至上の部分であればそういった部分の声も上がってくるかと思います。しかしながら、子供たちがこの限られた時間の中で計画を立てて、そして目標に向かって自分たちみずから練習を決めたりという、どういう活動をしていこうかというのは、これスキルと、自分たちの後々将来にわたって身につくスキルの一つになると私は考えております。ですから、これを制限されたというのはとても意義深いものなんだろうと私は思いますし、今教育長、先ほど答弁いたしましたけれども、こちらに関して言えばですが、やはり周知がされていないんですね。令和元年、ことしつくられたというところでもあります。でも、先ほど教育長も答弁いただいておりますし、私も勉強しましたところ、やはりスポーツ庁が方針を出して、そして沖縄県も方針を出す、そしてその流れの中で宮古島市も方針を出すということで、これはもう全国的にされているものなんだという認識であります。

そして、次の質問なんですけれども、部活動のこのクラブ活動に係る保険加入ですね、このようなことの保険加入というのはどのような状況になっているのかお伺いいたします。

◎教育部長（下地信男君）

保険の話の前に、周知がなされていないという話がありましたけれども、これ平成30年度に指針を策定して、学校長の皆さんから意見をまた取り入れて、この指針が策定した後には指導者の皆さん方にもこの趣旨をお集まりいただいて話しているところです。中学校については、部活動になりますので、学校長を通して周知を図っているということです。ただ、やはり小学校の部分ですね、小学校は学校外活動ということで、もう指導者の皆さん方が主となって取り組んでいるということがありまして、その辺の周知というのが今後の課題になっていくということで、今後しっかり取り組んでまいります。

それから、保険につきまして、中学生の部活動は教育課程の中に位置づけられておりまして、もう学校の中の活動の一環ということで、日本スポーツ振興共済保険制度に全生徒が加入しています。小学校のスポーツチームは、学校外の活動ということで、この保険の対象にはならないということで、おのおのチームが自分の責任で保険に加入しているという状況でございます。ちなみに、小学校のスポーツチームは、この指針に基づき、教育委員会にクラブを設置したら登録することになっておりますので、そういったチームはもう全てスポーツ安全保険に加入しているという状況でございます。

◎前里光健君

中学校は部活動に当たるので、保険が適用されて、小学校は、スポーツ活動でありますから、こちらは各自おのおのその指導者が責任を持って加入を勧めて、その届け出は教育委員会に出されていると、それは全てもうできているということでもあります。ありがとうございました。この保険に関してどういうふうになされているのかということでの問い合わせもありましたので、ここで聞かせていただきました。

次に移りますが、近年ですね、教育現場における働き方改革の一環として、民間から部活動指導員の導入も始まってきています。本市における民間からの部活動指導員導入の今後の拡充について、教育委員会の考えを伺います。

◎教育部長（下地信男君）

部活動指導員について、平成29年度に学校教育法施行規則の改正がありまして、その中で部活動指導員が制度化されております。この部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事するほか、学校外での活動の引率や部活動の管理、運営等の業務をすること

になっておりまして、教員の働き方改革の一助になるのではないかと認識しております。部活動指導員の任用に当たりましては、学校教育に理解があり、生徒に適切な指導ができる者、それから教育現場にふさわしい人格と意識を持った者、技術などにおいて専門的な指導ができる者、それから学校長の指揮、命令のもとで勤務するという要件が求められています。今後市内各中学校長の声や意見を踏まえまして、指導員の導入については検討してまいりたいと考えております。

◎前里光健君

またこちらもいろいろメリットがあるので、進めていくということでありましてけれども、まず一応ですね、また確認をしたいと思いますが、こちらの方針、今先ほど教育部長、周知に対しては行っているというようなご答弁いただいております。そして、小学校に関して言えば、保険の兼ね合い、こちらに関してはまだまだこれからだというようなお話だったと思います。この点に関してなんですけれども、ちょっとスポーツ庁のですね、部活動のあり方に関する総合的なガイドラインというものがございまして。その一部を読み上げさせていただきたいと思います。前文のほうの一部であります、「今日においては、社会、経済の変化等により、教育等のかかわる課題が複雑化、多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題がふえている。とりわけ少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。将来においても、全国の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質、教育を育む基盤として、運動部活動を維持可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動、スポーツを行うことができるよう、速やかに運動部活動のあり方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある」ということで、スポーツ庁が平成30年3月に出されております。そして、それに基づいてこのガイドラインも、指針も教育委員会も出されておりますが、私に寄せられる声はですね、実は周知、もしそれであればこれまでにない大改革です。これは、もうスポーツ庁が認めております。教育長も認められていると思うし、教育部長も答弁。であればですね、教育委員会が記者会見とかですね、開いて、それぐらい周知を図っていく。これは学校現場のみに任せるのではなくて、学校現場の校長先生が周知を図っていくということだけではなくて、もうこのような国全体で方針が変わったんですと、だから沖縄県も変えて、宮古島市も変えて、そしてこの現場も変えていかなければいけないんだというような取り組み、この周知をどのように図っていくのか、これからですけれども、私はこれしっかり取り組んでいただきたいという思いがありますから、この件に関してご答弁をお願いします。

◎教育長（宮國 博君）

これは、大変厳しいご指摘でございます。おっしゃるとおりでございます。私どもこの指針をつくったときに、記者発表の形で市民に出そうかというような話も出ましたけれども、取材陣来てくれまして、マスコミが。実は大きく新聞には出たんです。しかし、それをしっかり市民の皆さん方がお読みになったかどうかというのはわかりませんが、改めてですね、前里光健議員の今おっしゃったような形をとってマスコミの皆さん方をお願いして、市民に広く周知をしていくということでございます。生涯にわたるスポーツを子供たちが楽しむというのか、やっていると形ですね、強いものをつくることと学校の部活動は違うんですよというふうなことを強く訴えたいと、このように思っております。

◎前里光健君

ありがとうございます。こちらに関しては、また周知徹底を行っていただきたいというのとですね、教育長、宮古島市の教育に関してはICT、そういったインターネットの技術、情報通信技術、こういった分野においても先んじて全国的に進められております。しかしながら、私も検索をしましたが、インターネットにこの指針が載っているわけではありません。こちらの指針もですね、しっかりと掲載をしていただきたいというふうに考えております。また、もし可能であれば、その記者会見ですね、動画を教育委員会で撮って、私はユーチューブに上げてですね、広くこれがシェアできるように、それぐらい周知を図ってできるように取り組んでいただければというふうに、これは希望させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

これは、次の質問にかかわってまいります。ICT支援員についてでございます。去る10月28日に文教社会委員会メンバーとともに南小学校を訪れ、電子黒板を利用した授業の視察を行いました。私は総務財政委員会ではございますが、文教社会委員会の皆様とともに視察をすることをお願いしたところ、快く受けていただいて、私も同行することができました。小学校3年生の算数の授業を視察をさせていただきました。これは、議長の許可を得て今お示しをさせていただきたいと思っております。この写真の中央にある黒い枠の部分、こちらが電子黒板であります。その電子黒板に向かっている子供たちが今4人いますが、この計算を電子黒板に向かっ、ペンを使ってですけど、直接答えを書き込んでいるというところでもあります。そして、裏のほうでは、裏面ですけども、こちらは電子黒板に向かっ先生が直接記入をし、そしていろいろと線を引いてもですね、少し直線を引こうと思っても人の手ではしっかりと引けません、これも電子黒板で修正をしていただけると、修正できるというような機能もついているので、とてもこれからの時代に即した授業だというふうに私も認識をしているところでもあります。それを踏まえてですが、この授業の中でも機器に関する不備がございました。それに対して素早く対応したのがICT支援員であります。この授業の中でもスムーズに授業が展開できる。このサポートにはやはりICT支援員が不可欠であるというふうに私は考えております。現在、私も確認しましたが、支援員は2名ですね。私は、これ以前にも議会でも取り上げさせていただきましたが、やはり今の状態では少ないんじゃないかということで、またふやしていただきたいと。設置している小中学校30校に対して2名ということでもあります。

そして、質問に移りますが、ICT支援員は2名配置しておられますが、その増員に向けてどのような取り組みをされているのか伺います。

◎教育部長（下地信男君）

ICT支援員の増員に向けてということですが、前里光健議員ご指摘のとおり、全校を対象にして2名のみの配置であります。今年度教育委員会としては、学校ICT環境の整備を今進めているところでもあります。今年度電子黒板の全校導入、それから新学習指導要領が次年度実施を控えております。情報処理能力が今やもう言語能力と同じように重要な能力であるというふうなうたわれている学習指導要領が実施されると、学校現場では、もうICT機器の活用機会がさらにふえてきて、ご指摘のとおり支援員をやっぱりふやしていく必要があると思っております。このことについて、宮古島市教育情報化推進計画、これは平成30年度に策定しましたけども、その中では計画的に人員確保をしていこうという計画になっております。令和3年度で3名、令和4年度には4名、最終的には7名まで確保していこうという計画になっておりますけども、今の学校からのニーズには到底そういう計画ではちょっと待てないというか、対応できな

いということに、そういった現状に鑑みまして、計画を今前倒しで進めていこうということを検討しているところ です。

◎前里光健君

ありがとうございます。ICT支援員については、前倒しでこの計画ですね、前倒しで進めて増員を図っていくということですが、このICTの活用の充実を図るためにその目標値、今先ほどは30校に対しての2人というようにお話をさせていただきましたけれども、目標値、何校にどれぐらいというような、そういう目標値みたいなものを設定されているということによろしいでしょうか。

◎教育部長（下地信男君）

文部科学省は、ICT支援員の目標値を4校に1名ということに定めておりますので、宮古島市の小中学校28校あります。ということは、7名ということになります。先ほどの市の教育情報化推進計画には、最終的には7名ということですので、ちょっと前倒しで急ぎ7名を到達できるように、確保できるように努力していく必要があると考えております。

◎前里光健君

ありがとうございます。今教育部長28校という話でありましたが、私も校数、何校ですかというふうに今聞き取りをさせていただいて、そのときは30校というふうにお答えをいただいたので、聞き取りの際にですね、30校という数字を出させていただきました。今28校の中で2名というような形で、こちらも取り組んでいくということですが、ICT支援員がふえづらい要因と、次の質問になりますが、給与面や契約が単年度であることなど、雇用条件面のほうがネックになっているという声がありました。私も視察後、関係者と話をする場において、給与の面、契約の面がネックではないかと、要するに人が足りないということで、問題は何かということでお尋ねをさせていただきましたが、この現状の改善に向けてどのような取り組みをされているのか、その点に関して伺います。

◎教育部長（下地信男君）

ICT支援員のふえづらいというんですか、確保しづらい要因ということですが、おっしゃるとおり給与面、待遇面の課題もありますけども、その前に島内においてICTの専門知識を持った方、あるいは学校で活用できるスキルを持った方が少ないといえますか、人材が不足しているということが大きな要因だと思います。もちろん待遇面もあります。市に雇用するわけですから、他の職員との均衡等をいろいろ考慮するとやっぱりどうしても給与面で、賃金面で低くならざるを得ないというところがあって、人材を継続して雇用することが難しい状況にあります。もう一つは、社会的にコンピューター化、いろんな企業の中でICT化が進んでいくと、そういった人々を奪い合うと言ったらおかしいですけども、やっぱり確保するためにはいろんな手を使ってくる企業もいらっしゃいますので、なかなか難しいという状況があります。そこで今考えているのが、ICT支援員という学校現場の支援員を外部委託しようではないかと、それからやはり雇用形態に見合った報酬制度を導入していく必要があるのではないか等々について今検討しているというところでございます。

◎前里光健君

ありがとうございます。やはりスキルを持った人材というのはほかのあらゆるICTにかかわる業務に携わろうとするということで、定着が難しいという部分、そもそもそのスキルを持った方々が島内には少

ないという答弁であったと思います。それです、改善というか、今回上程されている議案第117号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてがありますけれども、こちらも議案が可決されれば幾ばかりか待遇面ですね、改善に向かうのではないかというふうには考えておりますし、また今教育部長はICT支援員の外部委託という答弁もいただいております。

例えばですね、次の質問であります、ICT支援員になるために必要な資格というものも何か宮古島市は設けているのか、その点に関して伺います。

◎教育部長（下地信男君）

ICT支援員になるための必要な資格ということですが、特別な資格はございません。今2名のICT支援員がおりますけれども、そのうち1人は平成23年度から、これは下地中学校で展開した総務省のフューチャースクール事業のときから雇用している職員でありまして、この間に学校のサポートをしながらいろいろ経験と知識を重ねてこられた方です。大変知識の豊富な方ですので、お願いしているということです。もう一人は、今年度採用になりますけれども、今一生懸命もう一人のベテランの方からいろいろサポートを受けながらですね、そのノウハウをしっかりと学んでいる方でございます。そういう形で、特に資格はありませんけれども、ちょっと現場に対応できるような力を今身につけさせるように育てているというところでございます。

◎前里光健君

次の質問に移りますが、今後数年間かけてタブレットPCを各小中学校に整備していくということが決まっておりますが、今後の導入計画について見解を求めます。

◎教育部長（下地信男君）

学校へのタブレットパソコンの導入につきまして、市の教育情報化推進計画では1学校につき3クラスに1クラス分という形で、おおむね1台当たり3人の児童生徒が利用できるような環境を目指しております。最終的には、この費用をどう捻出するかという課題がありますけれども、その目標に向けてしっかり取り組んでまいります。

◎前里光健君

ありがとうございます。導入に向けて取り組んでいくということでもあります。

こちら提案になります。ご承知かと思いますが、ICT支援員の採用に向けてでありますけれども、やはり今答弁いただいたようにこれから重要性を増す支援員の体制強化は重要であるというふうに考えておりますが、地域おこし協力隊という制度がございます。ご承知だと思いますけれども、宮古島市でも地域おこし協力隊は現在3名採用されております。今現在、全国で地域おこし協力隊というのは5,000名配置をされていると言われております。年間ですね。その中で、政府はさらにプラス3,000名、4年以内では、4年後には合計8,000名まで地域おこし協力隊をふやしていきたいと、配置を目指すということでもあります。この地域おこし協力隊というのは、地域の課題を解決する、また支援していくという制度であります。先ほど外部委託のお話もありましたけれども、この地域おこし協力隊という制度を使って見て、試みてもいいのではないかと一つの提案であります。久米島のほうでも地域おこし協力隊の配置が進んでおりまして、今現在18名配置されております。昨年に関しては19名。1人減っていますけれども、このように人数的に言えば拡大することができます。私も総務省の関係者から聞きましたけれども、1自治体に、最大

ですけれども、50名ぐらいは配置できるということを話しておりました。これはマックスでありますけれども、その取り組みができるかどうかは今後ご検討いただいて。また、さらに給与の部分ですけれども、これは特別交付税で処置されますので、こちらに戻ってくるというようなことでありますから、ぜひICT支援員増員に向けて、こちらは地域おこし協力隊の制度を使った求人を試みてはいかがでしょうかという提案をさせていただきます。

済みません、時間がありませんので。質問は以上となっておりますけれども、政府は全国の小中学校全ての児童生徒が1人1台の状況でパソコンやタブレット型端末を使える環境を令和5年度、2023年度までに整備するための政策を経済対策に盛り込んでおります。学習へのICT、情報通信技術の活用が世界に比べておけていることの改善、また地域格差の是正を狙ったということでもあります。政府はですね、12月9日、令和元年度補正予算に人工知能、AIや次世代通信規格5Gの導入を進め、経済成長を目指すデジタルニューディールの関連予算として9,550億円を計上しております。その方針を固めたということですが、学校のICT支援化に2,318億円、そしてポスト5Gを見据えた情報通信基盤強化には1,100億円盛り込むとしております。この政府の方針からも、今後学校のICT教育の本格化に向けて本腰を入れているということがわかるかと思えます。宮古島市は、これまでフューチャースクール、ICTドリームスクール実践モデルと、またさらにはスマートスクール・プラットフォーム事業、総務省の実証事業等これまで進めておりますので、ICTに関してはかなりもう全国的にも進んでおられます。その中で、私の見解ですが、インターネットリテラシー教育というのが私は重要だと考えております。皆様のところでの情報モラル教育という部分に当たるかと思えますけれども、教師や児童生徒だけではなく、私たちも常に学んでいかなければならないと考えておりますし、またインターネットの世界は、情報社会は急速に変化をしていきます。学校現場だけではなくて、家庭、そして地域と連携した指導が必要でありますし、理解、啓発が必要だと考えております。

最後に、文部科学省のホームページ、新学習指導要領に込めた思いが掲載されているので、読み上げてご紹介したいと思えます。「学校で学んでほしいことが子供たちの生きる力となって、あすに、そしてその先の人生につながってほしい。これからの社会がどんなに変化して予測困難な時代になっても、みずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、判断をして行動し、それぞれに思いを描く幸せを実現してほしい」というすばらしい文章が掲載されております。この目標に向かってICTの教育も進められると考えております。質問ではありませんけれども、最後に今のこの点に関して、教育長のご所見をいただいて質問を終わりたいと思えます。

(議員の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

前里光健君、時間です。

◎前里光健君

もう終わりですか。済みません、時間過ぎていました。ありがとうございました。

◎議長(佐久本洋介君)

これで前里光健君の質問は終了しました。

しばらく休憩し、3時40分から再開します。

休憩します。

(休憩＝午後 3 時22分)

再開します。

(再開＝午後 3 時40分)

本日の会議時間は議事の都合によりこれを延長します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎砂川辰夫君

それでは、通告に従いまして、幾つか私見を交えながら質問をさせていただきたいというふうに思います。

地域の活動をやらせていただく機会を得て数年がたちますが、その間地域の皆様からいろんな依頼、要望、苦情も含めた相談をいただくことが多々あります。その中で、年々増加傾向にある依頼があります。それは、配偶者や親、兄弟等々が亡くなった後に遺族が行う行政手続であります。それには遺族しかできない手続等もあり、子供や親戚が遠くにいて、どうしても年老いた遺族が手続のために関係部署を回り、手続するときは階を移動してやっと行政窓口手続を済ませるといった、非常に時間がかかることが間々あります。全国的に高齢化は加速傾向にあり、宮古島市においてもこの行政手続の負担軽減ができないかと思っていたところ、新聞記事でお悔やみコーナーといった名称で必要な手続を一覧にしたり、部署や階を移動せずに済むようにしている自治体が全国で広がっていることが掲載されておりました。この背景には、高齢化で多死社会を迎えていることがあるようです。宮古島市の高齢者単身者数は、65歳以上で8月末現在で4,807世帯という記事等が毎日新聞の記事で掲載されておりました。高齢化が進めば、行政手続は遺族のますますの負担になり、行政への不満も、また行政側の負担もふえることが予想されます。記事には、島根県出雲市役所の窓口業務が紹介されておりました。お悔やみコーナーの先駆けは、2016年に大分県別府市が窓口のたらい回しによる遺族の体力的、時間的な負担を減らそうと発案したことを皮切りに、三重県松阪市や神戸市、兵庫県の三田市などが窓口を設置していると聞いております。記事の中で、日本の年間死亡数は約136万人、これ2018年度調べですが、20年間で約1.5倍にふえております。9割が65歳以上で、手続をする遺族も高齢になって、負担は大きなものと思料されます。専用窓口のニーズは今後さらに高まり、現状では手続のために幾つかの部署を何度も足を運ばなければならず、改善は必要です。専用窓口をぜひ設置していただきたい。折しも新庁舎の一角に軽微な手続により遺族の負担軽減となるお悔やみコーナーが設置されることを強く希望いたします。

それでは、1つ目に、遺族の負担軽減に向けた専用窓口の設置についてということで、死後の行政窓口集約について、遺族の負担軽減のためのお悔やみコーナーの設置の考えはないかお聞きします。よろしくお願ひします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

お悔やみコーナーの設置を考えてほしいということでございます。現在、死亡の届け出は平良庁舎、それから各支所において受理できる体制をとっております、その際届け出人に対しまして死亡届を提出した後の各種手続が記載された案内用紙を配付し、関係する各窓口で手続をしていただくように案内をして

いるところでございます。また、現在総合庁舎の建設作業を進めておりますけれども、総合庁舎での業務開始を見据え、総合窓口の設置を現在検討しております。その中で、死亡届け出に起因する各課で行う関連手続のうち、簡易な手続を行えるよう集約する計画となっております。したがって、死亡届け出提出後、各課に出向いて行う各種手続を総合窓口で対応することで、遺族の方の負担軽減が図られるものと考えております。砂川辰夫議員ご指摘のお悔やみコーナーのような役割をこの総合窓口で担っていくことになると考えておりますけれども、総合窓口の開設に向けての今取り組みを、中身の詰めの作業を行っているところでございますが、この作業の中でほかの自治体の事例などを課題、調査研究を深めながら、どういう対応ができるのか考えてみたいと思います。

◎砂川辰夫君

今お話しされた、このパネルは家族が死亡した際に必要な行政手続の例ですけれども、こういう8つぐらい死亡届がスタートの、あとは7つぐらいのですね、そういうこと等が、パネルをごらんいただいたんですが、遺族にとっては葬儀のことだけで手いっぱいですが、必要な行政手続は8種類で、4つの部署を回らなければなりません。出雲市の市民課のコメントによれば、コーナーをつくるのに高額の予算は必要はなく、一手間かけることで家族を亡くされた遺族の負担が少しでも軽減されればというふうなコメントをしております。ただ、このコーナーを、いつぞやはちょっと私も記憶にないんですが、一貫して新庁舎の場合は1階のほうでずっと各部署ごとのそういう窓口を設けるという話を聞いたことがあります、そのコーナーの一角でいいですから、そこへ行けば手続のことは全部終わるというふうな窓口をですね、総合窓口。今答弁もいただきましたが、出雲市のコーナーにはですね、各課に必要なそういう書類等を持ってきて、きちっと集めてですね、事前に名前が書いてあったりとかいうふうなこと等もあってですね、大変時間的に短縮されるというふうなこと等が紹介されております。ぜひですね、新庁舎ができた折には、この総合窓口コーナーができますように、離島がゆえに旅から来た遺族の方々が来られます。それで、初七日終わらず、その日で葬儀を終わって、四十九日も全て葬儀で終わらせていくというふうな、そういうふうなこと等も見受けられますので、その手続に関してはすぐに終われるような、そういう窓口をぜひ設置していただきたいというふうにお願いをいたしたいと思います。

それでは次に、東平安名崎の漁業協同組合、この間も言いましたユドゥマリヤという漁港があるんですが、その東平安名崎のその漁港の水道水、これについて新聞等にもありました。今は油臭が、においがするというので、停止した状況にあります。これが復旧のめどはあるのか、予算化されているのかちょっとお答えいただきたいと思います。

◎農林水産部長（松原清光君）

漁港内の水道水については、油臭が確認されたために、利用者の安全面を考慮して供給を停止している状況であります。原因は特定できなかつたんですが、水道管が簡易な状況で埋設していることや老朽化などが考えられるために、新年度で予算措置を行った上に早急な復旧を行い、漁業関係者の利便性回復に努めてまいりたいと思っております。

◎砂川辰夫君

塩ビ管ということで、ちょっと老朽化もありまして、その上に油の洗い物をしたりとか、エンジンのどうのこうのだと、オイルがこぼれたりとかいうふうな、それでそれが浸透したということと等もあるんで、

ぜひしっかりしたものでつくっていただいて、この油臭をなくしてほしいなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に、絶世の美女と言われております「mamya」の墓の適切な管理と保良地域の振興についてお伺いをいたします。mamyaの施設については、大和国から落ち延びた平家の女性として、余りの美しさゆえに役人や権力者たちが列をなして求婚したと言われるmamyaですが、観光地の定番であるmamyaのお墓の周辺はおさい銭が放置されたままで、見た目にもいいとはいえない状況にあります。観光地らしく、趣のあるしっかりとしたおさい銭箱の設置とかはできないのかどうかお伺いいたします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

mamyaの墓は、mamyaの屋敷跡、mamyaの機織り場とあわせて市指定文化財に指定されております。また、mamyaの墓においては、国指定名勝である東平安名崎の指定範囲となっております。東平安名崎は、平成22年度に国指定名勝東平安名崎保存管理計画策定報告書を策定しており、保存管理計画の中で指定範囲内に工作物を設置することは原則として禁止されておりますので、おさい銭箱などの工作物を設置することはできないと考えております。砂川辰夫議員ご指摘のさい銭の散乱状況につきましては、観光客等が参拝所と誤解して、善意のさい銭であると考えておりますが、今後はさい銭等を禁止する注意書き等で周知を図り、適切に管理していきたいと考えております。

◎砂川辰夫君

おさい銭を投げないような答弁はいいんですが、観光客が来て参拝するのにちゃんとおさい銭を投げているわけですから、散乱しないような状況をつくるのがいい方法じゃないかなというふうに私は思うので、ぜひこれは、国指定のどうのこうのじゃないんですよ。しっかりとこれは協議していただいて、どういうふうにするかは、それは皆さんに任せるんですが、例えば保良の住民が管理して、それを地域の振興等に何かお役立てするか、そこの掃除をするための費用に充てるとか、掃除用具を買うとか、そういうもの等に充ててもいいんじゃないかと私は思っております。ぜひとも、これはおさい銭を禁止するどうのこうのじゃない、ぜひ設置していただいて、しかるべきおさい銭箱を設置していただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

次に、畜産振興についてお伺いをいたします。宮古島市の優良繁殖雌牛の奨励補助金について、現状の補助金等についてご説明をお願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

家畜の改良を促進し、畜産経営の安定と生産振興に資するために、優良繁殖雌牛を自家保留またはJAの貸付事業で導入した畜産農家に対し、1頭当たり10万円を補助しております。今年度の予算については、3,230万円、323頭分を計上しており、10月末現在で293頭に補助を行っている状況であります。

◎砂川辰夫君

この奨励補助金については、例えば分娩、自家で分娩された牛については10万円、それから県外からの導入についても10万円というふうな今補助金が出ております。自家で分娩した、自分で産ませた牛に10万円の奨励金というのはすごく助かります。例えば貸し付けについてはJAの縛りがありまして、もう70歳、72歳だったか、その辺になるとこの貸し付けできない、一緒に併用してできないというふうなこともありまして、例えば50万円の牛であれば、それに10万円奨励、40万円というふうなことになりますが、これを

貸し付けで払っていく分にはすごく楽なんですけど、年をお召しになった方はこれは貸し付けできないという面では、この10万円の補助というのは大変農家からは喜ばれている事業ですが、いかんせん今雌牛は県外となるとやっぱり系統を選んで買ってきますんで、その辺になると100万円を軽く超える牛がたくさんあります。この100万円を超える牛を買ってくるということが一番大事なことなんですけど、これはその系統を残して、子供を産ませて、またそれを広げたいというふうな2代層、3代層にこの生育を残すというふうなことでの系統の流れを残したいというふうなことになるんですけど、余りにも高いもんですから、この県外牛に関しては私の考え方としては30万円ぐらいアップしていただいて、例えば県外ですから50頭ぐらいという、限定的なそういうこれまでとっていた数あるところではなくて、初めてのそういう農家には優先してこの50頭枠に入れて品質をよくしていくというふうな、レベルアップをしていくというふうな、そういうことに使うことはできないかどうか、ちょっとお答えをお願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

先ほども述べましたように、優良繁殖雌牛奨励補助金については、1頭当たり10万円の補助をしているという形で今年度も実施しているところであります。まず、来年度についてですが、JAによる県外導入貸付牛の補助金増額について農家からも強い要望もありますので、関係部署と増額に向けて協議しているところであります。

◎砂川辰夫君

これは、全部使えということを私は言っているわけじゃなくて、50頭、70頭なら、前年の導入した頭数、それを参考にさせていただければいいと思うんですけど、大体五、六十頭枠ぐらいが出ていると思うんで、その辺に関して30万円はやると、県外はですね。そうしていただければいいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひこれJAしかり、宮古和牛改良組合ありますんで、相談していただいて、20万円でもいい、30万円でもいい、一律10万円じゃなくて、県外に向けてはそういう取り組みをしていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

次に、牧草の刈り取りの機械についてお聞きしたいというふうに思います。今現在ある予算、3,300万円余の予算ですが、この予算を今までずっと導入牛とか保留牛に使ってこられております。そういう中において、ただ導入牛だけじゃなくて、それをちょっと1年休ます、2年休ますという形をとって、草刈り機にこの予算を振り向けて、1年なら1年、2年なら2年、3年なら3年という形でですね、この草刈り機、これを充てていただきたいと思うんですよ。その辺。

◎農林水産部長（松原清光君）

宮古和牛改良組合の各支部長等で構成している宮古島市肉用牛振興協議会で、現状の課題といたしまして刈り取り機械の不足による適期刈り取りができない状況にあり、機械導入の要望があります。現在の国、県の補助事業においては、畜産担い手育成総合整備事業に参加した農家を対象としております。このことから、現在の単独予算の範囲内で見直し検討し、導入に向けて調整をしていきたいと思っております。

◎砂川辰夫君

ワクチンにしかり、牛の導入にしかりですね、いろんな面で畜産農家は補助を受けておまして、本当にありがたいことだと思います。もっと本当はふやしてほしいなというふうには思いますが、でもこれもかなわぬことですので、3,300万円という予算がある中で、これを例えば草刈り機は2,000万円ぐらいとい

うふうに聞いております。年間1台でも、1年に1回でもいいですから、導入していただいて、今農林水産部長もおっしゃられた適期刈り、これが一番大事なことで、餌を多く使わないためには適期刈りが一番牛の腹づくりをするにも一番いいことでございますので、ぜひ若い草を刈れるような状況、ハーベスターが各地にあるように、牧草の刈り取り機械も各地に点々とあるような、そういう状況をつくっていただきたいというふうに思いますので、ぜひこれは相談をされて、この予算の範囲内での使い分けでことしは草刈り機、ことしは導入というふうなこと等も考えながらやっていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、新城海岸への水道工事についてお聞きいたします。8,000万円とかだったかな、かなりの予算を投じて工事をしてしておりますが、目的はシャワーなのか、トイレなのか、その辺だろうと思います、工事をした目的等をお聞かせいただきたいと思います。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

新城海岸には、現在湧き水を利用したトイレが整備されております。今年度新たに水道管布設工事を実施し、上水を利用したシャワー、トイレを整備します。今年度中に工事を完了し、来年4月から利用可能とします。

◎砂川辰夫君

来年4月からの使用というふうなこと等を今答弁されておりますが、これについてですね、海岸線というのはシャワーとかというふうになると、トイレとかになると観光、あざまサンサンビーチは私は見てきたんですが、コインでトイレットペーパー買う、シャワーはコインを入れて浴びる、そういうふうなこと等をしてしております。そのお考えはないかどうか、ちょっとお聞かせください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

シャワーやトイレの有料化ということであります。新城海岸利便施設については、今年度コインシャワー一機を6基整備します。上水を得た後ですね、今年度整備します。トイレ、駐車場などの有料化については、新城海岸だけではなく、そのほかの観光地の駐車場などを含め、宮古島市観光推進協議会及び宮古島市観光実務担当者会議で議論して考えていきたいと思っております。

◎砂川辰夫君

これは、せっかくお金を投じてつくる施設等もありますので、そんなに稼げる、稼げるかもしれませんが、そういうコイン等でですね、駐車場も使う、例えばシャワーも使う、トイレも使うというふうなですね、金が少しでも落ちるような、そういう施設をぜひともつくっていただきたい。その辺はまた地元の間がどういうふうにするか、それから金を取るのかとなると、その辺はまた皆さんで協議していただきたいというふうな思います。

次に、農業振興についてお伺いをいたします。サトウキビの件ですが、今機械化がいろいろ進んでハーベスターを使う中において、この刈り取りの残し、運転手というか、操縦するオペレーターによってはきれいに、残さないできちっと刈り取る人もいるし、これは個人差があると思っておりますけど、こういうもの等が多々見受けられると。農家では、これがすごくオペレーターの刈り残し、また積み残しというふうな苦情等がいろんなところで聞こえてきまして、それについて行政はどのような対応、対策を講じているのかというのをちょっと聞かせいただきたい。

◎農林水産部長（松原清光君）

ハーベスター刈り取りによる地際の刈り残しや、袋からこぼれたサトウキビの拾い忘れなどについては、今確認をしているところであります。これについては、ハーベスター運営協議会を通して各事業所に注意喚起を行っており、今後も関連する会合等を活用し、関係機関と連携をして指導してまいりたいと思っております。また、農家の指導といたしまして、やはり畝幅を140センチ以上あけること、それから道路沿い等、いっぱいいっぱいまでに植えつけをしないような形で指導していきたいと思っております。

◎砂川辰夫君

行政からは、そういう農家への畝幅、これをきちっと守るような、そういう周知というか、サトウキビも刈り取り時期が始まりますんで、スピーカー、宣伝カーみたいな、そういうものを、畝幅を守りましょうとかいうふうなこと等を一応流してもいいんじゃないかというふうに私は思いますんで、ぜひとも行政のほうからですね、皆さんのほうからですね、そういう積み残し、刈り残しとか、そういうふうなこと等はぜひ指導していただきたい。サトウキビ生産組合等々が各地にございますので、それを通していただいて協議していきながら、そういうご指導をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ということで、私の質問はこれで終わりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで砂川辰夫君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後4時11分）

令和元年

第7回宮古島市議会(定例会)会議録

12月12日(木) 4日目

(一般質問)

令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第4号

令和元年12月12日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）会議録

令和元年12月12日（木）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（延会＝午後3時11分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 德 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 夕カ子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 德 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	欠 員	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	砂 川 辰 夫 〃
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 德 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	下 地 敏 彦 君	上下水道部長	兼 島 方 昭 君
副 市 長	長 濱 政 治 〃	会計管理者	下 地 秀 樹 〃
企画政策部長	友 利 克 〃	消 防 長	来 間 克 〃
総務部長	宮 国 高 宣 〃	伊良部支所長	上 地 成 人 〃
福祉部長	下 地 律 子 〃	総務課長	与那覇 弘 樹 〃
生活環境部長	垣 花 和 彦 〃	企画調整課長	上 地 俊 暢 〃
観光商工部長	楚 南 幸 哉 〃	財 政 課 長	砂 川 朗 〃
振興開発プロジェクト局長	大 嶺 弘 明 〃	教 育 長	宮 國 博 〃
建設部長	下 地 康 教 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
農林水産部長	松 原 清 光 〃	生涯学習部長	下 地 明 〃

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第4号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は下地勇徳君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎下地勇徳君

一般質問の前に、私見を述べてから一般質問に移りたいと思います。

ことしの沖縄県では、市職員の不祥事が多いように思います。当市としても、市長を初め職員、そして議員の皆さんは襟を正して行動していただきたいと思います。

かわって、ことしも残すところあと20日になります。忘年会等で飲酒の機会が多くなりますが、飲み過ぎに注意して体調管理をしっかり行い、来年はいい年を迎えるようにしていただきたいと思います。

それでは、一般質問に入りたいと思います。通告に従って私見と要望を交えながら一般質問を行っていきませんが、当局におかれましては市民にわかりやすい答弁をお願いしたいと思います。

まず初めに、水道行政についてお伺いします。2019年8月に発表された沖縄県文化観光スポーツ部の平成30年宿泊施設数・客室数・収容人数（宿泊施設実態調査結果）によると、沖縄県では宿泊施設は対前年比119.5%の増加傾向で、宮古島市の宿泊施設は252軒と、沖縄県内でも那覇市の350軒、石垣市の280軒に次いで第3位と多くの宿泊施設が立地している状況です。宮古島市においては、ことし5つものリゾートホテルが開業しており、これからも続々と大型リゾートホテル建設の予定があります。

そこで、上下水道部長にお伺いします。最初に、ホテル等において給水量の決定はどのように行っているか、お伺いします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

給水量の決定の方法についてということですが、開発行為等を含むホテル等の建設については、申請者に対し、宿泊人数、施設規模、レストラン等の設備内容等が明記された水利用計画書の提出をお願いしております。提出された水利用計画書は、日本水道協会の給水装置工事設計施工指針により精査を行うこととしております。指針には、1人1日当たりの単位給水量やレストラン等各施設に係る単位給水量が記されておりますので、その水量を基準として、人数、施設種類、規模等に応じ、受水槽の容量の決定を含め、1日当たりの給水量を決定することとしております。

◎下地勇徳君

上下水道部長、ありがとうございます。

それでは続きまして、次にホテル等についての給水量はどのくらいか、お伺いします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

ホテル規模にもよりますが、給水装置工事設計施工指針では建物種類別に1人1日当たりの単位給水量が記されており、ホテル等については1人1日当たり約400リットル使用することとなっております。し

かしながら、申請者より提出された水利用計画書においては、指針の水量よりも多くの水量にて算定されていることが多いため、施設規模や設備内容などにより詳細に検討を行う必要があり、この検討を行って精査することにより給水量を決定するというようにしております。

◎下地勇徳君

上下水道部長、これは一般市民から聞いた話なんですけども、ホテル等に関してはホテルの部屋数によって一部屋ごとに幾らの給水量を行っているという話を聞いたんですけども、そういうことはないのかどうか。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

一部屋ごとではなくて、収容、宿泊人数によって、やはりさっき申し上げた400リットルを基準にして算定されます。これがホテルの規模によって、100人であれば掛ける400リットルというような給水量の決定となってきます。

◎下地勇徳君

次に、現在地、宮古島市のプールの数とプール用水についてお伺いします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

プールの数については市水道部としては把握しておりませんが、保健所等の関係機関により聞き取りを行った結果、プール施設数が約26施設で、300以上のプールが存在することとなっております。プールに使用する水量の算定については、給水装置工事設計施工指針では、学校関係は人数に対し加算することとしておりますが、ホテル等プール用水については取り決めがないこと及び近年においては節水効果の高い循環型のプール設置が多いため、特にプール用水として水量の加算は行わないこととしております。

◎下地勇徳君

上下水道部長、ありがとうございます。ホテル関係のプールというのは、自分の手元にあるものでは366個ということで出されているんですけども、そこに学校関係を加えるとまたさらにふえてきます。そういった関係でリゾート関係、これから多くのホテルが建設されていく中で、まだまだプールの数がふえていくということが予想されています。

今現在、宮古島市の水量というのは無尽蔵ではないと。非常に厳しい状況にあるのではないかなと思うんですけども、ちょっと調べたんですけども、平成30年度の宮古島市上下水道部の統計年報によると、使用水量は過去7年間で増加傾向にあり、平成30年度は最高の742万8,905立方メートルという量に達しています。今後も多くの水を使用すると考えられるホテル等は、特にプールの使用水量の実態を把握する必要があると思います。

現在プールは、観光客用として使用されるものが主ですが、子育て家庭からの子供用、一般市民用のプールの要望等もあります。これは要望ですけども、先ほど上下水道部長も話をしていたように、近年ですね、プールの水の無駄遣いがないような機能や装置があると聞いております。行政主導で今後プールを設置するときは、そういった機能や装置を設置していただいて、条件をつけて行っていただきたいと思いません。

それでは次に、農業行政についてお伺いします。最初に、成川地区農業用排水路の進捗状況についてお伺いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

成川地区農業用排水路については、今年度の取り組みとしまして多面的機能支払交付金事業を活用し、地元成川自治会及び受託業者との共同活動で排水路周辺の清掃を行う予定をしております。また、排水路末端部の改修工事については令和2年度に予算要求をしております、予算措置された後に早期の改修に向けて取り組んでいきたいと思っております。

◎下地勇徳君

農林水産部長、もう何年になりますかね。私が要求して多分四、五年になるのかなと。成川地区農業用排水路非常に私が今一番感じている部分というのは、やっぱり海の汚染というのが非常に厳しいのかなと。特にことしの初めのほうは大雨が非常に多くてですね、そのまま農業用水というのが、農薬等の垂れ流しそのまま海まで流れているということで、非常に海水の汚染が懸念されているんですけども、特にその排水路のもうすぐそばで、ことしじゅうになるのか、12月3日オープン予定というふうになっていたんですけども、今ちょっと工事がおくれている、まだオープンされていないんですけども、ホテル兼レストラン、非常にすばらしいのができています。また、北のほうに行くと、三菱地所が今、去年の7月から造成工事に入っております。非常にですね、今後いろんな状況で海の汚染が問題になってくると思いますので、ぜひ排水路の再整備といいますかね、そういった部分はしっかりやっていただきたい。市長、ぜひ予算をしっかりつけていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それとですね、再整備もそうですけども、できれば成川住民から話を聞くと。できればですね、再整備に当たっては、新たな沈砂池を設けるか、それとも今現在3面張りになっているんでね、水の勢いが非常に急になっております。そうじゃなくて、できれば2面張りにして地下に浸透させるという方法等も考えていただければなということをお話しておられましたので、ぜひ農林水産部長、頑張ってくださいと思います。

次に、ツマジロクサヨトウについてお伺ひします。昨日、我如古三雄議員からも質問あったんですけども、ちょっとつけ加えて質問をしていきたいと思ひます。

ツマジロクサヨトウは7月に沖縄県で初めて確認され、8月には宮古島市でも一部で確認された。そして、10月には宮古島市全域で確認されております。それについて、ツマジロクサヨトウの害虫なんで、農薬の種類、そして農薬の散布時期等はどうなっているのか、お伺ひをしたいと思います。

◎農林水産部長（松原清光君）

サトウキビの害虫であるツマジロクサヨトウについては、その発生状況等について下地勇徳議員のおっしゃっているとおりであります。その被害状況についても夏植えの新植で確認をされておまして、被害状況は軽微であり、今のところ収穫量に悪影響を及ぼすおそれはないと考えているところであります。対策としまして、今現在使用している薬剤での防除が可能ですので、早目の薬剤散布等を行って適切に処理するように、農家のほうには注意喚起もしているところであります。

ツマジロクサヨトウに効果のある薬剤の種類があるのかとの質問がありました。多くの薬剤の種類がありますけども、特に即効性の水和剤、それから乳剤が効果は早いと思われまますので、それを利用してもらいたいと思っております。

（議員の声あり）

◎農林水産部長（松原清光君）

水和剤とか乳剤とか話はしているんですけども、これについてはメーカーのいろんな薬品名になってきますので、それについては各メーカーのほうで聞いて利用してもらいたいと思っております。

◎下地勇徳君

それでは次に、野菜の残渣処理については現在行政としてどのように行っているのか、お伺いをします。

◎農林水産部長（松原清光君）

野菜の残渣処理についてお答えします。

野菜の収穫後の茎葉と残渣の廃棄物処理については、周辺環境に与える影響が軽微であるとして焼却処理が認められております。JAおきなわにおいては、野菜収穫後の残渣処理については適切に焼却処理するよう指導しており、焼却する場合は消防署への火入れの届け出をするよう呼びかけております。

◎下地勇徳君

農林水産部長、そういうふうにはちゃんと農家の皆様方に周知徹底していただければ一番いいのかなと思うんですけども、これある農家の話なんですけども、農政課のほうに残渣処理のお願いをしてお伺いしたところ、本当にたらい回しをされた。最終的には、みどり推進課まで行ったり、最終処分場に行きなさいという言葉がね、余りにも言葉遣いも悪かったし、非常に農家の方は立腹した状態で、最終的にはもう簡単に言えば残渣処理ができずに自分で処理したという話をしておりました。どうしてもこういうことは許せないということで、一般質問でどうしても取り上げていただきたいということだったので、質問をしましたが、今後はこういうことがないようにですね、今農林水産部長が話されたとおり、ちゃんと職員の皆さん方にも周知徹底して、本当に第1次産業、宮古島の本当に大切な部分ですのでね、しっかりとそういうところはやっていただきたい。農家の皆さんに対する対応はね、丁寧、特に理解度の少ない年寄りの皆さん方も非常に多いですのでね、しっかりと理解させていただきたいなと思います。説明しっかりと行ってください。

それでは次に、観光行政についてお伺いします。9月定例会でも取り上げたんですけども、砂山ビーチ入り口の拡幅と雑草についてですね、いまだに雑草の除去と里道の拡幅が行われていないというのが……済みません。入り口周辺は、農林水産部長、やってあります。アスファルト舗装された部分はですね、雑草の除去は行われています。それから、あとですね、舗装された場所からあの砂山の頂上までですね、そこまでが、もう本当にこれだけ多くの観光客が見えている中ね、動きがとれない状況というのが今現実です。本当に行き違うことすらできない状態になっております。どうにかですね、考えていただきたいということで、今後の計画を観光商工部長、お願いします。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

砂山ビーチの入り口は、ご指摘のとおり雑草が生い茂って、通路が狭くなっておりましたが、11月に除草作業を行っておりますが、下地勇徳議員ご指摘の箇所については通路が狭く、その日は観光客が大勢いたということで、作業をするには危険な状況で、観光客の少ない時期に今後定期的な除草作業を行ってきたいと考えております。

◎下地勇徳君

観光商工部長、定期的に、また閑散期をとということですけども、沖縄県の場合はですね、なかなかそう

いう暇な時期はないのかなと思うんですけども、本当に一年中観光客があふれております。特に秋から冬にかけてですね、非常に多いのかなと。もう特に修学旅行、そしてクルーズ船からの外国人旅行者、そういった皆さん方が多く砂山ビーチを訪れております。地元議員としてですね、ぜひしっかりして観光客を迎えていただきたいなと思っております。

続いて、環境行政についてお伺いします。最初に、宮古島市環境清掃事業協同組合との一括契約についてお伺いします。先々月ですね、10月18日から19日、1泊2日の日程で、組合の理事長、理事長補佐、そして狩俣政作議員、4人で沖縄本島の清掃センター、清掃組合の視察を行ってまいりました。私は、日程の都合で那覇市と浦添市の視察になりました。那覇市と浦添市とも組合との一括契約を行っており、役所と組合の意見交換の機会を設けて連携を図っております。特に浦添市は月1回の意見交換会を持っており、沖縄本島では組合を中心に業務を任せており、職場環境も整っております。当局として組合との一括契約についての考えをお伺いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

宮古島市環境清掃事業協同組合との一括契約について市の考え方ということでございますが、宮古島市におきましても、昨日狩俣政作議員に業者が29業者いらっしゃるということを説明しました。そのうち6者が加盟します組合が現在結成されております。この組合につきましては、今年度から一括契約を既に実施しております。今後についても、組合とは一括契約を行っていくということにしております。

一括契約のメリットにつきましては、市としましてはやはり事務処理量の負担軽減、それから組合に加盟している事業者の皆さんについては、組合に連絡することによって連絡が全てに行き渡るということで、そういう情報伝達のスリム化などがメリットとして挙げられます。また、従事する組合側にとりましても、情報の共有化、迅速化、収集運搬車両の故障があった場合に組合内部で調整できる、あるいは同じように人員が何らかの原因で欠けたときにも組合内部で調整をして人員の調整ができる、人的な協力体制の強化が図れるというような多くのメリットがあると考えておりますので、今後も組合については一括契約を行っていきいたいというふうに考えております。

◎下地勇徳君

生活環境部長、ありがとうございます。私としては那覇市と浦添市、2カ所だけの視察で終わったんですけども、後で理事長からいろいろ話を聞かせていただきました。その中で、本当に名護市、糸満市、宜野湾市、全ての市のほうではですね、組合を中心とした一括契約が行われているという話を聞かせていただきました。その中でですね、名護市のほうはですね、パッカー車のほうも全て市のほうでそろえて、そして管理は組合のほうに任せて動いているという話も聞かせていただきました。

それと、今宮古島市の組合のほうでもですね、3日前にパッカー車を1台購入してあります。11年物だと話は聞いていますけども、200万円で、これから車検は入れるということでね、車検が15万円に、その他いろいろ含めると約250万円のパッカー車を1台購入してあると。実際現物も見てまいりました。宮古島市でもパッカー車を1台予備を置いてあると思いますけども、見ると相当もう年数もたっているし、ちょっと厳しい状況にあるのかなと思います。ぜひ行政としてもですね、組合のほうを中心にした、今組合に入っていない皆さん方も組合のほうに加入して、今生活環境部長が述べたように、いいサイクルで動いていただければなと思います。

一応4つに分けてあるんですけども、ごみ収集については割愛をさせていただきます。

残りの2つはまとめて、ちょっと一括契約についても全部組合のほうからまとめがありますので、これを読み上げてみたいと思います。宮古島市環境清掃事業協同組合が一般家庭ごみ収集運搬業務において、長期的かつ安定的に環境を配慮した業務を行うことにより、地域住民及び行政当局の信頼に応え、複雑、細分化するごみ分別収集能力の向上を図り、郷土、宮古島市のごみ問題、環境衛生に貢献し、構成員の経済的地位の向上と市民の健康で快適な生活に貢献することとなり、なお宮古島市と当組合の一括契約ができたことで、組合の責任のもと、行政側とうまく連携をとり、市民のライフラインの向上を図る上で次のメリットがあります。

一括契約することで広範囲の収集運搬業務の窓口を一つに設け、クリーンセンター側からの連絡やそのほか伝達事項、経理手続等組合へ連絡してもらえば、一括契約者全員へ組合側からの伝達を行う。そのことにより、行政側との事務連絡作業の負担が軽減される。収集運搬業務委託料は、組合内にて各業者へ配分する。

労働単価の見直しとして、現在運転手、助手の2人体制、労務単価の契約で作業を行っているが、国土交通省が定めている業務単価との差があり、安定した賃金を与えることができないのが現状である。また、どちらかが病気やけが等で休むことになるとかわりの作業員がいないため、収集運搬業務を行うことが困難になる。そのような事態は多々あり、かわりの作業員を確保するにも、宮古島市の現状、人手不足や廃棄物を扱う業者なので、なかなか作業員が見つからない。そのためにも、現在2人体制から3人体制にすることで、1人が欠けても2人で業務の遂行が円滑になる。また、賃金の見直しをすることで日々の生活に余裕のある安定した給料を与えることができ、作業員は安心して安定した生活ができる。安定した賃金であれば若い人材を取り入れることが可能になり、作業効率もよくなる。

月曜日から土曜日まで毎日収集運搬を行っている車両は、ガソリン及びタイヤの消耗も早く、また特殊車両のため、そのほかふぐあいが起きた場合は代車がないと収集運搬が行えないのが現状です。それを改善するには、日ごろから車両の管理が大切であり、その管理費等も見直す必要があります。また、整備、点検等に出すには台車が必要であり、安定した作業を行うには組合内で最低1台でも台車の所有が望ましい。

次に、事務所設立に伴う融資。組合にて収集する範囲の市民からの問い合わせ等の窓口を組合事務所にし、行政の負担軽減につなげ、宮古島市環境維持保全のもと組合事務所を設立し、活動拠点がまとまる。パッカー車専用駐車場及び洗車場を設けることで車両管理体制が整う。また、作業員のため、休憩所、シャワールーム等を設けることで作業員の体調管理ができ、清掃で快適な作業が行える職場環境を目指す。先を見据え、遠方収集担当の作業の管理は現地より近い近場が望ましいと思われるため、検討する必要がある。

また、組合員人材育成や職場訓練の場として提供、地域貢献に努めることもできる。現在、宮古島市生活福祉課より、生活保護受給者の就職支援のための人材派遣の問い合わせがあり、組合加入業者及び組合内での採用実績はあります。県の就職応援センターより職業訓練の場としての問い合わせもあり、職業訓練の場を安定して受け入れるためにも、組合事務所は欠かせない拠点であるということで、長々と述べたんですけども、組合の皆さん方からの要望としてですね、生活環境部長の見解をお聞かせ願えればと思い

ます。よろしく申し上げます。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

組合の要望に対する見解ということですが、まず全体として、昨日も申し上げましたけれども、事業者が29事業者いらっしゃいます。この中で今組合に加盟している事業者は6業者ということでございますので、組合を設立して一括契約を行っていくという方向性は私もいいことだと思っておりますけれども、まだ組合自体がですね、事業者の大部分になっていないという部分がありますので、これ事業者の一部に今とどまっています。ですから、その辺については、組合の加入事業者の皆さん、組合の意見も尊重しなければいけませんけれども、ほかの事業者の皆さんとこれは平等に扱っていくといえますか、そういう対応はしていかないとけないというふうに思っております。

それから、パッカー車の件がございましたけれども、パッカー車現在宮古島市で1台所有してございます。ただ、あと1台購入を計画しておりますので、その辺で対応ができてくるかと思っております。昨日も少し申し上げましたけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令というのがございまして、この中で廃棄物の受託事業者に関しましては、業務を遂行するに足る施設、人員ですね、それから財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であるというふうなうたわれておりますので、先ほど話が出ました事務所の設置に向けての融資とかですね、そういう部分についてはこの施行令に関連しまして、例えば財政的基礎を有するというふうになっておりますので、その辺からしてそれができるかどうか、その辺は少し慎重に検討してみる必要があると思います。いずれにしても、組合の意見も尊重しながらですね、ほかの事業者の意見も尊重しながら、定期的にできれば話し合いを設けながら、双方うまいぐあいにこの事業が円滑に運営できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎下地勇徳君

生活環境部長、前向きな答弁ありがとうございます。本当にですね。余人から好かれぬ仕事かなと思うんですけども、ぜひですね、やっぱり市民の生活に密着する部分が非常に大きいので、そういうところは考慮してやっぱり考えていただきたいと思います。

それでは次にですね、道路行政についてお伺いします。都市計画道路についてお伺いします。今現在、北学区はドーナツ化現象により、学区民の高齢化が進み、北小学校の生徒の数が激減しております。北学区の再生のため、生徒の減少を防ぐために都市計画道路を1本どうしても入れる必要があるのではないかと思っております。竹原1号線からスーパーなかそねを経て、次の西側の交差点ですね、そこまではB—15号線です。そして、次のB—13号線、これは魚宮の北側の道路になります。この2つの道路、港湾道路まで結ぶ都市計画道路に入れられないのかどうか、建設部長、お伺いします。

◎建設部長（下地康教君）

ご指摘の道路はですね、現在市道というふうになって、道路建設課が管理をしております。下地勇徳議員の要望する都市計画道路としての位置づけにつきましては、関連する地域のまちづくりのあり方として、都市計画法や関連する法令、交通量調査及び費用対効果等を鑑みて検討をしてみたいというふうに考えております。

◎下地勇徳君

建設部長、本当にですね、この都市計画道路、ぜひ北学区の再生のためには必要な道路になると思います。それでですね、前もって基礎調査、こういったのは入れられないのかどうか、お伺いします。

◎建設部長（下地康教君）

基礎調査というのは、事業が入る前にですね、本当にこの事業が有効なのかどうかというようなのを事前に調査をするというのが基礎調査だというふうに思いますけれども、これ基本的に単独事業というふうになるわけですし、それを入れるまでにはやはりそれなりの下準備というのか、そういったのが必要になってくると思います。したがって、今後本市の具体的な交通ネットワークを調査することを目的とする総合都市交通体系調査などを活用して、道路行政に関連する部局と議論を進めていきたいというふうに考えております。

◎下地勇徳君

建設部長、もうぜひ北学区の再生のためには、定年までわずかですから、頑張っていたきたいと思います。本当にですね、北学区の再生のためという言葉が出たんですけども、非常に北小学校の生徒数の激減、やっぱり高齢化、そういった若者がやっぱり外に出るのが非常に多くてですね、生徒数がふえないと非常にいろんな面で大変な状況にあるなというふうに思います。北学区の一人としてですね、やっぱり北学区の再生のためには都市計画道路ぜひ必要だと思います。市長、ぜひ考えていただきたいと思います。

それとですね、もう次年度からクルーズ船拠点港開始が始まります。その中でも、もうどうしてもですね、北学区中心の都市計画は進むのかなと、進めばいいなと思います。非常に大切な道路になってくると思いますのでね、ぜひ考えていただきたいと思います。

次に、前後しますけども、A—9号線の拡幅について、今述べたとおり、B—15号線、B—13号線同様、北学区再生には欠かせない道路になります。子供たちの通学路にもなりますし、ぜひ都市計画の一つに入れていただければと思います。A—9号線は、祥雲寺の通りになります。建設部長、よろしく願います。

◎建設部長（下地康教君）

A—9号線は、国道390号線の平良庁舎近辺を起点として、宮古神社を通過して地域開発ですね、そこを終点とする延長553.8メートルの路線でございます。本路線は、現在事業を進めている都市計画道路の荷川取線と交差する路線となっております。そこで、荷川取線の工事の完了後ですね、交通状況を踏まえながら検討をしていきたいというふうに考えております。

◎下地勇徳君

建設部長、定年前なのにいろいろ難題をぶつけていますけども、北学区出身としてやっぱり頑張っていたきたいと思います。

次に、竹原1号線についての進捗状況についてお伺いします。

◎建設部長（下地康教君）

竹原1号線は、宮古保健所南側交差点を起点として宮古島税務署前を終点とする延長260メートルのこれは都市計画道路でございます。今年度はですね、宮古保健所南側交差点から約100メートルの車道箇所を舗装工事を発注しており、今年度内に完了する予定となっております。次年度は残りの区間160メートルを

引き続き工事を発注して、実施していく予定でございます。

◎下地勇徳君

建設部長、竹原1号線についてはですね、私の身内といいますか、親戚の家が近くにあるという関係でいろいろ聞かされている部分が多いんですけども、なかなかですね、前に進んでいない。今、舗装工事が100メートル動くという話を聞いてちょっと安心はしていますけども、なかなか前に進まない竹原1号線など。特に下水もですね、道路の真ん中につくられたり、地域住民からちょっと不満の声等々も出ております。できれば早急に、いろんな面に対応して早急でできるようによろしくお願いします。

次に、教育行政について伺います。2017年4月から休校となっている宮島小学校について、島尻自治会は同年8月21日に市役所を訪れ、校舎や体育館を介護施設や宿泊施設など再利用できるように市長に要請を行っております。先月島尻自治会への貸与が決まったと聞いておりますが、宮島小学校は休校から廃校になったが、貸与するためには普通財産にしなければならないと思いますが、その経緯の説明をお願いします。

◎教育部長（下地信男君）

宮島小学校の再利用につきまして、宮島小学校と宮島幼稚園は平成30年3月末で廃止されまして、廃校、廃園となりました。その再利用につきましては、地元である島尻自治会から再利用計画の計画書が提出されまして、それを受けまして市では公有財産検討委員会でその計画の審議を行い、その計画を了として無償貸し付けをすることが決定されております。貸し付けに向けては、教育施設でありますので、行政財産としておりましたが、これを普通財産に変更し、ことし8月にまずは幼稚園の園舎をですね、島尻自治会と無償貸し付けの契約を締結しております。現在、幼稚園は、老人福祉関連、デイサービスとして利用するために改修の準備を進めているとのことです。小学校施設につきましては再利用計画に基づいて、事業が飲食業、宿泊業、交流事業を行っていることになっておりますので、今後小学校の施設についても島尻自治会と貸し付けの契約を行ってまいります。

◎下地勇徳君

教育部長、ありがとうございます。そういった経緯についてはですね、なかなか市民の皆さん方がわからない人が非常に多いということで、市民の皆さんからどういう経緯でこういうふうになっているのかということをお聞きしたので、質問をさせていただきました。

それと関連して、今現在ですね、廃校、休校になっている学校の数と今後の再利用について伺いたしたいと思います。

◎教育部長（下地信男君）

現在の廃校、休校数の学校数と利活用計画ですね。現在、廃校になっている学校が、小学校で4校、中学校で3校の合計7校です。休校が福嶺中学校の1校ということになります。これら廃校の学校施設の利活用につきましては、宮島小学校、幼稚園が先ほど申し上げたように、島尻自治会に利活用がなされております。

その他の学校施設につきましては、去る9月ですね、行政での活用ができないかと庁内の調査をいたしました。まずは、民間に活用してもらう前に行政としての利用はないかということですね。そうしたら、3カ所、砂川中学校、伊良部小学校、宮島小学校について利用したいという、行政で利用したいという申し出

がありました。それを今後具体的にどういうふうを活用するかということ今後検討されていきますけれども、それら以外の行政が活用しない、活用できないというか、活用の計画ない学校施設については今後民間活用ということを考えておりました、広く公募制をとってですね、アイデアを募ってまいりたいと思います。その中から、具体的な活用方策を見出していきたいと考えております。

◎下地勇徳君

教育部長、ありがとうございます。休校、廃校になっている学校再利用ということですね、本当に遊ぶのではなくて、本当に早急に対応して、廃校になった学校にとってはですね、いろんな形で利用できるのであれば早急に対応していただきたい。これはやっぱり建物はそのまま放っておくとね、老朽化が進みますので、そういう部分はしっかり対応していただきたいと思います。

それでは、私のことしの一般質問をこれで終わります。どうもありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで下地勇徳君の質問は終了しました。

◎平良和彦君

一般質問も2日目ですね。本日2番目になります。議員番号5番の平良和彦です。よろしくお願ひします。私は、一般質問を一括質問した後でですね、再質問、一問一答方式で行いたいと思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。いつものとおりですね、私は市民の目線に立って意見を述べさせていただきたいと考えております。また、答弁は、市民にわかりやすいご説明と誠意ある答弁をお願いしたいと考えております。よろしくお願ひします。

一般質問に入る前に少しだけ。同僚の議員も述べておりましたが、10月30日に起きました世界遺産の極めて重要な建物の首里城の火災ですが、非常にショッキングなニュースでございました。ライブでテレビで見えておりましたが、首里城の正殿が焼け崩れていくところを見ますと一瞬何が起こったのかなという感じで動揺をした記憶があります。今でも信じられない気持ちであります。今後沖縄県のシンボルでもある首里城再建に向けてですね、みんな気持ちを一つにし、再建に向けて頑張っていきましょう。きのうのテレビを見ておきますと、もう政府のほうは首里城復元に向けてですね、基本方針を決めていると報道がありました。また、今年度中には具体的な工程表を作成すると、そう考えているということを申しておりました。それを知って非常に安心しているところでございます。

それでは、一般質問に移ります。最初に、市長の政治姿勢についてですが、1つ目に総合庁舎建設工事についてです。基本計画では、「結いの心をつなぐ市民に親しまれる総合庁舎」を基本理念に設定し、高いアクセス性の確保、ユニバーサルデザインの導入など、誰もが利用しやすい、また優しく、災害時には防災拠点として安心で安全な市民生活を支える庁舎だと。それから、保健センターを併設し、市民の健康増進と福祉の向上に貢献する機能を整え、また省エネ化にも取り組むと。私は、宮古島市のシンボルとなるすばらしい新総合庁舎が完成することをとっっても楽しみにしております。

そこで、総合庁舎建設工事の今現在の進捗状況と、あと完成予定ですが、計画には2021年4月の開庁というふうにありましたが、完成の予定の日程と開庁をいつごろ計画しているのか、お伺ひします。

2つ目に、新しい総合体育館の建設についてです。ことしの9月6日の台風13号による市総合体育館の屋根が吹き飛ば被害がありました。そこで、現在総合体育館の一部を利用してですね、ラージボールやバ

ドミントンなどの健康増進、また技術向上など、汗を流している方が多くいらっしゃいます。そのような中ですね、やはり早急に新総合体育館の建設を進めるべきではないかと私は考えますが、当局としての新総合体育館の建設に向けて現時点での計画とまた財源についてのお考えがあるのか、お伺いします。

2つ目にですね、2019年度から2020年度にかけて伊良部島にある平成の森公園内に野球場の整備事業を予定しておりますが、新総合体育館と同時期、ちょっと重なる部分もあるかなと私は思いますが、本市の財政を圧迫するのではないかなという心配がございます。そこで、一つの考えとしては、当局にはですね、野球場の整備事業をちょっと遅らせるとかそういった考えはあるのか、お伺いします。

続きまして、3つ目に、東平安名崎公園の整備についてでございます。この質問は毎回のように行っておりますが、去る10月27日に第6回東平安名崎がんずうマラソンが城辺地区地域づくり協議会主催ですね、行われました。そして、各コース、A、B、C、Dまで、Dはファミリーコースでございますが、ゴールが東平安名崎の灯台付近であります。参加した皆さんはですね、一生懸命ゴールに向かって走り、歩いている方もおりましたが、ゴールに到着し、東平安名崎のすばらしい息をのむほどの絶景を眺め、楽しんでおりましたが、ゆっくりと休憩する場所もなくてですね、そのときにここに休憩するあずまやがあればいいなど、欲しいねという話を聞かされております。下地康教建設部長はですね、9月定例会では今年度中にあずまやの設計を行うと答弁しておりましたが、その後の進捗状況どうなっているのか、お伺いします。

次に、福祉行政についてお伺いします。1つ目に、きのうですね、我如古三雄議員も質問しておりましたが、砂川保育所の再開園に向けての取り組みについてです。最初に、9月定例会でも答弁を教育部長が行っておりました。耐震改修設計業務が終了次第工事に取りかかるという答弁しておりました。それから今の状況はどのようになっているのか、お伺いします。

続きまして、今後の砂川保育所のあり方についてお伺いします。というのは、いつまでも耐震補強だけでは園児にですね、危険を伴うのではないかなと。また、老朽化も進んでまいりますし、その後保育所の設備とか、また衛生上の問題も出てくるんじゃないかなと私は思っております。そのようなことからですね、新たに保育所の新しい建設は考えているのか、もしくはこども園の設置などを考えているのか、当局の見解をお伺いします。

続きまして、教育行政についてお伺いします。まず最初に、各小中学校のブロック塀の改修事業についてお伺いします。これは、大阪北部地震でですね、小学校のブロック塀が倒れて登校中の女兒が亡くなったことから、文部科学省のほうで全国の学校を調査し、安全性の問題があるブロック塀の対策を求めたことから始まった事業だと私は思っておりますが、これもきのう狩俣政作議員も質問しておりましたが、また私にも答弁をよろしくお願ひしたいと思っております。宮古島市全小中学校を対象に実施している小学校と中学校の改修事業終了校とまだ行っていない未実施の学校は何校あるのか、またいつごろ全ての学校の改修事業は完了するのかの予定などをお伺いします。

2つ目に、ブロック塀をですね、金網の塀に切りかえておりますが、構造上の強度は大丈夫なのか。というのは、金網のほうですね、約30メートルから50メートルずっと金網で囲んでおりますが、この金網の内側、道路側、外側としますと、補強している棒とか突っかい棒ですね、それが見受けられません。何メートル間隔でですね、突っかい棒があると安全、安心だとして考えておりますが、どのように考えておりますか、当局の見解をお伺いします。

それともう一つ、耐久性はどのくらい、何年もつのか、お伺いします。要するに例えば城辺小学校のほうをちょっと見てきたんですけども、城辺小学校のほうはパイプのほうで塀を設置しておりまして、最近見てきたんですが、一部がちょっと腐食しております。さびが発生しておりまして、その腐食部分をですね、鉄板、10センチ平方ぐらいの鉄板を溶接して、補強しております。そうすると、やはりこの金網もですね、こういうふうに傷んでくるんじゃないかなと私は思っておりますので、この耐久性はどれぐらいつのか、お伺いします。

次に、城東中学校の件ですけども、順調に進んでいるということは私も承知しておりますが、やはり最後までですね、しっかりとやっていただきたい。また、最近テレビ等でも出ておりましたが、西城中学校のテニスコートの西側のほうでまた仮設建物を建てて、それで一時的に給食室とか図書館ですか、そういったものをやるというのを聞いております。そういう中で、どういう進捗状況になっているのか、これを含めよろしくお伺いしたいと思っております。

続きまして、農業行政についてお伺いします。1つ目としましてですね、イノシシの駆除状況についてお伺いします。11月7日、8日とですね、沖縄県猟友会の石垣地区と竹富町地区等の猟師に依頼してイノシシを駆除してもらっておりましたが、このときの駆除方法というんですか、その前の準備等があるかと思いますが、これを含めて方法と成果をお伺いします。

そのときですね、新聞等にも載っておりましたが、私もどのようにしてイノシシを駆除しているのか、ちょっと見に視察に行ってきました。そのとき残念ながら1匹も駆除することはできませんでしたけども、このイノシシのいる場所は北海岸のほうにあるんですが、雑木とかが生えておりまして、また急な斜面など、道のないところに当然ですが、生息しております。猟師はですね、猟犬の犬の鳴き声を頼りにイノシシを詰めていくもんですから、猟師と猟犬とのこのコミュニケーションが一番大事だなと感じました。そのことから、そう簡単にはですね、やっぱり駆除はできないなということ、本当に大変だなということを実感してまいりました。本当に大変だと思いますけども、やはり農家の皆さんのためにはぜひとも駆除をしていただきたいということをお願いしたいと思っております。それから、今後ですね、やはり大変ではありますが、今後の取り組みについてお聞かせください。

2つ目にですね、クジャクの駆除状況についてです。私はいつも行きますけども、最近ですね、オーシャンリンクス宮古島ゴルフ場のほうでゴルフをしてまいりました。とんでもないことになっておりましてですね、アウト、インとかありまして、西側のほうはそんなんでもないんですけど、東側のほうがですね、各ホールごとに30羽ぐらい、確か50羽いるんじゃないですかね。それぐらいの本当にクジャクの親子がですね、本当におりまして、本当にほかのところで駆除してもですね、こういうふうなゴルフ場とかにいるとこれ飛んでいきますので、なかなか減らないのかなということを感じましたので、これはゴルフ場内のもんですから、オーナーとですね、相談して、許可をもらって駆除でもできればいいかなということを感じましたので、ぜひとも実施してもらいたいと思っております。そういうことから駆除も数年実施してきて、駆除の方法等もいろいろ研究されてきているかと思っておりますので、このクジャクの駆除の使用する新しい駆除方法、対策をですね、お伺いします。また、この方法によって今後のクジャクの駆除についての展望についてもお伺いします。

これ余談でございますけども、クジャクがですね、害鳥であるというの、ここなかなかない島、珍しい

島だと私も思っております。ですから、ここ宮古島の産物としてですね、捕まえたクジャクの肉とか、または雄のきれいな尾の羽とか売れるのではないかなということも少し考えますが、そういうことも少し宮古島も考えたかどうかと思っております。

次に、3つ目としまして、七又自治会の憩いの広場の整備についてお伺いします。この間、七又自治会の方々とお会いする機会がございました。話を聞いてまいりましたが、住民はですね、この広場に集まりまして、グラウンドゴルフなどをし、住民同士のコミュニケーションをとっているよという話を聞きました。数年前まではあずまやもあったんですが、危険だということで撤去したということをお伺いしております。また、参加する方にはお年寄りも多く、楽しくやっておりますが、真夏など暑いときはですね、休憩しようとしても影になる建物もないということで、休むことができないよという話をおっしゃってございました。この憩いの広場の周辺のほうには前は金網の塀があったという跡はあるんですけども、それも腐食が進み、撤去したということがございます。そこで、皆さんが楽しく休憩できるようなあずまやを再建設してもらえないのか。また、お年寄りの危険回避のためにもですね、この憩いの広場の外周の壁を改修、つくってもらえないのか、2点をお伺いします。

最後に、上水道行政についてですが、上水道管の老朽化による破損の対策についてです。これは、12月2日のですね、午前7時ごろに水道管の老朽化による破損が起き、2センチか3センチの穴があきましてですね、そこから水漏れが起きてしまったという事故でございますけども、工事のために午後2時ごろから3時ごろまで断水を実施しまして、水漏れの修理、工事を行ったというニュースを私は見まして、老朽化となりますので、そしてこのテレビを見たところ、パイプもですね、かなり腐食しているところが見受けられましたので、今後も同様にですね、事態が起こった場合にどのような対策をとるんだろうということをお考えまして質問しておりますが、また今宮古島はバブル、集合住宅なども次々と建設されており、このような不可抗力的な断水等が起きた場合、住民はもとより、多くの観光客にも影響を及ぼすと考えますが、要するにこれからの新しい水道管の整備もあると思います。このような老朽化による再整備も重なり、今また水道管の整備業者も忙しくて、依頼できないのではないのかなと私は思っておりますが、そういうことも含めまして安定したインフラ整備ができるように考えているのか、そこをお伺いします。

それで、質問ですけれども、1つ目に道路等に埋め込んである水道管の寿命は何年ですか。

また、2つ目に、今回のような、これは昭和56年の30年前に工事を行った水道管ですが、この水道管の老朽化のために破損しそうな箇所はどのくらいあるのか、お伺いします。

また、3つ目にですね、この老朽化した水道管の対策または計画等があるのであれば、それをお伺いします。この3つをお伺いします。

◎副市長（長濱政治君）

総合庁舎建設工事の進捗状況と完成予定の日程、それから開庁についてお答えします。

総合庁舎建設工事はおおむね順調に進んでおりまして、その進捗率は約27%です。現在、区域ごとに躯体コンクリート打設を進めており、来年の6月ごろには全てのコンクリート打設を終了する予定です。それと並行しまして内部の仕上げ工事を進め、10月末の建設工事竣工を目指しております。建物が完成し、外構工事等が終了するのは来年の12月ごろを見込んでおります。

この建物が完了して引っ越しをするんですけども、その新庁舎への引っ越しの時期は、大きな混乱を防

ぐため、市民の転出、転入に伴う手続が増加する3月から4月の繁忙期並びにその前後を避ける必要があります。さらに、休日が連続している時期が必要となることから、来年令和2年の年末から令和3年の初めごろに引っ越しができればと考えておりました、そういうことを踏まえ、新庁舎で業務を開始する時期としましては令和3年の1月初旬ごろが適当ではないかと考えているところでございます。

◎福祉部長（下地律子君）

砂川保育所の再開に向けての新築状況でございます。現在、耐震補強設計を進めているところでございます。耐震補強設計につきましては、沖縄県建築士事務所協会の予備審査を11月に受けまして、指摘事項等の確認、修正を行い、建築物耐震診断計画判定委員会の審査を2回受けることとなっております。1回目の審査会を12月6日に受けまして、今後2回目を12月中に行う予定となっております。その後積算に入る予定となっております。劣化調査につきましては調査及び劣化図の作成は終了しており、準備が整い次第工事を行う予定となっております。劣化補修の工期につきましては2カ月程度と考えておまして、4月の開園に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、今後の砂川保育所のあり方についてでございますが、今回耐震補強及び劣化補修の工事を行うことで、定期的なメンテナンスを行いながら5年程度は現施設での運営が可能であると考えております。今後新たな施設整備に向け、砂川幼稚園の園舎の老朽化も踏まえ、こども園への移行も視野に入れ、今後のあり方を検討していきたいと考えております。

◎農林水産部長（松原清光君）

農業行政についての質問にお答えします。

まず最初に、石垣、竹富町地区猟友会のイノシシ駆除についてであります。ことしの11月7日、8日の2日間で行った有害鳥獣駆除委託業務においては、石垣地区猟友会から5名、竹富町地区猟友会から7名の合計12名と猟犬9頭を受け入れ、さらに宮古地区猟友会から3名参加しまして、合計15名によるイノシシ駆除を行っております。今回の駆除作業においては、駆除の前日にドローンによる上空からの赤外線調査を行い、ある程度イノシシの生息区域を確認できたことから、猟犬によるイノシシの追い込み範囲及びハンターの配置等作戦計画が効率的に立てられたことから、今回6頭のイノシシを駆除することができております。

それから、今後の取り組みとしまして、県が年度内で有害鳥獣被害防止総合対策事業において、宮古島に生息するイノシシの個体数調査を行うことになっております。その調査により、現在宮古島に生息するイノシシの個体数及び生息区域が把握されると思われまので、その調査結果を確認しながらイノシシの根絶に向けて取り組んでまいります。

それから、七又自治会の憩いの広場の整備についてであります。ご質問のあずまやは、旧城辺町で実施した団体営圃場整備事業の附帯施設として、七又自治会の要望により、七又農村公園として整備されております。昨年平成30年9月に、あずまやの損傷が激しく、危険な状況であることから撤去を行っております。あずまやの再建については、農林水産省の補助事業では補助メニューがないことから、現在建てかえは厳しい状況にあります。

それから、七又自治会の憩いの広場の整備についてであります。憩いの広場外周の塀については、現状としましてフェンスが劣化し、撤去されている状況を確認しております。今後地元自治会と調整をしながら

ら対応していきたいと思っております。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

クジャクの駆除についてのご質問がございましたので、お答えします。

農業行政の一環ということでご質問がございましたけれども、インドクジャクは環境省が緊急対策外来種に、それから沖縄県が重点対策外来種に選定しまして、宮古島市におきましてはここ数年で大幅に生息数がふえている外来鳥獣というふうになっております。当初は農作物への被害も懸念されましたけれども、宮古島固有の希少生物を捕食し、既存の生態系が破壊されてしまう前に早急の対策、対応が必要であるという専門家の警鐘を受けまして、今年度より固有種保全に係る外来種対策業務として環境衛生課のほうで対応しているところでございます。従来は猟友会の銃器による捕獲のみでは限界があるために、今年度はわなによる捕獲の許可、手どり、手でとるということですね。手どりによるひなや営巣卵の捕獲、採取許可を出しております。また、専門業者による探索犬を使った卵の採取や夜間のねぐら捕獲も行っており、それらの成果が徐々に上がってきているところでございます。今年度4月から11月までの捕獲実績は、成体で420羽、ひなが15羽、営巣卵が29個というふうになっております。

今後の展望についてのご質問もございました。今年度行っておりますクジャクの駆除について、引き続き囲いわなの有効的な使用、それから専門業者によるクジャク探索犬の導入、ねぐらの捕獲を継続するなど、捕獲方法の多角化、効率化を行い、クジャクの生息区域の減少を図っていきたいというふうに考えております。また、新たな人材を育成するために狩猟免許を取って捕獲業務に協力していただける方を募集し、猟友会の体制強化、捕獲技術の確立及びその継承を図っていきたいというふうに考えております。

◎建設部長（下地康教君）

伊良部屋外運動場整備事業に関するご質問にお答えしていきたいと思っております。

当該事業は、平成の森野球場を再整備して活用する事業で、平成29年度で基本計画を策定しております。平成30年度からは防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金で実施設計を行い、令和元年度において債務負担を含めた20億6,600万円の工事を11月に発注をしております。したがって、当該事業を繰り延べていくことは考えておりません。また、令和元年12月6日にメインスタジアムの建築、スポーツ交流棟、外交工事の入札を行い、請負業者が決定をしております。工事請負仮契約を締結した後、2020年の早い時期に臨時会で議案を提案する予定でございます。

次に、東平安名崎公園の休憩所の整備に関するご質問にお答えします。本休憩所は、基本設計を今年度実施しており、来年度実施設計を行い、工事を発注して完了する予定でございます。

◎振興開発プロジェクト局長（大嶺弘明君）

新総合体育館の計画と財源についてお答えします。

現在の総合体育館を建てかえる新たなコンベンション施設は、バレー、バスケットなどのプロ、アマスポーツや文化、芸術、国際大会などの開催に対応できる国際スポーツ交流拠点施設としまして、基本構想、基本計画の策定に現在取り組んでおります。施設の規模、内容につきましては、市のスポーツ協会の意見なども取り入れながら基本計画に盛り込んでいきたいと考えております。

現段階における施設の計画概要でございますが、メインアリーナの床面積は約6,200平方メートルで、現総合施設の床面積の4,100平方メートルよりも2,100平方メートル大きくする計画でございます。また、サ

ブアリーナ2,000平方メートルも併設を計画しておりまして、収容人員は現施設より約2,000人増の約3,000人、このほかトレーニング室やランニングコースなどを備え、武道場としても利用可能な施設を想定しております。

それから、財源についてでございますが、財源については現在国庫補助事業の採択を要請し、調整している段階でありますので、まだ確定しておりませんが、市の財政負担の軽減を図るため、引き続き国庫補助事業での支援を国に訴えてまいりたいと考えております。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

上水道行政については、3点ご質問をいただいております。

まず、1点目に、水道管の寿命は何年かということなんですけれども、水道管の法定耐用年数は40年とされております。これはダクタイル鋳鉄管、鋼管ですね。

2点目に、今後もこのような破損事故がどれぐらいあるかというご質問なんですけれども、耐用年数を超えた水道管については一般的に破損する可能性が高くなりますが、耐用年数に満たない水道管についても破損の可能性がございます。一概に破損する箇所の数进行特定することは難しいと思われます。

3点目に、今後の老朽化した水道管の対策、これは計画がどうなっているかということに對しまして、市では平成25年度に策定された管路更新計画に基づき、令和8年度までに延長約35キロメートル、事業費約18億7,000万円で老朽管の更新する計画となっております。ちなみに今年度及び次年度では、池間、上野、瓦原、保良地区の更新に加え、導水管、送水管など合わせて約5キロの更新工事を行うこととしております。

◎教育部長（下地信男君）

まず、小中学校のブロック塀の改修の進捗状況ということなんです。今、小学校で13校、中学校では11校のブロック塀の改修工事を進めております。質問が改修終了している、それから未着手ということですので、小学校13校のうちもう既に事業が終了している、工事が終了している学校は、小学校で3校、未着手が2校となります。また、中学校11校のうち、改修工事が終了しているのが2校。そのほか、全ての学校で工場を着手して進めているところです。工事の完了予定は、令和2年1月20日を履行期限としておりますので、それを予定しております。

ブロック塀フェンス、置きかえているフェンスの強度は大丈夫かということなんですけれども、ブロック塀にかえて設置しているフェンスの構造、強度、耐久性につきましては、沖縄県の塩害に強い材質を使用しており、台風の風圧にも耐え得るメッシュ構造を採用していることから、問題はないと考えております。フェンスの耐用年数は、15年ほど聞いております。

次に、城辺中学校の整備事業の進捗状況ということなんです。城辺地区統合中学校の整備につきましては、第5回の施設設備等検討部会において、新校舎の廃止と平面プランを提示し、教室の配置や面積等の調整が行われ、決定しております。この部会での決定を受けまして、第4回城辺地区統合中学校実施計画策定委員会において、部会で承認された設置案、計画案が承認をされております。現在は、この承認された平面プランの実施設計を行っておりまして、今年度中に仮設校舎及び解体を含む建築工事の発注をこれは来年度2月ごろ契約に向けて発注をしていきますけれども、このような解体、それから建築工事を進めまして、令和3年4月1日の開校に向けて今鋭意業務を進めているところでございます。

◎平良和彦君

まず、最初にですね、総合庁舎の建設についてなんですけども、これまでの情報だと総合事業費がですね、用地取得費などを含めてですね、105億円余りだと聞いております。財源がですね、合併特例債と庁舎基金などを活用しての建設だということで聞いておりますし、今後ですね、総合事業費の現在の額のとおり完成までいけるのか、お伺いしたいと思っております。要は105億円でおさまるのかと。

◎副市長（長濱政治君）

今現在工事を進めている最中でございます、その中で現場がどのように動くかということによってはちょっとこれは動いてくるということはあると思います。これがどのぐらいになるかというのはまだよく予測はできませんけれども、そのままいくということではございません。もう少し現場を見てみないとわからないというところが本当のところでございます。

◎平良和彦君

じゃ、今の答弁だと105億円余り、ふえるという可能性があるということでもよろしいでしょうか。

◎副市長（長濱政治君）

平良和彦議員おっしゃるとおりでございます、その現場によってどうなるかというのがよく見えないというところがあります。宮古島市未来創造センターもあのくらいだと思って基礎掘りをやったんですが、ちょっと軟弱な部分が出てきたりもしていますので、その辺そういったところがありまして、今不確定要素はまだ見えておりませんので、これから工事が進む中でどうなっていくかというのは現在のところまだ見通していないというところがございます。

◎平良和彦君

はい、わかりました。

続きまして、総合体育館の建設についてなんですけども、先ほど計画概要を説明しておられました。それでいくと、これ確認なんですけどもね、この総合体育館は、石垣市の市営体育館等がありまして、向こうだとプロのバスケットボールチームが試合等を行うということで、いわばバスケットをやっている子供たちの影響もかなりあるかなと思っております。そういうことからですね、今新しくできる総合体育館、これはプロの試合ができるような条件等は含まれているのか、お聞かせください。

◎振興開発プロジェクト局長（大嶺弘明君）

平良和彦議員が今お尋ねしているようにですね、プロのスポーツとか、いろんなこういった興行的にも対応できるような、そういった施設を目指しておりますので、こういったさまざまな声を取り入れながら新しい施設については整備していきたいと考えております。

◎平良和彦君

ぜひともすばらしい体育館を子供たちのためにもですね、つくっていただきたいと思っております。

続きまして、東平安名崎公園の整備についてでございますけども、建設部長、今設計をまだしていないという話をしておりますが、イメージ的なね、建物のイメージとか、またもう一つは最近行きますと公園内のほうでススキがかなりふえてきております、厄介なことですね。本当に東平安名崎特有のテンノウメとかですね、イソマツとか、ハマアズキとか、そういったものが何か見えないような感じがしておりますが、向こうは県の管理というのものもあるかと思いますが、沖縄県の教育委員会の許可を得てですね、清掃

等ができればなど思っております。何かそういったまた知恵があればお聞かせください。よろしく願います。

◎建設部長（下地康教君）

東平安名崎公園のあずまやに関する質問と清掃といいますか、それに関するご質問にお答えします。

今、基本設計をしているんですけども、あずまやに関しましてはですね。従来あったあずまやのイメージに損なわない程度の建物を実施していこうというふうに考えております。

それと、清掃に関してですけれども、当該公園はですね、東平安名崎の隆起サンゴ礁海岸風衝植物群落としてですね、沖縄県の天然記念物に指定をされております。そして、1979年の調査では、65科222種の高等植物が群落を育成しているというふうに報告がされております。また、宮古島市自然環境保護条例における保全植物36種の中にはですね、テンノウメ等がその指定をされていることから、除草を伴う清掃におきましては関係機関と調整をしながら慎重な準備が必要であるというふうに考えております。つきましては、地域の方々からの熱心な要望があればですね、清掃の手法についてはですね、我々としても十分に話し合っていきたいというふうに考えております。

◎平良和彦君

今、地域の方々と言えば、何とか清掃も視野に県のほうもやってくれるんじゃないかなという希望を抱く答弁でした。

続きまして、砂川保育所の件なんですけども、今見ますと本当に、我如古三雄議員も言うておりましたが、かなり草ぼうぼうで、駐車場とかもうかなり、何か木が生えているような感じになっておりますが、この際開発ですか、整備する際にですね、ぜひとも、見ていますと砂川保育所のほうは駐車場がちょっと少ないなというのを感じております。ぜひともですね、近くの畑等があればそこを借りてですね、やはりまず道路上にとめて子供を迎えたりとかしておりますので、そういう危険な状況も見受けられます。ぜひとも広いところで子供を安全で送り迎えができるようにしていただきたいと。これは要望でしたいと思えますので、よろしく願います。

続きまして、イノシシ駆除の状況は、県のほうでまた個体の調査をするということで、県が動くとかかなり進むのかなと期待しておりますけども、この前現場に行ったときですね、本当に農政課の担当職員の皆さんがですね、本当に頑張っているところを拝見しまして、本当にご苦労さんだなど。この場をかりて感謝を申し上げたいと思っております。また危険が伴うことでありますので、手当でも出ればいいのかなど。総務部長、少し考えたほういいかなと思っておりますが、これ答弁は要らないんですけども、それぐらい危険な仕事をしているなというのを感じております。頑張ってくださいと思っております。

続きまして、七又自治会の憩いの広場の整備についてですけども、今のところ補助金の事業メニューがね、探せないという話をしておりましたが、私はことしの5月にですね、議員数人と沖縄防衛局のほうにですね、施設に行きまして、勉強をしてみました。その際にですね、例えばの話で公園等、七又近く、こういった公園等ですね、防衛費等を使用することはできないのかなということ聞いたところですね、資料を見ながら、調べながら話していただんですけども、まあ大丈夫ですよという答えをもらってきております。ぜひともですね、やはりあずまや、この休憩場所必要だと。また、これ今度やっているあの自衛隊のほうもいますことでもありますので、ぜひとも防衛費のほう使えないのか、ちょっとお聞かせください。

よろしく申し上げます。

◎農林水産部長（松原清光君）

七又自治会の公園整備について、防衛省の事業が対応できるのではないかというような質問であります。それについては我々もまだ検討もしていませんので、この防衛省の事業でできるかどうかですね、検討して、調整してまいりたいと思っております。

◎平良和彦君

続きまして、金網の塀の話でございますけども、やはり今新しくてですね、危険性はないんですけども、やはり宮古島みたいに台風がたびたび来るとやはり傷んでくるのも早いのかなと。耐久性が15年ですか、とあるんですけども、やはり先ほども言いましたように、城辺の小学校のほういつ設置したのかちょっとわかりませんが、部分的にちょっと腐食してきているんです、さびが出て。これぐらいの鉄板みたいなので下の部分を補強していたのを見ますとですね、やはり傷むの、15年というんですけど、早くなるのかなと思っております。ブロック塀のほうは30年、メンテナンス等をやれば30年もちますよということをちょっと調べてみましたが、やはり金網が悪いというわけではなくて、金網をしっかりと毎年でもよろしいので、子供たちがね、この壊れているところでけがするとちょっとかわいそうな面もありますので、調査を常に行いまして、壊れているところはすぐ修繕するという取り組みをしていただきたいなど。これ要望でございます。

時間も迫っておりますので、それでは以上をもちまして私の質問は終わらせていただきたいと思っております。当局におきましては、宮古島市の社会の情勢ですね、変化に対しましていろいろと課題等があるかと思っておりますが、本市のますますの振興とまたご発展をですね、私も含めて協力して頑張っていきたいと思っておりますので、市のためにもともに頑張っていきましょう。

それから、私の質問に対しまして本当にご親切なご答弁をありがとうございます。それでは、令和元年最後の12月定例会の議員5番、平良和彦の一般質問を終わらせていただきます。よい正月を迎えることをお願いしながら、どうもありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前11時54分）

再開します。

（再開＝午前11時54分）

これで平良和彦君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時半から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時54分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎上地廣敏君

一般質問を行いたいと思います。まず、通告してありますそれぞれの項目について順次質問をしますの
で、当局におかれましてはぜひ明快なるご答弁を求めたいと思います。

初めに、市長の政治姿勢についてであります。1点目の県営宮古広域公園整備事業についてお伺いをし
ます。これまでの県の説明によりますと、公園予定区域内に位置する市道ミナイ原線を廃道にするとの
前提に立って計画を進めてきておりますが、私はこれまで皆愛集落の皆さんの総意であるとの観点から、
去る5月14日に開催された公聴会においても、仲子ク原線から来間線までの約420メートルについては廃道
もやむを得ないが、来間線から皆愛学童線までの約737メートルについては、現状のままミナイ原線とし
て地域住民の利便に供する道路として残してほしい、その旨陳述をしました。その後、10月3日に県が実
施した皆愛集落における計画説明及び意見交換会においても、同様の路線廃止に反対するとの意見が上が
っていたという報告を受けております。そこでお伺いをしますが、来年2月ごろに開催予定の沖縄県都市
計画審議会に提案する区域の設定やゾーニング等、いわゆる整備方針は、令和元年度6月4日に開催され
ました宮古島市都市計画審議会で示された計画概要のとおりとなるのか、お尋ねをします。

2点目に、新技術実証栽培事業についてお伺いをします。この事業は、平成30年度をもって終了をして
おります。今年度は予算も編成されないまま、施設は休眠状態であります。この施設は、平成26年度一括
交付金を活用し、ポットファーム栽培施設及び再生可能エネルギー利用管理システムも含めて総事業費が
1億3,568万4,000円。膨大な事業費をかけて整備された施設であります。従来の土耕栽培から脱却し、高
品質、高収量及び高収益を目指して独立したポットで栽培するトマトに特化した栽培設備で、施設を利用
し、農家が新技術を取得し、生産性の高い農業への転換等を図りながら農家の所得向上につなげることを
目的として整備された施設であります。当時は施設園芸農家等に大きな成果を期待されて始めた事業であ
りますが、現在の状況はどのようになっているのか、また今後の利活用について方針が示せるのであれば
伺いたいと思います。

3点目に、バイオエタノール製造施設の利活用計画についてであります。去る9月定例会でも質問しま
したが、答弁によると管理運営する日本アルコール産業株式会社に確認したところ、具体的な活用計画が
進展している状況にはないとのことでありましたが、その中で地元企業から利活用についての提案があり、
現在提案された内容の精査に入っていると答弁されております。そこでお伺いをしますが、現状はどうな
っているのか、日本アルコール産業株式会社から利活用についての報告などはないのか、お尋ねをします。

4点目に、来間大橋東側の航路標識等、いわゆる立標の設置工事についてお伺いをします。この事業に
ついては、平成31年4月23日開催の臨時会において4,583万3,000円の補正予算化されたことから、宮古島
漁業協同組合、伊良部島漁業協同組合の組合員を初め、航路を利用する皆さんが早期の設置を望んでいた
ところであり、ところが、9月17日の入札以降工事に関する動きが現場で全く確認できないことから、
漁民の皆さんから市の事業執行等への不満が聞こえております。そこで、設置工事の進捗はどうなってい
るのか、工事のおくれの理由は何なのか、お尋ねをします。

5点目でありますが、来間島にある農道来間西1号線の改修についてお伺いをします。この農道来間西
1号線は、来間島のほぼ中央を東西に走る道路で、来間島において最も交通量の多い基幹道路として、い
わゆる農道基幹道路として利用されております。加えて島では約3年ほど前から、島の西側一帯で、仮称

でありますけれども、来間島リゾートの施設の開発工事が始まっております。そのため大型の工事関係車両等が頻繁に通行するようになったため、特に来間部落の墓地団地周辺においてでこぼこができており、地域住民や観光客等の利用者から改修してほしい旨の要望が出ております。計画はないのか、お尋ねをします。

次に、教育行政についてお伺いをします。初めに、学校における教育用コンピューターの整備状況についてであります。文部科学省の調査によりますと、全国の学校に配備されている教育用コンピューターは、ことし3月時点で児童生徒5.4人に1台となっており、沖縄県は4.8人に1台であることがマスコミで報道されております。1台当たりの児童生徒数を都道府県別に見ると、最も高いのは佐賀県の1.8人に1台で、最低は愛知県で7.5人に1台であります。また、同じ都道府県内でも市町村によって格差が広がっているようであります。そこでお伺いをしますが、宮古島市における児童生徒への配備はどのような状況にあるのか、お伺いをします。

2点目に、佐良浜スポーツセンターの利活用についてお尋ねします。スポーツセンターを閉鎖してからおよそ2年くらい経過していると思いますが、現在管理する教育委員会としては利活用についてどのような方針を持っているのか、お伺いをします。

次に、福祉行政について伺いたいと思います。まず、1点目に、生活保護世帯に対する住宅扶助上乗せについてであります。この件についてのマスコミ報道によりますと、生活保護受給世帯から市の福祉事務所に対し、居住している物件の家賃を急に引き上げられたなどの相談が相次いでいるとして、市は10月からやむを得ない場合に限り生活保護費の家賃に当たる住宅扶助について、単身で月額3万2,000円の上限額にさらに9,000円を上乗せして、上限を月額4万2,000円に引き上げるとの方針であるという報道がありました。そこでお伺いしますが、現在において家賃は生活保護の世帯の住宅扶助より家賃は引き上げられているのか、お尋ねをします。

2点目に、高血圧ゼロのまちプロジェクトへの応募についてであります。この件については、日本高血圧学会が支援モデル自治体を募集しております。学会事務局によれば、応募した自治体に対し高血圧の専門医を中心に学会員がメンバーに加わり、企画やプロジェクト等の遂行に助言や支援をしていくということで、できるだけ多くの自治体に参加してほしいと呼びかけております。そこでお伺いをしますが、市として事業参加への応募予定はないか、市の見解を賜りたいと思います。

最後に、水道行政についてお伺いします。まず、来間島への配水池増圧ポンプ設置工事について、その経緯について、そして来間島における現在の水圧と工事完了後の水圧比較、加えて今後のリゾート施設等への増圧については市としてどのように対処していくのか、見解を賜りたいと思います。

以上、質問しましたが、よろしくお願いをします。

◎企画政策部長（友利 克君）

バイオエタノール製造施設の利活用計画について答弁します。

上地廣敏議員からもありましたとおり、9月定例会でも答弁をしました。譲渡先であります日本アルコール産業株式会社によりますと、地元企業からの提案を受けまして、その内容を慎重に精査しているところとの説明でございました。

なお、改めて状況の確認をしました。その回答としましては、今年度中には新たな利活用計画を決定で

きる見込みとの説明を受けております。

◎福祉部長（下地律子君）

生活保護世帯の住宅扶助上乘せについてでございます。現在のところ、特別基準の適用はまだ行っておりません。昨年あたりから家賃値上げを通告されている世帯から福祉事務所への相談が何件もあり、それに対する対応など被保護世帯に助言等をしているところでございます。具体的に申し上げますと、大家等との家賃の現状維持を求めた交渉を行うよう促すとともに、専門の法律事務所、消費生活センターなど、相談するよう助言、指導を行っております。交渉が不調に終わった結果におきましては、基準額以内の他の物件へ転居を指導することになりますが、基準内の物件がないこのような状態が続くようであれば、特別基準の適用も検討していきたいと考えております。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

高血圧ゼロのまちづくりプロジェクトへの応募についてのご質問にお答えします。

宮古島市では、高血圧症等からくる脳血管の疾患による死亡の割合や介護認定率も高く、高血圧の予防は大変重要な課題となっております。したがって、現在も保健師等専門職を中心に全市民を対象にした健康教育、健康相談を実施し、国民健康保険者に対しては宮古医師会や市内の医療機関と連携しながら検診の受診勧奨及び検診後の軽度高血圧者に対する生活習慣改善を指導しております。また、重度高血圧患者や治療中断者には、医療機関受診勧奨を行っているところでございます。市民全体を対象を広げました高血圧ゼロのまちプロジェクトへの参加は現在予定しておりませんが、高血圧予防対策については今後とも宮古医師会や医療関係機関とも連携し、情報を共有しながら取り組みを強化していきたいというふうに考えております。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず最初に、新技術実証栽培事業の現状、それから今後の施設の利活用方針についてお答えします。

新技術実証栽培施設は、平成27年から3カ年間をめぐりに行った実証栽培が終了したことから、現在施設は活用しておりません。そのため、令和元年度における実証栽培施設に係る管理費等の支出はありません。今後の実証栽培施設の利活用方針については農家に委託または譲渡する方向で検討しており、これまで実証栽培で蓄積したデータ等については、栽培管理に活用できるよう農家に提供してまいりたいと思っております。

それから、来間大橋東側の航路標識の設置工事の進捗についてであります。来間東沖標識等設置工事の進捗については、令和元年9月18日に工事請負契約を締結し、令和2年2月28日までの工期で標識灯3基の設置、整備を進めております。11月末までの進捗については工事費ベースで約23%であり、現在沖縄本島の工場で作成されているところであり、来年1月中旬までに製作を完了し、宮古島市までの輸送を終えて2月中に設置を完了する予定となっております。

それから、農道来間西1号線の改修工事の件についてお答えします。農道来間西1号線は、来間島の中央に位置した東西路線で、農業の利便性上、重要な農道であります。近年は大型車両等で交通量がふえている状況にあり、ご指摘のとおり道路の整備後年数が経過していることから、一部で陥没や劣化が見受けられております。このことから、今後は予算を確保して早急に対応してまいりたいと思っております。

◎建設部長（下地康教君）

市道ミナアイ原線に関するご質問にお答えします。

県宮古土木事務所に確認をしたところ、ミナアイ原線につきましては市道として廃止するものの、皆愛集落の方々が日常的に海辺を利用している状況を踏まえ、園路を活用し、海へのアクセスを確保する検討を行っているとのことでした。

なお、これまで皆愛集落への説明会は10月3日に開催されておるところであります。県は今後も地域の方々に対して理解が得られるよう、意見交換会等を実施していくとのことでした。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

来間配水池増圧ポンプ設置工事について、経緯ですけれども、来間配水池においては近年の観光客の増加により飲食店などが増加し、水道水の使用量が増加するに伴い、お昼時間及び夕方などの水道水を多く使用する時間帯においては、水圧が低くなるなどの問い合わせが寄せられるようになりました。本市としましては、今後においても観光客の増加により使用水量がさらに増加した場合は水圧低下の懸念があるとして、市民の要望及び適正水圧を確保する目的にて今回増圧ポンプの設置により水圧の増圧を行うこととしました。

次に、現在の水圧と工事完了後の水圧については、現在は来間小学校付近では約0.15メガパスカルとなっており、工事完了後は約0.2メガパスカルの水圧を確保する予定となっております。

次に、リゾート施設への増圧計画はあるかについては、今回の工事は民家地区を対象としており、リゾート施設への水圧については対象外となります。

◎教育部長（下地信男君）

学校の教育用コンピューターの整備状況についてでございます。学校で児童生徒が使用する学習用パソコンの整備は、1学校当たりクラス分を既に整備しており、ことしの10月末現在では、小学校が1台当たり7.0人、中学校が1台当たり3.6人という状況となっております。小中学校全体では、1人当たり平均5.4人の状況でございます。これは国、県の平均値とほぼ同規模でありますけれども、学校の規模によりましては1台当たりの児童生徒数に差が生じているという現状でございます。そのため、平成30年度に策定した宮古島市教育情報化推進計画では、1学校につき3クラスに1クラス分、おおむね1台当たり3名ほどの児童生徒が利用できるような環境整備を目指しているところでございます。

◎生涯学習部長（下地 明君）

佐良浜スポーツセンターの利活用についての質問でございます。佐良浜スポーツセンターについては、施設の老朽化、利用者数の減少により、平成27年度より休止しており、費用対効果の面からもプールとしての再開は厳しい状況にあります。また、同施設はひび割れなどがあることから、養殖施設のための海水等を導入した利用は困難だと思われることから、廃止する方向で検討しております。

◎上地廣敏君

それでは、順次再質問をしていきたいと思っております。

まず、1点目のですね、県営宮古広域公園整備事業について、伺いたいと思っております。先ほどの建設部長答弁では、県のほうはミナアイ原線について廃道の予定として事業を進めていきたいと、なお引き続き皆愛集落の皆さんと意見交換会などを実施して、市民の、集落の方々の理解が得られるような方向でやりたいというふうな答弁であったかと思っておりますが、私二、三日前にですね、このミナアイ原線に沿って、今

ゾート施設、いわゆるヴィラタイプの戸建てのヴィラがですね、向こう今10戸建っております。これ利用する道路はミナアイ原線になるわけですね。来間前浜港に入るあの十字路、いわゆる来間線とミナアイ原線の交差する十字路から皆愛学童線に向かって、あの十字路から大体80メートルぐらいのところからヴィラの建築が始まって、長さが大体100メートルぐらいあります。二、三日前にこの建築をしている業者の代表の方の意見を聞きましたけれども、県のほうから皆さんにこの道路は廃道にしますよというふうな打診とか、そういったものはありますかと聞きましたところ、全くありませんと、こういうふうに回答しておりました。これは、来年2月に県の都市計画審議会での宮古広域公園の概要、いわゆる区域を50.2ヘクタールというふうに示しておりますけれども、この区域を決定するための都市計画審議会が開かれると。そこで決定されれば、今県のほうが示している部分が区域として決定をするという運びになっております。したがって、このミナアイ原線の取り扱いについてはですね、早急に話し合いを進めて、早急に何らかの方策を考えないとですね、来年2月の、年明け2月の県の都市計画審議会においての区域の決定までいかないんじゃないのかというふうに思います。言いかえれば、ミナアイ原線は延長で1,137メートル、大体約1,140メートルぐらいですか、あります。仮に幅員を6メートルとして概算をしてもですね、1ヘクタール近い面積が出てくると。来間線から皆愛学童線まで737メートルぐらいですから、これに幅員6メートルを掛けてもですね、約5,000平方メートルに近い面積になるということになりますから、これは区域の50.2ヘクタールと相当関係してくるわけですね。だから、全部廃道にして、その道路分の面積も区域に組み込むと。組み込んだ面積が50.2ヘクタールなんです。それで、県が渋っているのは、面積の変更があると廃道をしないで一部残すことによって面積の変更が出てくるので、それをやりたくないというふうに思っているというふうに理解しますけれども、ただ問題はまたもう一つですね、この（仮称）前浜リゾートと言われている10戸のヴィラタイプの戸建ての施設ですけれども、全体事業費正直には答えてもらえなかったんですけれども、この施設は説明会によると県が買い上げるというふうな説明を県はやっていますけれども、県に買えるだけの資力があるんですかねと聞きましたところですね、まあ5億円以上の金額を示しておりましたけれども、それだけの金額を出して本当に県はあの施設を買ってどういった形で利活用するのかですね、不思議でなりません。

そこで、質問の聞き取りにも話しましたが、県のこのリゾートに対する考え方、本当にこれまで説明しているようにですね、買い取る方針があるのかどうか、その辺についても一度建設部長の説明をお願いしたいと思います。

◎建設部長（下地康教君）

県営公園に関するご質問がございました。まず、ミナアイ原線の廃止という問題と、それとヴィラタイプのリゾートホテルが建設中であるということで、計画用地の中にですね。それをどうするのかと、県の考え方はどういうものなのかというご質問だったと思います。来年の2月に県都市計画審議会の開催を控えております。県としてはそれまでに廃道の方針を決めていくということでありまして、この審議会の中で区域を決定するというので、おおむね目的とその区域を決定するという形になりまして、詳細な施設の設定といいますか、それを議論するものではないというふうにもしております。したがって、県としては基本的にそのエリアの中にあるものに関しましては補償をしていくということを我々のほうには伝えております。したがって、今のところは県としてはそのエリアの中にある物件に関しては補償をし

ていくという形になると思います。

それでは、今現在進んでいるものをじゃどうするのかという話もあるんですけども、ただエリアが正式に決定しないことにはなかなかそういう相談もできないという立場もあると思います、県のほうはですね。なので、基本的には都市計画のエリアを決定をして、それからいろいろな交渉事が進んでいくというふうに思われます。

◎上地廣敏君

はい、わかりました。ただ、廃道にするという方針であるということには変わりないと思いますけれども、この施設はですね、年内にほとんどが竣工して、年明け早々にはオープンをするというふうな運びになっているというふうに建築を進めている代表の方は話しておりましたので、年明け早々オープンをして、実際に営業活動に入っている中で買い上げの交渉が果たしてできるのかどうか。仮に県が適正価格で買い上げますというような話でありましたけれども、数億円、5億円も6億円もお金をかけて買い上げる必要があるのかどうかちょっと疑問が残りますけれども、まあこれまた3月定例会あたりを見据えて、その状況の変化によってですね、再度また質問をしていきたいと思っております。ぜひ市におかれましてはですね、県の土木のほうからもっと詳細な本音の部分を開き出しておいていただきたいというふうに思います。

それから、2点目、次であります、この実証事業、農林水産部長の話では農家へ委託をする、あるいは譲渡をすること、2本立てで今後検討を進めていきたいというふうな答弁だったと思います。最新の設備を備えてつくった施設ですからですね、ぜひ年度内には今後の活用方針について具体的にどういった形で新年度、令和2年度からは進めるというふうな利活用の方針をですね、決定をしていただきたいというふうにこれ要望をしておきたいと思っております。

次に、バイオエタノールについても、企画政策部長のお話では本年度中に新たな計画が発表できる運びにあるというふうなことであります。この施設はですね、実は土地が上地自治会の部落有地になっておりまして、自治会の皆さんもですね、この施設の稼働については非常に興味を持っているところでありますので、ぜひ日本アルコール産業株式会社と協議を重ねながらですね、早目のこの施設の利活用を促していただきたいというふうにこれも要望をしておきたいと思っております。

漁民の皆さんが相当期待をしていた来間大橋東側の航路標識、立標でありますけれども、4月23日に臨時会で予算の確保をして、5カ月後の9月17日に入札が執行された。5カ月間何をしていたのか。これ設計は、前年度に全て終わっているはずですよ。だから、漁民の皆さんは、これできないんじゃないのという意見なども聞こえたりしておりました。いや、入札は終わっているから必ず確実に立ちますというふうな説明をこれまでやってまいりましたけれども、幸い農林水産部長答弁で3基を年明け2月中には設置したいという答弁でありますので、もう漁民の皆さんは、漁民だけではなくて、向こう側の航路を利用する方々、特に最近はまだジェットスキーの全日本大会ですか、なども開かれて、あの航路の付近、航路を越えてジェットスキーが外のほうに出ている状況なども見受けられておりますので、ぜひ早目の設置について業者の皆さんともですね、連携をしながら進めていただきたいというふうにこれもお願いをしたいと思います。

次に、来間島の農道、来間西1号線、この基幹農道でありますけれども、しかし西側一帯で今開発が進んでいる。もうそろそろ終盤に入っておりますけれども、来間リゾートへの進入路というふうになります。

特に大型の観光バスなどは、集落内が通れないためにですね、この農道を通して来間リゾート施設に入っていくというふうな形になりますので、このでこぼこについてはですね、早急に改修をする必要があると。これはでこぼこができているところはですね、農業用のかんがい排水施設の管が埋まっている部分なんですよ。約1メートルぐらいの幅で、ずっと東西に延びている。多分管の布設したときに転圧が不足をしていたために大型車両が通るとそのでこぼこができてしまったというふうなことが考えられますので、現場をですね、見ていると思いますけれども、いつごろ予定、いつごろまでにできればやりたいというふうな、予算を確保して早急に対処するということでもありますけれども、年度内に対処するという方針なのか、それとも年明けの新年度の当初予算で改修事業費を計上したいと思っているのかですね。このリゾートについては、年明け2月20日ごろオープンの前というふうなリゾートのほうは発表していますので、できればそれまでに、あるいはできなくとも3月中にはぜひ改修をしていただければと思います。これについては、答弁をよろしくお願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

農道来間西1号線の修繕についての質問がありました。現場の修繕等も確認を再度しながら、年度内での予算での修繕が可能であればそういう対処していきたいと思っておりますし、それが不可能であればまた新年度の予算も計上してですね、早急に復旧をしていきたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

次に、教育行政について伺いたいと思います。

まず、学校の教育用コンピューターについてであります。先ほど申し上げたようにですね、沖縄県は平均で4.8人に1台ということになります。先ほどの教育部長の答弁では、小学校で7.0人に1台、中学校で3人に1台というふうな報告でありました。平均すると大体国の平均5.4人に1台というふうなことに宮古島市もなるという報告、答弁でありましたけれども、しかし1週間ほど前ですか、臨時国会が閉会前にはですね、テレビの報道で流れておりましたけれども、国は令和5年、いわゆる2023年度までに1人1台の配備をしたいというふうなこと、ニュースが流れておりました。といいますのは、これは2020年度から実は小学校においてプログラミングが必修になるというふうなこと。したがって、そのパソコンが配備されていないとそういった教育の目標が達成できないというふうなことになるわけでありまして。いつごろまでに小学校の7人に1台という、今これ全国の平均も相当上回って悪い状況にありますけれども、国が示している2023年、いわゆる令和5年度までに1人1台というふうな国の方針が宮古島市でもでき得るのかどうかですね。その辺年次的に整備をしていくわけですが、そのあたりの見込みといいますか、目標といいますか、そういったものがあればですね、お聞かせを願いたいと思います。

◎教育部長（下地信男君）

学校コンピューター、教育用コンピューターの整備について、再質問にお答えします。

小学校では平均1台当たり7.0人ということですが、やはり学校によって、多い学校では最大13人に1台とかですね、そういう、最少で1台当たり1.6人という格差があるわけですね。その格差を解消しようということで、市の計画ではおおむね1台に3名程度の児童生徒が利用できる環境を目指しております。

上地廣敏議員ご指摘の政府が12月5日にですね、閣議決定された経済対策の発表の中で、全国の小中学校に児童生徒が使用するパソコンやタブレット端末を令和5年度までに1人1台整備するという方針が含

まれておりました。これは国の総事業費は5,000億円程度という報道がありましたので、国の補助事業が出てくるものとこれは理解しております。市のパソコン、学校コンピューターの整備についてはもう財源をどうするかというのが大きな課題でしたので、国が地方の支援をするということで大変歓迎しているところです。したがって、国がどういった補助内容出てくるかまだ詳細つかめておりませんが、この国の支援を受けてですね、やっぱり国の目標とする1人1台という方向で支援するのであれば市もその方向で整備をしていくと、そういう、今ただ具体的にどういった内容がということわかりませんが、ただ国の方針はやはり向かっていくべき方向だと思いますので、その辺十分検討してやっていきたいと思っております。

◎上地廣敏君

ぜひですね、来年度から小学校でプログラミングが必修となるということでもありますから。ただ、心配されるのはですね、必修になっても1台7名で利用する、あるいは大規模校になりますと13名で1台とかですね、そういった方向にあるという状況ですから、できるだけですね、必修になる小学校を先に整備をしていけばですね、国の方針にも沿った教育が実践できると思っておりますので、ぜひそのように小学校からまず整備をしていくという方向で進めていただければと思います。

次に、佐良浜スポーツセンターの利活用については、平成27年から使用を休止しているということでもあります。平成27年以降約1年間ぐらいは伊良部漁業協同組合が事務所として使っておりましたけれども、この休止されている状態をですね、伊良部漁業協同組合の皆さん、それから漁民の皆さんが何とか利活用できないものかというふうな形でいろいろ聞いたりしております。中にはですね、陸上養殖としてプールを活用したいという話も出たりしておりますが、今来間島でも陸上でシャコガイ、ヒメジャコの陸上養殖をしております。だから、先ほどの生涯学習部長答弁では、経年劣化によってひび割れがあるので、プールは使えないというふうな報告でありましたけれども、このひび割れとかですね、そういったのは今の技術ですぐ簡単に直せるわけでもありますから、それを取り壊しということではなくてですね、もし利用したいという利用計画が出てくればですね、現状こういった状況でありますから、じゃ修繕をして使ってくださいとか、交渉の余地は幾らでもあるというふうに思います。まずは利活用に向けて考えていくのか、あるいは漁民、漁民というよりも伊良部漁業協同組合のほうと利活用についての話し合いをする計画はないのか、あるいはまた佐良浜地域振興会という組織もあるようでもありますから、その辺のところとゲートボール場も含めたあの施設一帯をですね、どういった方向で活用したほうがいいのか、そういった協議をぜひ進めていただきたいと思っておりますけれども、そういった計画はあるかどうかですね、答弁をお願いしたいと思います。

◎生涯学習部長（下地 明君）

利活用についての質問でございました。利用については、伊良部漁業協同組合から宮古島市佐良浜スポーツセンター利用のお願いがあり、シャコガイ畜養水槽、モズク種つけ場、大型種生けす網で畜養、小型カツオの生き餌用で畜養等の利用計画書が提出されております。教育委員会としては先ほど答弁したとおり、再整備に向けて多額の費用を要することから、施設を廃止、解体の方向で宮古島市財産管理規則第30条第1項に基づき、行政財産の用途の変更及び廃止で検討をしております。この後の流れとしましては、財産処分を受けて公有財産検討委員会などにおいて新たな提案があった場合には、その委員会の中で諮っていきたいと考えております。

◎上地廣敏君

今の答弁でありますけれども、新たな利活用の計画が出されれば委員会に諮っていききたいと。そうすると、これまで出された何件かの利活用についての申し出はだめですと、この申し出によると多額の費用がかかるから多額の費用をかけて皆さんに利用させるよりは市としては取り壊しをしますと、今のところはそういうふうな結論に立っているということですか。もう一度お願いします。新たな計画が出ない限りもう取り壊しをするということになるのかですね、その辺ちょっと確認させてください。

◎生涯学習部長（下地 明君）

今のところ、教育委員会のほうには申出書というか、要望書は漁業協同組合以外には来ておりませんが、現在のところ教育委員会としてはまたこの施設に費用をかけて利用していただくというような考えはありません。

◎上地廣敏君

まあ市の方針、教育委員会の方針としては、やはり費用をかけてまでは維持しない、管理をしないということのようではありますが、二、三日前の県紙のほうにこういった記事が載っておりました。本部町でカツオ船を最後まで持って、カツオ漁を操業していた人の息子ですか、孫ですか、レストランをやっていると。その中で釣り堀を始めた。その釣り堀が人気が出てきて、本部町以外の中部方面からも子供たちを連れた親子連れなどが土日を利用して釣り堀に遊びに来ていると。非常ににぎわいを見せつつあると。店主のほうは、将来本部町でのカツオ漁を目指して頑張っていきたいというふうな話などもありました。

今、水産業が、特にカツオ漁が県内であるのは佐良浜のみであります。伝統漁法のアギヤー漁初めですね、カツオ船が3隻もいて、毎日のように出漁しておりますけれども、あの佐良浜スポーツセンターを活用して新たな漁業生産の道を考えて、いろいろ漁業協同組合のほうと協議をしていくのも私は行政の大きな仕事だと思っております。これがひいては今衰退しているカツオ漁の再生産にもつながっていくというふうにも思います。私はこの施設をですね、取り壊しを急ぐのではなくて、何回も何回も漁業協同組合の皆さんあるいはこの佐良浜地域振興会の皆さんの意見を聞き取りをして、どうすれば地域の活性化につながっていくのか、漁民が元気が出てくるのか、そういったことをぜひ考えていただきたいというふうに思っておりますけれども、やはり施設の管理の最高責任者は市長でありますから、ぜひ市長のお考えをお聞かせ願えればと思っておりますが、よろしくお願いします。

◎市長（下地敏彦君）

あの施設を見てみました。漁業用の施設に転用することは難しいと思います。漁業協同組合から提案のあるいろんな施設については、漁港内の施設にですね、新たにつくったほうが合理的であるというふうに思います。したがって、何をどういうふうに具体的にやりたいかというのがあれば、それは水産の分野ですから、漁港の中でやるのか、やらないのか、そういうふうなものを話し合ってみたいと思います。いずれにしろ、あの施設を使ってやるということは難しいと思います。

◎上地廣敏君

ぜひですね、漁業協同組合、それから佐良浜地域の振興会の皆さん、そして市長、市長部局も交えてですね、教育委員会、ぜひ意見交換会を早目にやっていただきたいというふうに要望をします。

次に、生活保護受給世帯からの家賃の高騰による住宅扶助費の引き上げの問題です。実はこれ県の子ど

も未来政策課長でしたかな、県の課長のほうからの発言として県紙に載っておりました。いろいろ内容を聞きますと、ヒアリング段階での話が実は10月実施というふうな形で新聞記事になってしまっているというふうなことでありました。ただ、今宮古バブルと言われていて、家賃が非常に高騰している。生活保護世帯ではないんですけれども、一般の若い人たちも家賃の高騰に相当悩んでいるというふうな状況に今あります。もし仮にこういった状況が続いていけばですね、恐らく今の生活保護費の住宅扶助、月3万2,000円では到底住めないということになるわけであります。市がいろいろ聞き取り調査などをして、恐らく県のほうとのヒアリングの際に出したのが、9,000円の金額が出てきたというふうに思っておりますけれども、仮に宮古島市が住宅扶助費9,000円を上乗せをして限度額を4万1,000円に引き上げますということで県のほうと調整をした場合ですね、この生活保護費の原資、いわゆる4分の3については国が費用負担を見ているのかと、その辺の見通しをお願いしたいと思います。

◎福祉部長（下地律子君）

市のほうが特別基準額を適用する場合ですね、国が示している特別基準額が適用できるやむを得ないと認められる場合の適用となりますので、基準額同様特別基準を適用した場合におきましても国の負担4分の3は同様に負担となります。

◎上地廣敏君

2点目の高血圧ゼロのまちプロジェクトへの参加、応募でありますけれども、これせつかくですね、日本高血圧学会が専門医がそろっているというふうなことで、応募は来年の3月までであります、プロジェクト自体は2025年。ですから、あと6年先、2025年までの間に3年から5年間の期間をかけてそういった取り組みをすると、そういった自治体に対して専門医の派遣、指導、助言などを行って、できるだけ地域から高血圧症をなくしていこうというふうな全国規模の取り組みであります。生活環境部長答弁では、今のところ予定をしていない、従来の高血圧予防についての健康教育あるいはその他、健康体操もそうだと思いますけれども、そういった従来行っている事業を引き続き継続していきたいということでありますので、ぜひ私はですね、チームをつくって、一つの課で実施するというのは人的な配置もあることから厳しいと思いますけれども、まずは国民健康保険課から1人、あるいは健康増進課から1人、あるいは福祉の高齢者支援課あたりから1人と、こういったチームを何人かずつくって、こういった人たちに頑張ってもらおうというふうな方法も一つの方策ではないのかなと思います。せつかく日本の学会がその専門医を派遣したり、あるいは指導、助言を行って皆さんのまちから高血圧の患者を減らす、あるいはなくするという取り組みを手伝いますよと言っているのに、いや、我々はこれまでの従来の予防教育で十分ですと、応募しませんということはもったいない話であるというふうに思っておりますが、これについても一度生活環境部長の答弁をお聞きしたいと思います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

上地廣敏議員がおっしゃるとおり、高血圧の専門医の学会員からのアドバイスが受けられるというのが最も大きな特徴ではございますが、ただ宮古島市も現在でも高血圧は大きな課題と捉えまして、その高血圧の解消に向けていろんなアドバイスをいただきながら取り組んでいるところでございます。正直言いまして、メリットがいま一つよく見えないという部分がございます。ただ、検討する方向性として、市民全体ではなくてですね、国民健康保険対象事業者の特定健診の対象者に絞って取り組むとかですね、いろん

な方法があるかと思いますので、上地廣敏議員の今提案も含めまして、もう少し研究をしてみたいと思っております。今年度いっぱいの募集でございますので、これ早急に結論を出していきたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

最後になりましたが、水道行政についてお伺いします。

まず、配水池の増圧ポンプの事業については、これまでも三十数年そのままであったというふうなことから、いろいろ水の需要が伸びているというふうなことで、そういったことなどによって来間島の住民の生活用水が水圧がちょっと弱いということで、今工事が進行中であるというふうに思っておりますが、まず0.5メガパスカルの増圧がされるというふうなことでありますけれども、今後ですね、来間島では来春オープン予定の来間リゾートのほかに、あと1社か2社ぐらい申請をしたいというふうなのが聞こえたりしておりますけれども、今後こういったリゾート施設が建つ場合にですね、さらに今の状況では水圧が関係してくると思っておりますけれども、新たなリゾート施設が建った場合にですね、どのように新たな施設に対して対応していきたいと思っているのかですね、その辺の方針みたいなものがあれば聞かせていただきたいと思っております。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

現在において、来間地区においてはホテルの具体的な申請はございません。仮に申請がある場合においては、全部出してもらっているんですけども、水利用計画書の中で対応してまいりたいと考えております。

◎上地廣敏君

数点にわたって要望あるいは早期の取り組みについてお願いをしておりました。以上、質問した全ての項目について、前向きな答弁もありましてですね、ぜひもう一度再考していただきたいというふうな答弁などもありましたが、ぜひですね、市民の要望する計画などが早急に実現できるように、市の各部長の取り組みを期待をしまして、すばらしいまた令和2年度が宮古島市に訪れますように願ひまして、私の一般質問を終わりたいと思っております。

◎議長（佐久本洋介君）

これで上地廣敏君の質問は終了しました。

◎高吉幸光君

公明党の高吉幸光でございます。本日のアンカーとなりまして、いろんな方面からプレッシャーがかかっておりますけれども、元気いっぱい最後まで質問をしていきたいなというふうに思っております。

首里城の焼失については多くの議員がおっしゃっておりますけれども、政府のほうで再建に向けての基本方針5項目が設定をされました。今年度中に復元の工程表を策定するというところでありますので、これに向けて県民一丸となってまた取り組んでいきたいというふうに思っております。

それでは、通告に従ひまして質問をさせていただきます。まず、高等教育機関の誘致についてということであります。11月25日から28日までの日程で、チャーター便にて台湾のほうを訪問させていただきました。その中で長榮大学を視察訪問させていただきましたけれども、当初はその日程がなかったにもかかわらず、私たちも本当にぜひ見たいなという思いを言いましたところ、市長のほう、また長榮大学のほうの配慮がありまして、急遽訪問をさせていただくことになりました。大変ありがとうございました。

本当にこの大学自体としては、本当に大歓迎をしていただくというような形で、向こうの熱意というのが本当に十分通じるなというふうな思いがしております。2018年5月19日からという訪問をして、それからという縁が始まったということでありましてけれども、ここまでの経緯をぜひ説明をしていただきたいと思いますというふうに思います。

◎企画政策部長（友利 克君）

長榮大学関連のここまでの経緯について説明をします。

市と長榮大学は、昨年9月5日に、文化交流の促進、教育、学術交流の促進、長榮大学宮古島分校設立への取り組みなどについて覚書を交わしているところでございます。まず、昨年11月19日には、城辺庁舎におきまして拠点となります長榮大学日本教育センターを設置しております。現在は月に1回程度台湾から大学の関係者が市を訪れまして、覚書で取り交わしました取り組みの推進に関しまして調整を継続的に行っているところでございます。

ことしの8月には、本市における文化、教育、学術を深める取り組みとしましてサマーキャンプが開催されております。これは長榮大学とその姉妹校であります明治学院大学から16名の学生が参加し、市内の各所でのフィールドワークや狩俣地区の小中学校の子供たちと日本、台湾双方の文化交流を実施したところでございます。

そのサマーキャンプは学生から非常に高い評価、好評を得ていることから、当初予定になかったウインターキャンプを今月6日から実施しているところでございます。このウインターキャンプには、学生、教員合わせて20名ほどが参加をしております。このウインターキャンプ期間中には、下地島空港での空の日イベントに大学ブースを設置しまして台湾文化の紹介をするなど、官民間わず幅広く本市での取り組みに参画をしていただいているところでございます。今後も台湾、長榮大学との交流、そして大学誘致設置に向けた取り組みをしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

◎高吉幸光君

大学関係者が本当に何回も来られていて、特に日本教育センターの管主任は本当に18回目の訪問をしているということでね、本当に日本語でしゃべっていてもこっちのほうが圧倒されるぐらい素晴らしい人ですけれども、またその日本教育センターが開所されたということで、今後分校設立に向けての課題、スケジュールはどのように進んでいくのか、行政の部分でできる部分はどこなのか、そういったものをちょっとお話しただけならばというふうに思います。

◎企画政策部長（友利 克君）

分校設置に向けての課題ということでございますけれども、課題といいますよりは手順を踏むということで、課題ということではないというふうに思っております。まず、長榮大学は宮古島分校の設置においては日本の学校設置認可に基づくものを計画してございまして、その申請に向けた計画書の作成を進めているところでございます。台湾の長榮大学、これはもう外国の大学でございますので、日本での手続を進める前に台湾の法律に適合する必要があるということで、現在は台湾政府との協議、調整に向けた準備に入っているところでございます。台湾政府との協議、調整におきましては、日本における設置の実現性、設置する自治体との関係性などの確認をする必要があることから、市としましてはこの台湾政府との協議等において積極的に協力し、長榮大学の分校設置に向け、支援をしていきたいと考えております。

◎高吉幸光君

まずは台湾の法律にのっとってということでありますけれども、それがある程度めどがついた後、日本の場合でいうと文部科学省との関係が出るということでもよろしいでしょうか、お願いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

文部科学省所管の手続が必要になるということでございます。

◎高吉幸光君

その手順が全て済んで分校が設立されるというのが決まったときにですね、企画政策部のほうからいただいた資料で、向こうのこれからの分校の設立に向けての資料をいただきましたけれども、この平良庁舎、また城辺の庁舎も含めてですけれども、ここを活用したいというふうなお話、向こうのほうでも映像を見させていただきましたが、そういうふうな可能性はあるのかどうか、ぜひお答えいただきたいと思います。

◎企画政策部長（友利 克君）

長栄大学のほうからは、この平良庁舎を活用しての分校設置という提案を具体的に受けているところです。庁舎の活用にあたってはですね、長栄大学から提案があった時点で役所内の公有財産等売却検討委員会などに諮りながらですね、具体的に活用が可能かどうかというものを審査、審議していきたいというふうに考えています。

◎高吉幸光君

これまでもいろんな施設が、今学校等も休校及び廃校という形になって、今後の活用という点で非常にいつも先が決まらないままに言っているところが非常に不安な部分があるんですけども、逆にそういった活用をしていただけるめどがあるのであれば、やっぱりぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

本当にこの長栄大学の歓迎ぶりというのが物すごくよかったというのもありますし、熱意という部分では本当に圧倒される部分があったなというふうに感じております。私も先輩方、富永元順元議員含め、また市長を含めて、教育長も含めて、議長もそうですけれども、外国語学校とか日本語学校を誘致できないかということでフィリピンとかいろんなところへ行かせていただきましたけれども、そういったいろんな話、いろんな専門学校を誘致しよう、いろんな話をしようという中でこうやって手を挙げてくれたところがあったというのは非常にありがたいことですので、ぜひこの関係をしっかり深めて、これが成功するよう祈って次の質問に移りたいというふうに思います。

フライアンドクルーズ（那覇⇄先島⇄台湾航路）についてです。これは、高等教育機関の部分にも非常に反映をしていくかなというふうに思っております。長栄大学の計画によりますと、年間で600人程度、教員として36名程度宮古島のほうに送り込むというような話で伺っております。ただ、やはり飛行機の航路だけではなかなか厳しい部分が出てくるのかなと。チャーター便をするにしても、向こうからこっちに来るのは結構多いんでしょうけども、こっちから向こうに行くのが少なければまた同じような形で先細りになっていく可能性もあるなというふうに思っております。

その上で、6月定例会の中で先島航路の復活についての質問をさせていただきました。県への要請項目への追加調整をしたい旨の答弁いただきましたが、航路復活だけでは実現性が低いように思うので、台湾

航路の定期化によるフライアンドクルーズの可能性についてということで一つにまとめていきたいというふうには思っているんですね。

このフライアンドクルーズは、これ大学のメンバーだけではなくて、結局選択肢を幾つも与えることによって、この観光客、また島だけでとどまらずに、隣の島、石垣島、多良間島に行く。そこで、観光をして戻ってきて帰るもしくは石垣島から帰るといような方向があれば、県としての観光産業として成り立っていくのではないかと。これは海外の人だけではなくて、国内の人も非常に動きやすくなるのではないかとというふうには思っております。それについての可能性ということで、この6月定例会での答弁でいただいたとおりの要請項目の追加をされたのか、こちらについてお答えください。

◎企画政策部長（友利 克君）

先島航路の復活について、さきの6月定例会で依頼といたしますかね、質問がありまして、その後美ぎ島美しや市町村会の事務局のほうと一応調整をしました。でも、何分5月の美ぎ島美しや市町村会の会議で、県知事、それから県議会議長宛ての要請項目が決まっている中での追加要望でございましたので、事務局としてはなかなかこれから、この8月を予定してましたので、この県知事要請を。その間に5市町村長をまた集めてこの追加をするかしないかの会議を持つの困難だということもありまして、追加はされておられません。

そういうこともありまして、いろいろと役所の中でもこの先島航路の復活についての調整、意見交換検討しているところですけども、平成24年ですかね、県は調査を実施している中で、なかなか採算性、費用対効果の問題があるという結論に至ってですね、現状その課題が解決できる状況にあるかといいますと、なかなかそういう状況にはないのではないかとということで、また改めての要請などについても今のところ慎重に今考えているという状況でございます。

◎高吉幸光君

急な要請というか、そういう形であったんで、これはなかなか厳しいなというふうには思っておりますけれども、それでもね、やっぱり何回もこれまでも言っていますけれども、県民の人口の約7%から8%がこの先島地区にはいるわけですね。空路だけが今あると。海路のほうでは、潜水病とか、そういうふうな気圧の変化に厳しい人が乗せる部分はありますけれども、こういうふうな現状を考えると県としてこれ怠慢じゃないかなというふうには私は思うんですね。沖縄よりも離島の多い長崎県とか、あの辺はもう全ての島にちゃんと航路があるわけです。これは、移動だけではない。何か災害があった場合の避難にもやっぱり有効になるということでですね、先ほどもおっしゃいましたように、平成24年に調査を入れたということでもあります。平成24年が宮古島の入域観光客数が41万人、石垣が71万人、竹富が88万人です。近年は、宮古島が106万人、石垣が137万人、竹富が104万人と非常に客ふえているわけですよ。台湾のほうまで結ぶという形にしているのは、台湾のほう非常にロードサイクルによるツーリングが物すごく盛んです。沖縄もツール・ド・おきなわとか、そういった部分でツールドを、そういった自転車を活用したね、観光というのもできるんじゃないか。宮古島の場合にはトライアスロンの素地がありますから、普通に走っていても誰ももう気にしないというか、ちゃんとパスするほうも気をつけてできるような環境が整っているわけですね。そういった部分も踏まえてフライアンドクルーズにすると、宮古圏域、先島圏域だけではなくて沖縄本島も結びますから、沖縄の観光の一助になるだろうということで、ぜひこれ次年度

の美ぎ島美しゃ市町村会のほうに、要は復活だけではなくて、事業計画的な形で観光に資するものなんだというふうなことをしっかり訴えて追加をしていただきたいなというふうに思っておりますけれども、企画政策部長かもしくは市長、どちらかお答えいただければと思います。

◎企画政策部長（友利 克君）

航路の復活という要請は、いきなりはなかなか難しいんじゃないかというふうには思っております。前回の復活の要望に対して調査をするという形で何とかそこまではできておりますけれども、やはりまた県のほうに要請するとなると再度の調査、現状の変化を念頭に置いた調査というものをお願いするという形になるかというふうに思っております。その辺の要請が可能かと、要望が可能かどうかですね、検討してまいりたいと思っております。

◎高吉幸光君

これは随分前に私も言った覚えがありますが、高速道路の料金の低減化というのがありました。沖縄はまあまあありますけれども、高速道路がない離島どうするんだという話のときに、いわゆる海の航路もそういったものとして認めようということで料金の低減化をした流れがありましたよね。そういったこともありましたし、またこういった航路、離島の航路の部分に関しては、長崎方式といってもう長崎の場合は県が船をしっかりつくって、それを地元の海運会社にリースをする形で運航をするという方法もあったかというふうに思います。地元の業者がここに乗ってくれるかどうかというのは、非常になかなか厳しい部分があるかなとは思いますが、やはりであれば航路の復活というのはやっぱり一番厳しいというお話でありましたので、県のほうにこの可能性について調査をぜひ入れてくださいということをお願いしていただきたいと思いますというふうに思います。よろしくお祈りします。

次に移ります。サシバの展望台ですね。フナウサギバナタですけれども、これがもう解体撤去されて、現在土台だけになっているというふうにあります、非常に惜しむ声がありました。老朽化が激しいというのと崩落するのも大変だという話で解体撤去されたというふうな部分非常によくわかります。今現在もうその姿を確認できるのは、グーグルマップのほうでストリートビューで確認できるぐらいでね、ちょっとサシバの背中部分しか見えないような形にはなっていますけれども、非常に惜しむ声があります。その展望施設などの再建の予定はあるのかどうか、こちらについてお答えください。

◎伊良部支所長（上地成人君）

展望施設の再建についてでございますけれども、フナウサギバナタに設置されておりましたサシバをかたどった展望台の再建につきましては、昨年調査をしたところ外壁のコンクリート剥離が生じておりました。これまでも幾度となくですね、対応してまいりましたが、また新たにひび割れ箇所が多く確認でき、大変危険な状態でありました。現在土台部分を残した状態で撤去整備してありますが、再建につきましては現在のところ計画はございません。

◎高吉幸光君

あの形を再建するというのは、なかなか厳しいかなというふうに思っております。

次に移りますけど、やっぱりあそこ展望施設で、今舞台の上に上るような形になっているかというふうに思いますけれども、やっぱり我々のイメージはもうあのサシバなんですよね。もともとのフナウサギバナタ自体は船を見送るというか、そういった形の展望台で、サシバがそこを見ているみたいなイメージ

だったかというふうに思いますけれども、あんな大きいの別に再建しなくてもいいかなというふうに思っていますので、それでもやっぱりそのサシバのイメージが強いなというふうに思っている中の小さなね、このぐらいの大きさでもいいからぼっと海を見ているような形でね、そこに何かちゃんと展望台、名前があればそこで写真撮れるかなというふうに思っております。こういうふうなモニュメントなり、そのイメージ残しておきたいなというふうに思っているんですけど、こういった考えはないか、お聞かせください。

◎伊良部支所長（上地成人君）

小さなモニュメントをつくれないうご質問でございますが、高吉幸光議員がおっしゃるとおり、伊良部地域はサシバの飛来地、休息地としてイメージが根強くついております。これまでも小学生、中学生、それから地域の住民がサシバ保護の活動などにも取り組んできております。また、本年5月には、栃木県の市貝町でサシバサミットが開催され、本市とフィリピンでも今後開催される予定でございます。そのようなことを踏まえまして、今後モニュメント製作につきましては検討してまいりたいと思っております。

◎高吉幸光君

やっぱりそのフナウサギバナタのいわれとか、そういったのもありますよね、掲示板としてね。そうしたところに小さい、そこにでもちゃんと乗っているような形でもいいかと思えます。伊良部島は本当にサシバの休憩地というふうなイメージもね、本当に根強いところなので、逆に島全体にそういったモニュメントがあってもいいのかなと、あちこちにね。思いますので、そういった交流都市とのいろんな中でもやっぱりそういったモニュメント、また島のイメージというのは非常に大事なかなと思いますので、そういったのができる場所があるというのが、それあの場所って非常に大きい場所だったかなというふうに思っておりますので、ぜひいろいろと再建以外のところでもいいですので、ぜひ考えていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをします。

次に台風時の避難者についてということで、ことしはもう台風の当たり年で、宮古島だけではなく、全国各地に被害が及びました。これ市民の方からの要望で今ちょっと上がってきたんですけど、やはりあの60メートル吹いた台風というの本当に大変でしたと。平良庁舎のほうに避難をされた方が、結構長い時間避難をして、車がないので、そこに連れてきた方ももう外に出れないような状況であったというふうに伺っております。その中で、ちょっと長引いたために食料品とかそういったものを持ってきていなくて、非常におなかすいて大変だったというお話がありました。この平良庁舎に避難されてきた方に対して、台風の避難時とかに何かしら軽食とか、非常食とか、そういったのは提供されるのか、またすることができるのか、こちらについてお答えください。

◎総務部長（宮国高宣君）

高吉幸光議員ご指摘のとおり、今年度は多くの台風が発生しました。数にして28個の台風が発生しております。そのうち宮古島市へ接近した台風は、暴風警報や大雨警報が発表された台風は4個でございます。宮古島市では、風水害時の避難所としましては、平良庁舎、城辺庁舎、上野庁舎、伊良部庁舎、下地公民館、来間離島総合振興センター、大神島離島振興センター、池間地区防災センターの8カ所でございます。この8カ所の避難所には、毛布や食料、乾電池やラジオなど16品目の備蓄品があります。これまで避難し

てこられた方へは備蓄品の使用や提供は行っていますが、高吉幸光議員今回ご指摘の長時間水のみだけで過ごしたとの事案は、報告は受けておりません。しかしながら、避難所の運営方法については再度担当職員等と確認し、今後対応してまいりたいと思います。

ちなみに災害対策基本法第7条第3項の規定では、住民は災害時の食品や飲料水、その他の生活必需品は住民みずからが備蓄し、災害時に備えるための手段を講ずるとされていることから、本市としましては避難する前の市民向けの事前アナウンスで、各自で食料を含む生活物資等を準備されてから避難するように促しており、宮古島気象台の助言をいただきながら風が強まる前に早目に住民へ伝達するようにしております。高吉幸光議員ご指摘の部分については、こういう形で基本法はなっておりますけど、しかし平良庁舎においてはですね、まあ夜間ガスコンロでお湯を準備してですね、ラーメン等とかですね、そういった部分で各自で準備してですね、避難されている住民もおりますので、そのような形でですね、食品については各自で準備していただきたいと思っております。

◎高吉幸光君

基本的な部分ではそれはわかりますけれども、この方自体が物すごくシャイだったのか何か知らないけど、そういうふうな形になったのかなというふうに思っています。基本的にはやっぱり自分の備蓄のものはやっぱり用意はすべき部分ではあるかなというふうに思いますけれども、その避難する前にまたコンビニも寄ったらしいんだけど、そういった食料品が尽きているような状態であったということでもあります。ただ、避難をされている方に、例えば中にいる職員ですとか、そういった方が声かけをしっかりといただきたいなというふうに思います。大丈夫ですか、食料ありますかと、例えばお水ここで使えますよとか、そういった声かけをやっぱり一言やっていただければ、こういう状況なんですと説明が多分しやすいんだと思うんですね。ただ、災害時において本当に忙しいとか大変だとは思いますが、避難された方に関してはとりあえずちゃんと声かけをして状況を把握していただくようこれは要望したいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

次に移りたいというふうに思います。新宮古島市総合博物館についてであります。11月1日ですね、満30周年を迎えました。宮古島の自然史資料を踏まえた本当にいい博物館であります。うちもおいっ子が小学生のころ、よく虫のものとかいろんなのを見に行かせていただきました。そういう中でですね、これからまた博物館を新しくしていくという計画が今出ておりますけれども、2025年の開設を目指すというようなことですが、今基本計画の部分の踏まえて今後のスケジュールはどういうふうに進んでいくのか、教えてください。

◎振興開発プロジェクト局長（大嶺弘明君）

新宮古島市総合博物館につきましては、平成29年度に建設に向けた基本構想及び基本計画を策定しました。今後のスケジュールとしましては、令和元年度、ことしですね。今年度から来年度、令和2年度にかけて、用地選定委員会におきまして用地を選定し、その後用地取得、基本設計、実施設計などを経まして令和5年度からの工事に着手し、2年後の令和7年、2025年中の完成を現在のところ目標としております。

◎高吉幸光君

2025年までということでもありますけども、その中で中に何をに入れるか、これからのいろんなものもあり

ました。宮古島市未来創造センター、当初の計画ではプラネタリウムとかね、そういったものがありましたけれども、どちらかといったらこういう施設は博物館のほうがぜひ合うだろうというふうに思ってもおります。あれは結構お金がかかるものなので、逆にドームだけでも設置できないかなというふうに思っているんですけども、中のいろんな、施設の中に入る今あるもの以外のものも入れていくんだというふうに思うんですけども、こういった中に展示するものの計画というのはいつごろまでに決定をするんでしょうか、こちらを教えてください。

◎振興開発プロジェクト局長（大嶺弘明君）

今後その建設に向けた作業を進めていきますが、そういった内部の施設ですね、こういったものつくるかということについては、その基本設計を進めていく中で委員会などを設けて、いろいろな声を取り入れながらですね、設計に盛り込んでいきたいと考えております。

◎高吉幸光君

設計の部分にやっぱりかかわってきますので、それまでに決めるということでもありますけれども、今逆に具体的にこういうのを新しく設置するんだというのはありますか。それもしわかるようであれば教えてください。

◎振興開発プロジェクト局長（大嶺弘明君）

現在のところですね、基本構想、基本計画の中におきましては、施設の拡充とか、ゆったりとした駐車場スペースですね、そういったものについて織り込まれているわけですが、真新しいものについてということについては現在のところ特段ございませんですけども、この内部の充実ですね、そういったものを予定しております。

◎高吉幸光君

やっぱりね、通り一遍の博物館じゃなくて、楽しめる博物館というのがやっぱりいいなというふうに思っております。最近はいろんなコンピューター技術が発達しておりますので、ARですとか、VRですとか、そういったバーチャル技術、そういったものも取り入れながらね、ぜひ楽しいものを計画していただきたいなというふうに思っておりますし、これからもこの議会の中でいろいろ提案をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお祈いします。

以上で質問は終わりますけれども、本年は先ほども申し上げましたけれども、非常に自然災害の多い年ではありましたけれども、本当にいろんな宮古島の中では活況を呈している部分もあり、なかなか大変な部分もありますけど、本年をしっかりと締めて、明年の年が市民の皆様にとって非常によい年であることを念願をして高吉幸光の一般質問を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

これで高吉幸光君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

(延会=午後 3 時11分)

令和元年

第7回宮古島市議会(定例会)会議録

12月13日(金) 5日目

(一般質問)

令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第5号

令和元年12月13日（金）午前10時開議

日程第 1 選挙第 1 号 沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
" 第 2 一般質問

◎会議に付した事件
議事日程に同じ

令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）会議録

令和元年12月13日（金）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（延会＝午後4時03分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 德 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 夕カ子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 德 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	欠 員	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	砂 川 辰 夫 〃
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 德 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	下 地 敏 彦 君	会 計 管 理 者	下 地 秀 樹 君
副 市 長	長 濱 政 治 〃	消 防 長	来 間 克 〃
企 画 政 策 部 長	友 利 克 〃	伊 良 部 支 所 長	上 地 成 人 〃
総 務 部 長	宮 国 高 宣 〃	総 務 課 長	与 那 覇 弘 樹 〃
福 祉 部 長	下 地 律 子 〃	企 画 調 整 課 長	上 地 俊 暢 〃
生 活 環 境 部 長	垣 花 和 彦 〃	財 政 課 長	砂 川 朗 〃
観 光 商 工 部 長	楚 南 幸 哉 〃	教 育 長	宮 國 博 〃
振 興 開 発 プロジェクト局長	大 嶺 弘 明 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
建 設 部 長	下 地 康 教 〃	生 涯 学 習 部 長	下 地 明 〃
農 林 水 産 部 長	松 原 清 光 〃	農 業 委 員 会 会 長	芳 山 辰 巳 〃
上 下 水 道 部 長	兼 島 方 昭 〃	農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 地 寿 男 〃

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	上 地 昭 人 君	次 長 補 佐 兼 議 事 係 長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）諸般の報告書

令和元年12月13日（金）

12月 6日	<p>沖縄県後期高齢者医療広域連合長、島袋俊夫氏から12月4日付で宮古島市選挙区選出の平良敏夫議員の辞職により欠員が生じたので、同広域連合議会議員の選出を依頼する旨の通知があった。</p>
12月12日	<p>本会議終了後、議会運営委員会が開催され、沖縄県後期高齢者医療広域連合長からの通知を受け諮問した「沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」については、指名推選の方法を用いること、議長において文教社会委員長の下地信広君を指名すること、本日12月13日の会議において一般質問の前に処理することと決した。</p> <p>また、同委員会では、同委員会委員提出の「過疎地域自立促進のための新たな立法措置に関する意見書」の取り扱いについても諮問したところ、全会一致で同意見書は同委員会から提案することと決した。</p> <p>なお、同意見書は委員会付託を省略し、最終本会議において処理することと決した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第5号のとおりであります。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地昭人君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

12月6日、沖縄県後期高齢者医療広域連合長、島袋俊夫から12月4日付で、宮古島市選挙区選出の平良敏夫議員の辞職により欠員が生じたので、同広域連合議会議員の選出を依頼する旨の通知がありました。

12月12日、本会議終了後、議会運営委員会が開催され、沖縄県後期高齢者医療広域連合長からの通知を受け諮問した沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、指名推選の方法を用いること、議長において文教社会委員長の下地信広君を指名すること、本日12月13日の会議において一般質問の前に処理することと決しました。

また、同委員会では、同委員会委員提出の過疎地域自立促進のための新たな立法措置に関する意見書の取り扱いについても諮問したところ、全会一致で同意見書は同委員会から提案することと決しました。

なお、同意見書は、委員会付託を省略し、最終本会議において処理することと決しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

まず、日程第1、選挙第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員に下地信広君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました下地信広君を沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、下地信広君が沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました下地信広君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をします。

下地信広君に当選の承諾及びご挨拶をお願いします。

◎下地信広君

このたびは、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員に推挙していただきまして、ありがとうございます。今現在の沖縄県の後期高齢者、75歳以上の被保険者の数が14万5,442人でございます。その医療費にかかるのが約1,458億円と言われております。そして、全国的に見ても16兆円余りの規模でございますので、またこれから団塊の世代があと2カ年後、3カ年後、4カ年後とふえていくというのが確実視されておりますので、しっかりと制度を勉強しながらですね、宮古島市議会議員代表として一生懸命この任務を、責務を果たしてまいりたいと思っておりますので、どうぞ諸賢の先生方のご指導をお願いしまして、私、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選の承諾の挨拶とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

次に、日程第2、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は粟国恒広君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎粟国恒広君

一般質問3日目のトップバッターでございます。通告に従って、私見と要望を交えながらですね、一般質問をとり行いたいと思います。当局におかれましては、誠意あるご答弁のほうをよろしく願います。

まず初めに……その前にですね、通告書の市長の政治姿勢について、ちょっと順番が異なりますので、よろしく願います。

まず、市長の政治姿勢についての質問をさせていただきます。法定外目的税導入について。観光振興を目的とするこの新税の導入について。法定外目的税につきましては、環境美化、環境保全、観光施設の維持管理等に要する財源として何度か質問をしてきました。これまで市長は水道料金に賦課の検討と、また企画政策部におかれましては、県が宿泊税の導入を検討していることから、県の動向を見ながら行いたいという答弁でしたが、県は去る12月4日に、観光目的税の素案が固まり、宿泊税として早ければ2021年度の導入を目指すというマスコミ報道がありました。それに伴い、本市の今後の見解としてはどのようなになっているのかお伺いいたします。

◎企画政策部長（友利 克君）

県が導入を進めている宿泊税についての市の見解ということでございます。粟国恒広議員からもありましたように、沖縄県は、宿泊税について、今年4日にその素案を固めております。ただ、これに対する市町村のですね、かかわりとか、そういった具体的な内容などについて、まだ提示をしていただいております。

せん。今後はですね、沖縄県も当然市町村と連携をして宿泊税の導入については進めていくことになりま
すので、県とですね、連携をし、また、意見を述べながらですね、この宿泊税の導入に協力して取り組ん
でいきたいというふうに考えているところです。

◎栗国恒広君

今の答弁だと、県と協調しながら取り組んでいくということですが、県は宿泊税という形で、宿泊料に
対する5,000円以上2万円未満が幾らと、2万円以上は500円ですかね、そういう素案をまとめているとい
うことですが、隣の石垣市のほうにちょっとお伺い立てましたところですね、石垣は入島税という形の導
入を検討しているという返事がありました。宮古島市がもちろん宿泊税というふうなことはありますけど、
私は前も議会で質問したときにですね、やはり諸島、離島でやるには入島税のほうが徴収もできやすいん
じゃないかなという考えお持ちですけど、その辺に関連して答弁お願いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

石垣市に確認をしたということでございますけども、私も石垣のほうに確認をしました。その回答の内
容としましてはですね、全く宮古島市と同じでございます、いわゆる法定外目的税の議論を進めていた
ようです。そういう中で、沖縄県が宿泊税の導入をいわゆる決定に近い形で進めているということで、そ
の議論はもう中断をしていると。したがって、入島税についても、入島料ですか、入島料についても
現在は検討、取り組みはしていないということで、宮古島市と同様というふうな回答でございました。

◎栗国恒広君

お互いどなたに聞いたかわからない、ちょっと意見が違うなという感じですけど、やはりこれまでもで
すね、企画政策部長のほうの答弁では、いろんな宿泊にしてもですね、徴収の仕方が問題となっていると
いう観点からすれば、離島だから、要するにこの島には空路と海路しかないんですよね。そういう意味合
いでは、航空会社と色々な形で提携やればですね、そういった徴収のほうはスムーズに進むかなと。こ
れまでの答弁で、企画政策部長の話では、過去10年前にはその導入を積極、果敢的にほかの自治体でもや
っているんですけど、今度は下火になっているという感じがありましたけど、国が外国人を受け入れると
いう国策に転じて、いろんな形でクルーズ船の日本への寄港が多くなっているんです。そういう意味では、
クルーズ船から来る方は宿泊はしない。でも、島にはおいて、いろんな形で観光地を観光して回る。そ
ういう意味では、私はこの入島税というのを、もちろん県は県で宿泊税というのがあるんですけど、宮古島
市は宮古島市の考えでですね、しっかり取り組んでもらいたいと思いますので、その辺に関して、答弁お
願います。

◎企画政策部長（友利 克君）

入島する際に税金なり、あるいは料金なりを取ったほうが効率がいいのではないかというご指摘かと思
いますけども、例えばこれ航空会社にお問い合わせすると、徴収をお願いするとなった場合に、システムの改
修が必要になってくるわけですね。例えば今離島割引という、一括交付金を活用して県が実施しておりま
すけども、これに係る、導入に係るシステムの改修、これは沖縄県が負担をしているわけです。これは宮
古島、石垣ですとかなりの利用があるということで、いわゆるシステム改修をしても採算がとれるという
ことで、県が各航空会社に依頼をしてシステムの改修をしているわけですね。依頼といいますか、費用負
担をしてシステム改修をしているわけです。今度、宮古島市がまた独自にそれをやるとなりますと、果た

してシステム改修をしてまでですね、それに見合う税収が得られるのか、またシステム改修にかかる費用を、改修をするとなると、かなりのまた料金の税金を設定しなければならないという課題がございます。他方、今、竹富島が入島料というものを9月から導入をして実施をしているところです。これはですね、当初は船会社のほうに委託をする予定でしたようですが、これ船会社のほうが拒否したということで、現在は券売機でもってその入島料を徴収しているという状況ですね。これしますとですね、当初の見込んでいた収入の8分の1程度しか現在収入を得られていないということで、もちろん導入時期が9月からということで、ピークの夏場以降の導入でありますので、そういうこともあって見込み予定よりも収入は得られていないということでありますけど、なかなか状況的には厳しいというような竹富島の状況の報告はございます。

◎栗国恒広君

今の答弁を理解すると、要するに徴収にいろんな負担がかかると。私、航空会社に聞きました。夏場の利用時間、そして今の12月、500円とか700円アップするんですよ。そういうふうに市民からみんな徴収しているんですよ。何ら問題はないと私には答えていましたよ。多分今企画政策部長が言ったのは、伊是名、伊平屋に私らも行きました。もちろん券売機でやっています。それに関しても、これは導入に向けての取り組みが、ハードルが高くて、徴収には何らそこまで負担するのはないんじゃないかなと。先ほど実際徴収したら8分の1しか上がらなかったというお話ですけど、伊平屋、伊是名のときにはそういうことはおっしゃっていませんでした。やはりこの導入には絶対、税収率が上がって、その観光入域税というんですかね、それができて、やはり観光地はきれいに整備されていると。とてもすばらしい法定外目的税導入でしたという話をしておりました。私は、この徴収に関してはそんなにハードルは高くないと思いますよ。その点に関して。

◎企画政策部長（友利 克君）

伊是名、伊平屋ですか、ここで入島税を徴収しているということです。いわゆるこれは法定外目的税という形で、いわゆる強制力があるわけですね。義務があります。ただ、入島料、竹富が導入している入島料というのは、これはあくまでも任意、善意に基づく寄附金でございまして、強制力がないわけです。ですから、その辺の違いは大いにあるかというふうに思っております。それからですね、いわゆる徴収、まず課税をしても徴収できなければ、これまた余り意味をなしません。そのために、徴収しやすい方法、方向は何かということで、本市としても宿泊税が一番適切、適当だろうということで、それについては決まったところです。そういう中で、沖縄県が県全体として宿泊税の導入を検討する、また導入するという方向を決めましたので、市としても沖縄県に協力してするほうが大きなメリットがあるのではないかと、いわゆるシステム改修とか、それぞれまた課税の方法であるとか、効率的な課税収入が得られるのではないかと、県と歩調を合わせようということでございます。

◎栗国恒広君

県と同調しながら宿泊税という考えで一応。いずれにしろですね、やはり我々の島に観光客がご来島しているという形で、観光地の保存というのはやっぱり、島外から来る方々にもですね、協力を得て、理解を得て、何らかの形で徴収してですね、また観光地の美化環境ですね、観光地の保全にですね、その導入を据えてですね、やってもらいたいなど。市民が本当に、宮古島は観光客200万人構想、そして今実際100万

人以上が訪れている。しかし、観光地が以前より汚くなったなという思いが市民の総意だと私は思います。そういう意味ではしっかり財源をですね、確保しながら、観光、産業もしっかり据えながらですね、その導入に向けてぜひ頑張ってもらいたいと思います。

次に、台湾、長榮大学の宮古島分校計画についてですが、この質問には先日、高吉幸光議員の質問の中で、これまでの経過と、そして実現に向けた取り組みのですね、答弁がありました。現在、月に1度程度でですね、調整が行われ、そして学校関係では、狩俣小中学校の児童生徒ですね、交流を持ちながら、8月には明治大学院がサマーキャンプ、そして今、12月ですね、ウインターキャンプという感じで積極的に取り組んでおります。私も市長と一緒にですね、去る11月にですね、台湾、長榮大学に行きました。本当に熱意がすごいです。そして、いろんな要望もありました。まず、この庁舎を利用させてください、そして長榮大学はですね、宮古島全体の例えば宮古島市未来創造センター、図書館、平良図書館、そして上野の体育館とかですね、宮古島全体をキャンパスという感じで考えているという話をされていました。そういう意味では、在学生在が1万人いるという中でですね、本当に素晴らしい熱意を感じました。

そこで質問しますが、本市ではですね、分校に対する島全体を大学キャンパスとする構想がある中で、さっき言った宮古島市未来創造センターを初めですね、体育館、そして市役所を含めたその構想にどういうふうな考えであるのか、見解をお聞かせください。

◎企画政策部長（友利 克君）

長榮大学の積極的な宮古島市における分校設置に関しましては、市としても積極的に協力、支援をしているところです。長榮大学は、この平良の庁舎を初め、さまざまな市の公共施設を活用して大学の分校を設置したいという一つの計画的なものはいただいておりますけれども、事細かなものについてはまだ示されておりませんし、現在詰めている状況です。今後、長榮大学は台湾政府の教育部との調整をしながら、また日本の国の文部科学省との協議を進めていくということを話しておりますので、その一つ一つにですね、市としても積極的に支援、協力していきたいというふうに考えております。そういう中で、宮古島市全体における公共施設などを活用した長榮大学の分校設置が可能なのではないかとこのように思っております。

◎粟国恒広君

計画ではですね、2021年度に国際観光学部として約600名の学生と、そして教員、教授36名を含めた感じですね、宮古島市と一緒に取り組んでいくという計画ですので、ぜひ本市としてもですね、バックアップ支援をしっかりとしながら、高等教育設置に向けて、開校に向けて頑張ってください。

次に、宮古空港ターミナル施設の営業時間について。現在、宮古空港ターミナル施設は午前7時から午後9時までの営業時間となっておりますが、市民の要望はですね、その利用時間をもう少し早めて午前6時ぐらいに営業を始めれば、那覇の到着時間の、航空機がですね、早目に宮古島におりられて、そして始発時間が早くなるんじゃないかという、そういうような市民の声が多く聞かれます。そういう中で、現在宮古空港も空港拡張工事を進めている中で、やはり離島の沖縄本島へ渡る時間の有効利活用と例えば、例えば那覇から宮古島に8時に到着すると、30分後には出発できるんですね。8時半には。那覇の空港には、今度4月に全滑走路がオープンするということで、スムーズに那覇におりられるのはやっぱり9時半前だと。そうすると、いろんな会議、例えば皆さんも県庁に出張するときには日帰りでもできると。10時から会

議のときには日帰りもできると。そういう大きなメリットがあると思うんで、これはもちろん県の管轄、管理空港ですけど、宮古島市として航空会社と連帯してですね、ぜひそういった働きかけをやってほしいという市民の大きな声がありますので、それに対してちょっと答弁をお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

宮古空港に関するご質問にお答えいたします。

空港施設ですね、管理委託を受けている本市として、空港管理者である県空港課に問い合わせたところ、これJ T Aからですね、那覇―宮古間、7時20分発の時間帯が那覇空港の過密化により離陸遅延が生じているので、那覇発宮古着の時間を30分早めてほしい旨の要望があったというふうに聞いております。県空港課としては、宮古空港における営業時間を早める件については、宮古空港施設内の関係機関、航空局管制機関との人員体制の調整が必要となることから、時間延長の必要性について整理をしていく必要があるとのことをJ T Aに伝えていているということでした。

◎栗国恒広君

管理する県のほうから委託されている本市に、またいろいろ空港施設を管理している……これは空港の営業時間に関してそういう、J T Aにそういう回答したという理解でよろしいですか。というか、今度滑走路がね、新たに1本できて、今言ったように離発着の時間の枠が結構あると思うんですよ。そういう意味では、これを協議して、今私が言っているように、例えば那覇発を早めれば宮古発も飛ぶの早くなるんですよ。そういったことをきちっと本市としてもですね、J T Aを通して県のほうに私は働きかけてみたらどうですかということを行っているんですよ。その件に関して。

◎建設部長（下地康教君）

本市としては空港施設を県の空港課から管理の委託を受けておりまして、基本的にはその空港の運用に関しては県の空港課が仕切っていくという形になります。栗国恒広議員のおっしゃるとおりですね、それでは地元の自治体からの要請があってもいいのじゃないかということですが、これはやはり空港を使っているJ T A、それと地域の方々からのですね、しっかりとした、はっきりとしたその要請等々があればですね、我々自治体としてもですね、その要請とあわせてしっかりと要請活動をしていくという形になると思います。

◎栗国恒広君

建設部長、わかりました。ぜひですね、市民の要望もありますので、ぜひJ T Aとですね、協力しながらやはり空港の始発時間をですね、30分でも1時間でも早めて、やはり島外から出る時間の有効をきちっとやってもらいたいなと思っています。しっかり取り組んでほしいなと思っています。那覇空港も拡張、宮古空港のターミナルも拡張していますので、これからも飛行機を利用する方多くふえると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、防犯カメラの設置についてお伺いします。現在、人通りの多い地域を中心に44基のカメラを設置していると報道ありました。凶悪犯罪の発生はないものの、学校周辺では見知らぬ大人から子供たちに声かけがあるというふうな話もあります。そういう意味で、今後の防犯、抑止の観点から、この防犯カメラの設置の重要さが大事かと思っておりますので、去る11月ですかね、宮古警察署の署長も市長の要請の中でこの防犯カメラの設置については強く要請してきました。そういう観点から、この学校周辺でのですね、防犯

カメラについての設置の考えがないか、見解をお伺いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

防犯カメラの設置に関するご質問にお答えいたします。

栗国恒広議員からも紹介がありましたとおり、宮古島市におきましては、平成28年度と平成29年度に合計44基の防犯カメラを設置しております。また、先般、宮古警察署の上運天署長のほうから防犯カメラの増設についての要望がございました。今後防犯カメラを増設するに当たっては、宮古島市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱、この中で防犯カメラの設置台数は防犯カメラの設置の目的を達成するために必要最小限の台数とすることとあるように、設置の必要性や住民のプライバシーも考慮しつつ、場所の選定を行うことが必要だと考えております。また、防犯カメラの設置や維持管理には多額の予算が必要となることから、活用できる補助メニューがないかどうか、国、県からも情報いただきながら今後検討していきたいというふうに思っております。宮古警察署長からの要請の中で市長のほうからも優先順位をつけて検討していきたいということがありましたので、どういう場所につけることが必要なのか、その辺の検討、選定を進めていきたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

大変前向きな答弁をしていただき、ありがとうございます。国、県の補助メニューをですね、参考にしながらこれからまた導入をしていくということですので、ぜひやはり子供たちの登下校のですね、安全を守る意味でもやっぱりそういう要望も学校関係者からも多く聞かれることから、ぜひその実現を早めにしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

次に、市役所庁舎移転後の利活用についてですが、現在、新庁舎が建設の中で、この平良庁舎を含めて、城辺、下地、上野は建物を維持し、伊良部は解体というような答弁などがありました。私は、先ほど長栄大学の話もしてきました。やはりこの庁舎の利活用というのは本当にもう待たないじゃないかなと思います。きょうの新聞でも庁舎のもう開庁日が決まっているというふうな大きな見出しがありました。平良和彦議員の質問の中でも、きょう1面、そしてテレビのニュースも大々的に伝わっています。そういう中で、やはりこの庁舎の利活用というのは市民がみんな関心を持っている課題かなと思っています。それに対して見解をお伺いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

市役所移転後の平良、城辺、下地の各庁舎の利活用についてでございます。市役所移転後の庁舎棟の利活用については、平成30年度に宮古島市公共施設等再配置計画を策定して、現在個別施設計画を策定中でございます。再配置計画方針として、市役所移転後の平良庁舎、下地庁舎は建物を維持し、売却または賃貸等の利活用を促進します。城辺庁舎の建物は民間での利活用促進となっております。時期については、現在策定中の個別施設計画で定めていく予定でございます。

この個別施設計画の大まかな部分でございます。第1点に対象施設、2点目に計画期間、3点目に対策の優位順位の考え方、4点目に個別施設の状態等、5点目に対策内容と実施期間、最後に対策費用という形の部分を明記していくということになります。

◎栗国恒広君

総務部長、答弁ありがとうございます。今の答弁を聞くと、6月定例会にも多分平百合香議員の答弁に

あったような答弁だと思います。一番関心を持っているのはですね、維持には売却か賃貸かということで、例えば売却という決定、例えば買いたいという業者などがおられるのか。また、賃貸であれば、個別のいろんな維持管理をこれから計画して、多分値段というか、その交渉に当たると思うんですけど、それはいつごろまでそういう計画を詰めていくのかですね、その件の見解をお伺いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

まず、第1点は売却か賃貸かということについては、今のところそういった個別的にですね、いろんな事業者から提案はございません。それを受けるために、今、県内各市町村、庁舎をですね、今建てかえの時期で、いろんな計画をしております。いろんな形でですね、地域に、場所も含めてですけど、そういったいろんな声を聞きながらですね、この庁舎が本当に、やっぱりシンボルでございますので、その辺はいろんな意見をですね、参考にしながら、また価格ですね、それもやはり適正な価格をですね、設定するという形で、いろんな不動産鑑定士をですね、お願いして、いろんな形で査定していきますので、来年度中とはちょっといかないんですけど、来年度中にはそういった具体的な、先ほど述べました個別施設計画ですね、そういった項目を確実に進めていきたいなと思って、それを提案しながらまた民間のですね、企画立案もですね、聞きながらそういう形で決めていきたいと思っております。

◎栗国恒広君

答弁ありがとうございます。公共施設の跡地利用というのは、やっぱりいろんな意味で、合併に伴い、いろんな施設が余ってくるというか、考えられます。やっぱり売却もそうだし、賃貸もそうだし、やっぱりしっかり議論してですね、民間の活用も考えながらしっかり取り組んでほしいなと思います。ありがとうございました。

次に、沖縄県土木建築部が実施する営繕工事における地域外からの労働者確保に要する費用に対する積算運用についてです。宮古島市が発注する公共工事の時期と質問事項には書いてあると思うんですけど、現在宮古島市は史上空前の建築バブルと言われてですね、島全体が建築ラッシュに追われています。工事を受注した業者は、工期内に完了を目指し、島内の作業員だけでは工期内に納めることができないということで、島外からの労働者を確保せざるを得ない状況になっています。そういう中で、この宮古島市における公共工事を島外から労働者を連れてくることに当たりましてはですね、やっぱり受注した業者の負担もかなり大きいと思います。労働者不足は、何も我が市が考えている、日本全国的に労働者不足という感じ出ていますが、受注業者からは労働者不足に対する懸念の声が大きく聞こえます。そこで、私はこの宮古島市が発注する公共工事に関してですね、この工期着手を延ばすとか、また繰り越し工事というのかね、そういった対策がとれないものか、その辺の見解をお伺いします。

◎建設部長（下地康教君）

まず、栗国恒広議員のご質問には2段階といいますか、あると思います。まず、最初の段階は営繕工事における地域外からの労働者の確保に関する費用に対する積算ということと、それとまた工事の時期をおくらせるかどうかというこの2つがあると思います。まず、1つをお答えいたします。

当該運用につきましては、個別案件の実態に応じて地域外から確保せざるを得ないと発注者が判断した場合において、必要な共通仮設費、現場管理費、諸経費を積み上げ、公共工事として適切な契約変更の基準の一環というふうに考えております。公共工事がいわゆる言い値を際限なく採用して建築費高騰や不透

明化などを招かないように注意をしながら、慎重に適用していこうというふうを考えているところでございます。

それと、工期、それとか工事を発注する時期ですね、それに関してはいろいろご意見があると思うんですけども、我々としても鋭意工期を確保するようにですね、そのスケジュールを考えながら発注しているところでございますけれども、それがなかなかできない場合もございます。例えば用地の交渉の問題であつたりとか、そういったもので想定外で工期が延びる場合があります。そういったときは繰り越し事業をお願いしていると、繰り越しをするというふうな形の手続をとらせていただいているところでございます。

◎栗国恒広君

答弁ありがとうございます。建設部長の話で、もちろんそういった時期のずらすのも、この島外から労働者が来る、やむを得ず島外から呼ぶというのはもう業者としてもですね、これはやむを得ない措置。そしてまた、県がその旅費を積算に運用してくれるという中でですね、やっぱり市の発注工事に対しては、用地の件もありましたけど、やっぱり島内の建築会社、建築会社にはもちろん特Aもいれば、A、B、C、D、そして一人親方もいます。そういった宮古島市における公共工事は地元の業者でできるだけやるような感じで、そして工事がかさむというどうしても人手が足りない。何もこれは我々の宮古島市が、どこでもそうです、今、全国。そういう観点から、工期の延長はやむを得ないとして、やっぱりこの繰り越し、予算面のいろんな問題があるんですけど、やっぱり現場の声もしっかり聞きながらそういった公共工事の進め方をしてもらいたいなということですので、公共工事の意味というのはやっぱり地域活性化の、経済活性化が一番重視される公共工事ですので、その辺を一举にかち合ってやるんじゃないで、持続的なですね、発注を考えていく、民間がいいときは民間を活用して、そしてまたそれに合わせて公共工事でもですね、経済効果を見ながら発注していくのも一つのいいことじゃないかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

次に、プレミアム付商品券についてお伺ひします。この質問も一般質問初日に下地信広議員が質問してですね、住民税非課税対象者が1万6,400名余り、そして申請者が3,700名、申請率が22.8%と。そして、子育て世代も余りパーセントが上がっていないんですよ。なぜそれが、そういう状況が行われていくことはですね、これは非課税対象者については前もって郵送して、書類をですね、その申請書をまた役所へ持ってきて、役所が判断したところで購入券販売という感じになってきているんですよ。ですから、そういういろんなややこしい申請かなと。そしてまた、販売に関してもですね、最初販売がスタートした10月ですか、4日間だけをこの宮古島市役所でやって、その後はまた商工会議所でやっているんですよ。それも販売時間も1時からと。やっぱり購入する方は、役所でそういった申請をもらってすぐ購入できるというシステムになっているのかなと思つたら、いや、これをもらってまた商工会議所行ってくださいと。販売店は向こうになっていますと。そういう何か受ける側にとって本当にややこしいかなと。皆さんは扱ってどう感じている、やっぱり受ける側は何か、本当にややこし過ぎるということですので、なかなかその販売のパーセント上がらないと思うんですよ。そういった意味で一月間延長するという答弁がありましたので、そんな意味で今私が言ったことを踏まえてですね、何らかの対策をとってほしいと思いますので、その辺に対して見解をお伺ひします。

◎福祉部長（下地律子君）

栗国恒広議員ご指摘のとおりですね、現在、申請率、販売率ともに低い状況でございます。これまでもですね、販売促進の取り組みといたしましては、広報誌への掲載とか、あと新聞、テレビ、ラジオとかでの広報、各庁舎、産業まつりの会場とかですね、特設販売所の設置を行ってまいりました。先ほど手続の件なんです、申請者のほうへは申請用紙を郵送で送付しております。郵送で申請書が送れるように返信用封筒を入れて送っているところではございますが、栗国恒広議員おっしゃるように直接申請用紙を市役所の窓口を持ってくる方もいらっしゃいます。市といたしましては、申請書受け付けをいたしまして、購入引きかえ券のほうも郵送でご本人に送付をしております。それで、購入に関してはやはりご本人が行って購入しないといけないという状況ではございます。先ほど平良庁舎のほうで10月から4日というお話をされていましたが、平良庁舎、伊良部庁舎、城辺庁舎、各庁舎で販売を行いまして、平良庁舎におきましては12月に入っても土日を利用して2日間販売を行ったところでございます。そういった取り組みをですね、やってきてはいるんですが、これからですね、申請率、販売率を伸ばしていくために、先日下地信広議員にも答弁いたしました、この申請の受け付け期間の延長にあわせて、またさらにまだ申請をされていない方に対しましては再度申請の案内の通知をしたいと考えております。それに加えて、今後ですね、販売のためですね、例えば場所、特設会場のこれからのまた再度各庁舎で販売ができるようにとか、先ほど栗国恒広議員からご指摘のあった販売時間の件に関しましてもですね、そういったことを見直しを含めて今度調整をしていきたいと考えております。

◎栗国恒広君

福祉部長、ぜひですね、国がせつかくこういう消費税の10%に伴う消費の落ち込みという感じでやられた政策だと思いますので、特に住民税非課税の方にはですね、いろんな感じで窓口が一本化にされない。販売時間も午前中行ったら午後からですよと言われてですね、行ったり来たり無駄が多いんですよ。そういう意味では、もう庁舎で販売もするように、そして今言ったように城辺庁舎、下地庁舎、伊良部庁舎でも2日間しかやっていないんですよ。どこの庁舎も。例えば伊良部庁舎が11月7日、8日、城辺が11月14日、15日。それも周知も余りされていないので、今ちょっと手元の資料を見てもそんなに伸びていないんですよ。ですから、ここで庁舎で一本化にしてですね、もちろん各庁舎も利用しながらきちっと周知をして、やっぱりぜひ、国の制度ですので、有効活用してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

次に、教育行政についてお伺いします。市民プール建設について。去る新聞で知りました。2019年度、市の総合教育会議が開かれたということで、6つの議案事項がいろいろあって、その中で私は議会のたびに市民プール、いよいよ動き出したかなと思います。その中で市長も必要だというような見解を示しているということです。ぜひこの市民プール設置につきですね、市民も注目していると思いますので、このスケジュール等があれば見解をお伺いします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

市民プール建設については、平成27年に実施した宮古島市市民意識調査によれば、公共スポーツ施設に望むものとして屋内プールと答えた人の割合が最も高いことが示されました。そのようなことから、教育委員会では、市長部局所管の宮古島市総合教育会議にて市民プール建設についての話し合いを行っております。その中で、市民プール建設については、小中学校のプール使用の授業時間が年間12時間で、夏場の

数カ月のみで短期間であることから、市民プール建設に当たっては、各学校が所有するプールの廃止や、市民プールに移行した場合の学校側の方向性を整理し、教育現場との話し合いを先行して取り組むこととしております。また、市民プールは年間を通して子供から高齢者の方々が利用されるものであり、市長部局と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

◎栗国恒広君

今の答弁でいうと、これ室内温水プールという計画ですよ。答弁をお願いします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

栗国恒広議員おっしゃるとおり考えております。

◎栗国恒広君

ありがとうございます。生涯学習部長が言っているように、学校におけるプールの時間というのは年間12時間程度と。要するに学校で何かプールが余り利用できていないという状況なんですよ。夏場しか利用しない。あとの数カ月間はもう使えないという考えをすれば、やはり市民プールはですね、いかに必要かと。そして、温水プールになると年間通してできるんですよ。なおかつ市民も利用できるという、そういう利点がかなりありますので、ぜひ前向きに建設をですね、受けてほしいと思います。

その件に関してちょっと要望ですけど、今回新総合体育館ができるということですので、プールの設置場所もですね、やっぱりそういった施設に併設してですね、市民が使いやすいような構想としながらやっていけばいいのかなと思っております。そして、ついでに言ったら、新総合体育館は今使っているところに建てるのかどうかはわからないんですけど、また博物館もですね、きのう高吉幸光議員が言っていましたように、これから選定をするという中で、やっぱりそういった公共施設が一体になれる場所をですね、探して、やっぱりきちっとした、利活用も含めてですね、やってほしいなと思っています。そういう意味では、空港東側、南側も字有地がいっぱいあります。どこの字有地とは言いませんけど、ぜひその辺も検討してもらいたいなと思います。

次に、北部地区の学校統廃合についてお伺いします。その統廃合に向けては、先日アンケートを実施して、その報告会が開かれたというマスコミ報道がありました。学校統廃合におけるものはですね、どこの地域に行ってもやっぱり賛成、反対、いろんなのがあります。しかし、教育長はですね、この学校統廃合には本当にすごく力を入れて、これまでも課題をクリアしながらですね、実現してきました。やっぱりそういう意味では学校統廃合したい点をですね、北部地区の池間、狩俣、西辺のPTAの方にもですね、しっかり地域の方にも話をして、この学校統廃合はもう方針は決まっていると。あとは時期をどういうふうにするのか、本当に一貫教育にするのか、その辺が一番北部地区のね、関心を持っているところですので、その辺、スケジュール的な見解と、小学校だけでやるのか、また中学校だけでやるのか、あるいは一貫教育でやるのか、その辺の見解について答弁をお願いします。

◎教育部長（下地信男君）

学校の統廃合について、なぜ市が学校規模適正化を進めているかということをも先にお話をしたいと思っております。平成18年度に策定された第1次宮古島市総合計画においてですね、近年の少子化に伴い小規模校が増加しているということで、学校規模の適正化を検討することが位置づけられております。それを踏まえて平成23年度に宮古島市立学校規模適正化基本方針を策定して、適正化作業に着手いた

しました。さらに、平成29年度に策定された第2次宮古島市総合計画で学校規模適正化を推進するという踏み込んだ内容となっておりまして、小学校19校を令和3年度までに18校にする、中学校14校を同年までに10校にするという具体的な目標を定めています。教育委員会では、この市の最上位計画である総合計画を踏まえまして、適正化基本方針を定め、それに基づき学校規模適正化を進めているところです。

北部地区は、もうアンケート結果を報告して、地域の皆さん方に今もう議論を開始しているところでありますが、基本方針の中ではもう統合はするというふうに定められておりまして、あとはどういった方法ですか、あるいは統合場所をどうするかと、どこに新しい学校を構えるかということこれから議論していくという段階であります。その点については地域からいろんな意見をいただいておりますので、これを教育委員会にも報告して、北部地区は統合して、もういろんな課題がありますけれども、この課題を解決して、魅力ある学校づくりを進めていきたいと考えております。

◎栗国恒広君

今の答弁を聞きますと、まだ時期的なものも決まらないし、場所の選定もまだ決まらない、そしてどういった、一貫教育でやるのかというその方向もまだ議論しているということかなと思っています。ぜひ早目にですね、方針が決まっているのであれば、教育委員会の方針として、さっき言われたように時期、場所、過程、これをね、もう早目に知らせるのは皆さんの一番の理解が得られるんじゃないかと思います。そういう意味では、ぜひですね、それを早目にやるしかないと思います。教育長。

◎教育長（宮國 博君）

手順としましてね、まず北部地区の皆さん方を含めた統合計画の準備会を立ち上げます。その後で、それを踏まえた上で教育委員会でのどのような形ですかと、統合するか、あるいは新設校にするのかというふうないろんな形をとっていききたいと思います。ですから、その中における学校の形ですね、これもしっかりと議論をしていききたいと思います。栗国恒広議員おっしゃるとおり、できるだけ私どもとしては早目にこの形を整えていくと、このように思っているところです。

◎栗国恒広君

わかりました。後ろのほうに後で質問する先輩議員がいるので、その辺にとどめておきたいと思います。

時間がないので、農林水産行政についてお伺いしたいと思います。沖縄製糖から地域発展のために活用するよという感じで宮古島市に多額の寄附がされました。その寄附金の活用について、どういうふうな見解を持っているのかお伺いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

去る11月に沖縄製糖株式会社より2,000万円と竹野一郎会長個人より3,000万円、合計5,000万円の寄附がありました。今回の寄附については、サトウキビ産業の振興、発展と農家のために有効に活用してほしいとのことでありましたので、サトウキビ関連事業に有効に活用したいと考えております。

◎栗国恒広君

農林水産部長、有効活用というのはマスコミで知りました。今から決めていくということなのかな。わかりました。その関連ですね、次の質問に製糖工場内のトラッシュの運搬についてですね。なぜこの質問したかということ、やっぱり製糖工場内に山積みされているトラッシュ、私は9月定例会でも話したところですね、今年度の予算をいろいろ探って予算処置をしてみたいという答弁がありましたけど、そういった

ことに活用できないのか。やっぱりそのトラッシュが今、また今期サトウキビ生産始まります。収穫が。やっぱり市場はない状態なんですよ。農林水産部長も一緒に工場見られて、その量がどれだけのものかというのを把握していると思いますので、やっぱりそういった活用ができないか。具体的な答弁をお願いします。

(「ちょっと休憩」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩＝午前11時03分)

再開します。

(再開＝午前11時03分)

◎農林水産部長(松原清光君)

手刈り収穫で圃場内に残っていた養分を含んだ表土や枯れ葉等がハーベスター刈り取りによって製糖工場へトラッシュとして運ばれております。このことから、このトラッシュを圃場に戻すことにより地力増進及びサトウキビ増産を図ることを目的といたしまして、令和2年度の市単独事業で補助費の助成を検討しているところであります。

◎栗国恒広君

答弁ありがとうございます。令和2年、来年度で補助を市単独です、やるということですので、これはもう農家の皆さんにとってもやっぱりうれしいことです。ぜひ農家の地力アップにですね、このトラッシュが必要だという声がサトウキビ生産農家からですね、多く聞こえますので、ぜひ予算して、本当にありがとうございます。

次に、ハーベスター利用料金、この質問に関しても何回か質問しています。私が質問している中で、OCR調査で9月に実施した中で、例えば圃場整備された場所、そうでない場所、今ハーベスター料金というのはみんな一括なんですよ。ですから、刈りやすいところと刈りにくいところがあると。いろんな問題があるんですね。やっぱりそのOCR調査を十分に生かしていないんじゃないかなと思います。そして、一番農家が懸念しているのが、ハーベスター料金が高い。安い高いか、今言ったように刈りたいところは4,500円は高い、刈り取りにくいところはそれなりに上げていいですよ、農家もそれは理解しています。そういう意味で、このハーベスター料金に関してはですね、何度も質問したように、もうこれ行政主導です、例えば関係者、JA、サトウキビハーベスター組合、ハーベスター運営協議会ですね、製糖工場、市長を交えてですね、このハーベスター料金に関してはしっかり議論し、農家に周知をしながらですね、今度消費税10%に上がるということでも、まだいまだに、きょう現在ハーベスター料金を農家にも周知していないと思います。この料金に関してはそういった協議が持たれるのか、答弁をお願いします。

◎農林水産部長(松原清光君)

まず、ハーベスターの利用料金についてでありますけども、10月の消費税改正に伴いまして、宮古地区ハーベスター運営協議会の料金改正に伴う会議に農政課といたしましてもオブザーバーとして2回ほど参加しております。会議において、事業主の皆さんからは、消費税の改定や慢性的な宮古島市の人手不足に伴い経費がアップしており、刈り取り料金を増額する意見、それから生産農家からは、農家の急激な負

担増加にならないように料金体制を望む意見がありました。そのようなことを踏まえて、12月11日にハーベスターの運営全体協議会を開催しており、今期の利用料金の目安といたしまして税抜きで4,167円が示されております。この利用料金については、総合事務局から独占禁止法に抵触するおそれがあるとの指導もあることから、あくまで目安という形で捉えて、最終的には各事業者で決定されるものと考えております。そのことを踏まえまして、各事業者で受託料金を設定し、早目に農家に報告することになると思います。

◎粟国恒広君

今答弁をお聞きする限り、4,167円は、あくまでもこれをもとにハーベスターを運営している各法人が各自農家と契約を結ぶという理解でいいですよ。それに当たっては、もう農家とハーベスター事業所が直接値段を交渉すると。ということは一律じゃないということなんですよ。ぜひ農家の所得向上におかれましてですね、やはりハーベスター料金がいいと。宮古島の圃場整備も大体50%ぐらい終わっていると。機械刈りがもう99%。手刈りをしていたときよりも所得がないと。計算してみると所得が少ないと。要するに手取りが少ないということなんですよ。そういう意味では国のほうでも130円、新聞でもいろんな感じで報じて130円アップしてですね、国の買い取り補助が1万6,080円ですかね、そういった国のほうも手厚い保護をやっていますので、ぜひハーベスター運営協議会にはですね、こういった指導しながら、やっぱり農家の所得向上に向けですね、ともに頑張ってくださいなと思います。

時間がないので、あと1点だけ。観光行政について、伊良部大橋の橋詰広場の指定管理についてお伺いします。時間がないので、早目をお願いします。短く。

◎伊良部支所長（上地成人君）

伊良部大橋観光拠点施設は、9月にですね、台風襲来によりまして被害が出ました。その後、天候に左右されることもなく、現在順調に工事が進んでおります。指定管理候補者の選定作業につきましては、去る10月16日から11月15日までの期間で募集をいたしております。その結果、2者の応募がございました。今後は、12月23日に宮古島市指定管理者候補者選定委員会を開催予定をしております。その中で指定管理者候補者を選定いたします。その後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、指定管理者の指定につきまして、臨時会も含めまして早目の議会に提案してまいりたいと考えております。

◎粟国恒広君

答弁ありがとうございます。1月の臨時会で指定管理を発表していくという感じですよ。ありがとうございます。

JTAドーム宮古島のネーミングライツスポンサー料については、時間がないので次の3月定例会で質問していきたいと思っております。

ちょっと壇上で私見を述べたいと思います。一般質問、答弁いろいろありがとうございました。去る数日前の新聞記事で、市が債券を運用して初の売却益2億円を生み出すという大きな見出しがありました。財政基金35億円を原資に購入した公共債を売って2億円得たという報道がありました。債券運用に初の売却利益ということで、これは職員の努力だと私は思います。ぜひ市長、職員を褒めてあげてください。そして、いつも財政でいろいろな質問している眞榮城徳彦先輩、ぜひ職員を褒めてあげてください。私の好きな言葉で「やってみせ、言って聞かせて、させてみて、褒めてやらねば、人は動かじ」と、これは海軍大将が言った言葉です。まさにそのとおりだと思っています。ぜひ市長、こういった大きな見出しがあり

ましたので、ぜひ議員の皆さんもですね、職員を褒めて、初の運用益を上げたということで褒めてもらいたいなと思っています。

市長におかれましては、来年度から幼児教育、保育の無償化、そして小中学校の教育の無償化ということで、これは市長の英断と私は思います。

最後に、首里城に関してちょっと私見だけ。10月に施設が焼却した首里城は、復元に向けて大きな動きが県内外で国外でも始まっております。各地から寄附金が寄せられ、政府も予算措置を含めて復興作業を進めた基本方針を掲げています。首里城は、沖縄独自の歴史、文化を象徴する建物であります。と同時に、観光立県、沖縄の重要な観光資源でありますので、ぜひ観光、経済を支える宮古島市としても、首里城再建は欠かせません。ぜひ議会の皆さん、市民の皆さんもですね、一緒にご協力しながら、首里城再建に向けて頑張っていきましょう。

以上をもちまして、栗国恒広の12月の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで栗国恒広君の質問は終了しました。

◎平 百合香君

2番、平百合香です。一般質問に移りたいと思います。ちょっと皆さんの後ろからのプレッシャーと、時間がなかなか厳しいことになっておりますけれども、どうか当局の皆さんにおかれましては、市民にわかりやすい答弁のほどよろしく願います。

では、私からの一般質問に移ります。まず、ブックスタートの現状について質問いたします。ことしの4月から始まったブックスタートですが、開始時から今まで何回行われて、何冊が何家族へ配付されたのか、まず実績を教えてください。

◎生涯学習部長（下地 明君）

ことしの4月から始まったブックスタートは、今年度の4カ月、10カ月、1歳半健診に合わせて行っており、これまで26回実施されております。配付につきましては、配付基準が世帯数ではなく幼児数によるもので、今年度は4月から11月まで870人の赤ちゃんに1冊ずつ配付されております。

◎平 百合香君

ありがとうございました。当初、ブックスタートが始まる前、個人のほうでブックスタートの事業されていた方のあとのときの人数に比べると倍近い人数が絵本を受け取ったということになります。やはりブックスタートというのは赤ちゃんとお母さんの一番最初の触れ合いという意味でも非常に重要だと思っていますので、この実績に大変うれしく思っています。ありがとうございました。

では、次に宮古島市未来創造センターの現状について質問いたします。これはブックスタートともちょっとだけ関連しますので、前の質問を踏まえてということでお聞きください。新しくオープンした宮古島市未来創造センターの利用状況、旧平良図書館と比較して、入館者数、貸し出し冊数、図書館利用カードの取得数に変化は見られたのか教えてください。

◎生涯学習部長（下地 明君）

本年8月17日にオープンした宮古島市未来創造センターの図書館利用状況は、月途中の8月も含め、11月までの4カ月間の統計で前年度と比較すると、前年度1万9,703人に対して7万5,151人で、月平均1万

8,878人、約4倍ほどの利用となっております。また、貸し出し冊数は、旧平良図書館の1万300冊に対して、2.3倍の2万3,497冊となっております。図書館利用カードの取得数については、旧平良図書館の2019年度、年間514人に対して、宮古島市未来創造センターは、開館から11月末で2,356人が取得され、旧平良図書館とは比較にならないぐらい多くの市民や観光客が利用しております。特に読書席が多数ふえ、また多様な席の配置等により、一般の利用増加に加え中高生の利用が大幅にふえております。

◎平 百合香君

生涯学習部長、ありがとうございます。宮古島市未来創造センターのほうにお話をお伺いしに行ったときにも中高生の利用が非常にふえているという報告は受けておりました。そのほかにも、ブックスタートで絵本を配付したときに一緒に配付する絵本袋というんでしょうかね、ああいうのを持って乳幼児と一緒に、親子の読み聞かせルーム、板張りの場所がありますよね。向こうで子供と一緒に絵本を読んでいる姿をすごく多く見つけて、図書館員の方々、非常に心が温かくなるという話をされておりました。乳幼児も小中高生も含めて、もちろん一般の市民の方の利用も含めて非常に利用率が上がっているという宮古島市未来創造センターなんですが、宮古島市未来創造センターのさらなる利用向上のために何か取り組みがあれば教えてください。

◎生涯学習部長（下地 明君）

利用率向上のための取り組みという質問でございます。お答えいたします。

宮古島市未来創造センターの利用率向上のための取り組みとしては、開館記念行事として、清朝の美人画展、写真で見る懐かしの宮古島、開館記念芸術展として、書道、美術、写真、華道の各分野において地元を代表する作家の作品を展示し、大勢の来館者に喜ばれたところです。また、年度内の企画として開館記念講演会や声優による読み聞かせイベントなどが計画されております。図書館においては、年間の各種行事やイベントのほかに、エポックスタート、縫いぐるみお泊まり会、子供お茶会、読み聞かせなども実施しております。また、クリスマスお話し会、郷土の歴史と文化講座等も予定されております。公民館においては、学校や保育所などの発表会などで利用するのに適した広さであることや、講座、研修ができるスタジオが3つもあることから、利用が多くなっております。

宮古島市未来創造センターは、図書館と公民館の持つ機能を併設することにより相乗的な効果を発揮する生涯学習拠点施設として建設されたことから、今後多くの方が気軽に利用していただけるよう、図書館サービスの充実と、公民館においては新たな講座の創設や、行事、イベントなどの取り組みを行い、利用率向上に努めてまいりたいと考えております。

◎平 百合香君

生涯学習部長、ありがとうございます。図書館機能のことについてをメインで聞いたつもりだったんですが、公民館のほうも答えていただいて、宮古島市未来創造センター全体で入館者数もふえているというすばらしい報告をいただきました。なぜ私がこの質問をしたのかというと、以前子どもの読書推進計画とブックスタートの質問をさせていただいたときに那覇市の事例を出しまして、乳幼児健診でブックスタートを始めているんですが、本市と同じように、絵本を配付する際に図書館カードの申込書も一緒に配付し、市立図書館の入館者数につながっているというお話をさせていただいたものですから、前回ちょっと聞き取りのほうで宮古島市未来創造センターに行ったときに担当の方に、そのとき私が同じように提案した読

書通帳というものは採用していただいている、非常に子供たちから好評をいただいているというお話を聞いたものですから、次はやはり赤ちゃんのころから図書館に親しんでいただくという意味で、ぜひ図書館の申し込みカードもそのときに配付してつなげていけたらなというふうに思っておりますので、どうぞ検討ください。よろしく申し上げます。

次に移ります。公共施設の公衆電話の設置状況についてという質問でございます。宮古島の主な公共施設にはさまざまな設置基準があるかと思いますが、公衆電話の設置基準というものはあるのでしょうか。教えてください。

◎総務部長（宮国高宣君）

公共施設の公衆電話の設置状況についてでございます。公衆電話の設置に関して、宮古島の公共施設には公衆電話の設置基準はありません。これは、市の単独での設置基準がないということでございます。しかし、公衆電話を設置するには施設管理者がN T Tに設置を依頼して委託契約を結びます。N T Tの設置基準により設置の判断がされます。ちなみに、今公共施設にある公衆電話は第2種公衆電話という扱いになっております。説明いたします。これN T Tの設置基準でございます。電話ボックスは、道路沿いにある電話ボックスですね、これにつきましては第1種公衆電話という形でN T Tが管理しております。その他、N T Tが施設に公衆電話を設置する目安がございます。先ほど申しました公共施設にある第2種公衆電話の取り扱いとなっております。その中で、第1点、収益が月額5,000円を見込めること、2番目に電気設備があること、3点目に電話線の配管がされていることとなっております。ちなみに、ピンク電話というのがございます。これにつきましては、ピンク電話11万3,000円を購入またはリースをして、月額3,000円、基本料金等でございますけど、プラス通信料がかかるということでございます。維持管理は施設管理者が行うという形の内容になっているということでございます。

◎平 百合香君

ありがとうございます。では、公衆電話、電話ボックスというものが第1種公衆電話で、ピンク電話が第2種公衆電話という認識でよろしいですか。

◎総務部長（宮国高宣君）

ピンク電話はピンク電話でございます。そういうことでございますので。第2種には該当しません。

◎平 百合香君

総務部長、ありがとうございました。

では、次の質問がちょっとぼやけてしまうんですが、本市の主な公共施設である市役所であったりとか、小中学校、公民館、J T A ドーム宮古島、宮古島市未来創造センター、陸上競技場などに公衆電話は設置されているのかという状況をお聞かせください。

◎総務部長（宮国高宣君）

公衆電話の設置状況についてです。庁舎は、平良庁舎のみとなっております。小中学校については、確認したところ、小中学校全体で34台の設置となっております。内訳としまして、2台設置が小学校6校、中学校が1校、また1台設置のみが小学校で8校、中学校で10校、小中併設校の2校、未設置が小学校1校となっております。公民館、J T A ドーム宮古島、宮古島市未来創造センター、陸上競技場には公衆電話の設置はありません。現在、宮古島市未来創造センターにつきましては申請中という形の報告を受けて

おります。

◎平 百合香君

ありがとうございます。私がこの公衆電話の質問をしようと思ったのは、ちょっと前に行われました県の陸上競技大会の練習のときにですね、ちょっと最近、冬になってきて、だんだん日が落ちるのが早いものですから、陸上競技場には中に公衆電話がないと。どうしても学校のグラウンドではなく陸上競技場でしか行えない練習というものがあって、特に小中学生の女子生徒の場合には、夜遅くなると暗くなって、やはりちょっと怖い。それをてくてく歩いてですね、向こうは何商店でしたかね。のひな商店のほうの前の公衆電話まで歩いて行って電話をかけると。やはり小中学生は全員が全員携帯を持っているというわけではない中、暗い道をちょっと歩いて、なおかつ1人で歩いていくのが怖いので、なるべく団体で固まって歩いて行って、お迎えが来るまでそののひな商店の前でみんなで待っているという状況がよく見られたそうなんです。それはちょっとやはり、できれば競技場の中、明るい場所にそういった公衆電話があって、お迎えを安心して待っていただけるような状況になると子供たちとしても保護者としても安心して練習に思う存分生かされるのではないかなと思ったということと、あと宮古島市未来創造センターの中に、今申請中だということでしたけれども、公民館の部分で、子供たちをよく使うんですね。宮古島市未来創造センター。やっぱり急な雨だったり、夏によく台風も襲来しましたし、秋口まで、どうしても台風とかで天気が悪いときにお迎えに来てほしい、あと中高生の夜、夕方遅くなって、塾の時間になってしまって、行くときに、ちょっと時間が足りないから、みんなで乗り合わせてタクシーを呼ぼうかなと思ったときにやっぱり公衆電話がなかったりとか、やっぱりお迎えの部分もそうですし、そういう意味でやはりある程度大きな規模、特に幅広い年代が集うような施設においては公衆電話の設置というものをなるべく進めていただけたらなというふうに思ってこの質問にいたしましたので、どうか各施設の管理する担当部署においては十分に協議をされるようお願いを申し上げます。

次の質問に移ります。ちょっと時間のほうがですね、配分がなかなか難しくなってきたので、ちょっと順番を変えて質問をさせていただきたいと思います。道路区画線整備についてでございます。宮古島市は、センターラインや右折帯等、中央線とか区画整理線が消えている箇所が多くて、市に苦情が入るようになったという新聞報道がありました。新聞紙上でもご答弁いただいておりますが、予算を含めた今後の対応をできるだけ具体的にお答えいただけたらなというふうに思います。よろしくお願ひします。

◎建設部長（下地康教君）

区画線の整備は、交通安全対策特別交付金事業でガードレールやカーブミラー、転落防止柵設置等も含め実施をしており、今年度予算は995万円で、児童生徒の安全を確保するため、通学路、学校周辺のガードレール等を優先的に整備しております。区画線補修につきましては、次年度より右折帯のある交差点付近や交通量の多い市道を優先的に区画線等の塗りかえを予定しております。また、全ての道路の一時停止線や横断歩道、追い越し禁止線等は公安委員会の管理となっております。

◎平 百合香君

ありがとうございました。一時停止線とか中央の線とかで担当部署が違うとはちょっと初めて知りました。済みません。勉強不足でございました。特にですね、中央線なんですけれども、消えている箇所がやはり多くて、近年レンタカーが非常に宮古島市多く通行するようになってまいりました。なかなか本土の

ほうでも運転を日常的にされない方が、宮古島というのんびりした中でゆっくりドライブを楽しみながらレンタカーに乗ってみようと思っていられらるであろうお客様方が、実はずっかり道路の真ん中、中央線のあたりを走っているという非常に危ない状況を時々見かけます。レンタカーがふえたということで、ちっちゃな事故、大きな事故にはつながっていないちっちゃな事故が多発しているというふうにも聞いておりますので、優先順位もあろうかとは思いますが、なるべくいろんな道路の線の整備のほうよろしくお願いたします。

では、保育行政についての質問をさせていただきます。ことしの10月に豊見城市が保育所の入所選考業務に保育A Iを導入するとの報道がありました。本市において保育A Iをもし導入すると仮定して、保育A I導入のメリットとデメリットはどういうことが考えられるでしょうか。

◎福祉部長（下地律子君）

保育A I導入におけるメリット、デメリットについてでございますが、本市においてはまだ具体的に導入に向けた取り組みは行っておりませんが、メリットといたしましては、まず入所調整等に係る作業時間の短縮ですね、それにより入所の内定通知を保護者のほうにより早く発送ができる、その結果が早くわかることにより保護者の負担軽減が期待できるなどがあると考えております。また、本市に導入する場合のデメリットでございますが、現在使用しているシステムの変更が必要となることから、新システムを導入した上でのA I導入の検討となることから、経費と時間がかかると考えております。

◎平 百合香君

福祉部長、ありがとうございます。この報道が出た後に、私、豊見城市のほうに行って視察してまいりました。市の担当課の方によりますと、豊見城市、45の認可保育園があつて、1,500人が毎年新規で入所申し込みをします。職員がですね、その1,500人に対して2人体制または3人体制ぐらいの非常に少人数でもって大分、500時間近い時間をかけて手作業で業務に当たっていたということでもございました。その担当課の課長の方が非常に危惧したのはですね、入所申し込みにかかる時間の中で、もしこの担当の係の者が例えば年末うっかり何かの交通事故に巻き込まれて入院をしてしまったり、病気になってしまって長期にお休みをいただいたような場合に、入所決定自体が後ろに大きく倒れてしまう可能性があるということ非常に危惧しておりました。そうなった場合、産休、育休でもう働きに出よう、保育園が決定した時点で復職しようと思ってお母様方、そしてそれを受け入れようとしている企業の方の豊見城市全体の経済活動にもかかわってくるのではないかと、そういう危惧があつたので、課長クラスの方だったんですけども、その方が直接、部長級をすっ飛ばして市長のほうに直談判に行って、資料を提出して、お願いして導入をしていただいたという経緯がございます。

本市においては、そんな1,500人はおりません。大体600名から650名前後ぐらいの入所申し込み数だと聞いております。この少子高齢化の時代、ゆっくりとではありますが、本市でも子供の数が減っていくことが予想されます。ですが、私が児童家庭課のほうに聞き取りをしましたら、本市においては、この入所選考の作業は、1人が補助員1名をつけていただくという形をとってこの期間ずっと作業されている。そして、転勤によって入所辞退であったり、保育園の先生、保育士の例えば産休が急に入ったとかで人数が変わってきますと、下の順番から上に上げていくという作業ではなくて、一旦さらに戻した状態でまた新しく組み直してこの保育所の入所選定を行うという非常に難解な業務で、何回も何回も入所選定をやり直す

と結構心が折れそうになる作業であるというお話を聞きました。前回の一般質問のときに市役所の職員の定員適正化のお話をちらっとさせていただきましたけれども、やはりこれだけ業務内容が多岐にわたり、大幅にふえ、そして煩雑になる今日において、ある程度A Iであったり、そういうものをやはり市役所としても導入をして市職員の負担を軽減する、業務量の圧縮というものを考えたときに、今現在任用職員と正職員とのバランス、そういうものを考えたときに、やはりちょっと段階を見てみると大幅な人件費の削減には至っていないように見えます。そういったところからもですね、システムの改修に非常に時間とお金がかかるということは私もよく承知しているんですが、こういったことを踏まえて、いま一度、どういう業務にどういうA Iだったり、新しいシステムを入れたりすれば業務量を減らすことができるのかというものを改めて考える時期に来ているのではないかなというふうに思います。前回も非常に渋いお顔でなかなか難しいですとおっしゃっていましたが、総務部長、ぜひ検討のほうよろしくお願いたします。

次の質問に移りたいと思います。次の質問はですね、し尿処理施設の進捗についてお尋ねいたします。し尿処理施設は、現在もう新しく施設をつくるという方向で固まって、それに向けて推進協議会というものを出発させて話し合いを持っているというふうに聞いております。推進協議会の構成メンバーとメンバーの選考基準というものがございましたら教えてください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

現在、し尿等処理施設整備基本計画の策定に向け、廃棄物の減量等推進審議会を設置しまして審議を進めているところでございます。メンバーとメンバーの選考基準ということでございますけれども、まず廃棄物減量等推進審議会は、市民等の代表、それから学識経験者、事業者の代表、それから関係行政機関の職員、以上の4項目に該当する者の中から10人以内で組織されることになっております。今回のし尿等処理施設整備基本計画の策定に係る審議会は、学識経験者として、沖縄国際大学経済学部地域環境政策学科の教授1名、それから准教授1名、事業者の代表として、し尿等下水道投入施設管理業務受託業者1名、一般廃棄物収集運搬業者1名、市民の代表といたしまして、伊良部地区地域づくり協議会の会長、それから関係行政機関の職員として、宮古島市の上下水道部長、建設部長、伊良部支所長、生活環境部長、以上の9名で構成をされております。

◎平 百合香君

生活環境部長、ありがとうございます。

では、この構成メンバーの中に、管理業務をする業者以外で実際にし尿の汚泥というものを投入施設に運んでいらっしゃる業者というのは含まれているのかをお尋ねいたします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

先ほど紹介しましたが、今設置されております下水道の投入施設の管理事業者1名、それから一般廃棄物の収集運搬事業者1名というふうに紹介しましたが、この2名とも浄化槽の清掃許可事業者で、し尿等の下水道投入施設の利用実績もでございます。

◎平 百合香君

ありがとうございます。では、実際汚泥の運搬をされている業者の意見を反映することのできる推進審議会であるという認識でよろしいのでしょうか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

今回の事業者代表として参加しております2名の事業者につきましては、先ほど説明しましたとおり汚泥の収集運搬の実績がある事業者でもございますが、1人につきましては、実際に今荷川取のほうにあります下水道の投入施設の管理受託を行っている事業者でございますので、その辺の知識、経験があるということで、廃棄物の汚泥のし尿処理の運搬にもかかわっているということで、そういう事業者の中からそういう面もあるということで選抜させていただきました。そして、もう1人につきましては、今回し尿等の処理施設の整備候補地として旧伊良部町にありましたし尿処理場の場所も候補地となっておりますが、もう1名の事業者につきましては、実はこの旧伊良部し尿処理場の運転管理を受託していた事業所でございます。したがって、その辺についての情報、メリット、デメリット、その辺についての知識も豊富かということで、今回は、し尿の運搬事業者でもありますし、そういう立場から入ってもらっているところでございます。

◎平 百合香君

ありがとうございます。

それでは、推進審議会で協議された内容であったり、決定した事項等があつて、もしこの場で発表できることがあればぜひ教えていただきたいので、よろしくお願いいたします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

これまでの審議会では、建設予定候補地として、伊良部佐和田地区にあります旧伊良部のし尿処理場跡地周辺と、現在ある下水道処理施設の隣接地の平良荷川取地区を提案いたしまして、それぞれの候補地について、土地利用の規制、用地の確保、整備費用、防災対策などの面から比較検討を行い、審議を進めてまいりました。また、新たなし尿処理施設の整備手法として、1つ目に、既存の下水道投入施設を改造する、2つ目に、新たな下水道投入施設を整備して既存の下水道投入施設と併用する、3つ目に、新たなし尿等処理施設を整備して、既存の下水道投入施設は廃止する、4つ目に、新たなし尿等処理施設を整備して既存の下水道投入施設と併用する、5つ目に、新たなし尿等処理施設を整備して、既存施設は必要に応じて使用する。主に新たなし尿処理施設を使用するというような5つの手法を審議してまいりました。12月4日に第2回の審議会が行われまして、この中で、まず候補地につきましては、メリット、デメリットの比較検討を行い、審議会として建設候補地は伊良部佐和田地区に決定するということを確認しております。また、整備手法につきましては、新たなし尿処理施設を整備して、既存の下水道投入施設は必要に応じて使用する。主に新たなし尿処理施設を使用するという手法を決定しております。

◎平 百合香君

ありがとうございます。決定した事項としては、候補地が決まったということと、新しくし尿処理施設をつくって、今使っている投入施設と併用というか、メインでは新しくつくるし尿処理施設でもって処理をして、一部に関しては投入施設でも処理することができますよという内容が今回の第2回の推進審議会で決まったということの理解でよろしいでしょうか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

候補地については2つありましたけれども、審議会としては旧伊良部佐和田地区にある旧伊良部のし尿処理場跡地を利用するという、それから整備手法につきましても、平百合香議員のおっしゃったとおり、新しいし尿処理施設を整備しまして、主にその施設を使用しまして、既存の下水道投入施設は必要に

応じて使用するという事で決まったという事でございます。

◎平 百合香君

ありがとうございます。

では、推進審議会の今後のスケジュールですね、いつまでに何をどういうふうに決めていくのかというものを教えていただきたいです。私は、今までの一般質問で、し尿処理の問題をたびたび取り上げ、本市のし尿処理の現状が非常に逼迫した状況であり、スピード感を持って取り組んでいただきたい旨の発言を再三してまいりました。協議会もまだ2回しか開催されていませんが、候補地であったり、新しくし尿処理施設をつくって併設というか、併用をしていくという使用感というものが決まったというふうなことです。なので、し尿処理施設を建設するという事は決まっているので、大体この推進審議会、例えば予算をどのぐらいのスピードで、具体的に言えば来年あたりのせることを考えているとか、どういうスピード感でもってこの問題を前に進めていこうと考えていらっしゃるのかというものを教えてください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

先ほど大きく2点が審議会として決まったということの説明しましたが、特にし尿の処理方針ということにつきましては、これ新しく整備するし尿処理施設の規模にも関係をしてきます。今の計画では、1日当たりの平均量が49キロリットルの処理能力のある処理施設をつくるということになっております。今後、審議会といたしましては、来年の2月ごろに第3回の審議会を予定しております、第2回目の審議会で決定しました建設予定地と整備手法に基づきまして、新しく整備するし尿等処理施設整備基本計画の案を取りまとめ、市長に答申することにしております。答申後ということになりますけれども、実は国の補助メニューの活用を計画しております、この補助メニューの活用のために、令和3年度の事業予算化に向けて令和2年度の5月ごろには国に補助事業等の計画書を提出するというのが条件となっておりますので、この計画書を提出した上で、令和2年度には基本設計、補助金の調整を行いまして、生活環境調査を経て、一部については令和3年度、事業予算化された場合は令和3年度から工事の着手を目指したいというふうに考えております。

◎平 百合香君

ありがとうございます。規模が大体49キロリットルを1日処理できるような施設を考えているということでした。もしおわかりになればですが、そのぐらいのクラスのし尿等処理施設をつくと仮定というか、もう決まっていると思うんですけども、大体どのぐらいの予算がかかるものなのか、もしおわかりであれば教えていただきたいと思います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

審議会では、整備手法の比較検討資料の一環として、概算ではございますけれども、事業費も計上されておりました。この49キロリットルの処理施設をつくる事業費というのは30億円から35億円程度というふうに、これあくまでも概算でございますので、今後計画素案をまとめる段階でさらに詳しい数字が上がってくるかと思いますが、30億円から35億円程度というふうに見込んでおります。

◎平 百合香君

ありがとうございます。30億円から35億円、ざっくりとした数字だというふうにご説明がありましたけれども、やはり非常に大きな金額のかかる事業であることは、もうこれ間違いないことですし、市長に素

案を答申してからなるべく早くにつくりたいという生涯学習部の意思も確認できたので、この問題はとりあえずここで一旦とめておきたいと思います。残りのものは午後から。

◎議長（佐久本洋介君）

平百合香議員の質問がまだ少し残っていますが、残りは午後からということにします。

しばらく休憩し、1時半から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時58分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

まず、平百合香君の質問の発言を許します。

◎平 百合香君

ありがとうございます。ちょっと間を挟んでしまいましたが、済みません、最後、し尿処理施設の進捗のところですね、1つ質問がまだでしたので、そこから始めていきたいと思います。

新しく建設される予定のし尿処理施設と、今現在使用しているし尿等投入施設との関連性についてどのように考えているのか教えてください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

関連性ということですが、午前中に、新しく整備しますし尿等処理施設につきましては、新たなし尿処理施設を整備して、既存施設、投入施設でございますが、必要に応じて使用するという整備手法に決定をしたということをお伝えいたしました。新たなし尿処理施設の処理能力は1日当たり49キロリットルを予定しておりますけれども、基本的には、その処理能力を上回った場合に既存の下水道投入施設を使用するという運営方法を予定しております。ただ、運営に向けて事業者等との意見交換を行いまして、事業者の要望等も加味しながら、できるだけ事業者の負担が増大しないよう柔軟に対応していきたいと考えております。その中で、関連性、そういうことについても検討していきたいというふうに考えております。

◎平 百合香君

ありがとうございました。今の答弁を聞いて、また新たにちょっと聞きたいことができてしまいましたけれども、必要に応じて今の投入施設も使っていくというお話でしたが、今新しく新設する予定のし尿処理施設というものが49キロリットルでしたかね。これ今の投入施設の処理能力が55キロリットルで、今現在50キロリットルほど平均使っていて、それで足りなくなったから、処理能力が足りなくなったから新しく施設をつくるという当初からの計画であったかと思います。49キロリットルというのは非常に、50キロリットルとそうそう処理能力が変わらないといいますが、それで併用ということ考えたのかな、必要に応じて投入施設も一緒に使っていくのかなというふうに考えているんですが、これを両方使うと想定した場合、伊良部島って遠過ぎないですかねというのが、そこら辺に関してはどう思っているのかちょっとお伺いしたいのですが。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

平百合香議員のおっしゃるとおり、事業者の負担がやはり距離が延びることによって増大してくる部分

があるかと思えます。ですから、先ほど私が説明した事業者の負担が増大しないようにというのは、その辺を考慮してのことなんですけども、どうしてもやっぱり距離が遠くなりますので、事業者の負担は増大していくというふうに考えております。ただ、活用方法によって、基本的には新しく整備をするし尿処理施設を使うということですけども、その辺は49キロリットルという1日当たりの処理能力との関係もございまして、事業者の要望を聞きながらですね、原則はそうなっておりますけれども、事業者の負担をできるだけ軽減するために、併用に近い形といいますか、運用の中で、その辺は意見を聞きながら対応していければというふうに考えております。ちなみに、49キロリットルという設定につきましては、さきに策定しました宮古島市し尿処理施設整備基本構想、この中で10年後のし尿の排出量の推計を行っておりますけれども、その中で1日当たりの平均量が49キロリットルと、10年後にですね、そういう数値が出ておりますので、そういうことを参考にしながら、今回の施設についてはそういう処理能力でつくっていくということになっております。

◎平 百合香君

ありがとうございました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。次の質問が最後になりますが、環境に優しい日やけどめについてという質問でございます。そもそも何をもちょう環境に優しい日やけどめということについて、ちょっと長くなりますが、ご説明をしたいと思います。

環境に優しい日やけどめは、サンゴに優しい日やけどめのことを指し、日やけどめに含まれる化学物質、紫外線吸収成分などに含まれる化学物質の中でオキシベンゾンやオクチノキサートなどという成分がサンゴに共生している共生藻類、サンゴと一緒に藻が入って一緒に生活していくんですけども、この共生藻類にダメージを与え、サンゴからの脱落を招くとし、結果としてサンゴの白化に強く関与しており、特にサンゴの幼生にとっては深刻なダメージを与えるという結果を受けて、これらを含まないノンケミカル、ノンナノ化、生物分解性の日やけどめのことを環境に優しい日やけどめというふうに呼んでいるものです。

2018年、ハワイではサンゴ礁への有害性が指摘される、先ほど申し述べましたオキシベンゾン、オクチノキサートなどを含む日やけどめ製品の販売、流通を禁ずる法案が5月に州議会を通過し、7月にハワイ州知事がこの法案に署名して成立をいたしました。施行は2021年からとのことですが、皆さん覚えてますよね。このニュースは非常に大きな驚きとインパクトをもって世界中に報道されております。これを受け、パラオ共和国では、同年11月に国としては世界で初めて、サンゴ礁に対して有害な物質を含む日やけどめ製品の販売や国に持ち込みを禁止する条項を含む法律、責任あるツーリズム教育法というものが成立し、これはハワイが指定した化学物質に新たに10種類の化学物質を加え、さらに違反者には罰金刑もあるというハワイの事例より厳しい法律で、ハワイよりも1年前倒しの2020年1月より施行開始予定となっております。また、カリブ海にあるリゾート地のボネール島というところにおいても、ハワイに倣い、2021年からオキシベンゾンとオクチノキサートが含まれた日やけどめの使用や販売が禁止されるということになっております。

このことを踏まえて質問させていただきます。有害成分を含む日やけどめの使用禁止が世界のリゾート地で推進されつつある中で、宮古島市の考えや取り組みがあれば教えてください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

去る12月2日に開催された第3回宮古島市観光推進協議会では、先進地域であるハワイの観光振興に関する取り組みの事例として、ハワイにおけるさまざまな取り組みの中で、サンゴ礁に有害な物質を含む日やけどめの販売が禁止されることが報告されました。有害物質を含むとされる日やけどめの使用制限については、サンゴを含む豊富な海洋生物の保全を図るため必要であると考えており、ハワイなどの規制等について研究してまいります。

◎平 百合香君

ありがとうございます。実はですね、この質問、1年前に当局の皆さんに対して質問をした方がいらっしやいます。覚えていらっしやいますでしょうか。去年の8月、宮古青年会議所主催のこども議会という事業がございました。宮古島市の全面協力を受け開催された事業でございます。市内14の中学校の3年生が子供議員としてこちらの議席に座り、市長初め全部長が出席する中で、それぞれが考えた一般質問を行った事業なんです、その中で当時北中学校3年生の下地さんという女子生徒がですね、「宮古島のサンゴ礁は大きな観光資源であるだけではなく、環境保全の観点から見ても、陸上の植物よりCO₂の吸収量が高く、地球温暖化対策としても、とても貴重で、保護すべき生き物です。その保全対策として、ハワイでは、日やけどめに含まれる有害成分がサンゴに悪影響を与えるということで、ことしの5月に有害成分が含まれる日やけどめの使用を禁止する法案が可決されて大きなニュースとなっています。そこで、宮古島でも有害成分が含まれた日やけどめの使用を禁止する条例をつくってサンゴを保全する対策はとれないのかお聞きします」という質問をしています。この質問で、生活環境部の垣花和彦部長が販売中止や使用禁止をするにはまだ情報が少ないので、調査、検討をしたいという旨答弁されております。驚くべきことに、このこども議会の開催は8月14日。たしかハワイの報道が5月の時点であり、この8月14日の時点ではパラオもボネール島もこの日やけどめに関する規定というものは決定しておりません。有名リゾート地は関心を持っているという程度の報道であったと記憶しております。本市の中学生の意識の高さに改めて驚かされますよね。この質問から1年。生活環境部でこの件について何か調査をしたということはありませんか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

日やけどめクリームの件につきましては、具体的な調査は進められておりませんが、いろんなところで確認をしたところによりますと、こういうものについてはですね、厚生労働省とかですね、関係機関の許認可のもとでこういうクリームがつくられているということで、自治体の条例で規制するのはかなりハードルが厳しいのではないかとこのように考えております。それよりはですね、今宮古島の海の利用に関して、観光のルールづくり、そういうのが進められておりますので、そういうところで何らかのルールづくりを進めていくほうがいいんじゃないかとこのように考えております。

それから、生活環境部のほうでは、年明けにですね、宮古島市自然環境保全審議会を開催する予定をしております。これの主な目的は、宮古島の保全種、それから保全樹、木ですね、樹木、それから外来種リストの作成を行うことを予定しております。直接の議題ではありませんけれども、こういう会議の中でもこういう情報の意見交換をやっていきいたいというふうに考えております。

◎平 百合香君

ありがとうございます。

では、観光商工部に答えていただいていたので、再質問させていただきます。現在、国内でこの日やけどめに関する事柄を例えば研修をしているのですとか、環境に優しい日やけどめに対して推進をしているのだとか、そういった動きのある市町村があるのかどうかということは調査されていますでしょうか。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

調査したところ、県内、国内でサンゴに有害物質を含む日やけどめの使用を禁止している事例は確認されておりませんでした。サンゴ礁に有害な物質を含まない日やけどめの使用推奨については、サンゴ礁の村づくり宣言をしている恩納村で恩納村観光協会がサンゴに優しい日やけどめとして販売、推奨して行っております。

◎平 百合香君

観光商工部長、ありがとうございます。

本市においては、エコアイランド宮古島宣言を発表し、市民とともに目標を共有するため「千年先の、未来へ。」という標榜を決定し、その目標の中にサンゴをふやしていくということが明記されております。現状、ハマサンゴが20%から30%、ミドリイシが5%から10%などを2050年度にはハマサンゴを40%以上、ミドリイシサンゴが70%以上にしたいという目標を掲げているというふうに聞いております。先ほど生活環境部長が規制をするのはちょっと難しい、ハードルが高いというふうなことをおっしゃってございました。サンゴに優しい日やけどめを推進しているのは、恩納村のほうで推進しているところが1つだけあるというお話も聞きました。エコアイランド宣言をしている宮古島において、特に1,000年先の未来へ思いをさせ、本市の女子中学生がたった1人で考えて、この問題を議会にぶつけたということの重みといたしますか、この偉大さを私は改めてかみしめているところなんです、この女子生徒の意見を聞き、私たちがきちんと協議をして話し合い、本市として禁止に向けてかじをとるのか、推奨に向けてかじをとるのか、それとも違う何かがあるのかという話し合いぐらいはきちんと持っておいたほうがいいのかというふうに考えます。市民の声を拾い上げ、その中できちんと向き合い、協議をしていくということを本市が示すことによって、市内の中学生、高校生、これからの新しい宮古島市の担い手たちが市政に少しでも親しみを持ち、関心を持ち、一緒に参加して、新しい宮古島市、すばらしい宮古島市をつくっていくことを期待しながら、ぜひ関係部局、企画政策部、生活環境部、観光商工部など関連部署で宮古島市としてこの問題をどう扱っていくのかをぜひ話し合いを持っていただきたいと思います。

以上をもちまして、平百合香からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで平百合香君の質問は終了しました。

◎山里雅彦君

質問の前に私も一言。

数日前に市民の声がありました。中身は、非常に最近、航空機の飛行機のチケットがとりづらいという話でありました。観光客が増加している中で、当然のことかなというふうに思っておりますが、観光路線でもある那覇―宮古間、そして一番我々宮古島市民にとっては生活路線でもありますので、ぜひですね、幸い今、宮古空港の拡幅といいますか、ゲートウエー、ブリッジの工事等もしております。利用客の増大を見込んでですね。そういう意味では、那覇空港の第2滑走路も、あれは来年4月供用開始でしたかね、

そういう部分があります。ぜひですね、市長、JTA、ANA、航空会社ありますが、そういう意味では、これからの宮古島の観光振興、もっともっとふえると思うんですよね。そういうことで、ぜひ市長が両航空会社、それ以外にもですね、しっかりトップセールスという形でぜひ第2滑走路の開港、しない前でもいいですが、ぜひ市民の利便性のいいように、生活路線としての航空チケットの利便性といいますかね、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

そういうことで、それでは一般質問を行います。初めに、港湾産業振興についてであります。本市のさらなる振興、発展のためには、その玄関口となる港湾と空港の将来に向けた計画が重要だと考えますが、今回は港湾事業である平良港整備計画についてお伺いしたいと思います。

平良港は、宮古圏域の実に99.5%の生活物資や貨物を扱う物流拠点であります。今後もクルーズ船や貨物船の大型化も予想されており、それぞれに対応可能な施設の整備が重要だと考えております。

そこでお伺いします。将来を見据えた事業として、平良港の沖合を埋め立て、用地を確保し、いろんな利活用することについて、当局の考えを聞かせていただきたいと思っております。

◎建設部長（下地康教君）

港湾用地の確保につきましては、平成30年度の平良港港湾計画の一部変更におきまして、下崎地区に下崎船だまりの計画を位置づけております。その中で、船だまりの背後に作業ヤード等で活用できる港湾関連用地の4ヘクタールの整備を行う計画でございます。平良港の沖合を埋め立てて用地を確保し、利活用することについては、今後、平良港の長期構想検討委員会において中長期的な見通しを含めて検討してまいります。

◎山里雅彦君

来年3月に平良港クルーズ船拠点港整備、一部完成し、4月供用開始ということで、平良港では国が岸壁の整備、カーニバル社と宮古島市でターミナル等の整備ということであります。ちょっと資料、総合事務局の工事事務所からいただいてきたんですが、大きい写真かなと思ったら、小さいんですよね。先ほど建設部長が話をしていた場所、これが平良港。建設部長が先ほど答弁していたのは下崎。この辺の話をしているんです。この辺です。この辺であってですね、ここが来年4月供用開始のクルーズ船の拠点港整備の地域であります。これからの、来年からクルーズ船も多くなるということで、あと五、六年後は350回ぐらいの寄港予定ということであります。天候によっては、クルーズ船は来たり、ダブったりしたりすることも考えられますので、ぜひですね、受け入れ態勢として、市長、私はここでも、ここでもですね、大型、これからの準備といいますか、対応できるような、1隻だけではないんですよね。クルーズ船の対応ができる港湾整備が必要だと思うんですよね。ぜひ将来を見据えて、この宮古島市の港湾計画、これはぜひ必要だと思うんですが、そしてこの埋め立てる場所、港湾整備等も含めてですね、市長、ぜひもう1カ所、これからのクルーズ船の対応、2隻来るかもしれないし、3隻来るかもしれないし、そういうことに対応できるような準備、これを進めておくことが必要だと思いますが、どうでしょうかね、これについて。一言。

◎市長（下地敏彦君）

来年、漲水港には14万トン級のクルーズ船が着岸できるようになりますし、世界のクルーズの動向でいうと、十四、五万トンのクルーズ船というのはもう小さいそうです。これからは25万トン、30万トンの世

界になると。そして、その建造も始まっているという話です。こういう社会の流れを考えると、やはり今の平良港が持っている計画では手狭だというのがわかります。そこで、私どもは平良港の長期構想検討委員会というふうなもので、この25万トン、30万トンに適應した港はどんな形になるのかということを検討を始めているところであります。したがって、その中でですね、その目当ての問題等も視野に入れた形でこれから論議を進めてまいります。

◎山里雅彦君

質問したのは、それも含めて、この場所、今C I Q施設と駐車場と港湾関連道路、荷川取線までですね、この整備が今予算化されて始まっております。これまでこの場所は、例えば港湾整備するときに捨て石、材料の置き口とか積み込み、搬入の場所でもありました。もう1カ所、その手前のブロック製作ヤードとかもあります。そういうところはもう既に、このブロック製作ヤードも港湾関係の会社が何か物流拠点の倉庫等々、会社等つくりたいという話も聞いておりますが、ぜひですね、そういうところで今までしていた事業が、その埋め立てる場所によってできると。隣の石垣市はですね、港の前にあるサザンゲートブリッジの橋を越えると緑地帯とそういった施設があります。そういう意味では北風対策にもなるし、石垣市の場合はですね、向こうでブロック製作とかいろんな工事関係の事業しているんですよ。ですから、我々も埋め立てて、そういうこれまでここでやっていた資材置き場とか、道路、橋がかかるとそういった観光客用の場所になると思うんですよ。そういった意味では、代替地として新たな埋立地確保は必要だというふうに思っておりますが、その辺、総務部長でもいいです。建設部長でもいいです。どうですか。

◎建設部長（下地康教君）

港の整備のご質問ですね、将来を見据えた整備計画ということでございますけれども、先ほど市長が答弁したのはですね、クルーズ船に関する将来の宮古島の長期構想ということでございまして、今山里雅彦議員がおっしゃったのは港湾を整備するための作業ヤードが新たに必要ではないのかというご質問だと思います。まさにですね、今現在作業ヤードとして使っている場所はですね、来年度新しいクルーズバースが供用開始されることによって受け入れ施設に整備されていくということでございまして、そのかわりとしてですね、下崎地区にですね、下崎船だまりの計画をしておりますので、その背後地に作業ヤードというのを計画しておりますので、これも早急にですね、その下崎の船だまり計画を実行に移していきたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

建設部長、ありがとうございます。先月の29日でしたっけ、マスコミでありましたが、我々のこの宮古島の天然ガスの利活用について、官民一体で取り組むということで、推進協議会、企画政策部長が会長で、この利活用について民間との協議が進んでいると、これ。友利克企画政策部長、会長とあるんですが。天然ガスの利活用についての民間との協議会。持っていますよね。

そういうことも含めてですね、我々の宮古島市をそういうふうに天然ガスのこれからの利活用についても、貯蓄、貯蔵、輸出する場所も今後必要になると思うんですよ。長期的に見てですね。ぜひそういった市長が言う中長期的なですね、平良港の港湾整備計画を市民に、宮古島の将来像といいますかね、示していく必要があると思いますので、ぜひこれについてはですね、しっかり取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

次に、貨物の物流拠点である平良港耐震バース、残りの部分、整備計画について、現在の状況、内容等を聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

複合一貫ターミナル改良事業につきましては、直轄事業で整備を行っており、平成29年12月に延長440メートルのうち295メートルを暫定供用しております。これは、いわゆる従来の第2ふ頭と第3ふ頭の間を今埋め立てて、それを漲水埠頭というふうに言っておりますけれども、その埋め立てた埠頭の前面の岸壁です、これが耐震バースが平成29年12月に供用開始をしております。平良港港湾事務所にですね、確認をしましたところ、残りの部分につきましては、平成30年度に約60メートルのケーソンのみの据えつけを行っております。これ現場ではちょっと確認できない部分ですけども、海の中にちょっとマウンドがあって、その中に、表面に出てこない部分でありますけれども、そこにケーソンが設置されているということでございます。今年度はクルーズ船対応の整備に集中投資すること、これは先ほど申し上げました14万トン級のクルーズ船バースのことでございます。そこに投資することで今現在その漲水地区の工事は中断しておりますけれども、次年度以降から当該岸壁の整備を進めていくということでございました。

◎山里雅彦君

その耐震バースの整備をするに当たり、先ほど大型化の話もしておりました。クルーズ船の。着岸する場合にですね、外のほうの防波堤の、余りにも狭いので、除去の話もこれまでありましたが、防波堤の除去は、建設部長、いつごろ。それについては少しありますか。

◎建設部長（下地康教君）

山里雅彦議員がおっしゃっております防波堤というのは、先ほど申し上げました漲水地区の沖合に向かって左手の南防波堤のことでございます。これはですね、今現在耐震バースのみが供用されておりますけれども、その残りの岸壁が整備されれば、将来はあそこにクルーズ船も着岸する予定になっております。したがって、この南防波堤が一部ちょっと障害になりますので、それを除去することになっております。それは次年度以降からですね、先ほどご説明申し上げました複合一貫ターミナル整備事業の残りの岸壁の整備を行って、そこで防波堤を除去していくというふうに考えております。

◎山里雅彦君

建設部長、ありがとうございます。大型クルーズ船、14万トン級も入ってくる可能性もあるということですが、ぜひですね、卵が先か鶏が先かじゃないんですが、耐震バースが400メートル整備されても入り口が狭くて入れなかったら何にもなりませんよね。ぜひ並行してか、もしくは事前に入りやすいようですね、航路整備も必要かなというふうに思っております。これはこれでいいです。ありがとうございます。

次に、平良港浮棧橋、マリーナ整備事業計画について。これまで多くの問い合わせもあり、現在の設置数では対応できないので、今後取り組んでいきたいとのことでしたが、現在の事業計画について説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

マリーナの浮棧橋につきましては、令和2年度においてビジターバース1基分の整備を予定しております。この1基というのはですね、クルーザーがですね、39隻利用できるという形でございますので、それ

を現在の既存のバースと合計しますと、合計で78バースですね、クルーザーがとめることが可能という形になります。

◎山里雅彦君

ビジターバースというのは浮棧橋のことですよ、建設部長。これはトゥリバー地区の今ある既存の施設の隣を広くして使うということでもあります。それではですね、これからいろんな県内外からの利用者もこれふえると思うんですよ。ぜひですね、今の話の倍ぐらいいは私は必要ではないかというふうに思っております。それとですね、クルーズ船、レジャー船等もですね、今布干堂のところにマリーナ整備してありますが、あそこですね、私の知り合いも何名か置きたいという話を、設置したい、停泊したいという話をしておりましたが、布干堂船主組合の会長に聞くと、もういっぱいであると、施設が間に合わないという話をしておりました。ぜひですね、これからも、我々が取り組んでいるフライアンドクルーズの観点においては、観光振興の面、地域振興の面には、これはレジャー船の停泊施設もまた必要になってくると思いますので、そういうのも勘案してですね、先ほど話した平良港の埋め立て関係のところも、そういった使用も含めてですね、ぜひ大胆に取り組んでいただきたいというふうに思っております。ぜひですね、それについて決意の一言、じゃ。建設部長、いいですか。

◎建設部長（下地康教君）

ビジターバースの整備をどんどんやっていく必要があるのではないかというお話でございました。これ実を言いますと、私のほうもですね、市長のほうからそういう指示は受けております。つまり市長としてもそういったクルージング、またヨット、そういった受け入れ態勢をしっかりと整備しなければならないというふうに申しておりますので、我々の現場のほうとしてもですね、そういった構想に基づいてしっかりと計画、議論をしていきたいというふうに思っております。

◎山里雅彦君

建設部長、ありがとうございます。これはまた頑張ってくださいというふうに思っております。

次に、教育行政についてであります。学校統廃合に向けて実施したアンケート結果の報告を北部地区の池間、狩俣、西辺の3対象地域で行いました。そのとき下地信男教育部長は、教育委員会では北部地区の統廃合は慎重にやっていきたい。その中で、基本方針は決まっております、今現在は地域の意見を聞きながら、時期をどう、方法をどう決める段階にあると、そういった説明でありました。そのことについては少し後で取り上げたいと。多くのいろんな意見がありましたが、後で取り上げたいと思います。

まずですね、学校規模適正化の基本方針について。学校規模適正化の基本的な考えから、平成26年6月改定の一部見直しにおいて、北部地区小中学校については、統廃合に関する課題の整理がつき次第、統廃合時期や方法について速やかに決定するとあります。そこで、統廃合に関する次の3点について聞かせていただきたいと思います。

1点目に、統廃合しても小規模校、過小規模校としての課題が依然残ることについて、教育委員会としてどのような議論がなされ、対策についてどう考えて取り組んでいくのか聞かせていただきたいと思っております。

◎教育部長（下地信男君）

北部地区の学校規模適正化への取り組みということで、北部地区の総合に関する課題1つ目ですけども、

統合しても小規模校として依然課題が残るというご質問です。北部地区の池間、狩俣、西部の小中学校合わせて児童生徒数は、令和元年度、今年度は小学校で124名、中学校で62名となっています。今後の児童生徒数の推移を予測すると、7年後の令和8年度には小学校で76名、それから中学校で51名となって、小学校で1学年平均12名程度、中学校で1学年平均17名程度と少数の児童生徒になります。このような予測を踏まえまして、学校規模適正化の基本方針の中でも、統合しても小規模校となることについて、北部地区の学校統合の大きな課題であると捉えているところです。このような課題にどう対処するかと教育委員会では議論を重ねており、今後地域の皆さん方の意見も聞きながら、北部地区学校統合の方向性を、よりよい学校づくりに向けての方向性を見出す努力をしていきたいと考えております。

◎山里雅彦君

それから2点目に、北部地区は統合対象地域が広範であり、通学負担が他地域と比べ大きいことについて、教育委員会としてどのような議論がなされ、対策についてどう取り組んでいくのか聞かせていただきたいと思います。

◎教育部長（下地信男君）

統合後の通学負担をどう対処するかというご質問です。学校統合によって通学距離が長くなる児童生徒の送迎については、今スクールバスを導入して対処しております。今年の4月に開校した伊良部島小中学校においても現在スクールバスでの送迎を行っており、また令和3年度に開校予定の城東中学校でもスクールバスの導入が実施計画策定委員会で決定しております。このように、北部地区でも同様に統合の際にはスクールバスでの送迎を考えております。子供たちの送迎だけではなくて、例えば結の橋学園ではこのスクールバスを導入してですね、課外授業を積極的に展開して教育活動の幅が広がっているという報告もありました。

◎山里雅彦君

私もですね、スクールバスの子供たちの利用については、せんだって伊良部島の保護者の方から、子供たちが朝、早起きして、スクールバスの時間帯まで楽しみにしているようだという話を、寝坊もなくなったという話を聞いております。

進めます。3点目に、拙速な統合をすると、さらなる統合の話が出てきかねないということ等について、教育委員会としてどのように議論なされたのか、対策についてどう取り組むのか聞かせていただきたいと思います。

◎教育部長（下地信男君）

将来予測を見ますと児童生徒数が減少していくということを捉えて、拙速な統合をするとまた他の学校と統合という話が出てきやしないかということが北部地区には危惧されております。大きな課題です。そこで、教育委員会では、北部地区に新設する学校を子供たちが学ぶ場として魅力ある学校として整備し、運営していく、経営していくということが必要ではなからうかということは今議論しているところです。その魅力とは、例えば伊良部地区で展開されています小中一貫校であり、また独自の特色あるカリキュラムを備えた学校経営であるということで、まだほかにもいろいろ知恵を出していかなければならないというところでもありますけども、いずれにしてもその魅力をどう創出していくかというのが今まさに教育委員会で協議、議論しているところでございます。

◎山里雅彦君

結論から、私の思いからいうとですね、私はですね、地域においても皆さんの教育委員会の言う適正化に向けた適した学校づくりはできると思っております。今教育部長が話された子供たちのスクールバスの確保等、保護者の皆さんがいつでも子供たちを迎える環境整備のための児童館建設や、全国的な流れということで、質問初日で前里光健議員も取り上げておりましたが、小中一貫校、小中連携の学校設置について、校区の問題等しっかりとですね、教育委員会として取り組むことによって、この地域においても魅力ある学校、特色ある学校、子供たちが学びたくなる、行きたくなる学校、いい学校ができるんですね。そういった意味で地域においても適正化に向けた学校づくりは私はできると思っておりますので、その点について、教育長、少しだけ考えを聞かせてください。よろしく申し上げます。

◎教育長（宮國 博君）

基本的にですね、北部地区においては、小中学校はそれぞれ1校ずつの確保はしたいと、これは教育委員会の方針、考えがございます。その中において、先ほどから教育部長が説明しているとおりでですね、児童生徒数の減少は予測されるわけでありまして。そこで、この1校を確保するのにどのような仕組みをつくっていくかというふうなのが我々教育委員会に課された課題であろうという理解をしているわけがございます。そこで、魅力のある、子供たちが行きたいというような学校をつくるのが私たちの思いでございます。ですから、できるであろうという予測ではなくして、こういう学校をつくと、1校を残すためにこういうふうな特色のある学校をつくるんだというふうなのが私たちの思いであるということでございますので、北部地区の皆さん方には、我々行政とともに立派な魅力のある学校をつくっていかうという、つくっていくんだという思いを共有していただきたいと思っております。ひとつ山里雅彦議員からもよろしく、地域の方々はその辺のご説明方もお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎山里雅彦君

ぜひですね、先ほど言ったいろんな子供たちの送迎とか、いい学校をつくるために皆さんが小中一貫校も含めてですね、しっかりと地域に入り、そして説明することが大事かなと。我々も地域の声を聞いてですね、いろんな意見がありましたが、教育委員会として今の段階では時期を、方法をどうするかということでの説明会でありました。もう終わりました。その意見を踏まえて教育委員会としてどのような形で取り組んでいくのか、そういった対象地域の皆さんをいつも、結の橋学園を皆さん出しているんですけど、どのように変わったか、どのようによくなったか、デメリットも多少あるかもしれませんが、そういったことも踏まえて、どう地域の皆さんには伝えていかうとしているのか、その1点だけ最後にこれはお願いしたいと思っております。

◎教育部長（下地信男君）

今後の展開ということだと思いますけども、一通り地域の皆さん方の考えをアンケートとして徴集をして報告させていただきました。その中でも委員会の私たちが考えている学校規模適正化の趣旨といいますかね、なかなか十分浸透していないのではないかということを感じましたので、その辺は地域説明会を重ねていくということと、それは山里雅彦議員おっしゃるとおり、じゃ新しい学校ということ、教育委員会が目指している新しい学校はどういうものかということをやはり理解していただく必要があると思うので、教育長先ほど答弁しましたけど、地域の代表の皆さん方で検討委員会を設置して、具体的な新

しい学校というのはどういうことをイメージして教育委員会は動いているのかということですね、例えば結の橋の学校なども視察していただく、見てもらうというのも一つの例だと思います。そういうような地域の理解を得るような努力をしていきたいと思います。

◎山里雅彦君

ありがとうございます。質問初日の前里光健議員の答弁にもどのような形で今後の、これから教育委員会としてどのような学校体系を整えていくのかという話をしておりました。私はこれ、統合するのは大事なことだと思うんですね。七、八年前に最初の地域に入った皆さんの説明会では、学校規模適正化という、規模適正化をずっとこれ話をしていたんですね。今は、この一連の、この3日まで、きょう3日目ですが、質問、一言も教育長は言っていないですね。学校の適正化という話をしているんです。これすばらしいことと私は思っております。ぜひですね、数がそろわなければ、そろそろよい学校をつくって、魅力ある学校をつくって、みんなが来れるような取り組みをしていただきたいというふうに思っております。これはこれでいいです。またその中でしっかり池間、狩俣と西辺にも、多少はまだ誤解している面もありましたが、ぜひですね、そういう意味では、いつつくるのか、どこでつくるのか、どういう学校をつくるのかということはみんな、みんなの意見酌んで、しっかり取り上げていただきたいというふうに思っております。これについてはもういいです。

次に移ります。学校教育現場の状況、課題についてであります。県教育委員会によると、公立小中学校などの教員志願者、受験者数の減少傾向が続いており、理由として現場の多忙化など教職イメージの低下が背景にあると指摘をしております。このままの状況が続くと志願者数はさらに減ると予想しております。

そこでお伺いします。本市における小中学校教職員の勤務実態状況、残業時間等について、どのようになっているのか説明していただきたいと思います。

◎教育部長（下地信男君）

教職員の勤務実態の状況について。現在、本市の小中学校において、教職員は朝の出勤時の打刻というんですかね、それは出勤簿に押印するだけという形になっておりまして、勤務時間を正確に把握してきていない状況にあります。そこで、教育事務所がことし6月に実施したアンケートからお答えしますけれども、これも月80時間以上に限った調査になりますけれども、月80時間以上時間外労働している教職員は小学校で9名、中学校で47名、合計で56名いたというアンケート結果が出ております。これは教職員数の9%に当たるということです。この県のアンケートはその1つにとどまっていますが、実態は、ほとんどの学校の教職員が残業が常態化しているというふうに思います。この残業の主な理由、要因ですけれども、1つは教材研究、それから児童生徒の個別指導、それから部活動の指導、それから不登校生徒への対応、それから学校行事などが挙げられております。教育委員会といたしましては、教職員の服務監督者として出退勤の管理を、これは役割がありますので、今後出退勤システムを導入して教職員の勤務実態の把握に努めて、先生方の時間外労働の削減に向けて取り組んでまいります。

◎山里雅彦君

きのうのですね、沖縄タイムスの1面にですね、那覇市の小中学校の教職員、過労死ライン、延べ1,697人という、1面で載っておりました。これはですね、那覇市立小中学校でタイムカードを導入した昨年の2018年9月から1年間の教職員勤務記録で残業時間が過労死ラインの月80時間を超えた人数が延べ

1,697人ということで、月平均141人ということで、中身についてはですね、調査対象は市立全53校の教職員約1,730人、残業時間が月80時間超の小学校教員は延べ736人、うち100時間超は延べ148人、中学校教員は、月80時間超が延べ961人、うち月100時間超は延べ377人だった。中学校のほうがですね、長時間労働の率が高いという。これは部活動のほぼ要員だというふうに思っておりますが、これも前里光健議員に対してですね、部活動等の話をして、教育部長は、部活動指導員導入の制度改正があったということで、これから現場の声を聞いて進めていきたいとの答弁があったと思っておりますが、これは平成29年度の制度改正だというふうに聞いておりますが、これまでやってこなかったんですか、そういった部活動の指導員導入というのは。これからやるんですか。この辺少しまず説明。

◎教育部長（下地信男君）

部活動指導員、今学校ではですね、中学校などでは外部指導の人として顧問の先生と一緒に指導しているんですけども、これが法制化されたということです。きちんと法律の中に明記されたということで、法律の中でこの部活指導員の役割、責任というのが明記されたということで、これ導入すると国の補助対象というのになりますので、国がしっかりバックアップしていただくという制度です。これを市でも今後、教職員の働き方改革の一環として、先生方の負担軽減を図るために導入していこうという話をさせていただきました。

◎山里雅彦君

次に、教育現場に国が進める働き方改革が必要であると県教育委員会の指摘もあります。国のほうも進めておりますが、教育委員会としてのこの働き方改革に対する議論、対策等はどう考えているのか聞かせていただきたいと思っております。

◎教育部長（下地信男君）

市の働き方改革の取り組みと今後の対策ということで、これまでも教育委員会としてはですね、学校現場の先生方の負担軽減のために校務支援システムというシステムを導入して事務処理の効率化を図ってまいりました。それから、支援が必要な児童が増加しております。児童生徒への合理的な配慮ということも含めて特別支援教育支援員を配置しております。それから、ことしから始まりましたけども、夏休み期間の学校閉庁日の設定、これ8月の第2週に3日間の学校閉庁と。要するにもう学校を完全に閉めてしまうという取り組みです。それから、平成30年度に、昨年度、部活動やスポーツ少年団の活動方針を作成しております。このような取り組みをしながらですね、やっていますけれども、行政が打ち出す取り組みだけでは十分とは言えないという状況にありますので、今後考えているのは、やはり学校現場の、最終的な目的は学校現場の先生方の負担をどう減らしていくかということになりますので、校長を初め先生方と議論を重ねてですね、具体的な市としての働き方改革の基本方針を議論しながら作成して、それエンジンとして進めていきたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

文部科学省はですね、ガイドラインで公立校の教員の残業時間の上限を原則月45時間以内としております。ぜひですね、そういった意味では、部活動指導員導入等も含めて、先ほど教育部長が話した、等も含めてですね、しっかりとこの先生方の対応、改善をやっていただきたいというふうに思っております。

次に行きます。次に、これまで教育委員会が取り組み進めてきた小中学校の学力向上対策と、その結果、

成果について、どのようになっているのか短目に聞かせていただきたいと思います。

◎教育長（宮國 博君）

本市の学力向上対策とその結果についてはですね、本市の学力向上は全国学力・学習状況調査を具体的な指標とし、小学校は平均正答率で全国水準を維持、中学校は全国との差を5%以内にするという目標で取り組んでいます。そのためには、授業改善と、それを支える学力向上推進事業の効果的な支援が必要です。授業改善においては、小学校、中学校の学びを9年間として捉え、主体的、対話的で深い学びの授業改善に取り組んでいます。新学習指導要領の目指す3つの学力の資質能力の育成に向けた小中学校の連携した、そして充実した取り組みによって学力の向上が図れると我々は考えているところでございます。もったくさん説明したいんですけども、機会がありましたらまたぜひお聞きください。

◎山里雅彦君

たまたまですね、きのう資料、宮古島市の平成30年度宮古島の教育という欄でですね、15ページから45ページまでの欄読ませていただいたら2時間ぐらいかかりました。似たようなことがいっぱい書いてありましたから、この程度で大丈夫です。

そういうことですね、やはり子供たちの成長といいますか、子供たちの教育、生きる力のためにはですね、やはり先生方の先ほど教育環境、教える側の整備というか、スキルアップ等も必要だと思うんですね。書いてあります。どういうふうに学力向上対策していくかという。いろんな対策等も含めてですね。そういう意味では、やはりいろんな案件、子供たち、児童生徒もしくは小さな子供たちを取り巻く環境が、今小さな子供たちが行く行くは大人になって、親になるんですよ。そういう意味では、我々議員もこういう感じで個性のある議員がいます。そして、教育長もややかなり強烈な個性のある教育長として頑張っております。そういう意味では、市長も総理大臣も国会議員の皆さんも全て先生方に教えられ、先生方に出会い、教ををいただいて社会人になり、親になっていくんですよ。そういう意味では、先生方の立場は本当に、残念ながら教員のなり手が少なくなっている。10年間で沖縄県内で3割減っているそうであります。そういう意味では、非常に残念な思いではありますが、本当にスタートはやっぱり教育が大事なんですよ。そういう意味では頑張ってくださいというふうに思っております。

教育長、学力向上対策の中でですね、これまで教育長裁量の予算、約1,000万円だったと思うんですが、学力向上対策には、教育現場にどのように活用、生かされているのか、この辺、これを短目に、済みません、お願いします。

◎教育長（宮國 博君）

この点につきましては、議員の皆さん方とは場所を変えてでもいいから長々と議論をしたいという思いがございますけれどもね、私ども魅力ある学校づくり予算1,000万円頂戴をしております。これはですね、各学校が抱える教育、学力向上に関する課題がございますね。これ皆同じじゃないんです。それぞれの学校がそれぞれの課題を抱えているわけです。その解決のために学校長から自分の学校の問題点を出してですね、これをどのようにして解決していくかというふうなものは先生方と色々な話をして、これにかかわる経費として私どものほうに申し出るわけなんです。私どもは、その学校長から出てきたところの個別具体的な案件に対して、私どもの判断でその予算を流していくということでございますので、実に先生方ですね、主体的な学力向上に対する取り組みというのが行われていると。現場のほうで。それで先生方

のやる気が出てですね、やはり授業改善につないだり、あるいは個別具体的な課題に対する取り組み等々ですね、行われると。大変学力向上に関しましてはこの予算が有効に働いているということをぜひ議会の皆さん方もご理解をいただきたいと思います。ありがとうございます。

◎山里雅彦君

次に、最後になりますが、小中学校の学力向上に向け、現在の本市の学校現場を教育委員会としてどのように考え、どう取り組んでいくのかの議論、見解について聞かせたいと思います。よろしくお願ひします。

◎教育長（宮國 博君）

学力向上についての1点に答えますとですね、これはもう先生方の授業改善、これを我々としては大いに期待をするところでございます。それとですね、学力という問題を考えるときに、全てこれを学校現場の先生方に求めるというのはですね、これは極めて片肺的飛行になってしまいます。これは、家庭でのいわゆる学力に向かう子供たちの姿勢、これをしっかりと育成しなければですね、先生方が幾ら授業改善を行い、その学校の中での授業を展開したとしてもですね、これは本当に子供たちの力に結びつく、学力になるのかとなると、これは極めて片肺飛行になっていきますので、ぜひともですね、これは家庭も社会も、そしてここにおられる議員の先生方も含めて、子供たちの学力を上げるにはどうすればいいかというようなことをご認識いただきたいと思います。これ決して学校の先生方だけに学力向上の取り組みを求めるべきものではないというのが私ども教育委員会の認識でございます。

◎山里雅彦君

やはり学力向上大事であります。学力向上だけでなくですね、人間性といいますか、人格形成といいますか、コミュニケーション教育もこれから必要になってくるんじゃないかというふうに思っております。観光の島として宮古島今売り出しておりますが、全国に、いろんなマスコミ等取り上げられておりますが、ぜひですね、教育の島、人材育成の島、教育アイランド、狩俣政作議員もクリーンアイランド宮古島を目指していきましょうという市長に訴えがありました。ぜひですね、観光で注目されるのもよし、それ以外にもですね、教育アイランドとしてぜひ注目されるように、教育長、教育委員会、教育総合会議の中でも予算等々、結構使う場合もあると思いますが、電子黒板等も含めて、あると思いますが、ぜひですね、教育にも予算を組んでいただいて、しっかり子供たちの人材育成のために頑張っていたきたいというふうに思っております。

これで終わりますが、一言。ことしも残すところあと2週間とちょっととなりました。市民の皆さんにとって、来る令和2年度が、新しい年が豊かで実り多き年になりますように祈念申し上げまして、私の一般質問終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで山里雅彦君の質問は終了しました。

しばらく休憩し、3時から再開します。

休憩します。

(休憩＝午後2時45分)

再開します。

(再開＝午後 3 時00分)

◎友利光徳君

まずですね、質問に入る前に私見を少し述べさせてもらいます。

4月9日に市内の小学校に入学した男の子にですね、勉強やらなくてもいいから毎日学校行きなさいと言うと、何でオジーは議会にいるかと言われてびっくりしました。そういう状況の中で、平良庁舎1階のほうで児童生徒の平和メッセージというのがありまして、そこで砂川小学校の6年生の6人組のですね、「平和を次世代へ受け継ぐ」という作品に目を通すことができました。さらに、8月11日の城辺小学校の6年生の松川侑愛さんという女の子がですね、和歌山県の第54回高野山競書大会、これ書道らしいですね。では最高賞を受賞して学校関係者を喜ばせました。去る11月24日にですね、福嶺小学校の学習発表会に案内をもらいまして、そこで5年、6年生のよい子たちがですね、「見つめよう、沖縄の心」という題名で、平和についておのおのの思いを発表していました。これもですね、6年間、平和の村で生かされてという効果の効き目だろうと、このように理解をして帰ってきました。

そこで市長のほうにお尋ねをしますけども、市民が賛否両論で意見が割れて、衝突する場合、これは弾薬庫に関しての質問ですけども、抑止力と、有事の際に攻撃的になるという、標的になるというふうな表現をされますが、その意味についての説明を求めます。

次に、上記のいわゆる今申し上げた質問に対して、答えに対しての市長の真意をお尋ねします。

それと、保良で座り込みをしている住民の皆様方がですね、よく口にするのが避難をどのようにやればいいのかということをよく口にします。1キロを2分でという話がありましたね。ですから、本市としまして避難計画をどのように計画しているのか、経路、避難場所、それについてもお尋ねをします。

それとですね、11月11日に着手した海上保安部による射撃訓練場でのですね、その対象者、どのような方が訓練をなさるのか。例えば自衛隊の方もするのか、その辺についての説明を求めます。

そして、土砂運搬のですね、これ多分施工計画書が出されていると思うんですけども、土砂運搬のその経路ですね、いわゆる復路にはならんと思うんだけど、帰り道のことです、きょうは。ということはですね、城辺小学校の前の十字路を左に曲がって10トン車が12台並んで走っているのを私の集落の役員が見まして、異様な雰囲気だったということをお話していただきましたので、私は10日にですね、現場で一応時間を調整しまして見たんですけども、あのときは10台でした。これは帰りの道の変更ができないのかお尋ねをします。

それから、11月7日だったと思うんですけども、市民が市長に要請をしました。そのことについて市長の見解を賜ります。

それから、市民からあなた方の市長は外国に出るのが多い、何でかという電話がありまして、要するに市長の行政報告の義務づけはできないかというふうな質問をしております。ということは、旧城辺町長にはこれは義務づけされていたと私は理解しております。県内11市でどこの市が報告して、合併前の旧市町村ではどこの市がやっていたのかですね、その説明を求めます。

次は、業者指名についてでありますけども、業者指名について質問をする前に、12月11日記載の建設新聞にですね、12月6日に入札をした伊良部屋外運動場整備工事、外構の工事ですね、予定価格と入札額は7億6,695万1,712円、全く同額です。驚いております。これは通告外ですので、ただ報告だけしておきます。

業者指名については、平成21年4月1日から平成22年3月31日までのランク、土木建築のCとDの指名状況についてお尋ねします。平成21年というと、政権交代をしまして、業者指名は回りものだと議会で答弁していたのが非常に私は印象に残っておりますので、これをですね、報告をしていただきたいと思いますと思っております。

それから、2019年の市長の施政方針から、宮古上布を核とした日本遺産の認定を目指した取り組みを行うとの施政方針がありました。情報によると、去年、平成30年度に一応文化庁に申請をしたけれども、夢がかなわなかったという報告を受けていますけれども、その後どのようにになっているのか答弁をいただきます。

それと、次にですね、宮古上布を小学生あたり、若い子供たちのですね、認知度を高めるためには、どのような方法で認知度を高めればいいのか、これを答弁をもらいます。砧打ちというらしいんですけども、その認知度についても、本市としましてどのようにその後継ぎをつくるかというのが本市の課題だろうと、このように認識しておりますので、それについても答弁をもらいます。

次に、農業振興についてでありますけれども、これは狩猟免許またわな免許に補助ができないかということです。これは渡航費とですね、宿泊費、試験料の補助なんですけれども、参考にですね、岡山の吉備中央町は、人口が1万1,312人の人口なんですけれども、免許を所持しているのが200名いるらしくて、イノシシを駆除するのが、年に1,069頭退治するらしいです。もし本市がですね、補助ができるかできないかは後で、農林水産部長の答弁によるんですけども、補助ができなければ、本市で試験を実施する予定はないのか。

次は、サガーニと、これサガーニというのは西銘御嶽、要するに一周道路から南のほうのサガーニという地区のあたりなんですけれども、土地改良時期についての答弁をいただきます。

それから、瓦原、これは宮古の里特別養護老人ホームから宮原小学校までの間の土地改良ですけども、その採択ができないのか、いつなのかお尋ねをします。

次は、城辺吉野のですね、西割目の農地の原状回復についてでありますけれども、平成30年9月に取り上げた場合に農業委員会の会長はこのように答弁しております。残土を確保してから原状回復すると。再度の指導しますということも言っております。そして、復元計画書を提出されるというふうにも答えていますけれども、これは残念ながら旧城辺町の農業への対応のまずさだったかなというのをこれは反省しなければいけない点であります、24年間そのまま放置をしております。それについて明確にきょうは、いつまでできるのか、その時期についての答弁を求めます。

次に、旧城辺町過疎地域の事業についての流れを少し申し上げてですね、答弁をいただきたいと思いますと思っております。旧城辺町は、後期計画として平成17年から平成21年までの5カ年間の118の事業計画をしておりますけれども、今回はですね、砂川保育所についての事務の流れについて説明をして、答弁をもらいたいと思っております。

合併当時の福祉部長は、旧城辺町の職員きってのすばらしい保健課長が就任をしました。その方が事業採択に向けて予算を組んだんだけど、2代目の福祉部長がですね、議会に答弁をしております。1億3,000万円余りの予算、辺地債ということでですね、当初予算に組んだんだけど、これが実を結ばなくて、そこで改修、改修で何とか乗り越えてきました。砂川学区の砂川明寛議員が平成25年11月に勇退をしまして、これ砂川保育所の話は全く議場にはなくてですね、残念ながら、その間、砂川学区出身の福祉部長が

2カ年間在職をしました。全くこれにも触れておりません。その次、砂川学区のまた福祉部次長が3年勤務をしました。全くもう砂川保育所の話はありませんでした。その次長が平成30年に定年をします。その砂川保育所のことで役場をやめたもんだから、区長との話はできるんじゃないかという思いからですね、旧城辺町の区長を代表しまして市長に要請している姿を見ました。ある旧城辺町役場の同僚がですね、真意がわからんと、そういうことを言っていました。これはですね、皮肉っぽいかもしれませんがですね、旧上野村の村長が農村部だけで合併をしようということで、私たち旧城辺町の議会に提案がありました。要するに旧下地町、旧上野村、旧城辺町だけで。これで合併していたら、こういうことには私はなっていないと思うんですよ。残念ながら。そのときの合併協議会の会長はいらっしゃる方でしたね。事務局長が。そこでお尋ねしますけども、砂川保育所ですね、保育の申し込み状況は25人というふうには聞いております。これは担保されているのか。大丈夫なのかね。要するに来年度の4月の開所に向けて。これは、関連をして、市直営なのか、それとも指定管理を設けて、その指定管理者に委託をするのか、その辺について答弁を求めます。

次に、公共交通整備事業についてでありますけども、これは買い物弱者、交通弱者、免許返納者に対する市の取り組みについてのお尋ねですけども、市がどのようにこの件について考えていらっしゃるのか、具体的に説明を求めます。

それから、各庁舎間ですね、バス運行を結ぶ交通手段は取り組めないのか。これはですね、沖縄本島の読谷村とか、北中城とか、南城市あたりが交通弱者に対する行政手法をしております。いいことはまねしたほうがいいと思っております。

次に、旧市町村の公共施設と主要道路を結ぶ路線新設できないのか。

もう一つはですね、公共交通再編事業というのがあるらしいんですね。県のほうに。私は県のほうに行って調査してきたんですけども、これは事務的な流れから、要するに計画から運行まで県と国の予算で実施ができるというふうな話を聞いてきました。ぜひですね、やはり市長は施政方針でもうたっているように、このまちでどこに住んでもいいまちに、いい市に住んでいるというふうな、どうのこうのというのをよく言います。これ一番大事な問題だろうと思っております。これは人の問題じゃないです。私の問題です。やがて高齢ですので。ですから、心を込めた答弁を求めたいと思っております。

次にですね、上屋の設置についてでありますけども、これを相談した課がですね、幾ら言っても聞いてくれないと言いながら私に相談をしましたので、これまで議会で取り上げているのであれば、これまで議会で取り上げた内容を説明する、また取り上げた例はないのというふうなのであれば、それで説明を求めたいと思っております。

上屋のものはですね、路線がですね、宮古病院の前のバス停留所の前です。久松港までのところですが、場所ご存じですよ。

それで、次ですね、本市における空き家の空き部屋、これ市営住宅ですね、幾つあるか。この市営住宅の設置条例というのは、合併前の各市町村が、住宅がなくて困っている人を助けるために、低い所得の方が簡単に入居できるような条件で、これは旧市町村単位で設置されております。それに沿って、一番長くあいているのは幾つか。そして、その理由の説明をお願いします。

これ皆さんと指定管理者との契約の中で、定期的に環境整備に関する整備は実施をするとありますけど

も、しているのか。

次は、宮古島市営住宅等の管理に関する基本協定書の第20条、管理義務日誌の報告書が提出は守られているのか。要するにこれは20日までに毎月出さなきゃいけないというふうな賃貸契約の契約書だったような気がします。

そして、管理業務日誌は点検しているのか。これは、一応質問している本人に置きかえて聞いてくださいいね。2017年8月1日から9月30日までの間に、馬場市営住宅の8棟の前で、1階で水が、雨水というのかな、がたまって、滑って転びました。一応私を本人と思って聞いてくださいいね。指定管理者のほうに電話入れました。そしたら、人がいないので来れないという返事でした。ですから、そういう質問をしていますので、日誌には目を通していいのかですね。

それと、契約書の中で物質的、人的というふうな条例がありますけども、人が足りないからというのは人的に確保されているのかですね。要するにこの条例と矛盾していないのか。その職員の私に対する対応がね。

それと、危ないから人工芝を敷いたほうがいいんじゃないかと私が提案したらですね、いや、すのこを入れますよと、すのこ入れますよというふうな返事を私にしました。6日に行って現場を確認したら、すのこどころか雨が続いて雨がたまっていました。試しに足をこうしてみたら、やっぱり滑ります。宮古島の方言でいうアウナバ、普通雨のあかというかと思うけども、方言ではアウナバ、そういうことです。

それと、こういうふうにして敷地内で事故があった場合に、人身事故があった場合に、これは市のほうが責任を負うのか、そして指定管理者が負うのか、その辺もやはりこれ大きな問題じゃないかなと思っております。その私が事故したときに、私がもうこうしてしゃがんでいたら、公明党の新聞配達のおばさんが来て、こっちではもうしょっちゅうこういう事故がありますよと、誰かが言わんといけないですよと、そういうことでした。ぜひこれは誠意ある答弁をお願いします。この事故のときの責任の所在ですね。これ大きな問題だと思しますので。

それから、教育行政についてお尋ねをしますけども、質問に入る前に、去る土曜日だったと思うんですけども、平良中学校の体育館に行く用事がありまして、体育館の2階の靴箱が、教育長呼んでいまして、行ってみてください。

教育行政についてですけども、城辺図書館の存続についての児童たちのアンケートからですけども、城辺小学校のよい子たちがアンケートに答えを出してくれました。79人中の74人がアンケートに答えております。1年生がですね、読みたい本がいっぱいあると。2年生から6年生までは、やはり宿題ができる。もう宿題が前に進むと。そして、6年生はこうも答えています。先生がとても親切であると。先生というのは恐らく職員のことだろうと。悪いことじゃないから、名前を公表してもいいと思うんだけど、又吉さんと書いてあります。おまけにですね、城辺小学校の先生がまた、先生方にもそのアンケートをお願いしてあります。時間の都合もありますので、1つだけ読み上げますけども、知り合いの方がですね、城辺図書館の雰囲気がとても好きなので、平良からわざわざ来るという人もいと、こういうふうにかかれております。要するに私が尋ねたいのは、宮古島市は学力向上対策どうのこうのというのをよく口にしますよね。教育長ね。これは教育長の得意の言葉だなと私は思っていますけども、皆さんが進めるのと、この城辺小学校のよい子たちがアンケートに答えるのと、整合性がないですよ。要するに皆さんは学力向上、

城辺小学校の子供たちは勉強ができる、逆行しないかということです。これについて正しい答弁をしてください。

それから、これは不審者のことがちょっとある学校から相談がありまして、ちょっと訪ねていったら、そういう時代の変化ですね、いろんな方が島に入って、女の子だけじゃなくて男の子にも声がかかるらしいです。そういう話を聞いているんだけど、その情報は入っているのか、そしてどのような取り組みをしようと思っているのか、答弁をもらいます。

来間小学校の廃校に伴う職員の扱い方なんですけども、来間小学校が新聞に載った翌日、10月9日だったかな、行って事務職員と校長先生から少し話を聞きました。12月6日にまた行きました。やはり学校だけは残してほしいという話をしておりました。来間自治会の自治会長がですね、恐らくこの学校がなくなればこの集落はもうあと5年ぐらいでなくなるんじゃないかなと。要するに島で生活する体系が大分変わってきていると。もともとの地元の人がいなくて、営利を目的として来ているような感じの人が多くなっているよということを心配しておりました。そういうことで、来間小学校の現在7名いる職員の取り扱い方についての答弁をもらいます。

それから、北部地区学校統廃合についてですけども、池間島の様子をテレビで見ることがありましたんで、あちらの保護者がですね、教育長の学校統廃合と地域振興は全く別物であると、これに対してすごい口調で抗議をしていました。これについての見解を求めます。

それと、私は西辺小学校に行きました。教育長の姿が見えないので、教育部長に教育長はどれかと、もちろん私は方言しか使わんで、方言で言いました。そしたら返事がありませんでした。あんたなんかだけ難儀しているかとまた方言で言ったら、仕方がないです、仕事ですからということでした。なぜいかなかったか、教育長、答弁をしてください。

それから、働き方改革なんですけども、これは2019年6月6日にですね、沖縄県議会議長、新里米吉議長に沖縄県教職員組合中央執行委員長から提出された働き方改革についての陳情文なんですけども、部活動外部指導員の増員が欲しいという要請書、それからスクールソーシャルワーカーを、これは全校配置というのは、これ県に対する配置ですので、要するに本市としてどのような状況を保っているのかですね。前の議会では教育部長は4人ぐらいの話をしていたかなという記憶を持っております。なぜそれがふやせないのか。足りているのか。足りていなかったら、ふやす方法をしなきゃいかんじゃないかなと思っております。

それから、幼稚園教員の正規採用の拡充はできないかということです。話によりますと、免許の更新が10年に1度あるらしくて、これは那覇のほうに、沖縄本島のほうに行って講習を受けないといけないと。要するに仕事を休まないといけないことになります。渡航費、宿泊費もみんな自腹らしいです。ですから、これに対する何らかの形ができないのかということです。何らかというのはよく教育長はご存じだと思いますので。

それと、預かり保育所の職員の確保は完璧かということでもありますけども、城辺幼稚園の3人から4人の子供が、園児がですね、砂川幼稚園まで行きます。これタクシーで移動しているらしいですね。タクシーが悪いという意味じゃないんだけど、移動手段として、安全なのかどうかというのをやはり聞きたいもんだから、聞いております。そして、その預かり保育で働いている臨時の職員だろうと思うんだけど、

本人から聞いたわけじゃないけども、交通費が支給されていないと。例えば時給900円ぐらい、2時間働いて交通費を自分で出すというのいかなものかなという思いからこの質問を出しておりますので、改善策をお願いします。要するに幼稚園の教員の数は完璧かということは、これ國仲昌二議員から資料いただいたんですけども、これみんな資料があるんですね、何名、何名というのがね。ですから、その定数は足りているかということですので、それについて。

次は、これはまた11月27日に宮古教育会館で宮古島の先生方と意見交換したときの要望ですけども、子供の貧困に伴う教育の充実なんですけども、貧困という言葉余り私も使うのが好きじゃないんですけども、そういう環境で成長したもんだから、どのあたりまでが貧困なのか。そして、宮古島では率にしてどれぐらいなのか。皆さんはどのような対策しているのか。

もう一つは、新入生に新しい机を支給してほしいという要望を宮古教育会館で亀濱玲子県議を交えて、意見交換がありました。これについての答弁もできないならできないでいいです。まず、皆様方の誠意を見たいです。

それと、これ県外の中学校ということですけども、先生と意見が合わない場合に、机を持っていろいろ先生方とやりとりをするというふうな意見があって、教室に防犯カメラが設置できないかという意見等がありました。これはいろいろ課題があろうかなと思います。私たちの時代は、先生とけんかするのは当たり前だったけど、今の世の中はそうはいかないらしくて、学校側の対策をぜひお願いします。

次は、スポーツ振興についてでありますけども、本市における小学校、中学校の体力度調査、県との比較対照。

次は、第61回県中学校陸上競技大会が地元で開催されました。それについての教育長の見解を、結果を踏まえて、やはりこれからの課題でありますので、教育長のほうで答弁をもらいます。

それから、2020年度の宮古地区大会の秋大会で城辺中学校はもうそれまでないんだけど、2020年度の生徒挨拶に城辺中学校も含まれています。これはもう少し配慮が必要じゃなかったかなということを考えてこの質問をしてありますので、鏡原中学校とですね、差しかえて、きょう朝城辺中学校に行ってきました。学力発表会ですので、3年生は20名、2年生は6名だけけど、来年はまた3年生はいないかな、大丈夫じゃないというふうに校長先生言っていたので、ぜひですね、学校が残っているうちに城辺中学校の子供たちに教育長の愛情を注いでほしいなと思います。

次は、宮古島市陸上競技場公認に向けた予算計上についてであります。これは日本陸連から、コースの幅が1メートル25センチから22センチに変更するらしくて、やはり公認をとるためには、これに向けての作業をしなければならないという話を関係者から聞きました。県の体育大会がありますよね。再来年ですか。やはり公認競技場じゃないと競技ができませんので、それに対する皆さんの対応はできているのかですね。

それから、11月23日と24日に県民体育大会が、第71回大会がありました。第71回大会における要するに本市の取り組み。ということですね、私は沖縄市陸上競技場に行きました。出張があったもんですから。宮古島の選手の不参加が多くて、競技に、選手名簿に名前があるけども、来ない人もいるし、選手名簿に名前がないのもある。たまたま知り合いの子供いたもんだから、あなたには宮古スポーツ協会からは連絡ありましたかと言ったら、ないと。この子供は2つ、800メートル、1,500メートルの選手として名前が書

かれていました。本人にはそういう打診はなかったらしいです。その取り組みについて。取り組みがどうだったかというですね。

それから、第73回大会になるのかな、宮古島大会は。それに向けての本市の取り組みについて。

次に、その体育大会に向けての多良間村の扱い方。

次は、上野陸上競技場の整備についてですけども、11月27日だったかな、博愛の里上野、上野小学校のよい子たちが、元気な子がですね、持久走の競技をしているのをちょっと見ました。競技場に入ったら、余り整備はされていませんでした。コースの草というのかな、これちょっと変色しているんで気づいて、その足でまた下地陸上競技場に行きました。下地陸上競技場はもう荒れ放題です。そこにたまたま役場のOBの方が走っていきまして、「皆さんはこっちで陸上競技大会するんですか、集落対抗の」と言ったら、こっちでやると言うもんですから、大変だなという思いをして帰りました。市長コメントにですね、このようなコメントをしております。今大会、宮古陸上競技大会がありましたよね。そのときに市長は挨拶しております。記録更新をするのは技術の進歩と競技場の改良、改善というふうな挨拶をしております。これ全く下地と上野の競技場はそれとは合わないような感じをしておりますので、今後この競技場の扱い方というのは、もちろんこれ城辺もそうですけども、きょう見たら草が生えていましたけども、整備を強化していけないのか。

もう一つは、下地野球場に6日に行きました。そしたら、内野が車でタイヤを引いて地ならしされてきました。これよりも一番大事な問題は、ネット裏の支柱がぼろぼろしているのがあります。もしものことがあった場合に責任はどこにあるのか。私は見てきました。

それと、次の未公認陸上競技大会における新記録の扱いは答弁はよろしいですけども、次もよろしいです、答弁。風力計の設置についてです。8月25日にですね、城辺陸上競技場で陸上競技大会がありました。これは台風11号の余波で、气象台の情報によると、10時が7.6メートル、11時が7メートル、13時が7.9メートル、14時が8.4メートル、15時が6.4メートル、16時が8.1メートル。日本の公認記録として認められるのは風速2メートル以下というふうな本で見ましたけれども、これはですね、宮古島市体育協会会則の第4条、(事業)というのにですね、うたわれております。(3)に。加盟団体の育成強化と、連携融和を図ることとありますよね。それと、(8)にですね、スポーツ施設の充実改善について指導助言を与えることとあります。ということは、郡部の陸上競技場というのは市長の挨拶には全くほど遠いんですね。私は、そのときに感じました。旧上野村の村長が旧上野村、旧下地町、旧城辺町の農村部だけで合併を私らに、旧城辺町議会に促したときに、これに同意しておけばそういう競技場では選手は走らなかつたらうなという思いをして帰ってきたので、そういう質問をしております。

以上、申し上げました。答弁を聞いて再質問します。

◎議長（佐久本洋介君）

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長します。

◎企画政策部長（友利 克君）

友利光徳議員からたくさんの質問をいただきました。順次答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、市長の市政運営について、抑止力、それから有事の際に市民が衝突する真意を知りたい、市長の

見解をという質問でございます。まず、抑止力については、市長はこれまでの議会において、自衛力の強化を図る必要があるとの考えのもと、自衛力は相手の攻撃力を思いとどまらせる抑止力と相手からの攻撃から身を守る防衛力であるとの見解を示しているところでございます。

次に、弾薬庫建設に伴う避難計画などについてでございます。沖縄防衛局に問い合わせをしましたところ、火薬庫の設置、運用に当たっては、火薬類取締法、自衛隊法などの関係法令に基づき適切に行っているとの回答を得ております。

（「違う、企画政策部長。避難のことを聞いている。それは私聞いていない。どういうふうにして避難するか」との声あり）

◎企画政策部長（友利 克君）

それに対する沖縄防衛局の回答が今さっき答弁した内容となっております。

次に、火薬庫建設に伴う土砂運搬経路の見直しについてでございます。これも沖縄防衛局に問い合わせをいたしました。工事車両の運行においては、関係車両運転手に対し、道路交通法の遵守はもちろんのこと、交通ルールやマナーを守り、安全運転の教育指導を徹底しており、また車両の運行経路については、工事車両の安全な運行に配慮して決定しているとの回答を得ております。

次に、射撃訓練場、これは海上保安部の訓練場の件のようですね。これにつきましては、今さっき海上保安本部に確認をいたしました。回答によりますと、海上保安部職員が訓練をするものというふうな回答となっております。自衛隊は含まないということでございます。

それから、11月7日に要請があったと、それに対する市長の見解ということでございます。要請の内容は、火薬庫建設に関し市の説明会開催を要求する内容となっております。説明会の開催につきましては、これまでもお答えをしてきましたとおり、地域住民への説明会の開催は事業主体である防衛省が行うべきものと考えております。なお、保良及び七又地区への住民の皆様に対しましては、10月3日に保良公民館におきまして防衛省が説明をしたものと認識をしているところでございます。

次です。市長の行政報告の義務づけはと、県内11市で実施している市はあるかとの質問でございます。行政報告とは、重要な事業の執行状況や閉会中の主な出来事について、執行機関側から議会に対し、口頭または文書で行う報告のことでございます。法令上の報告義務はございません。県内11市の行政報告の状況については、那覇市、うるま市、南城市、豊見城市の4市が行っております。

行政報告につきましてはの合併前の旧市町村の状況でございます。旧平良市、旧伊良部町及び旧下地町では行っていない。それから、旧城辺町、旧上野村につきましては、議会の開会冒頭、報告書を配付する形で行っていただようでございます。

次に、公共交通の再編計画などについて、交通、買い物弱者、それから免許返納者に対する配慮、市の取り組みでございます。交通、買い物弱者、免許返納者への対応としまして、まず免許返納者に対しましては、協栄バス、八千代バスにおきまして運賃の半額補助を行っております。買い物弱者については、旧町村部においてJ Aによる移動販売車や大神島への移動販売車の導入、市内大手スーパーによる宅配販売サービスなどが提供されております。行政だけでなく民間企業においても配慮あるサービスを展開しているところでございます。また、高齢者世帯で自家用車を所有していない、または本市内に協力可能な親族

などがいない場合には、市でタクシー助成券を発行し、日常生活における外出機会の確保を図っております。

そして、庁舎間をバス運行で結ぶ取り組みはできないかということでございます。現在建設中の総合庁舎が完成後、総合庁舎を結節点として各地区への移動が可能となるような検討を始めているところでございます。総合庁舎の供用開始により役所機能の集約が図られることから、新たに各庁舎間を結ぶ路線開設の意義が低下するものと考えていることから、検討をしておりません。

次に、旧市町村の公共施設と主要道路を結ぶ路線新設についてでございます。現在、協栄バス、八千代バス、共和バスの3社による生活バス路線の確保に加え、協栄バス、中央交通による下地島空港線が提供されております。島内の主要道路と公共施設の多くをつなぐ路線が既に提供されているところでございます。議員ご指摘の旧市町村の公共施設と主要道路を結ぶ路線の新設については、運行に必要な利用の見込みがない状況では困難ではないかというふうに考えております。

そして、公共交通再編事業の活用についてです。質問の公共交通再編事業は、地域公共交通を再編するため、地方公共団体の支援を受けつつ運送事業者が行う事業となっております。市としましては、総合庁舎の建設に伴い交通結節点を総合庁舎に設置する予定をしており、あわせてバス路線の再編を行うことを検討しております。議員ご提案の事業については、各事業者と情報の共有に努めてまいりたいと考えております。

最後になります。宮古病院前、久松線ですね、久松線の宮古病院前の停留所に上屋が設置できないかとの質問でございます。これまでの議会でも、最近ではですね、平成29年3月定例会に栗国恒広議員、平成30年12月定例会で狩俣政作議員から同様の質問をいただいております。県立病院前の上屋の設置については、平成28年度に調査を行いました。調査の結果、バス事業者により一部のバスにおいて宮古病院玄関前への乗り入れを実施しているところでございます。上屋の設置については、今のところ計画はありませんけれども、引き続き状況を注視してまいりたいと考えております。

◎教育長（宮國 博君）

じゃ、簡潔に私の見解を述べます。

10月に行われた県中学校陸上競技大会の宮古地区代表生徒の結果について、男子は3つの種目で優勝、9つの種目で入賞したとのこと。女子は3つの種目で3位、12の種目で入賞を果たしたとのことについて報告を受けております。参加した選手が自己ベストを目指し粘り強く諦めずに取り組んだ姿勢は立派だったと評価したいと思います。

◎総務部長（宮国高宣君）

1点目に、業者指名について、土木建築が平成21年4月1日から平成22年3月31日まで、指名回数と受注回数を知りたいという質問でございます。お答えします。平成21年度の宮古島市建設工事指名業者選定委員会に係る書類は、宮古島市文書事務取扱規程により第3種、5年保存に属することから、現在保存されていないことから、指名回数についてはお答えすることができません。

もう一点、教育行政の中で幼稚園教諭の正規採用の拡充はできないかというご質問でございます。その中において、免許更新に際して手当てができないかという質問でございます。本市では、平成23年度までは新採用職員として幼稚園教諭及び保育士職の採用は行っておりませんでした。平成24年度から保育士、

幼稚園教諭職としまして保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方の資格を有する者を受験資格として募集を行っており、これまでに39名の職員を採用しております。免許更新に際して手当てのことにつきましては、資格は自費で対応していただきたいと思っております。渡航費については。

◎福祉部長（下地律子君）

まず初めに、砂川保育所の入所希望者25名ということで、担保できるのかということでしたが、これは4月1日の入所の件でよろしいでしょうか。

（「4月1日」の声あり）

◎福祉部長（下地律子君）

今現在、入所希望者が25名となっておりますが、砂川保育所の年齢ごとの定員とかもありますので、これから入所調整、まだ終わっておりませんので、現時点において4月1日の入所を確定しているわけではございません。

それからもう一点、再開後の運営方法、直営なのか指定管理制度なのかというご質問でしたが、再開後の運営につきましては、業務委託での運営を考えております。

続きまして、教育行政の幼稚園の教諭は足りているかというご質問でしたが、令和元年度の宮古島市立幼稚園の開園数は12園で、学級数は17学級となっております。配置職員の内訳は、本務教職員が12人、臨時教職員が10人の計22人となっております。また、支援を要する児童や配置する特別支援員の必要人数11人に対して10人配置済みで、残り1人の確保に向け取り組んでいるところでございます。

続きまして、預かり保育の件でございます。預かり保育の城辺幼稚園から砂川幼稚園へタクシーで移動している件でございますが、この件に関しましては、宮古タクシー事業協同組合のほうからの推薦による事業所と契約を締結して、万全の体制で安全第一に実施をしているところでございます。

次に、預かり担当職員の通勤手当の支給がないという職員がいるというご質問でございます。預かり担当職員の中で通勤手当を支給していないのは、預かり保育パート補助員となっております。現在、パート補助員に関しましては通勤手当は支給されておませんが、保育パート補助員の配置については、募集園全園の中から補助員自身が希望園を選択しており、それに基づいて配置をしております。

◎農林水産部長（松原清光君）

農業振興について2点の質問がありました。

まず、1点目、狩猟免許の試験、渡航費、宿泊費、試験料に補助はできないか、また宮古島での試験開催ができないかの質問であります。お答えいたします。現在、狩猟免許の試験会場は那覇と石垣となっております。ことし宮古島から狩猟免許試験に合格した方は11名となっており、沖縄県猟友会宮古地区の構成員は現在25名となっております。イノシシ駆除については、今年度、石垣地区猟友会で6頭、宮古地区猟友会で6頭の合計12頭を駆除しており、これまでに113頭の駆除をしていることから、生息数はかなり減少していると考えております。県が今年度、有害鳥獣被害防止総合対策事業において宮古島で生息するイノシシの個体数調査を行うこととなっておりますので、その調査結果を確認しながら狩猟試験関係の補助については判断していきたいと思っております。それから、宮古島での試験開催については、試験を受ける人数等がどれぐらいいるかも確認しながら県と調整してまいりたいと思っております。

2点目に、平良宮原地域のサガーニ、瓦原、両地区の土地改良事業採択時期についてでございます。友

利光徳議員ご指摘の両地区の採択時期については、宮古島市農業農村整備事業管理計画において計画しております。サガーニ地区においては令和4年度の採択予定となっており、瓦原地区については令和5年度の採択予定となっておりますが、新規採択に当たっては地元農家の協力が必要となっております。

◎建設部長（下地康教君）

市営住宅に関するご質問にお答えいたします。

まず、本市における空き部屋は幾つあるのか、また一番長くあいているその理由はどういうものなのかというご質問にお答えいたします。市営住宅の空き部屋につきましては、現在33戸となっており、1年以上の空き部屋は19戸になっています。理由につきましては、建物の老朽化や劣化による雨漏りなどがひどい部屋及び特殊物件、これは室内で死亡した場合がありますけれども、そういったものが主な理由となっております。

次に、市営住宅の環境整備に関するご質問でございます。お答えいたします。市営住宅内の清掃については、入居者で行うこととなっております。敷地内の清掃で出た草木等につきましては、指定管理者が事業者等に依頼して回収をしております。また、指定管理者において毎月納付書等を配付する際に建物及び共同施設等の点検を行い、異常箇所などがあれば状況に応じて修繕等を実施しているところでございます。

次に、管理義務日誌の報告書の提出は守られているかというご質問でございました。お答えいたします。管理業務の報告等につきましては、宮古島市営住宅等の管理に関する基本協定書第11条に基づき、毎月報告をいただいております。また、同第12条により、事業年度終了後に事業報告書を提出していただいております。

次に、業務日誌の点検はしているかというご質問でございました。お答えいたします。指定管理者から毎月1度提出いただいた管理業務の報告については、業務内容及び修繕内容等を点検しております。

次に、地域内の指定管理に関する人的体制の確保は問題はないのかということでございましたけれども、お答えいたします。指定管理者におきましては、市営住宅の管理について、管理課長1名、収納管理係1名、事務係2名、修繕保全係1名、事務収納管理補助員1名を配置しております。維持、修繕等につきましては修繕保全係が対応を行いますが、管理課長を初め、ほかの係もサポートをし、市営住宅の管理を行っています。苦情等の対応についても、管理システムにデータ入力を行い、配置職員全員が状況把握をして対応している状況でございます。

それと、市営住宅の敷地内で人身事故が発生した場合はどうするのかということでございますけれども、まず宮古島市営住宅条例第22条では、入居する者は、自己の居室である市営住宅または廊下及び廊下等の共同施設については、正常な状態において維持しなければならない保管義務がございます。つまり入居者は廊下や階段等の清掃を行わなければならないという形となっております。また、正常な状態において事故が発生した場合は、状況に応じて対応していきたいというふうに思います。

◎議長（佐久本洋介君）

時間です。

◎友利光徳君

時間となりましたので、終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

これで友利光徳君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

(延会=午後4時03分)

令和元年

第7回宮古島市議会(定例会)会議録

12月16日(月) 6日目

(一般質問)

令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第6号

令和元年12月16日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）会議録

令和元年12月16日（月）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（延会＝午後4時41分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 徳 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 夕カ子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 徳 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	欠 員	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	砂 川 辰 夫 〃
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 徳 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市長	下 地 敏 彦 君	上下水道部長	兼 島 方 昭 君
副市長	長 濱 政 治 〃	会計管理者	下 地 秀 樹 〃
企画政策部長	友 利 克 〃	消 防 長	来 間 克 〃
総務部長	宮 国 高 宣 〃	伊良部支所長	上 地 成 人 〃
福祉部長	下 地 律 子 〃	総務課長	与那覇 弘 樹 〃
生活環境部長	垣 花 和 彦 〃	企画調整課長	上 地 俊 暢 〃
観光商工部長	楚 南 幸 哉 〃	財 政 課 長	砂 川 朗 〃
振興開発プロジェクト局長	大 嶺 弘 明 〃	教 育 長	宮 國 博 〃
建設部長	下 地 康 教 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
農林水産部長	松 原 清 光 〃	生涯学習部長	下 地 明 〃

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第6号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、先日に引き続き質問を行います。

本日は仲里タカ子君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎仲里タカ子君

3番、市民ネット宮古結の会、仲里タカ子です。暖かい日も続いていますが、12月も半ば、ことしも残すところあとわずかです。皆様は、1年を振り返りつつ、年の締めくりに忙しく走り回っておられることでしょうか。

さて、保良では「私たちは、弾薬庫を枕には眠れない」と反対する住民の皆さんが保良のあの高台の上に吹く強風にあおられながら、毎日抗議を続けています。この島に他国を攻撃することのできるミサイル部隊を配備し、弾薬庫をつくる。それが本当に島の平和な暮らしを守ることになるのか。真剣な議論も説明もないまま島の未来の形を変えていく。心穏やかならざる年の瀬です。あの紛争のおさまらないアフガニスタンで、人々の暮らしを支えるために砂漠に水を引き続けて支援を続けた中村哲さん、「軍隊は平和を守らない。日本の自衛隊は、支援と称してアフガニスタンを訪れていますが、ジャパニーズアーミーと呼ばれて、アフガニスタンの人は歓迎しない」、そう生前語っておられました。「誠実と人々の信頼でしか平和を勝ち取ることはできない」と彼は語っています。弾薬庫を枕に眠るわけにはいかないというのは、保良の人たちだけでしょうか。どうか皆さん、立ちどまって自分のこととして考えてみてほしい、そう願いつつ一般質問に移らせていただきます。

それでは、まず市長の政治姿勢についてお伺いいたします。去る10月19日、自由民主党宮古支部政経パーティーで、稲田朋美元防衛大臣が「アメリカと中国の経済摩擦が安全保障上の緊張関係に発展した場合、その最前線になるのは沖縄や宮古島だ」、途中略しますが、「宮古島の市民の皆さんがしっかりしていることが日本を守ることにつながる」と語ったと新聞で報道されています。この発言について、最前線とはどのようなことを指すのか、市長のご見解をお伺いいたします。

◎企画政策部長（友利 克君）

元防衛大臣、稲田朋美氏の発言についての見解でございます。政務での国会議員の発言に対し、議場において見解を述べることは適当ではないというふうに考えております。

◎仲里タカ子君

何のコメントもいただけない。私は、市長のお考えをお伺いしたいと思ったのですが、多分答えていただけないということであれば。

この最前線ですけど、最前線について、これは宮古島が本当に、例えばアメリカと中国が何か紛争が起こったときはもう差し出されるというふうに私には聞こえます。軍事評論家によりますと、アメリカの軍事戦略というのがありまして、エアシーバトルというんだそうですが、この中のもう一つオフショアコン

トロール、この軍事戦略を国防総省が研究して発表しているそうです。それによると、みずからが支配する太平洋上に中国は進出しないように第1次列島線、南西諸島で防ぐ、アメリカは直接被害をこうむらないようにグアム、ハワイあたりまでセットバック、日本の自衛隊と中国の地域紛争の範囲にとどめて、中国と停戦交渉をする、そのことで核戦争を防いで、中国との関係を維持してアメリカの国益を守るということになるという、非常に頭のいい戦略だそうです。その計画に沿って現在の自衛隊の配備があると指摘されますと、今奄美、沖縄本島、宮古島、八重山、与那国に至る自衛隊の配備強化はそれを裏づけているようにも見えます。稲田朋美元防衛大臣の発言は、そのことを指しているのではないのでしょうか。

先ごろ日米合同訓練ヤマサクラ作戦、このヤマサクラ作戦は離島奪還訓練を行っているという報道されています。離島は、想定されているのは宮古島だそうです。離島奪還、奪還する際に、占領されているからね、宮古島市民はどこにお考えになりますか。仮定の質問には答えられないかもしれませんが、もし想像できるんだったらお答えをお願いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

仲里タカ子議員ご指摘のとおり、仮定の話には、質問にはなかなかお答えしにくいところがございます。ただ、少なからず政府としてこの先島における、宮古島を含むですね、自衛隊の配備というのは、南西諸島における防衛体制の空白を埋めるということが大きな前提になっているというふうに考えております。市長もそこら辺を踏まえて市民の安心、安全を確保する意味でも、自衛隊の配備については了承をしている、了解をしているところだというふうに考えております。

◎仲里タカ子君

今の企画政策部長のお答えは、本当に防衛省が何度も繰り返してお答えしていることの内容のままです。防衛省はいいんです。沖縄防衛局もいいんです。彼らは、領土を守るために日々訓練を続けているわけですから、空白地帯を埋める。宮古島に陸上自衛隊が配備されて空白地帯を埋めたとして、私たちの命が本当に守られるか、本当に疑問です。離島の奪還作戦ですからね。占領されることを想定した訓練を行っているわけです。占領される前に私たちどうなっているのか。本当に市民、行政の皆さんももともとよく考えてもらいたい。そして、私たちは本当に未来を子供たちに、この島をそのまま、地下水の豊富な癒やしの島として受け継ぐことができるのか、本当に考えてもらいたいと思います。

続いてお伺いします。保良鉦山の弾薬庫建設についてです。保良鉦山で建設されている弾薬庫は、第1級火薬庫というふうに説明されています。この第1級火薬庫とはどのような弾薬庫で、それはどのような規模なものかお伺いいたします。

◎企画政策部長（友利 克君）

第1級火薬庫がどういうものかということでもありますけども、火薬類取締法施行規則の第17条、そして貯蔵の区分第19条ということで、第1級火薬庫は、いろいろありますけども、火薬、爆薬、実包、空砲、コンクリート破砕機、導爆線、電気導火線、導火線、導火管及び制御発破用コードなどを貯蔵する施設。そのほかにも、第1級火薬庫というのがありまして、火工品、これも第1級の火薬庫。それから、信号焰管及び信号火せん、これも第1級の火薬庫。そして、煙火並びに煙火の原料用火薬庫及び爆薬を貯蔵する施設が第1級の火薬庫というふうになっているところです。なかなかわかりにくいと思いますが、法令上はそういう説明になっております。

◎仲里タカ子君

企画政策部長、私もそれ読みました。本当にわからない。何を言っているのかさっぱりわからない法令を読みました。私が知りたいのは、保良の皆さんが心配をしている、あの自分の村の近くにつくられる第1級火薬庫という、それが3棟つくられるという沖縄防衛局からの説明があります。あの中に何か事故が起きたときに爆発するもの、そこにどれぐらいの弾薬、爆薬が入っているか、これが知りたい。第1級火薬庫に一体どのぐらいの最大貯蔵量を置くことができるか、これがわかったら教えてください。もしわからなかったら沖縄防衛局に聞いてもらいたい、そう思います。

◎企画政策部長（友利 克君）

この質問にはこれまでもお答えをしてくれているところです。防衛省に問い合わせましたところ、火薬の貯蔵量などを明かすことはできないというような回答だったというふうに思っております。

◎仲里タカ子君

これ私も一体どれぐらいかと思っいろいろ調べてみると、企画政策部長がおっしゃっている、保安距離等で示される第1級火薬庫で記載があるのは最大40トンです。40トン以上の記載がないから、では最大40トンなのかなというふうに推測するところでもあります。第1級火薬庫にどのぐらい、どのぐらい置かれて聞いていないですよ。どれぐらいの爆薬を置くことができるかということは、これは私は調べる能力はないけれど、これ調べたらわかることだろうと思うし、これは防衛上の機密には何も当たらないだろうと思います。もしよろしければ専門家に第1級火薬庫に最大どのぐらいの保管ができるかということをごひとも聞いていただいて、お答え願いたいと思います。多分難しいから、次に移ります。

防衛省は、保良、七又集落への保安距離を十分に確保するというふうに毎度説明をしています。十分に確保する根拠について一度も示したことがありません。市は、防衛省が言っている保良の鉾山から保良集落まで250メートルと説明しています。七又までは360メートルだったかな。その安全を担保できる保安距離、これが十分に保てるというその根拠についてぜひとも防衛省に聞いていただきたい、そう思います。もしわかったらお答えください。通告出してあります。

◎企画政策部長（友利 克君）

恐らく仲里タカ子議員お調べになられているというふうに思いますけども、火薬類取締法施行規則第23条では「火薬庫は、その貯蔵量に応じ、火薬庫の外壁から保安物件に対し保安距離をとらなければならない」というふうな規定がされております。防衛省の回答としましては、「火薬庫の設置に当たっては、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としている火薬類取締法などの関係法令に基づき十分な保安距離を確保するなど、適切に対応する」という回答をいただいているところでございます。

◎仲里タカ子君

企画政策部長にお伺いしますが、この健康食品、安全です。国の法律にのっとって安全につくっております。どんな成分が入っているんですか、教えてください、いや、ちゃんとあなたの健康が守られるように十分に配慮してつくっておりますから、これを2万円でお求めくださいと言われたら、企画政策部長はそうですねと言ってこれを飲むことができますか。お答えできたらお答えいただきたいし。

（「これについてですか」の声あり）

◎仲里タカ子君

できないよね。これ通告外だと言われたらきっと答えてもらえないけど、今のお答えはそれに似ています。中身については何の説明もない。中身についてはお知らせできないけど、私たち十分に皆さんの安全に配慮していますから、これも法令にのっとって安心、安全ですから、どうぞ安心してください、これ何度言われても、中身何かわかんないのにこれ飲むことできないでしょうというのが今の保良の皆さんが言っていることです。私も一生懸命、軍事評論家の方もこのことに関して一生懸命調べていますから、本当に数字は弱いんですが、一生懸命読んでみました。保良集落は、第2種保安地域と考えられる。その企画政策部長のおっしゃる、外壁から防衛省は250メートルというふうに説明されています。保安距離が守られる、その弾薬庫の中に保管できる保管量は5トンだそうです。千代田にも第1級火薬庫、第1級火薬庫ですね、つくられている。これ第2級だとすると、保管量は約1トンと。これが安全が保てる保管量になるんだそうです。元自衛官で軍事専門家、小西誠氏の宮古島での講演資料によりますと、公表されているミサイルの種類と数から最小弾薬量は算定できる。宮古島に配備される地对艦ミサイルは4基、弾体30発、1発当たりの炸薬量233キロ。そうすると、約7トン。1回利用するだけで7トン。地对空ミサイル3基、弾体24発、1発当たり炸薬量が190キロですね。これを計算すると、地对空ミサイルは4.5トン。迫撃砲、機関銃等、よくわかんないけど、これを約1トンとすると12.5トンとなるそうです。12.5トンですから、先ほど言いました最大保管量、保安距離が保てる保管量から考えて大変無理があります。それに、有事を想定してここにミサイルを置きます。これを1発撃っただけで、ああ、もう私たち弾薬はありませんよ、もうこれ以上はできませんよというわけにいかないじゃないですか。そうなったときに中身全然合わないじゃないですか。これに入っているのは炸薬量だけだと言ったんだけど、ほかにも入っているみたいねみたいになるから、全然とてもこれは信用できるものではない。保良、七又の保安距離、大きく逸脱した計算が出ています。保良で弾薬庫の配備計画で、防衛省は我がほうの手のうちを明らかにすることになるためということで、全然説明を一度もしてくれていない。反対する保良の住民会の代表の下地博盛さんは、「計画は法令違反で、住民の命を軽視するものである」と強く抗議しております。もしも住民に沖縄防衛局が丁寧に説明するというならば、何トン置いてあるというふうな説明は、別にそんな我がほうの手のうちを明らかにするところまで細かく具体的に説明してくれと言わないまでも、ちゃんと住民が安心できる内容の説明をするべきだと私は思います。この説明がない限りは、安心して、弾薬庫のそばの保良の住民が枕を高くして眠れないというのはやっぱりそのとおりでという以外にないのではないのでしょうか。

続きます。保良鉾山内の里道についてお伺いします。里道、いわゆる業者がコーラルを採掘した経緯についてお伺いしますということですが、これについてお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

保良鉾山内の里道に関してのご質問というふうに捉えております。これは、なぜその里道が採掘されたのかというご質問だというふうに理解してよろしいですかね。

（「どのような経緯で」の声あり）

◎建設部長（下地康教君）

我々はですね、まずですね、保良鉾山の里道につきましては、国有財産特別措置法第5条第1項第5号により、市町村合併以前に城辺町へ平成16年3月に譲渡され、現在宮古島市において管理を行っております。

す。道路法において、里道は台帳を整備する必要のない道路でございます。したがって、利用者からの申し立てがない限り、里道の利用は適切に供されていると管理者としては判断をしております。当該里道は、これまで利活用に関し、利用者からの異議申し立てはありませんでした。そこで、なかったということで、もしですね、利用者からの申し立てがあった場合は、原因者に対して管理者として適切な指導を行っていくという形になります。

◎仲里タカ子君

旧城辺町は、昭和63年に宮古総合開発と公害防止協定というのを締結しています。これは、合併当時に宮古島市に引き継がれているのではないですか。この協定書では、第1条の基本条項で、甲が、市が業者の、乙ですね、事業に関し地域住民の健康の保護及び地域の生活環境の保全をする施策を指示するときは、乙は積極的に協力する。第7条の2で、道路、この里道沿いに採掘をする場合は道路際から5メートルを離し、さらに70度以内の安全角度を保って採掘すること。第7条の4で、乙は市有地の土地境界を採掘するときは、その境界を直下とせず、安全距離を置き、安全角度を保ち採掘するものとなっております。宮古島市は、このことに関して指導した実績がありますか。

◎建設部長（下地康教君）

まず、仲里タカ子議員がおっしゃっているのは、2つ、その質問の内容が分かれると思います。1つはですね、鉱山を掘削する、採掘するその内容ですね。もう一つは、里道の管理という話になります。我々道路建設課としては、里道を管理する側でございますので、先ほど申し上げましたように里道の管理に関しては利用者からの異議申し立てがない限り、適切にこの里道は供されているというふうに理解をしておりますので、今まで異議申し立てというか、その利活用に関する意見がございましたので、現在までは適切に利用をされていたというふうに道路管理者としては理解をしております。

◎仲里タカ子君

道路管理者としては、里道が、この里道はもう既に現況はありません。かなり底のほうまで掘削が行われていますが、どこが里道かわからない。道路管理者としては、里道を使う人が異議申し立てをしない限り、この里道が掘削されようと原形とどめなくなろうと、もう何もすることがない、そういうふうな受けとめていいですか。

◎建設部長（下地康教君）

里道に関する管理ということでは、基本的に道路法による道路台帳を整備するという義務がございません。したがって、宮古島の中には、里道が何千とございます。その中を一々その利用状況を管理するということは、我々管理者としてはしません。そういう意味においては、実際里道を利用する方からですね、こういう里道がそうなっているよと、里道として使えませんよというような話があった場合に我々は適宜その原因者に対して指導を行うということにしております。

◎仲里タカ子君

もう一つだけお聞きします。

先ほどのですね、公害防止協定ですが、これが道路建設課の担当かどうか分かりませんが、この公害防止協定というのは、合併時に宮古島市に引き継がれたものですか、引き継がれていないんですか。ここだけ教えてください。

(「休憩してください」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩＝午前10時27分)

再開します。

(再開＝午前10時28分)

◎副市長(長濱政治君)

引き継がれているものというふうに解さざるを得ないと思っております。

◎仲里タカ子君

もしこれが引き継がれているということであれば、市はもう少しこの公害協定について、ちゃんとした対応をするべきであると私は考えます。

続けます。この里道ですが、9月定例会で景観計画以外は通知の依頼がないとのことでしたが、いろいろな資料が出てきました。その中で、5月30日、普通財産承諾依頼書、承諾書のひな形までついています。この保良鉾山にある里道の譲渡についての資料が出てきています。この情報公開請求で出してもらった資料ですが、よくわからないのでお聞きします。6月5日に宮古島市長から沖縄防衛局長宛てに不動産譲渡承諾書が出されています。対象不動産は里道①、里道②がありますが、里道③が別紙でただし書きに、表題部登記手続中であることから登記完了次第記載することとするとあります。里道①、里道②と里道③の違いを教えてください。

(「ちょっと休憩とってください」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩＝午前10時30分)

再開します。

(再開＝午前10時35分)

◎建設部長(下地康教君)

里道に関するご質問にお答えいたします。

まず、申請が出されている里道①、②、③という箇所があるというご質問でございました。それで、里道①と②は自衛隊に関する申請の許可、譲渡の許可が出ていると、里道③に関してははまだですよというご質問だというふうに理解をしております。里道①、②と③の違いというのは、まず里道というのは、その里道を譲渡申請する場合は、里道に接したその所有者、土地の所有者、その承諾があって初めて譲渡申請がなされます。里道①と②に関しては、里道に接する所有者の了解が得られたという形で申請がなされております。里道③に関しましては、まだその里道に接する所有者の了承が得られていないという形で、その違いがございます。

◎仲里タカ子君

ありがとうございます。よくわかりました。里道③については、譲渡すべき人の所有権がないから、それは譲渡できない、そういうことですね。

6月27日に里道③について再度普通財産譲渡承諾依頼書が沖縄防衛局長から出され、7月10日に市長から沖縄防衛局長宛てに審査結果の通知が出され、これにはただし書きがありまして、宮古島市有地の処分に関する要領に基づく手続をとられたいとなっています。宮古島市有地の処分に関する要領というのは、審議会を開いて、それに基づいて譲渡を決めるというような内容のように思うんですが、それでいいですかというのを確認をお願いします。これに関して、この通知書の中には、先に譲渡許可を出したものについても援用するというふうに市長から沖縄防衛局長のほうには出されています。その内容ですけど、それは普通財産を譲渡する審議会を開いて、その結果をもって譲渡を決定する、そういう内容ですか。

◎総務部長（宮国高宣君）

まず、仲里タカ子議員が情報公開でもらいました不動産譲渡承諾書、これにつきましては本年6月5日で沖縄防衛局長宛てに出しております。これについて、承諾ですね、出しております。里道③につきましては、今回質問なさいました7月10日付のですね、普通財産譲渡承諾依頼書に対する審査結果についてという形で、7月10日、市長から沖縄防衛局長宛てに通知をしてあります。その結果、これは里道③についてでございます。里道①と②については、仲里タカ子議員がおっしゃいました不動産譲渡承諾書であります。その後に里道③の申請が上がってきております。これにつきましては、先ほど仲里タカ子議員が申しましたこれにつきましては、令和元年6月5日に通知した不動産譲渡承諾についても同様な扱いにすると。要は、結果として宮古島市有地の処分に関する要領に基づき手続をとられたいと。要は、用途廃止された法定公共物を普通財産とした後での随意契約の売買を行っているという形で、今回用途廃止の手続を行ったものに対しては隣接12市と周辺土地との一体利用によって利用効果が高まるとして用途廃止された法定外公共物を普通財産とした後で随意契約による売買を行っているという形で、その手続でのとって申請してくださいという形で、先ほど述べました令和元年6月5日に通知した不動産譲渡承諾についても同様な扱いとするという形で、里道①、②についても所定の手続をとってくださいという内容となっております。

◎仲里タカ子君

ありがとうございます。

それで、結果的にですね、この審査結果の通知、この手続をとられたいというふうに書いてありますけれども、結局譲渡は行われたんですか。里道①、②、③について宮古島市は沖縄防衛局に譲渡を行っていますか。

◎総務部長（宮国高宣君）

今手続中ということでございます。

◎仲里タカ子君

ありがとうございます。そうすると、里道の譲渡はまだ行われていない、譲渡に関しては今後審査を行って改めてするということなんですよ。

それで、次に移ります。保良鉦山で弾薬庫建設について、沖縄防衛局は市と相談をして工事を進めるといふふうにしています。これは、沖縄防衛局に行くたびにそういう説明があります。私も直接聞きました。これは、どのような相談をしているのか、それから市としても相談を沖縄防衛局に持っていつているのかお伺いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

相談についてでございます。相談という言葉については、かなり広い意味で防衛省は、沖縄防衛局ですね、使っているのかというふうに思っております。この件につきまして、確認の意味も含めて、沖縄防衛局に確認をいたしました。その回答として、「造成工事の実施に伴い、宮古島市からの許可等が必要な手続については、沖縄県等の関係機関に確認の上、適切に実施している。具体的には、宮古島市景観条例に基づく宮古島市景観計画区域内行為通知書については、8月27日に宮古島市長宛てに通知し、審査結果通知書を9月11日に受領している。いずれも造成工事の着手前までに手続は終了している」との回答です。そして、「給排水の接続について、現在市と調整を行っているところ」と。つまり上下水道部と調整をしているということだというふうに思っております。相談というのは、これからしますと、いわゆる通常の工事などに当たっての諸手続のことを指しているものというふうに理解しております。

◎仲里タカ子君

給排水についても、ただいまご相談中。実は、情報開示請求のもう一つの資料に法定外公共物許可申請書がついていました。9月27日に沖縄防衛局から法定外公共物許可申請書を受けて。これ里道です。先ほど譲渡していないということでしたから、自分のものではないから貸してくれということをお沖縄防衛局が宮古島市に申請をした。これは即、10月4日に宮古島市から許可証が沖縄防衛局に対して出ています。10月3日に保良の公民館で保良鉦山地区における建設説明会があって、そして10月4日に法定外公共物、里道のね、許可証が出て、その許可のもとに10月7日に保良鉦山での工事が始まったと、こういう経緯が見えるわけです。里道の使用許可説明会の開催日時、工事着工等から見ても、沖縄防衛局と宮古島市は密接に相談をしながら、工事の開始をいつにするか、説明会はいつか、そういうことも説明しながら進めているようにも見受けられる内容です。相談というか、もう通知ですから、通知があれば早速に要求に応じるというような感じに見えます。10月7日に沖縄防衛局に弾薬庫の説明会をもう一回してほしい、それは説明会に10名しか参加しなかったということだからです。外に100名ぐらいの人がいた。でも、弾薬庫の説明会とは書いていない。そういうことで、もう一回説明会を開催してほしい。これを沖縄防衛局に要請に行くというので、ついていきました。そのときにまたこう言いました。「宮古島市と相談しながら進めます」、そしてその時点で私たちが一生懸命説明会開催するまで待ってくれと言っていることには何の返事もなく、下向いて、全然表情もない、田中利則沖縄防衛局長がね。「もう説明会終わりました。私たちそうする気はないけど、宮古島市と相談をしながらやります」と。先ほどから何度も申し上げますけれども、宮古島市民に納得のいく説明がまだ一度も行われていません。宮古島市は、沖縄防衛局に相談をして再度説明会を開く必要があると考えますが、この件についてお伺いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

先ほどから申し上げているとおり、防衛省としましては保良鉦山地区における工事を着手するに当たって、いわゆる工事する法的な手続などが終了したから工事に着手しているものというふうに思っております。市とその辺をいつから工事をするかという相談は一切ございません。保良の説明会ですかね、説明会の当日だったと思いますが、10月7日ですか。

（議員の声あり）

◎企画政策部長（友利 克君）

から工事は予定だというような話はありませんでしたが、それについて相談をしたとか、受けたとかいうことは一切ございません。

◎仲里タカ子君

あの保良の説明会の会場に市の当局の皆さん一人もおられなかったと思います。宮古島市は、沖縄防衛局から本当に宮古島の保良弾薬庫について、今おっしゃっていました、通知はあるけど、相談はしていないし、ですね。聞いてみたらこう言ったという回答はたびたび返ってきますから、まるでスポークスマンのようなねとこの間もお話しましたが、それは宮古島市民のために宮古島市がどのように守られるか、そのことを考えるのは宮古島市の責任です。そうですね。であれば、市も一緒になって沖縄防衛局から本当にこの宮古島に配備される、もう着々と工事が進んでいるこの弾薬庫がどのような規模で、私たちはどのように守られるかということをお納得のいく説明を聞かなきゃならない、そう思います。現に秋田県のイーグスアショアですね、最近新聞に載っていました。住民が700メートルです、保安距離が。保良は250メートルですから、もっと近いんですけど。危ないでしょう。知事も一緒になって、危ないでしょう。それで、防衛省はこれをゼロベースで見直すというふうに回答しております。もしも宮古島市がこのことを放棄したら、本当に市民を守る立場にあるかどうか本当に疑わしい、そういうふうに思います。説明会の開催をできないかもう一度お伺いしてから先に進みたいと思います。

◎企画政策部長（友利 克君）

仲里タカ子議員、要するに宮古島市議会の中で、再度の説明会の開催を求める要望があったということについては、沖縄防衛局のほうにしっかり伝えたいと思います。

◎仲里タカ子君

沖縄防衛局の方が来て私に一生懸命説明してくれても、それ説明したことになるんですかね。疑問です。私が言っているのは、市も一緒になってやってほしいという要望です。余り具体的なお答え期待できないので、先に進みます。もう時間がありません。福祉のことも聞きたいので。

その前に、この宮古島市がやるべき国民保護計画についてお伺いします。有事の際の宮古島市民に対する保護計画について市がどのような計画を持っているかお伺いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

国民保護計画について、有事の際、宮古島市民の保護計画についてでございます。平成20年3月に策定した宮古島市国民保護計画以降に法律等の改正、国民保護に関する基本指針、沖縄県国民保護計画の変更等を踏まえて、ことし2月に宮古島市国民保護計画の変更を行っております。また、万が一武力攻撃事態等が発生した場合に、避難実施要領が必要になることから、関係機関と緊密な意見交換会を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをことし3月に作成しました。国民保護法第61条において、市長は避難の指示があったときは避難実施要領を定め、避難誘導に際して避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにいたします。また、市国民保護計画に基づき、あらかじめ基本となる複数の避難実施要領のパターンを示すとともに、住民の避難誘導において市がとるべき基本的な行動を定めています。現在宮古島市の国民保護計画では、想定される事態としましては武力攻撃事態と緊急対処事態に大きく区分されております。武力攻撃事態では、1点目に着上陸攻撃、2点目にゲリラ、特殊部隊による攻撃、3点目に弾道ミ

サイル攻撃、4点目に航空攻撃の4つの攻撃事態が想定されております。また、緊急対処事態では、1点目に危険の内在する物質を有する施設等への攻撃、2点目に大規模集客施設……

(「総務部長、それ国民保護計画の分類とした内容を私も見ました。簡潔にお願いします。それでもう終わってしまうので」の声あり)

◎総務部長（宮国高宣君）

そういっても、私も丁寧に説明しないといけないですから。市民がわかるように答弁しておるといことですよ。よろしいですか。

(「もうそのぐらいでいいです」の声あり)

◎総務部長（宮国高宣君）

4点ありますので、あと3点、済みません。お願いします。

2点目に大規模集客施設、大量輸送機関等への攻撃、3点目に交通機関を用いた攻撃、4点目に大量殺傷物質等による攻撃の4つの攻撃事態を想定しています。

◎仲里タカ子君

2月につくられた国民保護計画の冊子は私も読ませていただきましたが、宮古島市民5万4,000人おります。5万4,000人の人口、例えば今自衛隊が、離島奪還作戦ですから、離島を奪還しようとするときにどのような方法で具体的に島の外へ出そうと思っているのか、それとも出さないのか、そのことについては余り明確ではありません。もしも本当に宮古島で有事を想定するというのであれば、市民にちゃんとよくわかる保護計画を説明してもらいたいものだと思っています。紙の上で書くのはとても簡単。簡単とは言わないけれども、紙の上では書けるでしょう。実際に本当に市民を船に乗せて、飛行機に乗せて、もし港が攻撃されたらどこから、幾ら考えても答えが出ませんし、市民もこれは納得がいかないのではないかと考えています。ぜひともですね、例えばこの保護計画の内容を市民にちゃんと明らかにして議論をしていただく必要があると考えます。

続いて、時間もありませんけど、新聞にですね、大災害時の遺体収容についてというのがありまして、この大災害というのは有事も想定しているんだろうかなというふうに思うんですけども、この遺体収容の袋とか手袋を用意してくださいという、そういう要望があったということがあったんですけども、これは有事の想定ですかという確認をちょっとしたいと思います。市民から質問があります。

◎総務部長（宮国高宣君）

それでは、簡潔に申します。

有事の際を想定しているかということですが、有事の際ですね、遺体収容施設等の部分については明記されておられません。しかしながら、宮古島市の地域防災計画によって大規模災害時の遺体収容については明記されております。

◎仲里タカ子君

もう少し詳しくお聞きしたいところですが、もうこの件に関してはここでおしまいにしたいと思います。

続いて、福祉行政についてお伺いします。聴覚障害者の支援についてさきの議会でもお伺いしました。聴覚障害者から生活の中で、それこそさまざまな不便な状況や合理的な配慮が求められている。支援が不

十分であるという訴えがありますことについて、手話通訳士が少なく対応が厳しいことから、タブレット端末の導入も検討するということでした。タブレット端末を導入してどのようになっていくか、そしてどのような利用を想定しているかをお伺いします。

◎福祉部長（下地律子君）

遠隔手話通訳サービスの実施に向け、タブレット型端末を来年1月から2台導入をする予定となっております。利用方法といたしましては、1台は障がい福祉課窓口を設置し、手話通訳者が不在のときなどに来所した方の各種申請や相談などへの対応、もう一台は病院での利用を想定しております。

◎仲里タカ子君

タブレットの端末の利用はとても便利だというふうに思っているのですが、ぜひ聴覚障害者の皆さんに広く周知をしていただいて、利用の仕方等についても丁寧に説明していただきたいと思いますが、宮古病院です。宮古病院では多言語対応のタブレット端末を既に導入されているというふうに聞いているので、このタブレット端末をですね、例えばアプリを入れれば市が契約した端末じゃなくても利用できるのではないかと考えるんですが、これについてはどうですかということをお伺いします。

◎福祉部長（下地律子君）

宮古病院で今多言語対応のタブレットを導入しているというお話でございますが、手話のほうが使えらるかどうかということについてまだちょっと確認できておりませんので、こちらのほうで今回1月から予定をしておりますサービスのほうとあわせてお答えしたいと思います。

今回導入する予定のサービスは、365日、午前8時から午後8時までの利用可能となっておりますが、まずは市の窓口の開庁時間と各病院の開院時間内での利用から始めていきたいと考えております。個人のタブレットでの遠隔手話通訳サービスの利用につきましては、個人とサービス提供会社との契約が必要になってくると考えております。また、ICTの活用が苦手な方への対応につきましては、今回のこの利用に関しましては1月ごろ、中旬以降に説明会を開催する予定はしておりますが、それが不十分で、そういった活用がわからないという方につきましては、障がい福祉課窓口のほうで使用方法等について個別に説明をしていきたいと考えております。

◎仲里タカ子君

続いて、聴覚障害者支援についてですが、当事者や意思疎通支援者を含む運営委員会の設置について、宮古島市障がい者等意思疎通支援事業実施要綱に盛り込んで、この運営委員会をしていただくことができないかどうかお伺いします。

◎福祉部長（下地律子君）

運営委員会の設置につきましては、聾の方々との意見交換会の開催要望の状況を踏まえ検討することとしております。意見交換会は、聾の方々からの開催要望があれば、その都度意思疎通支援者も交え開催する予定でございます。

◎仲里タカ子君

意見交換会で聾の方々の意見を拾い上げる、これもとても大事だと思うんですけども、ともに生きる、共生社会の実現のための合理的配慮、これはもう政策として上がってきています。宮古島市障がい者等意思疎通支援事業実施要綱にもですね、この合理的配慮に基づく当事者の聞く場をですね、要綱の中に盛り

込むことはとても大事だと思っております。さらにご検討をお願いいたします。

続いて、ひとり親支援の事業についてお伺いします。母子、父子などひとり親で子育てをする家庭の自立支援事業、モデル事業についての取り組みについては、これまでもお伺いしてまいりました。現時点でのひとり親の世帯数、これまでの調査やアンケートを踏まえて、事業実施に向けての現状や課題についてお伺いいたします。

◎福祉部長（下地律子君）

ひとり親支援事業についての現状と課題ということでございます。まず、市の現時点でのひとり親の世帯数についてでございます。本市におけるひとり親の世帯数について、11月時点の児童扶養手当受給世帯でお答えしたいと思います。母子世帯が818件、父子世帯が105件となっております。

また、今回平成30年度にアンケートを実施した結果でございますが、アンケートの結果がいろいろあるんですが、まずひとり親になった前後で特に困ったことについてというアンケートの結果につきましては、一番回答が多かった順で、母子家庭では家計、次に子育て、教育、仕事、住宅、自分の健康、借入金、ローンとなっております。父子家庭につきましては、家計、子育て、教育、仕事、借入金、ローン、自分の健康となっております。ひとり親家庭生活支援モデル事業を宮古島市で実施した場合、利用したいかというアンケートにつきましては、利用は考えていないが35%、今すぐにも利用したいが13%、今は特に必要がないが過去に利用したかったが18%となっております。今すぐにも利用したいと答えた方の理由は、学習支援などの子育て支援が受けられるためや住宅に困窮しているためとなっております。また、利用は考えていないと答えた方の理由は、他人に干渉されることを望まない、住宅に困っていないなどとなっております。以上、アンケートの結果から、全体の13%程度の方がひとり親家庭生活支援モデル事業を利用したいという回答があったことから、当該事業に対するニーズを把握することができたところでございます。ひとり親家庭支援、生活支援モデル事業の実施に向けての現状と課題ということで、当該事業の一つである住宅支援につきましては、現在の本市の賃貸住宅事情からすると大変厳しい状況となっております。

◎仲里タカ子君

母子世帯818件、父子世帯105件、そして困っていることが学習支援や子育てや、借入金や健康や、やっぱりこれ子供の貧困は、親の貧困だということは、もうこれはみんな言われています。このような状況の中で、やっぱりひとり親がこれだけいて、そしてニーズもある。宮古島市でもぜひこのモデル事業を実施してもらいたい。先ごろうるま市で行われているマザーズスクエアうるはしを視察いたしました。ここで団体が委託を受けているんですが、子育て中の定職もないひとり親世帯を団体が借り入れたアパートで生活できるようにその場所の提供、就職活動、子供の保育支援、さらに定職につけるためのスキルアップ講座を総合的に支援して、コーディネーターの方が自立した生活ができるように家計簿の記帳についても相談を受けて、相談者が自立するまで伴走すると、非常に手厚い支援を行っています。生活が安定した後も見守りつつ、スキルアップのお手伝いするというものですから、もしこれが本当にサイクルよく回っていくと自立したひとり親支援にとっても資するものと考えます。私たちが訪ねたときは、ちょうどこの支援を受けられていた相談者が、ある程度たって生活にちょっと余裕が出てきたために冷蔵庫や電子レンジなどの電化製品を自分の力で購入したと、これまで借りていたものはもうお返しするという話なんですけどという、本当にうれしそうにお話をしてくださいました。総合支援というところがみそだと思えます。ぜひ

とも家計支援も含むひとり親支援のモデル事業、国からの補助金もあるようですから、ぜひとも宮古島市でも実現してもらいたい。住宅がなかなか事情が難しいというさまざまな課題もあると思いますが、一歩でも二歩でも前進させていただきたいと要望して、この質問を終わりたいと思います。

続いて、フードバンク事業が立ち上がったそうです。この取り組み内容をお伺いします。

◎福祉部長（下地律子君）

宮古島市社会福祉協議会がことし10月1日からフードバンク事業「んまんま」を実施しております。その事業の利用状況についてお答えいたします。

社会福祉協議会へ確認したところ、本事業は地域の方から食料の寄附を受け、生活が困窮している方へ提供することを目的に実施されており、その利用状況については11月末時点で寄附をした団体、個人の件数が22件、寄附内容は食品が202個、お米券が16キロ分で、提供した件数は生活困窮者や生活保護を受給するまでのつなぎなどで17件ということでございました。本市は、これまで「んまんま」の事業内容について市の広報誌への掲載やラジオでの宣伝などを行ってきましたが、今後も市のホームページや行政チャンネルなどで紹介を行い、社会福祉協議会と連携していきたいと考えております。

◎仲里タカ子君

このフードバンク事業で助かる困窮者が本当に多くおられることと思います。ぜひともこの事業が末永く続いていくように宮古島市でも支援をしていただきたいと思います。

続いて、教育行政についてお伺いいたします。クーラーの設置について質問通告しましたが、クーラーについては先ごろ狩俣政作議員への答弁がありました。来年からは、幼小中学校全ての教室でクーラーが稼動するというふうにお聞きしているところです。佐良浜幼稚園だけはクーラーの設置がないということですが、この理由と設置についてお伺いいたします。

◎教育部長（下地信男君）

佐良浜幼稚園のクーラー設置につきましては、今回の国の特例交付金の事業のもう既にその前に保育室と遊具室にクーラーが設置されておりますので、今回の特例交付金での設置対象にはなりませんので、設置はされておられません。既にクーラーがあるということです。保育室と遊具室にはクーラーが設置されております。

◎仲里タカ子君

私、佐良浜幼稚園をこの間見に行ったんです。佐良浜幼稚園は、昔2クラスありました。だから、こっち側は舞台がある。今預かり保育している。ここにはクーラーがあるそうですが、今21名かな、20名くらいの園児を預かっている。右側の午前中保育されている場所にはクーラーの設置がない。なぜ自分のところだけにクーラーが設置されないのだろうと先生が不思議な顔をしておられました。先々週ぐらいの話だと思いますが、設置がされたんですか。もう一度お伺いします。

◎教育部長（下地信男君）

佐良浜幼稚園のクーラー設置については、保育室と遊具室には、以前は保育室と遊具室で保育をしていたということがあって、これはまた別の予算で取りつけたということです。ご指摘のとおり、今事務室の隣の保育室にはつけられていないというのは理解しています。ただ、今回の特例交付金には、既に保育室と遊具室にクーラーがあるので、対象にならないということです。今回は、特例事業で設置はしてござ

せん。

◎仲里タカ子君

ちょっとびっくりしました。クーラーの設置のない部屋で子供たちは保育が行われています。時間もないので、もうほか飛ばして佐良浜小学校跡地の利用と佐良浜幼稚園について伺うという質問をさせていただきますが、私が見ると、結の橋学園を統合して新しくつくった。ですよね。それで、佐良浜小学校は廃校になっています。行ったときは子供たち遊んでいましたけれども、その敷地内に幼稚園だけが取り残されている。幼稚園だけが道路向こうにぽつんとあるんですね。教育委員会は、佐良浜幼稚園のことを忘れていませんかと私が思ったので、それでどうしてクーラーもつけずに放置してあるかというふうにお伺いしました。私は、あの幼稚園を今後どうするのかということも含めて今の幼稚園の体制を本当にいいと思っているかどうか、じゃ再度質問いたします。

◎教育長（宮國 博君）

仲里タカ子議員、忘れてるなんて、そういう話をごさいます。それは、ちょっと言葉をお互いですね、質問する側も答弁する側もきちっと市民に理解できるようなですね、そういう形でこの議場では、話をしていかなきゃならないと思っているところがございます。ですから、仲里タカ子議員がおっしゃるようになりますね、向こうにあるからといって、それを忘れてるわけじゃないんですよ。何度も議会のほうで答弁しているとおり、いわゆるこども園への移行を宮古島市は進めているわけです。ですから、佐良浜幼稚園、あるいは伊良部の幼稚園をあの地域でどのような形で幼児教育をしていくかと。いわゆる保育を、幼稚園、小学校、中学校という、こう流れを今からつくっていくわけなんです。だから、今のところ佐良浜幼稚園がああいう状態にありますけれども、決して忘れてるということではございませんので、その辺は強く申し上げておきたいと思えます。

◎教育部長（下地信男君）

クーラーについては、質問が今回なぜ設置しなかったかということでお答えしています。以前は保育室と遊具室で子供たちを保育していたというのがあって、そこにクーラーをつけました。今、今度別の事務所の前に保育室移動しているので、そこはクーラーを移動するなりの措置をしていこうと今協議をしているところです。

◎仲里タカ子君

ちょっとごめんなさい、忘れていませんかと言ったので怒られてしまっていますけれども、佐良浜幼稚園はですね、例えばこども園への移行する予定だということはわかっているんですけども、今道路の向こう側に先生がお一人で園児を見えています。本当に不審者が来たらどうしようと危ない状況だそうですし、環境的にはとてもいいんです。でも、お隣の佐良浜小学校、廃校になってもう草木がどんどん伸びてきております。全く管理がされていない状況ですから、幼稚園がこども園にいつ移行されるかちょっとわかりません。二、三年かもしれませんが、ぜひともちゃんと目を向けていただいて、幼稚園がきちんと運営されるように配慮をお願いして、それでは、ほかにもたくさん質問がありましたが、先に回すことにして、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで仲里タカ子君の質問は終了しました。

◎平良敏夫君

自民党、平良敏夫です。よろしくお願ひします。

初めに、去る10月31日未明に首里城で火災が発生し、正殿、南殿、また多くの施設が焼失してしまいました。沖縄の宝、世界遺産の首里城が焼失してしまったことに沖縄県民は大きなショックを受け、悲しみに暮れています。が、沖縄県民はもとより、日本国民のみならず世界中から再建の声が上がり、多くの寄附も寄せられていると聞いております。首里城が、国と県が全面協力して一日も早い復旧、復興ができますことを祈願いたしまして、一般質問を行ってまいりたいと思ひます。

まず、市政運営についてですけど、宮古島市施設の防火体制にということで質問してはいますが、この質問はですね、防火体制ですから、ただ施設がですね、5カ所の施設になっているわけですから、一括でその5カ所の分を質問させてほしいんですけど、よろしいですか。

◎議長（佐久本洋介君）

質問方式は、一問一答ですから、これまとめてということとはできません。

◎平良敏夫君

わかりました。じゃ、市の施設の防火体制なんですけど、まず宮古島市クリーンセンターの防火体制、説明よろしくお願ひします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

宮古島市クリーンセンターの防火体制についてお答えいたします。

クリーンセンターにおきましては、環境衛生課のほうで防火管理者を1名選任してございます。それから、消火器具、屋内の消火栓設備、ごみピットの消火設備、自動火災報知設備、それから防煙の制御設備、誘導灯、それから誘導標識、非常電源、これらの設備を定期的に点検いたしまして、消防のほうにも毎年報告しております。また、リサイクルセンター内の破砕物の搬送コンベヤーにつきましては、これ特別に火災が発生する危険性が高いものですから、といいますのはリチウムイオン電池等の混入による発火が起きる可能性がありますので、こちらにつきましては消火散水設備が特別に設置をされております。また、焼却施設、それからリサイクルセンター工場棟においても運転管理業務を委託しておりますので、それぞれの業務受託者において防火管理、連絡体制が整備されております。焼却施設につきましては、管理者がこれはもう常々、常時管理体制を行っておりますので、人のいないときに火災が起きるという可能性は少ないものと考えております。

◎平良敏夫君

宮古島市クリーンセンターは、もともと火を扱うところですからね、何かしっかりした防火体制やっているよという説明でありましたけど、例えば消火訓練とかは行われているんですか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

消火訓練については、今のところ行われておりません。また、宮古島市クリーンセンター全体で警備員を常駐させておりますので、監視体制のほうはしっかり監視をしていただいているというふうに感じております。

◎平良敏夫君

消火訓練もやるべきじゃないかなと私は思っているし、それに首里城の問題がちゃんと警備員がいなが

らの状態だったものですからね、警備員に全てを頼っても、全てを頼っているわけじゃないと思うんですけどね、そういうこともちょっと考えてほしいと思っております。

次に行きます。次に、宮古島市未来創造センターの防火体制です。よろしくお願ひします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

宮古島市未来創造センターでは、防火管理者を指定し、館の防火体制について消防法に基づく防火管理計画を作成し、宮古島市消防本部に届け出をしてあります。現在のところ防火訓練は実施しておりませんが、消防職員立ち会いで行う防火設備確認検査では宮古島市未来創造センター職員も一緒に確認をしております。また、消火栓の取り扱いについては、実際に放水や設備の使い方などについて指導を受けており、今後も専門家による防火設備定期検査が行われる日程に合わせて防火訓練を実施することで、職員の防火意識の向上に努めてまいります。

◎平良敏夫君

次に、J T A ドーム宮古島の防火体制です。よろしくお願ひします。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

J T A ドーム宮古島の防火体制についてお答えします。

J T A ドーム宮古島の消火設備は、屋内消火栓を初め、各所に消火器が設置されております。消火設備の整備に関しては、消防法の基準をもとに消防本部と協議し、設置しました。また、防火訓練に関しましては、毎年5月と11月に消火通報避難訓練を予定しているところでございます。

◎平良敏夫君

次に、宮古島市総合博物館の防火体制についてよろしくお願ひします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

宮古島市総合博物館の防火体制についてお答えいたします。

宮古島市総合博物館では、防火管理者を指定し、館の防火体制について消防法に基づく消防計画を作成し、宮古島市消防本部に届け出を行うとともに、定期的に館内の防火訓練を実施し、消火栓の取り扱いや消火器の取り扱い等の周知を図りながら、博物館職員の防火意識の向上に努めているところでございます。

◎平良敏夫君

次に、新庁舎の防火体制について。今からだと思うんですけど、予定とか等についてよろしくお願ひします。

◎総務部長（宮国高宣君）

新庁舎の防火体制についてでございます。新庁舎においても、現在の平良庁舎の防火体制同様、消防計画に基づき市長を防火管理権限者とし、防火管理者、室内管理者及び火気取締責任者を配置していきます。また、火災が発生した場合における防火管理体制を確立するため、本部隊及び各階の地区隊で構成する自衛消防隊を設置しています。消防訓練については、消火、通報、避難及び避難誘導訓練を現在1年に1回行っております。先月、11月22日に本年度の消防訓練を行ったところでございます。新庁舎においても同様な防火体制で臨んでいく予定でございます。

◎振興開発プロジェクト局長（大嶺弘明君）

新総合庁舎に係る防火設備についてお答えいたします。

総合庁舎の消火設備は、消防法にのっとり計画を行いまして、本市消防本部と協議の上、整備を行っております。整備内容としましては、庁舎敷地内に屋外消火栓4台を設置するとともに、庁舎内各階に屋内消火栓20台及び消火器73台を設置し、万全な防火体制を整えてまいります。

◎平良敏夫君

どうもありがとうございました。答弁聞いていると、しっかりした防火体制ができているという話でありますけど、ちょっとその中に消火訓練というんですか、防災訓練、そういうことが入っていないと思うので、消火ポンプとかでも実際に作動させているとかわかんないんですけどね、そこまで絶対やるべきだと思っております。

首里城がまさかの火災を起こし、焼失してしまいました。火災の原因はまだ特定されていないようですが、あのように大炎上したことには、初期消火に不手際があったようにしか思えません。火災検知がおくれたり、設置されている消火ポンプが使えなかったり、消防車が近づけなかったりと、幾つもの不手際があってあのような大炎上になったのではないかと。人間の気の緩みもあったのかもしれない。國仲昌二議員の好きなハインリッヒの法則、すなわち、1つの重大な事故の背景には29の軽微な事故があり、その背景には300以上が存在するという法則ですけど、自然災害もヒューマンエラーによる人的災害もいつやってくるかわかりません。そのため、常日ごろから備えていなければならない。

その観点から、次の質問です。市施設の防火対策ガイドラインはありますかということですけど、市の防火対策としての基本的な方針、消火訓練だったり初期消火の対策だったりですけど、答弁よろしく願いしたいと思います。

◎総務部長（宮国高宣君）

市施設の防火対策ガイドラインについてでございます。市全体の施設を網羅するガイドラインはありませんが、施設ごとに防火管理者を置き、消防計画を作成することとなっております。これまで各施設ごとの各部長が答弁したとおり、定期点検とか、そういった形をですね、網羅しながら、各施設ごとに計画に基づいて消防訓練に当たっていくもんだと思っております。

◎平良敏夫君

そういう防火対策ガイドラインというのは市では作成していないというんですけど、今の状況で全然対応できるよという考えでよろしいですか。今の施設の対策で。

◎総務部長（宮国高宣君）

市全体のですね、防火対策のガイドラインについて今後の取り扱いの件ですけど、これにつきまして今平良敏夫議員質問がございましたので、今後ですね、防火管理者等々ですね、説明会持ちまして、またほかの市町村の事例も研究しながら、ガイドラインを作成するかどうかについては今後の課題としていきたいと思っております。

◎平良敏夫君

火災は、まさかと思えるようなところで起きることが多いですから、やっぱり常日ごろからしっかりと対策しておかないといけないかなと思っておりますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

次に移ります。景観計画改定についてでありますけど、なぜ今改定するのか、それと現状の課題は何かですけどね、去る10月11日の地元紙に宮古島市からの景観計画の改定についての諮問を受け、市景観専門

部会が発足したとの報道がありました。そこで、なぜ今景観計画の改定に乗り出したのか、また現状の景観計画の課題は何か、答弁よろしくをお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

本市景観計画は、平成22年度に策定され、10年をめぐりに良好な景観を次の代へ継承することを目的に策定されております。ことしは、計画策定から10年を迎え、見直しの時期に来ていることから、改定作業に着手しております。改定業務を行う中で、現在抽出された課題は、近年の届け出件数の増加や、用途地域と無指定地域の基準の格差というふうに捉えております。よって、課題解決に向け、新たなゾーニングの検討を行っております。

◎平良敏夫君

どうもありがとうございます。景観条例改定は私も大賛成でありまして、しっかりと進めていってほしいと思っております。

それで、景観計画改定の流れとして、タイムスケジュールですか、そういうことをちょっと教えてください。

◎建設部長（下地康教君）

景観計画改定の流れをお答えいたします。

今年度は、現行計画における課題の抽出を行い、ゾーン別景観形成方針及び基準の見直しの検討を行います。令和2年度は、景観形成方針と基準の細部の見直しを行い、計画の改定、ガイドラインの更新、条例の改正案を策定する予定でございます。その後、令和3年度に条例案を議会へ提案し、議会承認を得た後、半年程度周知期間を設けた上で、景観計画が施行される予定でございます。

◎平良敏夫君

次に、将来の宮古島市の景観についての展望はということですが、この景観計画の改定の内容によってこれからの宮古島市は大きく変わることになります。ということで、市は宮古島市をどのような景観にしたいのか、将来像をどう描いているのか、答弁よろしくをお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

将来の宮古島市の景観ということですが、宮古島独自の自然、歴史、文化を継承しながら、宮古島の風土を大切に、地域住民と力を合わせ、宮古島の良好な景観づくりを進めていくというふうに考えています。

◎平良敏夫君

宮古島市の自然、歴史、文化を大切にしながら、風土を大切にすると、そういうことですね。すばらしいです。市景観専門部会の審議後、答申されて改定がほぼ決まるわけで、宮古島市の景観の将来が、部会の面々に委ねられていることにはなりますが、部会のメンバーは誰がどのようにして決めるのか教えられますか。

◎議長（佐久本洋介君）

通告外です。

◎平良敏夫君

通告していなかったっけ、私。

(「後で資料をもらえばいいんじゃない」の声あり)

◎平良敏夫君

では、後で資料をもらいたいと思います。

次に、伊良部大橋橋詰広場についてはありますけど、これ後に回したいと思います。時間があればですけど。

次に、自動車誤発進防止装置の補助についてということで、宮古島市における高齢者による誤発進事故の現状ということですけど、答弁よろしくをお願いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

高齢者の誤発進事故の現状について宮古島警察署に確認を行いましたけれども、現時点では高齢者の誤発進事故に特化した集計は行っていないということでもありますので、統計資料の中で65歳以上の交通事故の発生件数でお答えをしたいと思います。

宮古島管内における65歳以上の交通事故発生件数は、平成30年度で24件となっております、交通事故発生件数全体の137件の17.5%が65歳以上の高齢者の事故というふうになっております。

◎平良敏夫君

高齢者ドライバーに誤発進防止装置の補助はできないかという質問でありますけど、10月22日の地元新聞に、高齢者による自動車の重大事故が全国で相次いでいることを受け、石垣市は今月末から車の誤発進を未然に防ぐ抑制装置の設置促進のための費用の9割を補助する。装置本体価格は3万円で、取り付け費用を含めると8万円となっております。財源は、ふるさと納税を活用して400万円を予算化するとあります。宮古島市でもこのような取り組みはできないか、検討できないか、質問ですけど、よろしくをお願いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

平良敏夫議員から今ありましたとおり、石垣市で踏み間違い、誤発進を防ぐための安全運転支援装置の取り付けを補助をしているということでございます。ただ、この支援装置の取り付けにつきましては、自動車整備士が定められた講習を受ける必要があるということですので、これが今課題というふうになっているようでございます。宮古島市におきましても、高齢者運転の事故発生状況を把握しながら、今後、石垣市、あるいは東京都でもこういう事業がスタートしているようですので、こういうほかの市町村の動向も確認しながら検討していきたいというふうに考えております。

◎平良敏夫君

自動車整備士が講習ですか、新たに講習を受けないとできないという、何かそういう決まりがあるんですか。例えばこの装置を取りつけること自体が難しいよという話ですか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

この事業につきまして、石垣市のほうに確認をしました。申し込みのほうはかなり多くなっているということですが、この装置を取りつけるには資格といいますか、整備士が講習を受ける必要があるということですので、これは島外のほうで講習を受けるという形になっているようですね、これ事業者の負担になりますので、その辺が今ちょっと課題になっているということで、この辺の課題をどうするかということで今検討しているということをお伺いしております。これが資格としたものなのかということは確認はしていませんけども、取りつけるには一定の講習といいますか、それを受講する必要があるということ

で伺っております。

◎平良敏夫君

石垣市でやることに決まっているんですけど、基本的にはその整備費の課題があるもんだから、どういう状況、今やっていないということかな。始まっているんですか。課題ということで、やっぱりその課題があってどうなのかということをお答えしていただければ。石垣市は今どうしているかということ。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

これ石垣市に確認をした中でお答えしたいと思います。

この制度のスタート後に、問い合わせも含めまして100件から150件程度の応募があったということでございますが、今紹介しましたとおり島外で整備士が講習を受けてくる必要があるということで、石垣市のほうでその費用を負担をしていない、事業者が自分で負担をするということになっているため、現時点ではまだ一台も取り付けられていないということをお伺いしております。

◎平良敏夫君

その制度を受けたいという方が100台から150台、車があるということですね、やっぱりみんな関心高いんですね、基本的にはね。だから、どこかでハードルがあるというんだとしたら、それはやっぱり解決していかないとけないという状況じゃないかなと思うんですけど、整備士の国の検定とか、そういうことではなくて、取りつける技術、そういうことだろうと思いますので、わざわざ島外に行ってそれをやるということ自体がちょっと私としては考えられないんですけどね。もしやるとしたら、整備士を集めてですね、1回の講習で、多分これ私感覚としては二、三時間もあればできる講習じゃないかなと思っておりますので、ご検討ください。

県警交通企画課によると、沖縄県は65歳以上の高齢者による事故の割合が、さっきもあつたんですけど、20%弱となっています。過去10年間の人身事故の総件数は減少しているんですけど、高齢者による事故が7,483件から8,378件と、1割以上増加しています。また、宮古島市の70歳以上の高齢者ドライバー率は15%と、沖縄本島の8%のほぼ2倍に当たっております。高齢者ドライバーによる重大事故が起きる確率が宮古島市は高いということになっております。高齢者のブレーキ踏み間違いによる重大事故が起こってからでは本当に遅いです。未然に防止することを考えると、こういう状況下の中では、この取り組みはやるべきものだと考えておりますので、それに予算400万円ですから、そこら辺から始めてもいいんじゃないかなと思うんですけど、ぜひご検討してほしいと思っております。よろしく申し上げます。

関連質問でちょっと、答えられる範囲でいいんですけど、高齢者ドライバーが運転免許証を自主返納した場合、市からの特典ってありますか。

◎議長（佐久本洋介君）

ただいまの質問は通告外です。

◎平良敏夫君

わかりました。

次に、下水道行政についてであります。下水道施設を利用できる世帯は何世帯で、そのうち何割が実際に利用しているかですね、下水道の普及率というんですかね、下水道の普及率といったら全体に対するものかなと、全体の戸数に対するものだとも思うんですけど、例えば下水管が敷設されている場所での使う

ことができる人の、使うことができる人に対して何割が実際使っているかということですが、よろしくをお願いします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

下水道普及率についてお答えします。

全体面積が839ヘクタール、そのうちの認可面積が441ヘクタールとなっております、整備済みの面積が184ヘクタール、これは整備率は41.7%となります。下水道の普及率となりますけど、世帯数でいきますと平成30年度現在で処理可能世帯戸数は3,970世帯、接続世帯戸数は3,046世帯となっており、接続率は76.7%で、約8割の世帯が利用しているということになっております。

◎平良敏夫君

今上下水道部長の説明を聞いていると、普及率はいいじゃないですかという話になっています。

それで次に、下水道の普及が何で伸びないのか、原因は何かという質問をしてあるんですけど、ちょっとこの質問に答えられますか。伸びているよと言ってもいいですよ。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

先ほどの普及率の話なんですけども、これは計画された面積のうち認可された面積の中の話となっておりますので、その中からすれば接続率は上がるということになります。これ宮古島市全体的話ではありませんので、大体市街地地区の話ですから、そういうことを踏まえて普及率が伸びないという理由について、下水道のそもそもの接続の意義については皆さん理解はしていただいているんですけども、下水道接続工事費や下水道使用料の補充負担が大きな障害となっており、高齢者等の世帯においても下水道普及率は低い状態となっております。

◎平良敏夫君

そういう質問をしたというのは新聞報道がきっかけでありまして、12月10日の新聞に、ニーズは増加の一途で、厳しさが募る下水道事業ということで、ニーズがどんどんふえていって、アパートだったり、ホテルだったりですね、そういうことがある一面ですね、一面に、11月28日の新聞には「下水道進まぬ高齢地区」ということで書いてあるわけですよ。ちょっと読んでいきます。「宮古島市の下水道事情は、アパート等、ホテル等の建設ラッシュによって年々増加の一途をたどっていて、その需要に対応するため、現在市浄化センターに2基設置されている下水の最終処理場を新たにもう一基建設しています」、一方11月28日の新聞には、「地下水水質向上のハードルが高い市街地、下水道進まぬ高齢地区、引き込み負担がネックとなっている」との記事がありました。「地下水調査によると、窒素濃度は農業地域においては低下傾向にあるが、一方市街地の個人住宅地域によってはほとんど進捗が見られない地域があり、多くは高齢者が集中している地域となっております。これらの高齢者は、下水道事業の意義については一定の理解は示してきているものの、引き込みに伴う個人負担がネックとなっていて、普及の大きな障害になっている」としています。さっき上下水道部長の説明にもありましたけど、そのとおりですね。

それで、質問ですけど、宮古島市で高齢者家庭及び低所得者家庭に引き込みに対しての補助、助成、そういうのはあるかということですけど。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

高齢者及び低所得者に助成ができないかということですけども、高齢者、低所得者のみではなく、下水

道の接続費用の助成への市の取り組みとしてお答えさせていただきます。

現在本市では、下水道接続促進を図るため、下水道接続促進に係る補助金交付要綱の策定に取り組んでいるところです。その内容としましては、公共下水道への接続を行おうとする補助対象者に対し、合併処理浄化槽を設置している建物については、補助対象工事費が5万円以上の場合は5万円、補助対象工事費が5万円未満の場合は当該工事費の額と。また、単独処理浄化槽またはくみ取り式便所を設置している建物については、補助対象工事費が10万円以上の場合は10万円、補助対象工事費が10万円未満の場合は当該工事費の額としての助成を行う要綱案で、早期に成案となるよう関係部署との調整を図ってまいりたいと考えております。

◎平良敏夫君

補助対象者ってどの方ですか。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

下水道に接続をしようとする方です。それを申請者と。

◎平良敏夫君

申請すれば誰でも補助を受けられるということですか。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

公共下水道認可区域に対しての申請があれば受けられることになります。

◎平良敏夫君

私もですね、十何年前かな、下水道を引いたんですけど、あのとき高額だなという思いがあって、30万円近くかかった覚えがあります。だから、今の事情があるんだったらすごくいいことでありますので。私が言いたいのは、さっき言ったようにやっぱりですね、水質というのは、くみ取りだったら浸透するものによって汚れるわけですから、地下水保全のためにもですね、その補助というのはいい制度だと思っておりますので、早急に進めてほしいと思います。

◎議長（佐久本洋介君）

平良敏夫君の質問中ですけど、午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時半から再開します。
休憩します。

（休憩＝午前11時55分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

まず、平良敏夫君の質問の発言を許します。

◎平良敏夫君

それでは次に、下水道は終わりました、道路行政についてということで、西里通りの整備予定状況はということですけど、西里大通り商店街振興組合が11月に西里通りの課題解決へ向けて早期の下水道整備などを市に要請しています。課題としては、下水道処理と悪臭の問題、電柱地中化、スズメ対策等を挙げていて、同組合が下地敏彦市長を表敬訪問した際には、西里通りの整備に前向きな姿勢を示したと新聞報道がありました。市は、西里通りの整備をどのように考えているのか、答弁よろしくをお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

西里通りのご質問にお答えいたします。

宮古島市の道路網の再編を目的に、平成25年度に宮古圏域道路網の道路移管計画に関する覚書を県と市で交わしております。その中において、西里通りは令和2年度に市道への移管を予定しております。移管後は、西里大通り商店街振興組合から要請のあった現行幅でのアーケード設置、無電柱化等に向け、関係機関と調整をして事業化を進めていきたいというふうに考えております。

◎平良敏夫君

西里通りの西里大通り商店街振興組合からの要請としては、アーケードの設置はやらなかったということがあったんですけど、市としてはアーケードの設置も進めていく予定ですか。

◎建設部長（下地康教君）

西里通りの整備につきましては、以前拡幅等々のその話があったりしました。しかしながら、県のほうは、拡幅工事はしないというふうに決定してありました。それで、先ほど申し上げましたように、令和2年度に市に管理が移管される計画でございますので、アーケード整備も含めて西里大通り商店街振興組合の方々とお話し合いをしながら事業化を進めていきたいというふうに考えております。

◎平良敏夫君

西里通りの課題は、鳥害だけの問題でなくて、今や観光客でにぎわっていて、ショッピングしたり飲食したりしていて、市街地で唯一の観光客でにぎわっている道路となっています。西里通りが宮古島の玄関口になっていて、西里通りの評価が宮古島市街地の評価になってしまいますので、この問題は宮古島市全体の問題と捉えなければならないと思います。特に悪臭の問題は宮古島市のイメージを悪くしている。早急に下水道整備を進めるべきだと思います。答弁できますか。思いますけど、早急にとということで、下水道からでも。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

西里通り下水道整備については、平成24年度に実施設計は完了しております。その中で、西里大通り商店街振興組合から下水道整備の要請等があれば、早急に取り組みをしていきたいと考えております。

◎平良敏夫君

上下水道部長、私さっき読み上げているんですけど、あの通り会、振興組合ですか、そこからは要請あったようなんです。要請なかったですか。まだなの。

（「まだです」の声あり）

◎平良敏夫君

まだだそうです。済みません。西里通りで一番の問題はやっぱりにおいだと思うんです。においは、何度も言っているけど、一番嫌な思いをさせるんだよね、人にね。ほかののは許せても、においだけはちょっと許せないという、そういう状況ありますので、ぜひ早急に進めてほしいと思っております。また濱元雅浩議員、早目に要請よろしくお願ひします。

次に、市の植栽ます管理についてですけど、どのように管理されているのか、答弁よろしくお願ひします。

◎建設部長（下地康教君）

市道の植栽ますに関しましては、建設部道路建設課が管理をしております。

◎平良敏夫君

建設部長、余り簡単過ぎないか。どのようにというのは、例えば年に何回とか剪定しているとか、そういうことを聞きたいんですけど。

◎建設部長（下地康教君）

道路管理に関するご質問にお答えいたします。

市道は、1,475本、総延長999キロメートルを道路建設課で管理をしております。そのうち32路線は、一括交付金を活用して巡回清掃を行っております。ほかにシルバー人材センターで4路線、福祉事業者で3路線、城辺地区地域づくり協議会で6路線、下地地区地域づくり協議会で2路線、上野地区地域づくり協議会で2路線、伊良部地域づくり協会が1路線をそれぞれ管理をさせていただいております。それで、市民が安全、安心な通行ができるよう、主に幹線道路、通学道路、観光道路を優先に清掃作業を実施しているところでございます。

◎平良敏夫君

市民が安全をというか、やっぱり剪定しないと危ないからね。見通しができなかつたりしてですね。そういうことだと思うんですけど、現在の回数で足りていると思いますか。

◎建設部長（下地康教君）

現在ですね、管理はシルバー人材センターと福祉事業者、それぞれ地域づくり、管理をさせていただいておりますけれども、基本的に予算上の問題もありまして、おおむね年に4回程度の清掃を行っております。

◎平良敏夫君

年に4回、ちょっと多いのか少ないのかわからないんですけど、ただこれ私質問しているのは、市民から、植栽ます之余りにも伸び放題で、もちろん見通しが悪いと。その伸び放題のままにしておくと、管理していないとやっぱりね、そこにごみ捨てたり、空き缶捨てたり、そういう状況もありますので、できれば早めにやってほしいと思うんですけど、予算がないというんですから、ちょっと後で予算のことについては話したいと思います。

次に、市道路の清掃についてということですけど、同じように年何回大体清掃しているかということをご答弁よろしくをお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

市道の清掃、管理につきましては、先ほど申し上げましたように、おおむね年に4回程度のサイクルで清掃をしております。

◎平良敏夫君

市の道路と一緒に、植栽ますも一緒にやっているということでもあります。

財源について話したいと思います。せっかくの青い海や白い砂浜を求めてやってくる観光客も、路肩にごみがたまった道路や荒れ放題の植栽ますを見ると興ざめしてしまいます。せっかく来てくれる観光客のもてなしのためにも、清潔な道路の景観は整備しないといけない。予算がつかれないというのであれば、観光入島税を徴収して充てればいいと私は思います。何度も入島特別税の要望はしていますが、市は重い腰を上げようとしません。今定例会でも栗国恒広議員が質問していますが、3月には私も再度取り上げて

みたいと思いますので。どういうことかという、県内宿泊税は県の施設関連以外にも使えるのかとか、よく見えなく、それとも一つ、一括交付金のように市町村に配分されるのか。その場合、宮古島市には幾ら配分されるのか。答弁はよろしいです。次の議会に回したいと思います。そういうことですので、ぜひよろしくをお願いします。

次、A-76号線工事の進捗状況についてであります。A-76号線の工事はいつ始まって、進捗状況はどうなっていて、いつ終わる予定ですか。

◎建設部長（下地康教君）

A-76号線のご質問にお答えいたします。

本路線は、宮古島市クリーンセンターから南へ平良土建前交差点に向かう路線でございます。延長が778メートル、幅員が10メートルの道路改良事業で、事業期間は平成26年度から令和2年度を予定しております。現在約580メートルが整備完了しており、進捗率は事業費ベースで84%となっております。

◎平良敏夫君

ありがとうございます。完了予定が令和2年度ということであります。

やっぱりちょっと危惧されるのは、用地買収がうまくいっていないという話もちよこちょこ聞くもんですから、その状況でもそういう道路工事というのはやっぱり用地買収が一番大きなウエートを占めるかなと思っておりますので、そういうまだ用地買収されていないというところはありますか。

◎建設部長（下地康教君）

用地買収に関しましては、一部用地の取得困難といえますか、交渉が成立されていない用地もございません。

◎平良敏夫君

しっかりと地権者と話を進めて、誠意ある態度でもって用地買収を済ませて、令和2年度には完成できることを本当に要望します。

去る9月定例会でも質問したんですけど、台風13号の影響で第一発電所の前の道路の砂利等が流れて、ひどい状態にあります。対応するようお願いすると、建設部長は「現在拡幅工事中のA-76号線で未舗装の部分があって、それが雨水によって流されているということは我々も認識している」と、「これに関しては、路盤が流出しないように乳剤舗装を実施して土砂を抑え込みたい」と答弁しています。しかし、二、三日前も確認したんですけど、全く何もされていませんでした。とりあえず応急処置で路面をならして乳剤舗装できますかということですけど、よろしくをお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

A-76号線に関して、大雨時にですね、石粉等が流されている状況から、近隣の住民の皆さん方にご不便をおかけしているところでございます。現在の状況を沖縄県に説明をし、補助金の増額を要望したところ、本年度ですね、1,000万円の増額が決定しております。したがって、年明けには石粉等の流出部分を含めて100メートルの改良工事の発注を行いたいというふうに考えております。

◎平良敏夫君

年明けということは、この1カ月以内ということですよ。やっぱり住民は本当に、これから工事するべきだからと言ってしていないでそのままにしているところ結構あるんだけど、やっぱりそ

ういうふうにはひどい状況なものですから、本当は乳剤で応急的に舗装するというのもやってほしいんですけど、そのほうはちょっと厳しいですか。

◎建設部長（下地康教君）

前回の定例会におきましては、乳剤で表面を落ちつかせたいという回答をしていたんですけども、今回は、県のほうから交付金の増額が認められましたので、早急に工事の発注に向けて頑張っ、今問題となっていると思いますが、その舗装が未舗装の部分をしっかりと工事を発注したいというふうに思っております。

◎平良敏夫君

本当によろしくお願ひします。また、A-76号線ができるということは、私らにとっては本当に、市長との約束ですし、市長ありがとうございます。後でまた横の道路も要望したいと思ひますので、これぐらひにします。

次に、富建前県道の冠水についてです。これも9月定例会で質問させていただいたんですけど、また再度質問させていただきます。富建前の道路は、台風または大雨のたびに1メートル冠水して、車も通れなくなります。交通量の多い場所ですから、急激に深くなっているのがわからず、車が水たまりに突っ込んでエンストする事態が多く見えます。この状態を見かねて、冠水するたびに近隣住民が自家用車を置いて通行どめをして、グレーチング詰まりの清掃を多くの住民でやっていますが、ずぶぬれになって一生懸命やっている姿を見ると頭が下がります。この場所が深く冠水する理由は、北市営住宅と北中学校側からと平良土建前から、そして第一発電所前道路4カ所の雨水が全てこの1カ所に集まることまです。それに対してグレーチングは非常に少なく水はけが間に合わないのに、草木や砂利等が流れてきてグレーチングを詰まらせる状態になり、水が幾らでもたまって、前回の台風13号のときには深いところでは人の丈ほどたまっていたとの話まです。近年、地球温暖化の影響で台風が強く、また多く発生するようになりましました。来年の5月からはまた台風シーズンになります。今工事を始めないと間に合いません。「この道路は県道まですので、宮古土木事務所と協議しながら適切に処理していきまたい」と建設部長は話ましましたけど、雨水が流れてくる道路は市道まですし、また宮古島市の住民が困っているわけでありますので、宮古島市も積極的にかかわって解決すべき問題だと思ひます。一刻も早い対策を要望ますけど、建設部長いかがまですか。

◎建設部長（下地康教君）

ご質問の道路は、沖縄県宮古土木事務所維持管理班が管理する道路まです。前回の定例会におきましても、平良敏夫議員ご指摘のとおりますね、県のほうと十分協議をしながら対応していきまたいというふうにお答えをしております。我々のほうとしても、その件に関しましては逐次県のほうとますね、宮古土木事務所の維持管理班のほうにもますね、そういうお話をしているところまです。それで、宮古土木事務所のほうとしては、そのグレーチングの詰まりを清掃して、その問題を解消したいというふうにお答えをしておりますので、基本的には構造的な全体の流れの問題もまです。そのあたりもやはり県としっかりと話をしていきまたいというふうにお考えをしております。

◎平良敏夫君

県の対応としては、グレーチングの掃除をやると、自分らが。何ていう消極的な。というのはね、じゃ台風のときに水が冠水しているときに、来て掃除してくださいよと言いたいところまです。ふだ

んから詰まっているわけじゃなくて、詰まっていたら近くの住民たちが一生懸命掃除してやっているところですので、さっきも言ったんですけど、構造的な問題と言っているから、ほかのところと違って冠水する原因がはっきりわかっているわけですから、今側溝のふたがされている、あれをグレーチングに幾つかかえるだけで相当変化あると思うんですけど、ぜひ強く推し進めてほしいと思います。また台風やってきます。ぜひよろしくをお願いします。

道路行政についての残り2つの質問は割愛します。

次に、市営住宅行政についてでありますけど、上原市営住宅建設計画についていつから始まる予定ですかということ。

◎建設部長（下地康教君）

上原市営住宅の建設といいますか、これ改修でございますけれども、計画についてお答えいたします。

まず、公営住宅整備事業は、公共投資交付金事業として上原市営住宅事業、荷川取市営住宅事業ともに1つの申請事業予算にて実施されるところでございます。現段階で国が仮に内示をしている、これ仮内示でございますけれども、内示をしている令和2年度交付予定金額は、両事業を同時に実施することが難しいものとなっております。つまりその2つの事業を同時に進めるというのは非常に厳しい状況でございます。したがって、上原市営住宅建てかえにつきましては再来年度以降に事業申請を続けていき、予算の確保ができ次第、初年度に基本設計、次の年度に実施設計、その次の年度から工事着手というふうな事業を進めていきたいというふうに考えております。

◎平良敏夫君

再来年度からということ、来年度からできるのかなと思っていたんですけど、どこに建設するかというのは、現在の建物を解体、撤去して、その跡につくるのか、それともまた住宅を残したまま別のところにつくるのかという、そういうことなんですけど、まだわからないですか。

◎建設部長（下地康教君）

基本的に、市営住宅を建てかえる場合は同じ敷地内で建てかえるというのが一つの基本的な考え方でございます。したがって、まず1棟目を崩す場合はその1棟目に住んでいらっしゃる方を一度アパートなりなんなりに移動していただいて、それができれば移ってもらうと、そういった順番でやっていきたいというふうに考えております。

◎平良敏夫君

構想として何階建てになる予定か。というのは、やっぱりバリアフリーね、新聞にも書いてあったんですけど、手すりだったりという話もあったんですけど、エレベーターはつくのか、そこら辺ちょっとよろしくをお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

基本的には、どういう施設を入れ込んでいくかというのは、基本設計のほうで検討していく形になると思います。

◎平良敏夫君

これからの基本設計によるという話ですけど、ぜひ私としてはやっぱりバリアフリーで、県はそのほうに進めているわけですから、高層ビルにしてエレベーターをつけると。今あそこはですね、本当に住民の

高齢化が進んでいて、4階に住んでいる人はもう、3階か、4階か、住んでいる方はなかなかおろることができないと、買い物もできないと。孫とか子供が来ないと買い物ができないと言っているのを何回か聞いたことがありますので、ぜひバリアフリー化を進めてほしいなと思っております。

次に、荷川取市営住宅の長寿命化計画についてですけど、いつからじゃなくて、どのような工事になるのかということだけ。説明できますか。いつからはいいです。

◎建設部長（下地康教君）

まず、荷川取市営住宅の改修事業につきましては今年度事業として予算要求をしておりましたが、実施可能な補助額が確保できず、今年度もちょっとその計画を断念した経緯がございますけれども、このことは市としまして、荷川取市営住宅改修工事を最優先的に考え、次年度に取り組んでいきたいというふうを考えております。

◎平良敏夫君

建設部長、長寿命化のそういう整備ということですね、どのような整備するのかということなんですけど。

◎建設部長（下地康教君）

基本的に長寿命化計画というのは今あるストック、つまり建物ですね、それをどういうふうにして改修をしながら、補修をしながらその寿命を延ばしていくかという考え方でございますので、基本的に建てかえてはございません。つまり補修、改修をしながら、そのストックの寿命を延ばしていくという考え方でございます。

◎平良敏夫君

そういう外面的な話じゃなくて、もちろん建てかえるわけじゃないということもわかっていますよ。例えば具体的に今、あそこはもしかしたら鉄筋が何か剥離しているのかな、コンクリートが、そういうところを整備したり、そこら辺はやるんだろうなと思うんですけど、もうちょっとほかにどういう整備をするのか具体的な話ってありますか。

◎建設部長（下地康教君）

改修事業の種類としましては、基本的には塗装です。塗装と剥離をしているところ、それを補修していくという形でございます。

◎平良敏夫君

次に、教育行政についてです。市総合体育館は、今屋根が壊れて、雨水がそのまま床に落ちている状況なんですけど、そういう中で屋根の工事始めると言っているけど、屋根の工事だけで済むのかな、あと床ってどうなっているんですかということを答弁よろしくお願いします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

総合体育館は、年間約4万5,000人と多くの市民等に利用されていることから、去る10月21日に一般社団法人宮古島市スポーツ協会、スポーツ協会加盟21競技団体から市長へ宮古島市国際スポーツ交流拠点施設、新総合体育館建設についての要請に加え、取り壊し期間までの総合体育館が利用できるよう、屋根の雨漏れ防止対策の修繕を行っていただきたい旨の要望もありました。また、トライアスロン関係者からも、同施設は毎年4月に開催されますトライアスロン宮古島大会の事務局、各専門部、大会当日の医療……

(「生涯学習部長、床は張りかえなくていいかということ
とを聞いているんです」の声あり)

◎生涯学習部長(下地 明君)

床については、今のところは予定をしておりません。

(「使えるんですか、そのまま」の声あり)

◎生涯学習部長(下地 明君)

床が膨らんでいる部分については、取り壊し時期までの間は立入禁止みたいな感じで利用していただきたいと思っております。

◎平良敏夫君

市長が本当に頑張って、新しい体育館をつくることになっているんですけど、完成までに多分4年とかかかると思うんだよね。その間どうするかということ。例えばいろいろ伊良部島使ったり、佐良浜使ったりするようなこと書いてあったんですけど、だましまし床も張りかえて使ってもいいんじゃないかと思うんですけどね。

次に行きます。もう3回ぐらいナスミバエのことに通告しながら一回も質問したことがないものですから、これを最後にさせていただきます。ナスミバエについてですけど、外来種のイノシシとインドクジャクによって食害等、生態系の乱れが今宮古島市で起きていて、その駆除に多くの予算を費やして取り組んでいるわけですけど、動物ばかりではありません。今定例会でも何回か質問されているサトウキビの害虫ツマジロクサヨトウも昔から宮古島にいたわけではなく、近年侵入してきた害虫です。数年前にはトウガラシやピーマン、ナス、トマトなどに寄生するナスミバエも生息が確認されています。それで、前回は質問しましたんですけど、それからの状況ということでナスミバエの分布状況、ふえていますかということ

◎農林水産部長(松原清光君)

宮古地区におけるナスミバエは、平成29年に初めて発生が確認され、島トウガラシ、ピーマン、トマトなどのナス科野菜の果肉を食害する被害が宮古島市全域において確認されております。発生状況は、家庭菜園の島トウガラシや野生のトマト類などに多く見られる状況があります。沖縄県病害虫技術センターが実施したミバエ類の寄生植物の一斉調査によりますと、ことしの6月の果実調査では市全域の103地点で調査した結果、78地点でナスミバエの寄生植物が確認されております。このことから、県の病害虫防除技術センターでは、ナスミバエの被害軽減、蔓延防止対策に協力を呼びかけているところです。

◎平良敏夫君

課題として、何か根絶できるような方法はありますか。というのは、1年ほど前にやったときに駆除するような薬ができていないという話あったんですよ。よろしくをお願いします。

◎農林水産部長(松原清光君)

ナスミバエの寄生果実は、先ほども答弁したとおり、家庭菜園や小規模圃場の島トウガラシで発見されている状況にあり、県では生産農家、一般家庭等に対して引き続き防除対策の徹底をお願いしているところであります。また、未発生地域や県外へ持ち出さないよう、県民や観光客などに広く呼びかけているところであります。ナスミバエ根絶につきましては、病害虫防除技術センターの宮古駐在に確認したところ、

植物防疫法の適用対象外の害虫であることや根絶用にかかる費用が莫大であることから、現在のところ根絶は厳しいと伺っております。このことから、ナスミバエの発生源が野生のトマトなどの周辺雑草や家庭菜園の島トウガラシに多いことから、周辺雑草の農薬防除などを呼びかけており、蔓延防止に努めていきたいと考えております。

◎平良敏夫君

農林水産部長、こっちはちょっと時間が押し迫ってくると焦っているわけですから、要約してもらえればすぐ助かると思いますので、ひとつよろしくお願いします。

ことしも残り少なくなってきました。新しい年が皆様方にとってすばらしい年でありますよう祈念しながら、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで平良敏夫君の質問は終了しました。

◎濱元雅浩君

それでは、一般質問を始めていきたいと思っております。今回は少し件数多く通告してあるので、時間も迫ってくると思いますので、皆様におかれましては簡潔でわかりやすいご答弁をお願いしたいと思っております。

それでは、質問に入っていきます。ちょっといろいろと順不同でいくと思えますけれども、ご協力よろしく願いいたします。まずは海岸管理の現状と課題について。今年度から海岸のほうを県から市へ管理を移譲して管理が始まるというところで、今前浜のほうで今年度は試験運用のような形でこの管理が進められていると思えます。今期行われた前浜の運用実態と課題について、今上がっているところがあれば教えてください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

市は、今年度前浜海岸においてサービスを提供する事業者を公募、出店させる取り組みを行い、あわせて出店区域の管理及び海水浴場開設可能性などの調査を委託業務に提示しました。7月から10月までの期間に4業者が出店し、水上バイクやパラソル、サマーベッドレンタルのほか、カヤックやサップなどのマリニアクティビティサービスを行いました。期間中には、出店者、管理業者及び市担当職員による定期的なミーティングを行い、出店のルールや安全管理を進めてまいりました。

課題については、1つ目に遊泳区域を定めた海水浴場を開設する必要があると考えております。2つ目に、海水浴場開設の費用負担については関係企業から応分の負担が必要であるとのことです。3つ目に、駐車場の不足解消や関連企業によるイベントの開設が必要であること等が上がってきております。

◎濱元雅浩君

今のご意見というのは、管理業務の中でいろいろな事業者からの聞き取りの中で上がってきたというものだと思います。その上で、今ご答弁ありました海水浴場の開設に当たって、事業者の負担が必要なのではないかということなんですけれども、どのような目的のための負担が必要という課題が上がっているのかということにお答えください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

企業の負担についてでありますけど、海水浴場を開設するに当たっては、監視員を置かないといけない

ということでありますので、監視員の委託料であるとか、そういうものに関して使うんじゃないかなと思っています。

◎濱元雅浩君

海水浴場開設で監視員を設置していくのに当たって市がどのようにかわれるか、また事業者とどのような連携でできていくかということが今課題で上がっているようなお話でありました。現在ここ1年間、1年間じゃないですね、ちょっと短い期間ではありましたが、このような現在の管理の方法をとって利用者数の推移とか、またその事業をされている方々の中でもっと、どのような要望、将来のビジョンみたいな声が上がっているかについて、もしあればお聞かせください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

管理はどのように行うかということです。今年度から宮古島市による海浜の管理が実施され、出店企業による海岸清掃などの管理は十分行われましたが、出店期間が短く台風も多かったため、十分な出店料見込み調査ができませんでした。そのため、次年度も公募による出店業者の選定を行いたいと思います。

◎濱元雅浩君

今のご答弁の中では、来年度も同様の形で事業者が入って事業を行うということだと思います。今回見てみましたが、パラソルやマリンスポーツということはあったんですけども、あの中に飲食だったり、また物販だったりというところで、もう少ししっかりと整備をすることで、前浜にお越しになるお客様の満足度を上げていく、そのような管理また運営の計画として今後は進んでいただければと思いますので、ぜひともそのあたりを検証し、来年度につなげていただければというふうに思っております。

続いて、上野トロピカルフルーツパーク整備事業について。この整備事業についてのいわゆる整備方針の概要と進捗、スケジュールに関してどのようなお考えがあるのかお聞かせください。

◎副市長（長濱政治君）

本事業は、上野トロピカルフルーツパークのリニューアルを行い、市民の憩いの場とするとともに、魅力ある観光地とするため、宮古島産の農産物を加工、販売するなどの食を柱とした展開により、農業、観光、エコと連携した施設を整備したいというふうに考えております。今年度は基本設計を行っており、令和2年度に実施測量設計委託業務と管理、運営に関するコンサルタント業務を発注予定です。令和3年度に敷地の整地、インフラの整備、園路、駐車場の整備を行い、民間企業の活用を検討したいと考えております。令和4年度より順次民間企業による施設の導入を誘導し、令和5年度からの供用開始を目指しております。

◎濱元雅浩君

この上野トロピカルフルーツパーク、長年どういった整備を入れていくかというところで議論もずっとあった案件であります。それがしっかりと動き始めたなというふうに感じております。今のお話の中で、農業と観光とエコの発信というところで、まさに宮古島に必要な施設になるのかなというふうに感じております。海の観光というのはもう非常に充実したものがありますけれども、このようなトロピカルパークのような緑、また食というものを感ぜられる場所ができるということは、非常に観光産業としても前進につながるというふうに感じております。

1点ちょっとお伺いするんですけども、今のご答弁の中で民間事業者の活用をというところで、つまりところ施設全体のインフラ整備、整地等は役所のほうでやって、事業自体には民間の事業者が入っていただいてやるということなのか、またそれに対して今民間事業者、まだ計画の前の企画の段階かもしれませんが、どのような反応があるのかということに関してお答えください。

◎副市長（長濱政治君）

濱元雅浩議員ご指摘のとおり、市はインフラを一応やると。駐車場であるとか、それから園路であるとか、そういったところの敷地を整地したりとか、そういったところまで一応やりたいと思っております。その敷地を活用して、民間がどのような形で自分の製品、自分たちが売りたいもの、そのPRの一番適当な方法、これをしっかりと自分たちで考えて審議してもらいたいというふうに思っております。二、三の事業者はいい感触で来ております。

◎濱元雅浩君

観光地としての宮古島、今たくさんメディアに取り上げていただいて、そこに民間の事業者もビジネスチャンスと捉えている時期でありますので、その場所としてしっかりと整備をした場所を、そして発信ができるような仕組みを市のほうで整備していただいて、ぜひとも今後また宮古島の目玉の一つとなる観光地、またその中で宮古島の食、農業というものがしっかりと定着していくような、そういう整備を進めていっていただきたいというふうに思っております。進捗に関しては、また都度、都度やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、少し飛びまして産業廃棄物の取り扱いについてというところで少しご質問させていただきたいと思っております。これ産業廃棄物の受け入れ状況についてですね、近年これまで受け入れさせていただいたものが受け入れ拒否されている案件が何件か出てきているということだったんですが、そのあたりの実情というものを把握していらっしゃるかお聞かせください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

産業廃棄物の受け入れ状況についてのご質問がございました。宮古島市におきます産業廃棄物につきましては、これ民間の産業廃棄物の処理業者によって処理されております。これについては、沖縄県の許可管理というふうになっておりますが、幾つかの業者に聞き取りを行いました。全般的に言いますと、建築廃材がかなりふえている中で産業廃棄物として引き取る量全体がふえているということがございまして、中には焼却処理などが間に合わないので、処理困難なものについては今引き取れない状況になっているという事業者、それから分別をしっかりといただかないと処理業者のプレス機などの機械が故障する原因になるので、その辺もちょっと引き取っていないというような状況。全体的に言いますと、やっぱり産業廃棄物の引き取り業者の引き取り量全体がふえているということで、かなり逼迫している状況にあって、なかなか困難なものについては引き取りを控えているという部分があるというような形になります。

◎濱元雅浩君

そうなんですよね。これ管理が県のほうが主体になってくるということで、市としても非常に難しい立場にいるのかなというふうには感じます。しかしながら、これだけ建築等々が進んでいっている中で、そこで出てくる産業廃棄物というものの取り扱いについてですね、これがやっぱり受け入れを、引き取りを拒否されていくとそれは、もちろんしっかりと引き取りしていただけるような状態を出していただきたい

ということを事業者にもメッセージしていく必要性もありますし、そこを呼びかけていくということ、これが積み上がってしまうと違法な廃棄につながっていったりすることはぜひとも避けていただきたいというふうに思っております。ですので、このあたりに関しては、将来においても少し県と調整をしたり、廃棄物の事業者といろんな方法で、手法でこれを処理することに関しては今からしっかりと議論を進めていっていただきたいと。私もまだ少ししか調べていない状況なので、今回はこの程度でありますけれども、今後やはりまたさらにふえてくるというのが見込まれている中での対応をぜひよろしくお願いしたいと思っております。

次に行きます。続いてはですね、公共施設の利活用計画についてというものであります。これはご答弁、先日来ありましたので、少しまとめますけれども、現在はこの宮古島市公共施設等再配置計画に基づいて、来年度から個別計画に着手をしていくというご答弁をいただいております。ここでですね、その個別の計画をつくっていったり、それに対して民間の事業者、活用されたいという、民間事業所だけではなくて地域かもしれませんけれども、いろいろな意見、いろいろな案が上がってくると思うんですけれども、この受け入れ先というか、窓口というか、そういうものはどのようになっているんですかね。農業関係の施設、教育関係の施設、ほかの一般の施設、庁舎も含めて出てきますけれども、これはもし活用したいとなった場合どのような手続を踏んで、どこに言えばいいものなのかということをお聞かせください。

◎総務部長（宮国高宣君）

濱元雅浩議員質問のとおりでございます。現在再配置計画を策定し、個別計画をまとめているということでございます。この個別施設計画でですね、先日も答弁いたしましたけど、まず1点目に対象施設をですね、施設類単位で作成すると。2点目に、計画期間。期間は10年として、長期の計画とすることで中長期的な維持管理、更新等の平準化を図ると。3点目に、対策の優位順位の考え方。これは、個別施設の状態のほか、その他施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等々をですね、定めていくと。個別施設の状態ですね、点検、診断による状態について記載していくとか、あとは対策の内容として実施時期を明確にしていくと。あとは、最後に対策の費用を概算で記載していくというのが個別施設計画になっております。

そして、この窓口ということでございますけど、これについては公共施設マネジメント委員会というのがございまして、これを取りまとめているのが総務部の財政課ですので、この辺のことについては財政課で窓口は対応していきたいと考えております。

◎濱元雅浩君

ちょっと今のご答弁をまた整理させていただきたいんですけれども、これは今試算をしてこの個別計画というのが固まった上でということで運用ということになってくると思うんですけれども、今それぞれの部署がそれぞれの予算で建てた施設なんかは管理がばらばらであります。例えば教育と行政のほうではまた違うという、財産の置き方が違うということも含めてですね、私はやっぱり一本化して、全体1つの市の財産としてそれをどういうふうに有効活用していくかということに、次に行った場合のことを念頭に置いて、この利用計画の提出のシステムはいわゆる受け入れ、案の受け付けのシステムとかというのは一本化していく必要があると思っております。今のご答弁だと、それをマネジメント委員会ですかね、いわゆる財政のほうで包括的に一本化して、それを受け付けていく方向で考えていらっしゃるのかというあた

りご答弁いただけますか。

◎総務部長（宮国高宣君）

公共施設等マネジメント委員会に上がってくるまでは、作業部会、幹事会等でございます。これは、庁内の部分でございます。これが個別計画はそのまま先ほど答弁した6つのですね、記載項目をその個別施設計画で上がってくると。その後に、それが売買なのか賃貸になるか、民間施設の利活用になるかというのがここであらわれてきますので、その後の部分での窓口ということでございます。

◎濱元雅浩君

では、それぞれの個別の案件が大体定まってくるというものを利用を希望する方たち、いわゆる市民、事業者に向けてですね、情報発信というのは何か幾つかまとまった段階で出していくのか、個別で随時出していくというふうなお考えなのか、これはどのような手法でその情報提供がされていくのかというのを今の段階でもし方向性があれば教えてください。

◎総務部長（宮国高宣君）

現在、17施設についてが再配置計画を今策定して、今年度で個別計画をまとめていくと。残りが158施設でございます。それについてはですね、さきに申しました個別計画施設計画において時期等が明記されておりますので、時期に合わせですね、順次行っていくという形になります。

◎濱元雅浩君

わかりました。相当な数がやはりありますので、もちろん全部が民間利用ができるというわけではなくて、それを精査した上で提供できる部分をというところだと思います。これも私が今このように質問しているのは、やはりそれは1つのシステムというか、それぞれがそれぞれで動いて、ちょっと不透明な中で物が動いていくよりは1つの基準に基づいて管理をしていくということが透明性の部分も、また皆様がそこを利活用するチャンスもふえてくると思いますので、ぜひとも、しっかりとした運営計画の中で募集、また決定を進めていただければというふうに思っております。

◎総務部長（宮国高宣君）

今の濱元雅浩議員の質問でございますけど、公共施設等総合管理計画の一番最後のページにですね、市民等との情報共有、あと相互理解の醸成となっております。ちなみに、特に民間の利活用について、やはり個別計画を策定した上で、その辺のところは明確にしてくるようだと考えております。

◎濱元雅浩君

ぜひよろしく願いいたします。

次に移りたいと思います。これは下水道整備実績というところで、今年度の下水道整備実績というものを伺いいたします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

令和元年度予算要求額がですね、7億90万円でしたけども、交付決定額は4億4,666万7,000円となっております。そのうち下水道污水管整備の事業内訳としては、4,166万7,000円となっております。

◎濱元雅浩君

これ、じゃ全体としては要請額に対して約6割の事業費ということで動いているということですよ。やはり下水道整備事業というのは、これ全体計画839ヘクタールに対して認可区域面積440ヘクタールとい

うことで、まず認可されているのも半分なんですよね。それで、整備されている整備済みの面積というのが183ヘクタールということで、全体計画からして非常にその整備済み面積というのは低くて、接続人口も先ほどあったように6,369人という数字が資料では上がっているんですけども、約そのぐらいだと思います。そうするとね、5万5,000人の人口として考えると11.5%とか、それだけではないかもしれませんが、というようなものが実績であると思います。これを引き上げていくためには面的な整備というのをやっぱり急がなければいけないんですが、面的な整備として今年度の事業がどのように動いていて、その整備が進むと何%程度その整備済み面積というのが広がるのかというあたりお聞かせください。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

先ほども申し上げましたけども、管の整備については4,166万7,000円で、整備率、下水道整備面積率が約5%ふえるということになります。整備率からすれば、41.7%から約1.2%増の42.9%となる予定です。

◎濱元雅浩君

ちょっと、今1.2%とかという低い数字なので、その上でまた上水道の管の整備というか、再整備事業というのも今後出てくると思われれます。非常に厳しい中ではありますけれども、上水、下水というのは非常に島、また経済、暮らしの中で大事な事業でありますので、今後はこのあたりは上下水道部だけではなくて、たくさんの意見、特に市長、副市長しっかりとこの案件に対してコミットしていただければというふうに思っております。

続いていきたいと思えます。エコアイランド推進計画について。エコアイランド推進計画、これは宮古島市環境モデル都市行動計画とか、今回エコアイランド推進計画としましては5つの目標を立ててやっております。そのうちの中で2つ取り上げてみましたので、1つ目にエネルギー自給率目標への取り組みをお伺いいたします。

◎企画政策部長（友利 克君）

エネルギー自給率目標への取り組みについてです。エネルギー自給率については、発電、自動車、ボイラーなどの燃料を含む本市で利用されるエネルギー全体の中で、地産エネルギーで賄われるエネルギーの割合として定義をしております。エネルギー自給率の目標値の達成に向けては、コストが上がらない中で実現することが重要であることから、当面は低コスト化が進む太陽光発電の利用を拡大していけるよう、変動する太陽光発電を安定的に利用するためのシステムづくりに取り組んでいるところです。また、将来的には地産エネルギーであります天然ガスやバイオマス等を含む未利用エネルギーの活用が必要だと考えております。

◎濱元雅浩君

目標の数値がかなりハードルの高い数値を上げているんですけども、それはそれで目標としてはすばらしいことだと私は感じております。

ちなみに、今のご説明の中で地産エネルギーということ、地元で生産をするエネルギーということであると思いますが、この定義、今考えられている中身というか、種類についてお聞かせください。

◎企画政策部長（友利 克君）

地産エネルギーが本市においてこういったものがあるかといいますと、この島で活用できるエネルギーということになりますので、まずは太陽光ということになりますでしょうし、また風力ですね。風力、そ

して製糖工場など既に使っているといいますか、活用しているといいますか、バイオマス、さらには天然ガスなどが挙げられるかと思えます。

◎濱元雅浩君

太陽光、風力、天然ガス、バガス等を使ったバイオマスというところでありますけれども、これちょっと新しいものとしては天然ガスくらいかなと。それ以外に関しては、今までも継続してやってきた分野であるなどというふうに感じております。その中で、やっぱり2050年に約48.9%ね、半分をこの地産エネルギーでやっていくというのは非常にやはりまだまだ厳しいかなというふうに感じております。

そこでですね、1つお聞きしたいんですけども、この未利用、利用されていないエネルギーとしては、私はクリーンセンターの廃熱利用というか、熱利用における発電ということ、これ大きな規模での発電になると思うんですね。これは未利用、今利用されていないエネルギーだというふうに捉えておりますが、このあたりのお考えはないのか。これがあると相当パーセンテージ、いわゆる地産の率というのは上がっていくと私は考えますが、これについてご意見をお願いいたします。

◎企画政策部長（友利 克君）

宮古島市クリーンセンターの熱利用についてです。恐らくエコアイランド推進課の職員が宮古島市クリーンセンターのほうに確認をしたんだと思えます。それによりますと、宮古島市クリーンセンター建設に向けた設計当時、発電設備導入に係る検討が行われた。焼却ごみの量が限られていることから、発電設備の導入に係る費用対効果が得られないという検討結果が出ているようです。そのようなこともあって、熱利用の設置は見送られているということのようですね。

◎濱元雅浩君

そういうことですか。そのタイミングから、現状でごみの受け入れ量というか、処理量というのはふえていますかね。先ほど費用対効果が間に合わないということでしたが、その時点と今の時点で総量、稼働量というのか、エネルギーは膨らんでいるのかということをお聞きしたいんですけども。

◎企画政策部長（友利 克君）

エネルギーとしての膨らみについては確認はしておりませんが、これから熱利用をするという整備ができるかというような尋ねをしたようです。それに対して、宮古島市クリーンセンターの設計時点からもう時が経過していると、現在の技術や既に稼働している施設に対して付加的に設備を導入することが可能かについてはちょっと協議が必要じゃないかと、検討が必要じゃないかというふうな回答となっております。

◎濱元雅浩君

これがぜひ検討していただきたいなと思っているのは、これから天然ガスの利用もスタートする、その際に行政が民間事業者とどのような関係性の中で天然ガスをやっていくかということが課題になってくると思えます。その際に、天然ガスだけで回すよりも、こういう排熱利用も含めて、例えばメガソーラーなんかも含めた全体のエネルギーマネジメントというものをつくっていく、そういう中での費用の分散ということが可能であればこの事業も進められるのかなというふうに感じておりますので、これ今後の課題として検証を進めていただきたいと思いますというふうに思っております。

続いてですね、目標をもう一つ挙げているサンゴ被度目標についての取り組みということをお聞かせく

ださい。

◎企画政策部長（友利 克君）

サンゴ被度目標についての取り組みについてです。サンゴの被度については、平成28年度を基準に平成30年度までの状況をフォローアップしております。その結果、一部のサンゴにおいては被度の改善が見られるほか、あるエリアにおいては緑石類のまとまった加入が確認をされております。数年のうちに被度が上昇する可能性も認められているところがございます。他方、一方で観光客が多く利用する場所においては、被度に大きな影響をもたらすほどではないものの、損壊が確認されており、人的な影響も考えられる状況となっております。今後のサンゴ被度上昇に向けた取り組みとしましては、周辺海域の富栄養化によるオニヒトデ発生を抑制するため、地下水保全対策としまして下水道の接続、浄化槽設置促進を図るほか、農業分野における地下水などの保全対策を進める必要があると考えております。

◎濱元雅浩君

今取り組みとして目指しているものの中では、地下水からの流入に対して、いわゆる地下水を保全していくことで影響の少ないような形で地下水が海に入っていくということが一つだと思います。また、もう一つが、赤土対策等々の農業分野の案件も大事ということかなと思います。もう一つが生活雑排も含めたものの流入。このあたりですよ。海に入ってくるもの、また地下浸透した上で海に流れる水質の保全をしていくことでということだと思います。もちろん非常に大事なこと、このあとし尿処理の話もしたりとかしますけれども、先ほどの下水道の話もそうですけれどもね、やはり生活雑排の入り込みというのは一番よろしくないかなというふうに思いますし、また赤土等々も流入というのはいろいろな影響が大きいというふうに感じております。

また、もう一つは、先日、平百合香議員も言っていましたけれども、直接的な影響が考えられる日やけどめやサンオイル、このあたりの化学物質を含まない自然由来のものに切りかえていくということを一度真剣にちょっと検証していただきたいなって。これはすごくいいメッセージになりますし、これがエコアイランド全体の核にもなり得るぐらいのニュース性を持っているのではないかなというふうに私も感じております。いろいろな沖縄本島でも自然由来の日やけどめを事業化されている方もいらっしゃいます。宮古島の例えばヒマワリオイルやヘチマ、アロエなどもその成分としては非常に有効であるという話も私も聞いておりますし、それを事業化していきたいという事業者もいらっしゃることも聞いております。このような全体の流れの中で、もちろんゴルフ場や日常使いまでという話ではなくて、やはり直接的に影響が及ぶであろう海水浴、海の中では使用を控えていただきたいというところをメッセージしていくことは非常に大事なことだと考えておりますので、ぜひともそのあたりを進めていっていただきたいと思っております。

続いて、このエコアイランド推進計画を進めていく中で非常に大事になってくるのが、民間事業者や観光客も含めてですけれども、今のメッセージもそうですけれども、官民連携というのが非常に大事なテーマになってくると思います。この辺について今の取り組みを教えてください。

◎企画政策部長（友利 克君）

官民連携の取り組みについてということでございますけれども、これは先月ですかね、17日に商工会議所の青年部の呼びかけで役所の若手中堅職員との意見交換があったということです。その内容、あるいは感

想といたしますか、これについて少し述べたいと思います。

持続可能な島づくりに向けては、環境、経済、社会の課題に対して総合的に取り組んでいくことが重要であります。そのためには、官民の連携は必須であると考えております。市としましては、分野横断的な職員により構成するSDGs職員ワーキンググループを設置し、官民連携の重要性に関する理解を深めるとともに、今後さまざまな連携機会をつくっていきたくと考えております。また、先般報道にもありましたとおり、商工会議所青年部からの呼びかけにより市役所若手職員との交流会が開催され、官民双方から意義が大きく継続していきたくとの意見が多数あったと報告を受けているところでございます。市としましても、継続的に官民がコミュニケーションを密にし、課題を共有するとともに、新たなビジネスの創出や政策の立案につなげていく場を設置することを検討していきたくと考えているところでございます。

◎濱元雅浩君

商工会議所青年部との意見交換会が非常に評判がよかったというところで私の耳にも届いております。その中では、エコアイランド推進計画だけではなくて、少し広く全体を見たいということで観光振興推進計画と都市計画マスタープランの話もされていたということでもあります。今回は広く全体像を見るというところで、この後は深掘りしていければいいなというふうなアンケートがたくさん届いていたということですので、ぜひね、すばらしいこれは事業だと思いますので、事業ではないですけれどもね、交流だと思いますので、意見交換会を今後も積極的に進めて、またご協力していただいてももらいたいなというふうに感じております。

続いて、し尿処理施設の整備について、こちらを約15分ぐらいやっていきたくと思いますので、生活環境部長、ご協力よろしく申し上げます。それでは、し尿処理施設なんですけれども、これし尿及び生活雑排水の処理の施設ということであると思います。これがこの計画というか、この流れができたというのは、現在のし尿処理棟、下水道投入施設の受け入れ超過というか、今の施設の許容量をオーバーしているところが頻繁に聞かれていたというところで、その現状を打破するためにいわゆる宮古島市し尿処理施設整備基本構想を策定して、新しくし尿処理の施設をつくっていくというふうな計画であったと思います。ごめんなさい、質問の整備方針の概要と進捗、スケジュールについては先日ご答弁されているので、そのあたりはそれを前提として質問させていただきます。その際にですね、運用の方法として、新しい施設を優先的に利用をして、現状ある既存の施設は必要に応じて運用するというご答弁があったと思います。私これ非常に将来においても現在においてもこのし尿処理の現状が厳しいのか議論させていただきました。その上で、この計画が非常に早く進んでいることに感謝しておりますし、推進していく立場であります。しかしながら、その際の答弁を聞くと、私のイメージしていたものは既存の施設、約49キロリットル、1日当たりね、に新しい施設が49キロリットルということになると、98キロリットルの処理能力を島に持てるのだと。いわゆるこれ併用という考え方ですよね。しかしながら、先日のご答弁の中では、併用ではないということをおっしゃってございました。ということは、これは移設ということのほうが近いのか。これに関してご答弁をお願いしたいと。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

先日、平百合香議員にお答えした中で審議会の審議結果も報告しましたので、その辺はご承知だと思いますので、今おっしゃったとおりですね、新たな整備方法、整備方針についても伊良部島の佐和田地区の

ほうに49キロリットルの処理施設をつくるということで審議会としては決定をしたと。使用方法についても、優先的にそちらを使うということでありましたけれども、濱元雅浩議員からもありましたとおりですね、現在の投入施設は50キロリットルの最大の限度といたしますか、そういうことで運用しているんですが、実際に今投入量はおよそ平均が1日当たり43キロリットル程度までいっております。ただ、これは1日平均ですので、場合によっては50キロリットルという制限にもはや達している日も出てまいります。そういう中で、今回49キロリットルという数値を設定をしたのは、基本構想の中で将来推計をする中で1日当たりの平均が約49キロリットル、日によってこれ上下がありますので、最大で70キロリットルの能力があればいいということですが、いろんな法律の関係から、スピード感を持ってこの施設を整備するためには1日平均49キロリットルという数字をもって整備するのが非常に整備スケジュールが短くなるというのがあります、これは49キロリットルでつくるということ。それから、伊良部島についてはですね、今2つの候補地があるんですけども、荷川取の港湾施設用地につきましては資材ヤードということで港湾計画に組み込まれているということで、資材ヤードが今平良港の港湾計画の中でも非常に不足ぎみであると。ここにも新しくつくるということであれば、不測の期間を要する可能性もあるということで、何よりもスピード感を持ってつくることが必要であるということで、今回は伊良部島のほうに建設するという方向で調整をしたところでございます。

この濱元雅浩議員がおっしゃいます既存の施設との連動運用、これについては、確かに同じところであれば両方お互いに補足するといえますか、補充するといえますか、互換性を持って使うこともできますけれども、ただなかなかそれが厳しい状況にあるということで今回は別につくるんですけども、形としては優先をして使うということですけども、これは現在の投入量もかなり限界に近づいておりますので、実際に結果としては併用のような、近い形になるというふうに考えてはいますけれども、その辺をどういうふうに運用していくかについてはですね、事業者の意見もいろいろ聞きながら今後検討していきたいというふうに考えております。

◎濱元雅浩君

今審議会を開催して答申の中身をつくっているところだと理解をしております。その事務担当が生活環境部であるというふうに理解をしております。先ほど来決定が出ているということでもありますけれども、私はまだ議論中だと感じて何点か質問させてもらいたいですけれども、この2019年3月につくりました宮古島市し尿処理施設整備基本構想（要約版）ですね、この20ページですね、一番上にスピード感を持ってということで、令和6年、約6年間でつくるという計画、これが今生活環境部長もおっしゃっているような計画の中身だと思います。これ一番上ですね、一番上に何て書いてあるかという、既存下水道投入施設と新汚泥再生処理センターとの併用案って書いてあるんですけども、だから併用でいいと私は考えてはいるんですけども、何か併用ではないような話なので、これは併用案を進めていくという形でまとめていったという経緯がなぜ今その審議会の中ではそうではないという話になっているのか端的にお答えください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

基本構想の中では併用案というところもございまして、単刀直入に申しまして、併用案ということであると、この構想の中でもありますとおり70キロリットルという、最大ですね、10年後に70キロリッ

トルの能力があればいいという話があるわけですから、併用案ですと、こちらにもありますとおり、今の処理施設が50キロリットルですから、49キロリットルまで持つていく必要がないということにもなってくるわけですね。ですから、私たちとしては、つくるのであれば最大限のものでつくっておきたい、整備をしておきたいという考えもやはり私たちの考えとしては持っているということで、その最大限つくれる49キロリットルまで持つていくという部分をどういうふうに説得するか、補助金をどういうふうに活用していくかと、そういう部分との絡みもありましてですね、今回はそういう形で私たちの中では方針を決めさせていただいているところでございます。

◎濱元雅浩君

49キロリットルの施設を建てることは大賛成です。ということの上で、補助金との絡みの中ということなので、一旦そこは理解をして、できるだけ早くというのは私も同じ考えでありますので、そのあたりの手法はぜひ練っていただきたい。

そこで、ではということでも少し聞きたいんですけども、これ今どうということじゃなくて、反対しているということでもなくて、ぜひ審議会で議論をしていただきたい。その上で、やはりしっかりとした用地選定をしていただきたいということで、まだ3月ぐらいに答申として上げるということであれば何度か議論をするタイミングがあると思っているので、その議題として取り扱っていただきたいという意見として聞いていただければと思うんですけども、これ今上がっている伊良部佐和田の旧伊良部し尿処理施設の跡地ですね、これ用地面積はどのぐらいありますか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

佐和田の用地面積でございますが、旧施設面積がおおよそ4,000平方メートルでございます。ただ、その周辺にも市有地が広がっておりますので、全体でいいますと5万平方メートルという形になっております。

◎濱元雅浩君

4,000平方メートルあれば、通常の敷地面積としては毎年上がっていた資料なんかを見ると十分な広さがあると思うんですけども、旧伊良部し尿処理施設というものの運用がですね、希釈水の種類が地下水で希釈をされています。放流先が用水池。いわゆるその施設の横に、これだと思われるんですけども、池をつくって、そこに放水をしているということが行われていたようです。そのときは、1日当たり10キロリットルの処理をするスペースとしてここが活用されていた。今回49キロリットルを1日平均として運用していくという場合も、ここ1つ気になっているのは伊良部地区というのは宮古本島からの送水で水を賄っているところにおいて、その水を多く使う施設が妥当かどうかということですね。ですので、少し調べてみると、前回までは地下水で対応していたということなので、では今回も同様に地下水利用で用水池、量はやはり5倍ぐらいになる可能性はあるんですけども、という手法で進めていく予定でありますでしょうか。なぜかという、この場所から海までが少し距離があるんですよ。ですので、放水を海にするということが妥当か、可能かどうかというのがすごく気になっているところです。これ平良の荷川取ですと、現実的に今下水道の浄化センターのほうは放水でやっているの、同様の整備でいけるのではないかとこのところなんです。だから、ここで伊良部島でやるときの運用はどのようにお考えをしているのかお聞かせください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

し尿処理施設で使います水につきましては、地下水にするのか、それとも上水にするのか、その辺についてまだ具体的な話し合いは行われておりません。それから、処理水は最終的に川、あるいは海に流すということになるんですけども、距離的には道路を挟んで100メートルか200メートル程度で海岸まで行きますので、その辺については可能ではないかというふうに考えております。

◎濱元雅浩君

ぜひ用地決定する際には、その場所にどのような施設が妥当なのかということを検討しないと、やはり私はすごく順番が違うように思います。この場所から海に放水をするとすると、自然保護区を抜けていかなきゃいけない、ぎりぎりなんですけれどもね、ということなどがあります。そこのコストとかを考えると少し難しいかな。それであれば、用水池のほうが妥当ではないかと私は思います、ここでやるのであれば。このあたりの運用も少し考えながら用地選定というのはぜひ検討していただきたいなというふうに思います。その際、今30億円から35億円の建設費というのがありましたけれども、それは施設だけとなると、今度はこの用水池、また放流するのであればそれに必要な工事等々が出てくる。これは、また道を渡ってやるという話になりますよね。地下水を使うなら、それをくみ上げる手法をセットで入れなければいけない。現在この白鳥のあたりは上水としても蛇口程度、生活程度ということで、工業用のものはない。ですので、大量に水を使うというのは厳しい状況。このあたりをやっぱり整理した上でこの用地選定を決定をしていただきたいし、その上での答申を市長に上げていただかなければいけないなというふうに思っております。ですので、その荷川取、現状施設の横の、この写真で見るとね、ちょっとサイズがわかりませんが、現状施設の横には大きく今港湾関連用地としてありますけれども、ここがやはり私は妥当だと思います。先ほどの放水の案件もそうですし、ここには工業用水量を使える場所でもあります。平成24年にこのし尿処理投入施設をつくった際も、予定より半年程度早く供用開始になっております。それがなぜですかという質問をした際に、「地域住民とのコンセンサスが早くとれたので、工事着工も早くなり、それで半年早く供用開始が行われた」という答弁をされております。というような実績もある地域であります。その上で、運搬事業者の負担を考えると、やはり伊良部島まで運搬していくというところに対する時間的なコスト、また燃料等のエネルギーコスト、周回コスト、いろいろなコストが上がってきます。先日は事業者の負担も検討していただきながらと言いましたけれども、ご答弁されていましたが、事業者負担はどうしても利用料に転嫁していくしかないと私は考えます。そうなったときは、これは利用者の負担に直結する話であります。先ほど来あるように、スペースの問題としても機能の問題としても、例えば伊良部島まで運んだときに、いっぱいなので、やはり荷川取に戻してくださいというオペレーションは正しくないと思いますし、それであれば隣接しているところでやはり処理をすべきであると思います。

先ほどそのような決定のプロセスの中で港湾計画ということがありましたけれども、私の記憶が正しければここ数年港湾計画の見直しは何度か行われてきたと思いますが、申しわけないです、答えられればで。建設部長、ここ近年の港湾計画、一番直近でいつ見直し出されたかお答えできませんか。

◎建設部長（下地康教君）

直近の港湾計画の変更ということでございますけれども、一番近いのは14万トン級のバースの港湾計画の変更ということでして、ちょっと正確な数字は記憶しておりませんが、ことしの前半ごろというふうに思っております。

◎濱元雅浩君

私の記憶でもそのあたりだと思います。であるならば、それと同時にやはり進めていってもよかったのではないか、逆に言うとそのぐらいのスパンでできるのではないかというふうに思うので、この審議会には建設部長もいらっしゃいますし、上下水道部長も伊良部支所長もいらっしゃると思いますので、このあたりのね、情報交換をしっかりとやって、市民に対してプラスになる、事業者にとって負担のない、利用者にとって負担のない計画の策定を望みたいと思います。たくさんまだ話したいことあるんですけども、これ1日大体30往復されているそうです。バキュームカーというか、運搬車両。ということは、月で880回、年間で1万回ぐらいという数字をいただきました。それを伊良部大橋を年間1万台のバキュームカーが行き来をすることが本当に観光の面からも考えてよろしいかどうかというのも含めてですね、再度私は検討をしていただきたい。この施設は未来永劫に大切な施設であるからこそ、今しっかりと議論をして、みんなに喜ばれる、相当のお金がかかることもわかっております。ですので、もう一度考えていただきたい。

最後に1点だけ言うんですけども、これ特に答弁いいです。先ほど言った20ページにあります。これね、建設用図面、都市計画決定手続が必要というふうにしっかりと書かれているんですよ。だけど、伊良部地区って今都市計画範囲に入っていないんですよ。それを待って計画を進めていくというのは、圧倒的にスピード感がなくなると私は感じます。都市計画の変更は再来年ぐらいということで今動いているところだと思います。それを待たなきゃいけないのか、それとも港湾計画の改定が早いのか、このあたりもこの審議会で議論をして、できるだけ早く進めるような事業の展開をお願いしたいと思います。この件に関しては以上とします。ぜひ審議会での活発な議論、そして有効な施設整備をお願いしたいと思っております。

時間もないので、最後にですね、教育行政についてですが、今回議案第132号で議決内容の一部変更のものが出ました。質疑でもさせていただきましたけれども、これ移動図書館の整備事業です。購入の事業です。非常に大切な私は事業の一つだと思います。ですので、この事業自体は応援をしたいと思うんですけども、その決裁がこのような形で修正をされるということがちょっと理解できないので、ご説明をぜひ。もうちょっと時間ないので、できるだけ端的に、ただ明快にお願いします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

物品売買契約で納入期限が令和元年10月1日以降の場合、税率を10%にすることとの通知を知らないまま税率8%で設計書を作成し、その後7月23日に入札を行い、9月定例会の議決を経て契約を締結しました。税率を10%で設計する必要があることは、9月定例会の議案提出時に指摘され知りました。できれば再度設計を組み直して、見積もり期間2週間を経て再入札を行い、12月定例会に提案することも考えましたが、受注生産のための工期が155日必要であることや、一括交付金事業でもあり、年度内執行を県から強く指導をされていたこと、また移動図書館車が古くて、いつ故障して使用できなくなるかもしれないという中で運用をしていたこと、そして市の都合で再入札した場合、当初落札した業者と違う業者が落札し、その業者と契約した場合、当初落札した業者から訴えられる可能性があることなどから、9月定例会では8%の消費税のまま議会に提案することとなりました。12月定例会では、10%の消費税分を契約変更で提案しております。当初から10%で設計していればスムーズに9月定例会で承認され契約できたと思いますが、係る事情で12月定例会で消費税10%増加分の変更を提案することとなりました。大変申しわけなく思

っております。

◎濱元雅浩君

結局12月定例会で決をとらなきゃいけないになっているわけです。しっかりとした行政運営をぜひお願いしたい。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで濱元雅浩君の質問は終了しました。

しばらく休憩し、3時半から再開したいと思います。

休憩します。

（休憩＝午後3時15分）

再開します。

（再開＝午後3時30分）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長します。

順次質問の発言を許します。

◎新里 匠君

よろしくをお願いします。1番、新里匠でございます。ちょっと元気がないので、元気がある教育委員会からいきたいと思います。

ことし伊良部島小学校、伊良部島中学校、愛称結の橋学園が開校をいたしました。8カ月ほどたってですね、前回の議会から提出はしていたんですけども、この伊良部島小学校、伊良部島中学校の特色ある教育と目標についてお伺いをいたしたいと思います。よろしくをお願いします。

◎教育長（宮國 博君）

教育委員会、大変元気がございます。余り元気がないのは教育長ぐらいなもので、残りは大変元気でございます。よろしくをお願いします。

結の橋学園は、宮古初の施設一体型小中一貫校であります。小中9カ年を通して学校、保護者、地域で培うグローバルな人材、これグローバルという言葉と、それからローカルという言葉をつなぎ合わせたの、結の橋学園の宮城校長を初めとして、我々教育委員会がつくった造語でございますので、どうぞ。文部科学省も何か使っていますよ、この言葉はね。ぜひご理解をいただきたいと思います。グローバル人材の育成を目指し、キャリア教育を中核として、3本の特色ある教育を進めます。

3本の特色ある教育について説明を申し上げます。1つ目は、小学校1年生から中学校3年生までの一貫した教科として外国語活動、英語という教科、この教育を行います。2つ目に、道徳科を中心とした心の根っこづくりを推進します。小中の発達段階を系統立てた考え、議論する道徳の授業を展開し、児童生徒が自己の生き方について多面的、多角的な考えを深めていけるようにします。3つ目に、ふるさと学習、これルーツ・アンド・ウイングスというような言い方をしますが、総合的な学習の時間をキャリア教育を軸にふるさとに学び、社会に羽ばたき、将来は島の発展に貢献する児童生徒の育成を推進するという3つの柱を特色ある学習内容として展開をしています。また、子供たち一人一人の可能性を磨き、夢をつなぎ、結ぶ学園づくりを教育理念として掲げ、ふるさとに誇りをもち、世界へはばたくいらぶの子とい

う教育目標を設定して、日々の教育活動に取り組んでいます。

◎新里 匠君

教育長、ありがとうございます。私もですね、このグローバルな人材という言葉がですね、好きになっていますけれども、やはりグローバルな世界の中でローカル的な心を持ってですね、やはりこの宮古島を引っ張っていく、また沖縄を引っ張っていく、また日本を引っ張っていくようなですね、人材をつくっていくという教育委員会並びに宮古島市の意気込みが伝わってくるなと思っております。

もう一個、島の発展に寄与する人材の育成というところと、生徒個人の可能性を広げて、世界へはばたくらぶの子というまた言葉もですね、いいなと思っております。その上でですね、小1から中3、一貫教育を通して英語を学びますよと、道德教育として考える力と多面的に活動するというか、誰とでも仲よくなっていくという教育と、もう一つは総合的なディスカッションといいますか、そういうことができる。長くてちょっと理解するのが困難でしたけれども、やはりそんなところだったかなと思っております。ぜひですね、これの達成のために頑張ってくださいたいと思っております。

次に、開校初年度で多忙をきわめていると考えられます。どこの学校もそうだと思いますけれども、開校初年度はやはりいろんなことがあってですね、外からの見学もあるというところですね、先生方が忙しい状況があるのではないかという、その上でですね、現場の課題を摘み取ることがこの学校の成功の道につながると思っておりますけれども、そういった課題はないかお伺いをいたします。

◎教育部長（下地信男君）

4月に開校しまして、新たな形の小中一貫校ということで、現場では校長先生初め、先生方が懸命に取り組んでいるということは理解をしているところです。校長先生からですね、開校初年度として先生方の勤務の様子について報告がありました。その中では、小中一貫校としての教育課程、あるいは学校行事の部分で、先生方は試行錯誤しながら取り組んでいると。全てが初物尽くしなので、多少の忙しさはやむを得ない部分があるということを共通認識として進めているということがございました。また、休暇や休息につきましても、長期休暇の研修を減らしまして、昼休みの休憩もきちんと確保して、リフレッシュできるような環境に努めているということがあります。それから、教員の待遇という面で、JTE、日本人英語教師やバス運転手の2名の確保、それから特別支援員や問題行動等の学習支援員の人的支援が現場では構想しているということでもございました。また、部活動やスポーツ少年団の活動についても、小中男子バレーボールの県大会優勝を初め、教職員は外部指導員と連携して徐々に成果を発揮しているという報告がありました。成果や課題、まだ道の半ばです。今後学校経営が落ちつく中で成果や課題も見えてくると思いますので、教育委員会としても学校と連携してですね、これらの課題に向けて支援してまいりたいと考えております。

◎新里 匠君

すばらしいバックアップがされているということでした。この件に関しまして、初物尽くしという言葉が出ました。手探りの中でやっているという中においては、やはりおのおの経験値を生かしながらいいものを見つけていっているのかなと思っておりますけれども、その上でですね、さらに先生方のスキルアップをすることがですね、子供の教育にはまた寄与するのかなと思っております。そういう観点からしてですね、このスキルアップの取り組みとして、外郭団体に、外部団体といいますか、学校の外という意味

なんですけれども、そこで教育を受ける機会の必要性についてですね、お伺いいたします。

◎教育部長（下地信男君）

先生方のスキルアップのための取り組みということで、まずどの学校でも先生方のスキルアップという、資質向上というのはもう継続的にやっていくというところなんですけれども、結の橋学園の開校に当たりましては特殊な事情といいますか、佐良浜、伊良部、それぞれの地区の子供たちが一つの学校に統合されて一つの集団になるということで、これをどういうふうによりよい集団づくりを進めるかというのが一つの課題として捉えておりました。そこで、これ開校前の取り組みですけども、伊良部地区の先生方を対象にライフスキル教育研修会を開催しまして、子供たちの自己規律、それから責任感、それから効果的なコミュニケーションの能力を高めるための指導法を学び、現在学級づくりや授業づくりのスキルアップを図っているところです。

それから、特色ある教育に掲げている英語教育、あるいは道徳教育につきましても、文部科学省あるいは県からの指導、助言を仰ぎながら、県外からの著名な先生方をお招きしてですね、最新の道徳教育議論を深めながら授業に実践をするなど心がけているところです。今後ともですね、初めての開校となりました一貫校としてどう魅力を創出しながら学校づくりを進めているか、あるいは個々の教師のスキルアップにどう取り組んでいくかということが当面の課題であると校長からも報告を受けております。

◎新里 匠君

このスキルアップ教育、開校前にライフスキルアップ教育を行って、それが功を奏しているよという答弁でした。本当に素晴らしいなと思いますけれども、それですね、私がこの数々の質問をしたのはですね、やはり最初にも言ったんですけども、必ず成功しなければならないという学校だと私は思っております。これから統廃合が、適正化というところで、進んでいくためには、やはり結の橋学園が成功という2文字をですね、得られないことにはやはり皆さんが納得していかないというところだと考えておりますので、この先生方のストレスや負担が、ないようにやっていただきたいという、これは愛情の質問でありました。ありがとうございます。

愛情ついでに、さっきバレーの話も出ました。喜ばしいことに、結の橋学園のバレー部の生徒が県の代表になったりですね、日本の代表として合宿に行っておりました。ちょっと今わからないんですけども。この費用の援助なかなか難しいところがあると思いますけれども、これ何かいい方法はないかなとお伺いをしたいんですけども、よろしくお願ひします。

（「休憩」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午後3時44分）

再開します。

（再開＝午後3時44分）

◎教育部長（下地信男君）

日本の選抜選手になられて、練習に負担がかかっているという、練習の部分のご質問でお答えしますが、市が行っております宮古島市学校選手派遣補助金交付要綱はですね、地区大会を勝ち抜いて上位

大会に出場資格を得たチームや個人を支援するということになっておりますので、選抜してこの大会に参加するのは要綱で補助できますけども、ただ練習のみにということについては今ある制度の中ではできないということです。ただ、日本代表ということになって練習に行っているという経費はですね、これ日本バレーボール協会から支援が、手当てがされているというふうに聞いています。

◎新里 匠君

援助が届いているという答弁とですね、届かない部分も多少はどこにあるのかなと思っておりますから、ぜひ、そこら辺もう少しですね、日本代表に選ばれ、県代表に選ばれるというのはやはり誰にでも体験できない、得られないものなので、ぜひ、これが自分の負担、また家族の負担にならないようにやってもらいたいと思っております。じゃ、答弁お願いします。

◎教育部長（下地信男君）

小中学生の交流派遣、選手派遣補助金の拡充という部分でですね、宮古島の子供たちが本当に活躍が目覚ましくて、これまで想定していなかった部分にも及んでいるという活躍がありますので、これをもう少し拡充しなければいけないということですね、今後この補助金交付制度の拡充について検討していこうということに委員会ではなっております。その中で進めているところです。

◎新里 匠君

前向きな答弁ありがとうございます。ぜひですね、応援をする体制づくり、よろしくをお願いします。

次に、観光行政についてお伺いをいたします。今宮古島市において、「パニパニ×パラダイス」というご当地アイドルがいます。宮古島の行事でも、たびたび出ております。マンゴー共和国であったり、メロンの時期にはメロンのことを踊ったりしますし、「みーや」の歌もですね、歌ったりしております。これについて、観光PRとしてこれまで以上にですね、島内だけではなくて島外においてもこのご当地アイドル、活用していくというところの検討はないのかお伺いいたします。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

新里匠議員ご提案のご当地アイドル「パニパニ×パラダイス」の4人組でございますね、については、これまでも全日本トライアスロン宮古島大会の表彰式にご出演いただくなど、観光PRにご協力いただいております。今後もPRイベントの趣旨やターゲットから効果的だと考えられる場合は活用を検討してまいります。

◎新里 匠君

ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。

次に参ります。下地島空港の管理道路についてお伺いをいたします。前のですね、議会で、航空機の安全が法の見解から問題ないのではないかという質問をしました、6月に。宮古島市としてその件を踏まえて要望する予定があるかとお伺いをしたかたのですが、前回お伺いをして、動いていないのかなと思ってですね、これ質問をちょっと変えたいと思います。例えば市民から要望があった場合は、これは県に要望できるのかお伺いをいたしたいと思います。

◎建設部長（下地康教君）

下地島空港の管理用道路についてのご質問にお答えいたします。

本管理用道路は、下地島空港管理事務所へ聞き取り調査をことし7月に行っております。その中で、当

該管理用道路は生活道路としての利用は考えてはいないということでございました。また、当該管理用道路は目的が限定されているので、市道として認定することは困難であるというふうに本市としては認識しているところではありますけれども、やはりいろいろな市民からのご意見等々があればですね、その利用の度合いであるとか、方法であるとか、そういったものはいろいろと、要望があればですね、その要望を受けて県のほうには伝えていきたいというふうに考えております。

◎新里 匠君

市民からの要望があったら伝えていくということでした。よろしく申し上げます。

次なんですけれども、今現在閉鎖されている道路についてですけれども、これ閉鎖されているということではですね、必要ない道路なのかなという認識を持たざるを得ないんですけれども、通常管理道路は飛行場内に設置されていてですね、やはりそういうことを考えますと当該道路は伊良部島と島々を結ぶ生活道路との位置づけもあったのではないかと思っております。当時の文書等は残っていないのかなと思いつながらこの質問を入れましたけれども、これは、ちょっと調べてからですね、次回にまた回したいと思います。

その上で、この管理道路が開放されるまでといいますか、開放されるかどうかはわからないですけれども、その上でですね、観光上必要であると考えますけれども、この17エンドのところは、開放するまでの間、駐車場の整備ができないかお伺いをいたします。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

下地島空港管理道路周辺の駐車場整備につきましては、宮古島市観光推進協議会において西側へ早期に整備する方針が決定しておりますので、できるだけ早期に整備を実施します。

◎新里 匠君

観光商工部長、早期と言いましたけれども、いつかはわかるのでしょうか。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

宮古島市観光推進協議会の中では一、二年という、早期に必要である場所、駐車場、トイレなどの早期というのが一、二年の間、Bランクという形で3年から5年ということありますので、下地島17エンドに関してはですね、早急に本当に駐車場をつくっていききたいと思います。

◎新里 匠君

ぜひよろしくお願いをします。

次にですね、ちょっと飛びます。建設行政についてお伺いをいたしたいと思っております。まず1番目に、都市計画についてお伺いをいたします。

宮古島市景観条例の見直しスケジュールについては、平良敏夫議員の質問の中でですね、平成22年策定で、10年たったから変更しますよと、2年間かけてやりますよという答弁がありました。その上でですね、この景観条例さまざまの方がかかわっていると思うんですけれども、これは修正をする作業のですね、主体について聞きたいんですけれども、宮古島市なのか、専門家なのか、はたまたコンサルタントなのか、ここをお答えできたらよろしく申し上げます。

◎建設部長（下地康教君）

景観条例の見直しに関するご質問にお答えいたします。

景観条例におきましては、令和2年度にですね、景観形成方針と基準の細部の見直しを行って、計画の

改定、ガイドラインの更新、条例の改正案を作成する予定でございます。今この作業をですね、委員会をつくりまして、その委員会の中でその内容を検討していくという形になります。

◎新里 匠君

ありがとうございます。委員会ということは、宮古島市がですね、主体的になって行っていくというので捉えていいのかなと思っておりますけれども。

それですね、次に、宮古島市景観条例の海岸地域景観ゾーンにおける高さの制限の見直しができるかについてお伺いをいたします。

◎建設部長（下地康教君）

景観条例の高さの見直しについてでございますけれども、全体的な内容及び建物の高さ基準については、9月に実施した市民アンケートによりますと、本市で残したい景観は何かという設問に対しまして、隆起サンゴ礁の海岸線や海辺の白い砂など、海に関するものが多数意見としてございました。そこで、その市民の意見、意向を参考としながら、景観ゾーンやゾーン特別景観形成方針の検討を行う予定となっております。

◎新里 匠君

検討していくという考えかなと思っております。当該ゾーンにおいては、今高さの制限が7メートルであると。しかし、緑化を含む景観的条件等が備わっていればその限りではないとされておりますけれども、実際にその運用がなされて7メートル以上の高さの構造物、構築物が建築されているか、わかっていましたらお伺いしたいんですけれども。

◎建設部長（下地康教君）

まず、景観条例というのは罰則規定がございません。つまり景観条例でうたわれている基準を超えた場合は何かの罰則があるということではございません。しかしながら、その超えるような建築物が申請されますと、その審議会、景観審議会の中でですね、検討されまして、いろいろな指示、指導がございます。その指示、指導に従うことによって若干高さが超える場合もございます。高さが超える場合もあるんですけれども、その超える要件として景観審議会のほうでいろいろな指導が出ますから、その指導に沿って建物を建築していくという形になります。したがって、その決められた基準の高さを必ずしも守ると、またそれに制限されるということではございません。よって、景観審議会の適切な指導を受けて実施される建物に関しましては景観上よろしいという形になります。

◎新里 匠君

ありがとうございます。高さの制限に罰則はないけれども、その場合は検討委員会の指導を仰ぐということでした。

次に、建蔽率と容積率の指定についてお伺いをしたいんですけれども、宮古島市景観条例に鑑みた考え方についてお伺いをいたします。

◎建設部長（下地康教君）

景観条例というのは、基本的に建築基準法による建蔽率云々という制限はございません。したがって、建築基準法と景観条例は別物というふうに理解していただきたいんですけれども、しかしながらやはり建物のことでございますので、それは何らかの関連性を持って議論される場合もございます。

◎新里 匠君

建設部長、それであれば、例えば伊良部島のですね、渡口の浜から長山港に抜けて伊良部大橋のたもとに行くまでですね、については、建蔽率、容積率という部分に関しては自然公園法のみ適用ということによろしいのかお伺いいたします。

◎建設部長（下地康教君）

基本的に建蔽率、容積率というのは建築基準法によるものでございますけれども、これは都市計画区域において非常に関連性があるものでございます。しかしながら、伊良部地域は都市計画区域外というふうになっておりまして、そこには従来の建築基準法という形が適用されない場合もございます。そこで、伊良部地区はどうなっているかと申しますと、先ほど新里匠議員がおっしゃったように、自然公園法による規制を受けるという形になります。自然公園法の規制の中にはですね、建蔽率の制限もございまして、その規制を受けるという形になります。

◎新里 匠君

次に行きます。

伊良部島における自然公園法の適用で、計画に基づく事業が実施されたと考えますけれども、その現状についてお伺いをいたします。

◎建設部長（下地康教君）

基本的には、伊良部島においては自然公園法の適用を受けるという形になります。自然公園法の適用も受けながらですね、やはり建物は宮古島市全体では景観条例というのがございまして、その規制も、制限というんですかね、制限もかかってくるということでございます。

◎伊良部支所長（上地成人君）

伊良部地域における県立自然公園法の計画書に基づき、沖縄県が実施した事業、それから今後の計画についてというご質問でございます。沖縄県自然保護課に問い合わせをいたしました。伊良部県立自然公園区域内でこれまで沖縄県が整備した施設は、平成9年度、サバオキ園地内の屋外ステージ、それから管理道路、駐車場、トイレ、それから平成13年度に通り池の遊歩道を整備してございます。その中でも通り池の遊歩道でございますけれども、平成13年度、延長約300メートルの遊歩道を設置しておりますけれども、これまで台風とかでたびたび被災している状況でございます。沖縄県は、平成28年度、宮古島市から被災部分の修繕、また手すりの老朽化によるけが対策、それからまた工法等の要望を受け、被災部分の撤去と手すりのクリア塗装を実施しております。沖縄県は、これらの施設を平成30年度に老朽化点検を行い、長寿命化計画を策定済みでございます。今後は、長寿命化計画に基づきまして、通り池の遊歩道の整備については令和3年度、サバオキ園地内施設につきましては令和4年度にそれぞれ補修の整備を行い、施設の延命化を図ることとしております。

◎新里 匠君

平成28年に被災した箇所について修繕したとの答弁でありました。その前に手を入れたのがですね、今から15年ぐらい前だと記憶をしておりますけれども、その間捨てていたのかなと思っております。この公園計画の中には、サバオキ園地内の施設についてサバオキ園地の井戸を活用した一体整備という計画になっていると思います。今サバオキ園地の井戸はどうなっていますか。

◎伊良部支所長（上地成人君）

サバオキ園地の井戸までの階段部分ののり面でございますけれども、以前1度崩落がございました。その部分は補修いたしました。それでも崩落があるとの連絡がありまして、現場を確認いたしました。その結果、崩落が確認をされております。

◎新里 匠君

私も確認をして、その上でちょっと質問をしたんですけども、これですね、この自然公園法をかけて、それで島の島並みといいますか、景観といいますか、それを守っていくためにやっている事業も含まれているというところであるんですけども、この遊歩道もしかり、サバオキ園地の井戸もしかり、県はやってその後何も手を加えていないと。私がこれをなぜ言っているかという、これは自然公園法というのがですね、先ほど建設部長とちょっと話をしてですね、自然公園法と景観条例はどちらが優先されるのかというところを話したときに、自然公園法という答えだったかなと思うんですけども、この自然公園法によってですね、伊良部島の先ほど言った地区に関しては建蔽率、容積率でかかっているわけでございます。それが13メートルという高さです。20%、60%以下という建蔽率と容積率の縛りがあるわけでございます。私は、なぜ、今言っている地域がですね、自然公園の第3種地域というものですけれども、これをこの網に入れて、この開発というかですね、妨げになっているのではないかとちょっと思っております。この改定をできないかを取り上げたくてこの質問をしております。13メートルという4階建てです。全てにおいて高層なものをつくれというわけではなくて、一部地区については、やはりシボリックなものとして、それをつくれる環境も必要じゃないかなと思っております。これを言っておりますけれども、伊良部支所長、この伊良部県立自然公園の第3種地域の見直しはできるんですか。

◎伊良部支所長（上地成人君）

県立自然公園第3種特別地域の見直しの手続でよろしいでしょうか。県の自然保護課に確認をいたしました。伊良部県立自然公園は、関係市町村の同意並びに自然環境保全法に基づき設置をされた沖縄県自然環境保全審議会の答申を踏まえ、平成7年9月に指定をされております。沖縄県は、これまでも公園計画に基づいて区域内に特別地域を指定し、伊良部県立自然公園の風致の維持に努めております。新里匠議員ご質問の第3種特別地域の見直しにつきましては、自然公園指定同様に、自然環境調査など公園計画の変更案を作成し、関係市町村の同意のもと、国の関係地方行政機関との協議を行い、諮問機関である沖縄県自然環境保全審議会の答申を踏まえ、沖縄県知事が変更することとなります。

◎新里 匠君

ということですね、手続を踏めばできるということかなと思っておりますけれども、この変更をですね、今現在市として修正することはあるのか、その用意といいますか、その方針はあるのかお伺いをしたいんですけども、市長か副市長、答えられれば。

◎市長（下地敏彦君）

制度的にはですね、可能であるということは理解をいたしております。ただ、伊良部島全体の景観の保全というふうなのを考えた場合、自然環境の保全というのを考えた場合にはですね、今のところ景観条例、これで対応できておりますから、これで対応していきたいというふうに思っています。審議会にかけてこれをやるというほどまでに深刻な状況ではないという理解であります。

◎新里 匠君

今の状況です、対応できているということでした。

次へ参りたいと思います。次はですね、ちょっとまた飛ぶんですけども、福祉行政について伺いをいたします。これ過去2回ほど出してやられておりませんでしたから、今回やりたいと思います。

最初にですね、不妊治療について伺いをいたしたいと思います。宮古島市における不妊治療者数について伺いをいたします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

宮古島市における不妊治療者数のご質問がございました。宮古島市におきます不妊治療者数の全体については、把握はできておりません。ただ、不妊治療につきましては、沖縄県が特定不妊治療費助成事業を実施しております。その中で、平成30年度の特定不妊治療費助成制度へ申請された方は、これは多良間村を含みますが、宮古圏域で延べ件数で言いますと24件というふうになっております。これは県のほうがまとめておりますので、多良間村と宮古島市を分けることができないということで、宮古圏域での数値ということになっております。

◎新里 匠君

ありがとうございます。その上でですね、宮古島市として行っている不妊治療の取り組みと課題について伺いをいたします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

宮古島市の取り組みについてお答えいたします。

現在宮古島市は、不妊治療のために島外での治療にかかる渡航費用の往復1万3,000円を上限に、夫婦それぞれ年3回まで助成を行っております。平成30年度は、実数で13名、延べ人数でいたしますと24名の方に対して54万6,000円を助成しております。不妊治療については、治療を受ける方によってその治療方法、大きな差がございます。費用や身体的、それから精神的な負担も個人差が大きいのが実情となっております。また、特に本市には特定不妊治療助成の指定医療機関もないので、さらに渡航費や時間的な負担も大きくなっていると考えております。しかし、不妊治療につきましてはデリケートな問題でもありますので、渡航費の申請窓口だけでは本人たちの負担軽減はなかなか厳しいところがありますので、今後その辺については検討していきたいというふうに考えております。

◎新里 匠君

ありがとうございます。これは、県が行っているという事業がですね、保険が対応されないという特定不妊治療助成事業というものに対しては、これ体外受精と顕微授精というものなんですけれども、1回につき上限15万円と、40歳未満、43歳になるまで通算6回で、43歳以上はなしと、40歳から42歳以上は通算3回までというものがあって、その上で宮古島市独自の取り組みとしてですね、渡航費の助成をしていると。これ実は調べてみたんですけども、2014年にですね、12月定例会に市長がこの当時3村、渡嘉敷、座間味、南大東というこの3村しかやっていなかったこの事業をですね、いち早く取り入れて、この質問の翌年から助成をしてきた事業でございます。こういう状況がある中で、2019年6月に発表された令和元年度少子化社会対策白書というものがあまして、この記述がですね、それまでなかった不妊治療等への支援を盛り込んだんです。それがですね、2つあります。不妊専門相談センターの整備というものと、不

妊治療にかかる経済的負担の軽減等というところをですね、盛り込んでおります。今ですね、現在子供を望む夫婦間の5.5組に1組が、また第1子を授かってから次の第2子を授かるまでの、子供を授かりたい夫婦がですね、2組に1組が不妊治療を受けなければならないという状況がある中で、この不妊相談センターの、有意義性について厚生労働省の政策統括官付政策評価官室というところのですね、レポートがありますけれども、不妊専門相談センターの相談対応を中心とした取り組みに関する調査を行った上で、不妊を1人で悩まないでというタイトルをもってですね、調査書を出しております。その内容を見れば、心のケア、経済的負担の軽減を初めとする悩みを把握して解消につなげていく入り口となる不妊相談センター等の設置は有意義であると考えてるが、これは先ほどですね、生活環境部長がこのケアも必要だと、窓口だけでは対応できないのではないかという答弁がありますけれども、これ今、現状を言うと、大きい都市はやっております。県もやっております。しかしですね、市町村レベルになるとですね、やっていないんですよ。しかしですね、この不妊治療というものは、先ほど申しましたけれども、5.5組に1組が、また2人に1人がというところの不妊治療をやっている現状があるというところを考えますと、本市としてほかの地域にですね、先駆けてこれを設置することを提案したいんですけども、それについての見解をお伺いいたします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

不妊相談センター、不妊治療の相談センターといたしますと、やはりそれなりに専門の知識を持った方、あるいは心のケアにも十分対応できる資格を持った方、そういう方の配置が必要だというふうに考えております。今宮古島市におきましては、この不妊治療にかかわる皆さんへの対応としては渡航費の助成ということで窓口の事務職員が対応しているだけでございますけれども、まず相談センターというものを本格的に整備する前にですね、新庁舎が完成するのに合わせて保健センターも隣に隣接しますので、保健センターの職員、看護師、あるいは保健師、そういう事務職員よりは専門的な知識を持っている方々で窓口に対応できるようなまず体制をとって、その後に相談センターのあり方については検討できればというふうに考えております。

◎新里 匠君

生活環境部長、ありがとうございます。これですね、このセンターについて設置をしていただきたいというのはそうなんですけれども、なぜ私がこれを言うかということ、やはり心の問題、経済の問題もそうですけれども、1人で悩んでですね、やはり子供を授かりたいけれども授かれないという、本当に心が痛くなるというか、そういう悩みを持っている方がいると。そういう方々にですね、やはり心のケアをしてあげるところはですね、本当に大事なことかなと思っております。県内で市町村独自のですね、この施策をやっているところどういところがあるかなとちょっと確認してみたんですけども、伊江島がですね、本当にいいといたしますか、相当大きな成果を出しているのかなと思っております。これ先ほど言った県と個別の事業としてですね、43歳未満に関しては25万円の、これ全体で6回までという制限がありますけれども、これを助成していると。これは、県が1回15万円を助成する、それとは別で25万円を助成するというものです。県、これは国もそうなんですけれども、43歳以上の方については県は出しておりません。しかしですね、この伊江島については35万円。これは、県の援助が受けられないから、43歳未満の人よりも10万円多くなっているんですけども、そういうケアをしております。この成果はどうなんだとい

うところをですね、聞いたところですね、平成30年度でこちらはですね、特定不妊治療だけではなくて一般不妊治療に対しても助成をしております。平成30年度、一般不妊治療については7名、特定不妊治療がですね、6人、令和元年度が一般不妊治療についてが6人、特定不妊治療についてが5人という助成をしております。この驚くべき結果がですね、あります。この一般不妊治療、特定不妊治療の7人と6に対してですね、出産したのが5人、令和元年度に関しましても一般不妊治療6人、特定不妊治療5人に対して出産、これ妊娠をしているという話でしたけれども、3人。大きな成果を生んでいるわけなんです。これ感じ方としてはどうですかと窓口の対応してくれた方に聞きました。そうするとですね、これはもう思っていた以上に成果が出ているという実感であるというのを言っておりました。

不妊治療はですね、とても難しい問題であります。妊娠を望む健康な状態の男女が一定期間妊娠しない状態を不妊と呼んでおります。これ昔はですね、二、三年にと。二、三年たっても妊娠しない状態を言っていたんですけども、今1年ということを言われております。不妊の原因がですね、今やもうみんながわかるようになっておりますけれども、男性も女性も半分ずつの原因があると。そういう人たちに対して自分たちの状態をなるべく早く正確に把握してもらって、正しい治療を受けて、周りのサポートも得ながらですね、新しい家族を授かれる夫婦がたくさんいてほしいと。私だけじゃなくて、皆さん思うと思います。宮古島市の今1学年の子供がですね、大体500人ぐらいかなと思うんですけども、500人子供が生まれたとしてですね、今、日本において特定不妊治療における出生率の割合が5.1%となっているのを考えると、500人掛ける5%、25人も特定不妊治療で授かれる可能性のある子供がいるということを考えてですね、とっても夢のある話だと思いませんか。この不妊治療についてですね、もっともっとサポートをしていただきたいし、宮古島市がこれからも、この2014年にですね、市長がもう先駆けと言っているほどの、取り組みをしたというところにおいては、またこれからもですね、この県内の他市町村、または全国の他市町村を超えて、市民に寄り添う姿勢を持ち続けるために、この相談窓口から先につくってほしいなと思っておりますけれども、市長、見解をお伺いします。

◎市長（下地敏彦君）

今新里匠議員から伊江島の取り組みについてる説明を受けて、こんなにもすごい成果が上がっているのかなと思って、一応驚きをいたしました。私どももですね、先ほど生活環境部長が話したとおり、不妊専門の相談の窓口をまずきちんと固めて、一体どれぐらいの人が本当にその窓口に来るのかということを見きわめた上でですね、充実を図ってまいりたいと思います。

◎新里 匠君

市長、ありがとうございます。ぜひですね、設置のほうよろしくお願いします。昔はですね、意味合いは違いますけれども、お金では命買えないという言葉がありますけれども、心とお金であれば命は買える。言い方おかしいですけども、援助できるという時代になってきたのかなと思っておりますから、ぜひですね、援助のほうもよろしくお願いをします。

もう時間がですね、ないので、もう一個ちょっと福祉のところ。基金の創設についてというところですね、基金の創設について。今のところも関連しますけれども、女性や子供、老人、障害者など、社会的弱者を現行の制度で救済できない場合が多いと思います。その救済のための基金創設は事実上可能かお伺いをします。済みません、ちょっと時間がないので、できるかどうかだけよろしくお願いをします。

◎総務部長（宮国高宣君）

基金創設については、基金の目的を定めた条例を制定をすることができれば可能でございます。

◎新里 匠君

可能だということでありますから、たとえばですね、基金、寄附金が10万円だったとしても、5万円だったとしてもですね、それで助けられるものがあるのではないかと考えておりますから、ぜひですね、そこら辺も検討をお願いしたいと思っております。本当に多くの質問を、ちょっと書いてしまってますね、本当に答弁をつくっていただいた職員の方には悪いですが、また次回に回したいと思えます。

最後の質問をしたいと思えます。1年後にですね、市長選挙が迫っております。この3期11年間の市長自身が考える実績をお伺いをしたいと思えます。

◎市長（下地敏彦君）

私は、市長に就任してからこれまでの間、掲げた公約を実現し、宮古島が活力にあふれ、市民が豊かさを実感できる島づくりのため、基幹産業である農業の振興、地域経済を牽引する観光産業の振興、生活基盤の整備など、積極的に施策を推進してまいりました。就任当初は財政が逼迫し、大変厳しい状況でしたが、高率の補助事業を活用しながら財政再建に努め、現在では財政調整基金も102億円積み立てられています。特に合併特例債や一括交付金については利用できる期間が限られている制度であることから、宮古島市伝統工芸センター、防災センター、スポーツ観光交流拠点施設、宮古島市未来創造センターなど、宮古島の発展に必要な施設を急ピッチで整備し、文化、交流活動の充実や安心、安全な生活の確保に努めてまいりました。

農業については、積極的な農業基盤整備の推進により生産性が向上し、さらに農薬購入補助や次世代人材投資事業など、農家へのさまざまな支援により農業生産は向上しており、また青年就農業者も増加をいたしております。

水産業については、パヤオの増設や製氷施設、運用支援施設の整備を行うとともに、海業センターの機能強化を努め、もうかる漁業を推進しています。

子育て支援については、出産祝金の支給や障害児、病後児保育の充実、児童館の整備、認可外保育所の認可化とこども園の開設、こども医療費の窓口無料化、学校給食費の半額助成などを行い、待機児童の解消と保護者支援の充実を図りました。

市民生活については、敬老祝金の支給、難病患者への渡航費助成などの経済的な支援に加え、葬祭場やクリーンセンターの整備などを行い、生活環境基盤が今整いつつあります。さらに、環境モデル都市としてエコアイランド関連事業を推進し、美しい自然との共生に取り組んでいます。

教育については、伊良部島小中一貫教育校の設置を初め、学校規模適正化の推進、電子黒板の導入、全幼小中へのクーラー設置、危険なブロック塀のフェンス等への改修など、教育環境の充実に取り組んでまいりました。

生涯学習については、先ほど述べました宮古島市未来創造センターの整備を初め、陸上競技場の再整備を行い、また伊良部の平成の森公園にプロ野球キャンプにも対応できる屋外運動施設の整備に着手をいたしました。

また、今年度は総合庁舎の建設に着手しているところです。総合庁舎の完成により行政サービスが向上

するとともに、効率的な行政運営が図られるものと考えています。今後も市民、議会と協力し、千年先においても宮古島市が発展し続けていけるよう行政運営に邁進をしてみたいと思います。

◎新里 匠君

ありがとうございます。本当にですね、いろんな事業、いろんな分野において成果を出してきたということはですね、私も本当に理解をいたします。

最後に1つだけですね。ちょっと私の考えなんですけども、政治とか、行政というものはですね、やめる前提でやるのと継続する意志を持ってやるのとでは本当に成果について、与える影響が高いのではないかと考えております。そういう意味においては、先日の我如古三雄議員への一般質問の中で後援会と相談をして進退を決めるというところを言うておりましたけれども、このことはですね、否定しなかったという部分を私は見るとですね、出馬意志あるのかなと少し思っているんですけども、こういう観点からしてですね、この影響を政治的な、政治あるいは行政を進める上でやっぱり継続的に進める意志を持ちながらですね、来年も、やる意志あるのかというところを、最後にお聞かせください。よろしくお願いします。

◎市長（下地敏彦君）

次年度においては、総合庁舎が完成し、市民にとって利便性の高い行政サービスの提供が可能となります。総合庁舎を核としたこれからのまちづくりは、未来を見据えた対応が必要になりますので、しっかりとした取り組みが必要であると考えております。

◎新里 匠君

時間ですね。終わります。ありがとうございました。また来年も意志を持って頑張ってください。よろしくお願いします。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで新里匠君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後4時41分）

令和元年

第7回宮古島市議会(定例会)会議録

12月17日(火) 7日目

(一般質問)

令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第7号

令和元年12月17日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）会議録

令和元年12月17日（火）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（散会＝午後4時17分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 德 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 夕カ子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 德 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	欠 員	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	砂 川 辰 夫 〃
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 德 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	下 地 敏 彦 君	会 計 管 理 者	下 地 秀 樹 君
副 市 長	長 濱 政 治 〃	消 防 長	来 間 克 〃
企 画 政 策 部 長	友 利 克 〃	伊 良 部 支 所 長	上 地 成 人 〃
総 務 部 長	宮 国 高 宣 〃	総 務 課 長	与 那 覇 弘 樹 〃
福 祉 部 長	下 地 律 子 〃	企 画 調 整 課 長	上 地 俊 暢 〃
生 活 環 境 部 長	垣 花 和 彦 〃	財 政 課 長	砂 川 朗 〃
観 光 商 工 部 長	楚 南 幸 哉 〃	教 育 長	宮 國 博 〃
振 興 開 発 プ ロ ジ ェ ク ト 局 長	大 嶺 弘 明 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
建 設 部 長	下 地 康 教 〃	生 涯 学 習 部 長	下 地 明 〃
農 林 水 産 部 長	松 原 清 光 〃	農 業 委 員 会 会 長	芳 山 辰 巳 〃
上 下 水 道 部 長	兼 島 方 昭 〃	農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 地 寿 男 〃

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	上 地 昭 人 君	次 長 補 佐 兼 議 事 係 長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第7号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は上里樹君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまより一般質問をさせていただきます。日本共産党の上里樹です。

まず、最初に陸上自衛隊の配備についてですが、宮古島駐屯地の件ですけれども、まずこの2016年11月30日ですけれども、うるま市のキャンプ・コートニーで日米共同方面隊指揮所演習というのがありました。この作戦の具体化に乗り出しているというのが実情です。この写真は、作戦訓練の風景です。宮古島、石垣、この地図が大きく広げられて、海兵隊司令官が宮古島を踏みつけにして立って、指揮棒で渡口の浜を指しています。着上陸訓練です。宮古島で米海兵隊と陸上自衛隊が全面的な戦争を繰り広げるといってもいい戦略です。宮古南西諸島の自衛隊配備計画は、アメリカの要求による日米軍事一体の備えであり、島々を戦争に巻き込む危険な計画で、絶対に許せません。駐屯地の建設が完成しない中、焦るように陸上自衛隊宮古島駐屯地が4月7日開所しました。駐屯地建設工事が進められながら、実践部隊が配備され、工事現場に自衛隊の装甲車や特殊車両が並ぶ異様な光景です。そこで、岩屋毅前防衛大臣が謝罪に追い込まれることになった存在しないはずの弾薬庫について質問いたします。

宮古島駐屯地の弾薬庫について、危険な弾薬庫は撤去すべきです。住民は弾薬庫を認めていません。そもそも弾薬庫はつくらないというのが防衛省の説明でした。千代田、野原の住民は防衛省の説明で弾薬庫はつくらない、ヘリコプターは来ないという説明を信じ、反対決議を撤回したのです。市長も安心したのです。弾薬庫があってはならないのです。明示的に説明をしなかったという謝罪で終わりにすべきではありません。市として、住民の安全、安心を守るためにも、弾薬庫の撤去を要求すべきです。

◎企画政策部長（友利 克君）

まず、弾薬庫の撤去を要求すべきとの質問でございます。

防衛省、沖縄防衛局に確認をいたしました。宮古島への部隊配備に際し、部隊を配備する以上、その任務遂行に必要な弾薬を保管するのは一般的なこととの説明、回答をいただいております。市としましても、防衛省は関係法令に従い安全を確保しながら運用するものと考えております。

◎上里 樹君

全くこれまでと変わらない防衛省の受け売りですけれども、まず防衛省は市民に、そして市議会に、市長にうそをついたという重大問題があります。ここに沖縄防衛局が2016年11月30日付の宮古島市議会への回答書があります。この回答書で明確に千代田カントリークラブにおいて火薬庫及びヘリパッドを整備する計画はないと書いてあります。明示的に説明しなかったのではなく、防衛省は機会あるたびに明示的に保管庫だと説明してきました。市長は、防衛大臣の陳謝を受け、抗議の声を上げませんでした。

そこで伺います。市長は、陸上自衛隊配備を市議会が賛成多数で議決した際に、市議会は住民の代表であり、その議会の決定は、大変重いとコメントいたしました。防衛省は、市民に、市議会に、そして市長にうそをつきました。それで住民の安全、安心は守れるのですか、ご見解をお聞かせください。市長が答弁してください。

◎企画政策部長（友利 克君）

防衛省としては、地元説明会等において、宮古島駐屯地の保管庫は警備に必要な小銃弾、発煙筒などを関係法令に基づき安全に保管するためのものと説明してきており、こうした弾薬の保管は明示的に説明をしています。この点火薬庫を貯蔵する施設の呼称については、特段決まりは設けていなかったため、保管庫、弾薬庫、貯蔵庫、火薬庫などと呼称してきたところがございます。今後整備が予定されている施設で、火薬を貯蔵するものについては、火薬庫という法律上の名称に統一したところですので。そのため地元住民の皆様への説明会のみならず、宮古島市からの質問やさまざまな要請など、機会のあるごとに火薬庫や弾薬類の安全について丁寧に説明をしてきたところという回答をいただいているところがございます。

◎上里 樹君

この見解については、二元代表制に基づく議会と市長みずからが弾薬庫はつくらないと聞いて安心したとコメントまで出しています。議会もうそをつかれました。こんな重大な事態に際し、市長の見解をお聞きします。

◎市長（下地敏彦君）

今さっき企画政策部長が答えたとおりであります。

◎上里 樹君

本当に情けないんですけども、議会も、そして市長も本来であれば防衛大臣が謝罪した際に、厳重に抗議すべきではなかったでしょうか。これで本当に住民を守る、そういう自衛隊なのか、住民はますます不信感が募ったと思います。いまだに弾薬庫には何が入っているかわからない、そういう状況ですので、市長の今のコメント、本当に市民の代表として寂しい見解だと思います。

次に、弾薬庫は火薬類取締法の関係法令に基づき適切に行っており、十分な保安距離をとっていると言いますが、保管予定の火薬は燃焼時に有害な塩化水素ガスが発生するということです。その件に関し、有毒ガスの発生と拡散シミュレーションや周辺住民への安全対策等について、住民には何一つこれまで説明がされていません。市長には説明はありましたでしょうか。市長は、その件に対しどのようにお考えでしょうか。有毒ガスの危険性について説明会を開くべきです。

◎企画政策部長（友利 克君）

塩化水素ガスの発生について、市長への説明があったかということでございます。

有毒ガスの発生と拡散シミュレーションや周辺住民への安全対策については、特に説明はございません。沖縄防衛局に問い合わせたところ、火薬庫の設置、運用に当たっては、火薬類取締法、自衛隊法などの関係法令に基づき適切に行っており、火薬類の安全性に関しては、隊員へ安全管理教育を行い、また有事における中距離地对空誘導弾の使用について、周囲の安全確保に努めた上で使用し、その場所については状況に応じ選定するとの回答を得ております。

◎上里 樹君

全て火薬類取締法に基づいて、適切に関係法令に基づいてという答弁ですけども、この説明会は一回も説明されていません、この有毒ガスの発生については、周辺住民が失明しかねない、そういう有害な毒物なんですね。それを幾ら関係法令を守って、安全だ、安心だといっても、それで住民が納得しますか。それで住民の安全を守れるんでしょうか。私は、火薬類取締法に基づいてというそれをもって火薬類取締法に関するあらゆる資料を調べてみました。この写真は、火薬庫2基ございます。まず、写真の右と左、ここに小さな弾薬庫と大きい弾薬庫があります。この2つの写真の向かって左側、ちょうど弾薬庫の出入り口です。ここに1という表示があります。この八角形の1ですけれども、それとバツ2というのは、先ほどの小さな保管庫、建物がありますけれども、そこの壁に設置されている2という表示、大きく拡大すればこの2です。これが何を意味するのか、お伺いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

何を意味しているかですけども、陸上自衛隊においては、管理する弾薬について火薬庫に表示することになっている。ご指摘の八角形はりゅう弾など、バツ印は徹甲弾及び演習弾等をあらわしているとのことでございます。

◎上里 樹君

余りにも簡単な答弁で、危機感が全く感じられない。先ほどの有毒ガスの発生についてもそうです。保管される中身についてもそうですけども、この1というのは火薬類取締法第19条関連で、設置が義務づけられているものですけども、管理する火薬ごとに火災標識を設置しなければならないとされています。その第3条で、火災の、これ火災表示なんですね、火災が起きたときの表示です。要するにこれを見れば一目瞭然で、何が保管されているかというのがわかるようになっています。ですから、どう対応するのか、消防署みんながわかる、そういう中身になっているものです。これは要するに火災の際の標識だということで、種類の八角形の中に書いてある1というのは、これは様式で縦横大体60センチぐらいの寸法ですけども、先ほど申し上げました企画政策部長がご答弁なさったようなもののほかに、迫撃砲やロケット対戦車りゅう弾とか、ロケットりゅう弾とか、有毒ガスを発生するもの、自衛隊が保管する全ての弾薬が保管されるというのがこの1群です。第1群といいます。それで、貯蔵する弾薬の種類によって、第1群から2群、3群、4群に区分されて、これは1群が最も危険度が高いとされているものです。これが千代田にある弾薬庫です。

それから、その順番が2、3、4といくんですけども、2つ目の小さな保管庫にしても、1群に次ぐ大変危険な弾薬庫です。そういう部類に振り分けられているものです。そこで、別表で火災標識の種類、様式、これが定められています。この消火要領等の1で、火薬庫の火災は、次の場合以外消火活動をしてはならないと。（1）、火が実際に弾薬に届かず、十分消火の見込みがある場合、（2）、爆発が完全に終わり、残火の処置について貯蔵責任者の命令がある場合。2で、留意事項として、（1）、退避等の警報を発生し、可能な限り消防隊等に火災の種類、内容を伝える。（2）、爆薬等が爆発している場合には、60メートル以内には、近づいてはならない。また、消防車等は、防護可能な位置に配置すると定めています。さらに、同別表で種類の第2群、様式で縦横60センチの寸法ですけども、20センチの太さのバツ印、この中央に数字の2が記されていますけども、該当弾薬等は徹甲弾とか、演習弾とか、火砲弾とか、迫撃砲弾、この4種類が記されています。火災時の危険度は小爆発で破片生成、断続的な爆発形態を呈すると。消火

要領等に当たっては、第1群と同じに位置づけられています。発煙筒、WP発煙弾の場合は、防護マスク、救命策を用いると、こういう火薬取り扱いに関するこれは自衛隊で配付されている通達には達となっていますけども、この中に詳しく書いてある中身です。インターネットでとれます。この中身、これが対象になっている弾薬庫だということですけども、以上火薬類の取扱いに関する達を説明しましたが、それに対する市長のご見解を求めます。

◎企画政策部長（友利 克君）

火薬庫などの整備、それから保管については、やはりそれは関係省庁、許可庁といいますか、と調整の上で整備がなされ、保管がなされているものというふうに認識をしております。この場合、経済産業省が所管ということになるかというふうに思いますけども、そういう関係省庁と綿密な調整を経ながら整備、それから保管というものがなされているものと認識しております。

◎上里 樹君

本当に危機感の感じられない答弁だと思います。弾薬庫はつくらない、そうやってつくってしまった。迫撃砲弾やいろんなミサイルを秘密裏に入れた。入れたときも、出したときもわからない。今現在何があってもわからない。そういう中で、1群は全ての弾薬を保管する対象になっているんだという、そのことがこの火災標識からわかりました。だから、そういう中で、そういう法律を守っている関係省庁の云々かんぬんは、本当に住民にとってはどうでもいいことなんです。安全と安心を守るという観点に立って、宮古島市がどう対応するかという問題なんですけども、ですからこの住民の安全にかかわる重大なこの内容だと私は思いますけども、弾薬庫の中に入れる入れない、何が入っているかという問題ではないと思います。千代田の弾薬庫は、民家までわずか75メートルしか離れていません。この写真に2階建ての建物、1階建ての建物両端にあります。私がはかりましたら、縮尺で75メートルしか離れていません。防衛省は、150メートルだと言いますが、しかもすぐそばには燃料タンクが設置され、給油施設があるという驚きです。異常さ、本当に考えられません。弾薬庫の火災について、火薬類の取扱いに関する達、いわゆる通達は、爆薬等が爆発している場合は600メートル以内には近づいてはならないとし、陸上自衛隊の教範は、ミサイルが火災に包まれたら2分間で1キロメートル以上避難が必要としています。千代田の弾薬庫は、弾薬庫の設置をしてはいけない場所に設置されていることが問題だと思います。このことに対し、市長はそれでどうやって市民に安全、安心と責任を持って言えるのか、ご見解をお伺いします。市長にお聞きします。

◎企画政策部長（友利 克君）

先ほどから申し上げているとおり、現在千代田整備されて終えていますけども、これも当然関係法令に基づいた安全な距離を確保しながら整備がなされているものというふうに考えております。

◎上里 樹君

私は、これは住民の命と安全にかかわる大変な重要な問題だと思うんです。この問題、市長は知っていたんですか、再度お聞きします。市長にお聞きしているのです、市長が答えてください。

◎企画政策部長（友利 克君）

答弁の繰り返しになるかというふうに思います。市としましては、これまでも述べてきているとおり、関係法令に基づき適切に対処すると。当然市に関係するもの以外の法令手続というものはあるかというふうに思っています。弾薬といますか、火薬庫の設置、保管についても、これは経済産業省の所管とい

うことであります。経済産業省のいわゆる許可といいますか、認可といいますか、これを受けて整備がなされているものと考えております。

◎上里 樹君

このような危険な弾薬庫、市長は撤去を求めるべきです。市長のご見解をお伺いします。市長が答弁してください。

(傍聴席から何事か声あり)

◎議長（佐久本洋介君）

傍聴人は静かにしてください。

◎企画政策部長（友利 克君）

先ほどから申し上げているとおり、関係法令に基づいて整備がなされているものというふうに考えております。法令に基づいて整備されている施設に対し、市から撤去を求めるということは、なかなかできないものと考えております。

◎上里 樹君

大変な見解です。今企画政策部長が答弁なさいました、市から撤去を要求はできないと。住民の命と暮らしを守るのがあなたの責任です。議会の責任です。議会をだまし、市長をだました、市民をだました。

(「だましていない」の声あり)

◎上里 樹君

ごまかしました。それを明示的に答弁書で回答しているんですよ。それをそのような受けとめでよいんでしょうか。私は、命と暮らしを守るという地方自治の本旨、それに責任を負う宮古島市であるべきだと思いますけども、市長の答弁も得られない、企画政策部長は耳にたこができる同じ答弁ばかり、とんでもないです。これでは住民の命と暮らしは守れない、私たちは住民とともに危険な弾薬庫の撤去、これを強く求めてこれからも運動を続けてまいります。

次に、保良鉱山についてですが、保良弾薬庫建設についてですけども、住民の合意もなく用地取得も完了せず、説明も不十分なまま説明会の翌日から準備作業に入り、防衛省は7日保良鉱山地区で建設工事に着手しました。市長は、さきの議会で岩屋毅前防衛大臣にこれまで丁寧に説明してこなかったことを踏まえ、今度は保良の弾薬庫のことも含めてきちんと説明していただきたいと伝えたところでありますと私に答弁いたしました。そこで、住民は丁寧な説明を求めています。市長は、防衛省に対し丁寧な説明会開催を要求し、市長も住民説明会に参加することを求めます。市長が答弁してください。

◎企画政策部長（友利 克君）

丁寧な説明会の開催でございます。保良及び七又地区への住民の皆様に対しては、10月3日に保良公民館において防衛省が説明をしております。これまでも述べておりますけども、事業主体である防衛省が保良及び七又地区への皆さんへ丁寧に説明し、理解を得る必要があるかと考えております。

◎上里 樹君

市長が答弁するべき大事な問題だと思うんですね、これは。説明を求める、住民の命と暮らしを守るという責務に立って。

次の質問いたします。市長は、千代田には弾薬庫は置かないということで安心したとコメントいたしま

した。その危険な弾薬庫が保良に建設されます、しかも十分な説明がない中で。なぜそれを認めるんですか。千代田住民と保良の住民の命に違いがあるんですか。市長答弁してくださいよ。

◎企画政策部長（友利 克君）

先ほどもお答えいたしました。10月3日に保良、七又の皆様には保良公民館において説明会があったものと認識をしております。

◎上里 樹君

市長が岩屋毅前防衛大臣に丁寧な説明をするようにという丁寧な説明とは、どんな説明ですか、市長にお聞きします。市長しか答えられません。

（傍聴席から何事か声あり）

（「あなたが答弁するのはやめてください。市長の見解を聞いているんですよ」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

市長から委任を受けて答弁していますから、問題ありません。

（「市長の思いを委任を受けた者がわかるわけないでしょう。どんな思いで岩屋毅前大臣にそういう答えを言ったかということですよ、抗議一つしないで」の声あり）

（傍聴席から何事か声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

傍聴人は静かにしてください。再度注意します。傍聴人は静粛に願います。

◎企画政策部長（友利 克君）

防衛省は、これまでも市民、それから宮古島市の求めに応じて説明会は開催してきているとの認識だという回答でございます。

◎上里 樹君

本当に市長の誠意が感じられません。同時に防衛省の誠意も感じられません。当初の住民説明会の際、防衛省はしっかりと住民の理解を得るために丁寧な説明をという繰り返しその千代田の建設の際は低姿勢でした。ところが、今回は開き直りともとれる扱いでした。同時に、市も今開き直りを感じます。こんな態度で本当に住民の安全、安心、平和を守ると言えるのでしょうか。市長は、どんな思いで岩屋毅前防衛大臣に丁寧な説明を求めたのか、再度お聞きします。

◎企画政策部長（友利 克君）

昨日の仲里タカ子議員の要望といいますか、求めにもお答えをしたところです。今後も丁寧な説明をしていくよう防衛省、沖縄防衛局には求めてまいりたいと考えております。

◎上里 樹君

この弾薬庫を設置してはいけない場所に設置しているということが問題なんです。これは、千代田も保良も一緒です。千代田は75メートルしか離れていない、保良は250メートルといいますけども、200メートル、600メートル避難するような第1群の危険な表示が立っている場所で、これはうそを言っているんです

か。何が入っているかの問題でもないんですよ。だから、そういう弾薬庫の建設、これを直ちに中止すべき、このことを強く求めます。

次に移ります。ミサイル部隊の宿舎と基地建設についてですけども、防衛省の説明では宮古島への陸上自衛隊配備は700名から800名ということです。警備部隊は380名既に配備されました。そこで伺います。ミサイル部隊の宿舎、そしてミサイルを指揮誘導する基地、これはどこに建設するのかについて市長に説明はありましたか。

◎企画政策部長（友利 克君）

宿舎と指揮誘導する基地の建設についてでございます。

地对艦誘導弾部隊、中距離地对空誘導弾部隊については、宮古島駐屯地に令和元年度末までに配置する計画との回答を得ております。その上で、宿舎については、千代田カントリークラブ地区に162戸を整備済み、今後友利地区、平良地区及び保良地区での整備を予定しているとのことでございます。また、ミサイルを指揮誘導する基地の建設の予定はないとのことでございます。

◎上里 樹君

次に移ります。自衛隊の迷彩服着用についてですけども、市民や観光客から空港や市街地で多くの自衛隊員が迷彩服姿で並んだり、通勤したりしている姿が不安で、異様だという指摘があります。そもそも迷彩服は戦闘服です。自衛隊に公共施設や市民の生活の場での迷彩服着用をやめるように市として要請すべきだと考えます。

◎企画政策部長（友利 克君）

迷彩服の着用についてお答えします。

公共団体、例えば警察、消防などは、制服を着用し活動を行っております。そのことから、自衛隊が制服で活動することに対し、市はやめるよう要請する立場にありません。

◎上里 樹君

観光客や市民がそういう声を寄せているという事実があります。ですから、それを受けとめていただきたいと思えます。

次に移ります。航空自衛隊宮古島分屯基地についてですが、基地機能の強化についてお伺いします。復帰時に比べて基地の機能強化が進められています。航空自衛隊宮古島分屯基地には、新たに地下施設が建設されていますが、その地下施設の建設と機能について、市には説明はありましたでしょうか。地下施設の構造と機能について、明らかにしてください。

◎企画政策部長（友利 克君）

これにつきましては、これまでも答弁したことがあるかというふうに思っておりますが、航空自衛隊宮古島分屯基地内における当該局舎は、分屯基地内におけるレーダーを運用するための局舎です。地下2階建て、その面積は2,400平方メートルとのことでございます。その使用の目的でございます。レーダーの運用に係る要員の執務スペース、レーダーから得られる情報、データを処理するための装置などの機器を設置するためのものとの回答を得ております。

◎上里 樹君

答弁のとおりですけども、この施設があることは、市民の証言で私は知りました。それに基づいて沖縄

県宮古土木事務所、市民が開示請求をした結果、それを裏づける資料が出てきたわけです。その発電装置を備えているというんですけども、地下30メートルの特殊コンクリートで頑丈につくられているということです。ちょうどその地下30メートルで私の頭によぎったのが横須賀の米軍基地と自衛隊の司令部機能が頭に浮かびました。宮古島のミサイル部隊に指令を出す中枢がその横須賀にあります。宮古島の自衛隊、ミサイル部隊が動くのは、その横須賀基地からの指令で動くことになっています。まさか宮古島その機能を持たせるための地下施設なのかもしれない、そういう心配を私はいたしました。同時に、その市民からは現在の宮古島にあるレーダー機能の3倍から5倍の機能を持つレーダーの建設も計画されていると、そういうしかるべき某企業からの情報として知ったということでしたけども、野原集落住民には何の説明もないままフェンスに囲まれた基地の中にさまざまな軍事施設がつけられています。住民に説明し、明らかにすべきだと考えますが、住民説明会はこの件で一回も開かれていないと思います。見解を求めます。

◎企画政策部長（友利 克君）

その地下施設でございますけども、これは老朽化が進んでいる古いレーダーをより能力の高いレーダーに置きかえるため、新しいレーダーを設置するための土台となる局舎2棟を建設するとともに、当該レーダーの運用を実施する運用局舎の整備を行ったとのことでございます。その必要性についてですけども、市としましては、航空自衛隊の任務において、必要な施設だというふうに考えてございます。

◎上里 樹君

今の説明だと、これはドローンで撮った写真ですけども、今言った土台に当たるレーダーの土台というと、この端っこに位置するんですね。ところが、市民の証言は地下施設があるのは中央部なんです。ヘリパッドのそばです。同じ地下室とは思えません、今の企画政策部長の答弁は。だから、新しく設置するレーダーの土台だと、その強化だと言いますけども、間違っていると指摘したいと思います。

それで、その地下施設と機能について……。

◎企画政策部長（友利 克君）

私が説明している施設が誤りではないかというような指摘でございますけども、これについては上里樹議員の質問を防衛省、沖縄防衛局に問い合わせた結果、このような回答になっておりますので、間違いではないというふうに考えております。

◎上里 樹君

通告出していますので、その地下施設の機能について市長の見解を求めます。

◎企画政策部長（友利 克君）

先ほども市長見解については述べました。繰り返しになりますけども、航空自衛隊の任務において、必要な施設だというふうに考えております。

◎上里 樹君

大変誠意のない答弁の繰り返しで、市民がますます不安になったと思います。まず、集団的自衛権行使を認める安保法制が施行されて4年が経過しました。そのもとで、自衛隊の役割は大きく変質しました。安倍晋三首相のもとで戦争のできる国づくりが進められ、アメリカの覇権争いで日本が攻撃されていないのに、アメリカの指示で自衛隊が行動し、犠牲になる。そして、南西諸島の島々が戦場になる。そのようなことを許してはなりません。憲法第9条をしっかり守って、軍事的緊張を高めずに、宮古南西諸島への

自衛隊配備と増強をやめるべきです。

次に移ります。職員の雇用についてですが、会計年度任用職員制度、これが始まります。来年4月から臨時職員、非常勤、嘱託職員の大半が会計年度任用職員に移行します。総務省は、現在の臨時職員、非常勤、嘱託職員の運用実態が自治体ごとにばらばらで、法の定めと任用の実態の乖離をなくするために適正化を図るというものですけども、もう一つは現行の非常勤職員は、地方自治法第203条の2第1項、第3項によって、報酬と費用弁償しか支給することができないため、改正により期末手当の支給が可能になり、臨時、非常勤職員の処遇改善につながるというものです。そこでお伺いしますが、法改正の趣旨を生かす観点から、条例制定に当たり現場の声や労働組合の声はお聞きになりましたでしょうか。

◎総務部長（宮国高宣君）

条例制定に当たり、現場の声や労働組合の意見は聞きましたかという趣旨の質問でございました。

制度準備に当たっては、制度導入等に関する調査やフォロー調査を国及び県に提出し、指導を仰ぐとともに、県内各市との協議会や意見交換会等に参加して調整、情報交換を行ってきました。各職員団体との協議に関しましては、勉強会及び意見交換会を行うとともに、団体交渉を重ねながら調整を行い、進めてまいりました。また、教育委員会、関係各課にヒアリングを行い、調整準備をし、今回の議案第117号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての提案となっております。

◎上里 樹君

今回の会計年度任用職員制度は、非正規職員の処遇改善が目的となっていますよね。それで、この条例の提案の説明では、任用のあり方については、宮古島市は全てパートタイム任用だと。時給制ということなんです。仕事の重要性、そういった例えば学校の教育現場、保育所、幼稚園、大切な場所があると思います。自治体によっては、フルタイムでそれを対応している自治体もあります。全てパートタイムというのはなぜなのか、理由をお伺いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

その前にですね、時給制という言葉が今上里樹議員のほうから出ました。職員と同じようにですね、給与表を用います。ただ、時給に換算するという話でございまして、その辺は取り違えないようお願いしたいと思います。

任用のあり方について、宮古島市は全てパートタイム任用で時給制ということでございます。フルタイム雇用を導入しなかったのはなぜかという質問でございます。会計年度任用職員には、上里樹議員ご指摘のとおり、フルタイム職とパートタイム職の2通りがございます。フルタイムの職とするためには、従事する業務の性質に関する要件としまして、いわゆる本格的業務とされる許認可関係、契約、将来の市の方向性を示すような方針や計画策定などの業務などを行うことであり、また勤務に関する要件としまして、フルタイムとすべき標準的な業務の量がある職であることが条件となっております。本市の会計年度任用職員の職務は、文書の收受業務や発送業務など、マニュアルに沿って対応可能な定型的な業務及び特定の知識経験に基づく正職員の補助的な業務を予定しており、先ほど述べた正職員が行う権利、義務関係の発生が伴うような業務などとは異なると考えております。また、会計年度任用職員の勤務時間は週37時間30分の範囲内で設定され、常勤職員と勤務時間にさほど違いがない職務もありますが、本格的な業務を遂行する主体ではなく、補助的、定型的な業務を遂行する職員であることから、パートタイムの職での任用を行

うことと考えています。

◎上里 樹君

これは、会計年度任用職員制度に移行する職員は全てがそういう補助的な職員なんですか。

◎総務部長（宮国高宣君）

一般的に、一般事務的な会計年度任用職員もおります。しかしながら、保育所等ですね、現場がありますので、それについては同じようなですね、業務をしていると思っております。しかしながら、職種によって給与は違いますので、その辺は職種によって給与等の査定は違っております。

◎上里 樹君

恒常的ななくてはならない部署で正職員が本来担うべき仕事を臨時職員が担っているという事例もお認めになりましたけども、この場合にお答えできればいいんですけども、高卒の初任給というんですか、号数で決められていると思うんですけども、要するにこの会計年度任用職員制度に移行して現行水準よりよくなったと言える報酬、給与体系になるのかということをお答えできますか。14万円幾らかだと思いませんけども、初任給。

◎総務部長（宮国高宣君）

これまでは、賃金という扱いでございましたけど、来年4月からは報酬という形になります。ですから、これまでですね、いろんな制度がございます。その中において、これまで欠勤扱いだったものが無給でですね、そういったいろんな制度的な特典もございまして、また期末手当も支給されるようになりますので、年収ベースでいえば約25万円から30万円ぐらいの年収の増となると考えております。

◎上里 樹君

報酬は要するに25万円から30万円程度これまでより引き上がるということですけども、それをもし……
（「年収で」の声あり）

◎上里 樹君

年収で、そうですか。それで、やっぱりこの新しい制度に移行して期待しているのは、現行水準を上回っているのか下回っているのかだと思うんですね。それで、高卒程度の一般の職員で初任給というんですか、一番低い職員で14万円余りの給与水準があると思いますけども、それを下回るのか上回るのか同額なのか、バロメーターとして。

◎総務部長（宮国高宣君）

今上里樹議員が質問しました14万円を超えるかどうかということですけど、14万円は超えません。

◎上里 樹君

14万円は超えないと。やっぱり長年働いて、部署によっては私が回った範囲でも正規雇用の職員よりも賃金職員のほうが仕事ができるというものを間々見ます。そういうキャリアがあり、仕事を全部こなしている、そういう職員が初任給以下だという、これは問題だと思うんですね、今度の会計年度任用職員制度の目的からして。それでお伺いしますけども、本市の臨時、嘱託職員で更新により雇用されている職員は、最長で何年なのか。

◎総務部長（宮国高宣君）

臨時または嘱託職員とも、最長期間は14年でございます。先ほどの質問でありました給与をですね、今

現在1年間雇用された職員は、それを現給をですね、保障するような形の給与を査定します。それですね、1年、2年、3年とやると2号給です、アップしていきますので、それはずっとそのままいくという話でございませんので、それは段階的に年数たてば昇給していくという話になります。

◎上里 樹君

最長で14年と、これまで私が最長で知り得る賃金職員で30年というのもいました。だから、そういう同一賃金同一労働、これを目指す今度の法改正、これがまだまだ適用し切れないということは指摘しておきたいと思います。任期がこの法制度によって1年単位となります。任期の法制化によって、年度末ごとの雇いどめの不安が危惧されますけども、これでは会計年度任用職員に移行しても、いつまでも非正規、いつでも雇いどめ、そういう仕組みが残ります。そこでお伺いします。経験の蓄積で貢献している臨時、嘱託職員には、正規職員並みの処遇の改善と正規職としての登用ができる仕組みが必要だと考えますが、ご見解をお伺いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

正規職員として登用できる仕組みが必要だと考えるということの質問でございます。

正職員並みの処遇改善としまして、国が示しているマニュアルにおいては、期末手当の支給割合は段階的に引き上げ、最終的に職員と同率を支給することも可能であるとされておりますが、本市においては来年度の年度開始から職員と同じ支給率を検討しているところでございます。また、再度任用する場合の給与決定については、経験加算を行うことを検討しているところでございます。

次に、正規職員としての登用についてであります。正規職員の採用については、競争試験による採用が原則とされており、これは長期継続任用を前提とした人材の育成、確保の観点と人事の公正を確保し、情実人事を廃する観点から必要とされているものであります。このため正職員として任用する場合には、競争試験などによることとなります。したがって、任用通算期間が経験蓄積で貢献している臨時並びに非常勤職員であります。そのまま正規職員として登用するということにつきましては、今のところ検討しておりません。

◎上里 樹君

そもそも同一賃金同一労働を求める国民世論に押されての総務省の今度の法改正だと思うんです。残念ながらその自治体に対応するフルタイムの財政、これの裏づけもないままスタートです。だから、法改正の趣旨を生かすという点でも、国の責任を果たせという声を上げる、また上げているという話でしたので、ぜひ力を合わせてやっていきたいと思っておりますけども、この同一賃金同一労働は、まさに今問題になっている子供の貧困、そこに通ずる問題なんです。ですから、低賃金、不安定雇用、これが今日本の大問題なんです。ですから、子供の貧困問題、これも全て連動する中身として、同一賃金同一労働、これを求める声、これ自治体としてもしっかり対応していくように頑張りたいと要望します。

次に、子育て支援についてですが、子供の貧困対策としてこれ拡充をしまいいりました。まだ宮古島市は通院費が無料になっていません。ですから、本当に子供の貧困対策としても、子育て支援としても、ぜひ必要な制度だと思います。県は、玉城デニー知事が自分の任期中に実施すると明言いたしました。市長も現物給付制度、県に先駆けてやってきたようなこともありますけども、ぜひ子育て支援、そして子供の貧困対策というその観点に立って、宮古島市も早期に中学校卒業までの入院、通院ともに無料と、現物給

付制度にしていくべきだと考えますけども、ご見解を求めます。

◎福祉部長（下地律子君）

こども医療費についてお答えいたします。

平成30年4月から通院はゼロ歳から未就学児、入院はゼロ歳から中学卒業まで所得制限を設けず現物給付で医療費助成を実施しております。今年度5月に沖縄県保健医療部からこども医療費助成制度の拡充に係る市町村意向調査がありました。市といたしましては、令和3年度に段階を経ず一挙に中学校卒業まで拡充する方向がよい旨の回答をしたところでございます。また、拡充に当たり平成30年11月に県が示したこども医療費助成制度の拡大に係る県のたたき台では、対象年齢の拡大については、まず小学校卒業までを令和4年度から、中学校卒業までを令和7年度からとそれぞれ段階を踏み拡充するとされております。このことから、県の動向を注視しながら、県が実施する時期に合わせて拡充をしていきたいと考えております。

◎上里 樹君

県に歩調を合わせるということですが、ぜひ命にかかわる、健康にかかわることですので、やっぱりそこにどれだけ支援できるか、これが今後の大人になってからの生活というか、自立にも大きく左右すると言われますので、ぜひ県待ちにならない頑張りをお願いします。

次に、学校統廃合についてですが、来間小学校の廃校についてです。住民の同意のない小学校の廃校はすべきではないという立場から質問ですが、なぜ廃校にするのか、これはこれまでの統廃合の経緯からして、中学校を先にやると、あれから6年が経過しました。そんな中で、状況を見て慎重に行う、そういう説明だったと思いますけれども、住民説明会の状況を見ますと、数少ない参加者、委員会で案内を出したのが1週間前、7日前ということでしたけども、2回目の案内は2日前、参加者が少ないにもかかわらず、それでよしとしているところに疑問を感じます。もっと住民の声に耳を傾けるべきではないかと思っておりますけども、なぜ廃校にするのか、お伺いします。

◎教育長（宮國 博君）

なぜ廃校にするのかというご質問にお答えをします。

来間小学校につきましては、宮古島市立学校規模適正化基本方針において、来間小学校、下地小学校については、中学校の結果を見守り、統合の時期について速やかに決定することから、来間中学校、下地中学校の統合結果を検証するとともに、児童数が減少する来間小学校の教育活動等の状況を踏まえて協議した結果、下地小学校との統合が望ましいと、こういう結論に達した、こういうことでございます。

◎上里 樹君

住民は休校を求めていますよね。そういう中で、なぜその要求を受け入れられないのか、それはもう先ほどの答弁にも通ずると思いますけども、地域と学校は関係ないと言いますが、私は要するに地域あつての学校だし、学校あつての地域だと思うんですね。そこで幼稚園や小学校がなくなるということは、そこに若者が定住できない地域に変わるということだと思うんです。ですから、地域住民としては、移住者を募りたい、そういう中で空き家を確保して対応してやっている、そういう努力もありますけども、絶対的にその空き家の数が足りないと、希望はあっても。ですから、それを行政側が支援するのが必要だと

思うんですね。ですから、閉めてしまって、廃校にして新たにというのはなかなかできないと思うんですけども、それを人をふやす努力をしたのかどうか、教育委員会として。

◎教育長（宮國 博君）

質問の趣旨が通告とはちょっと変わっていらっしゃるのかなという思いはございますけどね、教育委員会が地域において空き家等々を利用して住民の数をふやすような努力をしたのかというお話でございますけれども、教育委員会というのは、教育に関するところが我々の所管であって、空き家とかあるいは地域の産業とか、こういうふうなところは別の部署が所管をしているところでございますので、私どものほうからこのような動きはしていないと、こういうことでございます。

◎上里 樹君

確かに事業とは違う、家を建てるとか、そういうことは違いますけども、住民とともにね、教育委員会がそういう人をふやしていく努力を手助けする、情報をとるとかね、大神小中学校及び大神幼稚園の事例で廃校になるまでかなりの年数を要しました。その経験があるから聞いているんですよ。ですから、そういう努力も必要ではないかということを指摘したいと思います。学校がなくなれば……

（「ちょっと待ってください」の声あり）

◎上里 樹君

いや、もういいですよ。

（「そういう言い方はだめなんですよ」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

静かにしてください。

休憩します。

（休憩＝午前11時04分）

再開します。

（再開＝午前11時04分）

◎教育部長（下地信男君）

上里樹議員のご指摘は、地域の活性化は行政も一緒にという話だと思いますね。学校を統合するか否かを問わずですね、地域の活性化の取り組みというのは、これは進めることはとても大事だと思いますよ。ただ、それを教育委員会がやるかということはですね、ちょっと違うと思います。教育委員会が進めている学校規模適正化というのも、その辺がどうも説明会でもちょっと食い違いがあって、ちょっと次元が違うところで議論しているなという感じになりましたけども、学校規模適正化は児童生徒が集団の中で多様な考えに触れて認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して、一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえて小中学校では一定の集団規模を確保することが望ましいという考えのもとに、子供ファーストという考えで教育委員会は取り組んでおります。地域の活性化というのは、時には行政を巻き込むことも必要ですけども、ポイントはそこに住む方々が主体となって、どういう地域にしていこうかということを考えて行動すると、地域主体の取り組みだというふうに理解しております。

（「議長ね、大神小学校の……」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

(休憩＝午前11時06分)

再開します。

(再開＝午前11時06分)

◎上里 樹君

やっぱり地域あつての学校、地域連携なんですね、おっしゃっているとおり。ですから、そういう住民の意思を尊重して、少しでももっと気長に待ってもいいのではないかとということです、私が言いたいことは、住民が休校を求めている、それに応えるべきだというのが言いたいことです。

次に移ります。温泉水についてですが、保良地区の温泉、これは実証事業でやっているんで、素直な市民の要求として寄せられた声がありますので、声をお伝えしたいと思います。保良の温泉水を活用できるようにしてほしいという声寄せられました。可能であれば、その市民がおっしゃるには、温泉水を有料で販売してほしいというものです。地下ダムのコインを入れて三型の販売がありますけども、それに倣って利用できたらどうかという具体的な提案も受けました。見解をお伺いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

温泉水の活用についてでございます。これまで、温泉水の宅配事業について検討したことがございます。幾つか課題がありました。その中で、輸送の場合、熱が冷めてしまうと。結局冷めてしまうとただの海水に近い塩水にしかありませんので、やはり温かいということが温泉水の大きな効果でございます。そこで、宅配事業については断念をしたという経緯がございます。今回上里樹議員から提案のあります農業用水のような販売ですね、これについてはですね、温泉水販売については、ファームポンドのような貯水施設が必要となります。くみ上げから給水まで保温する仕組みが必要であることから、自動販売にはなかなか不向きではないかというふうに考えているところです。

◎上里 樹君

可能であれば頑張っていたきたいと。

次の景観条例についてに移ります。昨日の質問にも出ていましたけども、景観条例の見直しありますけども、私は海岸線の景観保全についてその角度で質問させていただきます。まず、宮古島の海岸線沿いに建物が建設されて、海岸の景観が損ねられています。この美しい海岸線は、宮古島観光の宝です。海岸の景観を守るための規制が必要かと思えます。具体的に言えばある専門家から聞いた話によると、ハワイでは、波打ち際から500メートルセットバックが義務づけられていると聞いています。今もう既に伊良部地区ではその景観が損ねられている、そういうものがあります。だから、ハワイのようにということを私言いましたけども、そのような規制がもし可能であれば、高度制限だけではなくて、新たな条例に生かしていければと思えますけども、ご見解を求めます。

◎建設部長（下地康教君）

景観条例といいますか、景観計画についての質問にお答えいたします。

本市景観計画において、海岸地域の良好な景観保全を目的に満潮時の水際線から100メートルの範囲の陸域を海岸地域景観ゾーンとして位置づけており、建築物の高さを原則7メートル以下としております。これにより、当該地域において建築物や工作物を建築する際には、景観ガイドラインに基づき周辺景観に配

慮した計画を行うよう事業者と協議を進めているところでございます。

◎上里 樹君

私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで上里樹君の質問は終了しました。

◎眞榮城徳彦君

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の議会は、比較的静かな議会で、私が前に提唱いたしました品格のある宮古島市議会ということに合致しているんじゃないかと思っております。この雰囲気を変えないように頑張りたいと思っておりますけども、教育長におかれましては、少し気持ちはわかるんですけど、冷静になってやっていただければと思います。

最初に、宮古島市の産業構造についてでありますけれども、2016年度県の発表によりますと、宮古島市の経済成長率は県内6地区、つまり那覇、南部、中部、北部、宮古、八重山のこの6地区の中で9.9%という大幅な伸び率を示し、県内の各圏域のトップを記録いたしております。ちなみに2014年度、2015年度は宮古島市は最下位でしたから、急激に経済成長率が伸びたということは、宮古島市にとっては非常にいいことでももちろんありますし、この背景というものをどういうふうに捉えていけばいいのかということを考えなければならぬと私は思っております。しかしながら、県のデータの発表の仕方がですね、非常に遅いんですね。2016年度ですから、これが最近になってやっと発表されたわけですから、ことしは2019年ですから、3年前のデータ、これで9.9%ということになりますと、2017年度、2018年度、そして今年度、もっともっと大幅な伸びを示す要素が大いにあると私は思っております。非常にいいことなんですけども、新聞発表によりますと、この一番主な原因が建設業の42.2%の伸びですね、それと観光サービス業の好調、そういったものが大きな要因だというふうに言われておりますけれども、9.9%の成長率、これはですね、私は大変なことだと思っているんです。これは、GDPとは違いますから、純生産高ですから、これのトータルですから、これはすごいと思う。ちなみに、2位は南部地域の5%、お隣の八重山は2.8%、いかに宮古島市の伸び率が高いのか、こういうことを裏づけていると思います。

しかしながら、この建設業の42.2%という異常な伸びですね、それから観光サービス業の大幅な伸び、こういったのを加味して、いいことはいいことなんですけれども、宮古島市全体の産業構造として見た場合に、1次産業とか、あるいはほかの産業との格差がますます大きくなって、産業構造としてはいびつな形になっているんじゃないか、大きな偏りも気になるところです。行政はどの程度分析しているかわかりませんが、伺いたいと思いますのは、まず建設業42.2%の大幅な伸びの要因、そしてそれに伴う市民生活への影響、いいことだけではないんです。建築単価の大幅な伸び、それからマンション、アパートの家賃の高騰、その他全体的に黒景気としている宮古島社会を覆っているインフレ傾向ですね、特にインフレになりますと、あるいは家賃が高騰しますと、子育て世代の若年層が非常に苦しい思いをすることは目に見えている。若い人の可処分所得がどんどん、どんどん減っていってしまう、そういうことを行政としてどういうふうに捉えているか、お聞きしたいと思います。

次に、第1次産業ですね、これは私前から言っているんですけども、宮古島市は非常に第1次産業に力を入れている。特に農業分野に力を入れていることは、もう皆さんご承知のとおりだと思います。それな

りに補助金も数十億円、60億円、70億円という補助金を出して頑張っているところです。しかしながら、この第1次産業の伸び、これがなかなか伸びてこない、農家所得の伸びにつながっていかない、ちなみに平成28年ですから、3年前の話になりますとですね、県の統計では宮古島市の第1次産業、農業は5.3%、全産業のですよ、生産高の。漁業がわずかに0.3%、私は第1次産業そのものは宮古島市の揺るぎもない基幹産業だと思っていますから、こういう第1次産業の停滞、これどうしたらいいのか、もう一度改めてですね、これは農林水産部だけではなくて、行政全体あるいは議員全体として、この第1次産業を伸ばしていくためにはどういった手だてが必要なのか、そのことを改めて考えていければなと思っていますので、この第1次産業が今現在どうなっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

次に、宮古島市の島内総生産、総額と第1次、第2次、第3次産業の総生産における内訳なんですけども、恐らくこのパーセンテージ、これは第1次産業は相当大幅に減っていると思います。第2次産業の建設業はいいんですけども、製造業が伸びているのかどうか、この辺も気になる場所ですから、もし行政の皆さんが分析しているのであれば、この総生産における内訳をお聞きしたいと思います。

次に、宮古島市民の平均所得なんですけども、一体幾らぐらいの目安があれば我々は普通に安定した生活を送っていけるのか、平均所得というのは私は大事な数字だと思っています。合併前です、宮古島市の平均所得、これを分析してみますと、平良市、それから城辺町、伊良部町、下地町、上野村、全体的に見て沖縄県内の中で非常に低い数字が出ておりました。特にですね、農業地域である城辺町の所得が余りにも低過ぎて、これじゃ生活できないんじゃないかと。今県平均が二百数十万円ですけども、その当時城辺町の平均所得は180万円に満たない状況でした。今建設業が活気を帯びて、そして観光業も好調であるということで、宮古島市民の平均所得が気になる場所ですけども、この数字を教えてください。

次に、環境行政についてお伺いいたします。宮古島市が環境モデル都市に認定されて、これ平成21年ですから、ちょうど10年目の節目を迎えることとなります。その間最初のスタートのころは、非常に太陽光発電とか、いろんな来間島を初めとする実証事業とか、それから電気自動車の普及だとか、いろんなことをやって宮古島市は観光モデル都市としてふさわしい施策をどんどん、どんどん打ち出していった。ところが、土地廣敏議員がいつも指摘しますようにバイオエタノール事業も頓挫してしまって、エコアイランドPR館も訪れる人がほとんどいなくてという状況になっております。宮古島市が日本で初めて、島の自治体としては環境モデル市に初めて認定されたわけです。ですから、インパクトが物すごく強かった。全体として環境モデル都市の位置づけ、なぜ環境モデル都市というのをつくったのか、もう一回原点に戻って考えていかなければならないと思っています。そういったところのやさきにですね、10月下旬に開催されました日本島嶼学会のテーマが「宮古島から展望する島嶼の未来」、要するに島の未来ですね、ということが話し合われたというふう聞いておりますけども、このシンポジウムでどういうことが話し合われたのか、説明をお願いしたいと思っています。

まず最初に、そもそもその日本島嶼学会とはどのような団体で、どのような活動を行っているのか、それをお聞きします。それと、なぜこの島嶼学会が宮古島で開催されたのか、そのいきさつ、これもお聞きしたいと思います。それと、このシンポジウムに宮古島市がどのようにかかわったのか、宮古島市の職員がこの中で意見発表なり、あるいは基調講演なり、そういった発表があったのかどうか、もしあったのであれば内容についてもお聞きしたいと思います。

一つ一つ質問していきますけども、このシンポジウムの中で扱われたセッションですね、中に1番目にエコアイランド構想、これは今さら皆さんに言うまでもなく、宮古島市はずっとエコアイランド構想を持って施策を展開しているわけですから、これはいいでしょう。

2番目の再生可能エネルギーの導入も話し合われたそうですけども、今さらながらという話ですよ。再生可能エネルギーの導入なんかは、もう10年前から宮古島市は議論に上げていろいろやってきたいきさつがあります。

3番目の自然環境の保護、大ざっぱで抽象的なのでよくわかりません。どういった形で宮古島市とかかわりのある自然環境の保護というのが話し合われたのか、お聞きします。

それから、4番目の官民連携による政策提言、これもどういうことなのかなど。

次の5番目と6番目が私は問題だと思っているんですけども、観光客200万人を我が宮古島市の行政が数値目標として上げているという話です。今現在宮古島市の観光客は120万人ほどだと言われております。120万人といいますとですね、平均すると月に10万人上がり下がりはあるんですけど、あるわけですね。これを10万人を30で割ると、大体3,000人ぐらいですか、毎日観光客が3,000人ぐらいいるという話になる。計算間違っているかな、当たりですか。これが200万人になるとですね、1カ月16万6,000人、これが宮古島に入ってくる計算、16万6,000人を30で割ると5,500人ぐらいになる。宮古島市の人口が今5万5,000ぐらいですから、毎日5,500人が一緒になって消費活動なり、車の移動なり、生活をしていることになる。これ数字だけでいいますと、ぴんとこないかもしれないですけど、5,500人の人が毎日我々5万5,000の定住人口と一緒に活動している。私は、これは大変なことだと思っているんです。宮古島市平成17年に合併をして、もう14年たちますけれども、最初は大きな宮古島の社会変革だと言われました。今私はこの状況というのは、第2のある意味での社会変革だと言わざるを得ない、一体これから宮古島はどういうふうに変っていくのか、我々定住人口、我々定住している人間がこれに対処してどのように生活していけばいいのか、恐らく日々日常こういう問題が問われてくるケースが私はふえてくると思っております。なぜ宮古島市が数値目標を200万人として掲げたのか、その辺の背景をお聞きしたいと思います。

それと、後で出てきますけれども、し尿処理の問題とか、下水道の問題とか、人口の増加あるいは観光客の増加によって、これから起こるであろうという問題が盛んに議論されております。飲み水もそうです。飲料水は大丈夫なのかという話がこれから出てきます。ある学者がこのシンポジウムで提言したそうです。いざというときに干ばつとか、いろんなことが重なったときに、地下ダムの水を上水道として、要するに飲み水として併用できないのかという話がこれから多かれ少なかれ近い将来宮古島には大問題として持ち上がるだろうということを言っています。もちろん宮古島市には地下水保全条例がありますから、その条例との兼ね合いとかいったものが出てくると思えます。そのときにこれが可能かどうか、これをお聞きしたいと思います。

続きまして、財政についてお聞きしますけれども、先日宮古島市の2020年度予算の方針案が財政課から示されました。今月いっぱい大体各課のヒアリング、要するに概算要求に対して説明が行われて、来年1月には内示が各課に伝えられると聞いております。その間微調整もあるんでしょうけども、そういうふうになっております。毎回毎回総務部長はその説明会の中で厳しいことを言っているわけなんですけども、つまり各課が予算を組むときに、その予算を上げるために頑張らせて上げてくるわけなんですけども、総務部長

にお聞きしたいのは、この各課が上げてきたものを積み上げていったときに、概算要求の総額が大体幾らぐらいになるのか、500億円ぐらいになっているのか、宮古島市の予算が大体400億円から410億円ぐらいですから、70億円から80億円削らないといけない、大変な作業をしていると私は思っております。その削る基準点、ポイントというのはどこにあるのか、まず予算の唯一の編成権者であります市長の意向がこの予算にどの程度反映されているのかどうか、私は反映してもいいと思うんですよ、市長。自分が市長として、為政者として市民、住民のためにこういった政策をしたいんだという明確なメッセージを市長が出すということは、私は非常にいいことだと思っていますから、この辺の市長の意向がどの程度反映されていくかどうか、もしわかればお聞かせください。

この説明の中でいろいろ言われていますけれども、まず地方交付税の減額の規模ですね、地方交付税が減額されるのはもう決まっている。宮古島市は、県内11市の中で、一番地方交付税をいただいている自治体なんですね。なぜそうなっているかという、総務部長の説明では合併による公的施設の多さ、いろんな維持管理費とか、学校の多さもそうですけれども、そういったものがあって地方交付税の恩恵をまだ受けている。しかしながら、約二、三年前からこの合併優遇措置も切れて、地方交付税がどんどん、どんどん減らされていく傾向にある。今120億円ぐらい交付されているんですかね、これが100億円あるいは100億円を切るようになってくると、私は相当危機感を持って財政運営に取り組まなければならないと思っていますから、2020年度はこの地方交付税がどの程度減らされる見通しなのかをお聞きします。

それから、宮古島市の貯金であります財政調整基金ですね、これを取り崩す、初めて取り崩しました、去年ですね。13億円取り崩しました。取り崩した背景、貯金を取り崩すということは、財政的には非常にせっぱ詰まった状況にあると言っても過言ではないと思っていますので、この財政調整基金の取り崩し、これを説明を願いたいと思います。

一番予算を見るときにですね、私が気になるのは義務的経費、これがどのくらい占めているんだろうと。つまり人件費とか、あるいは扶助費とか、それから公債費、借金の返済ですね、こういった毎年毎年確実に出ていくものは、これは固定化していて多くなってくると、当然使いたいお金がなくなっていく、財政の硬直化が始まると思っています。これを財政の硬直化をあらゆる数値が経常収支比率、つい二、三年前までは宮古島市は81.何%、ところが2018年、去年県から発表された数字によりますと85.5%、4ポイントぐらい上昇している。たかが4ポイントと思うかもしれませんが、このわずかな間に経常収支比率が4ポイント以上も上昇するという事は、私は危ない傾向だなと思っていますので、今のうちにこの対処の仕方を考えていかなければならないと思っていますので、経常収支比率が伸びた原因は何なのか、これをお聞きしたいと思います。

それから、先日発表されましたパートタイム職員の期末手当の支給です。これは、国の働き方改革によってこういったことが出てきたんですけども、これは改正地方自治法が来年4月に施行されることとなりますので、これは宮古島市のパートタイム職員が全部これに対象になる。期末手当を支払わなければならないということになります。このパートタイム職員の期末手当の支給が年に2回あるんですけども、これが月額報酬の何カ月分が支給されるのか、お聞きします。

現在宮古島市の非正規職員、パートタイムは、何人いて、この方々が手にする期末手当支給額は一体総額幾らになるのか。これは、事務職員とか、保育士とか、教員とか、そういったパートタイム職員がおり

ますので、これらの方々が期末手当支給でどのくらいの額のお金を受け取ることができるのか、その説明をお願いしたいと思います。もちろん気になるのは、その財源なんですね。一体お金がどこから出てくるのか、まさか宮古島市の一般財源使って支給しなさいということではないと思うんですけども、ただ国は明確な方針を示していません。国が財政支援をしますよという約束がいつごろ出てきて、これが全額なのか、あるいはパーセンテージで何割なのかということがまだ決まっていないと私は思っていますので、これの見通しについて、もしわかるんだったら教えてください。

次に、保育園給食費の無償化、これが決定しました。これも来年4月から無償化になります。給食費大体4,500円から5,000円ぐらいですか、これが無償化になって、全額市が出すという話です。一つ気になるのは、この要請をした認可保育所の園長先生たち、18園あるんですけども、これらの皆さんは非常に喜んで、市長の英断だと評価していると思うんですけども、やっぱりこれも一般財源で賄うしかない。これがですね、無償化によって幾らの支出になるのか、これも教えてください。

それともう一つ、認可保育園、公立保育所の子供さんたちはいいんですけども、認可外保育園の子供たち、これの扱いはどうなっているのか、全くの対象外になっているのか。市からも補助金が出ていると思うんですけども、それと無償化による恩恵というのを認可外保育園の子供たちも受けられるようになるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

最後に、汚泥再生処理センターの整備についてですけども、これ非常にこんがらがっていたんですけどね、いわゆるし尿処理場、今ある荷川取にあるし尿処理場をやめて、新しいし尿処理場を伊良部島の佐和田地区につくるという話です。これは平百合香議員が詳しくあるいは昨日の濱元雅浩議員も詳しく質問していますから、そのことについては聞かないんですけども、そのし尿処理場の建設費が30億円から35億円かかると。これ市民にとっては喫緊の課題ですから、これはぜひ早く手をつけなければならない。30億円かかろうが、35億円かかろうが、これは早くつくってもらわないとならないと私は思っています。それと同時並行して、下水道の平良浄化センター、これは下水処理施設のことですね。これも新しく今つくることになっている。その浄化センターのほうも新しく建設することになると、これも30億円ぐらいかかるだろうというふうになっている。これもぜひともつくらなければならない施設だと思っております。詳しくは平百合香議員と濱元雅浩議員が聞いておりましたから、私はこれ以上聞きませんが、基本計画は全部説明を聞いてわかりましたので、これは割愛したいと思います。

この市廃棄物減量等推進審議会、これが発足して2回ですか、やっていますけども、このメンバー構成と人数とをお聞きしますと、役所の部長級が4名、それから学識経験者がお二人、それから業者の代表みたいな方が2人ぐらいですかね、いると聞いたんですけど、これ実際に毎日携わっている、運搬をするなり、くみ取りをするなり携わっている業者が一人も入っていない、私は現場の声というのを大事にするのであれば、新しい施設をつくるというのであれば、この業者の皆さんの意見を非常に尊重しなければならないんじゃないかと私は思っていますので、ぜひこの審議会の中にこのメンバーを入れていただきたい。

また、最後に実際に携わっている業者の皆さんへの行政側からの事業説明会、どういうふうなものをつくって、どういうふうな要領でもってこういうふうにするんだと。佐和田地区につくった場合には、運搬がこれだけかかるんですよと、コストの面からも、いろんな面からもこれだけのコスト増になりますということを懇切丁寧に説明をしたほうが私はいいと思っているので、事業説明会をぜひ開いていただきたい

と思っております。

駆け足で質問をしましたが、よろしくお願いいたします。

◎企画政策部長（友利 克君）

眞榮城徳彦議員から産業構造、この間発表されました市町村民所得からのご質問たくさんいただきました。順次お答えしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、建設業の伸びの要因についてでございます。建設業は42.2%の大幅な伸びの要因と、それに伴う市民生活への影響についてであります。本市におきましては、伊良部大橋開通後の好調な観光産業、それに伴う宿泊施設などの関連施設への積極的な民間投資によって、建設業が大幅に伸びております。先月発表されました2016年度の県市町村民所得の中でも、県内地域別総生産の調査結果にしっかりと反映されていると考えております。建設業につきましては、アパートなどの新設住宅着工戸数が404件、前年度の183件の2倍以上となっております。増加率は県内11市の中でトップとなっております。今回の県発表の市町村民所得においては、本市の1人当たりの市町村民所得は、前年度と比較しまして8.5%の増加、総生産においても9.2%の増加となっております。着実に経済規模は拡大していると考えております。

次に、第1次産業の現況についてであります。3年前の平成28年度の統計データではございますけれども、現在の経済状況の活況は、経済状況の序盤といいますか、入り口平成28年度がちょうどその時期にあったというふうに考えております。農業につきましては111億2,400万円で、前年度と比較した場合48%の増となっております。一方で、漁業につきましては、5億5,600万円と前年度と比較して1.4%の減となっております。第1次産業の全産業における構成比でございます。これは、前年度から農業が5.1%から6.9%、漁業が0.4%から0.3%となっており、漁業が微減という状況でございますが、農業につきましては、大幅に伸びている状況です。今後も基幹産業である農水産業の持続的な発展に向け、各施策に取り組んでいく必要があるかと考えております。

次に、市の島内総生産についてであります。市町村内総生産における内訳としましては、第1次産業が117億2,200万円、第2次産業が307億4,900万円、第3次産業が1,185億7,800万円、総額で1,602億4,400万円となっており、これは過去最高額となっております。県全体と産業別の構成をいたしました。第1次産業です。これは7.3%、これは宮古島市が7.3%、県全体ですと1.8%、つまりは4倍となっております。第2次産業では、本市が19.2%、県全体では15.3%、これを3.9%宮古島市は上回っております。第3次産業については、本市が74.0%、県全体では83.5%と9.5%比率が低くなっております。本市におきましては、農業などの第1次産業、そして建設業、製糖業などの第2次産業が盛んであります。近年の観光産業の好調によりまして、県と比較して構成率は低いものの、サービス業などの第3次産業は着実に伸びつつあるものと考えております。

それから、農業についての所得性の話がありましたけれども、農業はですね、生産額の地域循環に貢献、これ非常に高いものがあるんですね。ですから、確かにほかの産業などと比べますと生産額といいますかね、若干劣るところはあるかと思っておりますけれども、地域への循環貢献ということは、非常に高いものがあるということについてはご理解いただきたいというふうに思っております。

次に、宮古島市民の平均所得についてであります。市民の平均所得は、県内総生産額など県民経済から推計された市町村民所得1,092億500万円を総人口で除して、1人当たりの所得金額を算出をしております。

2016年度、平成28年度における本市の1人当たりの市町村民所得は214万1,000円でございます。前年度と比較しまして、17万9,000円の増額となっております。率にしまして8.5%の上昇、同じく離島で状況が似ております石垣市では、前年度と比較した場合14万5,000円の増額となっております、6.3%の上昇、その差額が3万4,000円となっております。本市におきましては、平成27年1月の伊良部大橋開通以降観光関連人材の転入や有効求人倍率の上昇などによって、雇用者所得が増加をしております。これが1人当たりの市町村民所得の向上につながっているものと考えております。このような所得の伸びの見込みでございますけれども、これは今後も発表されることとなりますが、平成29年度、平成30年度、平成31年度と着実に伸びていくものと考えております。したがって、今回214万1,000円という発表がございますけれども、これ現在県平均の32位という状況でございますが、来年度発表される平成29年度の統計では、恐らくまた同額程度、17万円から18万円程度の伸びは間違いないのではないかとこのように思っているところ、それによりまして、県平均には達する。そして、平成30年度、平成31年度となるにつれて、県平均を上回っていくという状況になっていくのではないかとこのように予測見込みを立てているところでございます。

次に、日本島嶼学会についてでございます。その中で、エコアイランド関連の提言があったのではないかとこのことでございますけれども、日本島嶼学会は全国の島嶼に関心のある研究をしている大学の先生などを中心に構成される学会と聞いております。宮古島大会ということで、このたび大会が開かれておまして、宮古島市のかかわりとしては、後援団体に名を連ねたという状況でございます。あわせてエコアイランド関係の講演をしてほしいというような依頼があったということで、エコアイランド推進課の職員が講演を20分ばかり行っております。学会の目的としましては、趣旨として島では多くの知恵と工夫が連続と受け継がれている。これらを島嶼地域において受け継ぎ、さらに発展させ、将来世代に継承していくことが島の持続的発展につながっていく。島嶼地域における取り組みの成果を今回ユニークな島の一つである宮古島において島の可能性と未来を考える機会としたいということで、今回島嶼学会が宮古島で開かれたということでございます。その内容ですけれども、これは宮古島だけじゃなくて、いわゆる島嶼全般のことについて、さまざまな角度から議論されたというようなことを聞いております。

その中で、まずエコアイランド構想、それから官民連携に対する質問がございましたので、お答えいたします。日本島嶼学会宮古島大会は、琉球大学の藤田教授を実行委員長としまして、実行委員会が組織されております。同島嶼学会が主体となって10月25日から27日にかけて開催されたものでございます。宮古島市未来創造センターの複数の会場において、さまざまなテーマのセッションが行われました。基本的にセッションは、各分野の研究者がそれぞれの研究テーマに沿って成果を発表し、質疑応答などを行うという流れで進められていったと聞いております。具体的なテーマとしましては、伝統文化、観光、医療福祉、言語、政治、環境、エネルギーなどが挙げられます。本市のみならず、県内ほかの離島や県外離島における研究についても発表がありました。本市としましては、地元行政として依頼を受け、取り組み事例の発表を行いました。事例発表のテーマとしては、エコアイランド構想について、エコアイランド宮古島宣言2.0に基づく5つのゴールの設定や取り組み方針、官民連携の重要性とその取り組みについて紹介をしたところでございます。

同じく日本島嶼学会から再生可能エネルギーの導入について、市の事例発表と同じセッションにおいて、本市の実証事業にもかかわっている名古屋大学、そして東京大学の研究者から、本市の再生可能エネルギ

一の利用に関する発表が行われました。市が推進する再生可能エネルギーの取り組みについて、これまでの成果や今後の見通しなどに関する発表が行われました。課題が顕在化しやすい島嶼における取り組みであることから、再生可能エネルギーの主力電源化に向け、全国のモデルとして期待される旨の報告がされたということでございます。

◎総務部長（宮国高宣君）

財政についてでございます。

最初に、本年度の概算要求額、これが歳出予算要求額で約483億円、歳入では約400億円となっており、要求時の段階において約83億円の財源不足と現在なっております。それと、予算編成に当たって、市長が重点的にやるべきじゃないかということでございますけど、これまで市長の施策に対する予算は、十分反映されております。その中で、地方交付税の減額の規模についてでございます。令和2年度当初予算における普通交付税の予算計上見込み額は、前年度当初予算と比較しますと、約6億2,000万円の減額を見込んでおります。令和2年度の普通交付税は、合併算定がえによる交付の段階的な減額5年目となり、合併算定がえの加算額に対する加算率が10%となることから、加算額を約2億4,000万円と見込んでおります。

次に、財政調整基金の取り崩しの予測でございます。財政調整基金からの繰り入れがどの程度になるかにつきましては、現在令和2年度の予算編成作業の途中であり、歳出に対する一般財源の不足がどの程度になるかを見込んでいく必要があります。現時点での予算編成作業が各部局からの予算内容の精査を行っているところでございます。そのため現時点では、詳細な繰り入れについては見込まれていない状況ですが、令和元年度で約13億4,000万円に対して、令和2年度の財政調整基金繰り入れは、財政需要の増加、普通交付税の段階的な減額による一般財源の減額などが見込まれることから、前年度比では伸びるものと見込まれております。ちなみに今定例会で10億円の財政調整基金を計上しております。12月定例会終了後の財政調整基金の金額は99億円を予定しております。

次に、経常収支比率の大幅な伸びの要因でございます。平成30年度決算による本市の経常収支比率は、眞榮城徳彦議員がおっしゃった85.5%で、前年との比較で4.5ポイント伸びております。前年度比での伸びの要因としましては、性質別に見ますと、最も伸びの大きかったのが物件費の1.4ポイントで、次に公債費の0.9ポイント、人件費の0.8ポイントなどとなっております。これらは、それぞれの歳出決算額において、経常的経費が前年度比で伸びていること、また経常的経費に充当される一般財源がふえたことによるものとなっております。物件費は、委託費の増によるものが大きな要因となっており、人件費は前年度と比較して経常経費の人件費に充当しておりました特定財源の減によるもの、公債費については元金据置による長期債の借入れ分の元金償還が増となったことなどによるものとなっております。

最後になります。非正規職員の期末手当の支給の割合でございます。まず、最初に、臨時職員、会計年度任用職員の次年度の分は、これ510名で計算されております。来年度から開始される会計年度任用職員に対する期末手当の率は、正規職員と同率の夏、冬合計の2.6カ月となりますが、来年度につきましては、制度初年度となることから、6月支給において在職期間が3カ月未満となり、30%支給となるため、6月が0.39カ月、12月が1.3カ月、合計で1.69カ月分となります。支給総額でおよそ1億2,700万円程度を想定しております。また、国において制度改正に伴う必要な財政措置につきましては、現在正式な文書での通知はございませんが、去る11月12日の参議院総務委員会において、総務省の公務員部長が答弁しております。

この必要となる経費についてですけれども、地方財政計画にしっかりと計上して、適切に財源を確保してまいりたいと思いますと、そういう国会で答弁がございます。信用したいと思っております。

◎議長（佐久本洋介君）

ただいま眞榮城徳彦君の質問に対する答弁中ですが、午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時半から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時58分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

眞榮城徳彦君の質問に対する答弁からお願いします。

◎福祉部長（下地律子君）

保育園の副食費の無償化についてですが、9月定例会においても答弁したとおり、令和2年度より認可保育所及び認定こども園を利用する3歳から5歳の児童のうち、国の助成対象となる児童、これは年収360万円未満相当世帯と、あと国の定める多子世帯になりますが、以外の児童の副食費を無償とするため準備をしているところでございます。今回新たに追加される補助金の総額ですが、まず副食費分として2,712万9,600円、また公立に通う児童についても副食費を徴収しないという形で無償化になりますので、公立の副食費分として902万160円が単費の公費負担となり、次年度より副食費を無償化することによる新たな市の負担の総額といたしまして、3,614万9,760円と試算しております。また、主食費については、2号認定児童に対し、これまでも月額1人当たり500円を補助しておりますが、次年度より対象を拡充し、こども園の1号認定児童も対象とする予定となっております。拡充分と既存の補助金、公立の主食費分を合わせ、年間775万5,840円となり、国の制度で免除になる副食費以外の市の負担額の総額4,390万5,600円となります。

続きまして、認可外保育施設は無償化の恩恵は受けられないのかというご質問でございますが、国の制度におきまして、認可外保育施設を利用する子供たちが無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。認定を受けた場合、3歳から5歳までの子供たちは月額3万7,000円まで、ゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは、月額4万2,000円まで利用料が無償化されます。しかしながら、今回の国の制度における副食費の免除の制度がありますが、認可外保育施設は対象外となっております。来年度市が予定しております市の単独事業での副食費の無償化についてでございますが、これについても認可外保育施設は対象外としているところです。その理由といたしまして、認可外保育施設の給食費に対する補助金として、現在も県及び市の事業である新すこやか事業において、最大で1人月額3,548円、これ財源内訳といたしまして、県が90%、市が10%の負担となっておりますが、を施設に補助しております。さらに、市の単独事業においても、食材購入に係る経費に対し、最大で1人月額1,440円を施設に補助しており、給食に関する補助として総額1人月額最大4,988円が施設に補助されていることから、今回は対象外としております。なお、来年度から認可保育施設を利用する児童への補助金額が主食費が500円、副食費4,500円の合計5,000円を上限としております。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

まず、10月下旬に開催されました日本島嶼学会宮古島大会の中で、宮古島の自然環境保護についてどういった話し合いが行われたかというご質問にお答えいたします。

日本島嶼学会の宮古島大会におきましては、離島のさまざまな問題、課題等に関する研究成果の報告、それから意見交換が多くのセッションごとに行われております。セッションの中では、小島嶼開発途上国におけるプラスチックごみ、大神島における観光地化と住民意識の変化など、宮古島市に関連するようなテーマもございましたけれども、宮古島の自然環境保護についての直接の研究は余りなかったというふうに聞いております。

次に、新たなし尿等の処理施設について審議を行っている廃棄物減量等推進審議会についてのご質問がございました。まず、メンバーの構成ですけれども、メンバーは市民等の代表、学識経験者、事業者の代表、関係行政機関の職員、以上4項目の中に該当する者の中から9人で組織されております。事業者の代表として、し尿等下水道投入施設の管理業務受託業者1名、それから一般廃棄物の収集運搬業者1名の2名が入っておりますが、この2名はいずれも浄化槽の清掃許可事業者で、浄化槽汚泥等の搬入実績もございます。

それから、浄化槽の清掃許可事業者への事業説明の必要性ということでご質問がございました。審議会では、候補地を伊良部島の佐和田地区とすることを決めておりますが、この場合浄化槽清掃許可事業者の負担がふえることが想定されることから、できるだけ負担の軽減を図るため、現行のし尿投入施設と新たなし尿等処理施設の連結性、例えば搬入エリアの区分け、事業者の両施設の利用についてのローテーションなどの方法、こういうものを含めまして、事業者の意見を参考にルールのようなものを定める必要があると思っておりますので、浄化槽清掃許可事業者を対象とした説明会の実施を行っていきいたいというふう考えております。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

観光客200万人を目標としている行政の対応ということでお答えします。

市では、昨年度第2次宮古島市観光振興基本計画を策定し、目標値の一つに入域観光客200万人を掲げております。去る12月2日に開催された第3回宮古島市観光推進協議会において、観光客数200万人受け入れに必要な各種インフラやホテル、飲食店の従業員などについて、空路、海路、性別、国籍別の入域客数や宿泊数などのモデルケースを設定した上で、現状の容量と比較、検証していくことを確認しました。これらの検証を行った上で、行政、民間のそれぞれがどのような取り組みをしていく必要があるか、議論していきたいと考えております。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

日本島嶼学会の中での地下ダムと上水道の併用ということですので、お答えします。

宮古島市地下水保全条例では、第2条第3項において、干ばつや地下水汚染、その他社会的状況の変化等により、本市の水道水が不足した場合は、その供給を優先するとうたわれております。市としましては、計画的に水源開発を行いながら、干ばつ時においても市独自の水源から取水量を確保できる体制を整えているところですが、仮に農業用水を利用する事態が発生した場合、地下水保全条例に基づき対処することとなります。

◎眞榮城徳彦君

上下水道部長、今の説明はよくわかったんですけども、地下ダムの水を上水道に利用したということがあれば説明をお願いします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

過去において、地下ダムの水を飲料水として使ったかということですが、この利用については、平成6年1月から4月までの70日間の断水時において、農業用水の利用をした経緯がございます。この経緯としては、当時は宮古島地下水保護管理条例に基づき、平成6年1月からの制限給水において、平成6年2月に当時の企業団から宮古広域圏事務組合、宮古農業水利事業所、国営土地改良事業推進協議会、宮古土地改良区へ渇水対策について協力依頼がなされました。その後沖縄総合事務局宮古農業水利事業所に対し、野原岳ファームポンドの使用申請がなされ、平成6年3月7日から取水が開始され、3月末日まで当時の上野村、下地町、鏡原、砂川学区に対し配水が行われた経緯がございます。

◎眞榮城徳彦君

平均所得の件なんですけども、宮古島市の平均所得2016年度ですね、214万1,000円ということになっておりますけど、これは相当伸びたというふうに説明を受けたと思うんですけど、隣の石垣市はですね、2016年には242万9,000円となっております、大体30万円近い差があるんですね。1人当たり平均所得の30万円の違いというのは、非常に大きいと思うんですよ。同じような環境であって、石垣市はもともと観光先進地域ですから、そういうこともわかると思うんですけども、この242万9,000円に宮古島市はもしかしたら今年度あたりは追いつくということは考えられますか。

◎企画政策部長（友利 克君）

先ほど平成28年度大幅に伸びていると、今後平成29年度、平成30年度、平成31年度と伸びていくだろうということを述べました。石垣市との比較でしますと、240万円の所得があると。これは、恐らく来年度発表される平成29年度分の時点ですと、240万円は達成するんじゃないかというふうに見込んでいます。さらには、その後も好調は続いておりますので、平成30年度の発表はまたさらにそれを上回ってくるのではないかとというふうに予測しているところです。

◎眞榮城徳彦君

成長率の話に戻りますけど、9.9%と。私の何か感覚では、今年度は大幅にもっと伸びているんじゃないかと、市が発注する公共工事だけではなく、民間の投資力も非常に盛んなものがありまして、これから宮古島市はもっともっとビッグプロジェクトが続いておりますから、その辺の分析もした上で、ぜひ我々議員にも、市民にもですね、宮古島市はこんなに伸びているんだよと。これからはもっと展望が開けていくんだよということを行政としては非常にPRしていただきたいと思います。

次に、総務部長にお聞きしますけども、概算要求の話なんですけど、宮古島市の。各課積み上げた要望が総務部長のお話だと480億円ぐらいになると。これを400億円ぐらいに落とす必要があるという話ですね、一般会計の総額ですよ。

（「休憩してください」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

(休憩＝午後 1 時45分)

再開します。

(再開＝午後 1 時46分)

◎眞榮城徳彦君

産業構造を考えるとときにですね、地域の。今はやりというか、地域産業連関表というのが非常に各自治体で話題になって、このツールをね、作成するというのがはやりといますか、そういうことを目指しているという新聞記事などがありますので、これ非常にいいことだなど。宮古島市の地域産業連関表の活用というのをですね、ぜひ考えていただきたいなと思っております。

総務部長にもっと何か聞きたかったんだけど、忘れて。とにかく今宮古島市は非常に経済活性化をして、これから平均所得も上がっていくだろうし、それから先ほども言いましたように、経済成長率は断トツのナンバーワンだと思いますので、この体制を崩さないように、市長を初めとして頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで眞榮城徳彦君の質問は終了しました。

◎島尻 誠君

早速ですね、通告に従いまして質問を始めていきます。

まず、水道行政についてお尋ねします。給水計画について、近年の水需要から将来に向けて宮古島を訪れる観光客数が今や100万人を超え、この先の入域観光客数は200万人を見込む中、目まぐるしいほどのアパート建設やリゾート開発など、建設ラッシュが進み、押し寄せる好景気に対応が追いつかないオーバーツーリズムの現象が起きている状況であります。この社会情勢の中、危惧されるのが今眞榮城徳彦議員もおっしゃった水需要の問題です。本市に寄せられる給水計画であります。今後ふえ行く社会情勢の水需要に対応できるほどの供給があるのか、不安さえ覚えます。そこで、現時点でどれぐらいの給水計画の申請があり、今後対応策として、中長期計画において見通しをどのように立てているのか、伺います。

また、観光客の増加に伴い、水需要の安定供給が不安視される場所ですが、かつて伊良部島での水源確保について以前使用されていた水源地等の経緯も含め、新たな詳細は検討されているのか、お聞かせください。

続きまして、農林水産業についてお尋ねします。まず、赤土流出による海洋汚染についてであります。さきの議会でも取り上げました。島尻地区圃場整備全体からの赤土流出の問題ですが、昭和58年の県営圃場整備事業東方原地区、そして昭和57年団体営農地開発事業、昭和56年農村基盤総合整備事業、いずれも島尻地区からの赤土流出問題が深刻化しています。長い年月をかけて流れ出た赤土は、海洋汚染を引き起こし、シラヒゲウニの産地であった島尻の浅瀬一帯ほぼ全域、今や見る影もありません。今では、この流れ出た赤土は、狩俣の北海岸を抜け、池間大橋の橋下へと流れ出ているのを確認しています。緊急を要する事態を受け、対策を講じる必要があると考えます。具体的に県との調整を図り、連携した取り組みが必要と考えますが、本市の見解を伺います。

続いて、肥育牛の生産についてであります。肥育牛増頭に向けた取り組みについては、これまでも幾度

となく取り上げてまいりましたが、今や宮古島を訪れる観光客は100万人を超え、それを迎え入れる施設等は多くの観光客でにぎわっています。市内の商業施設やフード店は列をなし、地元の方が入店できないほどあふれ返っている光景をたびたび目にします。観光の波が押し寄せている今日、需給バランスのとれた安定したブランド牛生産率の向上及びサービス提供される地元の食材は欠かせません。宮古牛はある意味、この宮古島で生産できる唯一のブランド牛です。宮古島で繁殖生産され、肥育技術の高い経営体で育成された宮古牛増産の取り組みについて伺います。

続いて、ツマジロクサヨトウについて伺います。ことし7月に沖縄本島で初めて復元されたサトウキビの害虫であるツマジロクサヨトウですが、宮古島においても被害の確認が相次いでいる中、先日対策として薬剤散布での防除の方法が示されていましたが、本市が何らかの形で初動の支援をできないか、伺います。

続いて、保良鉱山内の里道の取り扱いについてであります。保良鉱山における里道では、法定外公共物についてですが、さきの議会でも取り上げ、法定外公共物である里道の使用等については、管理者である宮古島市への使用許可申請により近隣同意をもって人に応じた払い下げができる、そのような理解をしていますが、鉱山内に里道の存在が明らかになり、そして最近になり、鉱業権者間による施業案の変更届け出が沖縄防衛局に提出されています。この申請について、変更された理由をお聞かせください。また、宮古島市が鉱業業者と交わされた公害防止や被害防止対策について、どのような協定を結んだのか、伺います。

続いて、福祉行政です。これは先日仲里タカ子議員もお尋ねしていましたが、改めてお聞かせください。本市におけるひとり親家庭支援について伺います。先月11月15日うるま市にあるひとり親家庭支援モデル事業を行うマザーズスクエアうるはしを訪問し、聞き取りを行いました。コーディネーター2人を含む数名で対応に当たり、住環境の生活支援や大学生による学習支援、自立支援に向けた取り組みなど、幅広い生活支援を軸に開所から6年たった現在も必要とするひとり親家庭を引き受けて活動しているのを視察してまいりました。この宮古島市においてもひとり親家庭の支援に向けてさまざまな課題があると伺っています。そこで、実情を踏まえた上で取り組みをお聞かせください。

また、これまでの取り組みの成果や課題など、現状についてもお聞かせください。

続いて、観光行政についてです。路線バス停留所の設置についてお聞きします。現在路線バスなどの屋根つき停留所は、数えるぐらいしか設置がなく、多くの停留所には時刻表を掲示した表示板のみが立てられているのが現状であります。バスを待っている間の待ち時間の不便さを訴える市民の声として、屋根つきの停留所の設置を求める市民からの声や要望が寄せられています。特に県立宮古病院前など体に不自由な方々がバスを利用する場合において、不便を来していると伺います。新総合庁舎も含め、設置に向けた取り組みができないか、伺います。これはたしか友利光徳議員の質問のときにもあったと思うんですけども、改めてお聞かせください。

駐車場のあずまやの設置について、宮古島を訪れる観光客は今や100万人を超え、大型バスを利用しての観光やレンタカーを利用しての観光など特徴はさまざまです。特にバスを利用しての観光地は、コースがほぼ決まっているため、停車する観光地などはトイレなど用を足すために一旦バスをおり、時間までに散策されるなど、宮古島の自然を満喫されていることを感じ受けます。その際に、駐車場に少し休憩できる

あずまやがあると非常に観光としてのメリットが生まれてくると感じますが、設置ができないか、伺います。

続いて、教育行政について、学校における働き方改革についてお聞きします。沖縄県の教職員の精神疾患による病休率は、全国ワーストワンを更新し続けています。先日の新聞報道によると、2017年度に病気休職した県内公立学校の教員は424人、うち県立学校、高校、特別支援学校を含む教員数は125人との報告がありました。そこで、昨年度と今年度の宮古島市の高校を含めた休職教員数をお聞かせください。

続いて、幼稚園、認定こども園の教職員の働き方改革についてであります。現在公立学校の働き方改革には、ある意味進んでいないとの現場の声などもあり、働く現場ではさまざまな課題が生じていると伺っています。長時間労働や職員数の問題が取り上げられる中、現場ではどのような取り組みがなされているのか、現在本市の幼稚園と認定こども園の現状、課題をお聞かせください。

続いて、学校統廃合についてお聞きします。先月11月27日から29日の3日間北部地区、池間、狩俣、西辺3地区において昨年実施したアンケート北部地区のよりよい教育環境について考えるの調査結果についての報告会がありました。まず、改めて報告会の概要をお聞かせください。

最後になりますが、農業委員会、農地転用についてお聞かせください。これまで農業委員会へ農地転用の申請があり、審査許可されていまだ着工していない案件はどのぐらい存在するのか、伺います。

以上、答弁をお聞きしてから再質問いたします。よろしく申し上げます。

◎企画政策部長（友利 克君）

それでは、バス停の上屋についてです。友利光徳議員の質問にもお答えしたところです。県立宮古病院前でのバス停の上屋の設置について、一部のバスが宮古病院の玄関前まで乗り入れを行っていることから、上屋の設置については今のところ計画はしておりません。引き続き状況を注視してまいりたいと考えております。

それから、総合庁舎のバス停上屋につきましては、現在上屋を設置する方向で計画がされているということでございます。

◎福祉部長（下地律子君）

まず、初めに、本市におけるひとり親家庭生活支援についてでございます。

現状と取り組みと課題ということでご質問をいただきましたので、お答えいたします。本市におけるひとり親の状況、11月時点の児童扶養手当受給世帯で申し上げます。母子世帯が818世帯、対象児童が1,349人、父子世帯が105世帯、対象児童数177人となっております。ひとり親家庭生活支援モデル事業のこれまでの取り組みについてでございますが、これまでの取り組みといたしまして、まず初めに、当該事業のニーズを把握するため、平成30年度児童扶養手当の現況期間に、児童扶養手当の現況対象者945世帯を対象にひとり親家庭生活調査アンケートを実施いたしました。同年7月には糸満市の糸満市マザーズスクエアいいまある、ことしの5月にはうるま市のマザーズスクエアうるはしを視察したところでございます。各視察先におきまして、県の対象者や糸満市、うるま市の担当者との意見交換を行い、事業の実施に向けて取り組んできたところですが、現在の本市の賃貸住宅事情からすると、厳しい状況となっております。

この事業を本市で実現するに当たっての課題でございますが、先ほども申し上げましたが、現在宮古島市においては、民間アパートの家賃高騰により、住宅支援が困難な状況にあります。当該事業で民間アパ

ートを提供し、支援する期間はおおむね1年間となっているため、支援終了後は原則提供されたアパートを出て、新たな住居において自立した生活を送らなければならないことから、今般の家賃高騰により新たな生活の場において支障を来すことも懸念されます。

また、本事業の実施に当たっては、委託による事業を考えておりますが、ひとり親の自立を支援するための生活支援や就労支援など、きめ細かな支援内容に対応できるコーディネーターなどの専門員の確保など、さまざまな課題があります。

続きまして、幼稚園、認定こども園の教職員の働き方改革についてでございます。本市の現状ということでございますので、幼稚園、こども園の時間外勤務の状況と年休取得の状況でお答えしたいと思います。長時間労働についての本市の幼稚園や認定こども園の現状であります。まず幼稚園教職員の時間外労働時間は、令和元年4月から11月末までの8カ月間で月平均1人当たり約10時間で、最も多い職員で月平均約29時間となっております。主な内容といたしましては、学校行事の準備のほか、教材研究、研究発表担当のレポート作成などとなっております。認定こども園での時間外は、先ほどと同様に本年度8カ月間で月平均1人当たり約5時間で、最も多い職員で月平均約19時間となっております。主にイベント等の準備やほかの職員の急な年休取得時の対応として時間外勤務を行う傾向となっております。

続きまして、休暇の取得状況でございます。宮古島市立幼稚園教職員の休暇取得日数については、4月から11月末までの8カ月間で、職員1人当たりの平均取得日数は約8日、月平均1日となっております。最も多く取得した職員は25日、最も少なかった職員は1日となっております。公立の認定こども園について、同様に8カ月間で職員1人当たりの平均取得日数は幼稚園と同様8日、月平均1日となっております。最も多く取得した職員は19日、最も少なかった職員で1時間となっております。

なお、夏季休暇の取得につきましては、幼稚園職員全員が付与された日数5日間を全員取得しております。公立の認定こども園につきましては、夏季休暇取得について、平均して4.5日間の取得をしております。

◎農林水産部長（松原清光君）

農林水産業について3件の質問がありました。

まず、赤土流出による海洋汚染についてであります。島尻地域においては、地元からの強い要望により、圃場整備事業を完了し、営農に取り組んでいるところであります。当地区は、クチャ層であるために、地下に浸透しにくい地域であり、沈砂池を整備しております。それでも大雨のときなどは赤土の流出も見受けられている状況であります。このことから、今後市といたしまして、県と連携をし、水質保全対策事業などを活用して、新たに沈砂池、排水路などの整備ができないか、調整を図ってまいります。

事業については、地元や受益者農家において施設の整備、用地を取得するときには協力が必要不可欠となっております。また、赤土流出防止対策については、営農対策と土地改良施設対策の両面から取り組むことが重要だと考えており、流出発生源である圃場内の流出に対しては、農家もグリーンベルトを植栽するよう指導してまいります。

それから、肥育牛の生産についてであります。宮古牛の肥育については、沖縄県農業協同組合宮古野田肥育センターの出荷が中心となりますが、肥育農家の育成については現在の子牛競り価格が高騰しており、個人肥育参入については厳しい状況にあります。このことから、宮古牛増頭に向けてことしの7月に沖縄県農業協同組合へ規模拡大の要請を行ったところであります。JAおきなわといたしましても、宮古島市

内での宮古牛需要の増加は把握しており、増頭に向けて前向きに検討したいとのことであります。しかしながら、牛舎の整備も課題としてあるとのことであります。今後は、県、JAおきなわと協議しながら、個人農家が取り組みできるような対策も講じてまいりたいと思っております。

それから、ツマジロクサヨトウの防除についてであります。サトウキビの害虫であるツマジロクサヨトウは、宮古島市ではことしの8月に初めて確認され、その後全域に確認されております。サトウキビへの被害状況は、夏植えの新植で確認されており、被害状況は軽微であり、収穫量に悪影響を及ぼすおそれはないと今のところ考えております。対策といたしましては、通常使用している薬剤での防除が可能であることから、早目の農薬散布など適切な防除を行うよう農家に指導しております。市からの農薬補助については、現在市独自で補助をしていますサトウキビ妨害虫防除用農薬購入補助でも補助しておりますので、活用していただきたいと思っております。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

3点ほどありますので、順を追ってお答えします。

まず、ご質問の鉱業権者の施業案変更についてお答えします。鉱業権を管理している沖縄総合事務局に問い合わせたところ、保良鉱山の鉱業権を有する事業者から12月上旬ごろに登記申請が出されており、許可した旨を確認しております。登記申請の場合は、詳細な理由の確認事務はなく、承知していないとのことであります。

続きまして、公害防止の防止協定についてであります。本市は、鉱業権者と公害の未然防止及び地域住民の健康保護、生活環境の保全を図ることを目的に、公害防止協定を締結しております。鉱物の採掘の際は、汚濁水の処理や災害対策及び粉じん防止対策などについて、必要な対策を講じる内容となっております。

続きまして、観光地に休憩場所としてあずまやを設置できないかということにお答えします。あずまやの設置は、移動距離が長く、景観のすぐれた場所を中心に検討いたします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

2点ほどいただいております。

まず、1点目に給水計画について現時点でどのぐらいの申請があるか、また中長期計画において見直しとしてはどうかということについてお答えします。アパート等の給水申請は、平成29年度は26件、359世帯、平成30年度は43件、1,471世帯となっております。また、リゾート開発等については、平成29年度から現在までに給水同意した件数は27件となっております。中長期水需要予測としては、今後数年間においても建設ラッシュは続くと考えられ、リゾート開発に係る給水量については、協議中である案件もあることから、水需要は増加するものと思われま。

2点目に、伊良部島での水源開発について新たな調査は検討されているかという質問でございます。伊良部島の地下水は、海水と淡水の比重差から、淡水が海水の上にレンズ状の形で浮いているため、注意深く取水しないと淡水が海水とまじってしまい、飲料水として使用できなくなる淡水レンズ構造であることから、現在水道水は宮古島本島から送水されている状況です。特に伊良部島においては、伊良部大橋の開通に伴う観光需要の増加、さらには地震等に伴う断水の機能性を踏まえると、伊良部島内においても水源を確保する必要があると考え、今年度から水源開発のための基礎調査を行っております。令和2年度も引

き続き調査を行い、安定供給につなげていきたいと考えております。

◎**教育部長（下地信男君）**

まず、学校における働き方改革について、教職員の病気休暇取得状況についてであります。

本市において病気休暇を取得している学校の教職員は、平成30年度で小学校で10名、中学校で3名、それから高校で3名という状況でございます。令和元年度におきましては、年度途中でありますけれども、これまで小学校が4名、中学校が4名、高校で3名の先生方が病気休暇を取得している状況でございます。

次に、北部地区の学校規模適正化に伴うアンケートの調査についてですけれども、北部地区のいわゆる池間、狩俣、西辺の小中学校の規模適正化につきましては、北部地区の抱える課題の整理がつき次第統合の時期や方法について速やかに決定するという学校規模適正化基本方針を踏まえまして進めているところでございますけれども、そこで北部地区の児童生徒、保護者を対象に、教育環境の現状や課題についてご意見をお聞かせいただき、統合時期や方法について協議、検討するための基礎資料とすることを目的として、北部地区のよりよい教育環境について考えるアンケート調査を実施しております。先月末ですけれども、3地区においてそのアンケート結果をお持ちして報告会を実施したところでございます。

◎**農業委員会会長（芳山辰巳君）**

これまで農地転用の申請があつて、審査許可されてまだ着工していない案件はどれぐらい存在するのかという質問でございますが、農地転用許可件数は平成28年度112件、平成29年度125件、平成30年度246件、今年度は4月から11月末現在で188件となっております。そのうち許可から1年未満のものを除く410件について、11月末現在の着手を確認してきたところ、工事未着工の件数が106件、およそ25%となっております。ちなみに地区別では、平良地区で75件、城辺地区で9件、下地地区で7件、上野地区で8件、伊良部地区で7件、合計106件の未着工となっております。

◎**島尻 誠君**

ありがとうございます。それでは、再質問の順番が前後するかもしれませんが、ご対応よろしくお願ひします。

きょうは農業委員会も来ていますので、ぜひ伺いたいと思いますけれども、まずですね、先ほど眞榮城徳彦議員も宮古島の水需要に関しては心配している旨のお話もありました。給水計画について、皆さんのお手元に宮古土木事務所の建築申請があると思いますね。これを見ながらちょっと伺いたいと思うんですが、これ平成26年度から昨年度、平成30年度までの推移をあらわしております。特に平成29年度から平成30年度にかけて大幅に建築確認が伸びている。これはもう明らかに今の宮古島の社会情勢をあらわしているかなというふうに感じますけれども、この中でオレンジの部分とグリーンですね、見てもわかるようにオレンジが共同住宅、要するにアパートなどですね、グリーンがホテル、旅館というふうに示されております。250万人のお話もありました。先ほど地下水併用のお話もあつて、平成6年に20日間ほど利用した旨のお話もありました。再度伺いますけれども、この地下水を新たに検討しているという、話し合っているということはあるですか、併用を見込んでですね。地下水を併用して飲料用水として、地下ダムの。予定があるかということです。

◎**上下水道部長（兼島方昭君）**

午前中も眞榮城徳彦議員にお伝えしたとおり、宮古島市地下水保全条例のほうでうたわれておりますの

で、特に今水が危機だということではありませんので、両者で話し合っているということをごさいます。

◎島尻 誠君

今上下水道部長は余り喫緊の課題ではないというふうなお話でしたけど、でもこの宮古管内の建築確認の推移のグラフを見てもですね、要するに350件ですね、昨年度に言わせればふえているんですよ、前年度から比べて50件、要するにこれまでの推移を見ても、やはり伸びているとなれば、やっぱり新たな伊良部島での水源も要するに考えなきゃいけないというふうな先ほどの答弁もございました。今土地改良事業、要するに畑かん事業が入るという予定の場所がですね、今執行率が65%ぐらいですよ、圃場整備。そうすると、あと残り伊良部地区やっていない箇所も含めて、農業用水は幅広く畑かん地域、要するに今から畑かんが入っていくという予想をしているんです。執行率65%、まだそれぐらいしかやっていない。併用となるとですね、やっぱりどうしても足りない場合に補うというか、やっていくしかないんですけども、伊良部島の今これまで使われていた水源がありますよね。あれを再利用するというのも検討はなされていますか。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

伊良部島のほうでも先ほども申し上げましたけど、基礎調査は行っております。そして、既設のこれまで使っていた井戸、あれの成分も揚水試験もしました。新たにボーリングを5カ所掘って水の確認をしております。

◎島尻 誠君

その調査結果をお知らせください。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

令和元年度に行われた調査結果ですけども、これは地質構造とか、不透水性基盤の構造、地下水塩水化状況等々を調査いたしまして、結果論として今月5日に第2回有識者委員会が那覇のほうで開かれました。そのときの報告で伊良部島牧山地区周辺において約2,000トンの水があるであろうという報告がなされております。

◎島尻 誠君

ありがとうございます。やはり水は欠かせない、宮古島が地下水に頼って生活しているという状況を踏まえれば、昨年5月に国仲のボールタップの故障で伊良部南区の断水が4日間続いた影響は、やはりちゃんと前は大嶺弘明上下水道部長でしたけども、やっぱりなぜそういうふうなものが起こったかということも含めて、どういったことが住民の皆さんにですね、影響されたかということもやっぱり報告すべきだと私は思っていて、前回もいろんなお話をさせていただいたんですけども、こういった事故が起きないように何らかの対策もしながら新しい水源はやはり確保すべきだと思うし、以前使っていた伊良部島の国仲の水源地ですか、配水施設ですね、それも含めた調査もいろいろやられて、新しい水源の確保はやはり伊良部地区もそうですけども、農業用水を、地下水を使用すると、利用するとなると、いろんな障害が生じてくるんですよ。来年からは、4月からは使用料がね、発生するようなものもありますね、4月から何といいましたか、ちょっと忘れちゃったけど、4月から農業用水を使用するに当たってですね、課金されるシステムが採用されます。そうすると、今後見通しとして、農業地下水用水を併用するとなると、いろんな障害が出てくるので、やはり飲料用水はちゃんとした確保のために努めていただきたいということで、次に

移ります。

(「休憩してください」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩＝午後2時27分)

再開します。

(再開＝午後2時27分)

◎島尻 誠君

続きまして、農林水産業についてお尋ねします。

先ほど海洋汚染のお話をしましたけども、昭和63年ですか、大分時間がたっているということで、やはり前回の9月定例会でもお話しさせていただきました海洋汚染ですね、モズクなどの近くで漁業を営んで生計を立てている人たちに影響が出てくるということになれば、やっぱり死活問題、その辺を考えると、早目の対策をとっていただきたい、これは年間ゲリラ豪雨と言われる数時間に100ミリを超える、50ミリを超える大きな降雨時間帯がありますけども、その辺を考えると、やはり早目の対策をとって沈砂池を新しく大きくするなり、ろ過していく、海に流れるような対策が必要かなと思うんです。やはり県との調整も図りながら早目に被害が出ないうちに対応していただきたいなと思います。

続いて、肥育牛ですね、皆さん先月ですか、日中の外交の協定が結ばれたというのをいろんな報道を見てわかっていると思います。いよいよ20年間輸出が途絶えていた中国への牛肉の輸出が早く来年から始まるというふうな報道がありました。要するに今まで20年間BSE平成13年に起こって以来途絶えていたわけですね。宮古島においても、観光客が250万人を見込んでいたというふうな中では、私もそうですけども、観光に行くと食の楽しみ、観光はいろんな観光地をめぐる。一番楽しみにしているのは、食のエリアですよ。その辺を考えると、やっぱりその辺の受け皿としていろんな港町づくりの提案もあります。やっぱり食材の確保、これはやはり必要だと、必要不可欠な問題と捉えていますので、ぜひこの宮古牛ブランドを確立するために中国の輸出を含め、日本中の農家の皆さんが非常に喜んでいて、こういった記事もあるんですね。なので、できる対応、対策からとっていただいて、税関とも相談しながら対応を求めたいと思っていますけども、これについて農林水産部長答弁いただけますか。

◎農林水産部長(松原清光君)

中国への肥育牛の輸出が来年にも可能になるという形で、また宮古島市の子牛の生産が重要な課題になるかなと思っております。今現在高齢化によって、農家数減ってきてはいるんですけども、あわせて1戸当たりの飼育頭数をふやすような取り組みでもってこの競り場上にですね、もっともっとふやしていけるような取り組みをしていきたいと考えております。

それから、肥育牛については、やはりブランド牛という形の取り組みでありますので、今までJAおきなわには頼ってはいるんですけども、それにあわせて農家のほうもできれば肥育牛の取り組みをしていきたいというような農家もいますので、そのまた取り組みも一緒にやっていきたいと思っております。

◎島尻 誠君

そうですね、共同体で進めていくということが最前提になると思いますので、ぜひご尽力いただきたい

などと思います。

続いて、このツマジロクサヨトウについては、多くの議員の皆さんが質問されていました。私はですね、これも皆さんのお手元に対策としてちょっとお配りさせていただいたんですが、農林水産省が初動体制としてそういうふうな対応をということで載せてあるのをちょっと引用させていただいているんですが、やはり今の段階ではなかなか発生状況がつかめない、今年、7月ですから、そこら辺ですね、全国各地に広がっている状況を危惧しているというふうな農林水産省の見解です。それで、農薬をですね、農林水産部長もおっしゃっていましたが、薬剤、これちょっと調べたんですよ。ツマジロクサヨトウに対しての農林水産省が出している、いろいろあるんですけど、3種類ぐらい、ジャンル別にですね、トウモロコシとか、サトウキビとか、野菜とかですね、に分けた農薬があるんですよ。これでサトウキビのものをしてみると、大体3種類ぐらいあるんですね。

一応農林水産省が出しているマニュアルというんですかね、防疫マニュアルに関しては、畜産、要するに飼料用作物、トウモロコシとかですね、に対して補助を出しているというふうなシステムがあって、野菜類にも一応出しているんです。これがちょっと長いんですけど、持続的生産強化対策のうち国内初発生害虫の初期まん延防止緊急対策事業というんですが、それが補助率が2分の1ということで示されているんですね。これをいろんな農薬に対しては、これまでも手厚い補助が出されていると思います、本市に対してもですね。ぜひ市長、どこよりも先にですね、この制度のこの農薬に関して2分の1でもいいし、3分の1でもいいと、蔓延する前にぜひ緊急対策として補助事業を農薬1戸当たりですね、これピンからキリまであるんですけど、大体5,000円ぐらいするんですよ、5,600円、7,000円ぐらい。だから、平均してその2分の1となると、それぐらいの値段で全県いち早く宮古島が補助事業を出していただいたら、農家はちょっと安心するかと思うんですね。今は少し植えつけの初期段階で、ちょっと新植の葉がやられるということなんですけども、要するに製糖期になると農薬の制限がかかるんですね。なので、来年に向けての予算化を少しできたならなど、どこよりも先に市長ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。心意気お願ひします。できたら市長でお願ひしたいんですが。

◎市長（下地敏彦君）

これは、新しい害虫なんですね。これが蔓延するとかなり大変だという報告は農林水産省からも受けておりますから、これは十分気をつけなければならないというふうに思っております。ただ、宮古島ではまだ初期段階だということで、これが本当に蔓延するかどうか、少し今後様子を見なければわからないというふうに思っております。蔓延の兆しが見えるのであれば、これはきちんと対応していきたいと思います。

◎島尻 誠君

ありがとうございます。市長前向きな答弁と受けとめていいですかね。サトウキビを中心に今お話ししましたけども、実は野菜にも影響するんですよ。だから、野菜となると、口に入るものが直接的にあるものですから、野菜に移っていく前に初期の初動としてサトウキビに蔓延していますので、その辺の初動体制をですね、とっていただけたらなと思ってお願ひいたします。

じゃ、次に移ります。それでは、保良鉦山内ですね、里道について、昨日でしたか、仲里タカ子議員がお話をしていただいたこの協定書、ちょっと開示資料を、この公害防止協定書というのがありますね、これもごめんなさいね、皆さんのお手元にこれも不動産譲渡承諾書というのが配られていると思ひ

ますけど、これは仲里タカ子議員がおっしゃっていた①、②、③のことです。これをもとにまたあわせてですね、質問させていただきまますけど、まず公害防止協定書、部長がおっしゃっていた中身はわかりませんが、災害対策として今おっしゃったいろんな粉じんなどが挙げられますが、この第7条の2においてですね、甲乙の間柄で協定は結ばれるんですが、要するに乙は道路、里道、町道、農道、道路沿いに採掘する場合は、道路際から5メートル離し、さらに70度以内の安全角度を保って採掘することというふうな協定が結ばれているんですよ。大分昨日もいろいろお話をしていたんですが、その辺の協定書のやりとりなどはどうなんですかね、大分前の話といえば前の話なんですが、要するに何が言いたいかということ、お手元に配られたこの里道ですね、ありますけど、3本、里道①、里道②、1つは恐らく普通財産に移行していて、地番が付せられているというふうな認識ですが、この里道が何回もちょうと説明しているんですが、原状をとどめていないということなんですね。この協定書では、そういうふうなうたわれていると。市としては、この認識をどう捉えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。どちらでもいいです。

◎建設部長（下地康教君）

まず、この件に関しましては、里道に関する管理者と協定を結んだ協定を守るというものと2つの捉え方があると思います。私の答弁としましては、里道を管理する者として答弁をしたいというふうに思っております。

保良鉦山内の里道につきましては、国有財産の法律によって、市町村合併以前に旧城辺町に平成16年3月に譲渡されて、現在宮古島市において管理をしております。道路法においては、里道は道路台帳を作成する必要のない道路です。よって、利用者からの申し立てがない限り、里道の利用は適切に供されていると管理者としては判断をします。したがって、当該里道はこれまで利活用に関し里道に隣接する土地の所有者からの異議申し立てはございませんでした。したがって、現在こういう状況があるというのは、今現時点において確認されたという形になります。

◎島尻 誠君

昨日の仲里タカ子議員へのご答弁と同じような答弁だったと思うんですが、ことしの10月7日から令和2年3月31日まで、この里道に関しての使用許可が出ていますね。これは、要するに皆さんこの図の取得計画、配置図を見たらわかると思うんですが、2つの里道に関しては、里道①、②と示されております。さらに、1つ左上のほうですね、地番が付せられております。これは何を意味しているかということ、普通財産に移行して売買の契約が済んだという認識でいいですか。

◎建設部長（下地康教君）

地番が振られている箇所においては、これは普通財産として役所の財産になっております。しかしながら、まだ売却、要するに譲渡はされていません。

◎島尻 誠君

じゃ、改めて総務部長、これは売却の手続を進めているということでもいいですか。

◎総務部長（宮国高宣君）

島尻誠議員が示しております不動産譲渡承諾書、これは令和元年6月5日付のもので、私が申しました手続中というのは、この6月5日のですね、承諾書の中の条件の中に（4）がございます。売買については周辺地主の契約が終了した後に沖縄防衛局長から譲渡申請書を提出し、市の公有財産検討委員会で

審議を行い判断するという形になっております。これを受けましてですね、簡潔に申し上げます。この申請が令和元年10月23日に普通財産譲渡申請書が沖縄防衛局から道路建設課へ申請が上がっております。それを受けまして、今月の12月9日に公有財産検討委員会で審議をした結果について、道路建設課に通知をしたという形でございまして、今現在道路建設課から沖縄防衛局のほうにですね、その通知を行うという手順になっているということでございまして、現在まだ売買契約を結んでいるということではございません。

◎島尻 誠君

具体的な説明は昨日も聞いたんですが、売買するという認識でいいですかということ聞いたんですが、手続をやっているということの認識でいいですか。

◎総務部長（宮国高宣君）

譲渡という形になっております。

◎島尻 誠君

譲渡にもいろいろあると思うんですが、無償譲渡、要するに減額譲渡いろいろありますよね。お願いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

普通財産を売買するときには、不動産鑑定入れますので、その評価で売買するという形になります。

◎島尻 誠君

不動産鑑定を入れるということですけども、普通財産になると、台帳記載がありますよね。それは要するにやられて、経過としてはこれまでたしか5年に1度の価格改定などやって、現時点での何か地価、要するに現状での近隣地域の値段を決めていくというふうなもとの価格改定をされると思うんですが、その辺はどうなんですか。5年に1度という縛りがあったと思うんですけど、今は恐らく毎年やるようになっていると思うんですよ。その辺はやられていますか。

◎総務部長（宮国高宣君）

不動産鑑定士が一応評価しますので、それはいろいろ項目あると思います。例えば不動産鑑定士が評価してですね、近傍地取引、民間のですね、取引価格等々いろんな動きを調査して不動産鑑定士が価格を決めるということでございますので、その辺については私どもが5年に1回ですね、評価したとか、そういうことはございません。

◎島尻 誠君

恐らくやらないといけないというふうになっていると思うんですね、規則で。それをやっぱり会計管理者だったり、総務部長だったり、いろんな条例で定められていることは認識しているんですけど、価格改定は5年に1度と言いましたけど、毎年するようになっていると私は思って、時間がないので別に行くんですけど、後で不動産鑑定、これは1社なのか、2社なのか、ちょっと教えてください。

ちょっと別に行きます。この里道ですけど、沖縄防衛局が7月から令和2年までですか、使用許可を出していますよね。これは、例えば向こうにまだ新聞報道などによると、9割取得というふうな報道があったんですが、残り1割の地権者が存在するんですよね、ということですよ。使用許可、要するにこの里道に対しての使用許可を出されているということは、向こうに立ち入りというのは、どういうふうに制限

されているんですか。要するに使用許可ですから、使用するに当たって許可を出しているわけですよね。

◎建設部長（下地康教君）

里道の使用に関する件だと思いますけども、まず里道というのは、不特定多数の方が利用して構わない道路でございます。これは、一般に公衆用道路という考え方で一緒です。しかしながら、里道を普通財産にすることができますので、無地番ですから、その普通財産にする場合は、隣接する地主の承諾を得て普通財産にするという流れでございます。それで、今回の里道の使用に関しましては、沖縄防衛局がどうしても限定して自分たちが使いたいという申請がございましたので、そういう意味で道路管理者として使用許可を出しているという形でございます。

◎島尻 誠君

建設部長1点だけ、この使用許可、先ほども1割の方がまだ地権者が残っているという中で、恐らくこの地番がまだ里道付せられていないということは、まだ未解決、買収されていないというふうな、手続がされていないというふうな認識なんですけど、この中に地権者がいるということは、中に自由に入れるんですか、この地権者は。要するにまだこの人の名義ですよね。この人たちの名義というか、表現はちょっとわからないですけど、要するにこの中に地権者がいるということは……使用許可に対して質問しているんですけど、使用許可を出せば要するにその中の地権者は入れるという認識でいいのか、その辺の認識だけをちょっと。

◎建設部長（下地康教君）

里道は、誰でも利用できます。里道に接する土地の所有者がいます。その方も自由に使えます、里道は。それだけです。

◎島尻 誠君

ありがとうございます。きょうはですね、農業委員会呼んでいますんで、ちょっとお聞きしたいなと思うんですけど、まだ許可されて開発というか、いろんな提案はあると思うんですけど、まだたくさん残っているということは、何か目的があるんじゃないかなと思ってしまうんですね。いろいろ声もあったもんですから、質問させていただいているんですけど、例えば転売目的で使用されているんじゃないかというふうな声も上がっているんですけど、その辺はいかがですかね。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

ただいま転売という話がありましたけれども、今後は申請書類だけではなく、事業者の実績と過去案件についての進捗状況をより慎重に精査して、事業実現の確実性を確認しながら、申請の指導及び許可業務を行っていきたいと思っております。

◎島尻 誠君

ありがとうございます。たくさんの方が要件に申請許可されている状況の中で、まださわられていない、手つかずのままの状態であるということは、いろんなのを想像して話を聞くんですけど、転売目的となると、それは農業委員会が規制してですね、厳重に農地の件をですね、やっていくというのが島のためだと思うので、ぜひよろしく願いをしてですね、時間がないので、いろいろ質問しましたが、ちょっと学校統廃合の件もやりたかったんですけど、ちょっともう時間ないので、それではきょうの質問を終わりたいと思います。師走を迎えて、駆け足でもう残り10日余りですが、我々の立場としては皆さんの行政

のあり方、市政の運営をチェックしていくという役割を持っています。なので、正しい選択をですね、なさる、それを我々がやっぱりチェックをして正しい道に導いていくというのがやりとりだと思いますので、ぜひ来年もいい年でありますように、よろしく願いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで島尻誠君の質問は終了しました。

しばらく休憩し、3時10分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後2時56分）

再開します。

（再開＝午後3時10分）

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長します。

◎國仲昌二君

今定例会一般質問も最後となりました。よろしくお願ひします。質問に入る前に、市民から情報提供がありました。これは、先日友利光徳議員も一般質問で触れていましたけれども、日刊建設ニュースというのがありまして、これに宮古島市の入札情報が載っていて、7億円を超える事業の落札額と最低制限価格が円単位まで全く一緒だったというのがありましたので、日刊建設ニュースで公表されているということですね。市民から情報がありました。

それでは、質問に入ります。当局には簡潔で市民にわかりやすいご答弁をお願いします。最初に、不法投棄ごみ問題に関する9月定例会での答弁について伺います。まず、最初から全部のごみをとることはできないというような答弁についてです。9月定例会では、契約期間、工期ですけれども、約5カ月間、着手するまで20日ぐらい必要、それから土曜、日曜、正月、悪天候などで現場に入れない、合わせると2カ月ぐらいに現場に入れないと。現場には1,650トン、これ不法投棄ごみですね、あると。それを全部とるべきだとの主張です。3カ月で1,650トン、月550トン、30日で割ると1日180トン、そのような最初からできないからそういうものはできないと言った、そういうふうに主張してきたというような答弁をしています。そこで伺いますけれども、この契約は最初からごみをとるのは無理というふうに考えた契約だったのかというのを伺いいたします。

◎副市長（長濱政治君）

宮古島市は、この問題につきましては、市議会でも、それから不法投棄ごみに関する裁判でも、この契約は不法投棄されている全てのごみを撤去することを内容とするものではないと主張してまいりました。同裁判の1審判決で裁判所は、確かに本件契約の特記仕様書には、投棄物を回収し、原状回復を行うことが目的である旨の記載があり、本件契約において対象箇所のごみ全ての撤去が目標とされていたと認められるものの、技術的に困難なことまで強いる趣旨であるとは考えがたい、ごみ全てを撤去することが技術的に困難な状況にあったことをあわせて考えると、本件契約に基づき有限会社大番総業が対象箇所のごみ全てを撤去する債務を負っていたとは認めるにたえないと判断をしております。

◎國仲昌二君

1,650トン、市が見積もったんですよ。それで原状回復するということでの契約だったんですよ。でも、30日で割ると、1日これは180トンと答弁しているんですけど、これ多分18トンだと思うんですけども、これは最初からそんなものはできないというような考えだというふうな答弁だと私は思います。この1,650トンを見積もったというのは、市がですね、原状回復するように契約したというのは、これは全部とってくれと、最初はそういう契約だったと思うんですよ。それが技術的に困難なことがあるというから、裁判ではとれなくてもしょうがないというんですかね、そういうことになったと思うんですけど、この答弁では1,650トンのごみを実質3カ月でとれというのは無理があるでしょうと言っているんですよ。ですから、私はそれだったら最初から全部とれるということは考えていなかったんですよというのを指摘しているんです。もう一度お願いします。

◎副市長（長濱政治君）

当初当然仕様書に書いてあるわけですから、それを頑張るということをやりました。しかし、実際に最初から全てをとるというふうな契約にはならないということは申し上げております。だから、最初から無理だということではなくて、頑張りますと。だけど、終わってみたらこのような状況になっていた。そして、特に向こうはおりののも難しいところでした。そして、実際に機械を使ってどのくらいとれるのか、そしてそこにどのくらいのごみが本当にあるのか、その辺がわからない状態の中で、この契約をやらなければならなかったということを考えると、最初から無理だったということじゃなくて、最初からとるだけとる、そしてそれで全部とれるんだったらそれでオーケーということでした。

◎國仲昌二君

この答弁は違うんですよ。1,650トンあって、月に550トン、1日で180トンと答弁していますが、これ18トンですね。最初からできないでしょうと、そういうことで答弁しているじゃないですか。でも、ただ私は思うんですけど、技術的に無理だというのが途中からわかったというんですけども、なぜじゃ不法投棄ゼロ宣言を行ったんですか。これ当時の新聞もありますけれども、不法投棄ごみの全部を撤去したと発表したと。市長は、やっと完了することができたということで、撤去作業を振り返ってというような新聞記事になっているんですよ。確かに危険なところであって、ごみが途中からね、全部はとれないというふうに裁判で主張しているとおりかもしれないんですけども、不法投棄ごみのゼロ宣言までやっているんですよ。答弁でこういう答弁をしている。非常に矛盾があるというふうに指摘して次の質問に行きます。

次もですね、9月定例会での答弁に対する質問です。これは、入札書等の様式は大きな間違いさえなければ通していたというふうな答弁ですけども、9月定例会では、例えば市長 下地敏彦様とかですね、そのようなところは割と通すと。そして、あの当時はそうです、ちょうど規則が変わるような時代、しかも各部局で、各主管課で工事以外は入札しているんでよくわからないという部分が多分あったと思います。大きな間違いさえなければ通していたというのが当時ですというふうな答弁ですね。そこで伺いますけれども、当時はその規則違反あるいは様式が不備であったとしても、認められていたということでもよろしいですか。

◎総務部長（宮国高宣君）

入札書等の様式を守らなくても有効旨の答弁についてという形の内容になっておりますので、お答えします。宮古島市契約規則第12条で、入札の方法が規定されており、様式についても明記されています。こ

の同契約規則第13条では、入札の無効について規定されており、ご指摘の件については、入札条件に照らして判断されるものであり、会社名や金額だったり、提出書類上の基本的な部分が合っていれば有効として取り扱ってきたところであり、規則違反という認識はなく、これまで実施した経緯があります。現在では、建設工事に係る入札に関しましては、様式や工事内訳書の添付をし、使用印鑑など入札条件を明示し、それに違反した場合は入札無効と取り扱うこととしております。ただし、建設工事以外の入札に関しましては、それぞれ入札条件で決められていくということでございます。

◎**國仲昌二君**

今の答弁ともちょっと関連しますけれども、これ9月定例会の答弁の中で、各部局あるいは各主管課で工事以外は入札していると。よくわからない部分があったと、このよくわからない部分があったというのが私にはよく理解できないんですけども、各部局、各主管課で入札をすると、その各部局、各主管課の職員はよくわからないままにそういった仕事をしたということですか。

◎**総務部長（宮国高宣君）**

先ほども答弁しました、ご指摘の件でございます。不法投棄ごみ問題に関する部分についてのこの事業に関しては、そういう規則違反という認識はなくこれまで実施したと。ほかにですね、そういった事例があるかちょっと調べてみないとわかりませんが、契約規則は守るべきだと思っております。

◎**國仲昌二君**

今はそういうことはないということなので、ただ当時のですね、平成26年9月から11月に行われた54件の入札について、ある市民が情報開示請求でその入札書あるいは委任状をとってですね、チェックしましたよというのが私に情報があって、資料提供がありました。私もその中の幾つかの入札書あるいは委任状を確認しましたがけれども、様式の不備が本当に多いです。様式番号がないというのは前から指摘されていますね。市長様となっていると。あるいはかなり多くの誤字脱字、例えば印鑑の印が職員の員になっていることですね、商号または名称というのが商号がなかったり、名称がなかったりと、代表者名が氏名になっていたとかですね、それから備考欄が違っていると、金額の単位が抜けている。代理人の住所を記入する箇所に法人の住所が記入されていると、本当にたくさんあります。これ私が数えた一部ですけども、これ入札書は699件あったということですね、179件が不備、25.6%ですね。委任状は420件のうち138件、32.9%、54件の入札でですね、落札した人の入札書がですね、17件の不備、31.5%、3分の1が不備と、これは本来なら無効になるべきというものじゃないかと思うんですけども、こういういわば当時ですね、そういったずさんな行政をして、それを指摘されて、またこれも9月定例会の答弁ですけども、こういう不備の様式に対してですね、後からどうのこうのという話が出てきたから、どうのこうのということが今ありますけれども、基本的には大きな間違いがなければ通っていたのが当時ですと、こういう答弁なんですね。もうちょっとやっぱり危機感を持った答弁を聞きたかったなというふうに指摘したいと思います。

当時といっても、もう市長も副市長も就任されて大分たっていた時期だったと思います。私は、県の市町村課のほうに1年間研修した経験があるのでわかりますけども、こんな行政は通用しないです、県では。当然市でも通用しちゃいけないんですけどね、こういう行政を経験してきた市長、副市長がいながら、何でもこんなずさんな仕事のやり方が通用したのかなというふうに不思議ですけども、その辺の見解をお伺いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

國仲昌二議員が今質問したとおりでございまして、ですから平成28年5月以降ですね、様式3号とか、第12条関係、これにつきましても、具体的にですね、こういう形で間違いないようにと記載例をですね、一緒に発しながらやっております。そして、指名競争入札通知書というのがございます。この中の11に入札の無効に関する事項という形で、別紙で入札条件のとおりという形を記載しております。その中に入札条件で1から7までありますけど、それに違反した場合には無効とすると具体的に記載をして、そういった形で入札には臨むようにという形で指導しているところがございますので、今後このようなことがないようにですね、指導していきたいと思っております。

◎國仲昌二君

ちゃんとですね、指導するということですので、職員一丸となって、しっかり行政をしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。次はですね、保良弾薬庫の危険性についてということで伺います。今回ですね、超党派の国会議員で構成する沖縄等米軍基地問題議員懇談会というのがあるんですけども、この懇談会が防衛省と会合した際に使用されたという資料が手に入りましたので、その資料をもとに質問を行いたいと思っておりますけれども、まず弾薬庫の地上覆土式ですね、弾薬庫について伺います。軍事専門家によりますと、ミサイル弾体は地対艦ミサイルで700キロ、地対空ミサイルで570キロ、通常の兵器と違って一段と強力な破壊力があるので、その保管には厳重な取り扱いが求められているということですね、例えば北海道や奄美大島のミサイル弾薬庫は、地中をくりぬいてトンネルを掘って地下に設置されていると。しかも、北海道は人里離れた山の中、奄美大島の瀬戸内分屯地の弾薬庫は最も近い集落から1キロメートル以上離れていると、そう指摘しています。ところが、保良地区は住宅地までの距離が約250メートル、文字どおり住宅の間近に弾薬庫がつくられようとしていると指摘して、さらにですね、宮古島を保良地区や石垣島の地対艦、地対空ミサイルなどの弾薬庫は、地上覆土式で全く非常識で危険な人命軽視も甚だしいと、そう強く指摘しているんですね、専門家の方がですね。この全く非常識で危険な人命軽視も甚だしいという、こういう強い指摘についてどう受けとめているのか、市長の認識をお伺いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

北海道、奄美では地中をくりぬいた形の弾薬庫、それに対して宮古島の保良地区の、石垣も含めてですね、弾薬庫は地上覆土式であると、非常識ではないかというようなご指摘があるということでございます。

まず、非常識という部分についてのお答えです。地対艦誘導弾等の貯蔵については、火薬類取締法等の関係法令においては、地中式火薬庫に貯蔵しなければいけないということはないとのことでございます。いずれにしましても、火薬庫の設置に当たっては、火薬類取締法の関係法令に基づき整備することとしており、設置する場所の地形などの条件を個別に検討し、法令に基づく手続を経た上で設置しているとのことでございます。

◎國仲昌二君

防衛省は、火薬類取締法等の関係法令に基づいて十分な保安距離を確保していると、これはずっと答弁してはいますが、保良の弾薬庫にどれだけの保管量があるかもわからないのに、どうやってこの保安距離が十分に確保されているというのが確認できるんですかねというのが私は不思議です。専門家は、13ト

ンの弾薬が保管されるだろうと、そうすると400メートル近い保管距離が必要だと指摘しているんですけど、防衛省はそれは秘密事項だとか、明らかにできないというようなことを言っていれば、どうやってこの周辺住民は安心して弾薬庫と距離があるというのが納得できるんですかね。この辺ですね、市としてはしっかりそういった周辺住民の持っている不安を解消する努力をしていただきたいと、よろしくお願いします。

次に、陸上自衛隊教範の中で2分以内で1キロメートル以上の距離に避難するということの通告もしてありますけども、これも以前答弁は受けております。ですから、繰り返しは答弁は求めませんが、ただこれはクックオフタイムと呼ばれる現象らしいんですけど、実際にこれウクライナの弾薬庫で爆発が起きてですね、火災がですね。多数のミサイルが空中にどんどん発射されたというすさまじい事態があったという、そういう事例もあるんですよ。これ全くないということは言えないと思うんですね。その辺も含めてですね、これを聞いただけで周辺住民は誰が2分で1キロ走れるかと、そんな避難ができるかと思えますよ。ですから、本当に不安に感じている周辺住民が多いんですよ。その辺の不安を市民の立場に立って払拭するようにしてもらいたい、これは強く要望します。

次は、保安距離、保安距離とよく言っているんですけども、不発弾処理時のですね、避難距離との違いについて伺います。不発弾等対策協議会というのが県内17団体で構成されているらしいんですけども、その平成27年の資料によりますとですね、5弾種、500キロ、250キロ、125キロ、50キロ、そして5インチ砲弾という爆弾と砲弾について、一定の条件でシミュレーションを行った結果ですね、500キロ爆弾で最大飛散距離が簡易な防護壁を使用した場合は、800メートル避難距離が。強固な防護壁使用でも394メートルだというふうになっています。これ保良弾薬庫と住宅は約250メートルということですけども、この辺の不発弾処理と、それから弾薬庫の保安距離というのの違いは何でしょうかね。

◎企画政策部長（友利 克君）

防衛省、沖縄防衛局の立場での回答でございまして、いわゆる不発弾等対策協議会資料について、協議会資料の避難距離との違いについてお答えする立場にはないというのが防衛省の立場でございまして。いずれにしても、これまで述べてきているとおり、火薬庫の保安距離については、関係法令に規定されているものであって、火薬庫の設置に当たっては火薬類取締法等の関係法令に基づき、十分な保安距離を確保するとの回答を得ております。

◎國仲昌二君

私が聞いているのは、不発弾で避難する距離は、500キロ爆弾で簡易な防護壁だったら800メートル距離をとってください。強固な防護壁を使うときでも、394メートルとってくださいというふうにして、市民を避難させるんですね。でも、保安距離ということで250メートルしか離れていない保良の弾薬庫でですね、先ほど言ったように火薬類取締法等の関係法令に基づいて十分な保安距離を確保していると言っているんだけど、大丈夫なのかと。要するに防衛省は不発弾に対する見解を述べる立場じゃないというのはわかりますよ。ただ、市民の立場としては、距離は大丈夫というふうに言っているんで、それだったらこの不発弾の394メートルというのは何ですかと、大丈夫なんですかということなんです。防衛省に聞いて、防衛省がだからそういう立場じゃないとって、今答えられるかどうかはちょっとよくわからないんですけども、不発弾等対策協議会の資料見るとですね、1トン爆弾だと1,000メートルだそうです。軍事専門家は、

13トン保良の弾薬庫に貯蔵されるんじゃないかというふうに言っているんですね。この辺も含めて、防衛省の立場というよりは、弾薬庫の保安距離も不発弾の保安距離もこういうふうにしているから市民の皆さん大丈夫ですよというのを市が説明すべきだと思いますよ。今お答えできるかどうかかわかんないんですけど、防衛省にしか聞いていなければ答えられないのかな、もし答えられればお願いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

先ほど教範の話がありました。その中で、誘導弾などが直接火炎に包まれた場合には、1キロメートル以上の距離をとる旨の記述があるということは事実だと。ただ、これはあくまでも遮蔽物のない場面を念頭に置いたものであって、誘導弾が火薬庫に保管されている場合を想定したものではないということでございます。これを前提に、隊員への安全教育という形で、火薬庫の安全性に関しては、火災については火薬類を取り扱う隊員に対し、安全に必要な教育が行われており、火薬庫の所在する地区として、必要な警備体制がとられている。その周辺を含め火気厳禁であり、庫内の照明などの設備も火災の着火源となる電気火花等を防ぐものであり、弾薬を含め、全ての金属は常に静電気が除去されている。外部も避雷針で保護されている。そのため火災などが発生しにくいよう設置運用がされている。その上で、万が一火薬庫内で爆発が生じた場合でも、爆発の衝撃による影響範囲は限定されることになるというような防衛省の説明があります。

◎國仲昌二君

隊員に対する安全教育とか、火気厳禁、避雷針による保護とか、これは当たり前の話ですよ。そういうことがあっても万が一のことがあって、それでも安全なようにとるのが保安距離なわけでしょ。市民が安心できるのは、多分私が質問した不発弾処理の避難距離と、それから防衛省が言う保安距離との違いは何ですかと、そこをしっかりと説明するようにお願いします。

次に移ります。次はですね、塩化水素ガスを発生させる火薬ということについて伺います。防衛省によりますとですね、保良弾薬庫には燃焼の際に有毒の塩化水素ガス等を発生させる火薬を保管するということです。塩化水素ガスは、高濃度になると短時間で生命の危険にさらされるほど人体への影響がある気体ということです。塩化水素ガスの保安距離について防衛省は沖縄等米軍基地問題議員懇談会の中で、塩化水素ガスは火薬類取締法で規制されるものではないというふうに答弁して、特に保安距離について考えることはないというような答弁をしています。これ塩化水素ガスについては、防衛省は保良弾薬庫、近隣住民の安全を確保するというので、対策は講じているんですかね、お伺いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

保良の住民への安全対策はとられているかということでもありますけども、保良住民も含め、周辺の地域の安全というものを意識した上での火薬庫の設置だというふうに認識しております。防衛省によりますと、燃焼によって塩化水素ガスが発生する火薬について、宮古島に配備を予定しているひとに、これ12をひとにと呼んでいますね。12式地对艦誘導弾及びバマル3、これはゼロ3というんですね。03式中距離地对空誘導弾等の推進役であり、宮古島に配備を予定している当該誘導弾については、何重にもわたる安全措置により、意図しない燃焼や爆発が起こらないよう万全を期しているとの回答がございます。

◎國仲昌二君

防衛省はそれは言うでしょう、安全を期していると。ただ、この塩化水素ガスについては、実はこの資

料を見るまで私も知りませんでしたけれども、これはイービス・アショアの配備でも、塩化水素ガスが発生するというので、山口県の萩市等ですね、その対応を防衛省がいろいろ説明しております。これですね、固定燃料をSM-3ミサイルというのが配備されるということで、それを固定燃料を使っていて、燃焼後に塩化水素ガスが出るということが考えられるとして、防衛省はスペースシャトルの発射でも出るらしくて、この環境への影響を評価する際に使用したモデルを用いて今その影響範囲を分析中だそうです、今ね、山口県萩市ではですよ。周辺の皆様の安全性が確保できる距離、もう一回言いますよ。周辺の皆様の安全性が確保できる距離、これにおさめることは可能と考えていますと説明しています。ところが、保良ではそういった距離は大丈夫ですかというのに対しては、火薬類取締法等の関係法令に基づいており、その塩化水素ガスは火薬類取締法で規制されるものではないと、これ全然対応が違うんじゃないですか。山口県の萩市では、そういう説明だそうです。でも、保良の弾薬庫では距離は火薬類取締法で規制されるものではないから、大丈夫でしょうというふうな答弁ですね。これ保良弾薬庫の周辺の皆様の安全性は確保できるんですかね、伺います。

◎企画政策部長（友利 克君）

まず、イービス・アショアの件ですけど、山口の件ですけども、山口県萩市に配備予定のイービス・アショアは、宮古島には配備の予定はないことから、保良の火薬庫の整備のあり方と同列に比較することはできないというような回答、それから塩化水素ガスについてですけども、まず発射時に一定の距離を確保することなど、必要な措置をとることとしている。一般論として申し上げれば、水素ガスは時間の経過とともに拡散し、特に屋外環境においては、短時間で消散すると考えているとの回答でございます。

◎國仲昌二君

今の説明は、秋田県の説明会でも全く同じような説明がされていますね。さっきは山口県の萩市の話もしましたが、秋田県でもですね、防衛大臣とか、防衛局次長とかですね、それから秋田県からは知事、それから県議会議長、秋田市市長、秋田市議会議長とかでその会談をしています。その中で、同じですよ、これは防衛政策局次長が説明の中で言っているんですけども、固定燃料をSM-3ミサイルは使っておりまして、燃焼後に塩化水素の主要成分を持ったような燃料ガスが出るということが考えられますと。周囲から十分に隔離された保安距離を確保するというのを考えております。周辺の住民の皆様方の安全を確保していきたいと、これもきちんと保安距離はとりますと。秋田では何があったかということ、最近新聞に出ていましたよね。住宅地との距離を考慮するよう見直しを指示ということで、大々的に見直しの記事が載っていました。先ほどの保良の弾薬庫に戻りますけれども、塩化水素ガスは火薬類取締法等で規制されるものではない、これが保良弾薬庫に対する質問の回答です。山口県の萩市、それから秋田県との対応とは大違いですね。ここは、市長しっかりと防衛省、沖縄防衛局に行ってですね、この違いは何なのかと、ダブルスタンダードじゃないかということをしっかり指摘していただきたい、それを要望して、次に移ります。

済みません、ちょっと飛びまして、財政についてにちょっと飛びます。よろしいですかね、済みません、お願いします。9月定例会で委託料の推移についてということで質問しました。その中で、過去10年間で委託料が2.2倍、約15億円ふえているという指摘をしました。その理由ですね、どういった要因なのかというのを教えていただきたいと思えます。

◎総務部長（宮国高宣君）

委託料が増となった理由でございます。過去10年間のこれ平成20年度から平成29年度の委託料を比較して約14億7,000万円の増となっている主な要因としまして、住宅管理費で平成23年度より市営住宅の管理を指定管理者制度を導入したことによるものなどで1億1,424万7,000円の増、空港管理事務費で平成28年度より空港消防業務の民間委託導入等により9,224万3,000円の増、給食センター管理運営費で平成28年度より平良学校給食共同調理場の調理と配送について民間委託を行ったことなどにより7,207万5,000円の増、保育所事務費で平成25年度より北保育所と福里保育所、平成26年度より馬場保育所、平成27年度より砂川保育所のそれぞれの運営について民間委託を導入したことによる1億6,140万6,000円増が主な増となっております。

◎國仲昌二君

今過去10年間ということと答弁がありましたけれども、私もちょっと調べてみたんですね。決算を平成20年度と平成30年度というふうに比較して、ちょっと数字違うんですけども、保育所あるいは児童福祉費ですね、これは公私連携ということで民間委託がふえたり、あるいは公から民へというのがあって、ふえているというのはよくわかります。これは制度的なものだというふうに捉えております。ただですね、やっぱりじんかい処理費、ごみ処理施設あるいはリサイクルセンターできました。これやっぱり管理委託はしないといけません。これで平成20年度と平成30年度比較すると、約2億円余りふえているんですよ。ですから、やはり新しい大型施設をつくると、そういうのがふえていく。これ委託料だけじゃなくて、多分光熱水費もどんどんふえていくと思うんですよ。それから、住宅管理費今言った指定管理があったんですけども、そういった指定管理の流れでもふえていく、答弁出なかったんですけども、港湾管理費でも5,000万円ぐらいふえているんですよ。空港管理費今ありました。空港消防の委託というのがありました。変電所も委託しているはずですよ、多分ね。そうすると、空港消防費が4,600万円ぐらいで今まで推移していたんですけども、ふえているのが約9,000万円なんですよ。委託をするメリットというのは、多分効率的なものも含まれると思うんですけど、逆に2倍ぐらいにふえているというのがよくわからない。ちょっと時間がなくて私中身までちょっと分析できなかったんですけども、こういったところも含めて、本当に委託したほうがメリットあるのか、ほかにどういった影響があるのかということのをしっかり中身をですね、分析して委託について、やっぱり大型施設ができれば委託だけじゃなくて、光熱水費、需用費がかなり上がってくると思うんですね。この辺も含めてしっかり分析して見通しを立てていただきたいと思います。

次に、平成30年度決算収支の状況についてということで、県が最近発表した決算収支の状況について質問します。いろいろあるんですけども、私がちょっと危惧しているのが単年度収支、平成28年度が7億9,500万円ありました。平成29年度は7,200万円、平成30年度はマイナス5億800万円になっています。これ13億円ぐらいこの3年間で下がっているということですかね、積立金とか、いろいろ考慮する、実質単年度収支もちょっと調べてみたんですけども、大体同じですね、これについての要因といいますか、教えてくださいたいと思います。

◎総務部長（宮国高宣君）

この3年間で約13億円減となっている要因ということでございます。

単年度収支合計約13億円が減の要因ということですが、単年度収支は本年度決算額の実質収支額から前

年度決算額の実質収支額を差し引いた額となり、前年度の実質収支額が本年度決算の実質収支額を上回った場合にはマイナス、下回った場合にはプラスとなるなど、各年度決算の実質収支によって変動が生じることとなります。そのため単年度収支の増減については、各年度の決算実質収支の前年度比での差額によるものとなります。

◎國仲昌二君

非常にわかりにくい答弁でしたけれども、要するに単年度収支というのは、単年度の収入と単年度の支出を差し引いたものですね、それにはもちろん積み立てするものもあるし、それから取り崩すものもあるんで、その単年度収支からその辺を考慮していったのが実質単年度収支ですね。当然ですけど、単年度収支が赤字になるということは、実質収支も減るということですよ。これが平成29年度まではその単年度収支がですよ、ようやく黒字だったけど、平成30年度赤字になったと。でも、積み立てが10億円あるから、5億円の黒字はあると。でも、今年度は7億円ぐらいだと思うんですけども、これからいくと令和2年度は先ほど眞榮城徳彦議員へ答弁がありました交付税が約6億円ぐらい減るというのがありましたけども、実質単年度収支が積み立てしなくてもマイナスになるんじゃないかなというふうな流れになるんですね。令和2年度まででしょう、交付税が下がっていくのはね。令和2年度もマイナスになるでしょうと、そうするとかかなり厳しい財政状況になるんじゃないかなと。先ほど眞榮城徳彦議員の2020年予算編成の説明の中では、公債費、借金返済ですね、その元金も伸びますよと、委託料も伸びますよと。そうすると、かなり厳しくなっていくんじゃないかなという心配をします。こういうところも指摘しておきます。

次に行きます。財政力指数ですけども、財政力指数が県内11市の中で最下位ですね、0.33%ですか、これで見ると宮古島市の財政状況、これはどういう状況なのかというのの説明を求めます。

◎総務部長（宮国高宣君）

財政力指数の件でございます、宮古島市の財政状況はどうなっているかということでございますので。

財政力指数は、当該団体の財政力をあらわす指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいいます。1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるものとされ、1を超えると普通交付税の不交付団体となります。宮古島市は、平成30年度普通会計における地方税の構成率が13.7%となっており、収支不足を賄う普通交付税に頼らざるを得ない財政状況となっているということでございます。

◎國仲昌二君

財政力指数、これは必要経費を自前でどれだけ調達できるかというようなことだと思うんですけども、今市税の構成比率が13.7%という話でした。この市税は、かなり近年伸びているというふうに聞いているんですけど、これはその伸びでも全然賄えないというような考えでよろしいですかね。

◎財政課長（砂川 朗君）

市税のほうは伸びてきている状況であるんですが、基準財政需要額は約200億円、196億円ほどございまして、市税収入が伸びたとしても、基準財政収入額全体が約60億円弱ということになりますので、比率としてはそんなに伸びるものではないというふうに考えております。

◎國仲昌二君

市税が伸びてもそんなに期待できないよということだと、今答弁はそういうことだと思うんですけども、

これをじゃ好転させるためには、宮古島市としてはどういうふうに持っていかうと、少しでも改善するためにはですね、考えているのかということをお聞かせください。

◎**財政課長（砂川 朗君）**

財政力指数、財政力を強化していくということでございますが、これは基準財政収入額を引き上げることがやっぱり重要でございますので、自主財源をどのようにして確保していくか、市税の増収はもちろんでございますが、それ等を含めて、いろんな資産の活用とか、そういったもので自主財源の確保に努めていくことが重要だと考えております。

◎**國仲昌二君**

基準財政収入額が60億円と、需要額は196億という話でしたけれども、収入額を伸ばすのも非常に大変だと思うんですね。やっぱり合併時のね、加算額が交付税どうしても大きいんで、そういうふう依存体質になってしまっている部分があるんじゃないかなというふうに思います。これがあと2年続くと、その削減が、そういうこともありますので、こういった依存体質をどう脱却するかというので頑張ってくださいというふうに思います。

次に、決算総額の経常収支比率ですけども、この人件費27.4%、それから公債費17.7%、これは県内11市の中で最も大きい市となっていますけども、この要因を教えてください。

◎**総務部長（宮国高宣君）**

決算による経常収支比率の人件費、公債費の件でございます。

まず、経常収支比率につきましては、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常的な一般財源がどの程度充当されているか見る指標でございます。平成30年度の決算について、各市町村の決算額及び各項目の構成比率はまだ把握できておりませんが、平成31年3月に県市町村課が発行している市町村行財政概況によりますと、宮古島市の平成29年度決算総額に対する人件費、公債費の構成比は、それぞれ14.9%、それと9.3%と、県内11市の中でも高い状態であり、これらの項目は一般財源が多く充てられていることから、結果的に経常収支比率についても県内他市の状況と比較して高い状態にあると考えております。

◎**國仲昌二君**

今決算総額の公債比率の答弁だと思ったんですけども、私もですね、比較してみたんですよ。この経常収支比率の人件費のパーセント、公債費のパーセントと、それから決算総額の構成比率ですね、見たんですけども、やっぱり両方同じ傾向にあるんですね。人件費が高いというのは、どういう要因があるから、公債費が高いというのは、どういう要因があるからというふうに把握していますか。

◎**総務部長（宮国高宣君）**

経常収支比率の経常的な人件費についてでございます。

充てられている一般財源が約53億1,000万円を全体の経常収支的経費に充てられている経常一般財源の約193億8,000万円を除いた割合の27.4%となっております。公債費の経常収支比率は、経常的な公債費に充てられる一般財源で、約34億4,000万円を全体の経常的な経費に充てられている経常一般財源の約193億8,000万円を除いた割合の17.7%となっております。県内11市の中で最も大きくなっているとのご指摘でございます。普通建設事業費等の臨時的経費に対し、補助制度、起債メニューを活用することで、一般財源

を極力措置しないこととしているため、経常経費に一般財源が多く充てられていることにより、高い数値となっております。

◎國仲昌二君

なかなか難しい言葉を使っているんで、要するに公共工事などに使われる臨時的経費を抜いて、経常的に入ってくる収入で、収入の割合は人件費と公債費が高いと。これはなぜかという質問には、私は職員数、それから借金ですね、借金返済、これがかなりふえてきているからだというふうに思いますけれども、これはまた後ほどやるとして、次同じように義務的経費の扶助費、これがですね、今度は最も低いんですよ。宮古島市を除く県内10市の平均、これは経常収支比率ですよ。7.4ポイント低い、決算総額、臨時的経費も含めてですね、総額では何と11ポイント近く低いんですよ、平均と。これどういうことですかね、お願いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

その要因でございます。平成30年度の宮古島市の普通会計決算における扶助費の経常的収支比率は、経常的な扶助費に充てられる一般財源が約22億4,000万円を全体の経常的経費に充てられる経常一般財源の約193億8,000万円を除いた割合が11.6%となっております。しかしながら、補助制度を活用し、必要な予算は措置されている中での指標のため、特に問題はないものと考えております。

◎國仲昌二君

いえいえ、違うんですよ。経常収支比率で11.6%で、7.4ポイント平均より低い。臨時的経費も含めたトータルの構成比率でいくと20.9%、平均が31.5%から11ポイント近い差があると。これ扶助費というのは社会保障関係経費ですよ、これ単純に言って、福祉に金が回っていないということになりますか。これ私も簡単には言えないですよ。中身はもうちょっと精査しなきゃいけないんですけども、ただ県が出している数字で見っていくと、ほかの市より11ポイント近く低いというのは、これはちょっと問題じゃないかなというふうに思いますので、しっかり何がほかの市と差があるのかというのをきちんと精査してもらいたいと、時間がないので答弁は求めません。

今人件費の話が出ましたけれども、実は私組織機構の通告も出してあるんですね。その組織機構の職員数を調べていくとですね、宮古島市の職員数トータルで断トツに多いんですよ。これは総務課からもらった資料からですけど、584人、うるま市が515人、うるま市は12万人ぐらいの規模なんですけども、逆に宮古島市が70人ぐらい多いんですね。石垣市なんかと比べると200人以上違うというような、こういったのがこの人件費の高騰につながっているんじゃないかなと、それから職務別の昇給状況の資料をもらったんですけども、特定職、特命事項の担当職員という調整官、これが係長よりも多いんですよ、65名。これもかなりいびつな組織だと思いますよ。これもきちんと精査して、人件費の抑制につなげてもらいたいと。だって、調整官は上司の命を受けて、特に命じられた事務を担当するという職務なんですよ。特に命じられた事務を担当する調整官が65名いるという、この組織機構はやっぱりちょっと考えるべきかなと思いますので、その辺もしっかり確認していただきたいと思います。

時間がないので、最後までめめますけれども、事業の優先順位についてちょっと私なりの考えを話したいと思います。総合体育館雨漏りについては、10年以上も前から指摘されています。この総合体育館については、合併時にですね、策定した新市建設計画のリーディングプロジェクトにもあったんですよ。でも、

その総合体育館より優先されたのがですね、合併時のリーディングプロジェクトになかったJ T Aドーム宮古島だったり、今伊良部野球場が優先されていると。J T Aドーム宮古島については、見直しされた新市建設計画に追加されましたけれども、伊良部野球場はこの計画にすらのっていない。この計画にのっている総合体育館、博物館なんかも後回しになっている。今定例会にし尿処理施設の建設が急務であると指摘されていますけども、これは私も大賛成です。総合体育館の40億円、し尿処理施設は30億円から35億円と言われている。さっき指摘したように、単年度収支がどんどん減り続けている中で、財源どうするのかと。私は、優先順位からすれば学校トイレの洋式化がこれ子供たちが安心して学校生活を送れるという観点からしても、喫緊の課題だと思います。

市長、昨日財政調整基金が100億円を超えていると言ったんですけども、その1割を崩したら、これもう洋式化はできますよ。扶助費もですね、指摘して弾薬庫の問題もですね、不安の解消をお願いしました。市長先頭に立って、市民の立場に立って行政を進めていただくように職員の皆さんにもお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで國仲昌二君の質問は終了しました。

これをもちまして一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午後4時17分）

令和元年

第7回宮古島市議会(定例会)会議録

12月18日(水) 最終日

(委員長報告、質疑、討論、表決)

令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第8号

令和元年12月18日（水）午前10時開議

日程第 1	議案第114号	宮古島市行政組織条例の一部改正について	(委員長報告)
〃 第 2	〃 第115号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について	(〃)
〃 第 3	〃 第116号	宮古島市附属機関設置条例の制定について	(〃)
〃 第 4	〃 第117号	宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	(〃)
〃 第 5	〃 第118号	宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について	(〃)
〃 第 6	〃 第119号	宮古島市パイナガマ海空すこやか公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	(〃)
〃 第 7	〃 第120号	宮古島市都市公園条例の一部改正について	(〃)
〃 第 8	〃 第121号	宮古島市立学校設置条例の一部改正について	(〃)
〃 第 9	〃 第122号	宮古島市立学校施設使用料徴収条例の一部改正について	(〃)
〃 第10	〃 第123号	宮古島市文化ホール条例の一部改正について	(〃)
〃 第11	〃 第124号	宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	(〃)
〃 第12	〃 第125号	宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について	(〃)
〃 第13	〃 第126号	宮古島市水道事業給水条例の一部改正について	(〃)
〃 第14	〃 第106号	令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）	(〃)
〃 第15	〃 第107号	令和元年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	(〃)
〃 第16	〃 第108号	令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）	(〃)
〃 第17	〃 第109号	令和元年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	(〃)
〃 第18	〃 第110号	令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	(〃)
〃 第19	〃 第111号	令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第3号）	(〃)
〃 第20	〃 第112号	令和元年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	(〃)
〃 第21	〃 第113号	令和元年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）	(〃)

日程第 2 2	議案第 1 2 7 号	字の区域の変更について	(委員長報告)
〃 第 2 3	〃 第 1 2 8 号	字の区域の変更について	(〃)
〃 第 2 4	〃 第 1 2 9 号	鏡原放課後児童クラブ指定管理者の指定について	(〃)
〃 第 2 5	〃 第 1 3 0 号	宮古島市火葬場指定管理者の指定について	(〃)
〃 第 2 6	〃 第 1 3 1 号	宮古島市営住宅指定管理者の指定について	(〃)
〃 第 2 7	〃 第 1 3 2 号	議決内容の一部変更について	(〃)
〃 第 2 8	陳情書第 1 9 号	令和 2 年度建物管理業務委託の入札に関する件 (要請)	(〃)
〃 第 2 9	〃 第 2 0 号	「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情について (依頼)	(〃)
〃 第 3 0	〃 第 2 1 号	幼児教育保育無償化に伴う給食費の取り扱いについての陳情書	(〃)
〃 第 3 1	〃 第 2 2 号	学校での「医療行為」に反対する陳情	(〃)
〃 第 3 2	〃 第 2 3 号	学校の安全・安心な環境づくりを求める陳情	(〃)
〃 第 3 3	〃 第 2 5 号	子どもの貧困に伴い教育環境の充実を求める陳情	(〃)
〃 第 3 4	〃 第 2 6 号	「学力向上推進」から派生する過度な競争に関する陳情	(〃)
〃 第 3 5	〃 第 2 8 号	「義務教育費国庫負担堅持及び 2 分の 1 復元」のための意見書採択を求める陳情	(〃)
〃 第 3 6	〃 第 2 9 号	学校における働き方改革に関する取り組みを求める陳情	(〃)
〃 第 3 7	〃 第 3 0 号	公立小中学校の統廃合問題に関する陳情	(〃)
〃 第 3 8	〃 第 2 4 号	管理強化につながらない「教職員人事評価制度」の見直しを求める陳情	(〃)
〃 第 3 9	〃 第 2 7 号	幼稚園・認定こども園の教職員の働き方に関する陳情	(〃)
〃 第 4 0	同意案第 1 号	教育委員会委員の任命について	(市長提出)
〃 第 4 1	意見書案第 1 2 号	居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書	(文教社会委員会提出)
〃 第 4 2	〃 第 1 3 号	「義務教育費国庫負担堅持及び 2 分の 1 復元」のための意見書	(〃)
〃 第 4 3	〃 第 1 4 号	過疎地域自立促進のための新たな立法措置に関する意見書	(議会運営委員会提出)
〃 第 4 4	〃 第 1 5 号	首里城の早期再建を求める意見書	(〃)
〃 第 4 5	派遣第 3 号	議員の派遣について	

◎会議に付した事件

日程第 1	議案第 1 1 4 号	宮古島市行政組織条例の一部改正について	(委員長報告)
〃 第 2	〃 第 1 1 5 号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について	(〃)
〃 第 3	〃 第 1 1 6 号	宮古島市附属機関設置条例の制定について	(〃)

日程第 4	議案第 1 1 7 号	宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について (委員長報告)	(委員長報告)
〃 第 5	〃 第 1 1 8 号	宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について	(〃)
〃 第 6	〃 第 1 1 9 号	宮古島市パイナガマ海空すこやか公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	(〃)
〃 第 7	〃 第 1 2 0 号	宮古島市都市公園条例の一部改正について	(〃)
〃 第 8	〃 第 1 2 1 号	宮古島市立学校設置条例の一部改正について	(〃)
〃 第 9	〃 第 1 2 2 号	宮古島市立学校施設使用料徴収条例の一部改正について	(〃)
〃 第 1 0	〃 第 1 2 3 号	宮古島市文化ホール条例の一部改正について	(〃)
〃 第 1 1	〃 第 1 2 4 号	宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	(〃)
〃 第 1 2	〃 第 1 2 5 号	宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について	(〃)
〃 第 1 3	〃 第 1 2 6 号	宮古島市水道事業給水条例の一部改正について	(〃)
〃 第 1 4	〃 第 1 0 6 号	令和元年度宮古島市一般会計補正予算 (第 4 号)	(〃)
〃 第 1 5	〃 第 1 0 7 号	令和元年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	(〃)
〃 第 1 6	〃 第 1 0 8 号	令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算 (第 2 号)	(〃)
〃 第 1 7	〃 第 1 0 9 号	令和元年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)	(〃)
〃 第 1 8	〃 第 1 1 0 号	令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	(〃)
〃 第 1 9	〃 第 1 1 1 号	令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	(〃)
〃 第 2 0	〃 第 1 1 2 号	令和元年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)	(〃)
〃 第 2 1	〃 第 1 1 3 号	令和元年度宮古島市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	(〃)
〃 第 2 2	〃 第 1 2 7 号	字の区域の変更について	(〃)
〃 第 2 3	〃 第 1 2 8 号	字の区域の変更について	(〃)
〃 第 2 4	〃 第 1 2 9 号	鏡原放課後児童クラブ指定管理者の指定について	(〃)
〃 第 2 5	〃 第 1 3 0 号	宮古島市火葬場指定管理者の指定について	(〃)
〃 第 2 6	〃 第 1 3 1 号	宮古島市営住宅指定管理者の指定について	(〃)
〃 第 2 7	〃 第 1 3 2 号	議決内容の一部変更について	(〃)
〃 第 2 8	陳情書第 1 9 号	令和 2 年度建物管理業務委託の入札に関する件 (要請)	(〃)

- 日程第 29 陳情書第 20 号 「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情について（依頼） （委員長報告）
- 〃 第 30 〃 第 21 号 幼児教育保育無償化に伴う給食費の取り扱いについての陳情書
（ 〃 ）
- 〃 第 31 〃 第 22 号 学校での「医療行為」に反対する陳情 （ 〃 ）
- 〃 第 32 〃 第 23 号 学校の安全・安心な環境づくりを求める陳情 （ 〃 ）
- 〃 第 33 〃 第 25 号 子どもの貧困に伴い教育環境の充実を求める陳情 （ 〃 ）
- 〃 第 34 〃 第 26 号 「学力向上推進」から派生する過度な競争に関する陳情（ 〃 ）
- 〃 第 35 〃 第 28 号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情 （ 〃 ）
- 〃 第 36 〃 第 29 号 学校における働き方改革に関する取り組みを求める陳情（ 〃 ）
- 〃 第 37 〃 第 30 号 公立小中学校の統廃合問題に関する陳情 （ 〃 ）
- 〃 第 38 〃 第 24 号 管理強化につながらない「教職員人事評価制度」の見直しを求める陳情
（ 〃 ）
- 〃 第 39 〃 第 27 号 幼稚園・認定こども園の教職員の働き方に関する陳情 （ 〃 ）
- 〃 第 40 同意案第 1 号 教育委員会委員の任命について （市長提出）
- 〃 第 41 意見書案第 12 号 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書
（文教社会委員会提出）
- 〃 第 42 〃 第 13 号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書
（ 〃 ）
- 〃 第 43 〃 第 14 号 過疎地域自立促進のための新たな立法措置に関する意見書
（議会運営委員会提出）
- 〃 第 44 〃 第 15 号 首里城の早期再建を求める意見書 （ 〃 ）
- 〃 第 45 派遣第 3 号 議員の派遣について
- 追加日程第 1 議長の辞職について
- 〃 第 2 選挙第 2 号 議長の選挙
- 〃 第 3 副議長の辞職について
- 〃 第 4 〃 第 3 号 副議長の選挙

令和元年12月18日

宮古島市議会
議長 佐久本 洋 介 殿

総務財政委員会
委員長 上 地 廣 敏

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第106号	令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案 第114号	宮古島市行政組織条例の一部改正について	〃
議案 第115号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について	〃
議案 第116号	宮古島市附属機関設置条例の制定について	〃
議案 第117号	宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	〃
議案 第118号	宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について	〃

◎議案第106号

議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の歳出については、文教社会委員会において、「10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、学校規模適正化対策費、印刷製本費の増額補正について、宮古島市立来間小学校及び来間幼稚園について、廃止ではなく休校にしてもらいたいので、閉校にかかる記念誌の印刷製本費は認められないため反対」との反対意見があった。採決の結果、賛成多数で可決された。

令和元年12月18日

宮古島市議会
議長 佐久本 洋 介 殿

総務財政委員会
委員長 上 地 廣 敏

陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果	措 置
陳情書 第19号	令和2年度建物管理業務委託の入札に関する件（要請）	採択すべき もの	

◎採択の理由

陳情書第19号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

令和元年12月18日

宮古島市議会
議長 佐久本 洋 介 殿

文教社会委員会
委員長 下 地 信 広

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第107号	令和元年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案 第111号	令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案 第121号	宮古島市立学校設置条例の一部改正について	〃
議案 第122号	宮古島市立学校施設使用料徴収条例の一部改正について	〃
議案 第123号	宮古島市文化ホール条例の一部改正について	〃
議案 第124号	宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃
議案 第125号	宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃
議案 第129号	鏡原放課後児童クラブ指定管理者の指定について	〃
議案 第130号	宮古島市火葬場指定管理者の指定について	〃
議案 第132号	議決内容の一部変更について	〃

◎議案第121号

議案第121号については、「来間中学校も住民の合意なく、反対を押し切った統廃合となった。来間中学校の統廃合から6年経過したが、教育委員会は中学校の統廃合に際し、小学校の統廃合は慎重に行うということであった。人口増加が見込めない、地域と学校は関係ないと説明をしているが、地域あつての学校、学校あつての地域と考える。廃校についての住民説明会に、住民の参加が少ない中での説明会をよしとしている点でも納得がいかない。歴史ある学校をなくすことは、伝統行事を継承していく点でも大きな文化の消失につながる。来間島が発展していくために、地域住民挙げてIターンの受け入れをし、移住者を呼び込む取り組みをしている。このことに対し行政として支援すべきであり、住民が求めるとおり廃校ではなく休校にすべきである」との反対意見があつた。採決の結果、賛成多数で可決された。

◎議案第122号、議案第123号

議案第122号、議案第123号については、「消費税は収入が少ない人ほど負担が重くなる逆進性の問題があり、収入が多い人と少ない人との消費税の年間の負担率が2倍相当になっている。増税の理由として、支え合う社会をつくることが目標と言われていたが、消費税を上げれば上げるほど、収入の少ない人は負担が重くなり、消費税は支え合う社会をつくる、という表現にふさわしくない逆行する状況が生まれている。社会保障は憲法に基づいて国が保障すべきものである。社会保障を充実するため、財源不足分を確保するために消費税を上げるとなると、消費税を上げ続けることになる。学校教育現場や文化ホール施設で徴収する消費税は納税の義務のないものであり、消費税増税分も含めて一般財源の歳入として繰り入れられるという性質であることから、事実上、公共施設使用料を引き上げたことにつながると考えるので反対」との反対意見と、「福祉サービスの低下は税収が足りないことによるものであると考える。福祉サービス向上のために消費税増税は必要であるので賛成」との賛成意見があつた。採決の結果、賛成多数で可決された。

令和元年12月18日

宮古島市議会
議長 佐久本 洋 介 殿

文教社会委員会
委員長 下 地 信 広

陳 情 書 審 査 結 果 報 告 書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果	措 置
陳情書 第20号	「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情について（依頼）	採択すべきもの	
陳情書 第21号	幼児教育保育無償化に伴う給食費の取り扱いについての陳情書	〃	
陳情書 第22号	学校での「医療行為」に反対する陳情	不採択とすべきもの	
陳情書 第23号	学校の安全・安心な環境づくりを求める陳情	〃	
陳情書 第25号	子どもの貧困に伴い教育環境の充実を求める陳情	採択すべきもの	
陳情書 第26号	「学力向上推進」から派生する過度な競争に関する陳情	不採択とすべきもの	
陳情書 第28号	「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情	採択すべきもの	
陳情書 第29号	学校における働き方改革に関する取り組みを求める陳情	〃	
陳情書 第30号	公立小中学校の統廃合問題に関する陳情	不採択とすべきもの	

◎採択の理由

陳情書第20号、陳情書第21号、陳情書第25号、陳情書第28号、陳情書第29号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

◎不採択の理由

陳情書第22号については、「フッ素洗口は、子供たちを虫歯から守るために行っているので反対」との反対意見と、「子供たちの虫歯を予防することに関しては賛成だが、フッ素洗口は医療行為に当たり責任を持ってない、という内容の陳情が、学校現場で教育を行う先生から出ている以上は採択すべき」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

陳情書第23号については、「部分採択の話もあったが、内容的にブロック塀の完全撤去の必要性もなく、耐震化率も基準を満たし急を要することはないので不採択とすべき」との反対意見と、「耐震強化の基準を満たすようにすることは当然の要求。学校敷地内の不発弾有無の調査も、緊急の対応が要求される大事な中身。学校のブロック塀を完全撤去し、フェンス等の設置を行うことについては、危険なブロック塀という文言が入れば賛同できたので、学校のブロック塀を全面撤去し、フェンス等の設置を行うこと、を除く部分採択にすべきと考える」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

陳情書第26号については、「学力向上推進と過度な競争という部分に整合性がないので不採択とすべき」との反対意見と、「学力向上推進を名目に過度な競争になってしまい、子供たち、先生たちをも疲弊させている。余りにも過度な競争をあおり、正答率が上がればいだけという教育は、かえって子供たちの本当の意味での学力向上には資さないという考えから賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

陳情書第30号については、「学校統廃合については賛成なので、この陳情は不採択とすべき」との反対意見と、「住民の合意がない統廃合を行わないことは当然であり、地域防災の拠点である学校として早急に整備することも必要である。学校統廃合が廃集落、廃村とならないよう協議を行うこと、とあるが、地域があつてこそその学校であり、学校があつてこそその地域だと考える。児童生徒や保護者に過度な負担を強いるような統廃合を行わないことについても、子供の安全を確保する観点からも求められると考えるので賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

令和元年12月18日

宮古島市議会
議長 佐久本 洋 介 殿

文教社会委員会
委員長 下 地 信 広

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もお審査を要するものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

記

1. 件 名

議案番号	件 名
陳情書 第24号	管理強化につながらない「教職員人事評価制度」の見直しを求める陳情
陳情書 第27号	幼稚園・認定こども園の教職員の働き方に関する陳情

2. 理 由

陳情書第24号、陳情書第27号については、閉会中も慎重審査を要する。

令和元年12月18日

宮古島市議会
議長 佐久本 洋 介 殿

経済工務委員会
委員長 我如古 三 雄

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第108号	令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案 第109号	令和元年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案 第110号	令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案 第112号	令和元年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案 第113号	令和元年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
議案 第119号	宮古島市パイナガマ海空すこやか公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃
議案 第120号	宮古島市都市公園条例の一部改正について	〃
議案 第126号	宮古島市水道事業給水条例の一部改正について	〃
議案 第127号	字の区域の変更について	〃
議案 第128号	字の区域の変更について	〃

議案番号	件名	結果
議案 第131号	宮古島市営住宅指定管理者の指定について	原案可決

令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）諸般の報告書

令和元年12月18日（水）

12月17日	<p>本会議終了後、議会運営委員会が開催され、同委員会委員提出の「首里城の早期再建を求める意見書」の取り扱いについて諮問したところ、全会一致で同意見書は同委員会から提案することと決した。</p> <p>なお、同意見書は、委員会付託を省略し、本日12月18日の最終本会議において処理することと決した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）諸般の報告書

令和元年12月18日（水）

12月18日	休憩中に議長職を辞したい旨の辞職願を上地廣敏副議長に提出した。 また、同じく上地廣敏副議長から副議長職を辞したい旨の辞職願の提出があった。 以上
--------	--------------------------------------------------------------------------------

令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）会議録

令和元年12月18日（水）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（閉会＝午後2時05分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1 〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 徳 〃
〃（2 〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3 〃）	仲 里 夕力子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 徳 〃
〃（4 〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5 〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6 〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7 〃）	欠 員	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8 〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	砂 川 辰 夫 〃
〃（9 〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10 〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24 〃）	眞 榮 城 徳 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	下 地 敏 彦 君	総 務 部 長	宮 国 高 宣 君
企 画 政 策 部 長	友 利 克 〃	教 育 長	宮 國 博 〃

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第8号のとおりであります。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地昭人君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

12月17日、本会議終了後、議会運営委員会が開催され、同委員会委員提出の首里城の早期再建を求める意見書の取り扱いについてを諮問したところ、全会一致で同意見書は同委員会から提案することと決しました。

なお、同意見書は、委員会付託を省略し、本日12月18日の最終本会議において処理することと決しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

まず、日程第1、議案第114号から日程第39、陳情書第27号までの計39件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（上地廣敏君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。総務財政委員会委員長、上地廣敏。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第114号、宮古島市行政組織条例の一部改正について、原案可決。

議案第115号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第116号、宮古島市附属機関設置条例の制定について、原案可決。

議案第117号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、原案可決。

議案第118号、宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第106号。議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の歳出については、文教社会委員会において、「10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、学校規模適正化対策費、印刷製本費の増額補正について、宮古島市立来間小学校及び来間幼稚園について、廃止ではなく休校にしてもらいたいので、閉校にかかる記念誌の印刷製本費は認められないため反対」との反対意見があった。採決の結果、賛成多数で可決された。

陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。総務財政委員会委員長、上地廣敏。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

陳情書第19号、令和2年度建物管理業務委託の入札に関する件（要請）、採択すべきもの。

採択の理由。陳情書第19号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

◎文教社会委員会委員長（下地信広君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。文教社会委員会委員長、下地信広。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第107号、令和元年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第111号、令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第121号、宮古島市立学校設置条例の一部改正について、原案可決。

議案第122号、宮古島市立学校施設使用料徴収条例の一部改正について、原案可決。

議案第123号、宮古島市文化ホール条例の一部改正について、原案可決。

議案第124号、宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第125号、宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第129号、鏡原放課後児童クラブ指定管理者の指定について、原案可決。

議案第130号、宮古島市火葬場指定管理者の指定について、原案可決。

議案第132号、議決内容の一部変更について、原案可決。

議案第121号。議案第121号については、「来間中学校も住民の合意なく、反対を押し切ったの統廃合となった。来間中学校の統廃合から6年経過したが、教育委員会は中学校の統廃合に際し、小学校の統廃合は慎重に行うということであった。人口増加が見込めない、地域と学校は関係ないと説明をしているが、地域あつての学校、学校あつての地域と考える。廃校についての住民説明会に、住民の参加が少ない中で説明会をよしとしている点でも納得がいかない。歴史ある学校をなくすことは、伝統行事を継承していく点でも大きな文化の消失につながる。来間島が発展していくために、地域住民挙げてIターンの受け入れをし、移住者を呼び込む取り組みをしている。このことに対し行政として支援すべきであり、住民が求めるとおり廃校ではなく休校にすべきである」との反対意見があつた。採決の結果、賛成多数で可決された。

議案第122号、議案第123号。議案第122号、議案第123号については、「消費税は収入が少ない人ほど負担が重くなる逆進性の問題があり、収入が多い人と少ない人との消費税の年間の負担率が2倍相当になっている。増税の理由として、支え合う社会をつくることが目標と言われていたが、消費税を上げれば上げるほど、収入の少ない人は負担が重くなり、消費税は支え合う社会をつくる、という表現にふさわしくない逆行する状況が生まれている。社会保障は憲法に基づいて国が保障すべきものである。社会保障を充実するため、財源不足分を確保するために消費税を上げるとなると、消費税を上げ続けることになる。学校教育現場や文化ホール施設で徴収する消費税は納税の義務のないものであり、消費税増税分も含めて一般財源の歳入として繰り入れられるという性質であることから、事実上、公共施設使用料を引き上げたこと

につながると考えるので反対」との反対意見と、「福祉サービスの低下は税収が足りないことによるものであると考える。福祉サービス向上のために消費税増税は必要であるので賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で可決された。

陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。文教社会委員会委員長、下地信広。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

陳情書第20号、「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情について（依頼）、採択すべきもの。

陳情書第21号、幼児教育保育無償化に伴う給食費の取り扱いについての陳情書、採択すべきもの。

陳情書第22号、学校での「医療行為」に反対する陳情、不採択とすべきもの。

陳情書第23号、学校の安全・安心な環境づくりを求める陳情、不採択とすべきもの。

陳情書第25号、子どもの貧困に伴い教育環境の充実を求める陳情、採択すべきもの。

陳情書第26号、「学力向上推進」から派生する過度な競争に関する陳情、不採択とすべきもの。

陳情書第28号、「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情、採択すべきもの。

陳情書第29号、学校における働き方改革に関する取り組みを求める陳情、採択すべきもの。

陳情書第30号、公立小中学校の統廃合問題に関する陳情、不採択とすべきもの。

採択の理由。陳情書第20号、陳情書第21号、陳情書第25号、陳情書第28号、陳情書第29号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

不採択の理由。陳情書第22号については、「フッ素洗口は、子供たちを虫歯から守るために行っているので反対」との反対意見と、「子供たちの虫歯を予防することに関しては賛成だが、フッ素洗口は医療行為に当たり責任を持ってない、という内容の陳情が、学校現場で教育を行う先生から出ている以上は採択すべき」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

陳情書第23号については、「部分採択の話もあったが、内容的にブロック塀の完全撤去の必要性もなく、耐震化率も基準を満たし急を要することはないので不採択とすべき」との反対意見と、「耐震強化の基準を満たすようにすることは当然の要求。学校敷地内の不発弾有無の調査も、緊急の対応が要求される大事な中身。学校のブロック塀を完全撤去し、フェンス等の設置を行うことについては、危険なブロック塀という文言が入れば賛同できたので、学校のブロック塀を全面撤去し、フェンス等の設置を行うこと、を除く部分採択にすべきと考える」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

陳情書第26号については、「学力向上推進と過度な競争という部分に整合性がないので不採択とすべき」との反対意見と、「学力向上推進を名目に過度な競争になってしまい、子供たち、先生たちをも疲弊させている。余りにも過度な競争をあおり、正答率が上がればいだけという教育は、かえって子供たちの本来の意味での学力向上には資さないという考えから賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

陳情書第30号については、「学校統廃合については賛成なので、この陳情は不採択とすべき」との反対意見と、「住民の合意がない統廃合を行わないことは当然であり、地域防災の拠点である学校として早急に整備することも必要である。学校統廃合が廃集落、廃村とならないよう協議を行うこと、とあるが、地域があつてこそこの学校であり、学校があつてこそこの地域だと考える。児童生徒や保護者に過度な負担を強いるような統廃合を行わないことについても、子供の安全を確保する観点からも求められると考えるので賛成」との賛成意見があつた。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

閉会中、継続審査の申し出について。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。文教社会委員会委員長、下地信広。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もお審査を要するものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

陳情書第24号、管理強化につながらない「教職員人事評価制度」の見直しを求める陳情。

陳情書第27号、幼稚園・認定こども園の教職員の働き方に関する陳情。

理由。陳情書第24号、陳情書第27号については、閉会中も慎重審査を要する。

◎経済工務委員会委員長（我如古三雄君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。経済工務委員会委員長、我如古三雄。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第108号、令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第109号、令和元年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第110号、令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第112号、令和元年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第113号、令和元年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第119号、宮古島市パイナガマ海空すこやか公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第120号、宮古島市都市公園条例の一部改正について、原案可決。

議案第126号、宮古島市水道事業給水条例の一部改正について、原案可決。

議案第127号、字の区域の変更について、原案可決。

議案第128号、字の区域の変更について、原案可決。

議案第131号、宮古島市営住宅指定管理者の指定について、原案可決。

◎議長（佐久本洋介君）

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎島尻 誠君

それでは、文教社会委員会委員長にお尋ねしますが、まず議案第121号、宮古島市立学校設置条例の一部

改正についてであります。新聞等にも掲載されて、来間小学校の保護者代表のほうからも要請がありましたね。たしか12月10日だったと思うんですが、やはりこれまでのいろいろな議論した中身が反対をですね、いろんな賛成とか、ございますけど、なぜ議論の中で反対意見がやっぱり多いというふうな地元の声も拾った議論がされなかったのかなというふうな、それはちょっと中身はわかりませんが、その辺の議論というんですか、地元から声が上がった要請に関して、これどうして賛成なのかというふうな理由が書かれていません。この議案第121号、宮古島市立学校設置条例の一部改正についてでもそうですし、陳情書第30号、公立小中学校の統廃合問題に関する陳情にもこれ絡むと思うんですが、これに対しても不採択された理由も書かれておりません。それぞれの賛成した理由、反対した理由と議論されたと思うんですけど、文教社会委員会の中ではそういうふうな話は出ませんでしたか。

◎文教社会委員会委員長（下地信広君）

既に来間小学校の児童が少年野球で下地小学校に通っています。また、来間中学校と下地中学校が統廃合して6年間は過ぎておりますので、その中にはまた来間島の中学生の活躍も見受けられるということでございました。

（議員の声あり）

◎文教社会委員会委員長（下地信広君）

陳情書の内容は後でということ……

（議員の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

いや、あったかなかったかだけでいいです。

◎文教社会委員会委員長（下地信広君）

ありませんでした。

◎島尻 誠君

聞いているのは、文教社会委員会の中で皆さんで、反対、賛成の理由が審査結果報告書に示されていないんですね。だから、それを聞いているんですけど。

◎文教社会委員会委員長（下地信広君）

意見はですね、ありました。先ほどおっしゃったように、既に来間小学校の児童が少年野球で下地小学校に通っています。子供たちのことを思ったらやはりということで意見はありました。意見としてはありました。

◎島尻 誠君

ちょっと求めている答えじゃなかったように思うんですが、地元からの要請があったということはもう事実なんですね。やはりこの辺を慎重に議論すべきだと思うんですよ、文教社会委員会の中では。だから、議案第121号、宮古島市立学校設置条例の一部改正についてに関しては、要するにその改正については反対だということだけしか書いていない。陳情書にはなぜ採択できないのかという理由も書かれていない。この辺のちゃんとした文教社会委員会の皆さんの理由をちゃんと載せてこの議場では議論されるべきだと思うんですね。

◎文教社会委員会委員長（下地信広君）

意見はあったんですが、討論の時点ではなかったということですので、書いていないということです。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、日程第1、議案第114号、宮古島市行政組織条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第114号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第114号は可決されました。

次に、日程第2、議案第115号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第115号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第115号は可決されました。

次に、日程第3、議案第116号、宮古島市附属機関設置条例の制定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第116号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第116号は可決されました。

次に、日程第4、議案第117号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第117号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第117号は可決されました。

次に、日程第5、議案第118号、宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第118号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第118号は可決されました。

次に、日程第6、議案第119号、宮古島市パイナガマ海空すこやか公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第119号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第119号は可決されました。

次に、日程第7、議案第120号、宮古島市都市公園条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第120号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第120号は可決されました。

次に、日程第8、議案第121号、宮古島市立学校設置条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎國仲昌二君

私は、議案第121号、宮古島市立学校設置条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

今回の条例改正では来間小学校及び来間幼稚園を廃止するという内容です。私は、今回の来間小学校の下地小学校への統合は、来年度児童数が1人しか見込めないということで、いたし方ないものだというふうに理解いたします。しかし、それがいきなり廃校になるということになると、地域住民にとっては納得できないのではないかとこのように考えます。地域住民は、児童生徒数が減少していく中で、平成26年度に中学校が廃校になったんですけれども、その後も在アメリカのプロカメラマンの協力を得てですね、フォトプロジェクトというのを立ち上げたり、あるいはIターンの受け入れなど、さまざまな取り組みで児童数をふやすという努力をしてきておまして、今回小学校が統合になりますけれども、再開に向けてまた子供たちをふやしていくという取り組みを継続していこうというふうに考えていると聞いております。それがいきなり廃校になってしまうとなると、地域の希望といいますか、努力も水の泡になってしまうのではないかと考えます。私は、いきなり廃校するのではなくて、まずは休校にすべきだということに考えまして、議案第121号、宮古島市立学校設置条例の一部改正について反対といたします。

◎議長(佐久本洋介君)

ほかに討論はありませんか。

◎島尻 誠君

私もこの議案第121号、宮古島市立学校設置条例の一部改正については反対の立場で討論いたします。

学校規模適正化基本方針、これを軸に進められていることに関しては盲点があると私は感じております。それは、宮古島市教育委員会が学校規模適正化に機械的な判断をとられているという点だと考えております。教育委員会が示す学校規模適正化の基本的な考え方として、定義とする教育的な観点、よく教育長がおっしゃっている教育的な観点の進め方、これは保護者や地域住民と共通理解を図りながら、具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な分析、検証をすること、そして文部科学省が出している

手引にはそういうふうに明記されております。去る10月8日の説明会においては、多くの住民から廃校ではなく休校でという切実な声が上がっています。住民の声を無視した決定は地域配慮に欠けており、合意形成に至っていないと言えとの要請を保護者代表の砂川葉子さんは訴えておりました。私も小規模校へのそれなりの配慮に欠けていると考えます。小規模校にとって何が足りないのか検証、分析し、地域と共通理解のもと進められるのが学校規模適正化の基本方針だと私は考えます。余りにも学校規模を重視した無理な廃校措置だと考えます。よって、この議案第121号、宮古島市立学校設置条例の一部改正について反対します。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎濱元雅浩君

それでは、私は議案第121号、宮古島市立学校設置条例の一部改正について賛成の立場で討論いたします。

休校を求める声があるということですが、休校を求める声があるのは理解いたします。しかしながら、これがまた再開するだけの規模になるかどうかというのは読めないというところと、それであれば、私は早期に廃校にして、この施設を教育施設からまた行政財産に移して、地域の皆様でこれを活用して子供たちが有効に使えるような新しい形での集いの場というところに使うということも検討していけるのではないかと、これ休校にしてまた時間たっていくと、この建物自体の耐久性も問題にまたさらになってきます。現状の中で新しいアイデアを出して、子供たちの学びの場を地域で確保していくという考えもありかと思っておりますので、早期の廃校に賛成いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎新里 匠君

議案第121号、宮古島市立学校設置条例の一部改正について、賛成の立場から討論いたします。

今、子供が来年度1人しか確保ができないという事実がありますけれども、やはり6年間、中学校が統廃合になってからですね、6年間たったと。そのときに市は慎重に小学校については考えていきますという方針だったということですが、6年間ですね、やはり地域の方々も一生懸命頑張ってきたと。そういう中で来年度は残念ながら1人しか子供がいなかったという事実があるわけです。それで、来年は下地小学校のほうに行くということになると思うんですけれども、これを廃校にしないままですね、じゃ来年それを再開するかと、その2年後に再開するかというのをですね、子供の立場から考えると、やはりちゃんとした私は下地小学校に行くんだと、来間小学校に行くんだというですね、この人の立場を確立してあげると、確定してあげることがやはり重要なかなと思っております。地域の方々の気持ちも私もわかります。地元の意見としてはですね。ただ、この子供の立場というのも考えるべきであり、やはり先ほどもあったんですけれども、新たな施設の利用によってまた地域を変えていく、また盛り上げていくという観点もありますから、賛成をいたします。

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第121号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（佐久本洋介君）

挙手多数であります。

よって、議案第121号は可決されました。

次に、日程第9、議案第122号、宮古島市立学校施設使用料徴収条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎仲里タカ子君

議案第122号、宮古島市立学校施設使用料徴収条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

消費税の値上げがこの使用料の値上げになるというふうなことでこの条例が提案されておりますが、公的なところが運営しているところは消費税を国に納める必要がないということがわかりました。学校現場、文化ホール、この公共施設に消費税をかける理由は、例えば国に消費税を納める必要があるというのであれば、それはいたし方ないかとも思いますが、もしもそれを納める必要がないのであれば、単なる公共料金の値上げになると考えるので、これには反対をいたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎新里 匠君

議案第122号、宮古島市立学校施設使用料徴収条例の一部改正について、賛成の立場から討論します。

これはですね、税制の改正による変更ということが書かれておりますので、学校の云々とかですね、実質値上げじゃないかというこの点はちょっと違うのかなと。これを、税制に関してこの議会で議論する余地もないのかなと思いますので、賛成をいたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎上里 樹君

ただいまの議案第122号、宮古島市立学校施設使用料徴収条例の一部改正について、反対の立場から討論させていただきます。

いわゆる国の税制改正によるこの条例の提案になっていきますけども、社会保障の安定財源として消費税増税を進めるということなんですが、社会保障という場合に、これは憲法に基づく国の責務として保障されるべきものです。それを社会保障の財源がないからと、それを消費税に頼るということは、その社会保障の財源は全て消費税の引き上げにかかってくる、そういうことになります。いわゆる充実強化を進めようという際に、そういうことにつながると考えます。

それから、逆進性の問題が私はその消費税にはあると思うんですね。収入の少ない人ほど負担率が高くなると。委員長報告の中にもありましたとおり、今は格差が2倍に広がりました。ですから、そのような深刻な状況のもとで消費税を引き上げれば引き上げるほど、収入の少ない人、被災した人、守られるべき

人が守れない、そういうことになってしまうと思います。

さらに、財源の確保、これについても委員長報告のところでありましたけども、この財源の確保は税金の集め方、使い方を改めれば確保できるということです。いわゆる消費税が引き上げられてから、これが社会保障に本当に使われるのであれば、年金や医療費、後期高齢、こういった介護に含めても負担が上がっていくということはないはずで。ところが、消費税で集めた財源が大企業の法人税の減税、それから富裕層の所得税の減税に使われていったと。そのことからしても、それを改めれば財源は確保できると思います。あわせて、先ほど仲里タカ子議員が討論で、意見でありましたとおり、学校施設使用料、事実上引き上げたも同然につながるということで、反対です。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎濱元雅浩君

私、議案第122号、宮古島市立学校施設使用料徴収条例の一部改正についてに賛成の立場で討論いたします。

上里樹議員、仲里タカ子議員が言うように、宮古島市として消費税を納付する、国に納付する義務はないので、事実上の値上げではないかという意見、私もそうだと思います。なぜなら、これは社会全体が消費税アップしたことによってかかる経費を、いわゆるこの施設の維持管理費に係る経費を利用者に負担していただくという応分の負担だと私は考えておりますので、賛成いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第122号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手多数であります。

よって、議案第122号は可決されました。

次に、日程第10、議案第123号、宮古島市文化ホール条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎仲里タカ子君

この議案第123号、宮古島市文化ホール条例の一部改正についても先ほどと同様に消費税の値上げを理由とした事実上の公共料金の値上げと思うので、反対いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第123号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（佐久本洋介君）

挙手多数であります。

よって、議案第123号は可決されました。

次に、日程第11、議案第124号、宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第124号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第124号は可決されました。

次に、日程第12、議案第125号、宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第125号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第125号は可決されました。

次に、日程第13、議案第126号、宮古島市水道事業給水条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第126号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第126号は可決されました。

次に、日程第14、議案第106号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算(第4号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第106号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号は可決されました。

次に、日程第15、議案第107号、令和元年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第107号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第107号は可決されました。

次に、日程第16、議案第108号、令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第2号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第108号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第108号は可決されました。

次に、日程第17、議案第109号、令和元年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第109号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第109号は可決されました。

次に、日程第18、議案第110号、令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第110号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第110号は可決されました。

次に、日程第19、議案第111号、令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第3号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第111号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第111号は可決されました。

次に、日程第20、議案第112号、令和元年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第112号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第112号は可決されました。

次に、日程第21、議案第113号、令和元年度宮古島市水道事業会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第113号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第113号は可決されました。

次に、日程第22、議案第127号、字の区域の変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第127号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第127号は可決されました。

次に、日程第23、議案第128号、字の区域の変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第128号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第128号は可決されました。

次に、日程第24、議案第129号、鏡原放課後児童クラブ指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第129号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第129号は可決されました。

次に、日程第25、議案第130号、宮古島市火葬場指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第130号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第130号は可決されました。

次に、日程第26、議案第131号、宮古島市営住宅指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第131号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第131号は可決されました。

次に、日程第27、議案第132号、議決内容の一部変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第132号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第132号は可決されました。

次に、日程第28、陳情書第19号、令和2年度建物管理業務委託の入札に関する件(要請)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより陳情書第19号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第19号は採択されました。

次に、日程第29、陳情書第20号、「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情について(依頼)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより陳情書第20号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第20号は採択されました。

次に、日程第30、陳情書第21号、幼児教育保育無償化に伴う給食費の取り扱いについての陳情書に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第21号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第21号は採択されました。

次に、日程第31、陳情書第22号、学校での「医療行為」に反対する陳情に対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの陳情書第22号、学校での「医療行為」に反対する陳情に賛成する立場から討論させていただきます。

フッ素洗口は虫歯の予防にもなる、またそれがならないという医療関係者の声も中にはあります。ですから、そのフッ素洗口に当たっては慎重であるべきと意見が分かれています。ですから、これを学校現場で全生徒に行うという際に、この陳情書にあるように、学校現場で行うとなると事故や健康被害があった場合の責任の所在がはっきりしないという問題があります。ゆえに、養護教諭への負担も大きくなっているという実態があります。ですから、そういう立場に立った場合、この学校での医療行為というのはふさわしくないという立場から、この陳情書に賛成の立場です。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎仲里タカ子君

私もこの陳情書第22号、学校での「医療行為」に反対する陳情に関して賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど上里樹議員から、フッ素洗口は虫歯の予防にもなる、またそれがならないという医療関係者の声があるという話がありましたけれども、学校現場に私たちは文教社会委員会で学校給食を体験に行ったことがあります。確かにフッ素で洗口することは虫歯を防ぐということに私もそれは同意しますけれども、学校現場で、じゃ給食の休み時間に先生たちが一人一人の子供を見ながらフッ素洗口をさせるということは非常に難しい、管理に関して難しい問題があると思いますし、これに関しては子供たちを学校に預けている親とも十分に話し合う必要がある、それからそのフッ素の保管管理をどうするかという、養護教諭からも細かいところで非常に不安があるというふうなお話を聞いております。まだ何も細かい、学校の先生は働き方改革でいろんなことが言われる中で、じゃお昼御飯も食べないでフッ素洗口するのかとか、いろんなことがありますから、これを今の時点で学校にやるべきというふうになるのは、非常に拙速かなと思うので、もうちょっと細かい詰めも必要ですし、ちゃんとした手当て、これを学校に持って行くのであれば、ちゃんとした手当てが必要だと考えますので、今の時点での学校でのフッ素洗口、陳情書第22号、学校での「医療行為」に反対する陳情について賛成の立場です。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

本件に対する委員長報告は不採択でありますので、会議規則第69条の賛成者先諮の原則に基づき、本件は挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

陳情書第22号は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

◎議長(佐久本洋介君)

挙手少数であります。

よって、陳情書第22号は不採択されました。

次に、日程第32、陳情書第23号、学校の安全・安心な環境づくりを求める陳情に対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの陳情書第23号、学校の安全・安心な環境づくりを求める陳情に賛成の立場から討論させていただきます。

陳情書の中身は、耐震基準を満たすこと、敷地内の不発弾の有無を調査すること、その対応すること、あわせて3番目にブロック塀を全面撤去し、フェンス等の設置を行うことというのが陳情の中身です。ですから、反対の理由は、3番の学校ブロック塀を全面撤去し、フェンス等の設置を行うということ、もうこれは既に宮古島市が実施していることで、そぐわないということでもあります。しかし、私は、陳情書というのは部分採択というも可能という立場から、これを1と2を了として部分採択すべきものという立場です。もっとよりよく深く考えますと、3番の学校ブロック塀の全面撤去、フェンス等の設置を行うというのは、必ずしもこれを全面撤去しろというふうにはとれないと思うんですね。要するに耐震基準を満たしているのは国もそれは了としているわけで、存続させてもいいというわけで、それを一律に撤去しろというのはそれは無理がありますけれども、これはそれを踏まえたものであると理解してもいいんじゃないかということと、あわせて耐震基準を満たすようにという際にも、その耐震基準を満たさないブロック塀の基礎部分を残して上段をカットして、それにフェンスを設置しているという事例も宮古島市には見受けられます。ですから、本当に耐震基準を満たすという場合に、どのようなフェンスの設置やブロックの補強が必要かという観点に立っても、3番もむしろ生かしていけないんじゃないかと思えますけれども、そういう立場からこの陳情書に賛成の討論を終わらせていただきます。

◎議長(佐久本洋介君)

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

本件に対する委員長報告は不採択でありますので、会議規則第69条の賛成者先諮の原則に基づき、本件は挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

陳情書第23号は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

◎議長（佐久本洋介君）

挙手少数であります。

よって、陳情書第23号は不採択されました。

次に、日程第33、陳情書第25号、子どもの貧困に伴い教育環境の充実を求める陳情に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第25号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第25号は採択されました。

次に、日程第34、陳情書第26号、「学力向上推進」から派生する過度な競争に関する陳情に対する討論の発言を許します。

◎仲里タカ子君

陳情書第26号、「学力向上推進」から派生する過度な競争に関する陳情に対して、賛成の立場から討論をいたします。

この陳情書の中身ですね、記のところで、全国学力学習状況調査の本来の趣旨に照らして悉皆調査を受け入れないこと、序列化や過度な競争を生む学力調査の結果公表は控えること、超過勤務、多忙化の原因となっている学力定着状況調査の強制、システム入力、学力調査後学校での採点、分析を行わないこと、点数向上を目的とした事前対策を行わず適切に取り組むよう周知すること、本来の学校教育に多大な影響を与えている学力調査対策を改善することとなっております。特に、点数向上を目的とした事前対策のために、もう先生たちも子供たちも非常にエネルギーを使っているんだという現場の声もあります。学力向上推進を名目に過度な競争になっていないか気になります。それが子供たちをも先生も疲弊させる。余り過度な競争をあおると正答率は上がればいだけということになってしまっていて、逆に本当の意味での学力向上につながらないのではないかと考えます。よって、この陳情書第26号、「学力向上推進」から派生する過度な競争に関する陳情に対して賛成の立場での討論といたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎濱元雅浩君

私は、この陳情書第26号、「学力向上推進」から派生する過度な競争に関する陳情、反対の立場で討論いたします。

今、仲里タカ子議員が取り上げた点数向上を目的とした事前対策を行わず適切に取り組むように、特にここは逆にみんなで目標に向かってしっかりと学力を定着させていくという一つの目標値としてこのテストを利用するという考え方も私はあると思います。幼少期にしっかりと学力を定着させることは、その後の成長、また社会での活動にプラスになると思いますので、私は大切なことだと思っておりますので、ぜひとも学力向上に向けて教育委員会も頑張っていただきたいと思っております。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

本件に対する委員長報告は不採択でありますので、会議規則第69条の賛成者先諮の原則に基づき、本件は挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

陳情書第26号は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手少数であります。

よって、陳情書第26号は不採択されました。

次に、日程第35、陳情書第28号、「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第28号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第28号は採択されました。

次に、日程第36、陳情書第29号、学校における働き方改革に関する取り組みを求める陳情に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第29号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第29号は採択されました。

次に、日程第37、陳情書第30号、公立小中学校の統廃合問題に関する陳情に対する討論の発言を許します。

◎島尻 誠君

それでは、採択すべきものとして、陳情書第30号、公立小中学校の統廃合問題に関する陳情に賛成の立場から討論します。

先ほど来間小学校の話をしましたけども、学校規模適正化基本方針の話もしましたけども、学校規模の適正化に関する基本的な考え方ということで、教育長がよくおっしゃいます。教育的な観点は先ほど申し上げました。2つあるんですよね、これ。教育的な観点と、もう一つは地域コミュニティの核としての生活の配慮なんですよ。ちょっと読み上げますけど、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方向的に進める性格のものではなく、保護者や地域住民の十分な理解と協力を得るなど、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行う必要があることは言うまでもありませんというふうに示されております。教育長がよく学校規模適正化の基本方針を述べられます。これは教育の観点と、今言ったコミュニティの核としての捉え方です。2つなんですよ、要件は。先ほど申し上げました。今陳情で上がっているのは、同じように整合性での話です。要するに4点ございます。住民への説明を十分に行い、住民の合意のない統廃合は行わないこと。地域防災の拠点である学校として早急に整備すること。要するにコミュニティの核ですね。もう一つ、学校統廃合が廃集落、廃村とならないように協議を行うこと。児童生徒や保護者の過度な負担を強いるような統廃合を行わないこと。やはり地域からなくなる無理な統廃合しないでくれというふうな陳情だと。もう学校現場からも上がる。要するに基本方針と。これに沿ってやってくれというふうな……

◎議長(佐久本洋介君)

討論は簡潔にお願いします。

◎島尻 誠君

ことをおっしゃっています。その辺の理解をして、私は採択すべきものだと。賛成の立場から討論します。

◎議長(佐久本洋介君)

ほかに討論はありませんか。

◎前里光健君

こちらの陳情書第30号、公立小中学校の統廃合問題に関する陳情に反対の立場から発言いたします。

こちら公立小中学校の統廃合の問題に関する陳情なんですけれども、こちらの中にも、小規模校の問題

が取り上げられておりますが、その中の下のほうに児童生徒にとってよりよい方向を探っていかなければなりませんという文言がございます。私もその点に関してもやはり同意するところであります。やはり子供たちが、先ほどもありましたけど、1人とか2人とかの部分でも残していくべきだという地域の考え、地域コミュニティーの核というお話もありましたけれども、例えば、じゃ子供たちが今1人2人、3人4人の学校の状態で果たして子供たちの多様性を培うことができるのか、今グローバル化が進んでいる中で世界のほうに出ていく、そして活躍してほしいという思いがある中で、このコミュニティー、三、四名の中での多様性が培われる教育ができるのかということに関すると、やはり子供たちの観点、将来的な部分を考えれば、やはりこの統合というのはやむを得ない考えだというふうに私は思います。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

本件に対する委員長報告は不採択でありますので、会議規則第69条の賛成者先諮の原則に基づき、本件は挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

陳情書第30号は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手少数であります。

よって、陳情書第30号は不採択されました。

次に、日程第38、陳情書第24号及び日程第39、陳情書第27号の計2件については、文教社会委員長から会議規則第110条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がなされております。

お諮りします。日程第38、陳情書第24号及び日程第39、陳情書第27号の計2件については、文教社会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第24号及び陳情書第27号の計2件は文教社会委員会に閉会中の継続審査に付することと決しました。

次に、日程第40、同意案第1号、教育委員会委員の任命についてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第1号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号は同意されました。

これで、市長提案の議案の審議は終了しましたので、当局の皆さんは退席してください。

休憩します。

(休憩＝午前11時17分)

(市長、教育長、企画政策部長、総務部長、退席)

◎議長(佐久本洋介君)

再開します。

(再開＝午前11時17分)

次に、日程第41、意見書案第12号及び日程第42、意見書案第13号の計2件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎文教社会委員会委員長(下地信広君)

意見書案第12号、居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。令和元年12月18日、宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。文教社会委員会委員長、下地信広。

本文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る

経過措置期間延長に関する意見書

本市は、介護保険制度が創設された平成12年4月以来、高齢者が住み慣れた地域において、生涯を通して自分らしく健康で明るく、社会の一員としての役割を担い、生きがいを持って豊かに暮らしていくことができる介護保険事業の実現に向けて着実に成果を上げてきた。

特に事業実施にあたっては、沖縄県介護保険広域連合を構成する29市町村の一員として、地理的条件、介護サービス提供基盤、社会資源、人的資源等、実情が異なる中、構成市町村の地域特性を考慮した上で中長期的な視点をもって、保険者である広域連合とともに一丸となって保険者機能の強化等に努めてきた。

しかしながら、国による制度整備と支援、業界挙げての努力にもかかわらず、沖縄県内においては、介護、福祉人材の確保は厳しく、利用者への介護サービスの提供が十分にできていない状況である。

このような中、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の一部改正(平成30年1月18日厚生労働省令改正、平成30年4月1日施行)において、居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任介護支援専門員とし、経過措置期間として令和3年3月31日までの間と定めている。介護支援専門員が主任介護支援専門員になるための条件は、専任の介護支援専門員としての従事期間が5年以上の者が、主任介護支援専門員研修(70時間)を受けることとなっているが、経過措置期間が3年しかないため、管理者の要件を満たすことができず、事業所を廃止又は休止せざるを得ない状況が発生し、利用者には大きな混乱が生じる恐れがある。

居宅介護支援事業所は、介護が必要な高齢者が、適切な介護サービスを利用できるように支援する重要な役割を担うと共に、沖縄県内市町村の介護サービス基盤強化に大きく貢献している。高齢者が住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていくためには、当分の間、居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間を延長する必要がある。

よって、政府におかれては、沖縄県のこのような状況を鑑み、下記事項について十分な措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 居宅介護支援事業所の管理者要件の経過措置期間を最低でも6年以上（令和6年3月31日）まで延長すること。
2. 介護支援専門員が容易に主任介護支援専門員研修を受講できるように環境整備を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年（2019年）12月18日

沖縄県宮古島市議会

宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、沖縄及び北方対策担当大臣。意見書案第13号、「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。令和元年12月18日、宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。文教社会委員会委員長、下地信広。

本文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書

今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子供の状況を踏まえ、多様な教育活動が推進できるよう、当事者である学校や市教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが喫緊の課題です。

そのためには財政的な保障が必要であり、それは国としての責務です。義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしています。

しかしながら政府は、昭和60年度以降、義務教育費国庫負担制度の見直しを行い、これまで旅費、教材費、恩給費、共済費、公務災害補償基金、退職手当及び児童手当等、義務教育に係る経費を相次いで一般財源化した経過があります。さらに、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は「2分の1」から「3分の1」に引き下げられ、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっています。

現在においても、教職員給与費のさらなる一般財源化ばかりか、義務教育費国庫負担金全額の一般財源化を推し進めようとするなどの動きがあります。もし、義務教育費国庫負担がなくなれば、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じます。特に、多くの離島僻地校を抱える本県は非常に深刻な状況に置かれることが予想されます。

子供たちの教育条件に、地域による格差を生じさせてはなりません。少なくとも憲法に保障された義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきです。

以上のことから、下記事項について実現していただくよう要請します。

記

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持し、早急に国の負担を（2分の1以上に）拡充すること。
2. 教職員定数改善を速やかに実施するとともに、学校現場に必要な教職員を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置を、正規職として拡充できるようにすること。
3. 意欲と情熱を持って教育に取り組む優れた教員を確保するため、人材確保法を堅持し、勤務実態を踏まえた教員の処遇改善に努めること。
4. 教育関係予算を増額し、充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年（2019年）12月18日

沖縄県宮古島市議会

宛先、内閣総理大臣、文部科学大臣。

◎議長（佐久本洋介君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第41、意見書案第12号及び日程第42、意見書案第13号の計2件については、委員会提出の案件でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理します。

これより討論に入ります。

まず、日程第41、意見書案第12号、居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第12号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第12号は可決されました。

次に、日程第42、意見書案第13号、「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書に対

する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより意見書案第13号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第13号は可決されました。

次に、日程第43、意見書案第14号及び日程第44、意見書案第15号の計2件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎議会運営委員会委員長(平良和彦君)

意見書案第14号、過疎地域自立促進のための新たな立法措置に関する意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。令和元年12月18日、宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。議会運営委員会委員長、平良和彦。

本文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

過疎地域自立促進のための新たな立法措置に関する意見書

宮古島市は、平成17年10月の市町村合併以前に旧平良市以外の旧城辺町、旧下地町、旧伊良部町、旧上野村の4町村が過疎地域に指定されており、昭和55年制定の「過疎地域振興特別措置法」等に基づく総合的な過疎対策事業の実施により、生活環境の整備や農業振興など、多くの成果を上げてきたところである。

宮古島市は市町村合併後も特例による「みなし過疎」として指定を受け、過疎対策事業を積極的に活用し、地域の均衡ある発展に取り組んできたが、本市の過疎地域においては人口流出に伴う若年層の減少及び高齢化により、地域活力の減退が懸念される状況にあるとともに、公共施設の老朽化対策や統廃合、医師不足等、解決すべき多くの課題が残されている。

また、宮古島市を含む沖縄県内市町村においては過疎対策にかかる法律の適用が、第2次世界大戦による米軍統治の影響により、本土より10年遅れたことや島嶼地域であるがゆえに広域行政サービスが困難であること、財産基盤が極めて脆弱であることなどから、非過疎地域との格差を解消していくためには、今後とも国の強力な支援が必要である。

我が国においては、過疎地域が自然環境の保全、癒やしの場の提供など多面的、公益的な極めて重要な役割を担っていることから、過疎地域に対する総合的な対策を引き続き行うため、下記の内容を盛り込んだ新たな法律の制定が図られるよう強く要望する。

記

- 1 新たな過疎法において、現行法第33条に規定する「みなし過疎」及び「一部過疎」の、市町村の廃置分合等があった場合の特例を引き続き設けること。
- 2 過疎地域市町村が自立促進を図るための事業が着実に行えるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度

の維持・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年（2019年）12月18日

沖縄県宮古島市議会

宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、沖縄及び北方対策担当大臣。

意見書案第15号、首里城の早期再建を求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。令和元年12月18日、宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。議会運営委員会委員長、平良和彦。

本文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

首里城の早期再建を求める意見書

去る10月31日午前2時35分ごろ、首里城で火災が発生し、御庭（うなー）を囲む正殿、北殿、南殿の主要建造物7棟、あわせて約4,800平方メートルと琉球王国時代の美術工芸品多数が焼失し、県民に深い悲しみと強い衝撃を与えた。

首里城は1429年から約450年続いた琉球王国の政治、外交、文化の中心であり象徴であった、過去にも4度の焼失にみまわれたがその度に再建されてきた。

沖縄戦で焼失した首里城は、1957年の部分的復元からなされ1986年に都市公園整備事業として本格的に復元整備が閣議決定されたことを受け、1989年の着工、1992年正殿が復元され本年（2019年）1月に御内原（おうちばら）の工事を終え、同年2月1日より全エリアの公開がなされ全工程の完成を見た。

更に、2000年12月には首里城跡、園比屋武御嶽石門（そのひゃんうたきいしもん）、玉陵（たまうどうん）等々、県内9ヶ所の文化遺産が中国と日本の築城文化を融合した独特の建築様式、歴史的価値が評価され「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として日本で11番目の世界遺産に登録された。

復元された首里城は、沖縄のアイデンティティの形成や文化の発信、万国津梁の精神による貿易と平和交流の象徴として、また新たな県民文化、伝統技術の継承・発展を図り沖縄の歴史を学ぶ場として年間約280万人の観光客を集めるなど大きな役割を担っている。

しかし、今回の火災によって、その役割と共に存在の大きさを痛感している。

先日、首里城再建に向けての基本方針が閣議決定をされた旨の報道があった。

市民や県民、多くの県出身者や関係者が切望する、琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建に向けて、国と県、関係機関が連携し本土復帰50周年を迎える2022年までに再建に向けた実施計画を策定すること、国による特別な財政措置を含め積極的な推進を図り、一刻も早い首里城の再建がなされることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年（2019年）12月18日

沖縄県宮古島市議会

宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、文部科学大臣、文化庁長官、沖縄県知事。

◎議長（佐久本洋介君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第43、意見書案第14号及び日程第44、意見書案第15号の計2件については、委員会提出の案件でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理します。

これより討論に入ります。

まず、日程第43、意見書案第14号、過疎地域自立促進のための新たな立法措置に関する意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第14号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第14号は可決されました。

次に、日程第44、意見書案第15号、首里城の早期再建を求める意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第15号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第15号は可決されました。

次に、日程第45、派遣第3号、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、派遣第3号のとおり、那覇市で開催される沖縄県離島振興市町村議会議員・事務局職員研修会参加のため、令和2年2月19日の1日、議員23名を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、この際お諮りします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、これを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

しばらく休憩し、午後1時半から再開します。

休憩します。

(休憩＝午前11時44分)

(休憩中に議長から議長の辞職願を副議長へ提出する旨の発言があった。)

◎議長(佐久本洋介君)

再開します。

(再開＝午後1時30分)

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長(上地昭人君)

議長の命により、諸般の報告をいたします。

休憩中に議長の職を辞したい旨の辞職願を上地廣敏副議長に提出しました。

また、同じく上地廣敏副議長から副議長の職を辞したい旨の辞職願の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長(佐久本洋介君)

お諮りします。議長の辞職についてを本日の日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についてを本日の日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1、議長の辞職についてを議題とします。

本件は私の一身上にかかわることでありますので、地方自治法第117条の規定により退席します。

副議長に議事の進行をよろしくお願いします。

休憩します。

(休憩＝午後 1 時30分)

(佐久本洋介君、退席)

◎副議長（上地廣敏君）

再開します。

(再開＝午後 1 時31分)

この際、辞職願を事務局長に朗読させます。

◎事務局長（上地昭人君）

朗読いたします。

令和元年12月18日、宮古島市議会副議長、上地廣敏殿。宮古島市議会議長、佐久本洋介。辞職願。今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

◎副議長（上地廣敏君）

これで朗読は終わりました。

お諮りします。佐久本洋介君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎副議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、佐久本洋介君の議長の辞職を許可することに決しました。

休憩します。

(休憩＝午後 1 時32分)

(佐久本洋介君、着席)

◎副議長（上地廣敏君）

再開します。

(再開＝午後 1 時33分)

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。議長の選挙を本日の日程に追加し、追加日程第2、選挙第2号として直ちに行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎副議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を本日の日程に追加し、追加日程第2、選挙第2号として直ちに行うことと決しました。

追加日程第2、選挙第2号、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にしますか。

(「投票」の声あり)

◎副議長（上地廣敏君）

投票の声がありますので、選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

◎副議長(上地廣敏君)

ただいまの出席議員は23人です。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。なお、議員中には同姓がおられますので、氏名までの記載を願います。

これより投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

◎副議長(上地廣敏君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(上地廣敏君)

配付漏れなしと認めます。

これより投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

◎副議長(上地廣敏君)

異状なしと認めます。

これより投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

(点呼により投票)

◎副議長(上地廣敏君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(上地廣敏君)

投票漏れなしと認めます。

これにて投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎副議長(上地廣敏君)

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に我如古三雄君及び仲里タカ子君を指名します。

よって、ご兩名の立ち会いを願います。

(開票)

◎副議長(上地廣敏君)

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票18票、無効投票5票。有効投票中、山里雅彦君18票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4.50票であります。

よって、山里雅彦君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました山里雅彦君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をします。

山里雅彦君に議長当選の承諾及びご挨拶をお願いします。

◎議長（山里雅彦君）

議員の皆様には、議長に選出していただきまして、心より感謝申し上げます。身の引き締まる思いがしております。

本市は、平成17年10月に5市町村が合併しまして15年になります。その間、議会においては、宮古島市、本市の課題解決のためにリーディング事業等を行政とともに議会も取り組んでまいりました。しかしながら、時代も平成から令和になり、我々の宮古島市を取り巻く状況が大きく変化しております。そういった意味では、二元代表制としての議会の役割、そして果たすべき責任がこれまで以上に大きなものとなっております。そういった意味では、行政も執行機関としてしっかり予算の配分、提案等、これまで以上に審議し、精査し、そして我々の議会も議決機関としてしっかり審査、チェックし、前議長が積極的に進めてこられました政策立案、提言等もすることにより二元代表制としての当局、我々議会が、それぞれが十分な機能を発揮することがこれからの我々宮古島市の振興発展、我々宮古島市の市民の生活の向上につながっていくものだというふうに思っております。

最後になりますが、議会運営に関しましては、議長として、これまで以上により市民に開かれた議会を目指し、そしてより慎重審議を行えるようにしっかり議長として努力して頑張っておりますので、議員の皆様にもご協力のほどよろしく願いいたします。そして、議会運営、議事の進行に当たりましては、これまで以上にスムーズな皆様のご協力を得てやっていきたいと思っておりますので、盛大なご協力をよろしく願いまして、受諾の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎副議長（上地廣敏君）

山里雅彦君、議長就任おめでとうございます。

これで議長と交代します。山里雅彦議長、議長席にお着き願います。

休憩します。

(休憩＝午後1時49分)

◎議長（山里雅彦君）

再開します。

(再開＝午後1時50分)

上地廣敏君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。副議長の辞職についてを本日の日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職についてを本日の日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることと決しました。

追加日程第3、副議長の辞職についてを議題とします。

本件は上地廣敏君の一身上にかかわることとありますので、地方自治法第117条の規定により、上地廣敏君の退席を求めます。

休憩します。

（休憩＝午後1時50分）

（上地廣敏君、退席）

◎議長（山里雅彦君）

再開します。

（再開＝午後1時51分）

この際、辞職願を事務局長に朗読させます。

◎事務局長（上地昭人君）

朗読いたします。

令和元年12月18日、宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。宮古島市議会副議長、上地廣敏。

辞職願。今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

◎議長（山里雅彦君）

これで朗読は終わりました。

お諮りします。上地廣敏君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、上地廣敏君の副議長の辞職を許可することに決しました。

休憩します。

（休憩＝午後1時52分）

（上地廣敏君、着席）

◎議長（山里雅彦君）

再開します。

（再開＝午後1時52分）

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。副議長の選挙を本日の日程に追加し、追加日程第4、選挙第3号として直ちに行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を本日の日程に追加し、追加日程第4、選挙第3号として直ちに行うことと決しました。

追加日程第4、選挙第3号、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にしますか。

(「投票」の声あり)

◎議長(山里雅彦君)

投票の声がありますので、選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

◎議長(山里雅彦君)

ただいまの出席議員は23人であります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。なお、議員中には同姓がおられますので、氏名までの記載を願います。

これより投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

◎議長(山里雅彦君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山里雅彦君)

配付漏れなしと認めます。

これより投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

◎議長(山里雅彦君)

異状なしと認めます。

これより投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

(点呼により投票)

◎議長(山里雅彦君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山里雅彦君)

投票漏れなしと認めます。

これにて投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎議長(山里雅彦君)

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に我如古三雄君及び仲里タカ子君を指名します。

よって、ご兩名の立ち会いを願います。

(開 票)

◎議長(山里雅彦君)

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票18票、無効投票5票。有効投票中、高吉幸光君18票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4.50票であります。

よって、高吉幸光君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました高吉幸光君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をします。

高吉幸光君に副議長当選の承諾及びご挨拶をお願いします。

◎副議長(高吉幸光君)

皆様、副議長に選任いただき、大変にありがとうございます。若輩ではございますが、これまで宮古島市議会、また築いてくれた先輩たち、またそれを見習いながら、自由闊達な市議会、また行政とのしっかりした対決、また融和を図りながら、山里雅彦新議長を支えながら頑張っていきたいというふうに思っております。

シンプルではございますが、以上承諾の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長(山里雅彦君)

高吉幸光君、副議長就任おめでとうございます。

これで今定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今定例会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして令和元年第7回宮古島市議会定例会を閉会します。

(閉会＝午後2時05分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和元年12月18日

宮古島市議会

議 長 山 里 雅 彦

前議長 佐久本 洋 介

前副議長 上 地 廣 敏

議 員 下 地 信 広

〃 上 里 樹